

湯河原町史

第四卷

町村合併六〇年のあゆみ
資料編 行政と教育福祉



駅下土地区画整理事業施行前（1954（昭和29）年度 神奈川県撮影）



駅下土地区画整理事業施行後（1969（昭和44）年度 神奈川県撮影）



中央土地区画整理事業施行前（1969（昭和44）年度 神奈川県撮影）



中央土地区画整理事業施行後（1990（平成2）年度 神奈川県撮影）



1966（昭和41）年頃の宮上446付近の温泉場道路



1973（昭和48）年頃の吉浜診療所



1980（昭和55）年4月 県立湯河原高等学校入学式受付



1981（昭和56）年1月 建設中の下水処理場

発刊のことば

昭和三〇年四月に、湯河原町、吉浜町、福浦村が合併して、現在の湯河原町が誕生し、平成二七年四月で町村合併六〇周年を迎えました。

既刊の『湯河原町史』は、古代から町村合併までを中心に編さんされていることもあり、その後の町の歴史を伝えるすべがなく、資料の散逸などのおそれがあるため、町村合併六〇周年を記念いたしまして町史の刊行に取り組んだものでございます。

かつてのわたくしたちの町は、駅下などに田園風景が広がり、数多くの文人墨客が愛した温泉場の風情を残していました。高度経済成長期の区画整理により、駅下などの街並みも基盤の目のよりにきれいに整備され、浴衣姿で歩く観光客で賑わい、バスが擦れ違えないほど狭かった温泉場の道路も拡張整備されるなど、都市化の波にのまれ、産業構造や人々の暮らしぶりも変わってまいりました。

温暖な気候、温泉や豊かな自然環境に恵まれ、観光立町としての産業の発展を軸に、時代の流れと共に変わりゆくわたくしたちの町の姿を後世に伝えるべく、資料編を二巻に分けてまして発刊いたします。まず、第四巻では、行政関係の資料を中心に「行政と教育・福祉」、次に、第五巻では、町民のくらしに関連したものを中心に「くらしと産業」といった様々な分野の資料を収録いたしました。

この町史が、多くの町民の皆様などに利用され、お役に立つことができれば幸いです。

最後に本書の刊行にあたり、貴重な資料を御提供くださいました方々、編集・執筆に携わっていただきました諸先生方をはじめ町史編さん関係者の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和二年三月

湯河原町長

富田 幸 宏

凡例

一、本書は、『湯河原町史 第一卷 原始・古代・中世・近世 資料編』『湯河原町史 第二卷 近現代資料編』『湯河原町史 第三卷 通史編』に続くもので、『湯河原町史 資料編』の第四卷・第五卷として、一九五五（昭和三〇）年から二〇一五（平成二七）年三月までの六〇年間についての湯河原町域に関する資料を収録した。

一、本書第四卷の構成は分野別に、町政の基本姿勢と組織、合併問題と都市親善交流、まちづくりと交通、教育、福祉・医療に関する資料を収録した。また、別編として、町民からの聞き書きによる六〇年の証言および年表・統計を収録した。

一、第五卷の構成は分野別に、温泉と観光、農業・漁業・商工業の展開、社会活動と文化、生活の諸相、自然と環境問題に関する資料を収録した。また、別編として、既刊の町史に収録されていない昭和三〇年以前の追録資料を収録した。

一、資料全部に一連番号を付した。

一、各章の冒頭に解説を記した。

一、各資料の表題は、その内容に即して適宜改めて編者が付した。

一、各資料の末尾に資料の出所を記した。

一、字体は原則として原資料のままの漢字を用いた。

- 一、原文の不明箇所は（ママ）とした。推定のもものは右傍（ ）内に示した。
- 一、読みやすくするため、資料には句点（。）、読点（、）を適宜ほどこした。
- 一、資料中、虫食い・汚損その他判読不能の箇所は□で示し、そのうち字数不明のものは□とした。
- 一、横書きの資料は縦書きに改め、資料の最後に「原資料は横書き」と示した。また、算用数字を漢数字に置き換え、「十百」を用いていない。ただし、条例などの条建ての場合は、「十百」を用い、縦書きの例に合わせた。
- 一、資料中の傍線~~~~は原資料中の抹消部分を示し、右傍書がその訂正部分である。
- 一、資料中の表紙等の部分は□でかこんだ。
- 一、本文や図・表などを省略した場合は、（前略）・（中略）・（後略）・（省略）などで示した。
- 一、複数の資料が綴られて一件となっている場合には、各資料間に———を入れた。
- 一、個人のプライバシーに配慮すべきと考えられる場合は、資料中の個人名等を伏せ、○○○○で示した。

湯河原町史 第四卷・第五卷

総目次

題字 湯河原町長 富田幸宏

第四卷

町村合併六〇年のあゆみ
資料編 行政と教育・福祉

口絵

発刊のことば

凡例

編集にあたって

第一章 町政の基本姿勢と組織

第二章 合併問題と都市親善交流

第三章 まちづくりと交通

第四章 教 育

第五章 福祉・医療

別編第一章 六〇年の証言

別編第二章 年表・統計

第五卷

町村合併六〇年のあゆみ
資料編 くらしと産業

口絵

凡例

第一章 温泉と観光

第二章 農業・漁業・商工業の展開

第三章 社会活動と文化

第四章 生活の諸相

第五章 自然と環境問題

別編 昭和三〇年以前の追録資料

資料及び写真提供者・機関等一覧

あとがき

町史編さん関係組織

湯河原町史 第四卷 町村合併六〇年のあゆみ 資料編 行政と教育・福祉

目次

口 絵

発刊のことば

凡 例

目 次

資料編 行政と教育・福祉

編集にあたって 3

第一章 町政の基本姿勢と組織 5

第一節 主要例規による町政の基本姿勢 6

1 湯河原町町民憲章 昭和61・3・1 6

2 湯河原町情報公開条例 平成17・3・3 7

3 湯河原町個人情報保護条例 平成17・3・3 22

4 湯河原町自治基本条例 平成18・12・1 54

5 湯河原まちづくり寄附条例 平成21・3・2 59

	第二節 町議会運営例規	62
	(一) 議員定数	62
6	湯河原町議会議員の定数を減少することに関する要望書	昭和58・5・2
7	湯河原町議会議員の定数を減少する条例の一部改正	昭和58・9・27
8	湯河原町議会議員定数条例の一部改正	平成23・3・4
	(二) 基本的事項	68
9	湯河原町議会基本条例	平成18・12・12
	第三節 行政組織と職員	76
	(一) 部課設置	76
10	湯河原町課設置条例	昭和30・4・1
11	湯河原町課設置条例の全部を改正する条例	昭和41・1・10
12	湯河原町部設置条例	昭和58・12・26
	(二) 副町長の定数	82
13	湯河原町副町長の定数を定める条例	平成19・2・14
14	湯河原町に副町長を置かないことの条例	平成19・6・8
15	湯河原町副町長の定数を定める条例	平成21・3・2

(三) 職員定数 …………… 85

16 湯河原町職員定数条例 …………… 昭和32・4・1 …… 85

17 湯河原町職員定数条例の全部を改正する条例 …………… 昭和39・3・4 …… 86

18 湯河原町職員定数条例の一部改正 …………… 平成22・11・30 …… 88

第二章 合併問題と都市親善交流 …………… 91

第一節 熱海市泉地区との合併問題 …………… 92

19 湯河原町と熱海市泉地区との合併問題に関する要望書 …………… 昭和36・3 …… 92

20 合併に関する湯河原広報の特集 …………… 昭和36・6 …… 97

21 湯河原町区長連絡協議会決議 …………… 昭和36・6・3 …… 101

22 湯河原町議会決議 …………… 昭和36・6・5 …… 102

23 自治大臣あて陳情書 …………… 昭和36・6・16 …… 103

24 熱海市との境界変更に関する措置について …………… 昭和36・6・29 …… 104

25 熱海市との境界変更に関する措置についての決議 …………… 昭和36・6・30 …… 108

26 境界変更に関する措置に対する湯河原町長の声明 …………… 昭和36・6・30 …… 110

27 緊急課長会議記録 …………… 昭和36・7・1 …… 112

28 湯河原町振興対策審議会条例 …………… 昭和36 …… 114

29 熱海市との広域行政問題に関する調査結果報告 …………… 昭和41・10・7 …… 117

	第二節	真鶴町との合併問題	119
30		真鶴町湯河原町合併推進協議会の設立	119
31		合併重点支援地域指定要望書	123
32		真鶴町・湯河原町 夢・まちづくりビジョン(抄)	124
33		新市建設計画(抄)	135
34		真鶴町湯河原町合併協議会の廃止	152
	①	湯河原町議会 議決結果	152
	②	湯河原町議会 会議録	153
	③	真鶴町議会 会議録	162
35		合併協議不成立の要因に関するアンケート	166
	第三節	都市親善交流	171
36		親善都市宣言(広島県三原市)	171
37		姉妹都市提携協定書(大韓民国忠州市)	173
38		友好親善提携(長野県南安曇郡奈川村)	175
39		姉妹都市提携宣言(オーストラリア国ポートステイブンス市)	176
40		友好親善提携(富山県中新川郡立山町)	179
41		文化交流都市提携(東京都豊島区)	180
		昭和51・8・7	
		平成6・11・28	
		平成10・3・30	
		平成11・8・18	
		平成15・11・1	
		平成16・9・15	
		平成16・9・14	
		平成16・2・18	
		平成14・9・4	
		平成15・5・2	
		平成15・10	
		平成16・2	

第三章 まちづくりと交通

第一節 総合計画

42	新町建設基本計画(抄)	昭和35年度～昭和44年度	184
43	総合計画(抄)	昭和45年度～昭和54年度	201
44	新総合計画(抄)	昭和55年度～昭和64年度	209
45	湯河原二一世紀計画(基本構想)(抄)	昭和61年度～昭和75年度	223
46	ゆがわら二〇〇一プラン基本構想(抄)	平成13年度～平成22年度	244
47	ゆがわら二〇一プラン基本構想(抄)	平成23年度～平成32年度	259

第二節 都市計画

(一) 駅下土地区画整理

48	駅下土地区画整理区域決定について	昭和28・9・5	272
49	駅下土地区画整理決定について	昭和28・9・12	278
50	駅下土地区画整理施行命令内申について	昭和29	280
51	駅下土地区画整理施行命令について	昭和29・11・5	283
52	湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業施行条例	昭和34・6・29	285
53	駅下土地区画整理事業種目別施行前後対照表	昭和45・10	291

(二) 中央土地区画整理

66	飲料水の供給に関する覚書	昭和43	9	26	339
65	時間給水について	昭和36	5	30	337
	② 回答書	昭和35	11	2	334
	① 請願書	昭和35	9	18	332
64	吉浜地区水道利用者からの請願	昭和35	4	25	332
63	簡易水道布設許可申請書	昭和35	4	25	330
62	門川簡易水道組合水道事業変更に伴う補助申請書	昭和34	7	31	329
61	門川簡易水道組合定款	昭和34	5	9	322
60	町営上水道事業運営審議中間報告書	昭和32	6	28	320
59	湯河原町水道使用条例	昭和32	3	25	314
58	福浦上水道計画についての覚書	昭和31	5	24	312
	(一) 上水道関係				312
	第三節 上下水道整備				312
57	中央土地区画整理事業種目別施行前後対照表	平成8	3		310
56	湯河原中央土地区画整理事業施行条例	昭和46	10	1	305
55	中央土地区画整理事業事業計画	昭和46	9	23	298
54	中央土地区画整理事業区域決定申請について	昭和42	5	31	292

	67	水道料金支払請求に対する御願書	昭和46	5	31
	68	真鶴町への飲料水の分水量増量について	昭和49	5	32
	69	水道緊急連絡管接続等相互応援基本協定	平成元	12	343
	70	湯河原町水道事業給水条例	平成10	3	345
(二)		下水道関係			359
	71	浄水センター建設計画について	昭和48	8	359
	72	湯河原町下水道条例	昭和59	12	361
	73	浄水センターに関する懸案の処理について	昭和60	3	373
	74	熱海市との下水処理に関する事務委託規約	昭和61	3	377
	75	真鶴町公共下水道の終末処理について	平成4	3	380
(三)		新幹線工事関係			384
	76	ずい道内湧水の使用願い	昭和35	7	384
	77	新幹線工事に伴う湧水に関する請願・要望等			385
		① 水源湧水量減少等に関する請願書	昭和35	11	385
		② 尾崎湧水の減少に関する要望書	昭和36	9	386
78		国鉄新幹線泉越隧道湧水使用についての協議書	昭和39	8	387
第四節		消防・防災と国民保護			388

	(一)	消防体制	388
	79	緊急の事態における援助協力協定	388
	80	湯河原町消防団条例	391
	81	小田原市・足柄下郡消防相互応援協定書	396
	82	湯河原町消防本部及び消防署の設置等に関する条例	398
	83	真鶴町との消防事務受託に関する協議書	400
	84	はしご付消防自動車の購入	403
	85	熱海市との救急事務受託に関する規約	404
	(二)	防災体制	407
	86	湯河原町防災会議条例	407
	87	湯河原町災害対策本部条例	409
	88	湯河原町地震災害警戒本部条例	410
	89	防災アンケート	412
	90	湯河原町立小中学校防災アンケート集計結果	414
	(三)	国民保護対策	436
	91	湯河原町国民保護協議会条例	436
	92	湯河原町国民保護対策本部及び湯河原町緊急対処事態対策本部条例	438

	93	国民保護計画	平成19	3	441
		第五節 新幹線工事			447
	94	新幹線工事協議記録			447
		① 新幹線対策委員会記録	昭和35	5	31
		② 鍛冶屋地内道路問題等の折衝結果	昭和36	2	23
		③ 新幹線事業に伴う協議について	昭和36	5	49
	95	作業用道路新設につき用地買収について			451
		① 用地買収の専決処分承認を求める議案	昭和37	4	27
		② 専決処分承認に関する町議会会議録			452
	96	工事に伴うり土の処理について	昭和37	8	7
		工事に伴う町道補修費負担問題	昭和38	11	15
	97	被害補償の念書	昭和40	10	5
	98	工事に伴う町内残務処理について	昭和40	10	25
		第六節 道路の開通			464
	100	真鶴有料道路開通	昭和34	9	3
	101	温泉場道路のバス運行問題	昭和41	7	23
102		湯河原新道（オレンジライン）町へ移管	昭和62	4	1
					468

	温泉場道路の改修	平成元	3	25	472
	第四章 教 育				475
	第一節 幼稚園・小中学校教育（義務教育）				476
104	プール建設につきPTAの寄附採納について	昭和31	5	23	476
105	昭和三二年度福浦幼稚園教育目標	昭和32			477
106	教育研究会規約並びに実施細則	昭和32	7	1	480
107	湯河原町立中学校統合校舎等建設に関する要望書	昭和36	1	17	483
108	湯河原町立湯河原中学校の廃止について	昭和36			490
109	湯河原町立中学校の設置について	昭和36			492
110	熱海市泉地区との合併問題				494
①	湯河原小・中学校における泉地区児童等の教育措置について	昭和36	7	10	494
②	熱海市P・T・A協議会会長からの要望書	昭和36	7	17	495
③	泉地区児童生徒の教育委託について	昭和36	7	18	497
④	熱海市P・T・A協議会会長への回答書	昭和36	7	24	498
⑤	委託児童生徒の扱い停止について（その一）	昭和36	8	7	500
⑥	委託児童生徒の扱い停止について（その二）	昭和36	8	12	501
⑦	泉地区児童生徒の教育委託について（その一）	昭和36	8	16	502

119	湯河原町育英奨学金条例	昭和38・2・12	539
第二節 高等学校教育			
117	福浦小学校改築に関する陳情書	昭和52・9・30	520
118	平成九年度湯河原町の教育	平成9	521
116	八重垣マンション建設反対に関する陳情書	昭和48・12・11	518
115	幼稚園入園に関する陳情書	昭和48・10	517
②	② 体育館兼講堂建設に関する陳情書	昭和39	516
①	① 体育館兼講堂建設に関する要望書	昭和39・6・1	514
114	湯河原中学校体育館建設書類雑綴		514
113	二つのしゃれた贈り物	昭和38・9・1	512
112	湯河原町立幼稚園規則	昭和37・4・1	511
②	② 湯河原中学校学校経営方針		508
①	① 湯河原小学校学校経営概要		505
111	昭和三七年度学校経営要覧	昭和37	505
⑩	⑩ 元熱海市泉地区児童	昭和36・9・6	505
⑨	⑨ 児童生徒の入学についての通知	昭和36・8・28	504
⑧	⑧ 泉地区児童生徒の教育委託について(その二)	昭和36・8・19	503

120	真鶴町・湯河原町両町共通の要望事項について	昭和50	7	30	542
121	湯河原町育英奨学基金条例	昭和52	6	25	543
122	湯河原町・真鶴町県立高校誘致促進協議会の県に対する陳情記録	昭和52	5	9	544
123	県立高等学校建設に関する陳情書	昭和52	11	11	547
124	昭和五八年度神奈川県立湯河原高等学校学校概要				548
125	湯河原高校隣接の町有地の一体化利用について				551
	① 照 会	昭和61	6	12	551
	② 回 答	昭和61	6	27	552
126	県立湯河原高校完校記念誌ダイジェスト	平成20	3	1	553
	① 湯高二八年の歴史				553
	② 出身中学校別生徒数				563
	③ 卒業生進路状況				565
第五章 福祉・医療					
第一節 福祉事業					
127	湯河原町社会福祉協議会会則	昭和30			570
128	戦没者遺骨の到着について	昭和31	7	10	573
129	戦没者遺児靖国神社参拝について	昭和32	11	8	573

130	公営住宅入居者公募	昭和33	3	3	575
131	児童福祉施設変更認可申請	昭和33	4	1	576
132	湯河原町民交通傷害保障条例	昭和43	3	1	578
133	吉浜保育園新設に関する陳情書	昭和48	10	1	579
134	湯河原町福祉会館条例	昭和52	3	22	580
135	湯河原町福祉電話設置事業実施要綱	昭和52	5	2	583
136	高齢者医療保障に関する抜本改革について決議	昭和52	12	19	587
137	湯河原町生活資金等貸付要綱	昭和56	3	20	588
138	湯河原町在宅ねたきり老人一時入所事業実施要綱	昭和56	6	5	590
139	湯河原町社会福祉基金条例	昭和57	9	28	594
140	湯河原町在宅重度身体障害者緊急一時保護事業実施要綱	昭和63	4	1	595
141	湯河原町精神薄弱者福祉的就労促進事業実施要綱	平成4	4	1	598
142	湯河原町ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業実施要綱	平成5	8	2	602
143	湯河原町長寿健康祝金贈呈条例	平成9	3	7	605
144	湯河原町地域福祉センター条例	平成22	6	21	606
第二節 医療・衛生問題					611
(一) 健康・医療					611

158	川堀のミカン農家	昭和三十三年三月	653
159	福浦の漁師	昭和三十四年七月二日	655
別編第一章 六〇年の証言			
157	湯河原町における腸チフス患者の集団発生	昭和五十一年七月二日	646
156	特別売り出しに関する陳情書及び副申	昭和五十一年六月三日	644
155	学校における伝染病食中毒発生報告について	昭和五十一年三月三日	642
154	町民あて広報	昭和五十一年三月三日	634
153	各区等放送・通知内容	昭和五十一年三月三日	629
(二) 腸チフス問題			
152	国際医療福祉科大学病院の誘致を推進する決議書	平成十二年四月十二日	628
151	町立湯河原診療所廃止反対等に関する陳情書	昭和六十三年九月十七日	626
150	湯河原町保健センター条例	昭和六十一年三月十二日	624
149	吉浜診療所移転に関する陳情書	昭和四十九年十月二十九日	623
148	公衆浴場設置計画案	昭和三十六年十一月九日	622
147	診療所の検査室、医療機械器具の整備及び給食の完備について	昭和三十六年二月二十七日	620
146	湯河原町国民健康保険直営診療所設置条例	昭和三十三年三月三十一日	619
145	湯河原町国民健康保険条例	昭和三十一年二月三日	611

160	町民大学の歩み	657
161	旅館・商店経営（奥湯河原地区）	659
162	マツサージをした有名人	662
	別編第二章 年表・統計	732 (1)
	第一節 年表	732 (1)
	第二節 統計	706 (27)
1	人口動態表	705 (28)
2	外国人登録者数	701 (32)
3	産業分類別就業者数	699 (34)
4	産業分類別事業所数	696 (37)
5	学校別児童生徒数・学級数	694 (39)
6	町立湯河原中学校卒業生徒数と卒業後の進路	688 (45)
7	一般会計歳入歳出決算額及び町税収入の推移	686 (47)
8	農家戸数	682 (51)
9	おもな作物収穫面積	681 (52)
10	漁獲量	680 (53)
11	自動車保有車両数	678 (55)

15	生活保護受給状況	668 (65)
14	町民死因動向	672 (61)
13	ホテル・旅館・寮の軒数	674 (59)
12	年間観光客数（日帰り・宿泊）	676 (57)

資料編

行政と教育・福祉

編集にあたって

本書は湯河原町の誕生からの六〇年間を振り返り、この経過と今後の地域を考えるために通史編と資料編で構成しました。本書はその資料編です。本来、資料編は一卷で構成する予定でしたが実際に資料を集めてみると予想を超えて貴重な資料が多く集まりました。公文書を含め全てが町民の記録で貴重な資料でした。これを編集委員会で検討をかさね、資料編を二分冊構成とすることになり、収録総点数は統計編を入れて四〇〇点となりました。

内容は戦後一〇年間を引き継ぎながら高度経済成長期からの歴史を資料に基づき構成しました。資料に即して六〇年を振り返るとこれまでの歴史にないような激変がこの地域にも起きています。水田の消滅、人口の変動、企業の寮・保養所の減少、自動車交通の発展と道路の整備、テレビ・洗濯機・冷蔵庫の登場と生活の変化などです。この変化の特徴は地域や国を超えてその影響が広がったことです。同時に地球環境そのものの変化も身近に感じられるようになっていきます。こうした状況を理解するために、この六〇年の変化を読み解く材料の一つとして本書が役立てばと思います。

資料は行政・経済・社会・教育・文化・温泉・環境などのすみ分けをして掲載しています。大型店の立地、社会教育の進展、高校の設置と完校、温泉と観光行政、地域の自然と環境保護の内容を編年順に掲載して、関心のある事象を選んで読めるようにしてあります。

また、町の自動車台数や、人口の増減など変遷を知りうる統計も収録しました。

ただし、毎年、町が発行している統計要覧で見られる統計資料は省略しています。

この間、多くの方にお話をうかがいましたが、本書では六名の話者のお話を掲載できたとどまりました。この六

○年間の歴史に生きた人々の貴重な経験が次世代に引き継がれることを期待したいと思います。特に最近の歴史学では【聞き書き】の大切さが指摘されており、資料と共にその証言が貴重とされている時代になっています。

なお、資料中、歴史的用語として差別用語を用いた部分がありますが、これは歴史事実を正しく理解し、あるべからざる不当な差別の認識に資するためのものです。

本書は町民の皆さんの様々なご協力によりできたものであり、それがこの資料編の価値であると思われれます。多くの皆さんにお読みいただければと思います。

(樋口 雄一)

第一章 町政の基本姿勢と組織

第一節の主要例規による町政の基本姿勢では、市民憲章（ここでは、市町村市民憲章の総称としての表現）を取り上げた。市民憲章の基本は、まちづくりへの住民参加の意欲を求めるものである。次に、開かれた町政の展開を目指すと同時に、町政執行によって入手した町民の個人情報守秘義務を明確にしたものとして、情報公開条例と個人情報保護条例を取りあげた。また、「地方分権一括法」の施行により、自己決定・自己責任を掲げた地域住民の意向に基づく自治体運営が委託された。そのための基本ルールとして、自治基本条例を取りあげた。

まちづくり寄附条例というのは、通称は「ふるさと

納税」とされているが、制度的には「ふるさと寄附金」である。この制度の背景には、地方間の格差や過疎によって、税収の減少に悩む自治体の格差是正と地域の活性化を目的として構想されたものであった。

第二節は、町議会運営例規のうち、議員定数の削減経緯について取り上げた。さらに、自治基本条例と同じく、地方分権の一環として推進されたのが、町議会基本条例であった。

第三節の行政組織と職員の項では、行政事務量の増大・細分化による分担と職員の増員の一端をとりあげた。

副市町村長制は、地方分権による自治体運営の自主性や自立性の拡大強化を目的として、助役に代わり、市町村長の権限を委任することができる職制である。

第一節 主要例規による町政の基本姿勢

1 湯河原町町民憲章

湯河原町町民憲章（昭和六十一年三月一日告示第八号）

わたくしたちの町、湯河原は、海と山と川の美しい自然環境と豊かな温泉や歴史文化に恵まれた温泉観光地です。

子や孫に、誰もが『心に泉のもてる誇り高いふるさと』を譲り渡していくことが、わたくしたちの責任です。町村合併三十周年にあたり、わたくしたち湯河原町民の生活の道標として、ここに町民憲章を制定します。

一 健康をよろこび、思いやりに満ちた明るく住み

よいまちをつくりましょう

一 自然をはぐくみ、青空のもとにさわやかな緑と

花のまちを築きましょう

一 伝統を重んじ、香り高い文化の生まれるまちを

創りましょう

一 教養を深め、こぞって時代にさきがけた地球

民をめぐしましょう

一 訪れる人々を温かく迎え、世界にはばたくまち

を拓きましょう

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

湯河原町町村合併三〇周年を記念し、将来に向けての町づくりを、湯河原町民が一九八五（昭和六〇）年からの生活の道標として、憲章を制定することになった。憲章制定にあたっては、一九八五（昭和六〇）年から憲

2 湯河原町情報公開条例

章を募集し、一九八六年二月の町議会で可決制定し、三月一日付で告示した。製作委託費二三七万円で完成した憲章碑の除幕式は、一九八八年四月一日に行われた。

(目的)

第一条 この条例は、町民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める町民の権利を明らかにするとともに、町政を町民に説明する責務を全うし、町民参加による一層開かれた町政の実現を図り、もって町政に対する町民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した町政の運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「実施機関」とは、町長、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知

目次

第一章 総則（第一条―第三条）	
第二章 行政文書の公開（第四条―第十五条）	
第三章 不服申立て（第十六条―第二十二條）	
第四章 雑則（第二十三条―第二十九条）	
第五章 罰則（第三十条）	
附則	
第一章 総則	

覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関において管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 図書館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の

資料

三 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、実施機関が定めるもの

（解釈運用方針）

第三条 実施機関は、行政文書の公開を請求する権利

が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

第二章 行政文書の公開

（行政文書の公開を請求する権利）

第四条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。

（行政文書の公開義務）

第五条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」

という。)に対し、当該行政文書を公開しなければならぬ。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本の交付が認められている情報

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百

三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認めら

れる情報

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

三 町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるお

それ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能

率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 町又は国等が経営する企業に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

五 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

六 公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共

の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

七 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公開することができないとされている情報

(部分公開)

第六条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の公開をしなければならない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第一号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該

情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第七条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第八条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求

を拒むことができる。

(公開請求の手續)

第九条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に提出しなければならない。ただし、当該請求に係る行政文書が一般に公表することを目的として実施機関が作成した刊行物その他の実施機関が定める行政文書であるときは、この限りでない。

- 一 公開請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- 二 行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- 三 その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認め

るときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公開請求に対する決定等）

第十条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該

公開請求があつた日から起算して十五日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により諾否決定をしたときは、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（第八条の規定によ

り公開請求を拒むとき及び公開請求に係る行政文書を実施機関が管理していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第一項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から起算して六十日以内にそのすべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に

は、第一項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について諾否決定をする期限

(事案の移送)

第十一条 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において諾否決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関

は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求について諾否決定をしなければならない。この場合において、移送した実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、第十三条の規定による行政文書の公開の実施に関して必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十二条 公開請求に係る行政文書に町以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録され

ているときは、実施機関は、諾否決定をするに当たって、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するとき、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号エ、同条第二号ただし書又は同条第五号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書

を第七条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（行政文書の公開の実施）

第十三条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、行政文書の公開をしなければならない。

2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧

又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。

3 公開請求に係る行政文書の公開をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の公開に代えて、当該行政文書を複写したものにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開との調整)

第十四条 他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあっては、当該他の法令等が定める方法（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公開については、この章の規定は、適用しない。

(費用負担)

第十五条 第十三条の規定による行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公開請求に係る行政文書（第十三条第三項の規定により行政文書を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

第三章 不服申立て

(審査会への諮問)

第十六条 諾否決定について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、湯河原町情報公開審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 不服申立てに対する決定で、諾否決定（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第十八条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該諾否決定について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第十七条 前条の規定により湯河原町情報公開審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該不服申立てに係る諾否決定について反対意

見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第十八条 第十二条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- 一 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

二 不服申立てに係る諾否決定を変更し、当該諾否決定に係る行政文書を公開する旨の決定（第三者が反対意見書を提出している場合に限る。）

（情報公開審査会）

第十九条 第十六条の規定による諮問に応じ不服申立てについて審査するため、湯河原町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定するもののほか、情報公開

制度の改善その他重要事項について実施機関の諮問に応じて審議し、実施機関に意見を述べることでできる。

3 審査会は、委員五人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

5 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(審査会の調査権限等)

第二十条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諾否決定に係る行政文書の提示

を求めることができる。この場合において、諾否決定に係る行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第一項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第二十一条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べ、意見を述べ、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の閲覧)

第二十二條 不服申立人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第四章 雑則

(利用者の責務)

第二十三條 この条例の規定により公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(行政文書の管理等)

第二十四條 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成及び保存その他の行政文書の管理に関する必要な事項を定めるとともに、これを公表するものとする。

3 実施機関は、その定めるところにより、行政文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(情報の提供)

第二十五條 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、町政に関する正確で分かりやすい情報を町民が容易に得られるようにするため、その保有する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

(出資団体等の情報公開)

第二十六條 町が出資その他財政上の援助を行う団体

(以下「出資団体等」という。)は、当該出資その他
財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努
めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等の情報の公開が推進され
るよう必要な施策を講じなければならない。

(情報公開に関する制度の改善等)

第二十七条 実施機関は、行政文書の公開手続等の迅
速化その他この条例に基づく情報公開に関する制度
の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を
講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により、情報公開に関す
る制度の改善についての施策を立案し、及び実施す
るに当たっては、審査会の意見を聴かなければなら
ない。

(運用状況の公表)

第二十八条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状

況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第二十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、実
施機関が定める。

第五章 罰則

第三十条 第十九条第六項の規定に違反して秘密を漏
らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰
金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年六月一日から施行する。
(湯河原町公文書公開条例の廃止)

2 湯河原町公文書公開条例(平成十年湯河原町条例
第九号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例は、平成十年四月一日以降に実施機関の

職員が職務上作成し、又は取得した行政文書及び平成十年四月一日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書であつて、その目録が作成されたものについて適用するものとする。ただし、電磁的記録については、平成十三年五月九日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した電磁的記録について適用するものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第八条の規定による公文書の公開の請求については、第九条第一項の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第十二条の行政不服審査法による不服申立てについては、第十六条に規定する不服申立てとみなす。

6 前二項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為がこの条例中にこれに相当する規定があるものは、

当該相当する規定によりしたものとみなす。

7 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償（湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十六年湯河原町条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表公文書公開審査会の項中「公文書公開審査会」を「情報公開審査会」に改め、同表公文書公開運営審査会の項を削る。

（湯河原町手数料条例の一部改正）

8 湯河原町手数料条例（平成十二年湯河原町条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「湯河原町公文書公開条例（平成十年湯河原町条例第九号）」を「湯河原町情報公開条例（平成十七年湯河原町条例第一号）」に改める。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

第一条の目的に掲げられているように、開かれた町政推進のため、町民からの請求に応じて町の情報を開示する制度である。情報公開制度のきっかけは、一九七六（昭和五一）年のロッキード事件、一九七八年の外務省機密漏洩事件などにより、国民全体の情報公開への関心が非常に高まった。その結果、地方自治体が情報公開に関心を寄せるようになり、全国に先駆けて山形県金山町が一九八二年四月、ついで神奈川県が一九八三年四月に公文書公開条例を施行した。その後、各自治体も制定施行するようになり、湯河原町も「湯河原町公文書公開条例」を、一九九八（平成一〇）年三月六日に制定、六月一日から施行した。一方、地方自治体の関心の高まりと行政情報の電子化の進展で、公文書公開制度を取り巻く環境が大きく変化していることから国は、ようやく動き出すようになり、政府の

提出した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）が可決成立、二〇〇一年四月に施行された。これを受けて、各自治体は「公文書公開条例」（旧法）を廃止し、情報公開法に基づいて、新たに「情報公開条例」を制定施行することになり、湯河原町は二〇〇五年六月一日から施行した。旧法と新法との大きな違いは、次資料の「個人情報保護条例」と関連して、「職務上知ることができた秘密」を洩らした情報公開審査会委員に対して罰則規定を設けたことである。

3 湯河原町個人情報保護条例

湯河原町個人情報保護条例（平成十七年三月三日条例第二号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 実施機関における個人情報の取扱い（第六

条—第十四条)

第三章 開示、訂正及び利用停止(第十五条—第三

十七条)

第四章 不服申立て(第三十八条—第四十四条)

第五章 雑則(第四十五条—第五十二条)

第六章 罰則(第五十三条—第五十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報
の保護が重要であることにかんがみ、本町の実施機
関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を
求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情
報の適正な取扱いに關し必要な事項を定めること
により、個人情報取扱いに伴う個人の権利利益の侵
害の防止を図り、もって基本的人權の擁護及び公正

で民主的な町政の推進に寄与することを目的とす
る。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の
意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人情報 生存する個人に関する情報(事業を
営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で
あって、特定の個人が識別され、又は識別され得
るものをいう。

二 実施機関 町長、議会、公営企業管理者、教育
委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会
及び固定資産評価審査委員会をいう。

三 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員
(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一
号)第二条に規定する地方公務員)をいう。

四 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独

立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九
号）第二条第一項に規定する独立行政法人等とい
う。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政
法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百
十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法
人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」
という。）又は事業を営む個人をいう。

五 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成
し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機
関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施
機関において管理しているものをいう。ただし、
行政文書（湯河原町情報公開条例（平成十七年湯
河原町条例第一号）第二条第二項に規定する行政
文書をいう。以下同じ。）に記録されているもの
に限る。

六 本人 個人情報から識別され、又は識別され得
る個人をいう。

（実施機関等の責務）

第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するた
め、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努める
とともに、個人情報の保護の重要性について町民及
び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情
報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的
に使用してはならない。その職を退いた後も、同様
とする。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識
し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害
の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情
報の保護に関する本町の施策に協力しなければなら

ない。

(町民の役割)

第五条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報のみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによつて、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 実施機関における個人情報の取扱い
(取扱いの制限)

第六条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

一 思想、信条及び宗教

二 人種及び民族

三 犯罪歴

四 社会的差別の原因となる社会的身分

(個人情報取扱事務登録簿)

第七条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務の目的
- 三 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 四 個人情報の収集の方法
- 五 個人情報の利用及び提供の範囲

- 六 個人情報 の記録の内容
 - 七 個人情報 の記録の対象者
 - 八 電子計算機処理の有無
 - 九 その他実施機関が定める事項
- 2 前項の行政文書には、次に掲げるものは含まない。
 - 一 本町の機関、国若しくは他の地方公共団体の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
 - 二 本町の機関の職員（職員であった者を含む。）の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
 - 三 一般に入手し得る刊行物等
- 3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を湯河原町個人情報保護審査会に報告しなければならない。この場合において、湯河原町個人情報保護審査会は、当該事項について意見を述べることができる。
 - 5 実施機関は、第三項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を湯河原町個人情報保護審査会に報告しなければならない。
 - 6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。
- （収集の制限）

第八条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 法令の規定に基づき収集するとき。
- 二 本人の同意に基づき収集するとき。
- 三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- 四 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

五 湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いた上

で、本人から収集することにより本町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

3 実施機関は、前項第三号又は第五号の規定に該当して本人以外の者から個人情報収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に書面により通知しなければならない。ただし、湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で適当と認められたときは、この限りでない。

4 法令の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人

情報が収集されたときは、当該個人情報、第二項
第二号の規定に該当して収集がされたものとみな
す。

(利用及び提供の制限)

第九条 実施機関は、保有個人情報収集したときの
取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは
実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、
又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただ
し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限
りでない。

- 一 法令の規定に基づき利用し、又は提供すると
き。
- 二 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供する
とき又は本人に提供するとき。
- 三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊
急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、

又は提供するとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、湯河原町個人情報
保護審査会の意見を聴いた上で必要であると認め
て利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第三号又は第四号の規定に該当
して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、
その旨及びその目的を本人に書面により通知しなけ
ればならない。ただし、湯河原町個人情報保護審査
会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限
りでない。

(オンライン結合による提供及び収集)

第十条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個
人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる
ときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が
管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する
電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合

し、当該実施機関の保有個人情報に当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。以下この条において同じ。）による個人情報の提供及び収集を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供及び収集を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供及び収集を行う場合には、当該オンラインシステムの運用基準等を定め、保有個人情報の保護に努めなければならない。

4 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供及び収集を行った場合は、当該保有個人情報の処理状況及びオンラインシステムの運用状況を随

時湯河原町個人情報保護審査会に報告し、町民に公表しなければならない。

5 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を行っている場合において、当該保有個人情報の漏えい又は不適正な利用のおそれがあると認めるときは、当該オンライン結合先に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

6 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、保有個人情報の漏えい又は不適正な利用があると認めるときは、あらかじめ湯河原町個人情報保護審査会の意見を聴いて、保有個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

7 実施機関は、保有個人情報の漏えい又は不適正な利用について、明白かつ客観的な証拠があり、緊急に必要な措置を講ずる必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、報告の要請又は湯河原

町個人情報保護審査会の意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができない。この場合において、必要な措置を講じた後、速やかにその措置の内容を湯河原町個人情報保護審査会に報告しなければならない。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十一条 実施機関は、第九条第一項又は前条第一項の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報 の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（適正な管理）

第十二条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料とするために保存するものについては、この限りでない。

（委託に伴う措置）

第十三条 実施機関は、保有個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託したものが講ずべき措置

を明らかにしなければならない。

(受託者の責務)

第十四条 実施機関から保有個人情報を取り扱う事務又は事業の全部又は一部を受託したもの(以下「受託者」という。)は、当該受託事務及び受託事業の範囲内で、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務又は受託事業に従事している者は、当該受託事務又は受託事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第三章 開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第十五条 何人も、この条例の定めるところにより、

実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報(第七条第二項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示義務)

第十六条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者(前条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をい

う。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第九

三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

二 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必

要であると認められる情報を除く。

三 開示請求者の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であつて、当該開示請求者に開示することにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

四 町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に

掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 町又は国等が経営する企業に係る事業に関

し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

六 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

七 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、開示することができないとされている情報

(部分開示)

第十七条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、保有個人情報の開示を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該

保有個人情報の開示をしなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一号に該当する情報（開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十八条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報 の 存否に 関する 情報)

第十九条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報 が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

(開示請求の手続)

第二十条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該開示請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に提出しなければならない。

- 一 開示請求しようとする者の氏名及び住所
- 二 開示請求に係る保有個人情報 が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報 を特定するに足りる事項
- 三 その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して

当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第十五条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理権を有する者であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第二十一条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して十五日以内

に、当該開示請求に対する開示をする旨又はしない旨の決定（以下「開示決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報（報告の全部又は一部の開示を拒むとき（第十九条の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る保有個人情報を実施機関が管理していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる）ときは、その期日を明らかにしなければならない。

らない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第一項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第一項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、第

一 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする

期限

(事案の移送)

第二十二條 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報^{（一）}が他の実施機関から提供されたものであるときその他^{（二）}の実施機関において開示決定等^{（三）}をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求について

の開示決定等^{（一）}をしなければならない。この場合において、移送した実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、移送した実施機関は、第二十四條の規定による保有個人情報の開示の実施に関して必要な協力^{（二）}をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三條 開示請求に係る保有個人情報に町、国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対して、開示請求に係る保有個人情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機

会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するとき
は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請
求に係る保有個人情報の内容その他実施機関の定め
る事項を書面により通知して、意見書を提出する機
会を与えなければならない。ただし、当該第三者の
所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている保有個人
情報を開示しようとする場合であつて、当該情報
が第十六条第一号エ、同条第二号ただし書に規定
する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている保有個人
情報を第十八条の規定により公開しようとするこ
と。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の
機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示

に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十四条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、保有個人情報の開示をしなければならぬ。

2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。

3 開示請求に係る保有個人情報の開示をするに
より、当該保有個人情報汚損し、又は破損するお
それがあると認めるときその他正当な理由がある
きは、前項の規定にかかわらず、当該保有個人情
報の開示に代えて、当該保有個人情報を複製したも
のにより、これを行うことができる。

4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受
ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であ
ること（第十五条第二項の規定による開示請求にあ
つては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理権
を有する者であること。）を確認するために必要な
書類で実施機関が定めるものを提示しなければなら
ない。

（開示請求の特例）

第二十五条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情
報については、第二十条第一項の規定にかかわら

ず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた
保有個人情報について開示請求があったときは、第
二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、開
示又は不開示の決定をしないで、速やかに、前条第
二項及び第三項に規定する方法により開示をするも
のとす。

（訂正請求権）

第二十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情
報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の
定めるところにより、当該保有個人情報を保有する
実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加及
び削除を含む。以下同じ。）を請求することができ
る。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人
に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂

「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正義務)

第二十七条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならぬ。

(訂正請求の手続)

第二十八条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を当該訂正請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に提出しなければならない。

- 一 訂正請求しようとする者の氏名及び住所
- 二 訂正請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の訂正請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項

三 訂正を求める箇所及び訂正の内容

四 その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（第二十六条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理権を有する者であること。）を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実

実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第二十九条 実施機関は、訂正請求があつたときは、当該訂正請求があつた日から起算して三十日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)を行わなければならない。ただし、前条第四項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正決定等をしたときは、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第一項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、

実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第三十条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報から提供されたものであるときその他の実施機関において訂正決定等を行うことにつ

き正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送した実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第二十九条第一項の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、訂正の実施をしなければならない。この場合において、移送した実施機関は、当該訂正の実施に関して必要な協力をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第三十一条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報 の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求権）

第三十二条 何人も自己を本人とする保有個人情報 次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報 を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置 を請求することができる。

一 第六条の規定に違反して保有されているとき、
第八条第一項及び第二項の規定に違反して収集さ
れているとき又は第九条第一項の規定に違反して
利用されているとき 当該保有個人情報の利用停

止又は消去

二 第九条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による当該保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

（利用停止義務）

第三十三条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならぬ。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に

係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求の手續）

第三十四条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を当該利用停止請求に係る保有個人情報に保有している実施機関に提出しなければならない。

- 一 利用停止請求しようとする者の氏名及び住所
 - 二 利用停止請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
 - 四 その他実施機関が定める事項
- 2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対

して当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（第三十二条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理権を有する者であること。）を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用停止請求に対する決定等）

第三十五条 実施機関は、利用停止請求があつたときは、当該利用停止請求があつた日から起算して三十

日以内に、必要な調査を行い、利用停止をする旨又はしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止決定等をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第一項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第一項及び前項の規定にかかわ

らず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について利用停止決定等をする期限

(他の法令等との調整等)

第三十六条 実施機関は、他の法令等(当該法令等の委任に基づく規程を含む。以下この条において同じ。)により、開示請求に係る保有個人情報が第二十四条第二項の方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該他の法令等の定めるところにより開示を行うもの

とする。

- 2 他の法令等の定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第二十四条第二項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

- 3 実施機関は、保有個人情報の訂正及び利用停止について他の法令等に定めがある場合は、その定めるところにより行うものとする。

(費用負担)

第三十七条 第二十四条の規定による保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求に係る保有個人情報(第二十四条第三項の規定により保有個人情報を複写したものを含む。)の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第四章 不服申立て

(審査会への諮問)

第三十八条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の決定について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、湯河原町個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 不服申立てのあつた開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部の開示をする旨の決定を除く。以下この号及び第四十条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 不服申立てのあつた訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を訂正することとするとき。

四 不服申立てのあつた利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を利用停止することとするとき。

（諮問した旨の通知）

第三十九条 前条の規定により湯河原町個人情報保護審査会に諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者及び利用停止請求者

(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対

意見を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第四十条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定

(第三者が反対意見書を提出している場合に限

る。)

(個人情報保護審査会)

第四十一条 第三十八条の規定による諮問に応じ不服

申立てについて審査するため、湯河原町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報

保護制度の改善その他重要事項について実施機関の諮問に応じて審議し、実施機関に意見を述べることが

できる。

3 審査会は、委員五人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

5 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。ただし、再任を妨げない。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らして

はならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(審査会の調査権限等)

第四十二条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、当該決定に係る保有個人情報の写しが作成されたときは、当該写しについては、何人も審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 第一項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不

服申立人等」という。)に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第四十三条 審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べ、機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の閲覧)

第四十四条 不服申立人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第五章 雑則

(適用除外)

第四十五条 この条例は、次に掲げる個人情報については適用しない。

一 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第八条第一項の規定により総務大臣に届けられた統計調査によつて集められた個人情報

二 統計報告調整法（昭和二十七年法律第四百十八号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によつて得られた個人情報

情報

三 神奈川県統計調査条例（昭和二十六年神奈川県

条例第四十三号）第二条第一項に規定する調査によつて集められた個人情報

四 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供）

第四十六条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（事業者への指導及び勧告）

第四十七条 町長は、事業者が行う個人情報の取扱い

が不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対して取扱いの是正を指導し、これに従わないときは、審査会の意見を聴いた上で、勧告を行うことができる。

(出資団体等の責務)

第四十八条 町が出資その他財政上の援助を行う団体（以下「出資団体等」という。）は、この条例の趣旨のっとりその保有する個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等に対し、個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(苦情処理)

第四十九条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報保護の制度に関する改善等)

第五十条 実施機関は、保有個人情報の開示手続等の迅速化その他この条例に基づく個人情報の保護に関する制度の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審査会の意見を聴かなければならない。

(運用状況の公表)

第五十一条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第五十二条 この条例の施行に關し必要な事項は、実施機関が定める。

第六章 罰則

第五十三条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第十四条第一項の受託事務又は受託事業に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由

がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正

な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 受託者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者が、その受託者の業務に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その受託者に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十六条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第四十一条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第五十三条から前条までの規定は、本町

外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十九条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年六月一日から施行する。

(湯河原町個人情報保護条例の廃止)

2 湯河原町個人情報保護条例(平成十年湯河原町条例第十号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にされている旧条例第十八条の規定による開示の請求にあっては第二十条の規定による請求と、訂正又は削除の請求にあっては第二十八条の規定による請求と、利用又は提供の中止

の請求にあっては第三十四条の規定による請求とみなす。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第二十条の行政不服審査法による不服申立てについては、第三十八条に規定する不服申立てとみなす。

5 前二項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他行為でこの条例中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

(湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十六年湯河原町条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護運営審議会の項を削る。
(湯河原町手数料条例の一部改正)

7 湯河原町手数料条例（平成十二年湯河原町条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「湯河原町個人情報保護条例（平成十年湯河原町条例第十号）」を「湯河原町個人情報保護条例（平成十七年湯河原町条例第二号）」に改める。

（湯河原町住民基本台帳ネットワークシステムに関する条例の一部改正）

8 湯河原町住民基本台帳ネットワークシステムに関する条例（平成十四年湯河原町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第六号及び第十四条第一項中「個人情報保護運営審議会」を「個人情報保護審査会」に改める。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

一九八〇（昭和五五）年九月、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」に関するOECD理事会勧告」により、政府は一九八八年十二月「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」を公布した。これに基づき、各自治体は「個人情報保護条例」を制定公布したが、湯河原町も「公文書公開条例」制定と同じ時期の一九八八（平成一〇）年六月一日に、「湯河原町個人情報保護条例」を施行した。二〇〇三年、「個人情報保護に関する法律」など五法案が成立し、二〇〇五年四月、全面施行となった。そこで湯河原町も、個人情報の多様化・個人情報漏えい事件などの発生に鑑み、個人情報保護制度に対する一層の信頼を確保するため、個人情報保護の取り扱いにおける罰則規定を設ける改正を目的として旧法を廃止し「湯河原町個人情報保護条例」を制定した。旧法が全六章二九条に対して、新法は全六

章五九条であるが、新法で「第六章 罰則」規定を設けている点が、旧法との大きな違いである。

4 湯河原町自治基本条例

湯河原町自治基本条例（平成十八年十二月一

日条例第二十七号）

目次

前文

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 町民、議会、町の責務等（第四条―第六条）

第三章 情報の共有（第七条―第十条）

第四章 町民の参加（第十一条―第十二条）

第五章 行政運営の原則（第十三条―第十六条）

第六章 条例の位置付け及び見直し（第十七条・第

十八条）

附則

東に相模灘を望み、他方を緑深い山々に包まれ、ほたる舞う二本の川の流れる湯河原町は、万葉集に詠まれ、古くから名湯として伝えられる湯量豊かな温泉と四季を通じ温暖な気候に恵まれ、多くの文人墨客に愛された観光地として、また、人と人とのふれあいを大切にし、歴史や文化、教養を尊ぶ「やすらぎの里」として発展してきました。

本町の観光資源である温泉、史跡、産業や海、山川などの優れた自然環境といったかけがえのない財産を守り、はぐくみながら次の世代に引き継ぎ、誰もが暮らしやすい町、国の内外から訪れたいと思われる四季彩のまち・湯河原にしていくことが、私たち町民の務めです。

そのためには、自治の主役である町民と議会と町の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、協働するとともに、この町にかかわる様々な人々と協力し合いなが

らまちづくりを進めることが必要です。

町民が、自ら我が町に誇りを持ち、湯河原町が町の内外の人々から愛され、親しまれる町へとなっていくことを願ひ、ここにこの条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、本町の自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本的事項を定めることにより、町民、議会及び町が協働してまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 町民 湯河原町で生活する者、働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。

二 町長 町長（公営企業管理者の権限を行う町長を

含む）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、

農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

三 協働 町民、議会及び町が、お互いの責任と役割を自覚し、それぞれが自主性を尊重し、対等な

立場でまちづくりに取り組むことをいう。

(自治の基本理念)

第三条 自治は、町民、議会及び町が、湯河原町町民憲章の精神を尊重するとともに、それぞれに果たすべき責任を自覚し、役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めることを基本とする。

第二章 町民、議会、町の責務等

(町民の権利及び責務)

第四条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

2 町民は、まちづくりの主役であることを自覚し、積極的にまちづくりに取り組むよう努めなければな

らない。

(議会等の役割及び責務)

第五条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によつて構成される町の重要な政策を決定する議決機関である。

2 議会は、町の行財政の運営及び事務事業が、まちづくりを進めるに当たり適法で適正に、かつ、民主的に効率的に行われているかを調査し、及び監視しなければならない。

3 議員は、町民の代表として全町的な視野に立つて、まちづくりにかわらなければならない。

(町等の責務)

第六条 町は、自治の基本理念に基づき、町民による主体的な活動を支援し、協働してまちづくりを進めなければならない。

2 町は、町政運営への町民の参加を促進するとともに、町民の声を施策に反映するよう努めなければならない。

3 町長は、町政の代表者として公正かつ誠実に町政を運営し、まちづくりを進めなければならない。

4 職員は、効率的に職務を遂行し、町民との信頼関係を築きながら、まちづくりの推進及び支援に努めなければならない。

第三章 情報の共有

(情報の共有)

第七条 町民、議会及び町は、情報を共有することを基本にまちづくりを進めるものとする。

(情報の公開及び提供)

第八条 町は、町の保有するまちづくりに関し必要な情報を積極的に公開し、提供するように努めなければならない。

(説明責任)

第九条 町は、施策の立案、決定及び実施に当たって、

その内容、必要性等を分かりやすく町民に説明する責任を有する。

（個人情報保護）

第十条 町は、個人情報保護を保護しなければならない。

第四章 町民の参加

（委員の公募）

第十一条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募による委員を加えるよう努めなければならない。

（町民意見の公募）

第十二条 町は、重要な政策、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、町民意見を聴き、政策等に反映させるとともに、提出された町民意見に対する町の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものについては、この限りでない。

第五章 行政運営の原則

（総合計画等）

第十三条 町は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、この条例に規定する基本理念にのっとり策定するものとする。

2 町は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 町は、行政分野ごとの計画を策定する際は、総合計画に即して策定するものとする。

（行政評価）

第十四条 町は、行政課題及び町民のニーズに対応した効果的な町政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を町民に公表するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（健全な財政運営）

第十五条 町は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営を図るとともに、財政状況を町民に分かりやすく公表しなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第十六条 町は、他の地方公共団体と共通する課題の解決及び友好親善を図るため、連携及び協力に努めるものとする。

第六章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

第十七条 町は、この条例を町の最高規範に位置付け、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

い。
(条例の見直し)

第十八条 町長は、この条例の施行後、社会、経済情勢等の大きな変化が生じた場合は、町民を交えてこ

の条例を見直し、その結果を踏まえて、必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

一九七三(昭和四八)年後半、不況とインフレに並行して狂乱物価が吹き荒れ、国家財政は厳しくなり、赤字国債の発行や行政改革特例法を公布してきりぬけようとしたが効果は上がらず、一九九〇(平成二)年後半、国は一年間の国内総生産(GDP)を超える借金を抱えるほどになった。もはや、国は率先して公共事業や開発事業を実施していくには、完全な体力不足に陥ってしまった。そこで、国は二〇〇〇年四月に「地方分権一括法」を施行し、自己決定・自己責任による地域住民の意向に基づいた自治体の運営を委任した。

この結果、地域住民は自主的に、また主体的に責任をもって、その属する自治体の運営を行うことになった。

そのための基本ルールが、自治基本条例である。湯河原町は、県内市町村中、五番目の制定であった。

湯河原町では、二〇〇五年一月から四月にかけて六回にわたり、庁内職員のワーキンググループによる素案作成が行われ、さらに四月から二〇〇六年三月までは、町民一四人の代表が参加した策定委員会を開き、最終的に同年九月に町民意見公募（パブリックコメント）を行い、「湯河原町自治基本条例（案）」を策定した。この条例の名称は、全国的にみると「自治基本条例」もしくは「まちづくり基本条例」のいずれかで、湯河原町も当初は、「（仮称）湯河原まちづくり基本条例案」としていた。

5 湯河原まちづくり寄附条例

湯河原まちづくり寄附条例（平成二十一年三月二日条例第一号）

（目的）

第一条 この条例は、湯河原町のまちづくりを応援しようとする個人又は団体からの寄附金を募り、これを財源として事業を実施することにより、湯河原町民はもとより、湯河原町を訪れた人々に喜びや安らぎを与え、個性豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

（対象事業）

第二条 前条の寄附金を財源として実施するまちづくり事業は、次のとおりとする。

- 一 福祉又は健康に関する事業
- 二 教育、文化又はスポーツに関する事業

三 自然、環境又は景観の保全に関する事業

四 観光、商工又は産業の振興に関する事業

五 安心・安全なまちづくりに関する事業

六 その他寄附者が特定する事業で町長が必要と認める事業

(寄附金の指定等)

第三条 寄附者は、寄附金の使途として前条に掲げる事業のうちから、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができる。

2 前項の規定による事業の指定がない寄附金については、前条に掲げる事業のうちから、町長が事業を指定するものとする。

(基金の設置)

第四条 寄附者から收受した寄附金を適正に管理運営するため、湯河原まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金への積立て)

第五条 第三条に規定する寄附金は、基金に積み立てるものとする。

(基金の管理)

第六条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第七条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の繰替運用)

第八条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金

に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第九条 基金は、第一条の目的を達成するため、第二条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。

（運用状況の公表）

第十条 町長は、毎年一回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

この制度は、現に居住する都道府県市町村への寄附に代えて、任意の自治体へ寄附ができるというものである。任意の地方自治体にふるさと寄附金を納めると、地方税法の一部改正により二〇〇〇円を超える寄附金について、一定額の所得税および個人住民税の控除が受けられた。なお、制度スタート時には想定されていたが、寄附者に対し地域の特産品を返礼品として送付する自治体が現れ、寄附者も返礼品目当てに寄附をし、寄附を受けた自治体は、過度の返礼品で応えようとして、返礼品競争が起こった。

湯河原町の寄附金の種類は、一般寄附金、指定寄附金、基金積立寄附金の三種類があった。なお、湯河原町の寄附金に対する返礼品は、寄附金の金額に応じて内容に違いがあるが、宿泊ギフト券・湯河原カンツリー倶楽部ゴルフギフト券・湯河原温泉セットなどである。

第二節 町議会運営例規

(一) 議員定数

6 湯河原町議会議員の定数を減少することに関する

要望書

湯河原町議会議員の定数を減少する事に関する要望書

一. 要望事項

現行湯河原町議会議員の定数二六人とあるを六人削減して、議会議員の定数を二〇人に減少することを要望する。

二. 要旨

議会議員は有権者の公正かつ自由な選択によつ

て選ばれ、行政の審議機関として御活躍戴いていることは、ここに述べるまでもありませんが、他面においては選ばれた住民の代表として、地域住民の声を行政に反映する人として信頼を受けている人でもあり、その機能を町の為に尽す責を負っているものと承知するところであります。

審議機関の機能については、二〇人の定数をもつてしてもさして支障をきたすとも思われません。又、住民の意志を行政に反映せしめることについても、今、湯河原町の集落の現況をみるに、著しく点在しているとはいえません。従つて、この狭隘な地域の中で現在の議員定数を六人減少したとしても、町民の声を反映すべき体質を(ママ)低下せしめる要因になるともいえません。

この要望は、日本経済が低成長期に入った今日、かつての高度成長期の惰性は許されないとす

る現実を謙虚に受けとめ、地域行政の改善に対する一つの対応として理解を求めらるるものであります。

もし、この要望が取り入れられるならば、町財政の面にも大きく貢献されるものであり、更には将来の町財政の健全化にもつながるものと信じます。

ここに区長連絡協議会は、地域政治家たる者の英断によつてこの要望に応えられることを期待して止みません。よつて、各区長連署をもちまして本要望書を提出する次第です。

昭和五八年五月二日

湯河原町議会議長 岩本 昭治 殿

湯河原町区長連絡協議会

会 長 貴田清士 印

奥湯河原区長 鎌田秀男 印

温泉場区長

宮上区長 秋山福次郎 印

宮下区長 二見伝藏 印

門川区長 寺井五郎 印

城堀区長 山本明 印

鍛冶屋区長 常盤美智雄 印

中央区長 杉山定吉 印

吉浜区長 貴田清士 印

福浦区長 高橋伸一 印

川堀区長 山本久義 印

(昭和五八年 議会全員協議会「湯河原町役場蔵」)

原資料は横書き。

合併による新湯河原町誕生時、町村合併促進法により旧町村議員は合併後一年間、議員としての身分が継続した。したがって、合併後の湯河原町議会の議員数は五〇人の大世帯であった。議員数五〇のとき、町議

会は湯河原町温泉旅館組合会議室で開いていた。合併後、最初の町議会議員選挙は一九五六（昭和三一）年三月に執行し、このとき議員定数を二六とした。地方自治法第九一条第五号によれば、湯河原町の人口規模による議員定数は三〇であったが、一九六七年九月、県下町村が定数減少を実施していること、「住民の福祉増進を第一義と考えた場合、定数の増加は、いたずらに経費を増加させるのみで、また議会運営の複雑化と非効率におちいりやすい点を考慮して」（本会議における提案理由）、地方自治法の規定に基づき、改めて議員提出の議員減少条例を可決し、定数二六とした。一方、この定数でさえも収容できる会議場は庁内になく、吉浜出張所・温泉旅館組合会議室・湯河原中学校図書室を巡回する有様であった。その後は、町議会で定数を削減しようとする動きはなく、一九八三年五月二日に、町内一〇区長から定数を二〇に削減する要望書が提出

された。ところが、議会では議会全員協議会が開催され、定数二六を二〇に減少させる根拠が不明確であること、このことで町議会議員である温泉場区長は押印しなかつたことが指摘され、また、区長連絡協議会側が、議員を少し減らしたらどうかと要請すればまだしも、六人減らすよう明確な数字を出している定数削減要望に不快感を示す発言をする議員もいた。くしくも出席していた一議員から、削減は落選するかどうかの真剣な問題であると述べたが、定数削減が円滑に実施されない原因の所在を明白に示していた。全員協議会閉会后、議長・議員と区長との話し合いが行われたが、議員側から、議会でも定数削減に関し自主的に研究していくので、要望書を取り下げてほしい旨発言したところ、取り下げに反対する区長もいたが、連絡協議会会長は取り下げを検討するとして閉会した。結局、九月二〇日、「諸般の状況から、これが要旨に沿って、議会

は大所高所からの考えをされて、自主的な判断を期待する」という理由を示して、連絡協議会は要望書を取り下げた。

7 湯河原町議会議員の定数を減少する条例の一部改

正

議員提出議案第一号

湯河原町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例の制定について

湯河原町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

昭和五八年九月二六日提出

提出者 湯河原町議会議員 常盤正雄
賛成者 湯河原町議会議員 杉山定義

同 上 岩本昭治
同 上 米岡幸男

昭和五八年九月二七日 原案可決

湯河原町議会議長 岩本昭治 印

提 案 理 由

議会の使命は、地域住民の代表機関であることから、住民の意を体して地方公共団体の意志を決定することにあり、いかなる時代、いかなる地域においても議会の最大の課題は、この使命を完全に果たすこと。換言すれば、真の地域の代表の府としての役割を果たすことである。

議会政治は近代民主政治の所産であり、議会制度の根幹をなすものである。よつて、その意志決定は自由な討論と多数決の原則によるものである。地域社会の開発にともない、行政の肥大化は財政の硬化化をもたらす要因ともなりつつあります。これを解消する為には、議会が地域社会の実態に即応し、その制度の改革をなすべきことが強く求められております。臨時行政調査会の第三次答申において、地方議会は住民の意志を公共団体の行政に反映する機能を有しており、地方自治に果たすべき役割は極めて大きい。かかる観点から行政の減量化、効率化に重大な責任を有するものであることに鑑み一層の簡素化を図りつつ、議員の定数に対しても、自治の本旨と議会の機能に留意しつつ、減少条例の制定を行い、自主的、自律的な行政の改革を推進すべきであると強く要請しております。全国二、六〇四町村の八八・六%の議会が定数の減少を行

つております。

今後、地方自治体の果たすべき役割も複雑多岐にわたるものと考えられますが、議員自らの研鑽、努力と機能的な議会運営を行い、民意を結集するより高度の調査並びに審査権の高揚を計ることにより、議員の定数を二二名とするも、公共団体の長の権限による行政の執行を批判監視。公正にして民主的かつ能率的な運営を確保し、議会の機能も充分に發揮出来得るものと確信して提案するものであります。

湯河原町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例

湯河原町議会議員の定数を減少する条例（昭和四十二年湯河原町条例第二十号）の一部を次のように改正する。

本則中「二十六人」を「二十二」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

〔昭和五八年 湯河原町議会第五回定例会（九月）
会議録 議決書〕湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

取下げになったとはいえ、時差からみても、先の要望書に押されて制定したものといっても過言ではない。

提案理由にあげているように、行財政上においても定数減少の必要性が要請されていることは認識していた。しかし、定数を削減する理由は、臨時行政調査会の要請にあるとした。この理由を掲げたことで、町民に対する町議会の自主的判断姿勢が後退してしまった。

8 湯河原町議会議員定数条例の一部改正

湯河原町議会議員定数条例の一部を改正する

条例（平成二十三年三月四日条例第七号）

湯河原町議会議員定数条例（平成十四年湯河原町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

「十六人」を「十四人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

議員定数はその後、二〇〇〇（平成一二）年三月の第一二回町議会議員選挙では二〇、二〇〇四年第一三回選挙では一八、二〇〇八年三月の第一四回選挙では一六と、定数改正が行われ、二〇一一年三月の定例町議会では、地方分権による独自の行財政改革を推進していくうえから、より効果的な議会運営を図ることを改正の趣旨として、定数を一四に改正する議員提出議案が可決されて、二〇一二年三月の第一五回選挙から施行され、現在に及んでいる。

(二) 基本的事項

9 湯河原町議会基本条例

湯河原町議会基本条例（平成十八年十二月十

二日条例第三十一号）

議会は、町民主権を基礎とし、町民の信託を受けて活動する町民の代表機関であり、議事機関である。議会は、二元代表制の下で、執行機関たる町長及び各種委員会を監視するとともに、条例の制定、予算の議決等を通じて政策を形成する権限と責任を有している。

地方分権の時代を迎え、地域の自立が求められるとともに、少子高齢化、安全安心の確保、地域産業の振興など地域社会の課題が山積している。議会は、これらの課題に取り組み、自立したまちづくりを進める責任を負っており、この責任はますます重くなってい

る。

議会及びすべての議員は、町民の信託にこたえるため、高い使命感を持って職務に取り組み、町民とともに汗を流す町民協働の議会運営を行うとともに、活力ある地域づくりを進めることを誓約して、この基本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会が町民から期待された政策形成及び行政監視の役割を果たすとともに、町民とともに汗を流す町民協働の運営を進め、もって活力ある地域づくりと町民の福祉向上に資することを目的とする。

（議会の使命）

第二条 議会は、町民を代表する議事機関として、町長その他の執行機関の活動を監視するとともに、自

ら活力ある地域づくりのために必要な政策を立案して決定し、及び推進しなければならない。

2 議会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の法律で定める活動を誠実に実施するほか、前項に定める役割を果たすために必要な活動に積極的に取り組まなければならない。

3 議会は、前項の活動に当たっては、町民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、町民とともにまちづくりの活動を進める町民参加と町民協働の議会運営に努めなければならない。

（議会の運営原則）

第三条 議会は、必要な政策を自ら立案して決定し、又は執行機関を通じて提案して実施させることにより、政策中心の運営を行うものとする。

2 議会は、町民の多様な意見を把握して町政に反映させるとともに、町民と一緒にまちづくりの活動に

取り組むことにより、町民参加と町民協働の運営を行うものとする。

3 議会は、町民が自由に議会を傍聴し、又は広報等を通じて必要な情報を得ることができるようになるとともに、町民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する説明責任を果たすことにより、透明性と応答性のある運営を行うものとする。

（議員の責務）

第四条 議員は、政策中心の議会運営を進めるため、不断に必要な能力を磨き、必要な情報を収集して、政策提案その他の政策活動を進めなければならない。

2 議員は、町民参加と町民協働の議会運営を進めるため、町民に必要な情報を提供し、その意見を的確に酌み取って議員活動に反映させるとともに、町民

とともにまちづくりの活動に積極的に参加し、これを推進しなければならない。

3 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するとともに、会議における発言は簡明に行い、議題及び許可された趣旨の範囲を超えないようにしなければならない。

4 議員は、自らが町民の選良であることを認識し、町民の代表にふさわしい活動を行うよう努めなければならない。

(重要政策の審議等)

第五条 町長その他の執行機関は、総合計画、公共事業計画その他重要な政策を決定しようとするときは、あらかじめ議会又は議員の意見を聴くよう努めなければならない。

2 町長その他の執行機関は、議会の議決を得るべき政策案を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を

聴こうとするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 当該政策を必要とする原因又は背景

二 当該政策案以外の代替案の内容(代替案を検討した場合に限る。)

三 他の自治体の類似する政策の状況及び当該政策との比較検討の結果

四 政策決定に係る町民参加の実施状況とその内容(実施予定を含む。)

五 政策案の策定に関して参考にした情報

六 総合計画上の根拠又は位置付け

七 当該政策の実施に必要な財政措置(職員等の人件費を含む。)の見込み

八 その他当該政策の決定に当たり必要と認められる情報

3 議会は、町長が政策案を議案として提案し、又は

意見を聴くために提示したときは、当該政策の必要性、当該政策案の妥当性（代替案との比較検討の結果を含む）、当該政策案に係る費用対効果その他必要な事項について検討し、議決又は意見に反映させるよう努めなければならない。

4 議会は、町長その他の執行機関が行う政策について、不断に点検するとともに、一定の期間、方法等によってその有効性、効率性等について評価するよう努めなければならない。

5 議会は、前二項の規定による審議に当たっては、事前に町民の意見を聴くよう努めるとともに、議決又は意見を決定したときは、その結果及び審議の経過に関する情報を公表し、町民に説明するよう努めなければならない。

6 議会は、前項の規定による公表又は説明を行うため、広報紙の発行、ホームページの開設、説明会、

町民懇談会又は出前講座の開催等の必要な措置を講じるものとする。

（議会の議決事件）

第六条 地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決事件は、次のとおりとする。

一 基本構想に基づく基本計画（総合計画をいう。）に関すること。

二 地方自治法第二百二十一条第三項の法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関すること。

（議会における自由討議の拡大）

第七条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、町長その他の執行機関の職員に対する出席要請を必要最小限にとどめるとともに、議員間の十分な討議によって合意が形成されるよう努めなければならない。

2 議員は、議員間の討議については、町長その他の

執行機関の意見若しくは方針又は政党若しくは会派の意見若しくは方針に過度にとらわれることなく、自由な討議を基本として審議を行うよう努めなければならぬ。

(会派の活動)

第八条 議会の会派（以下「会派」という。）は、基本的な政策又は政策の理念を共有する議員集団として、地域の実情と町民の意見に基づいて、活力ある地域づくりと町民福祉の向上を図るための政策の形成に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 会派は、各議員が町民の信託を受けて選ばれたことを認識し、各議員の選挙公約又は政策に関する意見を尊重するとともに、政策の是非等を検討する場合には議員間の合意形成を図るよう努めなければならない。

(会議の開催)

第九条 議会の会議は、定刻に開催するものとする。

2 議会は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努めるものとする。

(議員の懲罰)

第十条 議会は、地方自治法の規定に基づいて議員に懲罰を科そうとするときは、各議員が町民の信託を受けて選ばれていること及び議会が町民主権を基礎としていることを踏まえて、慎重に判断するものとする。

(議会の組織)

第十一条 議会は、社会経済の変化等により新たに生じる課題に迅速かつ柔軟に対応するため、委員会の設置その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 議会は、地方自治法で定める委員会等のほか、別に条例で定めるところにより一般会議を置くことができる。

(議会の事務局等)

第十二条 議会は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、議会事務局の調査機能等の体制を強化するよう努めなければならない。

2 町長その他の執行機関は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、財政措置、情報提供その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(議員の研修)

第十三条 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るとともに、議員の研修への参加を促進するよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、町民等を含む研究会の開催、学識経験者の助言、他の自治体等に対する調査その他の政策研究の機会を積極的に設けるよう努めなければならない。

3 町長その他の執行機関は、前二項の規定による研修、研究等の実施に協力するよう努めなければならない。

(議員の定数及び報酬)

第十四条 議員の定数及び報酬は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、経費削減の視点だけでなく、町政の課題及び将来展望、町民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮するとともに、町民等を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

3 議員の定数に関する条例改正は、議員が提案し、

その理由について説明責任を果たさなければならぬ。
い。

4 議員報酬の改正に当たっては、経費削減の視点だけでなく、町政の課題及び将来展望、議員に求められる役割、責務等を十分に考慮するとともに、町民等を含む第三者機関による議員活動の客観的な評価等を参考にしなければならない。

(この条例の性格等)

第十五条 この条例は、議会運営に関する最高規範であつて、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

2 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認める場合は、この条例の改正その他必要な

措置を講じなければならない。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

先に見た「地方自治基本条例」と同様に、地方分権の一環として、いずれの自治体も制定したのが地方議会基本条例であった。これまで、議会に関しては会議規則が制定されていたが、これは議場内の秩序維持あるいは議事進行にかかるルールを規定したものである。地方分権が進められるなかで、地方議会の活性化・改革が課題として取り上げられるようになった。それは、二〇〇五(平成一七)年一二月の第二八次地方制度調査会答申において、地方議会における審議の空洞化、儀礼化、議員提案の不活性化、議員になる階層の過小化などが指摘された。

湯河原町も、このような動向に対応することを決め、

二〇〇五年三月本会議の可決を得て、議員定数問題・

議会基本条例制定の審議を根幹とする議員定数問題等

に関する特別委員会を設置して、公正性・透明性など

の点において、町民に開かれた議会活動を目指した議

会基本条例の制定を審議した。その結果、二〇〇六年

一月、定例本会議に同特別委員会が条例を上程して

可決された。

二〇〇七年四月一日の施行後は、町外から視察に訪

れる団体が多かつたものの、本町議会の本格的・具体

的運用はみられず、二〇〇九年五月、外部から講師を

招いて講演による議員研修を行うという程度であった。

その後、二〇一一年三月の本会議において、「議会を取

り巻く環境も変わってきていることから、新たな行政

課題への対応や、さらに町民協働による政策の推進を

図るため」（提案理由）、同条例を改正した。主な改正

点は、コミュニティ活動の支援・広域政策への取り組

み強化・町長等への反問権の付与を新たに設け、さら

に議会報告会・一般会議を設置開催することになった。

議会報告会は、町議会議員全員出席のもと、議会の活

動状況・新年度予算の主要事業・町政の重要課題など

を町民に説明し、意見交換を行うものである。また、

一般会議は、議員と町内各種団体が町議会・町政に関

すること、議会活動への意見・要望・提言などについ

て意見交換を行うものである。これまでの議会活動と

は違い、議員は町民のなかへ入って説明責任を負い、

また町民の意見・要望を吸い上げて実行責任を負うこ

とになったわけである。

第三節 行政組織と職員

(一) 部課設置

10 湯河原町課設置条例

湯河原町課設置条例（昭和三十年四月一日条

例第四号）

第一条 湯河原町に次の課を置く。

総務課

- 一、職員の進退及び身分に関する事項
- 二、議会に関する事項
- 三、予算に関する事項
- 四、町の行政一般に関する事項
- 五、他の主管に属しない事項

財務課

- 一、税その他財務に関する事項

建設課

- 一、土木に関する事項
- 二、都市計画に関する事項
- 三、住宅及び建築に関する事項
- 四、港湾に関する事項

観光産業課

- 一、農林、商工、水産業に関する事項

- 二、温泉、観光に関する事項

- 三、統計、その他町勢に関する事項

民生課

- 一、戸籍、住民（外人）登録に関する事項
- 二、衛生に関する事項
- 三、社会福祉に関する事項
- 四、物資及び証明に関する事項

五、労働に関する事項

六、出張所に関する事項

附 則

この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

四月一日の新町のスタートと同時に、行政機構に関

する条例も施行された。この時点での行政機構は、五

課であった。港湾・水産業・温泉・観光に関する所管

課が設けられたのも、湯河原町の地域性を示すもので

ある。なお、このときの職員定数は不明であるが、一

九五七(昭和三二)年四月の定数条例によれば、職員

定数は九五人であった(実員数は不明、以下同じ)。

11 湯河原町課設置条例の全部を改正する条例

湯河原町課設置条例(昭和四十一年一月十日

条例第一号)

湯河原町課設置条例(昭和三十五年条例第三号)の
全部を改正する。

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第百五十八条第七項の規定により、町長の権限に属

する事務を分掌させるため、次の課及び事務所を設

ける。

企 画 調 査 課

総 務 課

税 務 課

住 民 課

福 祉 課

建 設 課

観 光 産 業 課

公 営 事 業 課

土 地 区 画 整 理 事 務 所

第二条 各課等の事務分掌はおおむね次のとおりとす

る。

企画調査課

- 一、秘書及び広報に関すること。
- 二、統計に関すること。
- 三、行財政の企画、調査及び総合調整に関すること。
- 四、公務能率に関すること。

総務課

- 一、議会に関すること。
- 二、職員の人事及び給与に関すること。
- 三、財政に関すること。
- 四、財産の管理に関すること。
- 五、文書に関すること。

税務課

- 一、町税に関すること。
- 二、国民健康保険料の賦課徴収に関すること。

住民課

- 一、戸籍及び住民登録に関すること。
- 二、社会保障に関すること。

福祉課

- 一、社会福祉に関すること。
- 二、公衆衛生及び環境衛生に関すること。

建設課

- 一、土木建築に関すること。
- 二、都市計画に関すること。

観光産業課

- 一、観光に関すること。

- 二、商工及び農林水産に関すること。

公営事業課

- 一、町営上水道事業に関すること。
- 二、町営温泉事業に関すること。
- 三、温泉法の施行に関すること。

土地区画整理事務所

- 一、土地区画整理事業に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

行政事務の多種多様化で、一九六〇(昭和三五)年

三月に課設置については全面改正を実施し、このとき

は、六課職員定数一二七人となった。その後、昭和四

十年代に入ると高度経済成長期をむかえ、その結果、

湯河原町の経済も好転し人口も増加したことで、行政

事務量も増加し、さらに行政事務の分割専門化が必要

な状況となった。また、町の産業が著しく発展するこ

とも予想されるということで、行政機構の全面改正に

踏み切った。ここでは、民生課を住民・福祉の二課に

分けたこと、庁内全般の企画調整に当たる企画調整課

を設けたこと、四農協が二農協に合併となり、産業の

将来的発展が著しいことが予想されるという視点から

課を増設した。

12 湯河原町部設置条例

湯河原町部設置条例(昭和五十八年十二月二

十六日条例第十九号)

(設 置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第一百五十八条第七項の規定により、町長の権限に属

する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

総 務 部

民 生 部

建設経済部

(事務分掌)

第二条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね

次のとおりとする。

総務部

- 一 秘書及び広報統計に関すること。
 - 二 重要施策の企画、調査及び総合調整に関すること。
 - 三 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
 - 四 ほう賞及び表彰に関すること。
 - 五 議会に関すること。
 - 六 文書及び法制に関すること。
 - 七 財政に関すること。
 - 八 財産管理、物品調達及び契約に関すること。
 - 九 税務に関すること。
 - 十 防災及び住民安全対策に関すること。
- 民生部
- 一 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
 - 二 国民健康保険及び老人保健医療に関すること。

と。

- 三 福祉及び国民年金に関すること。
- 四 青少年の健全育成に関すること。
- 五 保健衛生に関すること。
- 六 生活環境及び公害対策に関すること。
- 七 清掃に関すること。

建設経済部

- 一 都市計画に関すること。
 - 二 土木に関すること。
 - 三 下水道に関すること。
 - 四 土地区画整理に関すること。
 - 五 観光及び商工業に関すること。
 - 六 農林業及び水産業に関すること。
- 附則
- 1 この条例は昭和五十九年四月一日から施行する。
 - 2 湯河原町課設置条例（昭和四十一年湯河原町条例

第一号)は、廃止する。

3 湯河原町総合計画審議会条例(昭和四十二年湯河原町条例第七号)の一部を次のように改正する。

第七条中「企画課で」を「町長が定める職員が」に改める。

4 湯河原町特別職報酬等審議会条例(昭和四十二年湯河原町条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「総務課の」を「町長が定める」に改める。

5 湯河原町特別土地保有税審議会条例(昭和五十三年湯河原町条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「税務課において」を「町長が定める職員が」に改める。

6 湯河原町青少年問題協議会条例(昭和三十九年湯

河原町条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「福祉課において」を「町長が定める職員が」に改める。

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

町議会が議会委員会条例を改正して、四常任委員会制から三常任委員会制に移行するのに合わせて、議会と町行政機構との連携を適切に対応する目的で、部を設置することになった。なお、一九八一(昭和五十六)年七月、国に対する臨時行政調査会の「行政改革に関する第一次答申」で、地方行政機構の改善が求められていたこと、さらにその後の人口減少という社会情勢の変化に呼应し、行政改革の一環として組織をスリム化し、事務処理の迅速化・効率化を図る必要から、二〇一六(平成二八)年四月一日、部制を廃止し課制を

実施した。この施行により行政機構は、一室一五課一センターとなった。

(二) 副町長の定数

13 湯河原町副町長の定数を定める条例

湯河原町副町長の定数を定める条例（平成十年二月十四日条例第一号）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六百六十一条第二項の規定に基づき、湯河原町の副町長の定数は、一人とする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

地方分権や地方行政改革の流れに沿い、自治体運営の自主性や自立性の拡大強化と再構築を目的として、特別職の助役に代わり、市町村長が持つ権限を副市町村長に委任する改正地方自治法が四月一日に施行され、これに基づき、市町村長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する特別職として、副市町村長を置くことができるようになった。副市町村長を置くことができるとされているが、条例によって、置かないこともできた。副市町村長は、市町村長が指名し、市町村議会の同意を得て選任される。任期は四年、任期内であっても副市町村長を解職でき、また、住民による解職請求制度もある。湯河原町も、定数一の副町長を置くことにした。ただし、副町長を置くことにしたとはいえ、湯河原町は空席のままであった。

14 湯河原町に副町長を置かないことの条例

湯河原町に副町長を置かないことの条例（平

成十九年六月八日条例第七号）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六百
十一條第一項ただし書の規定に基づき、湯河原町に
は、副町長を置かないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年八月一日から施行する。

（湯河原町副町長の定数を定める条例の廃止）

2 湯河原町副町長の定数を定める条例（平成十九年

湯河原町条例第一号）は、廃止する。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

二〇〇七（平成一九）年四月に町長選挙が執行され、

「行財政改革」の一環として副町長を任命しないことを
公約のひとつとしていた富田幸宏氏が、歴代最年少の
四九歳で当選した。そして、前町長が置くとしていた
副町長を、富田町長は公約どおり条例第七号をもって
置かないことにした。県内で改正地方自治法施行後に
副市町村長を置かないのは、湯河原町が初めてであつ
た。また、二〇〇八年四月一日現在、全国一〇〇五町
村のうち四九町村が副町長を置いていなかったが、最
初に置かないことを決定したのも湯河原町であった。
富田町長は、副町長を置かない理由として「財政難（解
消）の一助になる」と説明し、そのうえで行政運営は
各担当部長の責任ある判断により、行政のスリム化・
意思決定のスリム化を図るとしていた（「神奈川新聞」
平成一九年五月三〇日付）。

15 湯河原町副町長の定数を定める条例

湯河原町副町長の定数を定める条例（平成二十一年三月二日条例第五号）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六百六十一条第二項の規定に基づき、湯河原町の副町長の定数は、一人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

（湯河原町に副町長を置かないことの条例の廃止）

2 湯河原町に副町長を置かないことの条例（平成十九年湯河原町条例第七号）は、廃止する。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

ところが、富田町長は二〇〇九（平成二二）年になって、副町長を置くことにした。本会議において町長は、副町長を置く理由として、町長の庁舎外での公務が多く、代理としての副町長を置かなければ事務処理が滞り、行政の意思決定が遅れるという状況が生じているとしていた。実際、二〇〇七年度に町長が庁舎内外の会議に出席出向した回数は五三〇回、内訳としては県外二五回、県内三九回、小田原市・箱根町・熱海市・真鶴町五九回、町内一八八回、庁舎内二一九回という状況であった。二〇〇八年度一月末現在、同様の集計で六六〇回であった。このように町長が庁内に不在の時間が多いため、会議において重要な意思決定ができないことが多い。また、近隣自治体との会議には担当部長が出席していたが、意思決定権がないために、政策的・政治的判断を即座にできないことが多いとされていた。

このような現状を解消するには、町長の代理となる副町長が必要であるとされていた。しかし、本会議では、「財政再建」を掲げた町長の公約と副町長の人件費負担との整合性が指摘された。これに対して町長は、町長報酬の二割削減、職員定数の削減、退職者の不補充などにより約二億円の節減となり、今後の副町長の財源になると答弁していた。

(三) 職員定数

16 湯河原町職員定数条例

湯河原町職員定数条例（昭和三十二年四月一日条例第一号）

(定義)

第一条 この条例で「職員」とは町長、議会、選挙管

理委員会、監査委員、町立の学校その他の教育機関、農業委員会の事務部に常時勤務する職員（雇、傭人及び嘱託を含み、助役、収入役及び六箇月以内の期間を定めて雇用される者を除く）をいう。

(職員の定数)

第二条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。

一、町長の事務部局の職員

事務吏員	五〇人
技術吏員	一人
その他の職員	六人
計	六七人

二、議会の事務部局の職員

書記長	一人
書記	一人
その他の職員	一人
計	三人

三、選挙管理委員会の事務部局の職員

書 記 三人

四、監査委員会の事務部局の職員

書 記 一人

五、農業委員会の事務部局の職員

書 記 二人

その他の職員 一人

計 三人

六、町立の学校その他の教育機関の事務部局の職員

事務職員 五人

その他の職員 一人

計 一人

(職員の定数の配分)

第三条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の

配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

17 湯河原町職員定数条例の全部を改正する条例

湯河原町職員定数条例(昭和三十九年三月四

日条例第五号)

湯河原町職員定数条例(昭和三十五年湯河原町条例

第四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)第一三八条第六項、第一七二条第三項、

第一九一条第二項及び第二〇〇条第六項、地方教育

行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法

律第一六二号)第二一条及び第三一条第三項並びに

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八

八号)第二〇条第二項の規定により議会、町長、選

第三節 行政組織と職員

挙管理委員会、監査委員、教育委員会及び農業委員会の事務部局に勤務する職員並びに教育委員会の所管に属する学校の園長、教員、その他の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第一三五号）第一条及び第二条に規定する職員を除く。以下同じ）の定数について定めるものとする。

（職員の定数）

第二条 職員の定数は次のとおりとする。

一、町長の事務部局の職員 吏 員 八〇人

その他の職員 六五人

計 一四五人

二、議会の事務部局の職員 事務局長 一人

書記 一人

その他の職員 一人

計 三人

三、選挙管理委員会の事務部局の職員 書記 三人

四、監査委員の事務部局の職員 書記 一人

五、教育委員会の事務部局の職員 事務職員 五人

六、農業委員会の事務部局の職員 農地主事 一人

その他の職員 二人

計 三人

七、教育委員会の所管に属する学校の職員

園長 一人

教員 三人

事務職員 一人

技術職員 三人

その他の職員 一九人

計 二七人

附 則

この条例は昭和三十九年四月一日から施行する。

（湯河原町役場蔵）

18 湯河原町職員定数条例の一部改正

湯河原町公営企業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例（平成二十二年十一月三十日条例第十六号）

一月三十日条例第十六号）

（湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

正）

第一条（中略）

（湯河原町職員定数条例の一部改正）

第五条 湯河原町職員定数条例（昭和三十九年湯河原

町条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（定義）

第一条 この条例において「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その

他の教育機関並びに消防及び公営企業の事務部に
に常時勤務する一般職に属する職員をいう。

第二条第一号中「二四四人」を「二〇五人」に改め、同条第六号中「二四人」を「一七人」に改め、同条第七号中「その他」を「その他の」に、「三一人」を「一七人」に改め、同条第九号中「一五人」を「二八人」に改める。

（中略）

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

合併して二年を経て、職員定数条例を制定した。このときの事務部局は六部局であった。その後、行政の多様化により取り扱う行政事務量が増え、一九六〇（昭和三五）年三月条例第四号では、部局は六と変わらな

第三節 行政組織と職員

かったが、定数は一二七人に増えた。とくに、町長部局が六七人から九九人に増えた。その後、教育委員会所管の学校・幼稚園の職員が配置されるに伴い、一九六四年条例第五号により全面改正して、従来の六部局に学校職員が加わり、総数は一八七人となった。この改正では、行政の多種多様化により行政事務が増加し、町長部局の職員定数が、約二倍もの増加となった。その後は、総数の増加を抑制し、一九七五年三月の条例改正では、わずか二〇人増員しただけであった。厳しい地方財政状況、とくに地方財政の硬直化に対して、

総務省も地方公共団体の財政再建と健全化を重要課題と位置づけるようになり、地方財政の節減・緊縮を強化するようになった。職員定数の抑制は、その後も続き、一九九三（平成五）年四月の定数改正でも増員は、わずか十八人であった。その後の職員定数改正は、二〇一〇年十一月の条例であったが、これは、町の公営企

業職員を増やすために、ほかの事務部局等の人員を削減して公営企業に配置し、同時に退職者の補充をせず
に全体の人員削減を実施した。

第二章 合併問題と都市親善交流

第一節及び第二節では、いずれも実現しなかった熱海市泉地区及び真鶴町の合併問題を取りあげた。泉地区の件は、「昭和の大合併」の延長線上で起こった合併問題であった。しかし、県境を越えた合併問題であったため、熱海市と湯河原町の間には、深刻な対立感情が吹き荒れた。第二節の真鶴町との合併計画は、「平成の大合併」が展開されるなかで提起されたものである。なお、「昭和の大合併」のときにも、両町の合併計画が浮上したが、飲料水をめぐって決裂した経緯があった。湯河原町の隣町との合併構想であったので、当初より町民間に対立感情はなかったものの、協議会が進められていくなかで、最終的に真鶴町民の合

併反対の選択の前に、両町の合併も実現しなかった。

第三節は、都市親善交流について取りあげた。湯河原町は二〇一四（平成二六）年度までに、国内外の六都市、すなわち国内は広島県三原市・長野県南安曇郡奈川村（締結当時）・富山県中新川郡立山町・東京都豊島区、国外では大韓民國忠清北道中原郡（締結当時）・オーストラリア国ポートステイブンス市と親善交流協定を締結している。なお、奈川村は松本市へ吸収合併され、松本市は親善交流を継続しない旨の方針を示したので、奈川地区とは民間レベルでの交流という形がとられている。また、中原郡は、のちに忠州市に合併されたが、忠州市は合併後も姉妹都市提携の継続を表明したことで、親善交流は現在にまで及んでいる。

第一節 熱海市泉地区との合併問題

19 湯河原町と熱海市泉との合併問題に関する要望書

湯河原町と熱海市泉との合併問題に関する要望書

湯河原町と熱海市泉との合併に関しましては、昭和三十年三月内閣総理大臣の職権により、自治紛争調停委員の調停に付され、同年十二月二十三日関係者がこれを受諾することにより調停の成立をみることとなつたのでありますが、この調停においては湯河原町と熱海市泉とは唇齒輔車の関係にあり、緊密に協力して一体的発展をはかるべきものであると強調されてはいるが、両者の合併については、紛争最中における決定を避け、全国的な町村合併がほぼ完了した時期に、

内閣総理大臣において、公正な機関にはかり、地勢、産業、経済、交通、生活関係等の諸事情を勘案のうえ、必要な条件を定めて、決定するところによるとされているのであります。

以来、本県及び湯河原町としましては、成立しました調停の趣旨にそい、静かに内閣総理大臣の決定をまちのぞんできた次第であります。

そもそも、湯河原町と熱海市泉とは、歴史的にみましても、社会的にみましても渾然一体をなして発展して参つたのであり、また、現実の関係地区住民の生活の一体性につきましても、調停案に指摘されておりますとおりで、誰一人異論をさしはさむ余地のないところであります。

湯河原町と熱海市泉との関係を略記すれば、次のとおりであります。

(一) 地勢、交通

熱海市泉は、標高七〇〇メートル以上の岩戸山、日金山、十国峠を結ぶ嶺線によつてさえぎられ、熱海市の離れ島的な存在にあるのに対して、湯河原町とは千歳川を中心にして連たん状態にあり、十余の橋によつて結ばれており、外部との交通はほとんどすべて湯河原町を経て行なわれています。

(二) 教育

熱海市泉の児童及び生徒の教育は、全部湯河原町の小、中学校に委託されています。

(三) 産業

熱海市泉における農産物の販路は、主として湯河原町であり、その主要産物であるみかんは、その生産量の約八〇%が湯河原町民によつて生産され、また、湯河原みかんの大半は、泉で生産されています。

(四) 観光

湯河原町と熱海市泉の観光上最も重要な資源は、

温泉であります。泉の温泉源は湯河原町に依存しており、湯河原温泉としてともに発展してきたものであります。

(五) 生活

湯河原町及び熱海市泉の住民の氏神、菩提寺等は、すべて共通しており、両地区住民の姻戚関係も多く、風俗、習慣等も湯河原町と完全な一体をなし、熱海市住民よりも湯河原町住民との共同体的意識が強いのであります。

(六) 沿革

現在泉地区は、静岡県に属しておりますが、徳川時代初期の正保年間には、相模国と伊豆国は、岩戸、日金山の嶺線をもつて境としておりました。このことは、泉地区内に現在もなお、「元宮下」、「元門川」の地名があり、湯河原町には「宮下」、「門川」の地名があることから同一領国内にあつたことは、間違

いないところであります。その後、明治四年廃藩置県の際、相模六郡と伊豆一円は足柄県に属したのでありますが、明治九年、足柄県が廢止分割されたとき、泉地区は静岡県に、湯河原町は神奈川県に属することになったのであります。

以上のとおり、湯河原町と熱海市泉とは歴史的にみましても、また、現在の地勢、交通、産業、経済、風俗習慣等あらゆる点からみましても一体であることは、周知の事実であります。しかしながら、行政区画を異にするための不合理、不便は、別紙に詳細記述しておりますとおり、単に行政の非能率をきたしているばかりでなく、この地域の発展と住民福祉の向上をはばんでいると思われまます。

これがため、泉地区住民は、湯河原町への合併を強く希望して参りましたが、静岡県側の理解を得ることができず、昭和二十五年までにおける前後五回

にわたる住民の政府、国会等への要望も実現されなのままに昭和二十八年を迎えました。この年には町村合併促進法が施行され、翌二十九年には同法の一部改正が行なわれて、当然合併すべき地域であるにもかかわらず、県の境界にまたがるため政治的に合併不可能とされている団体の結合を容易にし、地方自治の本旨の充分な実現をはかろうとする道が開かれましたので、湯河原町と熱海市泉との合併こそ、まさしくこの法の趣旨にあてはまるものとして、合併の気運が今までにない勢をもつて湧然と盛り上つて参つたのであります。この解決については、前述のとおり自治紛争調停委員の調停に付され、内閣総理大臣の決定をまつこととされたのであります。

河川をはさみ、軒をつらね一体として生活して参りました住民の福祉の増進をはかり、当該地域の発展を期することは、一つの行政主体により有効適切

な施策を講ずることによつてのみ、はじめてよくなし得るところであると考えられます。

国の町村合併最終処理も終ろうとしており、合併促進のための法的特別措置も、本年六月末でなくなるうとしている現在、本問題も単に一市町、一県の利害問題でなく国家的な開発に係わることとして大局的見地から御調査のうえ、一日も早く関係住民の悲願が達成されますよう適切な裁定が行なわれますことを要望申し上げる次第であります。

昭和三十六年三月

神奈川県知事 内山岩太郎

湯河原町長 八亀武雄

別紙

一体として発展してきた湯河原町と熱海市泉とが行政区画が異なるがために不便をきたしている例

(一) 川一つへだて、毎日顔を合わせている者同志の間

で、行政区画を異にするというだけで、建築基準、衛生基準、税の評価等の相違があることは、毎日の生活に不合理と不便を生じております。

(二) 生活共同地域として発展して参りました湯河原町と熱海市泉とは警察、消防等治安の維持については、行政の主体を異にしているため、この方面の行政には、不便をきたすことが多いのであります。

(三) 湯河原みかんの大半は、泉地区で生産され、その八、九割は湯河原町民によつて出作されておりますが、農業改良普及の面でも支障をきたしております。

(四) 汚物処理は、湯河原町と熱海市泉にとつて懸案事項となつておりますが、泉だけではとても手につかず、湯河原町と一つになつて処理場を設置すべき状況にあります。

- (五) 住民の子弟の教育は、湯河原町に委託されております。
- (六) 熱海市泉の住民も泉への観光客も、湯河原町に通じている道路を利用しなければならないのでありますが、この地域の道路は、屈曲が多く、年々増加する交通量を消化でき難い現状にあり、道路改善は、泉、湯河原共通の懸案事項となっております。
- この解決については、泉、湯河原を一体とした道路交通の抜本的計画をたてなければならぬ段階にきております。
- (七) 旅館業者の生命ともいべき温泉の泉源は、ほとんどが湯河原町に所在し、現在、湯河原町営温泉として町が管理し、泉地区に分湯しておりますが、行政主体が一つであれば有効な施策による、より一層の発展を期することができます。
- (八) 現在、湯河原町の旅館組合には、熱海市泉の旅館

が加盟しているにもかかわらず、商工会については湯河原町において、設立準備中ではありますが、法により商工会は町村ごとに設けられることになつてゐるため、泉を含めたくとも行政区画を異にするため含めることができない事情にあります。湯河原町と熱海市泉とは、商業観光の振興について一体となつて、ともに有効な施策を講じていかなければならぬにもかかわらず、行政の主体が異なるがために、これが充分に果し得ず不便をきたしております。

- (九) 泉地区から湯河原町役場まではわずか二キロメートル以内であります。熱海市役所までは十数キロメートルもあり、現状では、地区住民の行政上の不便はまぬがれません。

資料 泉地区概況(省略)

(昭和三六年 泉合併関係書類綴「湯河原町役場蔵」)

湯河原町と熱海市泉との合併問題は、一九五五(昭

和三〇) 年一二月に、自治紛争調停委員会の調停に付する調停が成立した。すなわち、湯河原町は自治紛争調停委員会の裁定を、期待を持って待つことにしたわけである。それから六年が経過し、町村合併促進法の法的特別措置も一九六一年六月が期限となり、これに合わせて合併に関する内閣総理大臣裁定がでるのである。うことを予想し、湯河原町は改めて、泉地区との従来からの一体的関係をまとめ、県知事と連名で上申した。

20 合併に関する湯河原広報の特集

特集 湯河原広報

発行所 湯河原町役場
電話(代表) 三一四一番
編集 役場総務課
印刷所 小田原 孔芸社

湯河原町の皆様

御機嫌如何ですか。今まで永い間、皆様が大きな関心をお持ちになっておられました湯河原町と熱海市泉区との合併の時期が極めて切迫してまいりましたので、改めて此の間の事情を皆様にお知らせ申し上げます。

御承知のこと、は存じますが、泉との合併はこの六月二九日が現行法の期限になっておりますので、国がそれまでに決定して合併が実現するものと私共は確信いたしておりますが、萬が一にも決定がなされないときは、事実上湯河原町と泉とは永久に真に一体となることは出来なくなるのであります。

御存知のように、泉と湯河原とは行政区画以外は皆一体として今日まで発展して参った地域であります。泉の人達は私達の親戚であり、親子であり、友人達であります。ただ行政区画が異なるといふことのみで、日常生活に制約があつたり異つた処遇を受けているの

であります。

同じ地域環境の中で、しかも同一の経済圏にあるものが一体になれないということは、不合理此の上もないことであるし、相互の幸福がこうした姿によって真に得られるとは思えないのであります。

不合理を是正し、住民の福祉を増進しようと云うのが合併促進法の趣旨なのであります。静岡県も、県内の合併を推進したのは、そうした理論に基いて実施されたことは否定し得ないと思っております。

もし湯河原町と泉とが同一県内であれば、おそらく合併第一号として当然合併されたと思っております。

そんな判り切ったことを、静岡県や熱海市の一部頑迷な人によって阻害されることは、まことに心ある住民にとってなげかわしいことと云はざるを得ません。

真に多くの泉地区住民の方々の声とは、到底考へら

れないのであります。

私達は常にそう思つて居るのであります、この地域の大きな飛躍発展のため、どうか湯河原町の皆様もこのことを御認識頂きまして、泉の人達が悔いを千歳に残し子々孫々に至る後世の人達から批判されるようなことにならない様、朝晩のおつき合ひの間によく話し合つて頂きたいものと考へます。

皆様が待望しておられます合併実現の時期が切迫いたしましたので、当町発展のため切に皆様の努力をお願い申し上げます。

他面、当町では泉合併後における各般に及ぶ大きな施策を計画し、目下懸命の努力をいたしております。

昭和三十六年六月三日

湯河原町長

八亀武雄

湯河原町議会議長

高杉茂利

泉の皆様

御機謙(嫌)いかがですか。本日突然、皆様にこの様な文書をおとどけ致しますのは、今まで永い間、皆様が大きな関心をお持ちになって居られました湯河原町と泉地区との合併の時期が切迫して、そのなりゆきに湯河原町内の与論が極めて強い関心を示して参りましたので、これらの事情を皆様に充分理解して頂くためであります。湯河原町ではすでに、湯河原広報特集号をもって町民に事情の報告をしておりますので、既に御存知の方も多いと思いますが、私共は町内与論の支持を受けて泉地区との合併実現について強い信念をもつてのぞんでおります。本月一〇日には泉地区各区長さん宛、これらの事情をお知らせし協力を頂く書簡を送り致しました。ここにその全容をお知らせして、この差し迫った時期に泉のあるべき自然の姿について、尚一度皆様の再考を促したいのであります。どうか冷

静な御判断をお願い致します。

昭和三十六年六月一二日

湯河原町長 八亀武雄

【泉地区各区長さん宛書簡】

謹啓 初夏の候、皆様いよいよ御清祥の段大慶に存じ上げます。本日突然、書面を差上げます失礼を何卒御海容下さい。つきましては、去る昭和三〇年、泉地区と湯河原町との合併問題発生以来、皆様にはそれぞれの立場上、大変御迷惑をお掛け致して居りますことをお詫び申上げますと共に深く感謝申上げて居ります。既に御承知のことと存じますが、本月末日をもって新市町村建設促進法の中、合併の部分に関するのみ失効となる見とおしであります。このことは、当時の紛争調停に示された内閣総理大臣の裁定が下される時期であると考えられる訳であります。御存知のことと

思いますが、湯河原町としては町議会を始め町内各団体あげて、泉地区の受入れに拳町一致の態勢を整えつつあります。その間におきまして、右諸団体より町に對しまして数多くの激励と決意がよせられました。私は、これらすべての町民の御意志は盛り上げる与論として、町政の推進のために取り上げなければなりません。どうか泉地区の区長としての貴下におかせられましては、泉地区と湯河原町との長い間の悲願である合併を、この際、自然の姿にかえして達成することの出来ますよう特段の御配慮を賜りたく、失礼をもちえりみず書面を以って申入れる次第であります。どうか区民の各位にも御理解頂くよう、重ねて御協力方お願い申し上げます。然して、萬が一にも合併不成立との結論とも相成りましたときは、誠に不本意ではあります。が、泉地区と湯河原町との融和と協調は失われるものであることを、ここに表明しなければなりません。泉

地区と湯河原町との不離一体性については、色々な言葉でこれを表現して居ります「曰く一身同体であるとか唇齒輔車の関係にあるとか」。これらの言葉の通り、数多くの相関連する共通の社会が、そこに存在するものであると考えられるものであります。即ち具体的には教育委託の問題、公営温泉の給配湯問題、消防行政その他枚挙にいとまありません。又それくらい密接不可分なのであります。然かも、それらのことが協調を失われるとしたら一体どうなりました。誠に寒心に堪えないのであります。どうか私共の真意をお汲みとり下さい。私達は皆さんと共に栄え皆さんと共に発展しつつ、永久に平和と協調を維持することを希念する次第です。

昭和三十六年六月一日

湯河原町長 八亀武雄

(泉各区長)

殿

二伸 私共の真意と決意と更に町民の与論（決議書陳

情書）を湯河原広報第二号に特集致しました参考

までに御送付申上げます。

〔昭和三十六年 泉合併関係書類綴〕湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

いまだ裁定はおりていないが、泉地区合併に向けて、

湯河原町民へ理解を求める一方で、泉地区区長および

住民に対して、合併不成立の場合の生活環境の変化を、

いささか厳しく指摘して、合併の賛同を求めていた。

なお、後半の書簡は中沢・五軒町・本区の三区長に

送付された。

21 湯河原町区長連絡協議会決議

決議

静岡県熱海市泉区と湯河原町との合併に関しまして

は、自治紛争調停以来六ヶ年間、本月末をもって部分

的にその効力を失うこと、なる新市町村建設促進法の
期限に当り、自治省並びに県当局の絶大なる御努力に
もかわらず、未だこれが決定的段階に至り得ません
ことを深く憂うるものであります。

この問題は我々地元住民にとりまして、過去数一〇年
来、祖先或いは先輩から受け継いだ懸案であるのであ
りまして、今回この機を逸しては永久に合併実現の機
はないものと考え、又あらゆる客観的諸条件の下、泉
区民も無条件合併賛成の挙に出ずるものと確信致して
居ったのであります。

当時偶々、静岡県及び熱海市の無暴なる合併阻止にあ
い、剩一部区民への利益誘導による反対派助長の結
果、賛否両派の対立激化は正に一触即発の様相を呈す
るに至りました。

この件につきましては、当時から夫々関係者より自治
省並びに県当局に対し陳情致したところでありませ

が、湯河原町の区域外におけるこの種運動が、極めて困難な事情にあったことは、今更申し述べるまでもない処であります。

我々が泉区の合併を成就したいと考える所以は、自然の姿にかえつて住民の福祉と郷土の発展を期待する止むに止まれぬ念願なのであります。

こゝにあらたにその念願を披瀝し、これが実現に当り、町当局が強力な対策を推進されんことを要請するためこゝに決議する。

昭和三十六年六月三日

湯河原町区長連絡協議会

〔昭和三十六年 泉合併関係書類綴「湯河原町役場蔵」〕

原資料は横書き。

22 湯河原町議会決議

決議

静岡県熱海市泉区と湯河原町との合併に関しては、自治紛争調停以来六箇年餘、本月末を以つて部分的にその効力を失うこととなる新市町村建設促進法の期限に当り、内閣総理大臣の裁定による泉区と湯河原町との合併は実現するものと確信する。

ここで万が一、合併の実現をみることが出来ない場合、泉区と湯河原町とは永久に真に一体となることは出来ない。

地勢、産業経済、教育文化、日常生活等を共にする泉区民も無条件合併の賛意あるものと信ずる。

そして満足すべき内閣の裁定が為されるまで、我々はただ黙つて成行を見ていることは出来ない。

我我地区住民のみが身を以つて合併の必要性を知るが故にこそ、湯河原町議会は政府に対し、静岡県熱海市泉区と湯河原町とは新市町村建設促進法の精神に則つとり合併すべしとの裁定が下されることを確信し、

願うものである。
以上決議する

昭和三十六年六月五日

神奈川県足柄下郡湯河原町議会 印

〔昭和三十六年 泉合併関係書類綴〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

23 自治大臣あて陳情書

陳情書

静岡県熱海市泉区と湯河原町との合併に關しましては、昭和三十年十月二十日自治紛争調停以来五年余を^(間) 聖た今日、ようやく之が裁定のため諮問委員設置の段階に至りましたことについて、当町と致しましては、その公正なる裁断に大きな期待を寄せるものであります。

当町と泉地区とは、当時成立した調停の内容にも克明

に示されてを^(お)ります通り、密接不可分の關係にあるのでありまして、唇齒輔車の關係にあるとさえ断定されているが如く、数多くの相關連する共通の社会要因を供えているのであります。

町村合併促進法制定の主旨の何たるかは、私共が今更之を云々するまでもないところでありましょうが、その本旨に則り公正に判断される^(お)ところ、合併実現の確信はいよいよ強まるのであります。

しかしながら、本件裁定に關する現今の動勢を判断致しますと、その本旨さえ蹂躪されんとする傾向のありますことを、私共は深く憂るのであります。之等の事情を反映して昨今来、当町内には泉地区受入れに關する世論が極めて強く「歴史的、自然的^(お)事実に基づき両地区の一体的発展のため合併の実現を推進せよ」と云い、「之の認められざるとき他に当町の発展的施策を強力に推進せよ」と求めているのであります。

私共は、町内世論は町百年の大計のため之が実現に努力する所存であります。

即ち、泉地区合併実現の暁には両地区の相互発展のため、あらゆる施策を強力に実施することは勿論であります。しかし、もし万が一にも之が実現せざるときには、町単独の将来に互る開発のため公営温泉給配湯問題等、従来保たれていた同地区との協調の失われることも又止むを得ないこと、考へるものであります。ここに、町内各地区から提出された陳情書等を添え町の本件に関する所信を申し述べ、速かに公正な御裁定を下されたく陳情する次第であります。

昭和三十六年六月十六日

湯河原町長 八亀武雄

同議会議長 高杉茂利

自治大臣 安井謙 殿

(「昭和三十六年 泉合併関係書類綴」湯河原町役場蔵)

24 熱海市との境界変更に関する措置について

総理府経雑第八号

昭和三十六年六月二十九日

湯河原町長 殿

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 周東英雄 印

静岡県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の境界変更に関する措置について

昭和三十一年一月一七日成立した静岡県熱海市泉地区(小字小黒崎、ピリ坪及び大洞を除く。)を神奈川県足柄下郡湯河原町に編入することに関する争論の調停に基づき、泉地区と湯河原町の境界変更に関する措置につき、今回、別添写のとおり諮問委員の答申があり、内閣総理大臣において別紙のとおり決定したので、この旨通知する。

決 定

昭和三十六年六月二十九日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 周東英雄 殿

静岡県

神奈川県

狭間 茂

静岡県熱海市

新居善太郎

神奈川県足柄下郡湯河原町

小島 憲

静岡県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の境界変

加藤於菟丸

更については、昭和三十六年六月二十九日付同伴に関する

荻田 保

措置についての諮問委員の答申に基づき、次のとおり

決定する。

静岡県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の
境界変更に関する措置について（答申）

昭和三十六年六月二十九日

昭和三十六年六月十五日付で本委員に諮問のあつた静

内閣総理大臣臨時代理

岡県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の境界変更

国務大臣 周東英雄 印

関する措置について、本委員においては、下記のとおり

静岡県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の境界変

り答申する。

更に行なわないものとする。

なお、熱海市及び湯河原町は、湯河原町と泉地区と

が唇齒輔車の関係にあることにかんがみ、相互に協力

して一体的発展をはかる必要があり、ことに今後はこれらの地区の局地的な協力のみではなく、大きく富士箱根伊豆地域全体の総合的な発展を強力に推進していくことが緊要であつて、これがために両県及び両市町がいつそう緊密に融和と提携を保つていくべきものと考えられるので、内閣総理大臣においても、静岡県及び神奈川県並びに熱海市及び湯河原町に対して、大乗的な立場から、これらの地域の全体的な振興発展のために相互の提携をいつそう密にして行政の運営にあたるよう、とくに指導に遺憾なきを期せられるよう望むものである。

記

熱海市泉地区の帰属については、現状のとおりとすべきものと認める。

理由

静岡県熱海市泉地区（小字小黒崎、ピリ坪及び大洞

を除く。）を神奈川県足柄下郡湯河原町に編入することに關する紛争事件は、昭和三〇年三月二十六日、自治紛争調停委員の調停に付され、同年一月一七日、泉地区の帰属については、各都道府県内における町村合併がほぼ完了し、都道府県の境界にわたる市町村の区域の調整を最終的に措置すべき時期に、内閣総理大臣において、公正な機関にはかり決定するところによるものとする旨の調停が成立した。

本委員は、昭和三六年六月一日、前記調停に基づいて、熱海市泉地区の境界変更に關する措置につき、内閣総理大臣の諮問を受けた。

熱海市泉地区に關する地勢、交通、生活、経済、各種施設の利用關係等については、前記調停にあつて自治紛争調停委員が指摘したところと特に異なる状況は見出されない。

本件は、泉地区と湯河原町との密接な地理的關係も

さることながら、静岡県及び熱海市が同地区に対して、その開発に意を用いることが充分でなかつたために、地区住民の間に県市の施策にあきたらない気持ちを抱かせたことにも一因があるものと思料されるのであるが、調停成立後、静岡県はこの点に留意し、伊豆箱根地域の総合開発の一環として、とくに同地区を含めた熱海地域の開発に意を用い、熱海市とともに同地区に対して各般の施策を講じてきていることはこれを認めざるを得ない。

泉地区の住民の動向をみるに、現状においては、湯河原町への編入を衷心から希望している住民が依然として相当数認められるが、大多数の住民が強くこれを要望しているものとは認められがたく、また、これについて、関係市町においても、円満な話し合いを行って得るものとは認められない。

一方、各都道府県内における町村合併の状況をみる

と、今日では全国的に町村合併がほぼ完了し、新市町村がそれぞれその建設に全力を傾注している段階であり、さらにこれが促進を講ずべき時期が到来していることでもあるので、泉地区の帰属についてもすみやかにこれを確定し、地区の安定とその育成振興をはかる必要があるものと認められる。

しかして、泉地区と湯河原町とは、地勢、交通、生活、経済等の面において密接な関係にあることにかんがみ、泉地区の湯河原町との相隣共同の関係をいよいよ強化すべきことはもとよりいうをまたないところであるが、同地区の今後におけるさらに効果的な発展をはかるためには、広い視野に立つて富士箱根伊豆地域を一体的に考え、当該地区をも含む広域的な開発をはかることが必要であり、これがために関係市町が緊密な協力体制を確立して、相ともに総合的な施策を推進する必要が痛感される。

以上、諸般の事情を総合的に考慮した結果、泉地区を湯河原町に編入すべきものとする主張にも理由があると認められるが、本委員としては、泉地区の帰属については、むしろ現状のままとして両県及び両市町の協力に期待することが、より適当であると思料するのである。

〔昭和三十六年 泉合併関係書類綴〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

たびたびの文書による合併促進も、結局は自治紛争調停委員会の裁定結果に影響される。ところが、「静岡県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の境界変更は行なわない」現状維持の答申案が内定したという情報が、地元湯河原町や開会中の県議会に流れてきた。そこで、湯河原町は一九六一（昭和三十六）年六月二十四日、町長・町議会議長・泉地区合併賛成派代表が自治庁へ押しかけ、現状維持に反対し合併を訴えた。しかし、境界変

更を行わず現状維持とする決定が、同年六月二十九日に出された。境界の変更がないということは、一九五四年の改正地方自治法に規定する住民の五分の三の賛成があれば、県境を越す合併を行えるという手段も使えないということになった。湯河原町にとっては憤懣たがまやるかたない立場となり、今後、地元で発生するであろう紛争混乱は、いっさい政府の責任であり、一方、湯河原町は泉地区とは一線を画した町政を展開していくことを決議することになった。

25 熱海市との境界変更に関する措置についての決議

三六湯総第五〇二号

昭和三十六年六月三〇日

殿

神奈川県足柄下郡

湯河原町長 八亀武雄

静岡県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の境界変更に関する措置について

本月二十九日、内閣総理大臣の決定に附された標記の件について、当町はその実情を無視した決定に対し、極めて強い不満の意を表明するものであります。

本日、当町議会は本会議に於いて、別紙決議書をもつて、本件措置に対する町のとるべき態度を表明しました。

私は議会意志の万全なる具現を図るため、強力にこれが対策を遂行する覚悟であります。

ここに決議書を添え、町の確固たる所信を表明し、絶大なる協力を要請するものであります。

決 議

昭和三十六年六月二十九日付静岡県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の境界変更に関する措置について

の内閣総理大臣の決定に関しては、湯河原町議会は次の諸点について、その実情を無視した決定に強く抗議するとともに、今回の決定に基づき地元において発生することのあるべき紛争の責任は一切政府にあることを確認し、ここに決議して声明する。

記

一、今回の決定は、町村合併促進法の精神から全く逸脱してされた決定であつて、極めて遺憾である。

二、昭和三十年十二月受諾した調停案に信頼した我々は、ひたすら湯河原町と泉区のいわゆる唇齒輔車の関係にあることにかんがみ、冷静に事態の推移を見つめながら政府の公正な裁定に期待していたにもかかわらず、今回の政府の決定は当時の調停の精神をゆがめたものであつて、我々は政府のペテンにかかつたと断ぜざるを得ない。

三、本決定においての、いわゆる政府の現状維持説は

全くその実情を無視したものである。

即ち、二項に表明する様に我々は当時の調停に信頼するとともに、これを忠実に履行することによつて、現状の融和は保たれて来たのであつて、一たび合併不調のあかつきには、これら融和の保たれない点、先般来、しばしば力説した処である。

よつて来るべき地元の紛争混乱は一切政府の責任であることを強調する。

四、湯河原町は今回の決定によつて、湯河原町の本来の発展政策を強力に推進するため、熱海市泉区とは一切の情実をはなれ、一線を画して自己町勢の発展に邁進する施策を講ずるものとする。

五、前項の施策の具体的実施に関しては、神奈川県知事及び湯河原町長にこれを一任する。

湯河原町議会は全会一致をもつて右に決議する。

昭和三十六年六月三十日

神奈川県足柄下郡湯河原町議会 印

〔昭和三十六年 泉合併関係書類綴〕湯河原町役場蔵

決議文以外の原資料は横書き。

26 境界変更に関する措置に対する湯河原町長の声明

声 明 書

静岡県熱海市と神奈川県足柄下郡湯河原町の境界変更に関する措置について、去る六月二十九日内閣総理大臣より裁定が下された。我々はこの裁定に対して心から不満の意を表明せざるを得ない。

そもそも湯河原町と泉地区との合併は実に七十年来の地元住民の懸案であつて、いわば関係住民にとつては父祖以来の悲願であつた。即ち今回の紛争事件を含めて、実に過去五回にわたつて熱心な合併運動が行われて来たところによつても、その切実さは測り知れないものがあり且つそれ程地元民にとつては重大事件な

のである。

去る昭和三十年十二月十七日当時の熾烈な合併運動は、賛否両派にとつてこれ以上この運動を継続させたなら、流血の惨事となりかねない状況となつたので、政府においてはこれを自治紛争調停委員の調停に附し、平静を取り戻したのである。今ここに、いわゆる泉地区合併運動の歴史をふりかえつて見たい。

即ち、今期合併運動は別として、その外の合併運動においては、ほとんど全区民の盛り上る湯河原町えの編入運動であつた。然し、当時の法制上熱海市や静岡県の議会の決議を得ることが出来ず、時には貴、衆両院への請願ともなつて熱心に運動され採択されたにもかかわらず、その実現を見ることが出来なかつたのである。偶々今回、町村合併促進法が制定され従来の合併制度に一つの特例が設けられ、この法律の下においては必ず合併は成功するものと信じ且つ過去の歴史的

運動の経過から、泉区住民の全員が賛成であると思つていたにもかかわらず、静岡県並びに熱海市の利益誘導による一部に反対者のあつたこと、然もそれに起因する前述の通り賛否両者の紛争となつたことは真に遺憾にたえないところである。我々は今期の合併運動においても、過去の泉区民の気持を気持として、これを受入れべく努力して来たのであるが、遺憾ながら事志と反した点、特に泉区民の動向について深く反省の資としなければならぬ。更に今次裁定にあつて、政府並に諮問委員のとられた態度は、町村合併促進法の精神と昭和三十年十二月の調停趣旨に全く逸脱したものととして強く批判されべきものである。このことは、泉地区と湯河原町の歴史の上に大きな汚点を印したものと断じなければならぬ。又かかる裁定が全くその実情を無視した政治的決定であることは、日ならずして現地の様相がその事実を指摘するであろうし、又そ

の不明について後世の歴史家の強く指弾されるところであろう。我々が今次の決定を政治的決定であると断言する理由は、諮問委員会の答申前において既に自治大臣は現状維持説を我々に伝えているのであつて、公正なるべき諮問委員の機関は単なる自治大臣のかくれ蓑でしかなかつたのである。我々は湯河原町と泉地区が真に唇齒輔車の関係にあることにかんがみ、且つ調停の趣旨を忠実に履行することによつて平静と融和と協調とに専心し来たつたのであるが、これを以つて現状の姿と見るなら三才の童子にもおとるまことに無思慮の次第であつて、かねて屢々力説した両地域の融和と協調は失われるであろうことを再度ここに強調し、よつて起るべき地元の混乱と紛争とは一切政府の責任であることを確認する。今や湯河原町は新町として発足以来五年有半、営々として全力を建設計画の遂行に傾けているのであるが、今回の決定によつて湯河原町

本来の發展政策を強力に推進するため、熱海市泉区とは一切の情実をはなれて一線を劃し、自己町勢の發展に邁進する施策を講ずる所存である。
右声明する

昭和三十六年六月三十日

湯河原町長 八亀武雄

〔昭和三十六年 泉合併関係書類綴〕湯河原町役場蔵〕

27 緊急課長会議記録

緊急課長会議記録

一、日時 七月一日午前九時

二、場所 町長室

三、出席者 町長、収入役、総務課長、民生課長、

公営事業課長、観光課長、建設課長、

都計所長、議会議務局長、議長、助役、

小沢忠一

第一節 熱海市泉地区との合併問題

事項別	町営温泉	措置事項	所管課
教育	一、泉地区に対しては新規給湯は一切しないこと。 二、現在給湯中の温泉の処理については鑑定依頼中の弁護士の見を聞いて措置すること。	一、新年度より小中学校とも教育措置は受託しない。 二、現在通学中の児童生徒については本年九月より受託措置を廃止すること。	総務課 教育長
土木	一、橋梁架替については新規協議には一切應じないこと。		建設課

- 一、総務課長より至過及び町の基本的な考へ方について説明
- 二、議長から議会に於ける決議の主旨及び県に陳情の状況を説明
- 三、決定された事項別措置は次のとおりである。

産業土木	一、新町建設計画の通り実行すること。	産業課
消防	一、應援出動の要請があった時のみ出動すること。	総務課
観光	一、宮上モータープールの泉側関係者の使用を禁止すること。 二、旅館組合観光協会等に対し町の方針に則した協力態勢を要望すること。(その他の欄参照)	観光課
衛生	一、じん芥焼却場は熱海市有地を借用しているが、し尿処理場用水井戸は当町所有地を提供してをり、相互に関連があるので、先方から何らかの申し入れがあつて処理してもよいこと。	民生課
その他	一、旅館組合、観光協会、芸妓組合、みやげ物組合等に泉側業者と判然と区画した運営をするよう要望する。	総務課

(昭和三十六年 泉合併関係書類綴「湯河原町役場蔵」)

原資料は横書き。

泉地区の住民は、現実には湯河原町と融合した生活を送っていたわけで、それは教育・温泉供給・消防・観光など多岐にわたっていた。しかし、泉地区との合併が成立しなかったことで、行政側は一線を画すという態度を具体化することになり、いち早く所管課は、その措置を講じたのである。一方、町の方針に呼応して、湯河原町観光協会・旅館組合は、泉地区の会員・組合員を除名、泉地区からのハイヤー呼出し、芸妓指名にも応じないことを決めた。しかし、泉地区内の湯河原町立小・中学校が熱海市民の子ども受け入れを拒否する方針は、行き過ぎが指摘された（なお、合併問題を巡る小中学校の児童・生徒の取り扱いについては、第四章 教育 第一節 幼稚園・小中学校教育（義務教育） 一一〇 熱海市泉地区との合併問題）。

28 湯河原町振興対策審議会条例

湯河原町振興対策審議会条例（昭和三十六年
条例第十二号）

前文

湯河原と泉地区との合併運動は、住民のためまない希望によつて過去数十年來つゞけられて来た。

これら住民が、永年に亘つて合併の実現を希望しつゞけて来た所以は、湯河原と泉の地勢産業及び歴史的沿革はもとより、風俗、習慣、その他日常生活關係に至るまで、不二一体の關係にあることの現実によるものである。

当町がかねてから合併の実現に期待していたものは、これら一体的社会經濟圏を行政区画とする湯河原地域総合振興構想の具現であつた。

しかるに、泉地区の境界変更に関する紛争について、

今回前述の実情を無視して現状を変更しない旨の決定がなされたのである。

こゝに、当町振興の地域的要素は極端に限定されることとなつたのであるが、この現実を直視しつゝ、当町本来の強力な発展施策の遂行こそ現下の最重要事と考えるのである。

よつて現実の諸情勢に綿密な検討を加え、もつて的確な振興対策の樹立及び実施を期するため、こゝに条例を制定するものである。

(目的)

第一条 この条例は湯河原町振興対策審議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 地方自治法第百三十八条の四の規定により、町長の諮問に応じ、町の振興に関し調査審議し、そ

の結果を報告し、又はその対策について建議するため湯河原町振興対策審議会（以下「審議会」という）を設置する。

(組織)

第三条 審議会は委員十三人で組織する。

2、委員は次の各号に掲げる者について町長が委嘱する。

一、町議会の議員

六人

二、町教育委員会の委員

一人

三、町の区域内の経済的団体の役員

四人

四、学識経験を有する者

二人

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2、会長は会務を総理し審議会を代表する。

3、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第五条 委員の任期は二年とする。

但し、再任することができる。

2、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3、委員は非常勤とする。

(会議)

第六条 審議会は必要のつど会長が招集する。

2、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3、審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否

同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は総務課で処理する。

(補則)

第八条 この条例に定めるもの、ほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会にはかつて定める。

附則

この条例は公布の日から施行する

(昭和三六年 泉合併関係書類「湯河原町役場蔵」)

合併が実現した場合、泉地区をも一体的社会経済圏とした湯河原地域総合振興を構想していたが、合併は実現しなかった。そこで、これまでの行政区画による地域的要素をもとに、町としての発展策を考える上で、町内各団体をも含めて町の発展の力を結集することを目的として、この審議会を発足させた。その後、国・県から市町村が自主的に総合計画を策定するよう指導があり、一九六七(昭和四二)年三月に湯河原町総合計画審議会が設置されることになり、この振興対策審

議会条例は廃止となった。

29 熱海市との広域行政問題に関する調査結果報告

熱海市との広域行政問題に関する調査結果報告
そもそも熱海市泉区との合併問題は、経済及び生活環境と一致しない行政境界を是正し、地域内住民の一体化により地域住民の福祉の増進とあわせて町の発展を念願する真情から発したものであったが不幸にしてわれわれの意に反した裁定が下されたものである。しかしながら、その後の両市町の住民感情及び行政・経済面における情勢の変化は、この問題の新たな展開と、再検討を促すにいたったのであります。

これにより本委員会は、昭和四十一年四月十五日町議会協議会において、熱海市との広域行政問題につき調査・研究を委託されたので、この委託に基づき、調査を重ねるとともに、先に町議会が行なった「熱海市

泉区と一線を画し、町独自の発展を図る」旨の決議の取扱い方について検討を進めてきたものであります。

この間、熱海市議会に設置してある広域都市開発特別委員会、町観光協会・旅館組合並びに泉区民有志、更には神奈川県当局等と再三にわたり意見を聴くとともに懇談を重ねてきました。

その結果は、神奈川県当局については、町が必要と認める事であるならば熱海市と協調することは当然のことであり、県はこれに対し何ら制肘を加えるものではない旨の回答を得ております。なお熱海市議会からは、積極的に湯河原町と相提携して両市町住民共通の利益増進に努力を重ねたい旨の意志表示(マヤ)を受けております。

また最も関係の深い地元の旅館組合、観光協会、区会等においては、町当局が住民福祉のため熱海市と提携するという基本的方針を定め、推進すること

であるならば、これに隨うに吝かでない旨の意見を表明しております。

以上の結果から本委員会は、合併問題及びその後の紛争はすべて、地域住民の幸福を実現するという地方自治の基本的理念から出発したものであること、及びこの基本理念を追求することがわれわれに課せられた唯一最高の使命であることを再確認するとともに、この基本理念を、今後われわれが行なうあらゆる活動の指針としたいと考えます。

よつて本委員会は、今後熱海市との広域行政諸問題は、昭和三十六年六月二十九日町議会の決議を排除し、両市町が提携協力して互に住民福祉の向上に努力することが地方自治の本旨からしても適当な措置であると判断したので、このことを報告し議会の賛同をお願いするものであります。

なお今後の諸問題の取扱いについて、本議会で方針

を定められるようお願いして報告を終わります。

昭和四十一年十月七日

湯河原町議会総務常任委員会

委員長 橋本健二

〔昭和四一年 二号 自六月至一二月 会議録議決

書〕湯河原町役場蔵)

一九六一(昭和三六)年六月三〇日、湯河原町議会は、泉地区との合併が実現しなかったことで、泉地区とは一切の情実を離れ、一線を画して湯河原町独自の発展政策を強力に推進する決議をしていた。しかし、一九六六年になって、熱海市と湯河原町は対立関係ではなく、両市町が広域行政として提携協力し、住民福祉の向上に努力していくことが必要であることが認識されるようになった。その背景として、熱海市汚物処理場の水源が湯河原町に依存していること、ゴミ焼却場敷地が湯河原分であることで、熱海市側は強力な対抗手

段をとることができなかった。ところが、県境の千歳川にかかるふたつの橋の改修問題が起こり、この改修工事は両市町の協力がなければ施工できないことから、両市町が歩み寄る瑞緒となった。そこで、一九六六年一月七日に湯河原町議会総務常任委員会は、この調査結果報告を議会に報告し、議会の賛同を求めた。これに対して、町議会もかつての決議を撤回する決議をした。

そして、同年一月二日、熱海市議会行政特別委員会が進めていた熱海市と湯河原町との合併紛争のしこりを水に流す友好の集いが、熱海市長・湯河原町長・熱海市議会全議員・湯河原町議会全議員・市町民代表約一六〇人が集まって、湯河原観光会館で開かれた。

第二節 真鶴町との合併問題

30 真鶴町湯河原町合併推進協議会の設立

真鶴町湯河原町合併推進協議会の設立について 両町・両町議会において任意の合併推進協議会設立に関する意思が明確化されたことを踏まえ、協議会の名称、設立時期、委員構成、組織体制、規約、予算等その設立に関する基本的な事項について調整が完了し、準備が整ったことから、別紙のとおり規約を定め、ここに真鶴町湯河原町合併推進協議会の設立をするものです。

平成一四年九月四日

真鶴町・湯河原町の任意の合併協議会

設立準備会

会長 湯河原町長 米岡幸男 印
副会長 真鶴町長 三木邦之 印

真鶴町湯河原町合併推進協議会規約

(協議会の設立)

第一条 真鶴町及び湯河原町（以下「両町」という。）は、合併の基本的問題等について協議するため、真鶴町湯河原町合併推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

- 一 合併問題にかかわる調査研究に関する事項
- 二 合併に関する基本的事項
- 三 新市町将来構想の策定に関する事項
- 四 その他合併に関し必要な事項

(組織)

第三条 協議会は、次の委員をもって組織する。

一 両町の長

二 両町の議会の議員各二人

三 両町の長が協議して定めた学識経験者各一人

四 両町の長が協議して定めた町の職員各一人

(会長及び副会長)

第四条 協議会に次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

2 会長及び副会長は、前条に掲げる委員のうちから両町の長が協議して定める。

(会長及び副会長の責務)

第五条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第七条 協議会は、必要に応じて両町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第八条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第二条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な

事項は、会長が別に定める。

(小委員会)

第九条 協議会は、第二条に掲げる事項の一部について、調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第十条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、会長の属する町に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、両町の長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(経費)

第十一条 協議会に要する経費は、両町が協議して負

担する。

2 協議会の経費は、両町で均等に負担するものとする。

3 協議会の会計年度は、地方自治体の会計年度とする。

(監査)

第十二条 協議会の出納は、両町の代表監査委員に委嘱して監査する。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第十三条 会長、委員及び事務局の職員等は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法については、会長が別に定める。

(補則)

第十四条 この規約に定めるもののほか協議会に関し

必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成十四年九月四日から施行する。

(合併推進協議会 協議会会議録 第一回協議会)

湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

「昭和の大合併」のときに、両町の合併計画が浮上したが、実現しなかった。二〇〇一(平成一三)年三月

一六日に真鶴町議会に、一九日に湯河原町議会に、それぞれ合併問題調査特別委員会が設置されて、再び両町の合併計画がもちあがった。ついで、任意の合併協議会設立へ向けての準備会が発足し、準備協議を進めた結果、二〇〇二年九月四日、合併協議会が発足した。なお、二回目の準備会の席上、真鶴町民代表から、「合

31

合併重点支援地域指定要望書

要望書（案）

併推進協議会」という名称の「推進」という語句があると、合併がすでに決まった上の協議会ということになりはしないかという意見が出た。二～三回のやりとりがあった後、会長（湯河原町長）は、「推進の問題は、この辺で打ち切らせてもらいたい」として話は終わらせた。

また、平成の大合併を主眼とする「市町村の合併の特例に関する法律」は、二〇〇五年三月三十一日までの特例立法であることから、協議会では合併の時期を、二〇〇四年三月を視野に入れるべきとの意見があったが、当面は二〇〇五年三月までの合併を目指し、二〇〇四年三月までの合併もあり得るとのことで合意していた。

真鶴町及び湯河原町の両町は、平成一四年九月一日に「真鶴町湯河原町合併推進協議会」を設置し、合併に関する幅広い調査・研究を進め、町民に対し積極的に情報提供を行うとともに、町民の意見を聞きながら議論を重ねてまいりました。

この協議会において、合併の目標期日を平成一七年一月とすることが確認され、本年九月には法定合併協議会への移行を予定しております。

今後、両町の合併に関しさらに具体的に協議、検討を進め、議論を深めていくこととしております。

神奈川県におかれましては、こうした真鶴町及び湯河原町の状況に鑑み、国や県の各種施策の重点的なご支援をいただきたく、この地域を合併重点支援地域に指定していただきますよう要望いたします。

平成一五年五月二日

神奈川県知事 松沢成文 様

真鶴町長 三木邦之
湯河原町長 米岡幸男

〔合併重点支援地域の指定〕湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

合併重点支援地域指定制度は、二〇〇一（平成二三）年三月に閣議決定した制度である。これは、合併の機運が盛り上がっている地域や任意・法定の合併協議会が設置された地域などを対象に都道府県が指定するものである。真鶴町・湯河原町についても、条件がそろったところで指定要望書を出した。この要望は、同年六月一日付で合併重点支援地域に指定された。支援指定は、神奈川県内では初めてであった。指定されると、国の市町村合併支援プランに基づく支援策の対象地域となる。

32 真鶴町・湯河原町 夢・まちづくりビジョン（抄）

（表紙）

真鶴町・湯河原町
夢・まちづくりビジョン
真鶴町湯河原町合併推進協議会

（前略）

第四章 合併の効果

一 財政力強化

（一） 財政規模が拡大するとともに国の優遇措置（地方交付税の特例、⁽¹⁾地方債の特例、⁽²⁾合併市町村補助金⁽³⁾他で、現在のところ平成一七年三月末までの合併市町村が対象とされています。）の活用により財政基盤の安定化が期待されます。

(1) 合併から一〇年間は真鶴町と湯河原町が

合併しなかつたと仮定して計算した普通交付税が保証され、その後五年間段階的に増加額を縮減するというものです。また、コンピュータシステムの統一など行政の一体化に必要な経費、約二億八千万円も普通交付税で措置するとしています。

さらに、特別交付税は、公共料金の格差是正のために、合併後三年間で約五億五千万円が措置されるというものです。

(2) 合併後新たに公共施設の整備については九五%の充当率で起債発行（新市町の現在想定される額は、いくつかの条件下、約九〇億円とされています。）を認め、その元利償還金の七〇%は交付税で措置するというものです。

(3) 期限までに合併した市町村を対象に、合併成立年度から合計で約二億四千万円が三年間で補助金として交付されるというものです。

(二) 管理部門の統合による経費の節減や、職員の適正配置により段階的に人件費の削減、さらに町長、助役、収入役、教育長、議会議員、教育委員、農業委員などの報酬等経費の削減⁽⁴⁾等を図ることができます。

(4) 合併後想定される町長、助役、収入役、教育長等の報酬などの減少額は、年間で約六千万円と想定されています。また、議会議員は、二年間の在任特例を選択した場合、平成一九年度から三二人が二人に減少するものとし、人件費の減少額は年間で約二千三百万円と想定されてい

ます。なお、職員総数については、適正配置等の検討を踏まえた結果を順次明らかにしていきます。

(三) 財政規模の拡大とともに旧二町にまたがる広域的な公共事業等への一体的・計画的な投資や重点的な投資が可能となり、観光や商業の活性化、さらに人口の定着や増加等により良い影響を与え、税収の増加が期待されます。

二 行政力強化

行政各部門の整理・統合により、少子高齢化や町民の多様な声に対応する専門スタッフ（例えば、福祉や環境・まちづくりの専門家他）の養成や採用、また直接住民と接するサービス部門の充実など、高度化する行政サービスへの対応を図ることが出来ます。特にまちづくりの中心的役割を担う企画・政策立案部門においては、多くの事務

事業の複合的分担からより専門的な分担への移行に伴う能力の向上が期待でき、人材の活用と地域の実情に合わせた独自の政策づくりと評価の実施が可能となります。合併による職員交流の拡大を、職員の意識改革、モラルの相互啓発を可能とする最大の機会としてとらえ、適正な人事配置や研修の円滑な実施などにより職員のレベルアップを動機づけることが出来ます。

三 地域の一体的なまちづくりの実現

少子高齢化が進む中、旧町界を越えて生活の実態に即した学校区の設定や地域活動が可能となるとともに、道路・公園など身近な基盤施設の整備を地域の実情に応じて計画的に実施することが可能となります。

文化施設やスポーツ施設などの公共施設の相互利用は今日までも実施されてきたところですが、

今後はより一層、各種施設の一体的、効率的な利用が可能となるとともに、計画的、重点的な投資により質の高い施設の整備も新たに可能となります。

特に防災対策においては、今まで個別の自治体で策定され調整されていた防災計画等が、一つの自治体としての体制と準備がなされることにより、有機的な対応が可能となります。

四 行政サービスの向上

合併による長期的な行財政基盤の安定化を踏まえて、合併を契機とした地域や民間における新たな文化的・経済的交流の拡大や、あるいは文化、経済活動のさまざまなボランティア・市民活動を通して、個性的な地域づくりのための支援策を展開するなど、新たな時代の行政サービスを可能とします。

特に、福祉や地域でのまちづくりに関することなど複雑・多様化する行政需要に対して、人材活用や専門スタッフの育成等によって新たなサービスや高次の行政サービス（例えば、国際交流や女性政策、福祉やまちづくり）の提供が可能となります。

また、既存の役場等の活用によって住民票の発行などの窓口サービスをどの庁舎でも受けることが可能となります。

五 住民負担の軽減

税金や利用料金等、住民の負担やサービスのあり方については、充分な話し合いの下に個別判断をしていく必要があります。

第五章 合併に伴い予想される諸問題への対応

一 役場が遠くなり、不便になる

真鶴町、湯河原町は、役場も比較的手軽に利用

できる位置にあると考えています。合併後も、それまでの町役場を引き続き新市町の庁舎・支所等として活用し、住民サービスの窓口として使用していきませんが、交通弱者への配慮も充分検討していきたいと考えています。また、情報提供や相談業務についても、広報・広聴活動や相談業務のより一層の充実によって役場との心の距離感が遠くならないよう配慮します。

二 行政区域が拡大し、住民の声が届きにくくなる
 これまで両町は、住民参加のまちづくりを積極的に展開してきました。合併後も、地域での懇談会や各種団体との話し合いなどを実施し住民の夢や期待を踏まえたまちづくり、住民参加のまちづくりの取組みを強めることにより、住民に身近な行政、住民と行政等の協働のまちづくりを進めて行きます。

三 まちの基盤整備や生活環境整備などが片寄ったものになる

確かに現状を見ますと土地区画整理事業や都市公園整備事業、公共下水道整備事業などの都市基盤整備が必要な地区、あるいは斜面地のコンパクトな市街地であることに起因して生活道路等の整備が求められている地区がいくつか見受けられます。合併後のこうした各種整備事業については、総合的なまちづくりの視点から十分に話し合い、必要な事業を新市町建設計画に位置づけをし、その後のまちづくりに反映していく必要があります。厳しい社会経済環境や財政状況の中だからこそ、合併の意義を理解しつつ新市町が一体となり計画的・効果的に整備事業を進めていく必要があると考えます。

四 町の名称や地域の歴史、文化、伝統などが失わ

れる

現在の真鶴町、湯河原町は、それぞれの合併時
も旧町名や駅の名称等も受け継がれてきました。

今回、新町内の町名や真鶴半島等の地域名、小中
学校や公共施設名、さらに真鶴駅、湯河原駅等の
名称は残していきたいと考えています。一方、地
域の歴史や伝統あるいは「貴船祭り」「やつさま
つり」などの行事を通し、住民の交流を促進する
ことにより、旧町の歴史、文化、伝統を新町の住
民が本来の意味で、受け継ぎ、育むことができる
ものと考えます。

五 公共料金や手数料負担が増えたり、サービスが
低下する

現在、両町間において課税の有無や料金の違い
がある都市計画税と水道料金の扱いについては、
合併推進協議会や法定協議会での十分な議論が必

要です。都市計画税については、都市基盤整備の
ための目的税です。今後、真鶴地域、湯河原地域
の基盤整備事業を推進していくためには必要な財
源と考えていますが、その対応については、いく
つかの選択肢で検討する必要があります。さらに
水道料金については、水道事業が独立採算性^(ヤマ)
とっていることから安易な軽減化は困難で水道事
業全体の中で判断しなければなりません。具体的
には都市計画税同様に合併推進協議会や法定協議
会の協議の中で決められていくこととなります
が、国の支援等十分に調査・検討していきたいと
考えています。

(1) 土地区画整理事業や公共下水道事業、都
市公園整備事業他

(2) 一、共に課税しないこと。二、一定期間
(五年間が限度) 不均一課税とし最終的

に湯河原町に合わせる。三、湯河原町側では税率を引き下げ、真鶴町側で課税して、段階的に引き上げを行い、両町の税率を合わせる。他

六 両町のまちづくりに関する条例等の扱いについて

真鶴町の「まちづくり条例」は、真鶴町がバブル期のマンション開発等の市街化圧力に対抗して、計画的なまちづくりを進めるために定められた条例です。その内容は、まちづくり計画の策定や美の基準、土地利用規制規準のほか、まちづくりに関する取り決めなど、独自のものとなっています。一方、湯河原町においては、都市計画法に基づき風致地区や豊かな景観を育む基本条例によって、美しく快適なまちづくりに努めてきました。

今後は、基本的に合併推進協議会や法定協議会の議論を通して策定される、新市町建設計画を現していく一つの手法として、見直し、検討されて行くべきであると考えます。検討の方向性としては、その精神を受け継ぎながら魅力的な新市町づくりを進めていきたいと考えています。

七 財政力の低い町どうして合併しても効果がない
今、真鶴町、湯河原町は、厳しい財政状況の中で効率的な行財政運営をどう進めていくべきかという困難な課題に直面しています。このような中だからこそ、二町の今までの協力関係を基礎にそれぞれの良さを引き出しつつ魅力的な新市町を築きあげるべきであると考えています。そのため、今後必要とされる重要事業や施策を把握し、新市町建設計画に位置づけるとともに、平成一七年三月までの時限立法である合併特例法による、地方

交付税や起債、地域格差是正の補助等の国の優遇措置の活用を図りながら、中長期的な取組みによるまちづくりを進め、その効果を高めていきたいと考えています。

八 借金の多い町との合併に懸念する声があります
が

確かに湯河原町は、都市基盤の整備に力を入れ、借入金（地方債）が多いことも事実です。また、真鶴町は現在の借入金は少ないのですが、今後、都市基盤を整備していくことにより、借入金も増加していく可能性が高くなると思われます。しかし、借入金に伴う償還金は少ない方が財政運営はしやすいことも確かです。二町とも借入金を年々減少させていく努力をしており、湯河原町は平成一五年度をピークに、借入金償還額が減少していきます。なお、平成一三年度真鶴町の、町民

一人当たりのバランスシートでは、資産が一二二万八千円、負債が一八万七千円、正味資産が九四万一千円となっています。湯河原町では資産が九四万一千円、負債が三万七千円、正味資産が五八万四千円となっています。

第六章 新市町建設に向けた基本方針

一 新市町の将来像

箱根・伊豆の山々に囲まれ、相模湾に開かれた気候温暖な新市町は、真鶴半島や奥湯河原自然公園に代表される豊かな自然環境と温泉をはじめとした豊富な観光、海洋資源に恵まれ、穏やかであれあいに満ち「ゆとり・豊かさ」を実感できるまちです。

将来にわたりこの豊かな資源を育み、活力と誇りを持って住み続けることができるようまちづくりを進めていきます。

そこで、新市町で共有するまちづくりの将来像を次のように定めます。

ふるさと真鶴・湯河原

豊かな自然と文化を継承するまち

二 新市町づくりの柱

新市町の将来像『ふるさと真鶴・湯河原 (ママ) 豊かな

自然と文化を継承するまち』の実現に向けて五つの柱を立てました。

(一) 地域の魅力を高め、活力あふれるまち

新たな時代の活力あるまちづくりに向け

て、農林水産業や商業などと観光との複合化による滞在型の観光振興に努めるとともに、地域発展をリードする拠点整備を進めます。

また、観光地の魅力を高めるため、自然的、歴史的、文化的資源を活用するとともに、花と水のまちづくりを進め、もてなしの心や感

動を体験できる機能の付加充実に努めます。

(二) 山と川と海を守り、安全で快適なまち

身近な花や緑から箱根山まで広がる緑の環境、それらと一体となった清流と豊かな海。これらは二町の財産であり、住む人にも観光客にも落ち着きとゆとりを感じさせます。二町の住民がこれら優れた自然環境の中で、誇りを持って生活し続けることができる、災害に強い、安全で快適なまちづくりに努めます。

(三) 少子高齢社会に対応した、健やかで心かよ
うまち

少子高齢社会の中で、地域のふれあいや助け合い、さらに住民参加による身近なところでの地域づくりなどを基本に、安心で利便性の高い健康・医療・福祉環境づくり、生涯健

康づくりに努め、健やかで心かようまちづくりを進めます。

また、町を訪れる人々の高齢化も進んでいることから、高齢者が安心して訪れることができるよう施設の改善等に努めます。

(四) 国際化、情報化に対応した豊かな教育と文化を育むまち

次代を担う児童、生徒たちが豊かな人間性や社会性、国際性を育むために、地域に根ざした特色ある教育と、自ら学び自ら考える力を身につける教育を良好な教育環境の中で推進していきます。

また、地域の文化的遺産を保存し、地域の歴史を生かしながら、文化の香り高い誇れるまちをつくるため、幼児から高齢者までがそれぞれの段階に応じて「いつでも、どこでも、

だれでも、自由に学ぶことができる」ように、さまざまな学習機会の提供に努めます。

(五) 地方分権に対応した住民参加のまち

地方分権の流れの中で、住民のまちづくりに対する意欲と期待、そしてエネルギーに支えられた自立的な新市町づくりを進めます。

三 土地利用構想（都市・地域の空間構想）

(一) 基本的な考え方

① 多彩な環境と地域に根ざした土地利用の推進

山と川と海、そしてまちからなる基本構造を重視し、これまで育まれてきた自然や港町、温泉街、地場産業などの多彩な環境とその歴史や営みを支え、さらにそれぞれの魅力を高める地域に根ざした土地利用を進めます。

② 「交流」を発展に繋げる都市構造の形成

身近なふれあいから広域的な交流まで、さまざまな交流を適切に受け止め、新たな活力の創造や発展に繋げていくために、周辺都市等と連絡する広域的な交通網の整備と強化をはじめとする交通ネットワークを充実しながら、交流を引き込む、あるいは創造する各種拠点を形成します。

③ 美しい自然と景観を守り、育む魅力ある都市空間の形成

豊かな自然と美しい景観を次代にわたって守り、育みながら、ほっとできる海辺の景観形成や風情ある温泉街づくりなど、それぞれの地域特性に応じた魅力ある都市空間を形成します。

④ 地域の主体的な取り組みを基本とした柔

軟なまちづくりの推進

多彩な環境と地域に根ざした土地利用を基本として、活発な交流を育む都市構造や美しい魅力ある都市空間を形成していくために、都市計画制度の適切な運用や事業の推進、さらにまちづくり条例、豊かな景観を育む基本条例の運用など、これまで地域で活かされてきたまちづくりのルールや手法などを踏まえ、地域の主体的な取り組みを基本とした柔軟なまちづくりを進めます。

(二) 土地利用区分

新市町の土地利用は、地域特性を踏まえ、自然環境地域、海岸環境地域、緑住環境地域、市街地環境地域に区分し、適正な規制、誘導に努めます。

(後略)

<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境地域…優れた自然環境を将来にわたって保全していくとともに、自然を拠点的に活用していく地域です。 ・海岸環境地域…海岸の自然環境を保全するとともに、その調和に配慮しながら産業活動やレクリエーション活動などの場として活用していく地域です。 ・緑住環境地域…農地や樹林地などの緑豊かな環境と調和した居住と生活活動が行われる地域です。 ・市街地環境地域…主として日常的な生活や産業活動が営まれる地域で、住居系地区、複合商業系地区、産業系地区から構成します。
--

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

「新市町建設計画」素案の策定に向けて真鶴町湯河原町合併推進協議会は、二町の概況や基本方針、新市町の施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画などを、合併適否の判断材料として情報提供する目的で刊行した。合併後のビジョンは、合併推進協議会がワークショップを開催して町民の意見を参考とし、協議を重ねて策定したものである。

33 新市建設計画(抄)

(表紙)

<p>新市建設計画</p> <p>真鶴町湯河原町合併協議会</p>

(前略)

IV 新市建設の基本方針

一 建設の目標

箱根・伊豆の山々に囲まれ、相模湾に開かれた

気候温暖な新市は、真鶴半島や奥湯河原自然公園に代表される豊かな自然環境と温泉をはじめとした豊富な観光、海洋資源に恵まれ、穏やかでふれあいに満ち、「ゆとり・豊かさ」を実感できるまちです。

将来にわたり、この豊かな資源を育み、活力と誇りを持って住み続けることができるよう、まちづくりを進めていきます。

そこで、新市で共有するまちづくりの将来像を次のように定めます。

ふるさと真鶴・湯河原 豊かな自然と 文化を継承するまち

ふるさと真鶴・湯河原
豊かな自然と文化を継承するまち

- ・ 地域の魅力を高め、活力あふれるまち
- ・ 山と川と海を守り、安全で快適なまち
- ・ 少子高齢社会に対応した、健やかで心かようまち
- ・ 国際化、情報化に対応した豊かな教育と文化の育むまち
- ・ 地方分権に対応した住民参加のまち

二 まちづくりの方向

新市の将来像「ふるさと真鶴・湯河原 豊かな自然と文化」を継承するまち」の実現に向けて五つの柱を立てました。

(一) 地域の魅力を高め、活力あふれるまち

新たな時代の活力あるまちづくりに向けて、農林水産業や商業などと観光との複合化による滞在型の観光振興に努めるとともに、地域発展

をリードする拠点整備を進めます。

また、観光地の魅力を高めるため、自然的、歴史的、文化的資源を活用するとともに、花と水のまちづくりを進め、もてなしの心や感動を体験できる機能の付加充実に努めます。

(二) 山と川と海を守り、安全で快適なまち

身近な花や緑から箱根山まで広がる緑の環境、それらと一体となった清流と豊かな海。これらは新市の財産であり、住む人にも観光客にも落ち着きとゆとりを感じさせます。

新市の住民がこれら優れた自然環境の中で、誇りを持って生活し続けることができる、災害に強い、安全で快適なまちづくりに努めます。

(三) 少子高齢社会に対応した、健やかで心かようまち

少子高齢社会の中で、地域のふれあいや助け

合い、さらに住民参加による身近なところでの地域づくりなどを基本に、安心で利便性の高い健康・医療・福祉環境づくり、生涯健康づくりに努め、健やかで心かようまちづくりを進めます。

また、町を訪れる人々の高齢化も進んでいることから、高齢者が安心して訪れることができるよう施設の改善等に努めます。

(四) 国際化、情報化に対応した豊かな教育と文化を育むまち

次代を担う児童、生徒たちが豊かな人間性や社会性、国際性を育むために、地域に根ざした特色ある教育と、自ら学び自ら考える力を身につける教育を良好な教育環境の中で推進していきます。

また、地域の文化的遺産を保存し、地域の歴

史を活かしながら、文化の香り高い誇れるまちをつくるため、幼児から高齢者までがそれぞれの段階に応じて「いつでも、どこでも、だれでも、自由に学ぶことができる」ように、さまざまな学習機会の提供に努めます。

(五) 地方分権に対応した住民参加のまち

地方分権の流れの中で、住民のまちづくりに対する意欲と期待、そしてエネルギーに支えられた自立的な新市づくりを進めます。

三 土地利用構想

(一) 基本的な考え方

① 多彩な環境と地域に根ざした土地利用の推進

山と川と海、そしてまちからなる基本構造を重視し、これまで育まれてきた自然や港町、温泉街、地場産業などの多彩な環境とそ

の歴史や営みを支え、さらにそれぞれの魅力を高める地域に根ざした土地利用を進めます。

② 交流を発展につなげる都市構造の形成

身近なふれあいから広域的な交流まで、さまざまな交流を適切に受け止め、新たな活力の創造や発展につなげていくために、周辺都市等と連絡する広域的な交通網の整備と強化をはじめとする交通ネットワークを充実しながら、交流を引き込む、あるいは創造する各種拠点を形成します。

③ 美しい自然と景観を守り、育む魅力ある都市空間の形成

豊かな自然と美しい景観を次代にわたって守り、育みながら、ほっとできる海辺の景観形成や風情ある温泉街づくりなど、それぞれ

の地域特性に応じた魅力ある都市空間を形成します。

④ 地域の主体的な取り組みを基本とした柔軟なまちづくりの推進

多彩な環境と地域に根ざした土地利用を基本として、活発な交流を育む都市構造や美しい魅力ある都市空間を形成していくために、都市計画制度の適切な運用や事業の推進、さらにはまちづくり条例、豊かな景観を育む基本条例の運用など、これまで地域で活かされてきたまちづくりのルールや手法などを踏まえ、地域の主体的な取組を基本とした柔軟なまちづくりを進めます。

(二) 土地利用区分

新市の土地利用は、地域特性を踏まえ、自然環境地域、海岸環境地域、緑住環境地域、市街

地環境地域に区分し、適正な規制、誘導に努めます。

・自然環境地域…優れた自然環境を将来にわたって保全していくとともに、自然を拠点的に活用していく地域です。

・海岸環境地域…海岸の自然環境を保全するとともに、その調和に配慮しながら産業活動やレクリエーション活動などの場として活用していく地域です。

・緑住環境地域…農地や樹林地などの緑豊かな環境と調和した居住と生活活動が行われる地域です。

・市街地環境地域…主として日常的な生活や産業活動が営まれる地域で、住居系地区、複合商業系地区、産業系地区から構成します。

(土地利用構想図省略)

V 新市の施策

一 地域の魅力を高め、活力あふれるまち

- ① 地域産業づくり
- ② 観光業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 鉄工業の振興
- ⑤ 農林水産業の振興
- ⑥ 重点地区の整備とネットワーク化

二 山と川と海を守り、安全で快適なまち

- ① 自然環境の保全と利用の推進
- ② 道路・交通網の整備
- ③ 生活環境の整備と環境美化
- ④ 計画的な土地利用と景観の保全と形成
- ⑤ 安心・安全の確保
- ⑥ 環境共生の循環型社会の形成

三 少子高齢社会に対応した、健康やかで心かようまち

- ① 健康づくりの推進
- ② 医療体制の充実
- ③ 地域での福祉づくり
- ④ 地域福祉を支える人づくりと環境づくり
- ⑤ 子育て支援の充実

四 国際化、情報化に対応した豊かな教育と文化を育むまち

- ① 地域での人づくり
- ② 学校教育の充実
- ③ 生涯学習や文化芸術、スポーツ活動の振興
- ④ まちの歴史や文化財の保存と活用
- ⑤ 男女共同参画社会の実現

五 地方分権に対応した住民参加のまち

- ① 地域づくり活動の推進
- ② 地域情報交流と支援システムの確立
- ③ 自立的な行財政の運営に向けて

一 地域の魅力を高め、活力あふれるまち

《産業の振興》

① 地域産業づくり

真鶴半島や豊かな温泉資源と一体となった街並み空間は、住む人に限らず、訪れる多くの人々にとって「癒し」の空間となっています。優れた環境資源や産業資源の地域づくりへの

活用、相互に交流しアイデアを出し合う地域産業づくり、まちの資源に接し学ぶことができる場づくりなど、さまざまな地域産業づくりを進めます。

㊦ 観光業の振興

首都近郊に位置し、緑の真鶴半島と碧い海、そして豊かな水産資源、奥湯河原自然公園からなる四季彩のまちづくりと「独歩の湯」など温泉を活用した施設、また、「中川一政美術館」や「湯河原ゆかりの美術館」など、観光立市を掲げる新市としてこれらの資源を活用する必要があります。

観光地としての「もてなしの心」の向上、観光拠点地区の整備、個性化やサービス内容の充実、交流型の観光レクリエーションや海洋レジャー等への対応、観光ルート等のネットワーク

ク化と一日フリーパスの検討、イベント等の実施と情報発信力の強化、観光市場調査等のシステム化など、すべての施策の実現を観光に結びつけます。

㊧ 商業の振興

大型店との競争で、商店街は衰退傾向にありますが、住民の生活を支える重要な役割を持っています。

消費者ニーズにあった品揃えや宅配等の特色あるサービスの提供、観光商業を意識した「市」の開催や地場産品ブランドの開発と販売、商店や商店街のデザインと景観の形成、こだわりの店づくり、質の高いサービスの提供、安心して買い物や回遊ができる魅力ある商店街づくり、商業者のスキルアップの推進、大型店との共存も含めた「商業まちづくり憲章」の策定など、

観光商業として来訪者にとっても魅力あるサービス
の提供に努めます。

④ 鉱工業の振興

鉱工業については、真鶴地域では石材業が、湯河原地域では食料品製造業が中心となっており、これらの振興に努めます。

そのために、石材業については、石材の計画的な採取と多様な製品開発や販路の拡大、石材にふれたり学ぶことができる機会や場の拡充、環境に配慮した採石場の跡地利用や搬出動線の整備などに努めます。また、食料品製造業については、体験や見学ができる工場づくりの推進、旅館や土産物店と工業経営者等の連携による観光ニーズにあつた新製品の開発、企業の体質強化などに努めます。

⑤ 農林水産業の振興

土地利用の多くを占める農林業や漁業の維持及び振興に向けた継続的努力は、まちの自然環境の保全と環境共生のまちづくりの視点からも重要です。

農業については、新しい農業を目指した特産品の開発、農産物の販売力強化と地域内で流通する仕組みづくり、みかんのオーナー制度や観光農業など交流型農業の推進、生産基盤の整備や農地の流動化、後継者の育成など、持続的な農業生産の環境確保などを図ります。

林業については、林道の整備、間伐材の有効活用の研究、特用林産物の開発促進、育林の指導援助などを図ります。

漁業については、栽培漁業施設の整備など「育てる漁業」の推進、魚座の活用や朝市の促進など観光事業との連携による漁業の多角化、

港湾や漁港の整備、海洋レジャーとの共存に向けた調整、地場消費の促進などを図ります。

《重点地区の整備とネットワーク化》

⑥ 重点地区の整備とネットワーク化

観光や商業、鉱工業や農林水産業の活性化に向けた戦略的展開の場としての重点地区を以下のように位置づけ、その整備とネットワーク化に努めます。

●山と緑の拠点

- ― 県立奥湯河原自然公園
- ― 幕山公園周辺地区
- ― さつきの郷周辺地区
- ― あじさいの郷周辺地区
- ― 紅葉の郷周辺地区
- ― 万葉公園周辺地区
- ― 真鶴半島周辺地区

― ふれあい農園

●海・港の拠点

- ― 魚座・真鶴港周辺（港の商港としての活用）
- ― 岩漁港周辺
- ― 福浦漁港周辺
- ― 湯河原海岸
- ― 湯河原海浜部

●ネットワーク

- ― 道のネットワーク
- ― 交通のネットワーク
- ― 情報のネットワーク

施策名	主要事業
観光業の振興	観光会館等複合施設建設の検討、紅葉の郷整備事業、真鶴半島町有地活用事業
農林水産業の振興	漁港整備の検討、広域農道整備事業

重点地区の整備とネットワーク化

さつきの郷周辺整備事業、湯河原海浜部整備の検討、第二鍛冶屋陸橋（東海道線西側ガード）の拡幅の検討、循環路線バスの充実、町道真第一号線道路改良の検討、ハイキングコースの整備

二 山と川と海を守り、安全で快適なまち

① 自然環境の保全と利用の推進

真鶴半島や奥湯河原自然公園に代表される豊かな自然と海辺の海岸景観は、先人たちが大切にし守り育んできた私たちの財産です。水源の森林育成のための森林ボランティア活動への支援、真鶴半島や幕山地区の保全林区域での自然とのふれあいの場の計画的な保全と活用などの施策を積極的に進めます。

② 道路・交通網の整備

地域内道路については、南北に結ぶ幹線道路

や循環性を確保する道路整備、狭く不整形な道路の改良、駅前や商店街及び温泉場等での駐車場の収容力向上を図ります。

交通マスタープランの策定、広域道路や生活道路の整備あるいは改良の推進、地区特性や利用者の視点に配慮した狭い生活道路や歩行者路の整備の推進、住民の足としての循環バス路線の充実とコミュニティバスの運行の検討、熱海や箱根等の広域的地域を結ぶ構想路線の検討、駐車場の整備、日常生活や観光需要に対応した輸送力強化等のＪＲへの要請など、道路や交通網の整備、充実を図ります。

③ 生活環境の整備と環境美化

子どもから高齢者まで、だれもが快適に暮らせるまちを実現するためにはユニバーサルデザインを基本とする必要があります。

児童公園や街区公園等の都市公園、生活道路、上水道・下水道等について、地域の実情にあった計画的な整備を進めます。

また、生活基盤施設の充実、環境美化の推進、公害防止の推進、省資源や省エネルギーの推進、ごみの減量化や再資源化、最終処分体制の充実、風力発電の研究など、総合的な生活環境の整備を進めます。

④ 計画的な土地利用と景観の保全と形成

両町には、誇ることのできる優れた景観がたくさんあります。自然と共生した生活環境の整備や産業活動の展開に向けた適正な規制と誘導による計画的な土地利用の推進、地域特性や土地利用関連マスタープランの確立を踏まえた土地利用に関するルールの検討、景観の保全と形成に関するルールの検討など、今後も優れた景

観を大切な資源として守り育てます。

⑤ 安心・安全の確保

全域が「地震対策強化地域」に指定されており、日ごろの備えを一層強化しておくことが求められています。地震、大雨などの自然災害や人災等に対応した広域道路網も含めた計画的な道路等の整備、「陸の道」「海の道」「空の道」の検討と整備、防災意識の向上、防災体制の充実や自主点検の推進、多様化及び高度化する市街地への都市計画上の検討、消防・救急の充実、交通安全施設等の整備や啓発活動、犯罪対策の充実など、市街化の進展に伴う災害等の複雑化や危機管理に適切に対応する体制の整備充実を図ります。

⑥ 環境共生の循環型社会の形成

農林水産業、観光商業、石材業などの多様な

産業が立地しています。ごみや廃棄物等を活用して再生産に結びつけた廃棄物の減量、住民と企業や行政のパートナーシップによる環境負荷を減らすための取組の検討と推進、環境管理に関する国際規格（ISO）の取得など、環境共生の循環型社会の形成を目指します。

施策名	主要事業
自然環境の保全と利用の推進	真鶴半島内市道改修事業、奥湯河原自然公園整備事業、真鶴半島自然公園整備事業
道路・交通網の整備	真鶴と湯河原を結ぶ道路の整備、コミュニティバス運行事業、福浦二六号線道路改良の検討、遊歩道の整備
生活環境の整備と環境美化	都市公園整備の検討、岩地区公園整備事業、紙類・プラスチック類資源化施設整備事業、最終処分場整備の検討、し尿処理施設整備の検討、暮山浄水場新設の検討、上水道自動遠方監視装置整備の検討、公共下水道整備事業

安心・安全の確保

消防庁舎建設事業、高機能消防指令センター総合整備事業、消防自動車更新の検討、防災行政無線整備事業、庁舎等改修の検討、消防団詰所（第九分団）建設の検討、公共施設等改修（バリアフリー化）

三 少子高齢社会に対応した、健やかで心かようまち

《健康・医療》

① 健康づくりの推進

「自らの健康は自らが守る」という立場から、地域における総合的な健康づくり運動とその体制づくりが必要です。

医療施設、福祉施設さらに関係各機関の連携による健康づくり運動や健康意識の啓発活動の推進、自然環境を活かした健康と運動方法や施設整備の検討及び充実、専門家による一貫した相談及び支援体制の確立、健康管理情報システム

ムの拡充、温泉資源の健康づくりへの有効活用など、健康づくりの施策を積極的に進めます。

① 医療体制の充実

住民の健康と生命を守る医療については、だれもが安心して暮らせる環境を整える必要があります。救急二四時間医療体制の検討、地域内で対応可能となる医療施設の確立、高度医療に対応した周辺地域の主要医療施設との連携強化など、医療体制の充実を図ります。

《福祉》

② 地域での福祉づくり

だれもが、住みなれた地域や家庭で安心して暮らすことができるよう、地域でのふれあいや助け合いなどの実践による、地域での福祉づくり活動が必要です。

介護保険制度の適正な運用、社会参加や就労

の支援、地域での介護やグループホームの整備、単身高齢者支援などのサービスの充実、心身障害者（児）や児童福祉及び母子父子福祉などの福祉サービスの展開、地域での福祉活動やボランティア活動などの推進による地域福祉の実現、ボランティア団体や個人の相互交流の促進と活動のためのセンター機能の充実と強化など、身近なレベルでの福祉機能が高いまちづくりを目指します。

④ 地域福祉を支える人づくりと環境づくり

地域でのきめ細かな福祉を推進するためには、多くの人々の参加と協力が必要です。

学校教育や社会教育との連携によるノーマライゼーションの理念の普及、体験学習や交流事業などを通した福祉教育の推進と人材の育成と発掘、国民健康保険診療所と老人デイサービス

センターや在宅介護支援センター及び保健センター等の施設の有効活用による身近な活動拠点づくり、ユニバーサルデザインに配慮した環境整備、高齢社会を踏まえた特別養護老人ホーム等の整備の検討など、地域福祉を支える「人づくり」と「環境づくり」を進めます。

⑤ 子育て支援の充実

年少人口が減少する中で、核家族化の進展や仕事を持った女性の増大に対応して、子どもを安心して生み育てる環境を作り上げていくことが必要です。

保育園や幼稚園の配置の見直し、幼保一体化の検討、子育てサロンの充実と子育てを支援する体制の整備、延長保育や障害児保育及び一時保育など多様な保育サービスの実施、放課後児童クラブの実施など、子育て支援を充実しま

す。

施策名	主要事業
健康づくりの推進	健康管理情報システムの拡充、健康づくり事業
医療体制の充実	二四時間医療体制の検討
地域での福祉づくり	グループホームの検討、ボランティア活動への支援、市営住宅建替の検討
子育て支援の充実	子育て支援センターの拡充、幼保一体化の検討、放課後児童クラブの拡充

四 国際化、情報化に対応した豊かな教育と文化を育

むまち

① 地域での人づくり

次代を担う子どもたちを、健やかに心豊かに育てていくことは、地域社会の重要な役割の一つです。地域のまつりや文化・スポーツ・ボランティア活動などに家族で参加できる環境の整

備、家庭や地域及び学校が協働で取り組む子どもの育成、子どもたちが郷土を誇りに思えるま
ちづくりの推進など、日常の生活を通してキラ
キラ輝く子どもの育成を図ります。

㊦ 学校教育の充実

次代を担う子どもたちが、心豊かで創造力に
富みたくましく成長できるように、学習の基礎や
基本を身につけ、個性を伸ばし、自ら学び自ら
考える力を身につける教育を、良好な教育環境
の中で進める必要があります。

幼・小・中学校の相互連携による教育活動の
工夫、郷土学習と環境や情報及び国際理解教育
など特色ある教育の推進や諸施設の充実、学校
と家庭や地域が連携して行う教育の推進、校舎
の耐震化対策の推進、一人ひとりにきめ細やか
な指導を行うための教育補助員の設置、活力あ

る学校経営と創意ある教育課程の編成、不登校
児童や生徒に対する指導体制の充実など、学校
教育を充実します。

㊧ 生涯学習や文化活動、スポーツ活動の振興

地域の歴史、文化あるいは広く社会にかかわ
る事柄をテーマにした生活学習活動、音楽と絵
画又は演劇などの文化芸術活動、健康で生きが
いのある充実した生涯を過ごすためのスポーツ
活動などを振興する必要があります。

美術館や図書館及び公民館などの生涯学習施
設の活用と人材の活用による学習、文化活動の
機会提供と施設及び設備の充実、体力や年齢に
応じたスポーツの普及、各種スポーツ教室や大
会の充実、生涯学習施設及びスポーツ施設等の
バリアフリー化、指導者や各種団体の育成及び
活動支援と相互交流の促進、優れた芸術や文化

又はスポーツに接する機会の提供など、生涯学習や文化活動を振興します。

④ まちの歴史や文化財の保存と活用

地域の文化的遺産を保存し、地域の歴史を活かしながら文化の薫りに満ちた誇れるまちづくりを目指す必要があります。

貴船まつりと各神社の鹿島踊り等の民俗芸能や有形又は無形の文化財の保存、歴史や文化情報がだれでもいつでもアクセスできる情報環境の整備、まちの歴史や文化について理解を深める学習環境づくりなど、まちの歴史や文化財の保存と活用を図ります。

⑤ 男女共同参画社会の実現

政治や職場あるいは地域などのあらゆる場で、男女が共に参画することができ、充実した日々を送ることができ環境が必要です。

男女共同参画社会へ向けての教育と学習や啓発活動の推進、育児や介護などに対する環境整備と支援施策の実施、地域や職場での意思決定過程への女性の参画、女性の就業環境や雇用環境の整備など、男女共同参画社会の実現を旨とします。

施策名	主要事業
学校教育の充実	真鶴中学校屋内運動場整備事業、真鶴小学校屋外運動場整備事業、湯河原小学校施設整備事業、吉浜小学校施設整備事業、湯河原中学校施設整備事業、教育補助員の設置、ひなづる幼稚園園舎整備事業
生涯学習や文化活動、スポーツ活動の振興	図書の実施
まちの歴史や文化財の保存と活用	郷土資料館複合施設整備事業

五 地方分権に対応した住民参加のまち

① 地域づくり活動の推進

地域で多くの人々が、自らの豊かな暮らしや充実した人生あるいは魅力的なまちづくりを目指して、生き活きと活動しています。

地域における環境づくり・健康づくり・福祉づくり・人づくりあるいは産業づくりやコミュニティ活動の推進、地域のリーダーの発掘や養成、ボランティアや非営利民間団体（NPO）との協働など、住民がまちづくりの活動に主体的に参画できる環境を整えます。

② 地域情報交流と支援システムの確立

地域における豊かな活動の基盤として、諸活動の情報交流や協働の活動、イベントなど、相互に刺激しあい協力できる機会と場づくりが大切です。

活動の支援や相談体制の充実、活動拠点や情報交流ネットワーク等の環境づくりとルールづくりなど、地域情報交流と支援システムの確立を図ります。

③ 自立的な行財政の運営に向けて

厳しい社会経済情勢や行財政状況の中で、これからの行政には、ますますまちづくりの先導的な役割と住民との協働のまちづくりが要請されます。

職員の創造性・新規性・実効性ある政策立案や施策展開と調整能力の向上、目標達成のための適正で柔軟な組織づくり、適正な財政運営の積極的かつ着実な実施、まちづくり政策などの立案や行財政運営への住民参加と情報公開、広域における交流連携など、自立的な行財政の運営を図ります。

施策名	主要事業
地域づくり活動の推進	非営利民間団体（NPO）等への支援
地域情報交流と支援システムの確立	地域情報センターの活用、地域情報網の整備支援（CATV）の検討、地域インターネット整備の検討
自立的な行財政の運営に向けて	地図情報システムデータ整備の検討、自治基本条例の制定、文書管理・電子決裁システム事業、管網図・給水台帳等整備の検討、地理情報多目的利用事業の検討

(後略)

〔合併協議会 協議会印刷物〕湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

法律に基づかない、任意の合併協議会により合併協
定項目の協議と確認が進められてきた。しかし、さら
に継続して協議していかなければならない合併協定項

目が残っていた。また、合併は住民に大きな影響を与

える問題でもあるので、合併を実現する場合は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づいた「法定協議会」を設けなければならなかった。それが、「真鶴町湯河原町合併協議会」である。二〇〇三（平成一五）年九月一九日、両町議会で合併協議会の設置を可決した。この合併協議会が、先の合併推進協議会が作成した「真鶴町・湯河原町 夢・まちづくりビジョン」を基に作成したのが、「新市建設計画」である。

34 真鶴町湯河原町合併協議会の廃止

① 湯河原町議会 議決結果

議案第五二号

真鶴町湯河原町合併協議会の廃止について
地方自治法第二五二条の六の規定により、平成一六

年九月二五日限りで真鶴町湯河原町合併協議会を廃止することについて、同法第二五二条の二第三項の規定により、議会の議決を求めます。

平成一六年九月一三日提出

湯河原町長 米岡幸男

(提案理由)

真鶴町との合併協議が整わなかったため、真鶴町湯河原町合併協議会を廃止するため、地方自治法第二五二条の二第三項の規定により、本案を提出するものです。

平成一六年九月一四日 原案可決

湯河原町議会議長 北村礒江 印

(平成一六年 湯河原町議会 第五回定例会(九月)

会議録議決書)湯河原町役場蔵)

② 湯河原町議会 会議録

日程第一

○議長【北村礒江君】 日程第一、議案第五二号「真鶴町湯河原町合併協議会の廃止について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。米岡町長。

(町長 米岡幸男君 登壇)

○町長【米岡幸男君】 おはようございます。議案第五二号の提案理由を申し上げます。

平成一五年九月一九日に設置しました真鶴町湯河原町合併協議会につきましては、真鶴町との合併協議が整わなかったことで、平成一六年九月二五日限りで同協議会を廃止するため、地方自治法第二五二条の二第三項の規定により、本案を提出するものがあります。

よろしくご審議の上ご賛同いただきますようお願い

申し上げます。

○議長【北村礒江君】 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

四番 富田議員。

○四番【富田幸宏君】 この議案の廃止、大変非常にある種歴史的な結論と言うか判断、議決をしなければいけないという立場から、方法論も含めて、何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

ちようど一年前、昨年の九月一九日、五八号議案でこの協議会の設置の議案が議決されたのが、振り返りますとちようど一年前という形になるわけですが、まず方法論として確認をさせていただきたいのは、両町、関係市町村の首長の提案権で、この廃止の議案が提案できるということなんですが、万が一関係市町村の方で、どちらかで否決された場合、それがどのよう

な形になるか、まずその辺をお尋ねしたいんですが。

○議長【北村礒江君】 岩本企画観光部課長。

○企画観光部課長【岩本知三君】 法定協議会ですけれども、もしどちらかの町で否決された場合には、存続をいたしますけれども、実質的には休止の状態となります。

○議長【北村礒江君】 四番 富田議員。

○四番【富田幸宏君】 そういった中で、神奈川県にこの支援策の二という段階をクリアする要件として、法定協議会が設置されたというケースと、合併支援地域に指定されたという二つの要件を満たして、神奈川県への支援策、七億円の祝い金のような性質の部分と、五億円×六年間の三〇億円の無償のそういった資金を融通をしてくれるという考え方があったわけですが、もしいわゆる宙ぶらりんの状態になっちゃった場合、県のその要素というのはどういう形になるんでしょう

か。

○議長【北村礒江君】 岩本企画観光部課長。

○企画観光部課長【岩本知三君】 県の話によりまして、もしこのままどちらかが否決した場合でも、重点地域は外したいというような意向を持っているというふうに聞いております。

○議長【北村礒江君】 四番 富田議員。

○四番【富田幸宏君】 この質問は非常に、機関委任事務とか、あるいは法定受託事務のようなそういった性質の議案と違うんで、非常に質問する立場もある程度明確にしないと、なかなか尋ねることがうまく伝わらないのであとになります。個人的には、残念だという気持ちも、まだ正直言っているつもりです。

八月八日の真鶴町の結果を見て、八月一日に湯河原町の方の特別委員会、議会の方の合併問題調査特別委員会の存続をどうあるべきかという委員会の中で、

私は自分の意見としては、青写真はずべて整ってできている状態の中で、委員会そのものの必要性は私にはないという考え方で、自分の意見を述べさせていただきました。その後、合併協議会の中で、最終的に解散という結論に至ったようなんですが。

この本来協議会の中でいろいろスケジュールがこれまで調印という形、そしてそれを見据えて、合併の関係議案が議案として捏出されるという、一つの合併に進んだ場合のシナリオがあったわけですけども、これはあくまでも方法論を確認するんですが、万が一、解散は決定するわけですけども、合併の議案の上程の権限者というのは、仮にこの法定協がなくなった場合にも、存在をするのでしょうか。それともまたそれは誰になるのかということをお尋ねしたいんですけども。

○議長【北村礒江君】 岩本企画観光部課長。

○企画観光部課長【岩本知三君】 合併自体につきましては、法定協議会がなくても、合併はできるわけですが、特例措置とか在任特例とかというものを使うときには、合併特例法の中の法定協議会が立ち上がっていませんと、そういうような規定は使えなくなるといふことでございます。

○議長【北村礒江君】 四番 富田議員。

○四番【富田幸宏君】 もう一度確認をします。要は解散をすることによって・・・、青写真ができたわけですね、四十数項目の確認事項も含めて。それすべてそのもの内容も、これが廃止をされると、この協議会の設置が廃止をされると、なくなるといふ理解をしなければいけないでしょうか。

○議長【北村礒江君】 岩本企画観光部課長。

○企画観光部課長【岩本知三君】 そのとおりでございます。

○議長【北村礒江君】 四番 富田議員。

○四番【富田幸宏君】 そうですか。その知識は正直言って持ち合わせなかったのが正直なところなんです。

そんな中で、最終の合併の協議会だよりも発行されて、この中に「残念ながら」というくだりの中で、今回のは見送るところなんです、町長にご質問と申すか、まだ一万分の一の確立の中の期待を込めてお尋ねするんですが、ちょうど一年三ヶ月ぐらい前で、米岡町長が三選を果たされて、六月の定例会の中で、当時首相の諮問機関である地方制度調査会が、来年の四月一日から施行される新合併特例法という法律の骨子が確定して、その中に実は財政支援はないというのが、法律化はされてなかったわけですけども、そういった答えが首相の方に戻されたという経緯があるんですけど、そんな中で実は町長にお尋ねしたの

は、もし財政支援がなかった場合に、この合併はどう思いますかというような質問を、一年少し前にさせていただいた経緯があるんですが、そのときに町長は、「大変難しい回答になる」という前置きを置きながら、「ご自身のお気持ちを答弁していただいたようなところがあると思うんですけども。」

そんな中で、これは湯河原町にとっても、相手の町にとっても、この財政支援がなければ、やはりこの合併はあまり、一つの手段として、そこがあるからというようなある種肯定を、財政支援、それが合併特例債でもあるでしょうし、料金のいろいろな国からの料金に対しての補助、そういった要素をおそらく踏まえて回答をいただいているわけですけども、いまその辺のことを踏まえて、町長はいまどういうお気持ちか、もう一度やはり、になぜこういったことをお尋ねするかと言うと、確かに協議会だよりを見ると、「終わりだ

よ」というくだりが最後にあるわけですけども、一般市民の目線で見たときに、湯河原は約八〇%の賛成をアンケート調査の中でいただいているわけですね。

九月のたとえば町民だよりを見たときに、やはり合併はなくてはいけないというような表現も、現実的にはあるわけですね。一般の町民から見ただけの場合に、本当にこの合併が終わるか終わらないかというのが、まだ何となく半信半疑にしか伝わっていないような要素もたぶんあると思うんですね。

ここで合併がほんとにしないんだというような、そういった町長の考え方、提案者としての考え方が、もう一つはつきりと伝わってこないのが私の印象なんですけども、この辺の部分に対して何らかの回答、やはりこれを議決する前に、その辺のお考えをお尋ねしたいというのが私の今回の質問の趣旨なんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長【北村礒江君】 米岡町長。

○町長【米岡幸男君】 いまご質問のとおり、これから完全に合併がだめになったわけではないというところに、協議会を解散する中でコメントの難しさがあるというふうに思っております。

したがって町民の皆さんにも、完全にこれで合併がなくなったのか、あるいは将来に向けてはあるのかというような、非常に判断のしにくい、いま発表の内容になっていると思っておりますが、私自身、ここで法定協議会はいままでの経過を辿れば、当然これは解散する、廃止するのが道だというふうに思っております。

ただ、今後このような、いままでせっかくこれだけの時間をかけて、両町での調整をした項目をこのまま流してしまうという事は、おそらく両町協議会の、あるいは議会も納得ができないことだというふうに

思っております。

したがって、今後気運が高まったときに、いままでの協議をしたものが生かせるような状況で、再度法定協議会が立ち上げられるということも、当然考えておかなければいけない。これは非常に希望的な観測だと思っておりますが、ただこういう気持ちを持ちながら、やはりはじめを付けなければいけないということで、廃止の議会への提案をさせていただいたわけですが、まだまだこれで完全に、将来に向けても合併がないんだということ。

それから、もう一つ両町が合併することによって、国の支援策が非常に魅力があったことも確かでございます。今後、新法の中では、支援の金銭的なものはゼロになる見通しでございますが、その他交付税のこれから先の一〇年が五年になるとか、市はそのまま三万以上あれば認められるとか、そういったものは当

然いままでのまま残される部分もございます。決してすべてがマイナスというわけではございませんので、はじめの考えどおり、両町は将来に向けては、たとえ相手が真鶴でなかったとしても、考えなければならぬことであるというふうには、自分では確信しております。

○議長【北村磯江君】 四番 富田議員。

○四番【富田幸宏君】 最後になりますが、いまいみじくも出ました次の合併特例法が四月一日から施行される、それを単純に棒読みすると、国が都道府県知事に対して、かなり強い形で指導してくる、それに基づいて県がやはり県の中でどういう合併が有効なのかというシミュレーションが、おそらく一年以上たつと出てくるのかなという推測のもとで、あえてお願いとご質問なんですが、やはりここを見送るといふ結論に達すると仮定すると、真鶴町と湯河原町で一緒になりな

さいというのは、普通都道府県知事も考えるかという、なかなか考えないのではないかというふうに私は思います。これはこの歴史が語っているわけで、お互いがここでこれを選択しなかったという結論だけは間違いなく残るといふ、そういう中で次にどういふ形が出てくるかというのは、まだ想像の域なわけですが、法律から見れば、間違いなくその歩みが始まるといふふうに私は思いますんで、どうかひとつそういう部分をもたまたま踏まえていただいて、県との関係、この結論に至った部分、大変残念だという個人的な感情は捨て切れませんが、やはり次の法律との照らし合わせの中で、この廃止がどういう形になっていくかということも、ぜひ今後また都道府県とのいろいろなあとの処理もあるでしょう。

先ほど冒頭に尋ねましたように、両町がこれを議決できなければ、そういう手続きはできない。その告

示をしてすべて整えば、清算という形にもなっていくというふうに理解をしておりますんで、どうかひとつ次の部分、もしそうなった場合には、次の部分に関して、やはりまた少しでも希望が持てるような関係を、神奈川県とも築いていただいて、今回の結論が、やはりそういう両町だけの関係じゃなくて、都道府県に対してでも悪い形にせひならないように、ご配慮とお願いをしながら、質問と替えます。ありがとうございますました。

○議長【北村礒江君】他に質疑はございませんか。

一五番 丸山議員。

○一五番【丸山孝夫君】二五日で廃止するという議案なんですけどもね、いま私なんか町民から聞かれるのは、いったいその何年かの、この合併を真鶴といろいろ協議してきた中で、どのくらいかかったんだということを盛んに聞かれるのが多いんですよ。いま

合併協議会のあれでは、三、三五〇万という形で出てるんですけども、その前に何回かの真鶴との協議会なんかのところで出たんだか知らないけど、報道によると、一五年度末までで九、〇〇〇万円(ママ)で、一六年度にこれを執行していくと、一億円を超えるというような数字を私は見たことがあるんですけども、この三、〇〇万円っていうのは、人件費なんかは入ってないと思うんですね。

それから、いわゆるコンピュータの統一化という問題についても、これは二五日過ぎたら、もう一切この合併に関する費用はかからないかっていうと、そうはいかないわけですよ。後始末ということにもお金もかかるわけ。

だからそういう点で、議員が町民から聞かれたときに、「いやあ、それはわかりませんよ」というわけにもいかないし、二つの数字が出ていて、いったい何だ

と言われたときに困るんで、その辺を合併に関わったいろいろな経費を、詳細に、できるだけ、そりや全部は無理だつていうことは私もわかりますけども、できる限りこれだけのものがかかったんだということを出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長【北村礒江君】 岩本企画観光部課長。

○企画観光部課長【岩本知三君】 協議会の費用でございませけれども、先ほど言いました、協議会自体の経費が三、三五〇万円、この財源の内訳ですが、国の補助金が一、〇〇〇万円、その他に電算の統合のための費用ですけれども、両町で約八七二万円ずつの一、七四二万円でございます。

職員の人件費ですけれども、これは湯河原町の合併に直接関わった職員の、平成一四年四月から平成一六年八月までの人件費ですけれども、合計で約六、七〇〇万

円になります。

以上でございます。

○議長【北村礒江君】 一五番 丸山議員。

○一五番【丸山孝夫君】 意向調査というのは湯河原もやって、これにもだいたいお金がかかったんですけども、住民投票っていうのは真鶴だけだから、それは向こうの予算だと思うんですけどもね、みんなの意向を調べたんだっていう、それがわかったのにさらに投票とは何だと、これ余計な金を使ったっていうんで、監査請求という話も真鶴では、・・・いまは町長選挙を控えてないから出てないけども、いずれこれは一六年度のことで、住民投票も一六年度予算でやってるわけですから、それが出てくる可能性がある。その辺がこれから、そういうその意向調査、あれは何だったんだと、またもう一回使うかっていうことが出てくるわけですけど、我が町としては、意向調査とかいろいろ

ま言った人件費、いろいろあつて、その辺をこれはまたあとで、いまここでは聞かない。もう少し、詳しくいろいろお伺いして、私なりに一つの考えを持って町民に説明しないとね、町民の方がよく知っていて、逆にいろいろ、そういう情報がみんながわかっている時代になってきてますのでね、その点等を含めて、粗相のないようなひとつ、いまこじや無理ですけども、数字を詳しく出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【北村礒江君】 岩本企画観光部課長。

○企画観光部課長【岩本知三君】 できるだけ、そのようにさせてもらいたいと思っております。

○議長【北村礒江君】 他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕の声あり

○議長【北村礒江君】 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔討論なし〕の声あり

○議長【北村礒江君】 討論なしと認めます。

これより議案第五二号を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長【北村礒江君】 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔平成一六年 湯河原町議会 第五回定例会（九月）
会議録議決書〕湯河原町役場蔵

③ 真鶴町議会 会議録 平成一六年九月一五日

○（議長） 日程第六、議案第四四号、「真鶴町湯河原町合併協議会の廃止について」を議題といたします。

○（議長） 書記に議案を朗読させます。

（書記議案朗読）

○（議長） 本案につき、提案者の提案理由の説明を求めます。

○（町長職務代理者助役） 議案第四四号は、真鶴町湯河原町合併協議会の廃止についてでございます。

ご承知のように、八月一八日、第八回の協議会におきまして、真鶴町湯河原町合併協議会で合併協議が整わなかったため、昨年九月に組織いたしました法定の真鶴町湯河原町合併協議会を廃止する必要があるため、地方自治法第二五二条の二第三項の規定によりまして、議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い

願いたします。

○（議長） 内容説明を担当課長に求めます。

○（企画調整課長兼合併対策課長） 議案第四四号、真鶴町湯河原町合併協議会の廃止について説明させていただきます。

湯河原町との合併協議会については、平成一四年九月四日から延べ一回開催の任意の合併推進協議会を経て、平成一五年九月一九日に地方自治法第二五二条の二の規定に基づく法定協議会を設置し、以来延べ八回の協議を進めてきたところでございます。しかしながら、本町で八月八日に実施の住民投票の結果を受け、第八回合併協議会において協議会の廃止が決定されたことから、今回、設置したときの手続と同様に地方自治法第二五二条の二の規定により廃止することについての議会の議決を求めるところでございます。

参考までに、昨日九月一四日に湯河原町議会では、

同様の議決が既になされたところでございます。

また、議決を受けての今後の手続としては、廃止した旨の告示をするともに、県知事に廃止の届け出を行うこととなります。

なお、事務局の合併対策課の扱いにつきましては、この後の議案第四八号で出てまいります。負担金の精算など、事務処理のため九月末日まで置く予定となっております。

以上で内容説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○（議長） これより、本案に対する質疑に入ります。

○五番議員（黒岩宏次） 廃止について私は当然すべきただと思えます。それで、この日にちですけれども、平成一六年九月二五日という、この日にちを二五日と決めた理由についてちょっとお伺いします。

○（企画調整課長兼合併対策課長） この九月二五日

というのは、湯河原町の議案も同様のはずでございます。これについては、両町で日にちは当然に合わせましょうということと同意した日にちで、この日ではなくてはいけないという特に規定はございません。事務局が三〇日限りということは、今の説明のとおり、これも合意してございますので、それより前の日ということとで、区切りのいい日ということとで五十日ということとで二五日と、そういう設定でございます。

○（議長） 他に質疑がないようですから、これをもって質疑を終わります。

○（議長） 討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり

○（議長） ご異議なしと認めます。

よって討論を省略して採決いたします。

○（議長） 本案は、原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

(全員起立)

欠席3番議員

○(議長) 全員賛成、よって「真鶴町湯河原町合併協議会の廃止について」の件は、原案のとおり可決されました。

(平成一六年 第五回定例会(第一日九月一五日))

真鶴町役場蔵)

原資料は横書き。

合併協議会を設けてのちも、合併協定項目の協議が進められた。そして、懸案となっている協議事項について、確認や承認を得られた。二〇〇三(平成一五)年一二月の第三回合併協議会では、これまで継続協議となっていた「新市町の名称」が協議され、「市町村の合併の特例に関する法律」の特例措置により、両町が合併する場合は「市」を目指すことが確認された。さらに、二〇〇四年一月の第四回合併協議会で、新市を

「湯河原市」とすることに決定し、あとはスケジュールに組んだとおり、二〇〇四年五月に合併協定に調印し、二〇〇五年一月に湯河原市の誕生を待つばかりとなっていた。

ところが、二〇〇四年四月に実施した「合併の賛否に関する住民意向調査」では、真鶴町の合併賛成四〇・五％、反対五八・七％、湯河原町の合併賛成八〇・四％、反対一八・七％という結果になった。この結果を受け、真鶴町から「八月末までに合併の最終判断を行う間」合併協議会の一時休止の要望があり、協議会を休止した。その間、真鶴町長は、合併賛成に誘導するのではなく、合併ができなかった場合に真鶴町が置かれる厳しい状況を説明するために奔走した。なお、五月に真鶴町民が「合併にかかる住民投票を要望する陳情」を出し、この陳情は真鶴町議会臨時会において、全議員の賛成で採択され、六月定例会で「住民投票条例案」

項目	真鶴町	湯河原町
合併の枠組み・方式・必要性	<p>○財政力の弱い町同士、高齢化率の高い町同士の合併より、小田原市と箱根町を含む一市三町の合併を望む声があった。</p> <p>【行政の考え方】小田原市や箱根町は具体的に合併を検討する状況になく、合併特例法の期限も併せ考え、広域行政による深い関係を持つ二町合併を目指した。さらなる広域合併は将来課題と設定した。</p> <p>○これまでの緊縮型の財政運営から財政的な危機感が薄く、遅れている都市基盤整備への投資の必要性や地方財政の逼迫を説明しても危機感を感じる住民が少なく、却って「脅し」と受け止める町民が多かった。</p>	<p>○真鶴町に比較し、団体規模が大きく、合併に対する不安感が少なかった。</p>

35 合併協議不成立の要因に関するアンケート

真鶴町と湯河原町における合併協議に関する総括（合併が成立しなかった要因）

が可決された。ついで、八月八日、「真鶴町の合併についての意思を問う住民投票」が執行された。投票結果は、投票資格者の投票率六六・五三%、合併賛成四九・一%、合併反対四九・六%であった。この投票結果をみて、「僅差であるが住民の意思を尊重したい」として、

合併協議会副会長である真鶴町長は、町長職を辞職した。ついで、八月一八日の第八回合併協議会では、湯河原町長である協議会会長が、真鶴町民の意思を尊重して合併協議会の解散を決定した。

	<p>合併協定項目</p>
<p>○真鶴町単独⇨これまでと変わらない、という認識があった。 【行政の考え方】三位一体改革や下水道経費、情報センターやケーブ真鶴の運営経費など町財政の逼迫は目の前の課題と認識し説明に努めた。 ○団体規模の差や名称が「湯河原市」となったこと等から、事実上の編入合併という抵抗感があった。 【行政の考え方】福祉事務所の真鶴支所への設置や地域自治区の設置など、真鶴町に配慮した協議を行い、抵抗感の緩和に努めた。</p>	<p>○古くからの名称であり、観光地としての知名度もある「真鶴町」が消え、「湯河原市」とされたことに強い反発があり、事実上の編入合併という認識に結び付いた。地域自治区により字名として「真鶴町」が残ることの評価はほとんど聞かれなかった。 【行政の考え方】観光立市を念頭に、人口や観光客数で大きく上回る「湯河原市」を名称とした。地域自治区の設置に伴い真鶴町が町字名として残ることの説明に努めた。 ○新規課税となる都市計画税に対する負担感があった。 【行政の考え方】平成一八年度から供用される下水道に充てる新たな負担の必要性は合併の有無に関わらないものと説明に努めた。</p>
<p>○協議の過程で、名称・事務所の位置などが変わらないこととなり、合併に対する抵抗感が少なかった。</p>	

<p>住民への情報提供</p>	<p>行財政関係</p>	
<p>○住民説明の取組みが遅れた。 ○町長・議会・行政としてリーダーシップを発揮できなかった。特に、町民からは議員の低調な活動に対する批判が強かった。また、幹部を中心に職員の内行行政に対する理解度が低く危機感も希薄で、町民不信を招いた。</p>	<p>○湯河原町の公債費負担率が高いことに強い抵抗があった。 【行政の考え方】公債費負担率が高いのは事実だが、都市基盤整備等に取り組んだ結果の将来負担であり、真鶴町でも今後必要となるものとして捉えた。また、財政特例措置を活用し軽減に努めることとした。 ○財政特例措置が積極的に評価されなかった。特に合併特例債については後年度負担を招くものと受け止められた。 【行政の考え方】財政優遇措置は、水道料金統一や公債費負担軽減、さらに合併特例債は教育・防災施設などに有効に活用することとした。</p>	<p>○積年の課題である水道料金について、合併による値下げは一時的なものに過ぎないという不安感があつた。 【行政の考え方】両町間の積年の課題であり最も基本的な公共料金である水道料金について、財政特例措置を活用し、水道料金の値下げを行うこととし、身近な合併のメリットとして訴えた。</p>
<p>○協議会設置前から「出前講座」と称して、早い段階での住民説明に努めた。 ○協議会設置後に、町長選挙と町議選挙があり、合併へ理解を求める機会となった。</p>	<p>○財政特例措置を積極的に活用し、公債費負担軽減や必要な施設整備に活用しようという姿勢が理解された。 ○都市基盤整備が遅れている真鶴町との合併に不安感があつたが、合併反対に至るほどのものではなかった。</p>	

第二節 真鶴町との合併問題

<p>総括</p>	<p>その他</p>	<p>住民の意向確認</p>	
<p>○合併協議の出発点で、小規模な町が飲み込まれてしまうという不安感があり、また、これまで財政逼迫の経験がないことから危機感も希薄であり、職員・町民の間で合併の必要性の</p>	<p>○協議会において湯河原町側委員の発言が低調だったことが、まちづくりの意欲の欠如と受け止められた。 【行政の考え方】協議会前に事前勉強会の中で理解が得られたため、特段発言を強制するようなことはしなかった。</p>	<p>○住民意向調査・住民投票に当たって町内外の強力な反対運動が展開され、町民の不安感を煽ることになった。 【行政の考え方】住民に配布した各種説明資料の中で反論を展開した。なお、賛成派議員が反対町民に申し入れた公開討論会は拒否された。</p>	<p>○協議会だよりを始め、各種説明資料を新聞折込等で配布したが、関心を持って読む住民は少なかった。 【行政の考え方】まず、従来型の周知方法をとったが、町民の関心は薄く、合併への近視眼的な抵抗感があると分析し、町長の戸別訪問という究極の手法で取り組んだが、住民を翻意させることはできなかった。</p>
<p>○合併協議の出発点で、不安感が少なく、行政の説明も素直に受け止められた。 ○行政としても、ある程度、財政基盤強化の</p>		<p>○合併に対する反対運動は展開されなかったが、合併を機会に町政運営に対する批判があり、真鶴町民の不安感を煽ることとなった。</p>	

	<p>認識が育たなかった。</p> <p>○町としても「合併ありき」と受け取られることを恐れ、住民説明への取組みが遅れ、町長・議会・職員が、町民に対しリーダーシップを発揮できなかった。</p> <p>○協議内容も真鶴町に配慮したものの、名称や事務所の位置の協議結果が、反対の大義名分となった。</p> <p>○上記の項目について町民への説明に努めたが、合併反対の先入観を持つ町民には、反対派の主張ばかりが耳障り良く、行政の説明は「脅し」と捉えられた。町長が戸別訪問を行った、裏付けのデータを揃えて説明したが、「脅し」の一言で片付けられては、如何ともしがたい状況があった。</p> <p>○住民投票前後の町民の声を聞くと、近視眼的な考えがほとんどで、判断を任されているという責任感を感じる発言はほとんど聞かれなかった。住民投票結果の扱いも検討の余地があった。</p>
<p>ための合併と割り切り、財政特例措置を最大限有効活用しようという姿勢があり、早くから町民説明に努めた。</p> <p>○協議内容も、名称や事務所の位置の協議結果が従来と変わらないものであることから、合併に対する抵抗感はほとんどなかった。</p> <p>○最終的には真鶴町における住民意向調査・住民投票で二度にわたり反対票が多かったことから、真鶴町に対する反発が生まれた。</p>	

〔合併が整わなかった要因分析〕湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

このアンケートは、真鶴町湯河原町合併協議会会長名で、真鶴町・湯河原町の合併協議委員会にて二〇

〇四（平成二六）年九月一六日に発信し、九月二四日

を提出期限として調査したものである。九月二四日は、

法定合併協議会廃止の一日前であった。周辺のまちの

小田原市は、合併が実現しなかったことについて「意外な結果」と受け止め、箱根町は「合併する」と読んでいたようである〔神奈川新聞〕平成一六年八月二七

日付)。なお、二〇〇四年一月、五人の真鶴町民が湯河原町を合併対象とする住民発議に必要とする署名活動を開始し、一二月に有効署名が確認され、二〇〇五年一月、請求を受けた真鶴町長は湯河原町長へ法定協議会設置について議会に付議するかどうかの意見を求めた。しかし、湯河原町からは議会に付議しない旨の回答があったため、住民発議の手続きは終了した。また、二〇〇七年七月二一日に開催された、県西二市八町で検討している市町村合併をテーマにまちづくりを考える講演会で、元合併協議会会長で前湯河原町長が、湯河原町と真鶴町との合併失敗の大きな理由は、新市を「湯河原市」としたこと、借金の多い町・湯河原のイメージが真鶴町民にマイナスに作用したと語っていた(「神奈川新聞」平成一九年七月二二日付)。

第三節 都市親善交流

36 親善都市宣言(広島県三原市)

親善都市宣言

はるか中世初頭から人物交流のあった湯河原町と三原市とは近年由緒ある民俗芸能を通じて両市町の住民の間に親睦の輪がひろがりつつある現状にかんがみ両市町の間存する友好親善関係の維持増進を期し相互信頼の確立により両市町の連携を深め経済的文化的教育的分野並びに関係分野における相互の交流を促進しその発展に寄与することを確認してここに湯河原町と三原市は親善都市として提携することを宣言する

昭和五十一年八月七日

湯河原町

町 長 杉山 實 印
湯河原町

町議会議長 高橋 徳 印

三原市

市 長 長尾正三 印

三原市

市議会議長 西原四郎 印

(湯河原町役場蔵)

平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて、足下郡(現湯河原町・真鶴町)の土肥郷を本拠地としていた武士団が、相模土肥氏である。土肥実平のとき、源頼朝の平家打倒の挙兵に呼応して功をなしたことで、頼朝の信任を得た。さらに、平家の壇ノ浦滅亡後は、備前・備中・備後三国(現岡山県・広島県)の守護を命じられた。すなわち、湯河原町と三原市は、土肥氏の関係で歴史的結び付きがあること、一九七〇(昭和四五)

年八月、大阪で開催された万国博覧会会場で、土肥実平の供養踊りといわれる「やっさおどり」を、両市町が県代表の地踊りとして披露したことから交流を深め親善都市提携を結んだ。親善都市提携後は、隔年で子どもが「やっさまつり」に参加する事業を続けた。一九七七年四月一日には親善都市締結記念として、三原市の楠、湯河原町の椿を両市町の庁舎庭園に植樹した。一九九六(平成八)年八月、提携二〇周年を記念して、隔年で交互に小学生訪問あるいは受け入れの交流も始まった。二〇一五年、「三原やっさ祭り」四十周年記念を迎えるにあたり、みはら歴史と観光の会と湯河原町土肥会による研究活動報告会を開催したり、湯河原町芸妓連を派遣して四〇周年記念に花を添えた。なお、湯河原町議会議長・議員も頻繁ではないが、三原市を訪れている。また、交流フェアも開催され、地元の物産紹介・販売が行われている。

37 姉妹都市提携協定書（大韓民国忠州市）

姉妹都市提携協定書

日本國神奈川縣湯河原町と 大韓民國忠清北道中原郡は、永遠な、友好關係を維持するため、お互い對等な立場で姉妹都市として提携することに合意する。

兩町・郡は、兩國の代表的溫泉都市であり、永年にわたり續いてきた民間交流を基に經濟、社會、教育文化、體育等の交流を通して相互理解と友好親善を図るとともに兩都市の發展に積極に協助する。

このことが、日韓兩國の親善の促進は勿論のこと、ひいては世界平和と繁榮に寄與することを確信し、この協定書に署名する。

一九九四年一月二八日

日本國神奈川縣湯河原町

町長 丸山孝夫 印

大韓民國忠清北道中原郡

郡守 柳 丙鉉 印

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

この姉妹都市提携の相手側は忠州市チュンジュとなつていゝが、協定締結時は大韓民國忠清北道中原郡チュンジュであつた。そもそも、中原郡を姉妹都市として締結したのは、中原郡にある水安堡スアンボが人口約七〇〇〇人の町ながら韓国有数の溫泉地と知られており、溫泉地という共通点から、中原郡と湯河原町の観光協会による民間交流が行われていたことが、姉妹都市提携の基盤となつた。提携にあたっては、湯河原町長ほか四人が訪韓して調印した。ところが、姉妹都市提携早々の一九九五（平成七）年一月一日、中原郡は忠州市に合併された。しかし、忠州市は合併後も姉妹都市提携の継続を表明したこと、現在に及んでいる。姉妹都市提携が継続することになつ

たものの、言葉が障害となって交流計画協議は進まなかった。ようやく一九九九年になって、湯河原町が忠州市を訪問し、青少年スポーツ交流が行われた。さらに二〇〇〇年、「やっさ祭り」に合わせて忠州市の交流団が来町した。これに應えて、湯河原町からも同年、サッカースポーツ少年団が忠州市を訪問して親善交流試合を行った。この親善交流試合が韓国全土のテレビ・ラジオを通じて放送されたことで、忠州市民に湯河原町が周知されることになった。このことが契機になって、忠州市との交流は、サッカー・卓球・剣道・マラソンなどのスポーツを通じて盛んとなり、さらには湯河原町商工会の訪問、忠州市の各種生活団体の女性訪問団が来町するなど積極的な交流が展開された。

ところが、忠州市との交流事業は二度、継続困難となるような事態があった。その最初は、二〇〇一年の教科書問題・靖国参拝問題であった。この問題で、

「やっさまつり」に参加する予定であった忠州市議会一行の湯河原町訪問が中止となった。そのため、湯河原町議員団の訪問も中止せざるを得なかった。このときは、一時的に交流事業が途絶し、これ以上、大きくは発展しなかった。その結果、二〇〇四年、姉妹都市提携一〇周年記念事業として交流を再開し、職員が相互交流が決まった（同年一〇月から忠州市の職員が六か月間、町役場に勤務した。湯河原町職員も六か月間、派遣された）。また、桜の木が記念植樹された。ところが、二〇〇五年三月、島根県が「竹島の日を定める条例」を制定してから、二度目の交流事業の危機となった。忠州市長から「両市町の相互交流計画を留保する」旨の文書が送付され、湯河原町としては、一日も早い交流計画の改善を希望する旨の返書を町長・議長名で送付するにとどまった。二〇〇八年、忠州市長が新しく就任したことで交流事業が再開されるようになった。

忠州市からの訪問団受け入れ、忠州世界武術祭招へい、
〔提携二〇周年（二〇一四年）記念職員相互派遣事業及
びリンゴの木植樹、民俗芸能団モルゲ招へい、オレン
ジマラソン参加訪問団受け入れ、湯河原町民のリンゴ

両住民のふれあいにより教育・文化・経済の交流を深
め相互の理解と親善を図り、その発展に寄与すること
を確認して、ここに友好親善の提携を調印する

マラソン参加訪問、町議会議員の派遣など、つぎつぎ

平成一〇年三月三〇日

と交流事業が進められた。また、提携二〇周年を記念

長野県南安曇郡奈川村長

勝山吉一 印

して、「やっさまつり」で来町した忠州市長・市議会議

長野県南安曇郡奈川村議会議長

忠地義光 印

長へ湯河原町国際名誉町民の称号を贈呈、一方、忠州

神奈川県足柄下郡湯河原町長

米岡幸男 印

市は、忠州世界武術祭開幕式に出席した湯河原町長を

神奈川県足柄下郡湯河原町議会議長

北村幸則 印

湯河原町民代表として、湯河原町議会議長を湯河原町

（湯河原町役場蔵）

議会議長として名誉市民証を贈呈した。

原資料は横書き。

奈川村は、かつては南安曇郡に属していたが、二〇

〇五（平成一七）年四月一日をもって、松本市に合併

38 友好親善提携（長野県南安曇郡奈川村）

友好親善提携

山紫水明の地 奈川村と 風光明媚な湯河原町は 豊
かな自然環境 温泉という共通の資源に恵まれており

動機は、「山紫水明の地」奈川村と風光明媚な湯河原町
が、それぞれの豊かな自然環境と温泉という共通資源
を有効利用して交流を深め、相互理解を発展させよう

という点にあった。親善交流は、湯河原町児童のキャンプ、奈川村文化祭への参加、湯河原町民のスキー教室開催、野麦峠祭り参加、交流フェアでの物産品販売などを行い、一方、奈川村は、親子海水浴ツアー・ミカン狩りツアー・海釣ツアーの実施、農林水産祭り・やっさまつり参加などの事業を実施した。なお、職員の間相互交流も実施した。また、湯河原町友好親善提携先宿泊施設助成金交付協定により宿泊すると、奈川村民は大人・子ども別に一定額の助成金が交付されることになっていた。

先に述べたように、奈川村は松本市へ合併編入されて「奈川自治区」となった。「奈川村」は消滅し、友好親善提携の効力は失われた。親善交流を継承しないと、松本市の意思表示もあり、湯河原町も松本市との友好親善提携は断念した。しかし、合併前の三月三〇日、奈川村長と湯河原町長との間で「市町村合併に伴う友

好親善提携に関する確認書」が取り交わされ、「これまでの厚い友好・親善関係に基づいて構築してきたことを鑑み、民間レベルにおいて、無理の無い交流を目指しながら、引き続き、親密な交流」をしていくことを確認した。ただし、交流自体は、湯河原町の祭りを初めとした行事の案内を出したり、親善交流フェアにおいて物産品販売を行う程度であった。

39 姉妹都市提携宣言

(オーストラリア国ポートステイブンス市)

姉妹都市提携宣言

日本国湯河原町・オーストラリア国ポートステイブンス市

ポートステイブンス市と湯河原町の住民は、両市の友情、相互理解及び親善を深めるために、人々、思想及び文化の自由な交流を育むことを目的に姉妹都

市関係を樹立する旨を表明する。

一九九九年八月一日

本日、ポートステイブンス市と湯河原町との間に姉妹都市関係が樹立されたことが発表されました。

ここに、両住民間の親善と友情の精神を促進及び発展させるとともに、教育、文化、スポーツ、科学並びに行政における相互交流を奨励する責務が樹立されました。

この関係が、各年代を通じ両住民の幸福を増進し、繁栄することを望みます。

ポートステイブンス市長

John Bartlett

ポートステイブンス市議会副議長

Innes Creighton

湯河原町長

米岡幸男

湯河原町議会議長

鈴木栄治

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

ポートステイブンス市は、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州にある市で、州都シドニーから一五〇キロの北にある。主要産業は、観光業・漁業（カキの養殖）・アルミ金属工業である。

湯河原町とポートステイブンス市との間で姉妹都市を提携することになった背景には、以下のような経緯があった。一九八八（昭和六三）年に、ゆがわら国際交流協会が発足し、独自の交流事業を展開していた。交流事業を展開するなかで一九九六（平成八）年、町役場職員随行で協会職員がポートステイブンス市を視察訪問した。そして一九九七年、さっそく民間交流事業として、ポートステイブンス市民の湯河原町でのホームステイ交流が行われた。このときは、ポートステイブンス市長以下四一人が訪れた。市長が交流提携の意向を示したものであろうか、一九九八年八月

に、ゆがわら国際交流協会が湯河原町に対して、ポートステイブンス市との親善交流を進めてほしい旨の要請をした。これ以後、交流提携の話は加速し、さっそく同年一月、町議会議員・町役場職員ほか総勢五人が、ポートステイブンス市を訪問し、姉妹都市提携を決めた。ついで、一九九九年八月に、ポートステイブンス市民のホームステイ受け入れを機会に、姉妹都市提携の調印式が挙行された。

ポートステイブンス市との交流事業で注目すべきは、湯河原中学校の生徒とポートステイブンス市中学生の相互派遣事業であろう。湯河原中学校の生徒は、現地ではトマリ教育センターあるいはセント・フリップ・クリスチャンカレッジほかの学校に通学した。生徒派遣とはいえ、国際的な問題あるいは財政事情、また衛生上の問題などに左右されることがあった。実際の問題でいえば、二〇〇一年九月に発生したアメリカ

同時多発テロ事件で派遣が取り止めになった。派遣が取り止めになった事例は、新型インフルエンザの流行によるものもあった。派遣取りやめではないが、湯河原町の財政が厳しくなったために、派遣中学生の人数を八人から四人へ減らさざるを得なかったこともあった。このことについて、総務文教常任委員会では、国内外親善交流に重きを置かないことかと指摘され、町の財政事情によるものとしながらも、翌年からは四人から六人へ、さらに一二人と増員した。一方、派遣に応募する中学生も多くなったので、二〇〇四年からは英語ヒヤリングと日本語作文で選抜を実施するようになった。職員の人事交流を計画したものの、ポートステイブンス市側の受け入れ条件が、最長でも一、二か月ということだったため、職員交流の話は進まなかった。

ともあれ、湯河原町の次世代を担う青少年に国際的

な交流の場を与えるという明確な目的のもとに、中学生派遣が続けられている。もちろん、中学生相互派遣はもとより、ポートステイブンス市から市民あるいは教師の訪問団が湯河原町を訪れている。

40 友好親善提携（富山県中新川郡立山町）

友好親善提携

美しい山々を擁し豊かな自然環境に育まれた歴史・文化をもつ立山町と海と山と川の美しい自然環境と豊かな温泉や歴史・文化に恵まれた湯河原町は、観光・文化の交流を通じて両町住民の間に新たな友情を育むため一層の友好親善を深めていくことを確認し、ここに友好親善の提携を調印する

平成一五年一月一日

立山町長

大辻 進

印

立山町議会議長

高嶋清光

印

湯河原町長

米岡幸男

印

湯河原町議会議長

二見康男

印

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

中部山岳国立公園の立山連峰や世界的な山岳観光ルートである立山黒部アルペンルートは、湯河原町はもとより、すでに提携している三原市や旧奈川村にもない雄大な山岳観光や豊かな田園風景が、町民の憩いの場として、また次世代を担う青少年の交流の場として最適であることから、親善提携を締結することになった。二〇〇三（平成一五）年五月、町長・議長・議会運営委員会委員長・企画観光部長・議会事務局と、これまででない陣容で三日かけて現地調査を実施した。立山町を親善交流都市とする話は進行し、同年一〇月、立山町長が湯河原町に来て、両町長と湯河原町議会議員出席のもと、親善交流提携締結の仮調印を行った。

ついで、同年一月一日、湯河原町議会全議員が立山町を訪れ、立山町町制施行五〇周年記念に合わせて、立山町と友好親善提携を締結した。

湯河原町を訪れる立山町民も増えてきたこともあり、湯河原町国内外親善都市推進特別委員会において、宿泊助成制度が提案されたが、立山町側において宿泊施設の事情があり、助成制度を設けられる状況にないというところで、同制度は見送られたという経緯があった。交流締結以後は、湯河原町での親善交流フェア・ゆがわら農林水産まつりに参加し、特産品販売を行っている。また、立山町議会議員が、私的な形で訪れたこともあった。

以後も、湯河原町の「やっさままつり」と、立山町の山開きを利用したの相互交流が行われ、二〇〇七年の山開きには富田幸宏町長が初めて立山町を訪問し、また、二〇〇八年、立山町長が初めての「やっさままつり」

見物に訪れた。なお、二〇一三年の立山町制施行六〇周年記念式典にも、湯河原町長が出席している。

41 文化交流都市提携（東京都豊島区）

文化交流都市提携

伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち豊島区と 海と山と川の美しい自然環境と豊かな温泉や歴史文化に恵まれたまち湯河原町は 文化や観光などの幅広い分野での一層の交流を深めていくことで 更なる相互の発展を図ることを確認し ここに文化交流都市の提携を調印する

平成二七年二月二一日

豊島区長 高野之夫 印

豊島区議会議長 本橋弘隆 印

湯河原町長 富田幸宏 印

湯河原町議会議長 室伏重孝 印

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

東京都豊島区との間で都市交流が締結されたことについては、以下のような経緯があった。一九七七(昭和五二)年に、豊島区で開かれた「第一〇回ふくろ祭り」に、湯河原町のやっさ踊り連が参加した。湯河原町のやっさ踊り連が参加したというのは、豊島区の「ふくろ祭り」で踊られている「池袋やっさ」踊りは、歌詞のなかに「サンシャイン」という言葉が入っているだけで、リズムも踊りも湯河原町と同じであった。その後、「ふくろ祭り」でのメインイベントが「やっさ踊り」となったことで、豊島区とのつながりができたということである。なお、「やっさ踊り」が豊島区で踊られるようになった背景については、湯河原町を訪れた池袋の商店街の人たちが「やっさ踊り」を持ち帰って、「ふくろ祭り」で踊るようになったという説や、一九九四(平

成六)年頃に湯河原町の芸妓衆が、池袋へ行って「やっさ踊り」を教えたことで、「ふくろ祭り」で定着したという説もある。いずれにしろ二〇一三年度から、豊島区民を湯河原町の「やっさまつり」のときには招待して、交流提携に先行して交流が始まっていた。交流の実態は、湯河原町は物産展や「ふくろ祭り」などのイベント参加、豊島区民に対しては湯河原町の旅館に宿泊する場合の宿泊助成を実施していた。

第三章 まちづくりと交通

第一節は、新生湯河原町以後の六次にわたる総合計画を取り扱った。総合計画は膨大な内容と量であるため、極めて限定的な内容の収録になってしまった。第二節は、都市計画として施工された駅下地区と中央地区の土地区画整理事業に関する資料を収録した。第三節は、上下水道整備であるが、上・下水道は生活の根幹をなす要件である。本町の上下水道は簡易水道に依存していたが、衛生・防災面での弱点があった。来遊人口の増加などからも統一的な給水事業が求められ、一九五〇（昭和二五）年前半には町営水道が一応の完成を見た。のちには新幹線工事に伴う湧水も利用された。一方、下水・し尿は河川や海岸へと投棄される時代が

続いた。環境保護を目指す県の指導の下、白雲閣埋立地に浄水センターの整備が進み、一九八五年から公共下水道事業が開始された。第四節は、消防・防災と国民保護について取り扱った。第五節は、湯河原町域内で施工された東海道新幹線敷設工事を取り上げた。ただし、敷設工事は新幹線トンネルの造成のみで、新幹線駅が開設されるわけではなかった。この工事により町内の簡易水道の水量が減少する、あるいは井戸水が枯れるという被害が出たが、トンネル掘削工事による湧水が利用できるようになった。また、掘削工事で排出される捨て土は、駅下地区で施工していた土地区画整理事業の埋め立て用として利用された。第六節の道路関係は、新聞記事を主に真鶴道路・湯河原新道（オレンジライン）・温泉場道路改修について取り上げた。

第一節 総合計画

42 新町建設基本計画（抄）

（表紙）

新町建設基本計画書

自 昭和三五年四月一日
至 昭和四五年三月三一日

（目次省略）

第一編 序論（省略）

第二編 基本的構想

第一章 地域の概況及び特色

第一節 概況および展開過程

本町の地勢は箱根外輪山の相模湾に傾斜する東南面に位置し、北西部は標高一、〇一〇米の大観山を主峰

として北寄に白銀山、星ヶ山、を配し真鶴半島に通ずる山嶺と西寄にはくら掛山を頂点とし、天城火山脈を背骨とする伊豆羊島の一部熱海火山帯にかこまれ東南面は相模湾に開けた面積約四〇・五八平方キロの温泉地である。この斜面にくら掛山に源を發する千才川と白銀山系に源をもつ新崎川の両河川の流域に開けた平坦地約一・八平方キロと標高一〇〇～三〇〇米の果樹園並びに住宅地域約五・二三平方キロこの外は火山帯特有の地形的変化にとんだ山林原野約三三・五五平方キロの地勢構造より成立している。

本町はまた神奈川県の最西南端にあつて静岡県熱海市泉区に接し東北方は小田原市並びに足柄下郡真鶴町と北部は足柄下郡箱根町に隣接し、富士箱根伊豆国立公園の門戸にある。気候は温暖で厳冬に積雪を知らず、山と海の景観は特にすぐれた観光地の特性は如何なくそなえている。加うるに東京より九八キロの首都

圏に属し東海道本線に位置する立地的優位は既に記述した計画策定上の前提条件の想定において指摘する通りであつて今後観光地としての発展に大きな期待をもつことのできる条件下にある。

第二節 地域振興上の問題点

観光地には恰もそれぞれ名称が異なる如き特色がある湯河原という固有名詞のもつニュアンスは直ちに熱海のそれともまた箱根のそれとも異なる今日観光都市湯河原の建設を検討するとき、この湯河原の独特なニュアンスを忘れて検討することは極めて危険であつて徒らに観光的発展のみを追求することゝなればむしろ本質的にはマイナスする所こそ恐れなければならぬ。そこで我々は新しい観光地づくりの目標として真にのぞましいとする湯河原の姿をこの際一つの形の上に表現して見る必要があるのではあるまいか。それは、既存の観光地の熱海や伊東と違った閑静で優雅な

常に保養的なしかもしや脱で健康的にして清新発らつた姿であらねばならないとするのである。これをもう少し具体的にいうならば、東海道線以南の海岸までの水田地帯はことごとく土地区画整理を行ない、整然とした街路の築造をなししうしやな屋並の中に緑の多い市街地を造り周辺の台地の上には地形にそつた緩やかな街路と眺望のよい高級住宅のある静かな住宅地、更にその間には本町特産の柑橘園を配し又多くの外資を導入して海岸地帯と奥地山岳地帯の開発を計り、街路空地には四季それぞれの草花を植える等市街をあげて観光資源として整備する等大観光地としての湯河原をつくり出す問題点の究明こそ、今日われわれに課せられた大きな課題である。

一、重要な問題点とその地域に及ぼしている影響

イ、温泉資源の確保に関する対策

ロ、道路交通網の整備に関する対策

- ハ. 土地利用の高度化と地域指定対策
 - 二. 未開発観光資源の開発に関する対策
 - ホ. 環境衛生の整備に関する対策
 - ヘ. 農漁業と観光資源の開発に関する対策
 - ト. 首都圏整備と湯河原の役割
 - チ. 観光地と農地法
 - リ. 外資導入の促進策
 - ヌ. 統一的効果的宣伝対策
- 以上列挙した諸問題については、その大部分が相互関連の上に立って観光発展のための計画的な施策となっていないなければならないのに実はいづれも個々別々な動き方をしていることは常に総合的一体的施策を要求する観光政策として誠に不手際でこれがため当町の発展に大きな障害を与えていたことを認めざるを得ないのである。よって今日これが計画実施にあたっては速かにこれらの問題の解決に当らなければならない。

二. 問題点の発生した原因

前項において概ね一〇項目にわたる問題点を列挙し町発展のため速かにこれを解決すべきことを提起したのであるが、しからばこれらの点が如何にして発生したものであるか、これが原因をも究明しなければならぬのであつて原因の排除こそ問題解決の第一の近道であると信ずる次第である。

すなわち

(一) 温泉資源の確保に関する対策

湯河原において温泉資源の論議されたのは極めて最近のことである。これは温泉をもつて第一の生命としている当町にとつては誠にうかつな話であつて先に現況で明かにしたように需要と供給のアンバランスの故に裁判ざたまで引き起すようになった。ここ数年前より漸く真剣に取り上げられにいたりしかも全く他に例を見ない方法で町営温泉事業が発足したのである。

この事業が今日のような形で町営に統合された裏には源泉所有者その他源泉関係者の大きな協力があつた点は当然認め得るものとしても前記の如き需要と供給の一種の行き^(マ)ずまりあるいは引配湯の技術的欠陥に対する事業負担の回避が存外^(マ)にこの事業推進の偽らざる姿であつたとも見られるのである。しかもこの事業は概ね所期の目的通り成果をおさめてはいるが温泉資源の絶対量と需給の関係はなお今後^(マ)に大きな問題の尾を引いているのである。

(二) 道路交通網の整備に関する対策

最近(三四・一一・三)観光客流動調査の現況によると実に総数の七〇%は自動車の利用によるとの結果であつた近年自動車工業の発達はめざましいものがあり、これに比例して観光地の交通地ごくは深刻の一途をたどっているしかも年と共にバスは大型化し既存の観光地と道路構造をもつてしては到底これを処理すべ

きもない。更に観光地における旅館施設の大型化はそれ自体駐車場施設を併設すべきであるにもかかわらず、これに対しては常に等閑視され勝な状況もまたこの問題の大きな要因となりつゝある。

(三) 土地利用の高度化と地域指定対策

先に地域振興上の問題点において将来の新しい湯河原の、のぞましい姿を表現したわれわれは今日この計画の策定に当つて与うる限り将来を予測洞察して都市発展の故に起るいわゆる都市悪は一切排除しなければならぬ。また、かつて昭和二三年あるがままに委せ自然発生的都市としての熱海市は一夜にして全市の八〇%を焼失し当時において数億円にのぼる壊滅的大被害を受けた大火は最早、われわれは再びその轍を踏の愚を避けなければならないのであつてそのためにはできる限り都市計画は立派なものとし、更に高度の地域指定を図り整々として都市発展の基礎をつくりあるい

は交通地ごくの解消にあるいは都市環境の整備に努めなければならない。

(四) 未開発観光資源の開発に関する対策

湯河原温泉が典型的な山狭温泉で発達して来たこと、共に湯河原の固有のニユアンスが生まれ、それが又湯河原温泉の特質として世に知られている。しかし我々は現在の湯河原温泉を更に整々発展せしめるために未利用観光資源の開発に異状な期待と努力を傾けているのである。

もしかりに古来より旧吉浜町と旧福浦村等の行政区画が存在していなかったとしたら、この地域が観光地湯河原という一つの行政区画であったとしたら現況はどうなっていたであろうか。おそらく今日未利用観光資源の開発という問題は存在しないのではなかったか。偶々合併によって新たに観光圏に包括された吉浜の奥地や吉浜福浦の海岸地域の後進観光地の開発が殊さら

に重要な開発適応の地域として新たに登場して来たとしても当然なことであつて地域社会圏の体制を欠くことの非合理性が暴露したと判断されるのである。

(五) 環境衛生の整備に関する対策

既に述べて来た二、三の問題点はことさらに観光地に限ったことではない。一樣に都市の発展過程に起る一種の宿命的都市悪である本項でのべる環境衛生の整備の問題も又同様ケースとして速かに解決されるべきであつて特に湯河原における環境の浄化は観光地として一時もおざりにすることができない汚物の完全処理対策あるいは上下水道の完備等その施策は膨大な経費を要するが故に実施に踏み切ることができず今日にいたっているのが現況である。

(六) 農漁業と観光事業との相対的関連に関する対策

集落が発達し町となりさらに発展して都市となるような通常の姿においては都市のもつ必然の要素として

各次産業は概ね相対的に一定の規模をもって相互に協調を保ちつつ発達する観光地の場合にあってはこれらのいわゆる原則は全く打破されて第一次産業と近代的第三次産業が雑居する奇型を現出してこれら産業の所得の格差は益々増大する傾向にある。

特に本計画において、観光立町を標榜した町政において農漁業と観光政策との組合は慎重に取り扱われなければならずこの対策こそ現実に則して確立しなければならぬ。

(七) 首都圏整備と湯河原の役割

マンモス都市東京この大東京の発展の行きづまりは最早都内において解決することができない。したがって昭和三一年首都圏整備法が制定公布された。当町も勿論首都圏に属することゝなるが同法にいう。わが国の政治、経済、文化等の中心としての首都圏整備の対象となるのであろうか。

むしろ高度に整備された既成市街地または近こう地帯の居住者のレクリエーションの場を提供する役割を担うべき立場となるのではないだろうか。かつて首都圏整備法に基づいて総合開発計画が立案せられたのであるが、昭和五〇年におけるこの地域人口は二、六六〇万人と推計されている。このおびただしい都会人口の快適な行楽の場を提供する役割が確立されるならば観光地湯河原の使命もまた重大といわざるをえない。

(八) 観光地と農地法

土地利用の高度化と地域指定対策において都市の発展経過を自然発生的に放任することは、将来にわたって都市悪の温床となることを力説し、高度な都市計画の必要性を強調したのであるが、発展途上にある当町周辺の農地転用は必ずしも順調とはいいい難く農地法本来の目的とする農地保全の政策とは多くの矛盾を生じ町勢の発展を推進すれば農地保全の目的は失なわれ農

地保全に主眼を置けば発展を阻害する。これらの矛盾は大所高所に立つて中央の政策の地域の特性に応じたいわゆるいきた政策が打ち出されないものであろうか。

(九) 外資導入の促進策

この計画の政定に当って重要な問題点とその地域に及ぼしている影響の中で外資導入の促進策の一項を加えた。既に計画策定上の前提条件の想定の中で開発資本導入態勢の欠除の点を強調したがこの事は国際観光文化温泉都市熱海、別府、伊東にしても国際観光都市軽井沢や箱根に於いても公共施設(マ)の公共団体による投資による外観光施設の投資はことごとく外資の導入によってこれを開発し且つされて来たのである。云うなれば外来資本導入とその受け入れ態勢の的確さがあつたればこそ今日前記先進地開発の原動力となつたのである。

当町百年の立町の目標を定めようとするこの計画において資本導入の態勢確立こそ現下の急務でなければならぬ。

(十) 統一的効果的宣伝対策

経済の伸長に伴い事業の経営面が拡大の一途を辿ることは観光事業についても決して例外ではない。そしてこのような状態になると勢い広い階層に亘つてあらゆる手段を用い広告宣伝の必要が生じてくる。戦後におけるP・Rの受持役割は他の経営部門の中に於いても相当高い比重を占め、欠くことの出来ない業務となつた。これは当然マスコミの発展によって更にその傾向は強められているものの現下各界は正にP・R合戦の様相を強くしている。経済競争に打ち勝つた(マ)ためには第一の段階においてこのP・R合戦に勝利を収めることの信条は各業界の至上命令とされているのである。従つて吾々の日常生活に於いてもありとあらゆる

機会に視聴覚を通じ否応もなくP・R・されていく。翻って現下の湯河原の実情はどうか各個別々の宣伝競争が全く無統制のまま然かもその効果については何等これを追求することなくなされていくのである。

この際計画の中においても本問題の重要性を取り上げて統一集約的に更に高度の効果を期待する宣伝対策の研究について一つの問題を提議したのである。

三、問題点解決の可能性

以上列挙した問題点解決の可能性については、まだまだ創意工夫の域で充分解決出来ると判断されるのであって本計画の実施の段階においてこの方策の具現を期することとした。しかし二、三の解決の方途を示せば概ね次のような可能性を想定しうるのである。

イ、温泉資源の確保については新温泉源の開発（試掘と低温泉利用）と現行需給関係の再配分並に送配湯施設の完全化が上げられよう。

ロ、道路交通網の整備は実施計画に示す主要幹線道の改修、新設によって一端が解決され最近東急の箱根ターン・パイクの新設とこれに通ずる支線の整備更に道路公団の次期計画の推進等大きな期待が寄せられる。

ハ、土地利用の高度化と地域指定対策は既に実施計画において、その構想を明らかにした。従ってこの計画の完全な実施によつて解決されべきである。

ニ、未利用観光資源の開発と外資導入の促進策は一体として問題解決に当るべきで観光メーカーの誘致は直に資源の開発であり外来資本の導入はこれの発掘で正に表裏一体である。更に現在の如き交通機関の整備された時代にあつては真鶴半島も湖の湖も時には熱海城さえも湯河原温泉の観光資源となし得るのであつて要はこれを利用する立場の

湯河原の咀しやく能力如何に期するのである。

ホ・環境衛生問題について先に厩大な経費が伴うので国又は県の大巾の援助を要することを述べたが、国又は県に於いてこれらの施設計画の指導に共同利用の可能性を何故検討しないのであろうか、地域社会の一体性を考えるなら、し尿処理場やじん芥処理場^(或)いは火葬場等の共同利用は当然進められるべきであつてその上に立つて経費の分担態勢が確立されるならこれら施設の問題は存外解決の見通しも早いのではなからうか。ここに問題解決の可能性を見出したいのである。

へ・農漁業と観光事業との相対的関連については問題点として産業別所得の格差の増大を抑制する方策の必要性を強調した。即ち第一次産業の低所得者対策を如何にするか。又は基本立町の観光政策との組合せはどうあるべきか以下その可能性につ

いて検討し問題点解決の資としたい。

本町農業の現状は何ん^(ママ)と云つても柑橘栽培の優位にある他の米作の単作地帯に比べてその反当り収益は相当地で大で農家経済に大きな潤いを与えている。しかし所謂銘柄において神奈川みかんの地位は必ずしも市場上位といひがたい。近年品種の改良等農家の経営努力は早生みかんの生産量の増加ともなり、且つ在来品種の貯蔵技術の向上と共に漸く他生産地に比肩する所迄で進出しつゝあるが現下の市場構造にあつては間もなく全国的な生産過剰の傾向問題と世界各国が自由化を要求している品目である事実を考え合せるとき、これら生産向上問題に対処するに尚多くの苦難は予想しなければならぬ。そこで本町の東京市場に近接するいわゆる近郊農業としての地の利と観光地特産物としての特質は充分發揮せしめる必要がある。又

本町における水田は経営農家一戸当り僅か一反五畝にしか当らずその規模は零細で経営採算は問題にならない。且つ農繁期に偏在する過重労働の処置についても多くの損失を負^(つ)されている実情である従つて今日尚^(ママ)慢然と水田経営に依存することをさけ、現今の食生活の洋風化に対応する高級野菜の栽培に切り換える等立地条件に合せ且つ多角的集約的経営に踏み切^(ママ)られべきであつて、ここに於いても観光に立脚したみかん狩りと共に農業の脱皮に大きな期待が持たれるのである。産業の消長に関する見方としてその就業人口の年令構成によつて判断されることがある。今日の本町における漁業従業者の就業年令を見るに相当の高令層にかたよつてゐることがわかる。即ち四五才以上の占める割合は全体の六〇%に達している。これらは明らかに漁業が本町に於いて最も振わない産業

であることを示すものである。近年沿岸漁業の不振は日本の全国的傾向であつて独り本町に限つたことではないが現在の福浦港に依存する限り本来の漁業に対する振興策は全く期待することが出来ない。最近に於いて農漁村問題審議会の指摘する所によれば、京浜、京葉を初めとする都市近郊漁業も本来の漁業の不振の故にその大部分が観光漁業として新しい分野を開拓し且つ相当の成果を上げつゝある。

本町漁業についても観光湯河原の一翼を担う新しい漁業のあり方が充分なる研究と指導の下に先進地の如く振興されるとすれば地域住民の所得の増高はもとより福祉の増進も又図り得るのである。

以上要するに将来の本町の建設目標は既存観光地に見られない清新な健康な湯河原のニュアンスを尚深々と内蔵した楽しい町づくりを為政者も住

民も一致協力したならば必ず目的の実現は出来るものとして確信する。

第二章 基本的構想

第一節 基本構想

湯河原の抱蔵する各種諸要素は既に各項に亘つて述べた通りであるが、改めてここに当町の發展的経過を辿り自然的環境と立地条件を検討して町発展の終局を想定し基本構想を確立しようとするものである。

湯河原温泉の歴史は古い、しかしこれが所謂観光地として世に知られたのは明治の中期以降のことである。もひなびた湯治場でしかなかった。偶々日露戦争中傷痍軍人の療養所となるにおよんで急激に來遊するものが増え、特に熱海線の開通を第一の契機として東海道線全通を第二契機として且つ同時に地元にも強く温泉場振興の気運が醸成され広く対外的宣伝が行き渡るに

至つて名実共に湯河原温泉が世に出るようになった。しかしなんと云つても太平洋戦争終結後の吾が国の自由主義的風潮は同時に観光ブームを生むに至り、昭和二六年以降の温泉場の發展はめざましいものがあり、今日に至つても尚その傾向は強く続いている。即ち明治中期五指にも満たなかつた宿泊施設が近々五〇年にして旅館、寮を合せて一六〇を数える状況となり宿泊人員も公称八、〇〇〇人と飛躍的發展を遂げている。然し隣接熱海、伊東の發展ぶりに比られば決して満足すべきものではなく尚多くの問題点をのこしていることが痛感される。

こゝろみに熱海と湯河原における旅館施設の資本で地元と外来の別を見ると旧熱海市内の総数二四七に対する外来資本は一九五となり八〇%で湯河原は一〇三三に対し五二で五〇%の比率は何を物語るものであらうか。換言すれば發展の過程にある観光地の資本の動向

は外来度の高い程めざましいものがあると断言しても過言ではなく先づ第一の問題点としなければならぬ。

又我々が考える都市構造上の問題であるが基礎的には各次産業の分賦の権衡と協調であるにもかかわらず当町の場合他の産業に比して近代の第三次産業の異質な発達は最早改造の手段はない、しかも観光の産業的歴史はその基盤は前述の通り尚、日も浅いものであつてこのような都市は単独に経済の流通を維持することは出来なく常に他都市間の中間的交流の場の役割を担わされてしかも常に他の都市の経済の消長に左右されなければならぬ第二の問題である。

更に都市発展の場はその立地条件の優劣に大きな影響があることは論をまたない。このことは既に述べた前提条件の想定においてその優位は指摘したところであるが、当町におけるこの優位は他面において一般地

価の騰貴となり現状にあつては普通住宅を建築するために求めるべき地価としては高価に失するらしいが、このことは当町に求める不動産は、そのもの自体収益を環^(還)元するものでなければ投資するに妥当を欠くと考えられる第三の問題点であらう。

以上の三つの問題点を今後の湯河原町の発展の方向に配列して想定するならば観光立町の一語につきるのであつて、これらの問題点や他の産業の在り方が如何にして観光面の緯とし経となし得るかあげて今後の研究に期待し計画実施の適確性を図ることにより整然とした観光都市の現出に努めなければならない。

第二節 人口雇傭所得及び生活水準の向上に関する構
想

過去一〇年間における当町人口の増加は非常に低率であり、この増加率により推移したとき、町の総人口

が二万人に達するには、今後一〇年以上経過しなければならぬ。しかし現在実施中の湯河原駅下区画整理事業の進捗に伴う同地区の宅地造成が、東海道広軌新幹線工事の実施による残土処理に関連し、急速に宅地化される状態となり、同時に吉浜、鍛冶屋地区においても農地から宅地へ相当面積が転用されることが予想されるので、今後一〇年間における社会的増加人口は、かつてない高率増加となる。

これがため宅地化された地域に対する道路整備、上水道事業を初めとし、あらゆる施策が順応して積極的実施されるべきである。労働力の雇傭と需給については、人口増加に伴う労働力人口の増加に対し、雇傭を町内に求めることは困難である。そこで労働力市場を広く他に求め交流をはかるようにしたい。就業者の産業別構成を第一次産業から第二次産業、第三次産業に漸次移行させると共に不安定な臨時的就業者の完全

就業がなされなければならない。

現在における産業発展の段階が民需を市場とする機械工業の時期に入り、国の経済伸長が相当高率に維持される見通しであるため、次第に労働力不足の時代となることが予測されるので、これが対策についても充分検討されるべきである。

国家経済の高率成長による所得の増加は今後一〇年間において国民所得を現在の二位に引上げられる見通しであるが、これがためには農林業、非農林業間の所得格差が解消されなければならない。

そこで国における所得の伸長率年平均七・二％に対し、当町の所得伸長率がどのようになるかが問題であるが、現在当町所得構成をみたときその大半が給与所得であり、第一次産業関係所得の占める割合が少い現況からして国の成長に取残されるとは考えられない。

所得種類別に平均所得をみると営業所得が高く、次

いで給与、農業、その他の所得となつてゐるが、営業所得については観光客の流動状況により大きく影響されるため比較的安定性が乏しいので、観光事業の推進により安定性をもつようになりたい。これと同時に農業、漁業も観光客を主体とした経営に次第に転換し、密接な相互間の連けいの上に立つて所得増加をはかる努力が払われなければならない。生活水準の高低を論じる一つの方法として、収入に対する生活費のうち消費的経費の占める割合が低い程生活水準は高くなり、反対に生活費が高くなれば生活水準が低くなるとされている。

この考え方を基にした時、当町は観光地であるためか一般消費者物価指数が非常に高いことが統計上明らかにされている。

そこで生活水準を現在より高くするためには、収入の増加と生活の合理化をはかることは当然であるが、

むしろ積極的な消費者物価の引下げ対策を考えるべきである。

当町の生活水準は総体的には他と比較して低いとは思はれないが、その所属する産業別には相当な格差のあることは否定できない。これを解消することは現段階においては困難であるが、その起因する要素を探索し十分な検討の上に立ち、生活水準向上の方途が立てられなければならない。

第三節 土地利用の高度化その他立地条件の整備及び産業の振興に関する構想

当町の土地利用は新崎、千才^(處)両河川、下流平坦地の水田六三町と急傾斜地利用の柑橘園栽培四七一町である。水田地帯は、観光開発に伴う宅地化により年々減少の傾向であり、したがって今後の土地利用は、高地開発を余義なくされ、これに伴う農道の整備は急務で

ある。

したがって開発可能地の調査と共に現農道の改良整備を急速に進める産業の振興は、土地資源と交通上有利な立地条件を活用すべきであり、農産物については特産品としての柑橘品種の向上を図り水産物については漁類増殖施策として漁巢施設を行うと共に観光客対^(参)照の遊覧釣舟を奨励し、漁家経済の一助とする。

観光の振興は町発展の基盤をなすものであり、これが開発による誘客策を強力に推進すべきである。特に本町は観光資源には比較的恵まれて居り、隣接の真鶴半島公園と、箱根熱海と共に都心より最も近い温泉境であり、観光的に更に開発されるべき余地を多分にもっている。

したがってこの立地条件を活用し、外資の導入を図り観光施設の充実により飛躍的發展向上を図る。

第四節 道路その他土木交通、通信施設の整備に関する

構想

本町は海岸地帯の平坦地を除き、新崎川、千才川^(歳)の狭隘な流域に部落が入って居り、地形的に交通機関の整備は多額の費用が要求される現況にある。

本町の将来は観光的發展に期待する立前上、交通政策の基本的要件である人の流動の円滑化を最も強く要求するものである。

従って現状における流動の障害を除去する施策と共に、新たな路線については交通緩和に供せられるは勿論沿線の開発を特に希望するものである。

尚町内部落間の連絡道で幹線町道はこれを整備し、更に復線性格の道路の整備を急ぐものとする。又本町に通ずる国道、県道、その他特種観光道路等の整備は常に現状の支障のみ排除するにとゞまらず将来の發展の上に立って整備されることを強く要望すると共

に、これらの道路の整備が大きく本町の発展のテンポを早めるものであることを欲求する。

橋梁にあつては最近の車輛の増大に対応出来るよう老朽橋の架替をはかり、永久橋としこれが巾員等にあつても将来の交通量の想定によつて整備するものとする。

通信関係は先づ福浦地区の電話を湯河原(マ)え合併することを計り、出来得れば真鶴局を廃止し、現真鶴局の全部を湯河原(マ)え統合することを進めるものとする。

第五節 教育文化、厚生に関する構想

教育計画については、町一〇〇年の大計の為にはゆるがせに出来ない重大事項であり、学校教育社会教育の振興により町民すべてが健康で明朗な文化的生活を営む事が出来るよう必要な諸条件の整備確立を図らなければならぬ。

町の合併等の夫々異なる教育施設、設備の格差をすみやかに縮小する事に努力し、全町一体となり得る協調の精神を養い、計画的な学校教育の充実を図り、公民館を整備し、社会教育活動の進展を期する。

厚生計画について本町は特に衛生問題に意を用いる必要があるじん芥の蒐集、旅館等に於ける消火槽の完全整備、環境衛生に対する住民の啓蒙等統一的政策をもって町の浄化を図り観光都市にふさわしい環境を保つてゆきたい。更に民生問題については母子福祉の増進、低額所得階層の自立更生の促進を積極的に図るとともに、住宅の補充策、国民健康保険事業の充実策等住民の福祉に資する施策を構じ、その増進を図つてゆきたい。

第六節 財政及び金融に関する構想

国鉄東海道広軌新幹線工事は急速に進み、都市計画

事業に大きな刺戟(敬)を与えるとともに、町内全般に亘つて宅地造成に非常な拍車をかける結果となり、国の諸政策、並びに経済界の好調、更に数年に亘る町自体の財政運営の実績等々とも同調して従来税収入の伸長に大した期待を持てなかつた当町も、向後一〇年間極めて有望な期待をもつことができることゝなつた。

従来やゝもすれば健全性の呼び声の陰に入つて萎縮し勝ちであつた財政、一〇年後の伸長をたゞ漫然と期待する態度はこの際完全に脱皮して、よつて来るべき繁栄は自らが獲得するための諸施策を統合した投資の計画を強力に進めて行くのである。

財源は徹底的に補足すると、もに経費は極力之を節約し計画に則し有効に使用する。

そこに始めて(ママ)観光都市湯河原の充実した行政の姿があり、快適な住民生活の姿があることを確信する。

(後略)

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

この総合計画は、第二代・八亀武雄町長(二期目)のときの策定であつた。一九五五(昭和三〇)年三月策定の町村合併促進法に基づく新町建設計画は、五年にわたり新町の建設に努力したが、進捗状況は四三%に過ぎなかつたということである。この点は、一九五九年三月の町議会池峯町有地対策委員会の決議において「建設計画の実施については、尚、初期の目的に程遠いものがあり、特に本町基本の観光立町の施策に至つては何等みるべき業績がない」と指摘していた。

このような指摘もあり、町当局は厳しい反省とともに現実に立脚した実行可能な建設計画を樹立すべく、一九五九年四月に策定事業に着手し、一九六〇年一月に実施計画も含めて基本計画の策定が完了した。なお、町の開発可能地区に収容できる人口は、五万七四

〇〇人とし、将来人口を、おおむね六万人とする総合観光都市を目指すことも主眼としていた。

43 総合計画（抄）

（表紙）

湯河原町総合計画書
【昭和四五年度～昭和五四年度】
基本構想
基本計画

湯河原町総合計画 目次（省略）

総説（省略）

基本構想

一．将来図

（一）将来像

本町は、昭和三〇年四月一日の町村合併にあたって新町建設の基本方針を、総合観光都市の建設と定めたが、本計画策定の時点においても、これは変る

ことのない大前提である。山と海・水と温泉・温暖な気候に恵まれて、観光地としての一層の繁栄が期待できるし、みかんの特産地化も進む。安定した経済を基盤として、住みよい町の条件も整い豊かな住民性が育つ。町をあげての創意と努力によって、住民生活と調和した「しゃだつ」な観光地湯河原が具現される。

ア 都市像

首都近郊の都市化のすう勢は、本町にも強い影響を与えつつあるが、無秩序な市街化を抑制するとともに適切な開発を誘導するための合理的な土地利用が推進され整然とした観光都市が実現する。

（ア）人口

過去の人口増加の傾向及び今後の開発化の動向を総合して、昭和五四年の目標年次人口を三

三、五〇〇人と想定する。

地域別分布は、次のとおりである。

地区名	昭和四〇年人口	昭和五四年想定人口	増加指数
広河原	三八九人	五〇〇人	一三三%
温泉場	三、〇二八	四、六〇〇	一五二
宮上	三、〇六六	三、四〇〇	一一〇
宮下	三、五五三	六、六〇〇	一八六
城堀	二、二六七	三、九〇〇	一七二
門川	一、九一八	三、三〇〇	一七〇
鍛冶屋	二、一九二	三、三〇〇	一五一
吉浜	三、六七九	五、〇〇〇	一三八
川堀	七七四	一、二〇〇	一五五
福浦	一、五四七	一、七〇〇	一一一
合計	二二、四二三	三三、五〇〇	一五〇

(イ) 土地利用

観光地としての自然環境の保護と、計画的な市街地づくりを調和させるため、市街化を進める区域と抑制する区域とに分別し、市街化を進める区域内は用途地域を指定し、市街化を抑制

する区域内は農業地域と自然緑地に区分して、生産緑地とリクレーション緑地の保護育成をはかる。

また、既に温泉場地区に設定されている風致地区を海岸沿いの地区にも拡大し、自然景観の保護をはかる。

a. 住宅地

新崎川流域の平坦地と、福浦・川堀・吉浜・鍛冶屋・城堀・宮下の丘陵地に住宅地を配置する。この地域は、その特性に応じてキメ細かな段階規制を行なって良好な居住環境の誘導確保につとめる。

b. 商業地

商業活動の発展を促すため、温泉場・宮上の既往の旅館・商店街と駅下土地区画整理施行地域及び吉浜商店街に商業地を設定

し、さらに地域の特性に応じて観光的商業活動を促進する区域と、日常的商業活動を促進する区域とに分類配置する。

c. 観光地区

特徴ある観光地への脱皮を促すため、商業地のうち、吉浜海岸から温泉場に至る地域に、娯楽リクレーシヨンのための特別用途地区を配置する。

d. 農業地

みかんの特産地化を確立するため、農業構造改善事業、その他農業投資の施された平均標高二〇〇m周辺の丘陵地域に農業地を配置する。

e. 自然公園及び緑地

林業地並びに自然公園として保全に留意するため、標高三〇〇m以上の地域に自然

公園及び緑地を配置する。

緑地には、適当な観光開発を誘致する。

土地利用計画概況図(省略)

(ウ) 交通通信

道路網は、部落間又は近隣市町間の連絡機能を高め、生活圏の広域化に対応するほか、重要幹線道路の開設を促進してモーターリゼシヨンに対応した利便が確保される。鉄道バス網は、増大する輸送需要に十分対応し、特にバス網は日常生活の利便の増大に資するための運行機能が高められる。電話及び郵便は、生活の近代化に対応して増大する需要を十分満たすよう業務の円滑化が図られる。

イ. 生活像

生活水準の安定向上につれて生活様式は改善され、これに対応した明るく健康な、そして文化的

な生活のための施設も整備され、住民は豊かで多彩な生活を楽しむことができる。

ウ・産業像

本町の産業は、気候や地勢の条件並びに水や温泉の資源に恵まれて、農業・漁業・観光・商業と幅広く発展して来た。今後は、首都近郊の特性をいかし、かつ環境条件の秩序ある整備によって、産業相互の関連性が高まり、観光を中核として充実に安定した産業都市が形成される。

(ア) 観光

温泉街の秩序ある整備と、あらたな観光施設地区の適度な開発が進行して、自然と調和した閑静な観光地として面目を一新する。また、モータリゼーションに対応する広域観光施策によって他観光地との連携も強まり、町の中核産業として伸展する。

(イ) 農業

京浜地区への至近な立地をいかした貯蔵みかんの特産地化を確立し、併せて、みかん狩りなど観光との相互関連性をも強めて、収益性の高い近代的な柑橘栽培農業地を形成する。

(ウ) 林業

奥地開発の進捗に対応した造林事業を推進し、水資源の確保、保健休養林等、多目的林野の育成保護をはかる。

(エ) 漁業

漁業資源の保護開発が進み、漁港機能が充実されるとともに観光漁業も普及する。また、観光消費地をひかえて水産加工業が発展する。

(オ) 商業

向上する消費水準に支えられるとともに、経営改善の努力によって、域内消費力の吸収率が

高まり、また、観光需要との関連によって、商業活動は伸展安定化する。

(カ) 工業

既存工場は、公害の除去や環境の整備が進められる。あらたな工場の進出は期待しない。

二. 施策の大綱

(一) 基礎的条件の整備に関する施策

ア 町内を市街化すべき区域、農業を振興すべき区域及び開発を予定し、または緑地として保存すべき区域に区分し、それぞれ、区域の特性に応じた土地利用を推進するとともに、土地区画整理、密集既成市街地の再開発及び都市公園の整備等、都市計画事業を推進して秩序のある発展を図る。

イ 部落間連絡道路網及び近隣市町間連絡道路を

整備して、日常生活活動の広域化に対処するほか、幹線道路の新設を促進して、主要高速道路から当町周辺地域への指向性を誘導する。

ウ 新幹線鉄道網の拡大及び東京～小田原間複々線化の実現に対応して、小田原駅・熱海駅と湯河原駅間の旅客輸送対策の強化促進及び観光地の玄関にふさわしい駅舎改築の実現を期する。

エ 日常生活及び観光需要に密着した交通手段としてバス路線の増強を促進する。

オ 将来の需要に対応した水資源の有効な利用対策を促進する。

カ 温泉資源の効果的な利用及び保護対策を強化する。

(二) キ 電話の需要積滞を解消する。
ク 産業の振興に関する施策

ア 観光指向の変化、特に観光行動の広域化傾向

に対応し得る観光地としての諸条件を満すため、道路・公園・駐車場等の関連施設を整備するほか、優れた自然景観や史跡・文化財など観光資源の保全と活用を図る。

イ 首都近郊にあり、かつ観光地という立地の特性をいかした近代的な柑橘栽培農業地としての振興策を推進する。

ウ 小型漁船発着の利便を増進するため、漁港施設を整備するとともに、養殖漁業・観光釣漁業を普及して漁業経営の安定化を図る。水産加工業は、当町の特産品化をねらいとして、その振興を図る。

エ 市街化の進行による消費需要に対応し、かつ近代的な消費指向に順応できるよう商業の育成振興策を強化する。

オ 工業は、その環境条件の改善を普及して公害

の絶無を期する。

(三) 生活環境と福祉の向上に関する施策

ア 千歳川・新崎川及び海浜の水質を保全するとともに生活環境を整備するため、公共下水道事業を実施する。

イ し尿は、熱海市及び真鶴町への委託処理を継続するが、下水道の普及に応じ汲取処理は漸減させる。下水道処理区域外のし尿処理については、町独自の処理施設化を推進する。

ウ ゴミの排出量増大、特に日曜・祝日の翌日に集中する排出量に対応し、かつ全町全日収集の徹底を期するため、近代的な処理施設の建設等、ゴミ処理の体制を確立する。

エ 真鶴町火葬場の充実整備による共同利用化を継続する。

オ 総合福祉会館・地区老人いこいの家・保育所

など社会福祉施設の設置を促進し、各種福祉対策の着実な浸透を図る。

カ 住民の心身の健康を増進するため、環境衛生の整備、予防衛生の徹底を図る。また、休日・夜間等の医療体制並びに緊急医療体制の確立を促進する。

キ 住宅難を解消するため町営住宅の建設を促進するほか、住宅地造成事業に対しては、良好な居住環境保全の指導を広める。

ク 快適な生活環境実現のため、自然環境を保全し、公園緑地を整備する。

ケ 市街地の拡大、人口の集中化に対応して、消防の責務を果たすため消防力を充実する。また、不測の災害に即応し得る防災体制を確立する。

(四) 教育文化の向上に関する施策

ア 幼児教育普及の現状に対応し、公私立幼稚園

の均衡充実化を推進する。

イ 児童生徒数の増加に対応し、義務教育施設の整備を図るとともに、教育効果を向上するため総合的な調整施策を進める。

ウ 高校進学率の向上に対応し、かつ既設高校の地域的偏在を是正するため、高校の新設と整備を促進する。

エ 社会教育関係諸団体の健全な育成を図り、これら諸団体と連携した着実な社会教育活動を推進する。

オ 青少年の健全な育成は、明るい家庭の感化によるところが大きい点に着目し、社会教育活動を通じて指導の浸透をはかる。

カ 先人の文化的遺産は、積極的な保護策を講じ適切な利用をはかる。

(五) 行政の合理化に関する施策

ア 行政事務の増大、複雑多岐化の傾向に対応して、事務能率を確保するため組織の近代化を図る。

イ 類似事務の集中処理化・他市町との共同処理化・機械化・資料の適正管理化等、事務の能率化を推進する。

ウ 職員の研修制度を確立し、事務近代化の要請に応じ得る人材を養成する。

エ 住民と直結した行政を確保するため、広報広聴活動を拡充する。

(六) 計画推進上の課題と方向

ア 本計画は、行政水準の計画的な向上に資するための本町における行政運営の基本方針として、広く住民の理解を求めて、適確な実施を促進する。

イ 住民の生活態様と社会の変動とに対応するよ

り、実効的な計画としての性格を保つため、本計画は、三ヶ年ごとの細分実施計画にその調整機能を付する。

ウ 本計画の確実な執行を期するため、特に積極的な財政施策を講ずる。

(後略)

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

この総合計画は、一九六七（昭和四二）年五月に就任した第四代の高杉茂利町長のときのものである。この総合計画策定の時期は、国・県ともに、依然として高度経済成長が順調な進展をしているときで、この流れを受けて、湯河原町の財政も累年成長をしているときであった。このような財政的条件に恵まれ、また今後一〇年間も、そのような環境に置かれるであろうという前提のもとに総合計画が策定された。なお、人口

の推移をみると、経済好況と宅地開発の進行により人口が伸び、一九六〇年と比較し一九六九年は、二・二%の伸び率であった。

44 新総合計画（抄）

（表紙）

湯河原町新総合計画

基本構想 昭和五五年度～昭和六四年度
基本計画 昭和五五年度～昭和五九年度

湯河原町新総合計画 目次（省略）

第一編 総論（省略）

第二編 基本構想

第一章 将来目標

本町は、昭和三〇年四月一日の町村合併に際し、新たな町づくりの基本方針を、総合観光都市の建設と定めた。これは、本計画の策定時点においても変ること

のない大前提であり、町をあげての創意と努力によって、住民生活と調和した「しゃだつな観光地」をつくるため、次の三つの将来像を設定する。

都市像 恵まれた自然に調和した格調ある町

生活像 豊かな住民性を持つうるおいのある町

産業像 特性にみちた活力のある町

第一節 都市像

町づくりは、うるおいのある生活と活力ある産業を創造する役割をになう基礎として、都市基盤の適正な推進を図る。

まず、合理的な土地利用に基づいた都市施設の的確な配置や都市機能の充実により、生活域としての諸機能を確保する。整然とした生活域機能は、観光地湯河原の特色ともなり、観光の隆盛が地場産業の活力源となる。この相互関係の相乗反復によって、恵まれた自然と調和した格調ある町を創造する。

第二節 生活像

豊かな生活をしたという願いを満たすために、人はたゆまぬ努力を続けている。

多様化しつつある社会では、自らの町は自らが創り育てるという理念のもと、人々の協調がなければふるさととして真に親^(ん)していける町を創り出すことはできないはずである。

豊かな人間性と深い郷土愛に支えられて、健康的で文化的な生活のための施策を推進していけば、そこには、うるおいあふれる住民生活が具現する。

第三節 産業像

気候や地理の条件、水や温泉の資源を活用し、環境条件の秩序ある整備と時代に即応した振興策の推進により、観光、商業、農業、漁業など安定した経営が確立される。

特に、観光は、閑静な温泉保養レクリエーション地

としての地歩を確立し、中核産業としての役割をなう。

町内産業相互間には、強い関連性が生じ、それぞれ特性ある地場産業として隆盛をたどり、活力ある町が実現する。

第二章 計画の指標

第一節 人口と世帯の推計

本町の人口の推移は、昭和三〇年代に四、四四二人（伸率二四・七％）と経済好況の影響による宅地開発と人口流入及び駅下土地区画整理事業の施行等により、大幅な伸びを示したが、昭和四〇年代には、二、一三九人（伸率九・五％）の伸張となり、さらに昭和五〇年代にはいると、昭和五三年までは毎年約一〇〇人程度の伸びに止まっていたが、最近の一年では、経済状況がやゝ回復したこと及び中央土地区画整理事業

第一節 総合計画

が本格化したことにより、温泉場、宮上地区の減少傾向が止まり、中央地区を中心に家屋建設が少しずつ活発化しつつある現状から、約四〇〇人の増加を示した。

これらの傾向を勘案して、人口増減傾向の特性ごとに町内一地区をさらに二ブロックに分別し、そのブロックの特性に合致した推計方法を採用してそれを積算し、全町の将来人口を算出した。

一 年度別人口

昭和五五年	昭和五六年	昭和五七年	昭和五八年	昭和五九年
二五、六〇〇人	二五、八八〇人	二六、一四〇人	二六、三九〇人	二六、六四〇人
昭和六〇年	昭和六一年	昭和六二年	昭和六三年	昭和六四年
二六、八八〇人	二七、二二〇人	二七、三五〇人	二七、五八〇人	二七、八〇〇人

二 地区別人口

地区	区分		
	昭和五〇年	昭和六四年	
奥湯河原	三四三人	三五〇人	一〇二・〇%
温泉場	二、三七四	二、二五〇	九四・八
宮上	二、九五七	二、九六〇	一〇〇・一
宮下	四、二二二	五、〇六〇	一二〇・一
城堀	二、八一	三、二〇〇	一一三・八
門川	二、三三六	二、七〇〇	一一五・六
鍛冶屋	二、二四〇	二、七三〇	一二一・九
中央	二、五三五	三、四三〇	一二三・三
吉浜	二、四六六	二、七六〇	一一一・九
川堀	七四六	八一〇	一〇八・六
福浦	一、五三二	一、五五〇	一〇一・二
合計	二四、五五二	二七、八〇〇	一一三・二

三 三 年令別人口 (表省略)

四 世帯数の推計

一世帯当りの人員は、昭和三〇年では五・〇〇

人、昭和四〇年には四・〇七人となり、昭和五〇年になると三・四五人と年々減少し、核家族化の傾向が顕著であり、これらの推移を勘案して、将来の世帯数を、次表のとおり推計した。

年次	世帯数	人口	一世帯当り人員
昭和三〇年	三、五九七	一七、九七一	五・〇〇
昭和三五年	四、二二二	一九、七四三	四・六九
昭和四〇年	五、五一〇	二二、四一三	四・〇七
昭和五〇年	七、一二二	二四、五五二	三・四五
昭和五三年	七、四五七	二四、八〇一	三・三二
昭和六四年	九、四〇〇	二七、八〇〇	二・九六
増加指数	一一六・一	一一二・一	

(男女別年令人口・ブロック別人口分布図省略)

第二節 産業構造別人口の推計

第一次産業人口の構成比は、昭和三〇年で二五・三%、昭和四〇年には一四・一%、昭和五〇年には

八・九%と減少し、反対に第三次産業人口は、昭和三〇年の五五・八%が、昭和四〇年に六三・九%に、昭和五〇年には七〇・一%と増加している。これらの状況からみて将来数値を次表のとおり推計した。

産業分類	年次区分		増加指数
	昭和五〇年	昭和六四年	
第一次産業	一、〇五九人 八・九%	八四〇人 六・〇%	七九・三%
第二次産業	二、四七〇	二、九六〇	一二九・八
第三次産業	八、三三三	一〇、一〇〇	一二二・二
分類不詳	三三	一	一
合計	一一、八八四	一三、九〇〇	一一七・〇

第三節 観光人口の推計

当町においては、定住人口に加えて、観光客の滞在人口をとらえた行政施策を講ずる必要がある、過去における観光入込客数の推移を基に次のとおり推計した。

区分	昭和五三年	昭和六四年	増加指数
宿泊客	一、二三七、七〇〇人	一、三九〇、〇〇〇人	一一二・三%
日帰客	六、六八一、三〇〇	九、九三〇、〇〇〇	一四八・六
計	七、九一九、〇〇〇	一一、三三〇、〇〇〇	一四二・九

第四節 土地利用の構想

本町の総面積は四、〇六七haであり、現況では、国立公園、県立自然公園を含んだ山林原野等の緑地が全面積の七七・八%を占め、市街化が進んでいる地域は一〇・八%、農業地域は一一・四%となっている。

近年、農地の宅地化の傾向が強まりつつあり、都市施設の整備未了地域に無秩序な住居の建設がなされている。

これらの動向を勘案して、本町の恵まれた自然環境を保持しつつ計画的、効率的な土地利用を図る必要がある。

第三章 施策の大綱

第一節 基礎的条件の整備に関する施策

恵まれた自然と生活環境の調和のとれた町づくりのため、合理的な土地利用をもとに、都市基盤の整備を推進する。

一 都市計画

(一) 土地利用

町内の各地域の特性を生かした土地利用を推進し、秩序ある発展を図る。又優れた自然環境は保全するとともに、うるおいのある住民生活に関連した活用を促進する。

(二) 都市計画道路

日常生活の広域化に対処するため、部落間を結ぶ幹線道路の新設を推進するほか、主要地方道湯河原箱根仙石原線の改良拡幅の早期実現を促進して、既設道路網との有機的な連絡を図る。

(三) 土地区画整理

継続中の土地区画整理事業の早期完成を推進して、良好な生活環境を保持し、地域の秩序ある発展に努める。

三 交通通信

公共下水道事業の雨水排除計画に併せた水路整備事業を実施し、溢水の防止に努める。

(四) 共同施設

都市公園、駐車場等の共同施設は、地域の特性を勘案した適正な配置に努める。

(一) 鉄道バス

東海道新幹線の利用増大及び東海道本線東京・小田原間の複々線化に対応し、さらにこれの延長と小田急電鉄の乗り入れ等旅客輸送対策の強化促進、湯河原駅の機能増大のための施設拡充を国鉄並びに関係機関に要望する。

二 道路・橋梁・水路

(一) 道路・橋梁

既設道路網のうち、日常生活上不便をきたしている路線の新設改良を推進し、これに併せた橋梁の整備を行う。又幹線的道路は、二次的な改修を進める。

(二) 通信

電話は、緊急通信網の確立、公衆電話の増設の要望、郵便については、集配業務の改善要望などにより、利用者へのサービス機能の充実化を促進する。

(二) 水路

当町と周辺市町を結ぶ主要道路については、交通渋滞の解消等の対策を要望していく。

(三) テレビ難視聴対策

テレビ難視聴地区のうち、未整備地区については、中継施設の設置を促進する。

五 防災対策

(一) 消防

市街地の拡大並びに生活様式の多様化に対応して、消防の責務を果すため、組織力の強化、機動力の整備を行い、消防力の充実と予防行政の推進を図る。

四 資源の保護と利用

(一) 自然の保護と利用

自然公園及び緑地地域は、植林の奨励、管理の徹底など意欲的な保全に努めるとともに、有機的な利用を促進する。

(二) 水資源の保護と利用

河川浄化事業、植林事業等の促進により、水源確保を図るとともに、将来の水需要に対応した有効な利用計画を樹立する。

(二) 防災

大規模地震等の被害を最小限におさえるため、防災体制を強化し、非常通信網、資機材等の整備を推進する。

(三) 温泉資源の保護と利用

温泉資源の効果的な保護のため、資源の調査研究、揚湯指導等の実施及び適切な利用のため、施設改善、揚配湯の調整に努める。

(三) 治山治水

山間部における治山治水事業、平坦部の河川改修事業、海岸保全地域の整備事業の実施を促進す

る。

第二節 生活環境と福祉の向上に関する施策

生活環境の充実した豊かで健康な町づくりを目指して、住民生活に関連の深い施設の整備、社会福祉対策の浸透、保健衛生思想の普及等の施策を展開する。

一 生活環境

(一) 下水道

公共下水道第一期事業については、昭和五八年
度一部処理開始を目標に推進し、引き続き第二期
事業の推進に努める。

(二) ごみ処理

焼却処理だけでなく、全部門の衛生組合移行化
を進め、その体制の中で、粗大ごみ碎断施設、不
燃物圧縮施設、電気集塵機の新設など施設の近代
化を計画するとともに、住民への啓発を強めてご
みの減量化及び分別収集を徹底する。

(三) し尿処理

当面は、真鶴町及び熱海市への委託処理を継続
し、真鶴町委託分については、衛生組合移行化を
検討する。

公共下水道処理施設の稼動に併せ施設への接続
を促進するとともに、生し尿の処理化の検討を行
う。

(四) 火葬場

真鶴町火葬場の共同利用を継続するが、衛生組
合での共同処理体制の確立に努める。

(五) 美化推進

住民の協力を得て、観光地にふさわしい清潔な
町づくりを目指して積極的な美化運動を展開す
る。

(六) 住宅

民間住宅については、良好な居住環境が保全さ

れるよう指導を強めるほか、勤労者の住宅確保を助長する。

町営住宅については、木造住宅を順次中層耐火住宅に建て替え、質の向上と戸数の増加に努める。

(七) 公害防止

良好な生活環境を保持するため、公共用水域の汚濁防止策並びに騒音、振動、悪臭等防止策を推進する。

(八) 交通安全

大量交通時代に対応して、交通安全施設の整備及び交通安全教育、思想の普及等の施策を強化する。

(九) 消費生活

消費生活の安定化に資するため、研修会の開催、情報活動の徹底等消費者保護行政を推進す

(十) 防犯

防犯関係機関の協力を得て思想普及の徹底を図り、地域ぐるみの防犯体制を確立する。

二 社会福祉

(一) 福祉会館

福祉活動の拠点となり、かつ社会教育活動やコミュニティ活動にも活用できる福祉会館の各地区設置を目標に整備を実施して、各種福祉対策の確実な浸透を図る。

(二) 生活保護

要保護者の生活指導を関係機関の協力のもとに徹底し、自主更生意欲の高揚に努めるとともに、要保護者対策を検討し、必要な措置を講ずる。

(三) 老人福祉

老人が生きがいのある生活をおくれるよう、施

設の整備を推進し、老人クラブの活動を助長する。又恵まれない老人に対する施策の積極化を図る。

国民年金は、普及活動を強め、被保険者の受給権の確保に努める。

(四) 母子及び父子福祉

母子及び父子家庭の生活安定に資するため、職業指導、生活指導の強化及び児童の保育育成対策等を推進する。

(一) 保健衛生

住民の健康増進のため、保健婦活動により、健康指導体制を強化する。又各種検診、予防接種の徹底及び衛生思想の普及に努める。

(五) 児童福祉

保育所については、住民の要望に答えるため、施設の充実及び職員の増員により、受入体制の確立を図る。

(二) 国民健康保険

国民健康保険は、適正な受診思想の普及により、事業の健全化を図る。又診療所は、設備を充実し、住民の利用増進に努める。

児童遊園については、整備拡充に努める。

(三) 救急医療

心身障害者福祉
心身障害者が社会経済活動に参画できるように、訓練事業等の強化や施設整備を行う。

医師会の協力推進事業を確立するとともに、広域的な根本対策について研究し、その実現化を図る。

(七) 国民年金

第三節 産業の振興に関する施策

中核産業である観光と他産業と調和のとれた活力ある町づくりのため、積極的、効果的な振興策を推進する。

一 観光

余暇時間の増大に伴う新時代の観光志向に対応し得る観光地としての諸条件を満たすため、観光施設の整備を積極的に推進するほか、優れた自然景観や史跡、文化財等観光資源の保全と活用を図る。

受入団体については、観光協会を中心にその特殊性を発揮できるよう組織の強化を助長し、効果的な誘客宣伝等の実施を促進する。

二 農林業

首都近郊にあり、観光地という立地の特性を活かし、なおかつ農振法に基づく合理的な農業生産基盤の整備と近代的な柑橘栽培及び施設園芸等、地場消費作目への転換促進、流通機構の改善や農業団体の

強化策を促進して農業経営の安定を図る。

林業は、基盤の整備を進めるとともに、収益性の高い樹木の植林を助長し、又特殊林産物の栽培を奨励するなど振興策を推進する。

三 漁業

生産基盤の整備、資源の保護培養を進めるとともに、浅海養殖及び漁業の振興並びに観光漁業の振興を図り、漁業経営の安定化を期する。

四 商工業

商業は、消費需要に対応でき得る近代的な商店街の育成指導策を強化して域内消費力の増大を図る。工業の進出は期待しないが、観光地として特性のある小工業の振興に努める。

商工業経営の推進母体である商工会の強化策を推進する。

第四節 教育文化の向上に関する施策

人間性豊かな文化の香り高い町づくりを目標に、学校教育及び社会教育の充実策を推進する。

一 学校教育

人間尊重並びに相互扶助の精神を基本とし、学力、体力、道徳及び創造性を培い、調和のとれた人間性豊かな児童、生徒の育成に努める。

(一) 幼児教育

公私立幼稚園間の父兄負担の均衡化を推進するとともに、地域的偏在を解消するための施策を講ずる。

福浦幼稚園は、福浦小学校との関連のうえで、園舎の改築を進める。

(二) 小学校教育

教育効果の見地から、学校規模の格差是正のための検討により、小学校施設全体計画を樹立する。

新教育課程への移行化に伴い、教材、教具の整備充実を図るほか、付帯施設等の整備により、保健体育対策、障害児対策等の強化を推進する。

福浦小学校については、小学校施設全体計画の中で建設を検討する。

(三) 中学校教育

生徒数の増加及び新教育課程の実施に対応して、普通教室、特別教室を確保する。又校舎の改修、校庭整備を計画する。

(四) 高校・大学教育

高等学校については、県立普通科程高校の早期建設と整備を促進する。又奨学金制度の拡充を図る。

大学については、県西地域への誘致を促進する。

二 社会教育

健康で明るい町づくりと、文化的で豊かな住民生活の樹立を図るため、社会教育を通じ、町民の教養と体力の向上策を推進する。

(一) 社会教育施設

図書館機能の充実整備、福祉会館の活用、郷土資料館の建設等、社会教育活動の拠点施設の整備を図る。

体育施設は、町民運動広場、文化スポーツ会館の建設及び広域野外活動施設の整備を計画するとともに、学校施設の開放を継続する。

(二) 成人教育

社会教育諸団体の育成強化及び指導者の養成強化を図り積極的な社会教育活動への参加を助長する。

自主的な学習意欲に対応した各種の学級の開設に努める。

(三) 青少年教育

スポーツ、文化活動への参加を促すため、青少年団体の育成や施設の設置等に努めるとともに、非行化防止のため、家庭教育の徹底を図る。

(四) 学術文化

住民の文化的水準をより高めるため、各種活動の発表会や芸術的行事の開催及び文化団体の育成に努める。

文化財については、郷土資料館の新設や文化財伝承グループの育成等により、保護と適切な利用を図るとともに、郷土の歴史を知る資料を収録公開し、文化財保護への関心を高める。

(五) 社会体育

心身の健全な発達を助長するため、各種スポーツ教室、競技会、講習会等を拡充して、子供から老人まで、幅の広い活動を促進する。

第五節 行政の合理化に関する施策

一 行政組織の近代化

新しい形の行政需要への対応策の推進、広域的事務処理体制の確立に努める。

複雑多様化する行政事務を処理するため、課組織の再編成、部門管理の徹底、技術管理の確立、関連事務の集中等により、組織の近代化を図る。

二 事務改善

事務能率の確保と的確な事務処理を期するため、窓口事務の改善、電算事務の拡大及び文書、財務、財産管理等の改善を進めるほか、執務環境の保全、福利厚生の実に努める。

三 職員研修

職員の資質の向上を図るため、職場研修の推奨、現行の研修制度の積極活用、事例研修の開講及び管理監督者の養成など、研究的気風の醸成に努める。

四 広報広聴

住民生活と密着した行政執行を期するため、放送網の整備、広報紙の充実並びに広聴会の積極化、相談業務の充実等に努める。

(後略)

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

この総合計画の策定は、一九七九(昭和五四)年五月に就任した二期目で第七代の杉山實町長のときであった。総合計画案策定に着手したこの年は、世界経済の停滞、資源エネルギーの制約の影響を受けて、政逼迫・物価上昇による厳しい経済環境に置かれ、景気の鈍化が指摘された。実際、神奈川県の一九八〇年度予算も圧縮を余儀なくされた。また、湯河原町内も、基幹産業は不振となり、とくにミカン市況の低迷は、一段と深刻な状況を迎えていた。このようななかでの、

総合計画の策定であった。

この総合計画は、一九八〇年第一回町議会定例会で計画案ができあがったことを表明したものの、その後湯河原町総合計画審議会で審議が進められ、「総合計画基本構想」が町議会で可決されたのは、同年九月の第三回定例会であった。厳しい経済・財政環境のなかで、計画の実現性・必要性などについて十分な審議が行われたものであろう。

45 湯河原二一世紀計画（基本構想）（抄）

（表紙）

「二一世紀文化のサロン」の実現をめざして
湯河原二一世紀計画

（前略）

目次（省略）

第一編 総論

第一章 計画の基礎と背景（省略）

第二章 計画の概要

第一節 計画策定の趣旨

本町は、昭和三〇年に湯河原町、吉浜町、福浦村の二町一村が合併して、現在の湯河原町になって以来、みかんの花咲く湯のまちとして発展してきた。しかし、昭和四八年に迎えたオイルショック以降、産業の衰退傾向が始まり、昭和五五年に「住民生活と調和したしゃだつな観光地」づくりを目的に昭和六四年度を目標年次とした湯河原町新総合計画基本構想が策定され、基盤整備が進められてきた。

ところで、わが国の社会経済情勢は、高齢社会化、先端技術立国化、受益者負担の原則導入へと動きつつあり、国際的にも貿易立国から、人材・技術立国へ、さらには海外経済投資立国へと役割分担を高め、いく中であって、本町の将来展望には、これまで

温存してきた自然的、歴史文化的条件を背景として、さらに新しい可能性が与えられつつあるといっても過言ではない。いま、本町一〇〇年の計、子々孫々に対する責務を考えると、本町の自然的条件及び歴史文化的条件を保全しつつ、その活用を図り、次の世代に伝えるとともに独創的人材立町をめざし、活力のある産業を開拓し、生きがいのある町民生活を確立することは、町をあげての二一世紀命題といわねばならない。

このような認識に立ち、望ましい「ゆがわら町」の建設をめざし、町民が主体となって二一世紀の将来像を求め、その実現のための基本方針を明らかにするとともに、町民の英知を結集し「町民の、町民による、町民のため」のまちづくりを進めるため、現湯河原町新総合計画基本構想を本町の合併三〇周年を契機に全面改定し、新しい時代に即応した長期

にわたる計画を策定するものである。

第二節 計画の性格

本計画は、『湯河原二一世紀計画』と称し、湯河原町のおかれている現状と変化しつつある、日本のしくみを背景として、子々孫々に対する責務と町の果すべき課題を踏まえながら、

- 大きく海外に窓を開けた町
- 高齢者も生き生きと活動する町
- 文化の保存と創出を支える町

を三本の柱とする二一世紀の町の建設をめざし、町民が主体となって二一世紀の将来像を求め、その実現のための基本方針を明らかにしたものである。

また、本計画は、国の全国総合開発計画、新神奈川計画及び県西地域広域市町村圏計画等の諸計画との整合性を留意したものとする。

第三節 計画の構成と期間

本計画は、町の将来の方策を示すものであり、基本構想とこれに基づく基本計画及びこれを実現するための実施計画によって構成する。

(一) 総論

本計画策定に当たつての基本的事項を定めるものである。

(二) 基本構想

昭和七五年度を目標年度として町のあるべき姿を展望し、計画の指標と将来像を実現するための施策の大綱を示すものであり、基本計画及び実施計画の基礎となるものである。

(三) 基本計画

基本構想を実現するため、昭和六一年度から昭和六五年度までに実施する基本的な施策と具体的事業を明示するものである。

(四) 実施計画

基本計画で明らかにされた基本的な施策を、情勢の変化に対応しつつ、具体的かつ効果的に実現するための年度別計画であり、毎年度向こう三か年の実施内容を見直すローリング方式により策定するものとする。

第二編 基本構想

第一章 二一世紀への展望

第一節 発展の方向

一 わが国の方向……「新国際秩序」確立への魁
(ときがけ)

いま、わが国をとりまく国際情勢は石油危機を契機として「新国際秩序時代」へと移行しているといわれ、世界はその「新国際秩序」の姿、形を必死に摸索しているところであるともいわれている。

こうした過渡期にあつて、わが国はその経済大
 国化に伴い、国際的地位はいやが上にも高められ
 つつあり、かつてない形での国際的役割を自ら開
 拓し、創出し、分担していくこと、すなわち、新
 国際秩序時代への魁（さきがけ）としての責務
 を求められてきている。

他方において、世界に類をみない速さで高齢化
 社会への途を歩んでいるわが国には、こうした国
 際的水準での時代の要請に対処していくため、必
 然的に国民に良質な高度人材化を求められていく
 とともに、これを支援するための社会経済体制の
 変革、すなわち受益者負担の原則を基本に据え、
 自立自行のできる地方社会を育成し、なおかつ世
 界の要としての役割に応えうる体質改革がさらに
 促進されていくであろう。

二 ゆがわら町の方向

これらの背景の中で、本町はこれまでに蓄積し
 温存してきた自然的、歴史文化的諸条件を「資本」
 とし、国際的役割の一端を積極的に担っていくべ
 きであり、これを支点として二一世紀をめざして
 町勢振興の活路を拓いていくことが妥当である。

本町においても高齢化社会への移行は避けがた
 いことであり、かつ町勢振興の根幹にも係る重要
 なことであるから、第一に町ぐるみの人材化、第
 二に他に抜きんでた独創的社会経済体系化、第三
 に思いきった国際的視点からの活路開拓とプライ
 ドの高揚等の基本戦略を導入していくことが必要
 である。

ところで、富士箱根伊豆広域観光圏は、わが国
 においてのみならず、世界的視点からみても特異
 な存在といつてよい。すなわち、わが国の霊峰富
 士を中心として恵まれた自然環境は、保養レクリ

エーシヨンの場として、自己研磨の場として、また精神的絆のシンボルとしてさえも重要な役割を果たしてきており、今後においても国民生活の求心力を提供する存在としての位置を高めていくばかりでなく、わが国の体質改革を円滑かつ合理的に推進する媒体としての位置づけをも得ていくものと考えられる。このことは、富士箱根伊豆広域観光圏を「人類の創造的再発見の場」として姿ならしめるものと推察される。

本町は、こうした諸視点を踏まえつつ、自然的条件、歴史文化的条件、さらには町勢振興の眼目《子々孫々に、誇り高いふるさとを譲り渡していく》を考慮した上で、箱根町及び真鶴町と一体となった機能分担の方向をめざし、「地球民文化の保存庫」を目標機能として「二十一世紀文化のサロン」の実現を図っていくこととする。

第二節 まちづくりの理念

先人から受け継いだ自然と歴史文化とを活かしながら、国際的な要請にも応えることのできる「二十一世紀文化のサロン」を形成していくために、町民の意識高揚を図りながら、都市条件を整備し、社会経済体制を確立し、独創的地域社会活動を展開していくかねばならない。

このために、次のまちづくりの理念とテーマをかける。

都市整備の理念とテーマ

誰もが心に泉のもてるまち……

You got W・A・T・E・R

を都市整備の理念とし、

・温かく思いやりのある自助的福祉のまち

W=Warmth

・青空のもとに澄んださわやかなまち

A=Azure

・ 伝統を重んじ、文化のうまれるまち

T=Tradition

・ 町民こそって人材のまち E=Elite

・ 国内外に開かれた地球民の安らぐまち

R=Rest

をまちづくりのテーマとする。

第三節 町の将来の姿

一 まちの姿……二一世紀文化のサロン

国際文化村の建設を始め、人材育成基地機能の強化、先端技術研究機関等の拡充が図られて、国際的役割を担っていくとともに、町民の誇りも高まり、独創的、人間再発見の場としてのまちづくりが進み、富士箱根伊豆広域観光圏（ヒューマンポリス）の重要な一員としての地歩が確立されていく。

(一) 自然環境のビジョン

後背山地に広がる自然環境の保全や醸成、町並み修景、海岸の緑化等が進められ、四季の彩りや香りが豊かになり、まちぐるみの自然公園が実現していく。

(二) 生産環境のビジョン

産業の、特技、化をめざして、みかん栽培等の農業は、独創的高付加価値生産が促進され、また、観光は、保養レクリエーション基地としてさらには人材育成基地として、サービスシステムの開拓と特化が進み、先端観光サービス提供の都市としての基盤が確立されていく。

(三) 生活環境のビジョン

快適な住環境の中に、安定したライフサイクルを享受できる自助的福祉の社会システムが確立され、独創性と個性のある、発意に満ちた人

生を歓ぶ町民生活が実現する。

二 富士箱根伊豆広域観光圏（ヒューマンポリス）の姿

わが国でも特異な広域観光圏《人類の創造的再発見の場》としての一体化が促進され、国内外における役割比重も高められてこよう。

こうした中で、湯河原町と箱根町、真鶴町は三位一体となって、地球民文化の保存庫としての機能を高めていき、「二一世紀文化のサロン」としての役割を果たしていくであろう。

第二章 構想の指標と土地利用

第一節 人口の見通し

昭和三〇年の合併当時一七、九七一人であった人口は、昭和四〇年に二二、四一三人となり、駅下土地区画整理事業の施行、宅地開発等によって、一〇

年間に四、四四二人（年平均四四四人の増加）と大幅に増加した。その後、昭和五〇年に二四、五五二人（一〇年間に二、一三九人、年平均二一三人の増加）となり、昭和五五年に二五、四五六人（五年間に九〇四人、年平均一八〇人の増加）と人口増加がやや鈍化し、さらに、昭和五七年には二五、五一人と二年間でわずか五九人の増加にとどまり、人口増加の低迷が著しくなった。

しかし、近年経済状況が回復し安定してきたことに加え、中央土地区画整理事業の進捗、宅地開発、住宅建設の増加等によって、昭和六〇年には二六、〇二七人（三年間に五二二人年平均一七〇人の増加）となり、昭和五〇年代前半の増加率に回復してきている。

これらの傾向を勘案し、本町の将来人口を昭和六五年には二七、一〇〇人、昭和七〇年には二八、〇

〇〇人、昭和七五年には二八、九〇〇人と想定した。

第二節 産業経済の展望

本町の産業は、恵まれた資源や自然環境条件のもとで柑橘栽培を中心とした農業、沿岸定置網を主体とした漁業、さらには温泉保養レクリエーションを対象とした観光・商業であり激変する経済社会の要請に対応して、設備・技術・経営等の振興改善策を推進してきたところである。

今後は、これらの近代化と合わせて、先端技術・人材資質に支えられた、地場産業の高度化、活性化をめざし、独創的な先端サービス産業の基盤確立を図る必要がある。

第三節 土地利用のあり方

土地利用のねらいは、自然環境の保護、保全、回復を基本としつつ、空間の高次利用を推進し、「二一世紀文化のサロン」をめざした国際都市の実現を

具体化するための基盤を確立することにある。

このために、長期的展望に立つて、町土の総合かつ計画的な土地利用の方針を次のように定める。

(一) 湯河原町空間を、「山間部空間」、「温泉郷」、「都市部空間」に大別し、相互に効果のある用途を定める。

(二) 各空間については、「二一世紀文化のサロン」を実現するための基幹的用途を付加するために、未利用部分の有機的活用を図る。

(三) 各空間の活用と高度化を促進するために、循環性の確保を基本とする革新的道路計画等を検討導入する。

第三章 施策の大綱

この基本構想の実現は、巨視的かつ広域的には、富士箱根伊豆広域観光圏（ヒューマンポリス）を

支える町を築くための施策を踏まえつつ、

- ① 愛着のもてる生涯都市を築くための施策
- ② 創造力豊かな町民をはぐくむ町を築くための施策

③ 先端サービス産業の町を築くための施策
の三つの施策が相互に有効かつ合理的に機能するよう計画した上で、これらの施策体系を適正かつ合理的に運用していくために、

弾力性のある行財政を確保するための施策を位置づけたものとする。

第一節 富士箱根伊豆広域観光圏を支える町の実現をめざして

「富士箱根伊豆広域観光圏を支える町をめざす」ことの目的は、圏域が一体となって国内外の要請に応えていける「共生圏」を創出確立するとともに、これによってさらに本町の立地水準（ポテンシヤ

ル）を高めていくことにある。

このために、次の三つの施策を有効かつ合理的に推進することとする。

- ① 国際交流拡大のための施策
 - ② 広域連携拡大のための施策
 - ③ 産業経済立地水準の高度化のための施策
- 一 国際交流拡大のために

国際交流拡大は、国際都市「二一世紀文化のサロン」をめざす本町の根幹であり、その目的は町ぐるみで「国際外交官」をめざすとともに、諸外国の文化や情報の出先拠点としての役割を果たすことにあり、これによって本町の産業経済立地水準の高度化、ひいては富士箱根伊豆広域観光圏の一員としての役割を果たしていくことにあり、そのために国際文化村の建設、人材交流事業の推進等の施策を推進していく。

二 広域連携拡大のために

富士箱根伊豆広域観光圏を一体的に発展させていくためには、関係市町村の相互の理解と連携が重要である。本町は、熱海市と小田原市との間にあって、個性のある「共栄都市」の形成をめざして、箱根町及び真鶴町との近接化を進めていく必要があり、そのために広域道路交通ネットワークの推進等の施策を推進していく。

三 産業経済立地水準の高度化のために

企業の立地や経済の発展には立地水準（ポテンシャル）が適正に確保されねばならない。本町は、地勢的にも制約が強い上に、小田原市や熱海市などの都市に隣接しており、立地水準は相対的に低くならざるを得ない条件下にある。こうした条件を克服し、隣接都市に並ぶ立地水準を確保するために、新しいポテンシャル源を開発し付加してい

く必要があり、そのために土地利用の高次化、研究機関の誘致等の施策を推進していく。

第二節 愛着のもてる生涯都市をめざして

「愛着のもてる生涯都市を築く」ことの目的は、老いも若きもこの町に生きがいをもって安住し、愛着と誇りをもって、自らこれを守っていける町を実現することにある。

このために、次の三つの施策を有効かつ合理的に推進することとする。

- ① 安全で快適なまちを築くための施策
- ② 健康で笑顔の町民生活を保障するための施策
- ③ 手づくりで個性あるまちづくりを進めるための施策

一 安全で快適なまちを築くために

安全と快適は、住環境整備の基本であり、地域社会が生き生きと活動していくためには、本町の

特徴を活かした個性のある合理的で快適かつ魅力のあるまちづくりを進め、国内外の要請にも応え得る機能発露を図っていく必要がある。このために、次の方策を推進していく。

(一) 市街地の整備

土地利用の鈍化や高次な都市機能をめざした市街地整備計画を策定し、都市施設やコミュニティ施設の機能充実と整備を進めていく。

(二) 道路・交通体系の整備

地域活動を支える命脈として道路網及び交通網は根幹となるものであり、特に本町の地勢条件を考慮し、隣接市町との連携や町内の循環性を高度化することを目的に、道路網及び交通網の整備を推進していく。

(三) 通信・情報体系の整備

通信・情報体系は、地域社会の活動を円滑に

するばかりでなく、地域文化を創出醸成する手段として重要である。

本町は、町ぐるみの通信・情報高度利用社会をめざすこととし、そのために、通信・情報体系の整備を関係機関に要請していく。

(四) 上下水道の整備

上下水道は、健康で安全な生活を営むためばかりでなく、先端サービス提供基地として必須の条件である。

上水道については、適正水源の確保と水質の保全に努めるほか、地勢的特質に合致した給水体制の編成を推進していく。

また、昭和六〇年一部の市街地で供用を開始した下水道は、住みよい快適な環境づくりを目的として、全町の早期整備をめざし、計画年次に合せた事業の推進に努めていく。

(五) 防災体制の整備

本町は、前面に太平洋を、後背に急峻な山地をかかえた地勢的特徴をもっていることから、天変地異はいうに及ばず、生活様式の都市化、広域化、車社会化に伴う不測の災害に対し、強く安全な体制づくりをめざし、災害の予報警報システム、予防システムの拡充を図るほか、いざという時にも落ちついて行動できるよう、行動要領を「生活の知恵」として日常生活の中に定着させていく。

二 健康で笑顔の町民生活を保障するために

まちづくりの本質は、町民のだれもが健康で笑顔にあふれた生活を営めるしくみを確立することにある。このために、次の方策を推進していく。

(一) 保健・医療の対策

健康は人間生活の要である。

本町は、町民のだれもが、いつでも、どこでも適切な保健医療サービスが受けられるよう、

関係機関の協力のもとに医療施設の配置、医師の確保など、総合的な保健医療体制の整備を図り、生涯健康管理体制の確立に努めていくとともに、町民の自助的健康管理思想の普及を推進していく。

(二) 環境衛生の対策

地域社会活動の結果、多面にわたる環境衛生処理が不可欠となってくる。本町では、「不必要な発生源の抑制と合理的処理」を基本として廃棄物、し尿等の適正な処理を推進するとともに、原因者負担の原則に立って公害の防止に努めていく。

(三) 社会福祉の対策

全ての町民がともに生き、お互いに助けあっ

て幸福を享受できる自助的福祉の体制確立をめざし、高齢者や子供、障害者などにとっても住みよい環境づくりに努めるほか、町民のボランティア意識を醸成し、その活動を育成助長することにより、町ぐるみの福祉の増進に努める。

三 手づくりで個性あるまちづくりを進めるために

本町は二一世紀において国際都市として機能することをめざしている。このまちが、町民のものとなるためには、町民が誇りをもって手づくりの中からこれを実現していく必要がある。このためには、日常生活行動の中からも国際都市にふさわしいまちを創出しようとする働きかけが町民ぐるみで高められていかねばならない。

本町は、このために次の方策を推進する。

(一) 緑化と花いっぱい運動の推進

緑と花は、本町のまちづくりのテーマ (You

got W・A・T・E・R) を有形無形に支える要素であり、生活に潤いを与える環境である。

「緑を愛し、花と語ろう」をスローガンに、町民の「ラブ・緑花」意識を啓発し、町民の、町民による、町民のための「緑化と花いっぱい運動を推進していく。

(二) シンボル定着の推進

シンボルは人心の象徴であるとともに、町民生活の道標として不可欠のものである。まちづくりのテーマ (You got W・A・T・E・R) を表徴するシンボルを定め、町の木、町の花、町の鳥と併せてその普及を図っていく。

(三) 町並み創出運動の推進

町並みは町民生活の顔であり表情である。本町が国際都市として活動していく上において、「個性ある豊かな顔や表情」は不可欠のもので

ある。町並み形態や家屋について、保存修景の望ましい形を検討し、町民総意のもとで推進していくこととする。

第三節 創造力豊かな町民をはぐくむ町をめざして

「創造力豊かな町民をはぐくむ町を築く」ことこの目的は、町民一人ひとりが、自信と誇りをもって社会参加できる体制を確保し、さらには国内外に広く交わっていける行動的町民を育成し、町民エネルギーを増幅することにある。

このために、次の三つの施策を有効的かつ合理的に推進することとする。

- ① 創造性を高める環境づくりのための施策
- ② まち文化を生み出すコミュニティ形成のための施策
- ③ ライフサイクル確立のための施策

一 創造性を高める環境づくりのために

町民一人ひとりの独創性に富んだ創造力こそ、地域文化を生み出す源であり、地域社会の活力源である。このために、次の方策を推進していく。

(一) 生涯学習体制の整備

生涯学習体制整備のねらいは、「選択余地を十分に備えた学習体得の場と機会を体系的に用意し、提供し、個人の能力や資質の向上に資することにある。

本町は、国際化時代に応えることのできる町民を育成し、町民エネルギーを蓄積する目的に沿ったプログラムを検討し、幼児教育、学校教育、社会教育、社会体育の各分野に積極的に導入していく。

(二) 芸術・工芸の振興

芸術・工芸振興のねらいは、これまでの人類文化を理解し、保存し、後世に継承し、残して

いくばかりでなく、町民がこぞって一技一芸を習得し、個性と創造性に富んだ町民生活を楽しむことのできるよう、条件整備を進め、町ぐるみ創造力培養土壌を形成することにある。そのため、住民生活に密着した文化や国際文化などの土壌形成施策を進めていく。

(三) 行事・祭事の振興

行事・祭事振興のねらいは、町の民俗文化の保存を図るほかに、足元の文化を見つめ、理解し、新しい町文化を生みだしていく土壌を形成し、町の伝統を町民生活の中に脈流させていくことにある。そのために、伝統行事や祭事の保存、催し物の開拓と育成を図っていく。

二 まち文化を生み出すコミュニティ形成のために

町民一人ひとりを始め、町民生活、地域社会が

生き生きとして活動していくところには地域文化という有形無形の高付加価値物が派生しており、町民のプライド醸成や価値感^(観)形成に重要な要因である。

本町は、コミュニティを「町民文化を吸収し、増幅し、創造し、生み出していく主体」として定義し、その機能を高めるために、次の方策を推進していく。

(一) 自由環境の醸成

町民のだけれども、いつでも、自由に、広く文化や知識に触れる機会をもち、自主性と問題意識とを高めていける風土環境を形成していく。

(二) 連帯意識の高揚

町民のだけれどもが、自発的にまちづくりに参画できる風土環境を形成し、特に女性の優れた生活感覚が生活環境の向上に反映できる機会を用

意していく。

(三) 町民大学（地球民大学）講座の拡充

コミュニティ求心力としての町民大学（地球民大学）は、先端的知識文化の吸収機会として、国内外の要請に十分応えたプログラムを吟味検討していく。

三 ライフサイクル確立のために

平均寿命が年々伸びてきており、人間らしい生きがいのある第二の人生計画が必要となってきた。ライフサイクル確立のねらいは、第二の人生計画をより内容のあるものとしていけるよう、条件整備を進めることにある。

本町は、六〇歳以上の世代を対象に、適正な就業機会を通じての社会参画を進めるとともに、はつらつとした自己表現力の高揚を進めていくために、次の方策を推進していく。

(一) セカンド・ワーキングライフ体制の整備

就労を希望する町民に対して適正な就業機会の用意を図っていくほか、社会福祉活動に参画したい町民に対しても適正な参画機会を用意することのできるよう、就労バンク体制の整備拡充を進めていく。

(二) 一技一芸運動の推進

人間の生きがいは、社会において評価され認められる存在としての実感の中から得られる。このために、適正な一技一芸を推奨していくとともに、さらにこれを通じて老若男女が相互に結びあっているよう条件整備をはかっていく。

第四節 先端サービス産業の町をめざして

「先端サービス産業の町を築く」ことの目的は、町民の安定した就業機会を創出確保していくため

に、湯河原町の地の利、資質を活かしたリクルート産業分野、シルバー産業分野、バイオ産業分野等の新分野開拓に努めるとともに、農業及び観光産業の高度化を図ることにより、広く国内外に先端サービスを提供していく拠点を確立することにある。

このために、次の三つの施策を有効的かつ合理的に推進することとする。

① 独創技術に支えられた産業基盤確立のための施策

② 高生産性の産業確保のための施策

③ 先端観光サービス提供のための施策

一 独創技術に支えられた産業基盤確立のために
産業が栄えるためには、常に高付加価値化と生産性の向上が必要である。このためには十分な人材資質の確保が求められるところから、次の方策を推進していく。

(一) 試験研究機関の立地

本町の地の利を最大限に活用し、リクルート産業分野、シルバー産業分野、バイオ産業分野の試験研究機関の誘致を進める。このために「湯河原町土地開発公社」において、立地用地の確保に努める。

(二) 独創技術の開拓

「未来技術開発基金」（仮称）を設立し、研究開発を支援するとともに、開発した技術の事業化を支援していく。

(三) 人材育成体制の整備

第三セクターによるシンクタンク「湯河原総合研究所」（仮称）を設け、独自技術の蓄積を図るほか、人材育成の中核として体制整備を進める。

二 高生産性の産業確保のために

競争原理のもとで産業が成立するためには生産性の向上が求められる。本町では技術開発力を支援としつつ、生産性向上をめざして、次の方策を推進していく。

(一) 農林業の振興

本町の農業はみかん栽培が主であるが、今後は優良系統品種への転換促進による栽培を中心とした、農業経営規模及び経営組織の適正化と多角化を促進していくとともに、農業をとりまく環境の変化に対応し、経営の安定を図るよう、地域に適合した特色ある高付加価値作物等を選定し、特産化していくよう推進する。

林業は、山地の活用と生産規模の拡大をめざし、林道の整備、育林の指導援助、収益性の高い樹木の造林、並びに特用林産物の栽培振興策を推進する。一方、自然に恵まれた森林地帯を

保健休養林として森林総合利用を促進する。

(二) 漁業の振興

本町は海洋条件に恵まれており、今後は栽培漁業分野の開拓をめざすとともに、沿岸漁業との調整の基に、観光漁業の振興をも図り、漁業経営の多角化と安定化を促進していく。

(三) 工業の振興

本町の場合、主として用地的制約から大規模企業の立地には制約があることから、小規模高生産性企業の適正な立地促進を進めていく。

(四) 商業の振興

商業の振興には商圈の確保と集合力が必要である。本町では、消費者の購買意欲を高めるような魅力ある経営が行われるよう促進するとともに、観光地としての基盤の上に、週末型中広域エンジョイタウン機能を付加拡充していくこ

ととし、そのためのタウン地区整備を進めていく。

三 先端観光サービス提供のために

人が人らしく生活し、その内容がより充実されていくためには多種多様のサービスが不可欠である。

本町は大きく海外に窓を開けた人間文化都市「二一世紀文化のサロン」の樹立をめざしており、先端的な観光サービスの開拓と提供は立町理念そのものである。

このために、次の方策を積極的に推進していく。

(一) 提供サービスの高度化

本町のめざす「二一世紀文化のサロン」にふさわしい、本町ならではの専門サービスを開拓し、町ぐるみでの提供をめざしていくほか、「湯

のまちゆがわら」の特徴を活かした保養ソフトウェアや、高齢化社会に対応したシルバースフトウェア等の開発を進めていく。

また、大きく海外に窓を開けた町をめざす本町においては、町そのものが質の高いサービス空間であることが必要である。このために、町民の一人ひとりが自信をもった、笑顔と思いやりのある外交官として自覚を高めていくよう、啓発推進していく。

(二) 温泉町並みの整備

「湯のまちゆがわら」としての個性と特徴を高めるために、望ましい町並みのあり方について検討し、住民総意のもとで実現に向けて推進していく。

(三) 人材育成基地機能の強化

人を啓発し、育成し、能力発揮が十分に果た

せるよう、体系的に養成していくことは高度のサービスである。

本町は、その地の利を活かして、これから世に出る人々の養成や、社会人の再教育等のリクルート対策を、国内外に広く門戸を開けて推進していく。

第五節 弾力性のある行財政をめざして

弾力性のある行財政運営の目的は、本町の二一世紀における将来像を実現するための施策体系を適正かつ合理的に運用して行くことと、社会経済の変動に対応して、多種多様な行政事務を迅速に処理することにある。

このために、次の行財政運営方針の確立に努める。

一 行政運営の近代化のために
高度情報化等の進展していく社会情勢に対応し

ていくために、庁内の体質強化を促進する。そのため、組織の効率化・弾力化を図りOA機器の活用、事務手続きの簡素化等全庁的な行政事務の近代化を促進する。

人事管理面では研修体制を確立し、実践目標を徹底するとともに、近代化への意識改革、県や他市町村との職員の交流を図るなど、職員の資質の向上を図っていく。

二 財政の健全化のために

不透明な経済情勢の中で住民が行政に期待するものは多様化している。企業経営感覚もった行政運営によって、財源の効率的な運用と行政経費の節減に努め、自主財源の拡充施策を多角的に展開し、住民の期待する事業への投資的経費の増大を図り、収支のバランスのとれた財政の健全策を強化促進する。

(後略)

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

この総合計画は、一九八三(昭和五八)年五月に就任した第八代の小澤忠一町長のときのもので、二〇〇〇(平成一二)年度を目標年度とした。総合計画の基
本計画は、一九八六年四月の各課ヒヤリングに始まり、
素案の作成、議会常任委員会・議会全員協議会・総合
計画審議会の審議を経て、一九八七年三月に決定した
ものである。

ところで、世界経済は、一九八二年においても欧米
諸国は不況から脱却できず、失業と財政赤字に苦しん
でいた。加えて、わが国は第二次石油危機を比較的順
調に切り抜けたといわれるものの、景気の回復は緩慢
で不況の実感を加えていた。さらに、政府は、地方財
政の再建を至上命題に、超緊縮型の予算編成を求めて

きていた。このような経済・財政状況について、小澤
町長の前の杉山町長さえも、長期不況と国家財政の危
機というふたつの原因によって、県市町村の財政は危
機状況に直面していると指摘していた。小澤町長も、
厳しい財政状況のなかで、二一世紀に向けてのまちづ
くりは、受益者負担の原則という大前提で進めていか
ねばならないことを強調していた。

なお、人口問題は、総合計画でつねに取り上げられ
ることであるが、かつての総合計画における目標年度
人口数を五万人と設定していたこともあったが、二一
世紀計画では二万七千〜二万九千人に抑えている。た
だし、湯河原町の場合、老年人口比率(人口のなかで
六五歳以上を占める人口の割合)が、一九七五年が八・
六%(県平均五・三%)、一九八〇年が一〇・六%(県
平均六・四%)で、急ピッチで高齢化が進んでおり、
今後も県内市町村より抜きん出て、高齢化社会へ進む

ことが懸念されるところであった。

46 ゆがわら二〇〇一プラン基本構想(抄)

(表紙)

湯河原二〇〇一プラン 前期基本計画
四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原

(前略)

目次(省略)

第一部 総論

第一章 ゆがわら二〇〇一プラン策定の趣旨

一 計画策定の目的

今日の湯河原町は、一九五五年に湯河原町、吉浜町、福浦村が合併して誕生しました。以来四五年、数次にわたる総合計画を策定し、都市基盤の整備と住民福祉の向上に努めてきた中で、東京に近しい閑静な温泉の町として、また、近年はみかん

の花咲く緑豊かな住宅地としても発展してきました。

日本全体では、一九九〇年代に「バブル経済」は崩壊し、それとともに戦後五〇年間の経済成長をもたらした政治・経済・社会の仕組みが機能しえなくなり、二一世紀を生き抜く新たな仕組みづくりへの模索が始まっています。

二〇〇〇年度を目標年度として一九八六年に策定された「湯河原二一世紀計画」はその期間を終え、時代の転換点の中で、新たな時代潮流を見据えた新しい町づくりの総合的な指針が求められています。ここに、二一世紀初頭の湯河原町の発展を期して、ゆがわら二〇〇一プラン(湯河原町新総合計画)を策定するものです。

二 計画の性格

・二一世紀初頭における湯河原町の将来像及び町

づくりの基本方針を定め、実現のための施策を総合的かつ体系的に整理したものです。

・ 行政運営の総合的な指針であるとともに、町民及び民間企業の地域における活動の方向性を示すものです。

・ 国、県、広域圏における計画との整合性を図りながら、本町の特徴を活かすものとなりました。

・ 社会経済情勢の大きな変動などにより、計画の推進が困難になった場合、適切な見直しを行います。

三 計画の構成と期間

(一) 計画の構成

湯河原町新総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層の計画によって構成されます。

基本構想は、町の将来像とそれを実現するための施策の大綱を示すものです。

基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱に基づき、計画期間において実施すべき基本的な施策を総合的かつ体系的に示すものです。

実施計画は、基本計画で定められた施策を具体的に展開するための事業計画です。

基本構想の総論は、総合計画策定の趣旨（目的、性格、構成、期間）、計画策定の背景にある町の現況や社会変化の動向をまとめたものです。

(二) 計画の期間

基本構想は、平成一三年度（二〇〇一年度）から平成二二年度（二〇一〇年度）の一〇年間とします。

基本計画は、平成一三年度（二〇〇一年度）から平成一七年度（二〇〇五年度）の五年間とします。

実施計画は、向こう三カ年の実施内容を定めるものとし、以降二年間、三年間、二年間の間隔で定めるものとします。

第二章 湯河原町の概況

一 位置と地勢(省略)

二 歴史と沿革(省略)

三 人口と産業

(一) 人口

湯河原町の人口は、合併した昭和三〇年(一九五五年)には一七、九七一人でしたが、住宅開発が進み、人口は約四、四〇〇人増加して昭和四〇年(一九六五年)には二二、四一三人となりました。昭和五〇年(一九七五年)には約二、一〇〇人増加して二四、五五二人となり、昭和六〇年(一九八五年)には約一、五〇〇人増加して二六、〇二七人となりました。

さらに、区画整理事業の進展や住宅開発により平成二年(一九九五年)には約二、四〇〇人増加して二八、三八九人となりました。平成二年(二〇〇〇年)一月現在で二八、九八一人で、近年は微増となっています。

人口の年齢構成では、〇〜一四歳までの年少人口が一二%、一五〜六四歳の生産年齢人口が六七%、六五歳以上の高齢者人口が二%となっています。神奈川県的人口構成と比べると高齢者人口の比率がかなり高く、生産年齢人口の比率が低くなっています。

(二) 産業と交通

湯河原町の産業は、旅館や民宿などのサービス業、小売業や飲食業などの商業が事業所数・就業者数ともに大きな比率を占めています。湯河原町を訪れる観光客の数は、バブル経済崩壊

後、大きく減少しましたが、近年はゆるやかな減少となっています。

工業では、食品製造業が大部分を占めており、製造業の事業所数・従業者数も横這いです。農業では、みかんなどの果樹栽培が主軸ですが、農家数も作付面積も減少しています。また、一本釣りなどの漁業・遊漁も行われています。

湯河原町への交通は、鉄道ではＪＲ湯河原駅まで東海道線で横浜駅から六〇分、東京駅から約八〇分で到着します。また、道路では、国道一三五号で小田原市及び熱海市方面と結ばれており、湯河原パークウェイや県道七五号（湯河原箱根仙石原線）で箱根芦ノ湖方面へ通じています。

第三章 二一世紀の社会変化と町づくりの課題

一 成長社会から成熟社会への転換点

日本は、二〇世紀の一〇〇年間、人口は増加し、経済も景気の波はありましたが右肩あがりの高い経済成長を続けてきました。しかし、二一世紀の日本は、少子化と高齢化が進む中で、総人口が減少すると推計されており、経済成長も緩やかなものになるとみられています。

二〇世紀の日本を人口の増加と高い経済成長を特徴とする「成長社会」とすれば、二一世紀の日本は人口の減少と経済の質的充実を特徴とする「成熟社会」ということができます。二一世紀初頭の一〇年間は、こうした成長社会から成熟社会への転換点と考えられています。

二 少子高齢化と人口減少への対応

国立社会保障・人口問題研究所の行った人口推計（平成九年実施）によれば、日本の人口は、二〇〇七年の一億二七七八万人でピークに達した

後、長期の減少過程に入る（中位推計）とみられています。また、神奈川県的人口推計では、二〇〇九年にピーク（約八八四万人）を迎え、やがて減少していくと予測しています。さらに、湯河原町の人口は、現状の傾向で進むならば、二〇〇五年頃にピークとなり、横這いで推移していくとみられます。

日本の人口構成は少子高齢化が進み、高齢者人口（六五歳以上）の割合は一九九五年の一四・六％から二〇一〇年には二二・〇％へ、年少人口（〇～一四歳）は同じく一六・〇％から一四・三％へ、生産年齢人口（一五～六四歳）は六九・五％から六三・六％へ大きく変化するとみられています。また、神奈川県推計では、高齢者人口は一九九五年の一〇・六％から二〇一五年には二・三・〇％へ大きく増加するとみられています。湯

河原町は少子高齢化がさらに進んでおり、二〇一〇年には高齢者人口が二九・〇％に達すると予測されます。

少子高齢化は経済・社会・地域社会に大きな影響を与えます。例えば、高齢者扶養にかかわる現役世代の負担増加など社会保障制度（年金や医療など）への影響、生産年齢人口の減少による経済成長への影響、高齢者単独世帯の増加や子どもの減少による家庭や地域社会への影響などが懸念されています。

このような中で、社会保障制度の改革、地域における介護や子育て支援の充実、高齢者や女性の就業と社会参加の拡大などが、重要な課題となっています。

また、総人口の減少は、人間生活が環境に与える影響を減少させる可能性をもっており、ゆとり

とるおいのある教育、居住環境をつくる好機とみることもできます。

三 環境と共生する循環型社会の形成

二〇世紀の成長社会の中で、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会の仕組みができ、自然環境に大きな影響を与えることになりました。二一世紀では、環境への負荷を軽減し、自然環境と調和した資源循環型の社会の仕組みが求められています。

そのため、省エネルギー・省資源・リサイクルを家庭と地域・町全体で進めていくとともに、ごみ処理方法の改善、自然エネルギーの利用の拡大、自然環境の保全などを進めて行く必要があります。

四 グローバル化する経済と産業の活性化

社会主義圏の崩壊と情報通信網の飛躍的普及に

よって地球規模の市場が成立しました。大企業は世界市場の中での競争を勝ち抜くため、地球規模での分業を展開し、リストラを進めています。このような中で、日本の工場の海外移転と産業空洞化、雇用調整による失業者の増大が危惧されています。

日本の産業構造は、第二次産業（製造業や建設業など）を中心としたものから、第三次産業（サービス業や商業など）を中心としたものへと変化し続けています。観光でも国際的な人の動きは活発であり、国際化・情報化に対応しながら観光業の発展を図ることが必要となってきました。

五 国際化・情報化の中で、多様な人材を育む共生の地域社会の形成

国際化・情報化の進展は、終身雇用と年功序列

を中心とした雇用制度を大きく変えており、転職や能力主義的人事管理が広がっています。従来の企業に依存した生活意識も変わりつつあり、ボランティア活動や家庭・地域活動を重視する意識も広がり、生活意識は多様化しています。

このような中で、高齢者や障害者、女性や外国人などが差別されることなく、自由に社会参加することができ、ともに社会をつくりあげていく「共生・共同参画の地域社会」が求められています。

六 地方分権に対応した行政組織への変革と、住民自治の充実

一九九九年「地方分権一括法」が成立し、明治維新、終戦後に続く第三の行政制度改革が開始されました。これは地方への権限移譲を進めようというものであり、分権を担いうる行政能力を確立

するため、広域行政の推進や市町村合併が検討されています。

一九九〇年代の長期不況を通して、国と地方自治体の財政は逼迫したものになっています。そのため、住民サービスを効果的・効率的に提供することが求められており、行政と民間の役割分担の見直し、民間企業やNPO（民間非営利組織）との協力などが検討されています。

地方分権の内実として、住民自治の充実が求められており、情報公開の充実、住民への説明、計画への住民意向の反映・拡大などが必要になっていきます。

第二部 基本構想

第一章 湯河原町の将来像

一 町の今後の発展方向

湯河原町は、温泉を中心とする観光の町、かんきつ類を中心とする農業及び沿岸漁業の町として、また、気候温暖で緑豊かな住宅地として発展してきました。このような町の発展過程を踏まえながら、成長社会から成熟社会への転換という二一世紀の社会変化の中から生み出されてくる課題に対応できる町づくりが求められています。

将来の町のイメージについて、住民アンケートの結果では「自然とともに生きる人にやさしい町」、「いつも笑顔が絶えない町」、「働く生きがいを持つ町」、「健全な行財政の確立した町」などの回答が多く、自然と共生する居住環境、福祉の充実、産業の活性化、健全な行財政などを望んでいる姿が伺えます。

これらのことから、湯河原町は、町の資源（温泉や海や自然景観、史跡など）や産業の蓄積を活

かして、温泉観光地として魅力高めると同時に、居住環境の向上を図ることが肝要であると考えます。すなわち、温泉観光地の魅力向上と居住環境の向上を一つのものとして実現し、観光を軸とした産業の活性化と福祉の充実を図っていく方向での発展が必要です。

二 町の将来像

町の将来像 「四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原」

二〇一〇年度を目標とする町の将来像を「四季彩のまち・さがみの小京都 湯河原」とします。これは、春・夏・秋・冬の四季折々に彩り豊かな楽しみがあり、「訪れて良く・住んで良い町」として発展していくイメージを表しています。あわせて一九九九年全国京都会議において「小京都」と認定されたことから「小京都」にふさわしい雰

困気の町づくりを進め、観光地としての魅力向上と居住環境の魅力向上を一体のものとして実現していき、「自然とともに生きる人にやさしい町」、「いつも笑顔が絶えない町」、「働く生きがいをもてる町」につながっていくことを意味します。

三 基本目標

町の将来像「四季彩のまち・さがみの小京都湯河原」を実現するために、次の五つの基本目標を設定します。

- (一) 町全体の魅力を高め、産業の活性化を図る
- (二) 自然環境を保全し、安全で決適な生活環境を
実現する
- (三) 少子高齢化に対応した、安心できる保健・福祉の仕組みをつくる
- (四) 国際化・情報化に対応した人材を育成し、共生の地域社会をつくる

(五) 地方分権に対応した行政組織へ変革し、住民自治を充実する

第二章 将来の人口

一 将来人口の推計

湯河原町の人口を推計すると、大きな住宅開発などがない場合、平成二二年当初（二〇〇〇年）の二八、九八一人から二〇〇五年の二九、三〇〇人と微増し、平成二二年（二〇一〇年）には二九、三〇〇人と横這いで推移し、その後緩やかに減少していくとみられます。

年齢別人口の推移を推計すると、高齢者人口は年々増加し、二〇一〇年には総人口の二九％に達するとみられます。年少人口と生産年齢人口は年々減少し、二〇一〇年には年少人口が一〇％弱、生産年齢人口が六一％強となるとみられます。

〔表一〕 人口の推計

年	一九九五年	二〇〇〇年	二〇〇五年	二〇一〇年
総人口	二八、三八九人	二八、九八二人	二九、三二二人	二九、二七六人
〇～一四歳	三、八八二人	三、四八一人	三、一二七人	二、七四六人
一五～六四歳	一九、〇八四人	一九、五二〇人	一八、七三六人	一八、〇三一人
六五歳以上	五、四三三人	五、九九〇人	七、四四九人	八、四九九人

〔表二〕 人口の年齢別構成比

年	一九九五年	二〇〇〇年	二〇〇五年	二〇一〇年
総人口	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%
〇～一四歳	一三・七%	一二・〇%	一〇・七%	九・四%
一五～六四歳	六七・二%	六七・一%	六三・九%	六一・六%
六五歳以上	一九・二%	二〇・九%	二五・四%	二九・〇%

二 将来人口の目標

このような推計を踏まえながら、適切な土地利用の推進を図りつつ、住宅開発の進展なども考慮して、目標人口を平成二二年（二〇一〇年）で三

〇、〇〇〇人とします。また、人口の年齢別構成については、生産年齢人口及び年少人口の増加を促進します。

目標人口 平成二二年（二〇一〇年）

三〇、〇〇〇人

第三章 土地利用の構想

一 土地利用の基本的考え方

土地は、現在及び将来の町民のための限られた資源であり、生活及び生産のための共通の基盤です。そのため、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的・社会的・経済的・文化的条件を配慮し、良好な生活環境を確保し、町の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

町の土地利用を適切に規制・誘導していくために次の三点を基本的な考え方とします。

(一) 自然環境との調和に配慮しつつ、市街地規模の適正化を図る。

(二) 住宅や商業・観光、工業など都市的土地利用と森林や農地など自然的土地利用の計画的な配置及び調和を進める。

(三) 中心市街地、周辺市街地、集落地など地域の土地利用の条件を踏まえながら、高密度利用や低密度利用など、適切な密度利用の促進を図る。

二 土地利用の構想

土地利用の理念を踏まえ、現在の土地利用の状況や地形的な特徴、市街地の歴史的な形成など地域毎の個性を踏まえて、次の四つの基本的ゾーンを設定します。

(一) 市街地環境ゾーン

主として商業・観光などの産業活動及び一定

の密度の居住と生活活動が行われる区域を市街地環境ゾーンとして形成します。

(二) 緑住環境ゾーン

農地や樹林地など緑豊かな環境を適切に保全し、それと調和した居住と生活活動が行われる区域を緑住環境ゾーンとして形成します。

(三) 自然環境ゾーン

優れた自然環境を将来にわたって保全していくとともに、自然を拠点的に活用していく区域を自然環境ゾーンとして形成します。

(四) 海洋環境ゾーン

海岸の自然環境を保全するとともに、それを活用した産業活動及びレクリエーション活動などが行われる区域を海洋環境ゾーンとして形成します。

第四章 施策の大綱

町の将来像及び五つの基本目標を実現するため、次の施策の大綱を定めます。

一 町全体の魅力を高め、産業の活性化を図る

町全体の魅力を高めることによって、観光サービス業を発展させ、それと結びつけて商工業の活性化と農林漁業の活性化を図ります。

(一) 町全体の魅力の向上

温泉だけではなく複合観光の町をめざし、町の自然的・歴史的・文化的資源を活用するとともに、花の町づくりを進め、町全体の観光的魅力を高めます。

(二) 観光サービス業の活性化

観光施設やサービスの個性化とネットワーク化を進めるとともに、観光情報を発信に発信して、観光サービス業の活性化を図ります。

(三) 商工業の振興

街並みや駐車場など商業基盤の整備による商店街の活性化、観光との結びつけ、情報システムの導入などにより商工業の振興を図ります。

(四) 農林漁業の活性化

生産基盤の整備や担い手の育成、経営の近代化・高度化などにより農林漁業の活性化を図ります。

二 自然環境を保全し、安全で快適な生活環境を実現する

自然環境と調和した土地利用を進めるとともに、交通や通信などが便利で町の景観が美しい町、ごみなどが適切に処理された清潔な町、消防や防災対策が充実した安全な町を実現します。

(一) 自然環境と調和した土地利用

山地・海岸・河川など自然環境の保全と活用を図るとともに、土地利用の規制や誘導などに

より計画的な土地利用を進めます。

(二) 景観が美しく交通等の便利な町

道路・交通体系の整備、情報通信の整備、駅前・街並み整備、公園・緑地の整備と緑のネットワーク化などにより都市景観の形成と市街地整備を進め、便利で景観が美しい町をつくりま
す。

(三) 清潔で環境にやさしい町

上下水道の整備、公害の防止、廃棄物の適切な処理、省資源・省エネルギーなどにより、清潔で環境にやさしい町をつくりま
す。

(四) 消防・防災・防犯体制の充実した安全な町

消防・防災・防犯体制を充実し、交通安全に努め、安全な町をつくりま
す。

三 少子高齢化に対応した、安心できる保健・福祉の仕組みをつくる

少子高齢化が進む中で、町民全体の健康を守るため保健活動を活発に展開するとともに、施設にも心理的にもバリアフリーな地域社会をめざして、社会福祉と社会保障制度を充実し、安心して暮らせる保健・福祉の仕組みをつくっていきま
す。

(一) 保健活動と救急医療体制の充実

母子保健活動、成人・老人保健活動、救急医療体制の充実により、子どもから高齢者に至るまで生涯にわたる健康を守ります。

(二) 社会福祉・社会保障の充実

在宅福祉サービスの充実など地域福祉を充実し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子(父子)福祉など社会福祉の充実を図るとともに、介護保険制度や国民健康保険、国民年金、生活保護など社会保障制度の適切な運営を図り

ます。

四 国際化・情報化に対応した人材を育成し、共生の地域社会をつくる

国際化・情報化に対応した人材を育成するとともに、豊かな人間性を育み、基本的人権を尊重して多様な価値観やライフスタイルをもった人々がともに協力して暮らす地域社会をつくります。

(一) 生涯学習の推進

国際化、情報化、産業構造の変化等が激しい今日、「誰でも生涯の何時でも自由に学習する機会をもつことができ、その成果が適切に評価される」生涯学習社会を確立するため、学校教育、社会教育の融合をめざすとともに芸術文化、スポーツの振興を図ります。

(二) 学校教育の充実

次代を担う児童・生徒が心豊かで創造性に富

み、たくましく成長するよう教育内容の充実と学校施設・設備の整備を図るとともに、学校教育が生涯学習における基礎づくりの役割を確実にを行うことができるよう、指導内容の改善などを進めます。

また、地域・学校・家庭が連携して教育環境の整備に努めます。

(三) 国際交流・地域間交流の推進

芸術文化、スポーツ、産業など多方面にわたる国際交流や国内の地域間交流を進めるとともに、国際化に対応した町づくりを進めます。

(四) 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人なども含めて全ての人の基本的人権を尊重する教育を推進するとともに、女性と男性が対等なパ

トナーとして様々な分野に参画し、責任を分かちあえる男女共同参画社会の実現をめざします。

五 地方分権に対応した行政組織へ変革し、住民自治を充実する

行財政の健全化や広域行政を進めながら、地方分権に対応した行政組織へ変革し、住民自治を充実していきます。

(一) 住民自治の充実

コミュニティ活動の活発化と、情報公開及び広報広聴活動の充実を図り、行政への住民参加を進めることなどにより、住民自治の充実を図ります。

(二) 行政サービスの充実・効率化、健全な財政運営

行政組織及び事務事業の効率化を図り、行政

サービスを充実させるとともに、健全な財政運営を進めます。

(三) 広域行政の推進

広域で行う行政分野の拡大や広域道路網及び広域的な公共施設の整備の促進など、広域行政を一層強化します。

(後略)

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

この総合計画は、一九九九年(平成一一)年五月に就任した、二期目で第二二代の米岡幸男町長のときのものである。この計画の策定は、一九九九年四月、企画政策課内での打ち合わせに始まったようである。この打ち合わせは、町長選挙執行の二日後であったが、すでに無投票当選が決まっていたこと、「湯河原町二世世紀計画」が目標年度を迎えることで、いち早く米岡色

の総合計画を策定することになったわけである。目標年度を二〇〇一年度～二〇一〇年度とし、ここでは二〇〇一年度～二〇〇五年度の前期基本計画の一部を収録した。

「四季彩のまち」を理念にイメージした総合計画の策定にあたって、これまでの策定経過との大きな違いは、米岡町長は町民参加による計画策定を指示したことである。まちづくり中学生・一般アンケート調査、町内各種団体ヒヤリング実施、まちづくり懇話会開催、各分野別分科会開催などを実施して町民の声を集める場を設定した。この総合計画は、二〇〇〇年一二月の第四回定例会で可決された。

この総合計画では、まちの将来像の、いわばキャッチフレーズとして「四季彩のまち・さがみの小京都湯河原」を掲げた。これは、一九九九年六月の全国京都会議において、湯河原町が「小京都」に認定された

ことで、キャッチフレーズとしたものである。

47 ゆがわら二〇一〇プラン基本構想（抄）

（表紙）

ゆがわら二〇一〇プラン 湯河原町新総合計画
二〇一〇年度～二〇二〇年度
（平成二三年度～平成三三年度）
湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原

（前略）

第一章 まちづくりの基本方針

一 基本理念

《まちづくりの基本理念》

本町は、平成一八年（二〇〇六年）一二月一日に「湯河原町自治基本条例」を制定しました。本条例において、「湯河原町町民憲章」の精神を尊重することから、恒久的なまちづくりの基本理念として位置づけます。

(湯河原町町民憲章省略)

《計画の基本理念》

本計画では、恒久的なまちづくりの基本理念とした「湯河原町町民憲章」の精神を尊重しながら、次の五つを計画の基本理念とします。

一 時代の変化に応じたまちづくりを進める

近年、時代が変化するスピードは速く、世界の動き、国の動きなどを一層の関心を持って注視する必要があることから、外部環境の動きに迅速に対応しながらまちづくりを進めます。

二 豊かな自然資源の活用と保全に留意する

海、山、川、温泉といった本町が有する自然資源は、だれもが認める本町の宝ですが、その活用と保全にあたっては十分な配慮が必要なことから、持続可能な発展を念頭に置きながらまちづくりを進めます。

三 健康で文化的な生活の確保と質の向上を図る

すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しており、ゆとり、うるおい、やさすぎ、癒しなどを求めるニーズも大きいことから、生活の質の向上を目指してまちづくりを進めます。

四 だれもが豊かに暮らせる地域経済の活性化を図る

本町は観光が基幹産業ですが、観光を軸に地域経済全体の活性化を図る必要があることから、観光と他産業との複合的な発展により、だれもが豊かに暮らせるようまちづくりを進めます。

五 連携と協働のもと町民一丸となってまちづくりを進める

自治の主役である町民と議会と町の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、連携・協働してまち

づくりを進めることが必要なことから、町民が誇りと愛着を持ち、来訪者からも愛され、親しまれるよう、町民一丸となってまちづくりを進めま

二 まちの将来像

東に相模灘を望み、他方を緑深い山々に包まれ、ほたる舞う二本の川の流れる湯河原町は、万葉集に詠まれ、古くから名湯として伝えられる湯量豊かな温泉と四季を通じ温暖な気候に恵まれ、多くの文人墨客に愛された観光地として、また、人と人とのふれあいを大切にし、歴史や文化、教養を尊ぶ「やすらぎの里」として発展してきました。

本町の観光資源である温泉、史跡、産業や海、山川などの優れた自然環境といったかけがえのない財産を守り、はぐくみながら次の世代に引き継ぎ、誰もが暮らしやすい町、国の内外から訪れたいと思わ

れる四季彩のまち・湯河原にしていくことが、私たち町民の務めです。

そのためには、自治の主役である町民と議会と町の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、協働するとともに、この町にかかわる様々な人々と協力し合いながらまちづくりを進めることが必要です。

町民が、自ら我が町に誇りを持ち、湯河原町が町の内外の人々から愛され、親しまれる町になっていくことを目指し、まちの将来像を

『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』とし、その実現を目指します。

「湯けむり」は、温泉観光地湯河原を端的にイメージしています。これまでもそしてこれからも、恵まれた温泉資源を有効に活用して、湯河原らしさを磨いていこうとするものです。

「笑顔」は、訪れる人の笑顔と町民の笑顔を表現しています。訪れる人が湯河原の温泉や自然、もてなしなどに触れて笑顔になれるよう、また、町民が安全や安心を実感しながら笑顔で日々の暮らしを重ねていけるよう、施策や事業を展開していこうとするものです。

「四季彩」は、先人たちが大切に守り育て受け継いできた海、山、川が四季折々に見せる彩りを表現しており、町民だれもが誇りに感じ、訪れる人の心もとりにするこの自然を、今後も守り育てていこうとするものです。

「湯けむり」と「笑顔」あふれる「四季彩」のまち、私たちが目指す一〇年後のまちの姿です。

三 将来人口の設定

計画の目標年度である平成三三年（二〇二〇年）における都市規模を明らかにするために、人口指標を次のとおり設定します。

将来人口（平成三三年（二〇二〇年））

《人口の見通し》

平成三三年（二〇二〇年）における本町の人口は、これまで同様、人口減少と少子化・高齢化が一層進展し、二五、五〇〇人程度の人口規模になるものと推測されます。

しかし、良好な生活環境やまちの活力を維持していくため、産業振興施策や子育て支援策、更に人口定住対策を推進することにより、二七、〇〇〇人の人口規模を目標として設定します。

【資料・データ】（省略）

四 土地利用の構想

町土は、現在及び将来の町民のための限られた財産であり、生活及び生産のための共通の基盤です。

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的・社会的・経済的・文化的な特

性に配慮した土地の有効活用を図ります。

そのため、ゾーン及び都市活動の拠点と軸を設定して、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

《土地利用構想図》(省略)

《ゾーンごとの土地利用の方針》

土地利用構想図に基づく各ゾーンの土地利用の方針は、次のとおりです。

(一) 複合市街地ゾーン

町民の日常的な生活活動(都市型居住)と観光・商業活動が共存する複合市街地ゾーンの形成を目指します。

(二) 住宅市街地ゾーン

町民の日常的な生活活動(郊外型居住)が営まれる住宅市街地ゾーンの形成を目指します。

(三) 緑住環境ゾーン

農地や樹林地が適正に保全された緑豊かな環

境の中で、それらと調和・共生しながら、様々な生活活動(郊外型居住・週末居住など)や地域振興に資する活動(産業振興・レクリエーションなど)が営まれるゾーンの形成を目指します。

境の中で、それらと調和・共生しながら、様々な生活活動(郊外型居住・週末居住など)や地域振興に資する活動(産業振興・レクリエーションなど)が営まれるゾーンの形成を目指します。

(四) 自然環境ゾーン

現在の優れた自然的環境を保全し、将来にわたって維持・継承していくとともに、優れた自然環境を拠点的に活用していくゾーンの形成を目指します。

(五) 海洋環境ゾーン

自然的・景観的に優れた海洋環境を将来にわたって保全するとともに、それらを活用しつつ、海とのかかわりを深めるレクリエーション機能を有するゾーンの形成を目指します。

《都市活動の拠点》

土地利用構想図に基づく都市活動の拠点づくりの方針は、次のとおりです。

(土地利用構想図省略)

(一) 広域商業拠点

広域的な交通流動特性を活かした自動車サービスタイプの商業機能（一般商業・観光商業）やアミューズメント機能が集積立地する産業拠点の形成を目指します。

○国道一三五号（三・五・一）沿道地区

(二) 都市中心拠点

生活支援サービス機能、商業・業務機能、さらには観光商業・サービス機能（観光物産の販売、飲食、観光情報施設）など、町民の生活・文化活動や産業活動を支える中枢的諸機能が集積立地する本町の中心となる拠点の形成を目指します。

○湯河原駅周辺地区

(三) 観光拠点

本町の主要産業である観光業を先導する保養・宿泊機能とそれらを支援する観光商業・サービス機能が集積立地する産業拠点の形成を目指します。

○温泉場地区

○奥湯河原地区

○町道オレンジライン沿道地区

(四) 海洋交流拠点

漁港、海洋レクリエーション基地などとして一般漁業、観光漁業（海業）を支える諸機能が集積立地する。海と都市との交流を促進する産業拠点の形成を目指します。

○福浦漁港周辺地区

(五) アメニティ拠点

自然的環境や歴史的環境を活かしつつ、ス

ボーツ・休息・レジャーなどのレクリエーション機能や優れた景観などのアメニティ環境を有する拠点の形成を目指します。

○湯河原総合運動公園～さつきの郷（星ヶ山公園）

○梅の郷・桜の郷（幕山公園）

○あじさいの郷（城山・土肥城址）

○湯河原海浜公園～湯河原海岸

○万葉公園（温泉場地区）～もみじの郷

(六) 交通拠点

公共交通の利便性を高めるアクセス機能、ターミナル機能（バス発着場、駐車場、駐輪場など）を有する拠点の形成を目指します。

○湯河原駅

《都市活動の軸》

土地利用構想図に基づく都市活動の軸づくりの

方針は、次のとおりです。

(一) 公共交通軸

子どもや高齢者などの交通弱者への対応に配慮しつつ、周辺諸都市や広域圏（ＪＲ東海道新幹線など国土軸への接続）とのつながりを強める公共交通軸の形成を目指します。

○東海道本線

(二) 広域交通軸

周辺諸都市や首都圏など広域圏とのつながりを強める道路交通軸の形成を目指します。

○国道一三五号（三・五・一）～真鶴道路

○県道七五号（湯河原箱根仙石原線）（三・

六・一）

○千歳通り線（三・五・三）

○町道オレンジライン

○トヨタヤターンバイク

○湯河原パークウェイ

○湯河原～熱海連絡道路（構想線）

(三) 都市交通軸

町内における円滑な移動や上位道路（広域交通軸）へのアクセス性を強める道路交通軸の形成を指します。

○国道一三五号（真鶴道路並行区間）

○幕山公園通り線（中央通り線）（三・四・

一）

○県道七五号（湯河原箱根仙石原線）（三・

六・一）

（小梅橋～町道オレンジライン交差点）

○町道オレンジライン～鍛冶屋地区連絡道路

（構想線）

○鍛冶屋地区～福浦地区連絡道路（町道川堀

鍛冶屋線の活用）

○福浦地区～真鶴半島連絡道路（構想線）

(四) アメニティ軸

アメニティ拠点との空間的なつながりやアクセス性の強化に配慮しつつ、本町の優れた自然的・歴史的環境に調和した快適環境・景観を有する軸の形成を指します。

○洗頭川～音無川 ○新崎川

○藤木川～千歳川

○アメニティ拠点へのアクセス路

五 まちづくりの基本目標

まちの将来像である「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」の実現に向けて、次の五つのまちづくりの基本目標のもとに、施策の大綱を掲げます。

基本目標一

産業・観光

魅力と活力にあふれるにぎわいの
あるまちづくり

温泉観光地の特徴を最大限發揮し、観光を産業の軸としながら交流人口の増加を図り、農業、漁業、商業などの各産業の連携のもとに、魅力と活力にあふれるにぎわいのあるまちづくりを進めます。

基本目標二

保健・福祉

ともに支えあい笑顔で暮らせるま
ちづくり

町民一人ひとりが健やかに暮らすための健康づくりと、互いに助け合い支え合う地域ぐるみの福祉を推進し、だれもが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標三

都市環境防災

四季彩と暮らしが調和した安
全・安心のまちづくり

計画的な土地利用のもと、季節感あふれた美しい環境町民生活の調和を図るとともに、生活基盤や災害への備えを充実し、安全で安心して生活することができるとともに、まちづくりを進めます。

基本目標四

文化・教育

生涯を通じて学び豊かな心を育む
まちづくり

地域の伝統を大切にしながら、生涯に渡る文化、学習、スポーツなどの活動を通じて、健やかな体と豊かな心を育むまちづくりを進めます。

基本目標五

行財政運営

みんなで作る自立と協働のま
ちづくり

町民一人ひとりがまちづくりに参加し、町民、議会及び町の連携を進めるとともに、経営の視点を持った行財政運営のもと、自立と協働のまちづくりを進めます。

第二章 施策の大綱

基本目標一 魅力と活力にあふれるにぎわいのあるまちづくり

一 基幹産業の振興

四季折々の自然や人々の心と体を癒す温泉を活かし、本町の基幹産業である観光業の安定した経営の実現と、創意工夫に満ちた意欲的な取組を支援します。

二 地域産業の振興

地域の特性を活かした産業間相互の連携を促進し、商業・サービス業、工業、農林業、漁業海業

といった魅力あふれる地域産業の振興を図ります。

三 勤労者対策の推進

あらゆる世代の雇用確保のため、関係機関と連携して就業機会の拡大と勤労者を取り巻く労働環境の改善に努めます。また、勤労者福祉の充実を図ります。

基本目標二 ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり

一 保健・医療の充実

町民の健康意識を高め、自らが病気の予防と健康増進に取り組み、心身の健康管理が行えるよう健康づくり体制の充実に努めます。また、関係機関との連携のもと、地域医療の充実に努めます。

二 福祉の充実

だれもが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安

心して支え合って暮らせるよう、自助、共助、公助の考え方のもとに、各種福祉施策を展開します。

三 社会保障の充実

保険・年金制度の適正な運営と生活支援対策の充実を図り、いざというときに頼りになるセーフティネットの確立に努めます。

基本目標三 四季彩と暮らしが調和した安全・安心の

まちづくり

一 自然環境の保全

自然環境や地球環境の保全に対する町民の関心を高めるため、環境教育や環境学習を充実するとともに、低炭素社会づくりを進め、かけがえのない地域の自然環境と地球環境の保全に取り組みます。

二 快適な住環境の構築

身近な環境問題に対する町民の理解と協力を得て、ごみの減量や再資源化、排水の浄化に努め、きれいな水、きれいな空気、良好な生活環境を次の世代につなげていけるよう、快適な住環境の構築に努めます。

三 安全な暮らしの確保

災害に迅速かつ適切に対応できるよう、防災、防犯、消防、救急の体制充実と、町民と連携した取組を進めます。また、防災、防犯、交通安全などの意識の高揚や、消費に関する正しい知識の普及に努め、安全な暮らしの確保に努めます。

四 計画的な土地利用の推進

地域の特性を活かして、自然環境に配慮した総合的、計画的な土地利用を推進します。特にまちの顔となる駅周辺と湯けむりかおる温泉場地区の整備を進めます。また、地域の特色を活かした多

様性に富んだ公園の整備を進めるとともに、自然に親しめる緑地と水辺空間を創出します。

五 交通通信網の整備

交通の骨格となる幹線道路や町民の日常生活に欠くことのできない道路の整備などを進め、交通ネットワークの利便性を向上します。また、情報化社会の進展に対応した通信網の整備に努めます。

基本目標四 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

く

一 生涯学習の推進

人づくりの基本である家庭教育、幼児教育、学校教育の連携とそれぞれの充実を進めます。また、生涯を通じて学習、スポーツ活動ができるよう、指導人材の育成、情報の提供、活動機会や場所などの充実を図ります。

二 文化芸術の振興

先人が築き伝え残してきた地域文化や文化財、伝統行事などの保護に努めます。また、多彩な感性を磨く町民の主體的な文化活動を促進し、魅力ある湯河原文化を育みます。

三 多文化共生社会の実現

社会経済の国際化に対応し、在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めます。また、世界に目を向けた人材が育つよう、国際交流を推進するほか、国内親善都市などとの地域間交流を推進します。

基本目標五 みんなでつくる自立と協働のまちづくり

一 開かれた行政の推進

行政情報の提供と町民意識の把握を積極的に行うとともに、町民参画によるまちづくりを進めるための体制を整え、町民に開かれた行政を推進し

ます。一方で個人情報保護にも努めます。

二 協働によるまちづくりの推進

町民、議会及び町がそれぞれに果たすべき責任を自覚して、役割を分担しながら協働によるまちづくりを推進します。

三 将来を見据えた行政経営の推進

長期的な視点と経営の視点を併せ持ち、健全な財政運営を行います。また、常に事務事業の改善、組織機構の改革に努め、効率的な行政運営を進めます。

四 広域行政の推進

周辺都市とのつながりを大切にしたい、広域的な行政の連携を図ります。

(後略)

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

この総合計画は、二〇〇七(平成一九)年五月に就任した第一四代の富田幸宏町長のときのものである。

二〇〇九年四月に総合計画策定を表明し、まちづくりに関する町民意識アンケート調査、まちづくり懇話会・各種団体ヒアリング開催、パブリックコメント、策定作業部会等委員会の開催、総務文教・福祉常任委員会・総合計画審議会・議会全員協議会などの開催を経て、二〇一〇年一月三〇日、この総合計画は可決された。

先の総合計画では、まちの将来像の、いわばキャッチフレーズとして「四季彩のまち・さがみの小京都湯河原」が掲げられたが、「ゆがわら二〇一プラン」では、「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」となって「小京都」ははずされてしまった。これは、湯河原町観光戦略会議において、「小京都というキャッチフレーズが町と合っていない」「小京都という考え方を払拭する意識改革が重要」などの意見が出され、ま

た、「まちづくり懇話会」で協議をしたところ、「さがみの小京都」は、町の将来像に含まないという結果になり、「さがみの小京都」は消えてしまった。

第二節 都市計画

(一) 駅下土地区画整理

48 駅下土地区画整理区域決定について

二八湯経發第二一一號

昭和二十八年九月五日

湯河原町長 伊藤鶴松

神奈川縣知事 内山岩太郎 殿

湯河原都市計畫湯河原驛前下土地區畫整理區域

決定について

標記の件について別紙の通り建設大臣宛申請致しますから何分よろし御進達方御取計い下さるよう御願致します

二八湯經發第二一二號

昭和二十八年九月五日

湯河原町長 伊藤鶴松

建設大臣 戸塚丸一郎 殿

湯河原都市計畫湯河原驛下土地區畫整理區域決定について

標記の件について別紙調書により都市計畫決定方申請致します

湯河原都市計畫湯河原驛下土地區畫整理調書
一、一般方針

湯河原町は東京より九六、四キロ米の西方にあつて神奈川縣の最西南部に位する。本町千歳川を縣境として静岡縣熱海市と接している温泉郷であります。總面積一八、八二平方キロ米で箱根火山の連峰で南方は箱根町に接して居ります。

湯河原町は東海道線の開通（大正十三年）と共に發展の度を加え、戰時、戰後の人口は急激に増加しつつあります。

町の推勢は湯河原驛前の平坦地をめざし發展しつつあります。此の推移と共に温泉場より驛前迄の引湯に成功今後の驛前の市街化を豫想する時早急に土地區畫整理を施行し諸施設を綜合的に實施する必要があるあります。

即ち湯河原停車場線（幅員一一、〇米）以南より千歳川に至る區域及宮上川せき橋より縣道を驛に向つて南方千歳川迄の區域合計一九五、五六三坪の區域を都市計畫法に基き土地區畫整理區域と定め土地の狀況其の他を精査し、その土地に即應した計畫を樹立これを実施して湯河原町の開發を計ることを目途と致します。

二、理由書

今般都市計畫法に基く土地區畫整理區域を決定する理由は

1 區域内の現在道路は耕地整理施行區域内であるためあまりにも狭あいであり、未整理區域にいたつては道路らしき農道さへなき現況で今後の發展上放置する時は同地域の開發を阻害する原因となりますので同區域内の計畫街路は勿論區劃街路を系統的に整備する。

2 驛下平坦地は最近に於ける發展狀況より見るに急速度で進捗し此に加えて溫泉場よりの引湯に成功して其の發展速度を増大しつゝある現狀で、このまゝ放置する時は無計畫狀態となるおそれあるばかりでなく將來取り返しの出来ない狀態となるは明らかであります。依つて本計畫に則り用途地域全域に亘つて土地區畫整理を実施するものであります。

3 現在の溫泉場に至る幹線路線は縣道を唯一つの路線としておりますので將來の交通網又は防災等を考慮するとき誠に憂慮すべき狀態でありますので本計畫實施に當り之等を考慮して千歳川沿いの路線を計畫樹立したものであります。

4 市街地形態實現に付いては、交通網の充實は勿論防災等については特に留意し計畫しております。

三、事業の概要

1 湯河原町は昭和十一年三月十八日都市計畫法第一條の指定を受け本町全區域を都市計畫區域に指定した。

既に昭和二十四年度都市計畫として湯河原停車場線の改良工事を四ヶ年繼續事業として實施致しました。

2 主要施設並に計畫
イ 幹線街路

湯河原驛より吉濱町に向つて都市計畫街路として昭和二十四年度より四ヶ年繼續事業として湯河原停車場線があり幅員一一、〇米延一、〇〇〇米、小田原熱海線中門川地内より此區域を從斷して縣道幅員七、〇〇米あるのみでこの區畫整理によつて別紙添付圖(省略)の通り各幹線路を初め細街路に至るまで道路網の配置を計るものであります。

口地域計畫

都市計畫として區域内の地域も或程度決定して其の計畫に準據するは勿論、學校敷地、公園綠地、商業地、住宅地等を造成するものであります。八都市計畫としては公園の造成決定はしてないが町營公園綠地の計畫を樹立し公園施設の充實を計ります。

3 耕地整理法第四三条關係の土地

耕地整理法第四三条第一號乃至第七號の土地につ

いては

イ 國有地 一、七〇〇坪 (五ヶ年保留農地)

ロ 鐵道用地 一、八〇四坪 三六四坪

其の他は道路、水路等で他は存在しない。

4 地區内の農地關係

農地面積は一、三〇〇坪にして、ほとんど水

田である。

地元農地委員會も地區内の現況を考慮し土地區畫

整理實施については協力している狀況である。

5 整理施行者の豫定及施行地の範圍並に施行の時期

順序整理施行者は湯河原町長とする。

施行範圍は計畫決定區域全部であるが、これを三

北區に分割し昭和二十八年より五ヶ年計畫により

逐次完成する豫定である。

四、統計資料

- 一、最近五ヶ年建築許可件数
- 二、職業別人口構成（昭和二十八年五月一日調）
- 三、最近五ヶ年人口調
- 四、交通情勢調査三日間観測一日平均表
- 五、湯河原驛最近三ヶ年乗降人員数

統計資料

一、最近五ヶ年建築許可件数

区域別	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年 (八月三十一日)
全町域	一一二	一一八	一〇四	一三八	一〇八
區畫整理を 施行する區 域内	二二五	三三二	二二三	三九	三三三

二職業別人口構成（昭和二十八年五月一日調）

種別	農業	水産業	林業	工業	商業	公務	運輸	接客業	其他
實数	九〇〇	五	二五	二五一	三九九	九五二	二二九	七七四	九九
割合	二四・八〇	〇・二〇	〇・七	七	一一・二六	二六	六二	二四	二七

三、最近五ヶ年人口調

備考	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年 (八月三十一日)
總數	一〇、一八五	一〇、〇五四	一〇、二二四	一〇、三六九	一〇、二八一
男	四、七四二	四、六四五	四、七二八	四、七八〇	四、七三三
女	五、四四三	五、四〇九	五、四九六	五、五八九	五、五四九

四、交通情勢調査三日間観測一日平均表（自動車交通のみ）

路線名	調査個所	道路幅員	方向	自動車數
箱根真鶴線	湯河原町 宮下	七、〇米	湯河原驛より 温泉場に至る	一、一二八臺

昭和二十八年六月二十四日、二十五日、二十六日

午前七時より午後七時まで

交通調査

湯河原駅最近三ヶ年乗降人員数調

（ ）内は定期券乗降者数

第二節 都市計画

	五月	六月	七月	八月	九月
	一五六、三七八 (五七、九六〇)	一二五、六六三 (五〇、七三〇)	一三〇、九六五 (六二、七〇〇)	一三三、六九〇 (六一、二九〇)	一三三、六九〇 (六二、九二〇)
	一六〇、〇七七 ()	一一八、七二一 ()	一三一、二四七 ()	一二五、五六八 ()	一三四、六三八 ()
	一六六、五七三 (六六、一九三)	二二五、八八九 (五八、二二九)	一三六、八四九 (六六、九二五)	一六五、四五八 (七四、七四八)	一四二、四五二 (七、六三三)
	一七〇、七三三 ()	一二四、三八六 ()	一三六、〇五七 ()	一六四、四九二 ()	一四一、五三六 ()

昭和二八年	昭和二七年		昭和二六年		年別 月別
	降	乗	降	乗	
	(一七五、〇三九)	(一七一、七三三)	(一四五、八八六)	(一四二、一七四)	一月 一四七、五六〇 (五九、八八〇)
	(一三四、三七〇)	(一三四、〇〇三)	(二一九、四九三)	(四七、一九〇)	二月 一一一、八九七 (四五、六九〇)
	(一六五、五三五)	(一六五、四三〇)	(一三八、三九六)	(五、〇〇〇)	三月 一三五、五四〇 (五、七八〇)
	(一七四、七一九)	(一七一、一六三)	(一五九、〇六九)	(五七、八七)	四月 二〇六、一七九 (一〇九、六八〇)

	十月	十一月	十二月	計	一日平均
	一八二、〇六四 (七七、八八一)	一六四、三三三 (六九、〇六〇)	一三八、五三五 (六八、三七二)	一、七七九、一五八 (七六五、四八七)	四、八七四 (二〇九)
	(一八三、七四〇)	(一六七、九四一)	(一三七、九一九)	(一、七八七、六五三)	四、八九七 ()
				一、〇九七、五四九 (四四三、六三三)	五、一七七 (二〇九)
				一、一〇三、一八七 ()	五、二〇三 ()

一六九、六五一 (六〇、七九三)	一三七、〇三九 (六一、八三八)	一四八、五四一 (七三、〇四九)		
一七二、〇五七 ()	一三五、七〇〇 ()	一四八、七六八 ()		

〔自昭和二八年 至昭和三五五年 湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業認可関係〕湯河原町役場蔵)

駅下土地区画整理事業が実施された地域は、湯河原

駅前から県道湯河原箱根仙石線（県道七五号）と静岡
 県境となる千歳川下流との間の地域で、現在、湯河原
 町土肥一丁目から六丁目までの住居表示となっている
 （以下「駅下地区」という）。この地域は、湯河原駅前
 通り一帯に商店街があり、地区内を東西に走る旧県道
 に沿って商店や農家が点在する程度であった。駅周辺
 および駅下地区は、水田を中心とした平坦な地域であっ
 た。

ところが、駅下一帯が平坦地であることから、住宅
 が増えるようになってきたこと、さらに温泉場からの
 引湯計画が成功したことで、旅館などの施設が増え、
 今後、急速な開発が進むことが予想されるので、公共
 施設の整備改善を実施し、新しいまちづくりによる市
 街化を目指すべきであるということから、土地区画整
 理事業を施行することになった。この水田地帯である
 面積五五ヘクタールの土地を区画整理して道路・公園

を新設し、一般住宅地を造成しようとする事業である。

この都市計画決定書は、神奈川県知事を経て建設大
 臣あてに申請したものである。

49 駅下土地区画整理決定について

議第三九六号

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理決定につ
 いて

建設省補計第一一〇号

昭和二十八年九月十二日

建設大臣 戸塚九一郎

神奈川県都市計画審議会長 殿

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理決定につ
 いて

標記について都市計画法第三条の規定により次のよ

うに審議会に付議する。

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理

第一、都市計画土地区画整理を次のように定める。

一、区域

湯河原町大字門川字川端の一部、字葉萁木田の全部、字藏町の全部、字広崎^(ママ)の一部、字宮田の全部、字柳河原の全部、字広町の全部、字御庭の一部、大字宮下字千暮の全部、字楠の全部、字桜木の全部、字石田の一部、字根廻りの一部、字前の田の一部、字向ヒ田の一部、字山口の一部

部

大字城堀字森下の一部、字城下の一部

大字宮上字道下の一部

二、地積

約一七一、三〇〇坪

「別紙図面表示の通り」(省略)

第二、前項の土地区画整理の設計方針を次のように定める。

一、街路は都市計画として、決定したもの、外、土地の状況を精査し一部は、温泉街として利用されるように、その配置を定めるものとし、その中員は、特別の事情ある場合を除くの外総べて六「メートル」以上とする。

二、公園その他緑地は、総地積の三「パーセント」以上とし土地の状況を精査して、その配置を決定するものとする。

三、画地は特別の事情ある場合の外、温泉街及び一般住宅に適応するよう決定するものとする。

理由書

湯河原町は、温泉郷として、有名であるが、温泉地

の発展に伴い、湯河原駅附近の新市街化が予想される状況に鑑み、この地の区画整理を決定し、別途立案された街路網計画の早期実現を図り、将来発展を基礎としようとするものである。

〔自昭和二八年 至昭和三五年 湯河原都市計画湯

河原駅下土地区画整理事業認可関係〕湯河原町役場

蔵)

九月五日付け申請により、建設大臣が駅下土地区画

整理事業を認可したので、これを神奈川都市計画審議

会に付議して最終決定を指示したものである。

50 駅下土地区画整理施行命令内申について

二九湯経発第一七七号

昭和二十九年 月 日

湯河原町長 伊藤鶴松

神奈川県知事 内山岩太郎 殿

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理施行
命令内申について

標記について別紙調書の通り建設大臣宛内申いたしま
すから進達方よろしくお願いいたします。

二九湯経発第一七七号

昭和二十九年 月 日

湯河原町長 伊藤鶴松

建設大臣 小沢佐重喜 殿

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理施行

命令内申について

昭和二十八年九月三十日建設省告示第一、三二四号で
決定になつた湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理
を別紙理由書のように速急に事業を施行いたしたいの
で都市計画法第十三条第一項但書の規定により湯河原
町に事業の執行方下命されるよう内申いたします。

一、都市計画として決定後一年以内に施行命令を内申する理由

湯河原駅前広場を含む本地域は温泉場より引湯の成功により、最近急速に発展する気運にあるので、都市計画の諸施設を急速に整備し、これに對処する必要がある、且つ区域内には、都市計画街路、七路線、駅前広場、公園、その他、千歳川の改修事業等公共施設との関連が多いので、都市計画法第十三条第一項但書の規定により湯河原町に於て施行しようとするものである。

尚本事由を列挙すれば次の通りである。

1.湯河原駅下平坦地は、最近第二の温泉郷として、急速に発展しつつあり、新市街化が豫想される状況にあるので、本事業により街路、公園、その他、公共施設を急速に整備し、都市発展の基礎とするものである。

2.区域内の都市計画街路は、昭和二十八年度より

千歳通り、一号線(Ⅱ、33)が、事業化され、本年度より、湯河原駅前より停車場(Ⅱ32)が着工される状況なので、都市計画街路事業の促進を計りこれに関連し、区画街路を系統的に整備し健全なる都市の発展を計る要がある。

3.駅前広場は都市計画決定の線に沿つて早急に実施し、交通の緩和を計り、来遊者の便に供せんとするものである。

二、事業費概算及財政計画

イ事業費概算

総額 六四、〇〇〇、〇〇〇円

内訳

整地費	一二、〇〇〇、〇〇〇円
換地費	三、四三〇、〇〇〇円
補償費	八、七五〇、〇〇〇円

年度	事業費	収入内訳	
		町費	替費地
昭和二十九年	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	—
昭和三十年	一三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇

ハ事業費収入豫定表

街路整備費	三二、〇〇〇、〇〇〇円
水路整備費	四、八〇〇、〇〇〇円
雑工事費	二、〇〇〇、〇〇〇円
事務費	一、〇二〇、〇〇〇円
計	六四、〇〇〇、〇〇〇円

口事業費財源

総額	六四、〇〇〇、〇〇〇円
内訳	
替費地売却代	五二、〇〇〇、〇〇〇円
町費負担	一一、〇〇〇、〇〇〇円
計	六四、〇〇〇、〇〇〇円

	昭和三十一年	昭和三十二年	計
整理前の民有地	二五、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	六四、〇〇〇、〇〇〇
整理前の公共用地	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
整理後の国土地及び準国土地	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
整理後の公共用地	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
計	三二、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	六四、〇〇〇、〇〇〇

三、整理施行による利益計算

イ整理前後における民有地、公共用地の増減及び

民有地の減歩率

1. 整理前の民有地	一三五、八六四坪
整理前の公共用地	二七、八四一坪
整理前の国土地及び準国土地	四、一六九坪
測量増	三、八六四坪
計	一七一、五一三坪
2. 整理後の民有地	一一九、三九〇坪
整理後の公共用地	四八、四五三坪
整理後の国土地及び準国土地	三、六七〇坪
計	一七一、五一三坪

3. 民有地減歩率

ロ 整理前後の土地価格

整理前区域内の土地価格総額は一八九、〇〇〇、〇〇〇円であるが整理施行後は、その効果と相俟つて、現況約八〇％の農耕地は、広汎に宅地化が豫想されるので、別添地価豫想図より算出したる整理後総額は、四八〇、〇〇〇、〇〇〇円に増進される。

従つて本事業の施行並びにこれに関連せる投入事業費約二億円を想定するも尚一億円の利益が豫想される

四、整理施行期間及事業進捗の見込

施行年度	進捗率
昭和二十九年	五%
〃三十年	二〇%
〃三十一年	四〇%
〃三十二年	三五%

(地価豫想図省略)

(自昭和二八年 至昭和三五年 湯河原都市計画湯

河原駅下土地区画整理事業認可関係) 湯河原町役場

蔵)

一九五三(昭和二八)年九月に、建設大臣が駅下土地区画整理事業を決定したものの、施行命令が出ないので、施行命令を早く出すよう要請したものである。

理由としては、湯河原町の、とくに駅下土地区画整理事業対象地域へ温泉場から引湯事業が成功したことで、急速な市街地化を懸念したのである。

51 駅下土地区画整理施行命令について

二九計第一八〇二号の二

昭和二十九年十一月五日

神奈川県知事 内山岩太郎 印

湯河原町長 殿

湯河原都市計画事業湯河原駅下土地区画整理

施行命令について

昭和二十九年九月七日づけ二九湯経発第一七七号で申請のあつた標記については、別紙のように十一月一日建設大臣より命令があり別紙写のように官報に告示されたから諒承の上、所定の手続きを進められたい。

足柄下郡湯河原町

昭和二十八年九月三十日建設省告示第千三百十四号湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理を都市計画事業として施行し、昭和三十二年までに完了すること
を命ずる。

昭和二十九年十一月一日

建設省告示第千四百八十九号

建設大臣 小沢佐重喜 印

神奈川県足柄下郡湯河原町に対し、昭和二十八年九

一九五四（昭和二九）年十一月一日付の建設大臣命

月三十日建設省告示第千三百十四号湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理を都市計画事業として施行し、昭和三十二年までに完了することを命じた。

令により、駅下地区の土地区画整理事業が着手されることになったが、事業完了年が一九五七年度までという四か年事業であった。しかし、事業は計画通りには進まなかつた。最初に処理しておかなければならなかつたのは、土地区画整理事業対象地内にある民間個人所有地・町有地以外の土地の処理であつた。例えば、区画整理事業地域内には、千歳川河川敷地・県道敷地・

昭和二十九年十一月一日

建設大臣 小沢佐重喜

建設省神計第一三七号

（神奈川県経由）

国有地・東京鉄道管理局所有地・関東電気通信局公社
社有地があり、土地区画整理事業を施行するには、こ
れらの土地の区画事業地として編入する作業があった。

一九五五年一月、土地区画整理事業設計書と施行規
定が認可され、いよいよ区画整理事業が始まったが、
早くも一九五八年一月に事業計画の変更を申請しなけ
ればならなくなつた。このときの変更は、駅前拡張
であつた。変更理由は、駅の乗降客が一日一万人以上
に増加する一方で、観光客を吸収する商業地帯が狭く、
駅前を現状で放置してしまうと、駅前の開発を阻害す
ることになるといふものであつた。わずか、九九〇平
方メートルの面積であつたが、所定の書式・項目を備
えた申請文書を作成しなければならなかつた。

そもそもが、指定された完了年度での事業完了は難
しく、頻繁に完了年度変更の申請をしている。一九五
五年一月に設計認可されて以後、一九五九年から一九

七〇年までに六回の事業計画変更を申請していた。こ
の事業計画変更に関連して、資金計画の変更と事業完
了年度の変更も申請する必要があつた。

52 湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業施行

条例

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業施行
条例（昭和三十四年六月二十九日条例第六号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、健全な市街地の造成を図りもつ
て公共の福祉の増進に資するため、土地区画整理法
（以下「法」といふ。）第三条第三項の規定により湯
河原町（以下「施行者」といふ。）が施行する土地
区画整理事業について、法第五十三条第二項に規定
する事項その他必要な事項を定めることを目的とす

る。

(事業の名称)

第二条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称は、湯河原都市計画湯河原駅下土地

画整理事業という。

(施行地区及び工区に含まれる地域の名称)

第三条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

湯河原町				
大字	字			
宮上	道下の一部			
宮下	桜木、楠及び千暮の全部、前ノ田、向ヒ田、根廻り、石田及び山口の一部			
城堀	広町、入谷田及び宮田の全部、森下、御庭平及び城下の一部			
門川	柳河原、蔵町及び茱萸木田の全部、川端、広崎及び御庭の一部			

2 前項の施行地区を次の工区に分け、その名称及びそれに含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

第一工区					工区の名称
大字	工区に含まれる地域の名称				
宮上	道下の一部				
宮下	桜木及び楠の全部、千暮、前ノ田及び向ヒ田の一部				
城堀	宮田の一部				
門川	柳河原の全部、茱萸木田及び川端の一部				

第二工区		
宮下	根廻り、石田、千暮及び山口の一部	
城堀	広町及び入谷田の全部、御庭平、森下、宮田及び城下の一部	
門川	蔵町の全部、広崎、茱萸木田及び御庭の一部	

(事業の範囲)

第四条 事業は、法第二条第一項及び第二項に規定する土地区画整理事業を行うものとする。

(事務所の所在地)

第五条 事業の事務所は、湯河原町役場内に置く。

第二章 費用の負担

(費用の負担)

第六条 事業に要する費用(以下「事業費」という。)

は、次項に定めるもののほか施行者が負担する。

2 法第九十六条第二項の規定により定める保留地の処分金及び国の補助金並びにその他の者が費用をもつて、事業費に充てるものとする。

第三章 土地区画整理審議会(省略)

第四章 評価

(評価員の定数)

第十八条 法第六十五条に規定する評価員の定数は三名とする。

(従前の宅地、及び換地の評価)

第十九条 従前の宅地及び換地の評価は、その位置、

地積、土質、水利、利用状況、^(ママ)還境等を考慮し、評

価員の意見を聞いて定める。

2 所有権以外の権利(地役権、先取特権、質権及び

抵当権を除く。)の存する宅地についての所有権と

所有権以外の権利の権利価額は、前項の評価格にそれぞれ

3 前項の権利価額の割合は、賃貸料、位置、地積、

土質、水利、利用状況、^(ママ)還境等を考慮し、評価員の意見を聞いて定める。

第五章 従前の宅地の地積の確定

(従前の宅地)

第二十条 換地計画において換地を定めるために必要な従前の宅地各筆の地積は、昭和二十九年十一月一日現在の土地台帳地積によるものとする。

但し、国有地については、その登録台帳地積とし、

登録台帳に登録されていないときは、施行者が査定した地積によるものとする。

2 前項に規定する日以後分筆又は合筆を行つた宅地については、その日現在における分筆又は合筆前の

土地台帳地積を標準として施行者が査定したものを同項の土地台帳地積とする。

3 第一項に規定する日以後新たに土地台帳に登録された宅地については、その登録地積によるものとする。

4 所有権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積は、その権利について申告し又は届け出た地積と当該宅地の地積が符号しないときは、再調訂正して申告し又は届け出た地積によるものとする。但し、再調訂正して申告し又は届け出ないときは、土地台帳地積によるものとする。

第六章 清算

(清算金の算定)

第二十一条 換地清算に関して徴収又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の評価額の総額に対する換地の評価額の総額の比を従前の宅地又はその宅地に存する権利（地役権、先取特権、質権及び抵当権を除く）の評価額に乗じた額と、当該宅地に対する換地又は当該権利について定められた権利の評価額との間における差額とする。

2 法第九十条、第九十一条第三項、第九十二条第三項及び第九十五条第六項の規定により換地を定めな

いで金銭で清算し又は権利を消滅させて金銭で清算する場合における清算金額は、前項の規定に準じて定める。

(清算徴収金等の納付期限及び場所の通知)

第二十二条 前条の清算徴収金、法百二条の仮清算徴収金、法百十四条第三項及び法百十六条第四項の求償金並びに前条の清算金と法百二条の仮清算金との差額徴収金を納付すべき期限及び場所は、施行者が定め、すくなくとも納期限の十日前までに納付義務者に通知する。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第二十三条 清算金は、次に掲げるところにより分割

徴収し又は分割交付することができるものとする。

この場合に付すべき利子の利率は、年六分とし、第一回の分割徴収又は分割交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

清算徴収金又は清算交付金の総額	分割徴収又は分割交付すべき期間
五千円以上 一万円未満	六箇月以内
一万円以上 二万円未満	一年以内
二万円以上 三万円未満	二年以内
三万円以上 四万円未満	三年以内
四万円以上 五万円未満	四年以内
五万円以上	五年以内

2 清算金を納付すべき者が分割納付を希望するとき
は、法第百三条第一項の通知があつた日から二週間
以内に施行者に、分割納付を希望する旨を申し出て
承認を受けなければならない。

3 清算金の分納を認める場合において、第一回の納

付金の額は、分納を認められる清算金総額を分納の回数で除して得た金額を下らない額とし、第二回以後の納付金の額は、利子をあわせて毎回均等とする。この場合毎回の納付期限は、前回の納付期限の翌日から起算して六箇月とする。

4 清算金を分割して納付する者は、前項の規定にかかわらず、期限前においていつでも清算金の残額の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。この場合の利子の計算は、すでに納付した最近の納付金の納付期限の翌日から繰り上げ納付する日の前日までの日割計算によるものとする。

5 清算金の分納を認められた者が分納に係る納付金を滞納したときその他特別の事情があるときは、施行者は、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。

6 第一項の規定により清算金を分割交付する場合に

は、施行者は、毎回の期限及び金額を清算金の交付を受けるべき者に通知する。

(氏名又は住所を変更したときの届出)

第二十四条 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所(法人にあつてはその名称又は主たる事務所の所在地)を変更した場合は、直ちにその旨を施行者に届け出なければならぬ。

第七章 雑則(省略)

附 則

- 1 この条例は、昭和三十四年六月三十日から施行する。
- 2 この条例施行前に湯河原都市計画事業湯河原駅下土地区画整理施行規程の規定によつてした処分、手續その他の行為は、この条例中これらの規定に相当する規定がある場合においては、この条例の規定によつてしたものとみなす。

(湯河原町役場蔵)

土地区画整理法第五三条第二項に基づいて、区画整理事業に必要な事項を定めたものである。なお、土地区画整理審議会の規定を省略したが、この審議会は、施行地区内の地権者を代表し、その意見を事業に反映するとともに、施行者と地権者の間に立つて調査を行う機関である。

なお、清算金についてであるが、土地所有者・地権者は区画整理によつて整形された新たな宅地を所有することになる。しかし、その場合に、減歩された結果の宅地であるものの、減歩された面積に対して金銭補償はしない。むしろ、区画整理事業施行による開発効果により、その土地の評価額が従前の評価額よりも高くなる。そこで、従前の土地評価額より区画整理後の土地評価額が高くなった場合、土地所有者・地権者は、その差額を清算金として納付しなければならない。こ

第二節 都市計画

53

駅下土地区画整理事業種目別施行前後対照表

の逆の場合は、清算金が交付される。清算金とは、そのような性格のものである。

種目別施行前後対照表

種目	公共用地										施行前 地積(m ²) %	施行後 地積(m ²) %	摘要												
	地方公共団体所有地					国有地																			
	畑	田	計	堤防	水路	広場	公園	道路	計	堤防				水路	道路										
	一四、九二八・二二	二七三、九五三・七七	七三、五六六・六二					二、二〇五・二四	七〇、三六一・三八	九、六九八・九七	三三、四五二・一五	三七、二〇二・二六	〇・四〇	一三三、四八一・四五	一七、二七一・〇〇	二、二〇五・二四	〇・四〇	一三三、四八一・四五	二、二〇五・二四	〇・四〇	一三三、四八一・四五	二、二〇五・二四	〇・四〇		
	二、七〇	四九二・八	一三三・一〇					〇・四〇	二二・七〇	一七・七五	四・二三	六・七三		二七・七二	三・二二	二二・八八	二二・四一								

種目	住宅地										施行前 地積(m ²) %	施行後 地積(m ²) %	摘要														
	国有地					民有地																					
	計	話社用地	日本電信小計	日本国有小計	用地	計	雑種地	公衆用道路	用悪水路	原野				山林	鉾泉地	宅地											
総計	五五三、九三一・一〇	一〇、五六〇・四五	一、八四七・九二	八、七二二・五三	二、七八六・七七	四五六、九八七・二八	四、三二五・三三	一九・〇〇	一一・〇〇	二、〇五〇・〇一	一九・〇〇	六・六〇	一六二、六八五・三六	二、四九	一、九一	〇・三四	一、四四一・〇五	四、六四七・一九	〇・八四	〇・三六	一、〇八一・二四	六、〇八八・二四	一・一〇	二九・三七	二五、七九・三三	三、八・九四	
測量増減	一三、八六六・七五					八二・五〇				〇・三七																	
保留地																											
合計	四六七、五四七・七三	一〇、五六〇・四五	一、八四七・九二	八、七二二・五三	二、七八六・七七	四五六、九八七・二八	四、三二五・三三	一九・〇〇	一一・〇〇	二、〇五〇・〇一	一九・〇〇	六・六〇	一六二、六八五・三六	二、四九	一、九一	〇・三四	一、四四一・〇五	四、六四七・一九	〇・八四	〇・三六	一、〇八一・二四	六、〇八八・二四	一・一〇	二九・三七	二五、七九・三三	三、八・九四	
合計	五五三、九三一・一〇	一〇、五六〇・四五	一、八四七・九二	八、七二二・五三	二、七八六・七七	四五六、九八七・二八	四、三二五・三三	一九・〇〇	一一・〇〇	二、〇五〇・〇一	一九・〇〇	六・六〇	一六二、六八五・三六	二、四九	一、九一	〇・三四	一、四四一・〇五	四、六四七・一九	〇・八四	〇・三六	一、〇八一・二四	六、〇八八・二四	一・一〇	二九・三七	二五、七九・三三	三、八・九四	

(一)湯河原都市計画 湯河原駅下土地区画整理事業完
成記念誌 昭和四五年一〇月(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

一九六一（昭和三六）年後半から、湯河原町内の新幹線トンネル工事で掘削される捨て土（ズリ土）を駅下地区の土地造成工事の埋め立てに使うことになり、区画整理事業が順調に進むようになった。

事業区域の決定から区画整理事業を経て、字区域設定の告示をもって終了した駅下土地区画整理事業は、事業費総額六億円余、事業期間じつに一七年も要した一大事業であった。景観としては、湯河原駅前広場の整備、御庭公園の設置、幅員一五メートルの都市計画街路、幅員四、六、一一、一二メートルの区画街路整備、幹線水路の整備などが実施された。

なお、土地区画整理事業の完成式と記念碑除幕式が一九七〇年十一月一八日、区画整理地内に新設された桜木公園で行われた。

(二) 中央土地区画整理

54 中央土地区画整理事業区域決定申請について

(表紙)

湯河原都市計画湯河原中央土地区画整理事業区域決定申請書

湯土区第七〇号

昭和四二年五月三二日

建設大臣

西村英一 殿

湯河原町長

高杉茂利 印

湯河原都市計画湯河原中央土地区画整理事業を施行すべき区域の決定について

標記のことについて、都市計画法第三条の規定により、指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

理由書

湯土区第七〇号

昭和四二年五月三十一日

神奈川県知事

津田文吾 殿

湯河原町長

高杉茂利 印

湯河原都市計画湯河原中央土地地区画整理事業を施行すべき区域の決定について

標記のことについて都市計画法第三条の規定により、別添のとおり建設大臣あて、申請しますから、審議の上、副申下さるようお願いします。

この区域は、南西に走る国道一三五号線と、この国道を起点として、ほぼ東西に走る県道湯河原箱根仙石原線とはさまれた約五〇ヘクタールの地域であつて東は新崎川、北は国鉄東海道線に境している。

昭和三七年、中学校及び町役場庁舎の完成を契機として、この地区にも急速に家屋の新築が増加するようになり、これに伴つて道路、水路の不法使用土地境界の紛争等が相次いで起り、徐々にではあるが、いわゆる「スラム街」化の傾向を示すに至り、一部地主及び有識者の間から、この地区にも土地地区画整理の実施を要望する声が起つてきた。町当局においても、その後の推移を検討した結果、このまま放置すべきでないとの結論に達し、昭和三九年度から都市計画予算の中に測量調査費を計上して土地地区画整理事業計画の立案を急いできたがこの程一応の成案を得たので、土地地区画

整理事業を施行すべき、区域の決定を申請するものである。

この事業が完成すれば、すでに施行中の湯河原駅下土地区画整理事業と関連した公共施設の整備改善も一応できあがるので、宅地の利用も飛躍的に増進するものと期待するものである。

湯河原都市計画湯河原中央土地区画整理事業を施行すべき区域の決定

湯河原都市計画湯河原中央土地区画整理事業を施行すべき区域を次のように決定する。

一．区域

湯河原町

大字吉浜字鶴巻田の一部

塩川の一部

若宮の一部

竹の花の全部

神山の全部

真砂の全部

尾上の全部

高木の全部

大森の一部

亀ヶ原の全部

大字門川字扇田の一部

広崎の一部

尾崎の一部

大字城堀字久保^(丑)の一部

広崎の全部

深田の一部

大字鍛冶屋字カラメキ^(カ)の全部

山王下の全部

柵口^(柵)の一部

尾崎の一部

山崎の一部

二 地積

約五〇ヘクタール

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理事業施行区域決定資料

第一調書

一 一般方針

湯河原都市計画湯河原中央土地区画整理事業はすでに実施中の湯河原駅下土地区画整理事業との関連をはかりつゝ、公共施設の整備改善をはかり、健全な市街地の基盤をつくらうとするものである。

二 理由書

隣接する湯河原駅下土地区画整理事業の進展と

時を同じくしてこの地域にも家屋の新築が急速に行なわれるようになったが耕地整理のなされていない不整形な水田地帯が大部分であるため水路や畦畔の不法使用、境界の紛争等が相次いで起り、すでにスラム街化の徴候が各所に見られるようになってきた。町もこの点を憂慮し、昭和三九年度から都市計画予算の中に測量調査費を計上して検討を行つて来たが一応の成案を得たので今回土地区画整理区域の決定を申請するものである。

三 事業概要

全区域にわたり道路排水施設公園等の公共施設を整備し住宅地及び商業地としての利用増進をはかる。

幹線街路は巾員一六mの中央通り線巾員一二mの広崎通り線を主体とし、地区内区画街路については土地の状況を精査してその配置を決定する。

公園緑地は地区面積の約3%とし、土地利用計画に適合するよう配置を決定する。画地は特別の理由ある場合の外住宅及び店舗の建設に適應するよう決定する。

四 整理施行者の予定及び事業施行年度

(一) 事業施行予定者

湯河原町

(二) 事業施行年度予定

昭和四二年度から昭和四七年度まで

五 統計資料

(一) 人口統計

年 度	総 数	男	女
昭和三七年度	二〇、九六三	九、九〇五	一一、〇五八
〃三八〃	二一、三二六	一〇、〇九三	一一、二二三
〃三九〃	二二、二一五	一〇、五三九	一一、六七六
〃四〇〃	二二、四二三	一〇、四一二	一二、〇〇一
〃四一〃	二二、六二七	一〇、五二二	一二、一一五

(二) 産業別人口構成(昭和四〇年一〇月一日現在)

産業別分類	総 数	摘 要
農業	三、二八四	
林業	二四	
魚業水産業	四六一	
鉱業	一五二	
建設業	二、七〇八	
製造業	一、四四四	
卸小売業	二、九〇三	
金融不動産業	三三四	
通運公益事業	一、六五五	
サービス業	四、九〇七	
公務	三七一	
分類不能	四、三五〇	

(三) 最近五ヶ年建築件数

年 度	総 数	適 要
昭和三七年度	二四二戸	
〃三八〃	二八四	

〃	三九〃		
〃	四〇〃		
〃	四一〃	二六五	
			四六六

(四) 交通機関利用状況

(イ) 国鉄東海道線湯河原駅

年間乗降客総数五、五三七、五三二人

(昭和三九年度)

(ロ) 湯河原前^(駅)発着方面別バス運行状況

湯河原 駅から	湯河原 駅へ	東京 小田原 真鶴	鍛冶 ^(鍛冶) 屋	温泉場 箱根 熱海
一 四六	一 四六	四七	二七	一八二
二七	一八二	三三三	六八	

第二四画(省略)

(「湯河原都市計画湯河原中央土地区画整理事業区域

決定申請書」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

もう一件の土地区画整理事業は、現在、中央一丁目から五丁目の住居表示となっている地域である(以下、「中央地区」という)。

区画整理対象の中央地区は、国道一三五号と県道湯河原箱根仙石線に挟まれ、東は新崎川を境とする約四一ヘクタールの規模であった。この地域は、一九六二(昭和三七)年の役場庁舎完成、中学校の新設開校以後、急速に住宅が増えて市街化が進んだ。そのため道路・水路の使用を巡り、あるいは土地の境界を巡る紛争や土地のスプロール化(虫食い状態)が起こるようになった。

規模的には駅下地区とほぼ同じ面積であったが、駅下地区総面積に占める宅地面積比率が約三〇%に対して中央地区は約四四%、駅下地区の田畑・雑種地が同じく約五三%に対して中央地区は約四〇%、一方、道路用地率は駅下地区の約七%に対して中央地区は約

八%であった。このことは、中央地区が駅下地区より宅地化が進んでいること、低い道路用地率により道路用地確保の減歩作業の困難さがあった。なお、区画整理区域の決定は、一九六七年八月一九日の建設省告示で決定した。

55 中央土地区画整理事業事業計画

(表紙)

湯河原都市計画事業 湯河原中央土地区画整理事業事業計画

湯河原中央土地区画整理事業事業計画

目次(省略)

第1 施行地区

1 施行地区の位置

本地区は東京から西へ約一〇〇kmの湯河原町の東南にあつて相模湾にのぞみ新崎川右岸一帯の地

域で、東北方約1kmに国鉄湯河原駅がある。

2 施行地区位置図

別添付図のとおり。(省略)

3 施行地区の区域

湯河原町大字鍛冶屋、同吉浜、同門川、同城堀の各一部。

4 施行地区区域図

別添付図のとおり。(省略)

第2 設計の概要

一、設計説明書

1 土地区画整理事業の目的

湯河原町は古くから谷あいの温泉街として知られているが、昭和三〇年四月吉浜町と福浦村を合併して現在の湯河原町となった。

町域の九〇パーセント以上が山岳地で、当町が観光地であるためその三〇パーセントが風致地区に

指定されていて、温泉街と平地部とを合わせても町域の一〇パーセントにも満たない状況である。従つて現在の平坦な土地は既に稀少価値の段階にある。即ち、最近のわが国の経済興隆は、特に、観光の街である当町に大きな波紋を与え、昭和二九年から町が施行した国鉄湯河原駅前の土地区画整理事業は昭和四五年度をもつて完了し、これに伴い市街化の波は残された平地部全般へも影響を及ぼし、日増にスプロール化しつつあるので、この地区の市街地としての機能を整備するため土地区画整理事業を施行しようとするものである。

2 施行地区内の土地の現況

新崎川右岸の山裾から海までの約一kmの間にあつて、南北の高低差約二五m、二・五%の緩やかな傾斜地である。従来は大部分が農耕地であつたが住居地域に規制されている関係上、既に約五割

が宅地として利用されており、残る農地も宅地への転用が顕著である。建物総戸数六五〇戸、居住人口は一、九六〇人でその密度は四七人/haである。

地域指定は県道湯河原箱根仙石原線及び海岸に併行してある旧県道沿いが商業地域に指定され、準防火地域として重ねて指定されている。土地の利用状況は公共用地が一四・七%、宅地二六%、残る五九・三%が田、畑、雑種地である。

道路は殆どが農道の小幅員道路でその用に堪えず、車輛交通用道路も数条あるのみで道路用地率は九パーセントにも達していない。

施設としては町役場、消防署、保育所、湯河原中学校、病院二ヶ所、小規模工場数ヶ所、公衆浴場一ヶ所等が立地しているが、農地の宅地化傾向が著しいので早急に公共施設の整備改善を必要と

している現況である。

3 設計の方針

(一) 土地利用計画

都市活動を機能的にするため地域制を次のとおり計画する。

イ 用途地域

商業地域 二・二三 ha

住居地域 三九・六五 ha

観光地区 〇・六七 ha

商業地域は整理前と同一区域とし道路界から二五mの路線式商住併用の商業地域とする。

住居地域は商業地域を除く全地域とし、住居を主とする市街地を形成させる。

観光地区は整理前と同一区域とする。

ロ 構造地域

準防火地域 二・二三 ha

未指定地域 三九・六五 ha

商業地域を準防火地域に指定し防火構造として規制する。

ハ 容積地域(空地地区、高度地区)、景観地域(風致地区)の指定は行なわない。

(二) 人口計画

現在人口と移住人口の将来人口は高密度住居群(二〇〇人/ha)人口を全人口の一〇%、中密度住居群(一五〇人/ha)人口を全人口の三〇%、低密度住居群(八〇人/ha)人口を全人口の六〇%と推定し全人口を想定すると四、二〇〇人となり、人口密度は一〇〇人/haとなる。

(三) 公共施設計画

イ 街路

地区を縦貫する都市計画街路二線を幹線街路として通過交通に対処すると共に地区内交通の主軸とする。

前記都市計画街路に連係する幅員九m、八mの区画街路を準幹線として配置以下幅員六m―四mの区画街路を住宅地に適正な街区を構成するよう配置して宅地の利用を有効にし、交通の利便を図る。

ロ 排水施設

北方山地の地区外からの流量と地区内との計画流量に基づき排水計画をたて函きよ、管きよ、開水路等により新崎川または在来の小河川に放流する。

ハ 公園

本地区は、海、山の自然環境に恵まれているので、公園は小規模の児童公園とし、これ

を適正な位置に配置し排水施設、植樹及び張芝を行なう。

二 河川

地区に沿接する新崎川一部に河積狭小ヶ所があり、これを計画法線まで拡大し新たに河川用地とする。河川改修は別途事業で行なう。

4 整理施行前後の地積(省略)

5 保留地の予定地積(省略)

6 公共施設整備改善の方針

(一) 都市計画との関係

イ 都市計画用途地域の関係

昭和四二年八月一九日建設省告示第二四八一号により、県道湯河原、箱根仙石原線及び旧県道沿二・二三haが商業地域に、その他の部分三九・六五haが住居地域に指定されてい

る。

ロ 区画整理区域の決定

昭和四二年八月一九日建設省告示第二四八〇号により、湯河原都市計画湯河原中央土地区画整理事業を施行すべき区域に決定されている。

ハ 準防火地域の決定

昭和四二年一月一五日建設省告示第三八二九号により、イの商業地域二・二三haが準防火地域に決定されている。

ニ 都市計画街路の決定

三・四・一中央通り線(幅員一六m)及び三・五・四広崎通り一号線(幅員二二m)が昭和四二年一月一五日建設省告示第三八三七号により決定されている。

(二) 街路

イ 都市計画街路

三・四・一中央通り線は、幅員一六m(三mー一〇mー三m)、延長九五m、舗装はアスファルト・コンクリート五cmの三重表層で路盤との合計厚一〇五cm、路床のしや断層は砂三〇cmとする。

三・五・四広崎通り一号線は、幅員一二m(一・五mー九mー一・五m)、延長七九七m、舗装アスファルト・コンクリート五cmの二重表層で路盤との合計厚七二cmとする。

ロ 区画街路

区画街路は、幅員九mー四m、総延長一〇、五二九mを計画する。幅員九mのものは学童の通学路となるため片側に二mの歩道を設ける。

舗装は、九mー八mのものは基礎二〇cmで五

cmのアスファルト・コンクリート舗装とする。六m×四・五mのものは基礎二〇cmで三cmの乳剤舗装とする。

四mのものは基礎一〇cmで三cmの乳剤舗装とする。

(三) 排水施設

宅地排水、街路排水はU字溝二一、〇六〇m、L型側溝四二〇m、L・U型側溝三、五五二mを全街路に築造する。

函きよは一、五〇〇×一、五〇〇〜九〇〇×九〇〇で総延長二、七九〇m、管きよは九〇〇〜七〇〇で総延長八一八mを埋設する。

また、コンクリートブロック積開水路一、五〇〇×一、五〇〇のもの四四m、一、〇〇〇×一、五〇〇のもの一四七mを改修する。

(四) 公園

総面積一二、七〇二㎡を五ヶ所に分け、誘致距離二〇〇m〜二五〇mで配置し、排水施設、植樹及び張芝を行なう。

(五) 河川

新崎川の一部を計画法線まで河幅を拡大するため、新たに四六〇㎡を河川用地とする。

7 法第二条第二項に該当する事業の概要

下水道

鉄筋コンクリート函きよ

一、五〇〇×一、五〇〇 延長 八三〇m

鉄筋コンクリート函きよ

一、五〇〇× 九〇〇 延長 八五〇m

鉄筋コンクリート函きよ

九〇〇× 九〇〇 延長一、一一〇m

鉄筋コンクリート管きよ

九〇〇 延長 五七九m

鉄筋コンクリート管きよ

七〇〇 延長 一九八m

上記函きよ及び管きよ総延長三、五六七mを新たに築造する。

8 換地設計の方針

(一) 換地は、施行規程に定める換地交付の基準となる従前の地積により、宅地または、借地の利用現況を勘案して、原位置付近に定めることを原則とする。ただし、同一所有者の宅地が散在してある場合に、他の宅地に影響のない範囲において、これを合併換地することができるとする。

(二) 道路、公園等のため原位置、またはその付近に換地できないものについては、宅地の利用を考慮して飛換地の位置を定める。

(三) 画地は、街区の長辺に沿って二列に並べるこ

とを標準とし、側界線はできる限り道路境界線に直交させるものとする。

(四) 換地は、従前の宅地一筆に対して一筆、または数筆とするか、従前の宅地数筆に対して一筆とし、整理前後とも街路毎に路線価を付して土地価額の評定を行ない、これを基準として換地地積を定める。

(五) 保留地は、他の換地に支障のない範囲において、適当な規模の地積により地区内に普遍的にその位置を定める。

公共施設別調査(省略)

二、設計図

別添付図のとおり。(省略)
事業施行期間

自 昭和四五年 月 日

至 昭和五一年三月三一日

第三 資金計画書（省略）

第四 参考図書（省略）

（昭和四七年 都市計画審議会に関する書類）湯河

原町役場蔵）

原資料は横書き。

中央地区の事業計画は、一九六七（昭和四二）年に
区画整理区域及び都市計画街路が決定し、一九七一年
一二月に事業が認可され、一九七五年度までを事業施
行期間とした。この事業の資金計画は、一六億四五〇
〇万円であった。

56 湯河原中央土地区画整理事業施行条例

湯河原都市計画事業湯河原中央土地区画整理

事業施行条例（昭和四十六年十月一日条例第

二十七号）

目次（省略）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、土地区画整理法（昭和二十九年
法律第百十九号。以下「法」という。）第三条第三
項の規定により湯河原町（以下「施行者」という。）
が施行する湯河原都市計画事業湯河原中央土地区画
整理事業（以下「事業」という。）について、必要
な事項を定める。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第二条 施行地区に含まれる地域は、次のとおりとす
る。

湯河原町		大字	字
鍛冶屋	吉浜	竹ノ花、尾上、亀ヶ原、高木、真砂及 び神山の全部	
ガラムキ及び山王下の全部 柵口、尾崎及び山崎の一部	大森、鶴巻田、塩川及び若宮の一部		

城堀	広崎の全部、丑久保及び深田の一部
門川	扇田、広崎及び尾崎の一部

(事業の範囲)

第三条 事業の範囲は、法第二条第一項及び第二項に規定する事業とする。

(事務所の所在地)

第四条 事務所は、湯河原町門川四三九番地に置く。

第二章 費用の負担

(費用の負担)

第五条 事業に要する費用は、法第九十六条第二項の規定により定める保留地（以下「保留地」という。）の処分金及び国の補助金並びにその他の者が負担する負担金をもつて充てるほか施行者が負担する。

第三章 土地区画整理審議会（省略）

第四章 評価

(評価員の定数)

第十四条 法第六十五条に規定する評価員の定数は三人とする。

(従前の宅地及び換地の評価)

第十五条 従前の宅地及び換地の評価額は、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を考慮し、評価員の意見を聞いて定める。

2 所有権以外の権利（地役権、先取特権、質権及び^(抵)低当権を除く。）の存する宅地についての所有権と所有権以外の権利の権利価額は、前項の評価額にそ

れぞれの権利価額の割合を乗じて得た額とする。

3 前項の権利価額の割合は、賃貸料、位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を考慮し、評価員の意見を聞いて定める。

第五章 従前の宅地の地積の確定

(従前の宅地の地積)

第十六条 従前の宅地各筆の地積は、事業計画を定め

た旨の公告があつた日から起算して十四日を経過した日（以下「基準日」という。）現在の土地登記簿に記載された地積（以下「登記地積」という。）による。

2 基準日以後新たに土地登記簿に登録された宅地については、その登記地積による。

3 基準日以後に分筆又は合筆を行つた宅地については、その日現在における分筆又は合筆の登記地積とする。

4 所有者は、第一項又は第二項の地積に異議があるときは基準日から六〇日以内に実測図及び隣接地の土地所有者の同意書を添えて、同項の地積の訂正を申請し施行者の査定をうけることができる。この場合において、同一人又はその同一世帯員の所有する宅地が二筆以上連続するときは、当該宅地の全部に

ついて申請しなければならない。

5 前項の場合において、登記地積と査定した地積との差が一〇〇分の二をこえるときは、登記地積にそのこえる地積を加算した地積をもつて、一〇〇分の二以下であるときは登記地積をもつて第一項に規定する地積とする。

（所有権以外の権利の地積）

第十七条 従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、土地登記簿に記載されている地積、法第八十五条第一項の規定により申告があつた地積または同条第三項の規定により届出があつた地積とする。

2 前項の場合において、申告又は届出に係る権利の地積が当該宅地の地積をこえるときは、当該宅地の地積を、一筆の宅地に存する二以上の申告又は届出に係る権利の地積の合計が当該宅地（その一部に土

地登記簿に登記されている所有権以外の権利が存する場合、その部分を除く。以下この項において同じ。）の地積をこえるときは当該宅地の地積を申告又は届出に係る権利の地積によりあん分した地積をその権利の地積とする。

第六章 保留地の処分

(保留地の処分価額)

第十八条 保留地の処分価額は、施行者が評価員の意見を聞いて定めた予定価額を下らない額とする。

(処分方法)

第十九条 保留地の処分は、一般競争入札による。

2 次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず指名競争入札又は随意契約により処分することができる。

一 地積が過少で隣接宅地の所有者又は隣接宅地に建築物を有する者に、処分することが適当である

と施行者が認めた保留地

二 法第九十五条第一項各号に掲げる施設の用に供することが必要であると施行者が認めた保留地

三 前各号の外、指名競争入札又は随意契約によることが適当であると施行者が認めた保留地

第七章 清算

(清算金の算定)

第二十条 換地清算に関して徴収又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の評価額の総額に対する換地の評価額の総額の比を従前の宅地又はその宅地に存する権利（地役権、先取特権、質権及び低当権^{（地）}を除く。）の評価額に乗じた額と、当該宅地に対する換地又は当該権利について定められた権利の評価額との差額とする。

2 法第九十条、第九十一条第三項、第九十二条第三項及び第九十五条第六項の規定により換地を定めな

いで金銭で清算し、又は権利を消滅させて金銭で清算する場合における清算金額は、前項の規定に準じて定める。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第二十一条 清算金は、次に掲げるところにより分割徴収し又は分割交付することができる。

清算徴収金又は清算交付金の総額	分割徴収又は分割交付すべき期間
一万円以上	六箇月以内
二万円以上	一年以内
四万円以上	二年以内
六万円以上	三年以内
八万円以上	四年以内
十万円以上	五年以内

2 清算金を納付すべき者が分割納付を希望するとき
は、法第百三条第一項の通知があつた日から二週間
以内に施行者に、分割納付を希望する旨を申し出て
承認を受けなければならない。

3 清算金の分納を認める場合において、第一回の納付金の額は、分納を認められる清算金総額を分納の回数で除して得た金額を下らない額とし、第二回以後の納付金の額は、利子をあわせて毎回均等とする。この場合毎回の納付期限は、前回の納付期限の翌日から起算して六箇月とする。

4 清算金を分割して納付する者は、前項の規定にかかわらず、期限前においても清算金の残額の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。この場合の利子の計算は、すでに納付した最近の納付金の納付期限の翌日から繰り上げ納付する日の前日までの日割計算による。

5 清算金の分納を認められた者が分納に係る納付金を滞納したときその他特別の事情があるときは、施行者は、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。

6 第一項の規定により清算金を分割交付する場合に
は、施行者は、毎回の期限及び金額を清算金の交付
を受けるべき者に通知する。

(氏名又は住所を変更したときの届出)

第二十二条 清算金を分割納付する者又は清算金の分
割交付を受ける者は、その氏名又は住所(法人にあ
つてはその名称及び主たる事務所の所在地)を変更
した場合は、直ちにその旨を施行者に届け出なけれ
ばならない。

第八章 雑則(省略)

附 則

この条例は、湯河原都市計画事業湯河原中央土地
画整理事業の事業計画決定の公告があつた日から施行
する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

土地区画整理法に基づいた条例制定であるので、基
本的には駅下地区の施行条例と変わらない。ただし、
中央地区の清算金徴収額及び交付金の下限額が、駅下
地区とは違っている。

57 中央土地区画整理事業種目別施行前後対照表

種目別施行前後対照表

合計	公 共 用 地							種 目	
	地方公共団体所有地				国 有 地			地積(㎡)	%
	堤防	水路	公園	道 路	堤防	水路	道 路		
四九、三三〇・五五	一八、八〇〇・〇一	一三、七三七・四六		五、二二三・五五	三〇、三七〇・五四	一、二九二・八〇	二九、〇七七・七四	六・九五	
一一・七六	四・五〇	三・二八		一・二三	七・二六	〇・三三			
一〇二、五三〇・三五	一〇一、〇九六・〇九	三二〇・六五		七九三・〇一	一、四三四・二六	一、四三四・二六			
二四・四九	一四・一五	〇・〇八		三〇・一九	〇・三四	〇・三四			
									摘要

第二節 都市計画

総計	測量増減	保留地	合計	宅地															
				民有地															
				国有地	普通財産	小計	雑種地	公衆用道路	用悪水路	学校用地	原野	山林	宅地	畑	田				
四一八・六八五・五二	一三、四八六・九八		三五五、九六七・九九		四、四三三・一六	四、四三三・一六	三五、五三四・八三	一一、七八五・三三	一、二五四・一五	二八・〇〇					五〇〇・〇八	二七・三〇	一八二、三四八・三五	九、三八二・三三	一四六、〇一九・五一
一〇〇・〇〇	三・三三		八五・〇二		一・〇六	一・〇六	八三・九六	二・八一	〇・三〇	〇・〇一					〇・一二	〇・〇五	四三・五五	二・二四	三四・八八
四一八・六八五・五二	九・九九	四五、一〇九・六〇	二七一、〇三五・五八		三、四六二・八〇	三、四六二・八〇	二六七、五七二・七八	二八、三四九・七三			二七、五五・八六						一九九、三三〇・七六	一二、四七六・四三	
一〇〇・〇〇	〇・〇〇	一〇・七七	六四・七四		〇・八三	〇・八三	六三・九一	六・七七			六・五八						四七・五八	二・九八	

（「湯河原都市計画事業 湯河原中央土地区画整理事業 完成記念誌 平成八年三月」湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

一九七一年（昭和四六）年に事業の認可を受けて着手

し、六か年を事業期間としたものの、駅下地区と同様に事業は長引き、一九九五（平成七）年二月で換地処分公告をもって、二四年余の事業を完了した。事業期間が長引いた背景には、市街地化が進んでいたことと、事業区域内に一三〇〇人を超える地権者が存在していたことが影響したものと思われる。なお、一九九五年の事業完了で、清算金の交付もほぼ終了していたが、清算金の徴収のほうは二〇〇一年頃も完了せず、地権者が徴収に応じない、あるいは訴訟に及んだ事例もあった。

この土地区画整理事業により、中央地区の水田は、まったくなくなりました。

第三節 上下水道整備

(一) 上水道関係

58 福浦上水道計画についての覚書

福浦上水道計画についての覚書

本月十五日附貴部落總會に於いて御決定下さいました福浦水道の件は誠に御好意ある御処置と存じ深く感謝の意を表します

つきましては御要望の件は夫々左記により回答致し誠意を以つて実行する考えですから今後共に御協力下さるよう御願ひいたします

記

一、福浦^(ママ)へ送水するため不自由することなく充分使え

る様にしてもらいたい

現況より不自由するものでなく、改良する方針であること

二、メーター制を採用しないでほしい

家庭用水については採用しないが 家庭用水以外については採用の方針である

三、湯河原水道と接続するまで現在の料金を上げないこと

現在の料金は上げない方針であるが 五項を実施するときは変更することがある 此の場合事前に地元の諒解を求める

四、送水管を変更した場合 従来利用している処で使用出来なくなることのない様注意してほしい
充分注意する

五、水源^(ママ)地を改修し貯水池及濾過地の完全施設をすること

現況では不十分であるので将来施設の改良を計り完全上水道とする計画を樹てたい

場合特に地元で用地の取得に協力願いたい

六 第二貯水池迄送水管を太くする

十二 眞鶴 岩 合併後にも新崎川を水源とする水道計画は立てないこと

第二配水池まで送水量の増加を計る

三項記載湯河原上水道と接続することがあるので

七、将来渇水して水田の植付及び收穫不能になった場合損害を保証すること

(昭和 年 月 日要望昭和二十年 月 日吉浜町議会議決のこともあり) 新崎川のみを水源とする水道計画は立てない

上水道の取水に原因する場合は当然保証する考えである

八 福浦の現在必要量を明示すること

百八十五立方米

尚附属要望書の件は次のとおり御了解頂きたいと思います

九 将来送水量を増す場合は地元の同意を要すること

要望のとおりにする

一、採草用鉄索架設の補助金を出してもらいたい採草用鉄索架設補助金は本年度中に財産区管理会の議を経て追加予算を以って助成致したいと考え

十 灌漑用水路の不完全箇所の補修

要望のとおりにする

ます

十一 鉄道下の流水取入れ施設をすること

二、野猪退治の鉄索の補助金を出してもらいたい

十項の施行によるも不完全の場合考慮する その

野猪退治の鉄索の件は昭和三十年で助成すること

ととしてありますが更に御計画があれば事業計画を御示し下さい

三、部落内主要道路を改修補装^(ママ)してもらいたい

部落内道路の改修舗装の件は現に継続事業で実施する計画です

四、手洗澤水道より大段窪 南郷下 豊の台三ヶ所^(ママ)

水呑場を設置するようゴルフ場^(ママ)え交渉してもらいたい(これは約束済のことである)

手洗澤水道の附属施設は御指摘のとおりカンツ

リークラブと交渉を致します

五、乗合自動車^(ママ)を五郎神社前迄乗入れる様にしてもらいたい

乗合自動車乗入れの件は第三項と関連がありますので現在町は地元の関係者と協議中です 近々御希望に添えると存じます

昭和三十一年五月二十四日

湯河原町長 八亀武雄 印
鍛冶屋^(ママ)部落会長 榎本 明 殿
湯河原町議會議長 寺井武雄 印
(湯河原町役場蔵)

長い間、福浦地区では共同井戸からの水汲みは、主婦や子供の仕事であった。町村合併後に、ようやく待望の上水道が敷設されることになった。

59 湯河原町水道使用条例

湯河原町水道使用条例

第一章 総則

第一条 本町水道の給水は法令其の他に別に定めのあるもの^(ママ)の外この条例の定めるところによる。

第二条 この条例で給水装置と云う^(ママ)は給水の目的を以つて配水管より分岐した給水管とこれに附属する給水用具で構成する設備を云う。

第三条 給水装置は次の三種とする

- 一、専用栓 一戸又は一ヶ所の用に供するもの
- 二、共用栓 二戸以上の共用又は公衆の用に供するもの。

三 消火栓、防火の用に供するもの。

第四条 給水装置の所有者が本町に居住しないときはこの条例に定める一切の事項を処理するため町内に管理人を選定して置かなければならない。

第五条 共用栓の利用者はその給水装置の所有者又は使用者より総代人一人を選定し本町の承認を受けなければならぬ。

第二章 給水装置

第六条 給水装置は給水を受ける家屋の所有者でなければこれを設置することが出来ない但し町長が適当と認め且つ特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

第七条 給水装置の工事は請求により本町がこれを実施する。

第八条 本町において行う工事の費用はこれを前納しなければならぬ但し町長が必要と認められた場合には分納を許可し又はその費用を減免することが出来る

第九条 給水装置の工事を自己に於いて施行しようとするものはあらかじめ町長の承認を受けなければならぬ。

第十条 給水装置の所有権を移転したときは直に本町に届出なければならない。

給水装置を譲り受けたものは給水に関する前所有者の権利義務を継承したものとみなす。

第十一条 町長に於いて取締上その必要があると認めるときは請求をまたないで給水装置の検査、改造、撤去又は修繕をすることが出来る。

前項の場合であつてもその工費は給水装置所有者の

負担とする但し特別の事情があるものについてはこれを減免することが出来る。

第十二条 給水工事に自己所有の材料を使用して請求するものがあつた場合に於ては町長は検査の上これを承認することがある

水そうその他流末工事を施行しようとするものは豫め町長の許可を受けなければならない。

第十三条 他人の水管より分岐して自己の水管を布設しようとするものはその承諾を得なければならない。但し止水栓は共用することが出来ない。

第十四条 水道使用者は善良なる管理者の注意を以つて給水装置を保管し異状があると認めたとときは直に本町に届出なければならない。

第三章 給水

第十五条 本町の水道は量水器に依つてその使用量を計量して給水する但しこの必要がないと認められたもの

はこの限りでない。

第十六条 給水は変災、水道工事その他已むを得ない場合の外はこれを制限し又は停止しない。

給水を制限し又は停止しようとするときはその日時及び区域を定めてその都度これを予告する但し急迫の事情のあつた場合はこの限りでない。

給水の制限停止、断水若くは漏水等のため損害を生ずることがあつても本町はその責に任じない。

第十七条 次の場合においては水道使用者又は総代人は事前に本町に届出なければならない。

一、水道の使用を開始し又は廃止しようとするとき
二、料率の異なる二種以上の用途に使用しようとするとき。

三、給水装置の種別を変更しようとするとき。

四、共用栓の使用者に異動のあつたとき

第十八条 私設消火栓を防火の為使用したときは直に

第三節 上下水道整備

種別	料金	
	最低使用量 <small>(マヤ)</small> (一ヶ月)	超過料金一立方米につき
家庭用	一〇立方米	一三〇円
業務用	一〇 <small>(マヤ)</small> 立方米	一三〇円
娯楽用	一立方米につき	二五円
工事用	〃	二五円
共用栓	一〇 <small>(マヤ)</small> 立方米	八五円
家庭用	〃	一〇円

本町に届出なければならぬ。

第十九条 変災その他公益上必要があると認めるときは給水装置を臨時に他に使用させることがある。此の場合であつても給水装置の所有者及び使用者はこれを拒むことが出来ないものとする。

第四章 使用料及び手数料

第二十条 使用料は使用者より徴収する給水装置所有者は使用料の納付について連帯の責に任ずる。

第二十一条 使用料は左の区分による。

消火栓	演習用二〇分毎に	一四〇円
-----	----------	------

第二十二条 水道使用の中止又は廃止の届出がないときはこれを使用しない場合であつても使用料は徴収する。

第二十三条 使用料は量水器点検定期日現在の使用量によりその日の属する月分として毎月これを徴収する但し量水器の装置のないものにあつては毎月一日現在によつて算定するものとする。

前項の定例日及び徴収期日について町長が已むを得ない事由があると認めるときはこれを変更することが出来る。
自己用以外の一時用の場合の使用料は随時納期を指定する水道の使用を中止し又は廃止した場合の使用料についても同様とする。

第二十四条 左の各号の一に該当する消費量は町長が

これを認定する。

- 一、料率の異なる二種以上の用途に使用したとき。
- 二、量水器に異状があつたとき。
- 三、給水装置の破損漏水その他の事由により使用水量不明のとき。

第二十五条 給水装置を正規の届出がなく使用した者は前使用者の最後の定例日以後引続き使用した者とみなす。

第二十六条 工事その他一時用の給水に対しては給水開始の際三ヶ月分以内の使用料に相当する金額を前納させることがある。

前項の使用料は給水廃止のときこれを精算する。
第二十七条 手数量は左の区分によつてこれを徴収する。
一、材料の検査をするとき。

種別	五〇耗迄	一〇〇耗迄	二〇〇耗迄
鉄管一本につき	五〇円	一〇〇円	二〇〇円
水栓及異型管類 一ケにつき	二〇円	一〇〇円	二〇〇円
制水弁一ケにつき	五〇円	一〇〇円	二〇〇円
消火栓一ケにつき	一〇〇円	二〇〇円	四〇〇円

二、給水装置の工事検査をするとき。
三時間迄を三〇〇円とし三時間を増すごとに三〇〇円を加える

三、量水器の検査の請求を受けその結果異状を認めないとき。

口径	五〇耗迄	一〇〇耗迄	二〇〇耗迄
一ケ一回につき	一〇〇円	三〇〇円	五〇〇円

四 前各号によりがたいもの及び検査のため特に費用を要するものは町長が別に定める。
五 給水装置工事の設計に特に費用を要するものがあるときも又同様とする。

第二十八条 町長は慈善救済その他公益上特別の事由があると認めるときは特に使用料、手数料その他この条例によつて納付すべき全額を軽減又は免除することが出来る。

第五章 違背処分

第二十九条 町長は左の各号の一に該当する者があるときは三十日以内の給水を停止し二、〇〇〇円以下の過料を課しほ脱した使用料を徴収する。

- 一、不正の行為により使用料のほ脱を図つた者
- 二、恣に給水装置を増設、改造、修繕其他工事をなし又は給水上支障があると認める行為をした者
- 三、水道係員の職務執行を拒み又はこれを妨害した者。

四 前各号の外この条例又はこの条例に基く規定に違反した者

第三十条 町長は使用料、手数料、工費その他この条

例により納付しなければならぬ金額を指定の期間内に納付しない者に対してはこれを完納する迄給水を停止することが出来る

第三十一条 給水装置の所有者管理者又は使用者はその家族、同居者、雇人等の行為に関しても前二条の処分を免れることは出来ない。

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は町長がこれを定める。

附 則

- 一、この条例は交付の日から施行する。
- 二、吉浜上水道の給水系統で家庭用水の給水を受けらる者の水道使用料についてはこの条例に特別の規定を設ける迄の間尚従前の例による。

(湯河原町役場蔵)

町村合併以後、それまで別々であった湯河原・吉浜の上水道利用の規定を一本化したものである。町の公

営事業として、同一会計内で処理されることになった。とくに、大量の水を利用する温泉業を抱える町では、早期の対応が求められていた。

60 町営上水道事業運営審議中間報告書

湯河原町営上水道事業運営審議中間報告書

昭和三十二年三月二十五日開催の湯河原町議会本会議において湯河原町営上水道につき、その運営方法の審議を附託された建設常任委員会は、審議の過程において別紙のとおり中間報告を致します。

昭和三十二年六月二十八日

湯河原町議会建設常任委員会 委員長 室伏政吉

町営上水道事業の内湯河原上水については昭和二十九年八月より給水を開始し、昭和三十一年九月より全給水家庭に対し量水器による使用料徴収の方法を実施

して来たものであるが、昭和三十一年度決算見込額は福浦水道分を含め約一千四百万円余の不足(内二百九万三千七百三十七円は追加更正による昭和三十年度分からくりこした過年度支出分)を生ずるものと思はれる。

又最近大口消費旅館においては雑用水の施設をするものが増加し、使用料減収の極めて憂慮すべき状況のものにあつて、昭和三十一年度予算編成にあつては経常費のみを計上することとなつた。

当初の全体計画工事費九千五百万円計一億一千三百万円に対する三千二百三十五万円余の未執行分のあるのは、二十六、二十七年年度分の計画事業が資金不足に因り二十九年年度まで延びたこと、工事施工期間の延長にもかかわらず、その実施中に既に元利償還に迫られる等が収入見かえりの無い原因となつたこと、既設の私設水道の買収がおくれたこと、工事そのものも五ヶ年

も延びたこと、等が原因となつたものである。

ここにおいて、全体計画を予定と^(ママ)おり施工することとした場合の財源措置と、現在の実質赤字一千四百万余に對する會計上の措置の問題と、經常的經費を賄うに必要な財政的措置の方法が審議の中心となつて來たものである。

全体計画に對する残工事三千二百三十五万円を実施するとなれば尚前記不足額一千四百万円と合せ四千六百万円近いものが必要となるが出來上つた上での収支のバランスはとれないものとなる。

この残工事を実施することとした場合の財源措置と、現在の実質的な赤字に對する會計上の措置の問題については尚今後引つづき審議研究することとし、經常的經費を賄うに必要な方法としては年間あと約二百六十万円くらいの収入増加を考へれば現在の収支はからうじて賄へることとなり、使用料の増徴確保が必要とな

つて來る。

この具体的な方法としては宮上から上の既設水道の買収により一般使用家庭の増加を計り、又大口消費旅館よりの料金増徴が考へられ旅館業者に對しては私設水道使用者の減少を図る為縣と連絡、水質検査を勵行するよう依頼し、業務用には必ず町上水を使用するよう強力な勧告を行つてもらうことを要望するものである。

又旅館組合を通じ基本料金の協定、超過料金の通減、雑水と町上水の引込線の共用の禁止、或は滞納者に對しては町条例により強い措置をとる等懇談することも考へられる。

湯河原上水は旅館業者よりの強い要望により施設を實施したものであり、この点からしても極力町上水を使用するよう懇談の要あり、町上水以外に安価で容易に得られる水源にめぐまれている為町の使用料が多額の

負担と考へるものがあり、これを是正することが必要である。

ひるがえつて、これを縣營として縣へ移管する案も考へられるが、この場合料金については最低の範圍を現狀のまゝとし、現債務もそのまゝ引ついてもらうことを望むものであるが、この案についても今後の研究を俟つものとする。

(後略)

(昭和三二年 會議録及び議決書綴) 湯河原町役場蔵)

61 門川簡易水道組合定款

門川簡易水道組合定款

第一章 総則

第一条 この組合は区域内に居住する住民の日常生活に必要な水を供給するを目的とする。

但し区域外の居住者と雖も役員会の承認を得たる

ものは此の限りにあらず、^(ママ)

第二条 この組合は前条の目的を達成するため左の事業を行う。

一、水道事業

二、水道用水供給事業

第三条 この組合は門川簡易水道組合という。

第四条 この組合の区域は湯河原町門川一円とす。

第五条 この組合の事務所は足柄下郡湯河原町門川十
四番地に置く。

第二章 組合員

第六条 この組合の組合員は昭和三十四年 月現在給水を受けているものとし、引続きこの組合の区域内に居住し給水を受けるものとす。

第七条 新たに組合員たらんとする者は、本組合の承認を得て附則に定める加入金を納入するものとす。

第八条 組合員は工事その他、都合上給水制限を受ける事がある。

第九条 組合員地区外に転居する時は本組合員の資格を失ふものとす。

第十条 組合員が左の各号の一に該当するときは総会の議決を経てこれを除名することができる、この場合には総会の会日から十日前までにその組合員に対してその旨を通知し且つ総会において弁明する機会を与へなければならない。

一、組合に対する義務の履行を怠つたとき

二、この組合の事業を妨げたとき

三、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は組合の定款、規程及規約に違反し、その他重大な過失により組合の信用を失はせるような行為をしたとき

2 除名を議決したときはその理由を明かにした書

画をもつてこれをその組合員に通知しなければならない。

第十一条 除名した組合員が組合に対し債務を有するときは直ちに之れを払込ませ其の権利は認めない。

第三章 出資、経費分担及積立金

第十二条 この組合は必要に応じ総会の議決を経て組合員に経費を分担させることができる。

第十三条 この組合は毎事業年度の剰余金は準備金として積立てるものとする。この場合において繰越欠損があるときは積立てるべき準備金の額の計算は当該事業年度の剰余金からその欠損のてん補に充てるべき金額を控除した残額についてこれを行うものとする。

但し総会で臨時の支出に充てることを決議したときはこの限りでない。

第十四条 この組合の財産処分等、益金は公共事業費に充当し之を配分しない。

2 前項組合の解散は総会が必要と認めたとときでなければ行はない。

第四章 役員

第十五条 この組合に役員として理事七人監事三人を置く。

第十六条 役員は総会において選任する。

第十七条 理事は組合長、副組合長及会計各一人を互選する。

第十八条 組合長はこの組合を代表し理事会の決定に従つて業務を処理する。

第十九条 副組合長は組合長に事故あるときはその職務を代理し組合長が欠員のときはその職務を行う。

第二十条 会計は金銭の出納及収支の経理に当る。

第二十一条 監事は少くとも毎事業年度二回この組合の財産及業務の執行の状況を監査し、その結果につき総会及理事会に報告し意見を述べなければならぬ。

2 監査についての細則は^{別に定める}監事がこれを作成する。

第二十二条 この組合の事業の運営につき左に掲げる事項は理事会においてこれを決する。

一、業務を執行するための方針に関する事項

二、総会の招集及総会に附議すべき事項

三、役員を選任に関する事項

四、固定資産の取得又は処分に関する事項

五、職員の任免に関する事項

六、前各号に掲げる事項の外理事会に於て必要と認めたる事項

第二十三条 理事会は組合長が招集する。

2 理事会の議事は理事の過半数が出席し、出席し

た理事の過半数でこれを決し^(マ)。可否同数のときは議長が決するところによる。

3 組合長は理事会の議長となる。

4 議長は理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。

但し第二項但書の場合はこの限りでない。

5 理事会の議事については議事の経過の要領及結果を記した議事録を作成し出席した理事は記名又は署名するものとする。

第二十四条 役員は法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款、規程及規約並に総会の決議を遵守しこの組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事又は監事がその任務を怠つたときは其の理事又は監事はそれぞれこの組合に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

第二十五条 役員の任期は二年とし前任者の任期満了の日の翌日から起算する。尚再選は妨げない。

但し補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規程による選任が役員全員にかかるときはその任期は前項但書の規程にかかわらず二年とし就任の日から起算する。

3 役員の数とその定数を欠くに至つた場合においては任期の満了又は辞任に因つて退任した役員は新たに選任された役員が就任するまでなお役員として権利義務を有する。

第二十六条 この組合に法令で定める技術管理者一名及書記^(マ)に巡視員若干名を置く。

第二十七条 技術管理者、書記及び巡視員は理事会の議決を経て任免する。

第二十八条 書記、技術者及巡視員は理事会の決定に

より組合の名において行う権限を有する一切の業務を誠実に善良なる管理者の注意をもつて行わなければならない。

第二十九条 書記、技術者及巡視員の給与は理事会で定める。

役員は名^(ママ)挙職とす。但し総会の決議に依り報酬を支給する事が出来る。

第五章 総会

第三十条 理事は毎事業年度一回一月通常総会を招集する。

2 理事は左の場合に臨時総会を招集する。

一、理事会が必要と認めたととき

二、組合員五分の一以上が会議の目的とする事項及招集の理由を記載した書面を理事に提出し招集を請求したとき

3 理事は前項第二号の請求のあつたときはその請

求のあつた日から二十日以内に総会を開かなければならない。

4 監事は左の場合に総会を招集する。

一、理事の職務を行う者がなく又は第二項の請求のあつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないとき

二、監事が財産の状況又は職務の執行についてこれを総会に報告するため必要と認めたととき

第三十一条 総会招集の通知はその会日から三日前迄にその会議の目的を示しこれを行うものとする。

第三十二条 左の事項は総会の議決を経なければなら
ない。

一、定款の変更

二、規程及び規約の設定、変更及廃止

三、毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四、水道料金及その徴収方法

五、借入金の限度額

六、事業報告書、財産目録、貸借対照表及剰余金

処分案又は損失処理案

七、区域外に対する相当大量の給水

第三十三条 総会は組合員の半数以上が出席しなければ

議事を開き議決することができない。この場合

において第三十八条により書面又は代理人をもつ

て議決権を行う者は出席者とみなす。

2 前項に規程する組合員の出席がないときは理事

又は監事は十日以内に更に総会を招集しなければならない。

ならない。

この場合には前項の規程にかかわらず議事を開き

議決することができる。

第三十四条 総会では第三十一条によりあらかじめ通

知した事項に限って議決するものとする。但し第

十条、第十六条並びに役員の補欠選任及第三十六条

に規程する事項を除き緊急を要するものはこの限りでない。

第三十五条 総会の議事は出席した組合員の過半数で

これを決し可非同数のときは議長の決するところ

による。

2 議長は総会に出席した組合員の中から組合員が

これを選任する。

3 議長は組合員として総会の議決に加わる権利を

有しない。

第三十六条 左の事項は組合員の半数以上が出席しそ

の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要

とする。

一、定款の変更

二、組合の解散及び合併

三、財産の処分

四、組合員の除名

第三十七条 総会の会日は総会の議決により続行し又

は延期することができる。

2 前項の規程により続行され又は延期された総会には第三十一条の規程は適用しない。

第三十八条 組合員は第三十一条の規程によりあらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

2 前項の規程により書面をもつて議決権を行おうとする組合員はあらかじめ通知のあつた事項につき書面に賛否をそれぞれ記入して署名又は記名捺印の上総会の会日の前日までにこの組合に提出しなくてはならない。

3 第一項の規程により組合員が議決権を行はせようとする代理人はその組合員と同一世帯に属する成年人又はその他の組合員でなければならない。
4 代理人は組合員二人以上の代理をすることはで

きない。

5 代理人は代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

第三十九条 総会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し議長及総会において選任した組合員二人以上がこれに署名又は記名捺印するものとする。

第六章 業務の執行及び会計

第四十条 この組合の事業年度は毎年一月二十日から翌年一月十九日までとする。

第四十一条 この組合は別に定める給水規程により給水業務を行う。

第四十二条 この組合は毎月一回以上水質検査を行いこれに関する記録を作成し保存する。

第四十三条 この組合は日誌を備へ毎日給水状況^(ママ)その他を記載し毎年一回定期又は臨時に給水装置の検

査をする。

第四十四条 この組合の水道施設の管理及び運営に関し消毒其の他衛生上の必要なことは水道法第十九条に示す措置を行う。

第四十五条 この組合は会計経理及び財産状況を明確にするため左の簿冊を備へる。^(ママ)

一、水道料金徴収簿

二、現金出納簿

三、総勘定仕分簿

四、財産合帳

五、其の他必要なもの

第七章 剰余金の処分及損失の処理

第四十六条 毎事業年度の剰余金は欠損をてん補し第

十三条の準備金差引きなお残金があるときはこれを翌年度へ繰越す。

第四十七条 この組合は事業年度末に欠損がある場合

には特別積立金、資本積立金及び準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

此の定款は昭和三十四年五月九日より実施する。

(門川簡易水道組合員名簿省略)

(昭和三〇年 簡易水道書類綴「湯河原町役場蔵」)

62 門川簡易水道組合水道事業変更に伴う補助申請書

水道事業変更に伴う補助申請書

門川簡易水道は昭和十年御町の助成事業として発足し今日に至って居ります。

この間門川住民の環境衛生の向上に役立ったことは実に大きく私共は常々これが恩恵に深い感謝の念をいだいて参りました。御承知の通りこの水道の水源が東海道線泉越トンネルの東口湧水でありまして当時宮下水道組合の占有する一部を分割取水して使用し^(ママ)参ったのでありますが、宮下、門川共に年毎に人口の増加が甚

だしく遂にここ数年来施設の狹隘と相まって両組合の絶対量を満すことが出来ない状況となつたのであります。

この間住民の各位には多大の迷惑をかけこのまゝ放置することができない事情に立至つたのであります。

つきましてはこれが打開を図るため当組合は独自の水源を確保し住民の要望に應えるため去る五月十八日附湯公事第五九号による御同意を頂き門川簡易水道組合に於ける事業変更につき別添の如く設計図書に基き工事を実施中であります。

右事情御了察の上何卒特別の御詮議を以つて応分の御補助を賜りたくここに申請に及ぶ次第であります。

尚御町御計画の町営上水道が当地区迄給水開始の時期に至りましたときは御町と協議の上、且御町の御指示に従つて給水上の御処分には必ず応ずるものであることを確認致します

昭和三十四年七月三十一日

湯河原町門川簡易水道組合

組合長 高杉富藏

印

湯河原町長 八亀武雄 殿

(別添資料省略)

〔昭和三十四年度 門川簡易水道改良工事書類〕湯河

原町役場蔵)

湯河原は県下でも珍しく、湧水などを利用する簡易水道への依存度の高い町であった。簡易水道は知事の認可を経て利用できるもので、昔から各地区では、水の量や質などの維持管理には多くの課題を抱えていた。

63 簡易水道布設許可申請書

簡易水道布設許可申請書

簡易水道を布設しているので簡易水道取締条例第一条の規定に基き関係書類を添て申請いたします

昭和三十五年四月二十五日

申請者住所 足柄下郡湯河原町吉浜○○○○

名 稱 君ヶ里水道組合

氏 名 力石安久 印

神奈川県知事 内山岩太郎 殿

別紙添付（省略）

五、水源及び給水の状況見取図

別紙添付（省略）

六、給水人口及び戸数

給水人口	六三人	戸数	一五戸
------	-----	----	-----

七 施行予算書

一、代表者の本籍、住所、氏名及び年令

本籍 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜○○○○

住所 右に同じ

氏名 力石安久 四十七才

二、組合員の名簿及び組合規約

別紙添付（省略）

三、水源の位置及び種類

足柄下郡湯河原町吉浜字本丁場俗稱屋敷ノ沢の岩

間、湧水

四、工事の方法

八 起工並に竣工期日

昭和元年五月十日起工

昭和二年四月二十五日竣工

九、給水開始年月日

昭和二年四月二十五日

君ヶ里水道組合規約

第一條 本組合は君ヶ里水道組合と称し組合員に飲用

水を供給するを以て目的とす

第二條 本組合事務所は組合長の自宅に置く

第三條 組合に組合長一名 会計一名の役員を置く

第四條 組合長は必要に應じ会議を招集し会議の議長

となり会計の監督其の他諸般の事務を取扱ふ

第五條 組合員は毎月末日迄に別に定める水道料を会

計に納付するものとす

第六條 組合員の納付したる金額は本水道の修理費維

持費に充當す

第七條 水道料金不納三ヶ月に及びたる時は組合長の

許可を得て給水を禁止することあるべし

第八條 新たに本組合に加入せんとする者は総会の承

認を受くるものとす

第九條 組合員は本支線より自宅内に至る迄導水管の

引込は自費を以て之を支弁し修理其の他全部之を支

弁す 之が工事其の他は一切組合長の許可を受け役

員の監督を受くべし

第十條 組合員中組合を脱退せんとする者は組合長の

許可を受くべし

第十一條 組合脱退者は本組合に関する権利は一切消

滅す

第十二條 組合会計年度は六月一日に始まり翌年五月

三十一日に終る

組合員名簿(省略)

(昭和三〇年 簡易水道書類綴「湯河原町役場蔵」)

64 吉浜地区水道利用者からの請願

① 請願書(昭和三五年一〇月一九日開催の厚

生常任委員会資料)

請願書

吉浜地区水道利用者同盟

湯河原町長 八亀武雄 殿

請願の理由、忝の中の万事は日月を過るに從い歩一歩の理想に近付く考へもし努力をするのが吾々個人の考へです。自治体^(ママ)に於ても当然住民の利益と安寧とを願ひ行政面に写し出す努力を考へ得る理事者があつて欲しいと思います。当吉浜水道は元組合組織の物であり町に移管することに依つて其の価値に対して安価に依り良き価値が得られる事を願ひ又それが当然来る、否当然そう致します、との確約に依つて町営となつた事です。元より悪くなる事が予想される様な事を誰でも承服出来ない事はどなたでも当然と思ふからです。利用者としてその当然の願ひが裏切られ、従来より悪い結果が出た今日判らない間なら別問題ですが判つた以上利用者としてはまだ御承知無き理事者に眞実の状態を訴え善処して頂く権利を又有る事です。本書を以て請願致すものです。

事 実

当地区水道は昭和三十五年一月より營業者にのみ計量器が取付けられました。住宅と云へども水は消費するものに變りはありません。一般住宅即ち計量器の無い消費者に於いては無用の放出も意の儘です。支払料金の影響せぬとなれば之も無理からぬ事でしょう。必然的に今夏の断水となれば營業用、住宅用を問わず困りますがその被害は同率で無い事はお判りでしょう。吾々營業者は直ちに収入に影響し被害の程度は深刻なるものが有ります。理事者は營業用の水は即ち収入につながるので計量器に依るが当然お考への由、之も当然でしょう。然らば断水中の損害補償は如何：清冷なる飲料水に対してのみ料金徴収の権利が有るでしょう。例へば混濁時はポーフラ、ウナギの栓等を押売りするのはどんな狂人と云へども権利と云う馬鹿は居ないでしょう。

要求

「サイダー」と云つて中味が水であつた場合は、誰がサイダー料金を払うか飲用適水として料金の決定でしようが事実価値の違う現在当然従来通りの公平徴収法に戻る可ではないでしょうか、強く要求致します。

結論

右の如き諸事実から考へますに町営以前と其の水に於ては少しも変わらないのです。只變つた事は計量器取付けにより料金が高額になつた事です。一步前進をさせ可く実施せられた事でしようが事実に於て前進せられない以上、ボーフラ入り、ウナギ入り、ニゴリ入り水に増額水道料は払えないと思う事が無理でしよう聡明なる理事者諸兄の御考へを伺ひます。

其の回答を得られるまで吾々利用者は、増額料金を納入せずお待ち致します

希望

尚提案申し上げます飲用適水の施行は当然実施して戴ける事と確信致しますが完成の上は一般住宅の放流は無駄で有りますので等しく計量器に依る公平給水即ち營業者には營業料金の確立等地方に即した徴収方法を地元有識者並に利用者代表を交えた機関に依り確立される事を望みます。

決して吾々は只單なる不納者同盟にあらず事を誓約致すと同時に町理事者におかれましても誤解無からん事を願ひます

昭和三十五年九月十八日

湯河原町吉浜 総代者 杉山定吉

(総代者ほか三名、同意者十八名略)

② 回 答 書 (昭和三五年一月二日開催の厚生

常任委員会資料)

吉浜地区水道利用者よりの請願について
 一、請願者 尾崎水道使用者 杉山定吉外二三名
 二、請願の主旨並びに回答

<p>請願内容</p>	<p>請願に対する回答</p>
<p>一 請願の理由 従来より良くなるべきであるに、悪くなつたので善処されたい。</p>	<p>一 料金の貞であるか、水質の貞であるか、不明であり両者に考えられるので回答す 水質の貞 本年五月に水源の改修工事によりニゴリの貞等改善されたものと見ている。 その後にニゴリの貞等はない。 料金の貞 別途説明するが単価は適当と認む。</p>
<p>二 理由の事実 イ 三五年一月より営業</p>	<p>計量器の取付は前年六</p>

三
 要求
 前項事実のような水であるので(事実価値がない)従来通り公平な徴収法にすべきである。

者には計量給水開始した。
 ロ 一般家庭でも水の消費には変りなく浪費している。夏は断水が生ずる。
 この場合営業者の被害は大である。損害補修は如何
 ハ にごり水、ボーフラ、ウナギ入の水を押し売っている。このようなものは料金をとる権利があるかどうか。

月であり計量給水が最善であるとの考へである。一般家庭に対しても計量給水を計画中であり遂時実施するが意見としては充分参考とする。
 尚断水の生ずることもあり得るが(尾崎については本年はない)補償はしない。
 ウナギの入つた事実はあるがにごり、ボーフラの事実は現在ない。
 押し売りに料金をとつていること 極論である
 計量して料金を徴収することが公平であると考ええる。

<p>五 希望 水質の改善策をされた い。尚一般家庭使用者 に対しても計量給水と し公平な料金を徴収さ れたい。 又営業者に対しては営 業料金を利用者を交え た機関により確立され たい。</p>	<p>四 結論 町営以前の水と変らな い今日に於て計量器を 取付、高額料金となり、 ポーフラ、ウナギ入 にがり水に対しこの回 答が得られる迄は増額 料金は支拂いできぬ 希望</p>
<p>計量により高額となつ たものと安くなつたも のがあり公平と見られ る水質については前項 回答のとおりである。 未納については別途対 処する。</p>	<p>水質については改善済 である。 一般家庭の計量給水に ついては、(二)項で述べ たとおりである。 営業料金は一般家庭よ り高額であるが通常の 例である この点につ いては判断に苦しむと ころである(高額を了 承する意味か)</p>

回答書

この度の請願につきましては、皆さんの意とするとこ

ろは充分了解されますが、現在の吉浜水道の実情を述
べ現行事項を御了承したいと御願ひ致します。
御承知の通り先の吉浜水道を見るにそのまゝでは放置
できぬ施設の不備老朽化等多くあり早急に改善すべき
でありましたか、^(マツ)財政事情其の他よりして漸く昨年度
より改良に着手してきたことは皆さん御存知の通りで
あり、その一部として営業者に対する計量給水も実施
したものであります。
しかし皆さんの使用されている尾崎水源関係について
は取水施設の改良並に配水池の新設等約一四〇万円を
投じ本年七月中旬改良計画が完了し皆さんの主張する
ニゴリ、その他の貞はゞ改善されたものと確信してい
ます。
しかし一部の水圧不足等は水源池の低さ並に送水管の
細さ等起因するものでありますが現在では、それ程の
御迷惑をお掛しているとは考えて居りません。しかし

水田の宅地化にともなう給水量の増加等を見越し水源
地より田を通り、観水荘前迄の配水管の新設を考えて
居り、この点も早期に解消したいと思つて居ります。

しかし現在の急務とするところは幕山水源関係の施設
であり、昨年一部の改良工事は実施しましたか^(ママ)

現在設計中である全戸計量給水を基本とする浄水設備

(沈殿池一、濾過池二) 送水管の改修(水源より川堀

迄) 工事であり、尾崎関係者を含めた計量器取付工事

費とも約一三五〇万円の費用が必要であり、その資金

並にその後の償還方法等につき現在対策中であり益々

皆さんの御協力を御願ひしたい考えであります。

御要望にもあります通り良い水を安く公平に給水する

ということとは、充分心している事であり、係員も日夜

そのために苦労しているところであります。

以上申述べました点を御了解下され尚今後の御協力を

御願ひし回答に変えたいと思ひます。

(昭和三五年 昭和三八年二月 厚生常任委員会

関係書類綴「湯河原町役場蔵」

②の原資料は横書き。

65 時間給水について

回覧

昭和三六年五月三〇日

町民各位

湯河原町役場

時間給水について

次のとおり吉浜幕山水源水道は時間給水をしますので

御了承下さい。

記

一、日 時 本日より当分の間

一、 停水時間 午前九時より^(午後)四時まで

一、 停水地区 甲区 鍛冶屋区全部^(鍛冶)

乙区 中、東、川堀、福浦区

一、停止順序

偶数日 乙区

奇数日 甲区 } 六月一日より

停水は水源の濁りの状況により行ないますが大雨等の場合は甲、乙両地区同時に停水することもあります

——— 時間給水の理由 ———

御承知のとおり近日濁りがひどく従前の様に新崎川の表流水を直接利用することができなくなりました。これは上流で林道工事をして居り、この工事が小川の横断工事をして居るためであります

対策其の他について

吉浜幕山水道は湧水を利用して施工したものであります。が湧水の減少と使用量の増大により湧水ではとてもまに合わず新崎川の水を使用してきましたが、これの濾過設備がないので本年度近々に施設を作ることと

なつています。完成は八月〜九月の予定でありこの間は湧水を利用することとなりやむを得ず時間給水をするわけであります。

林道工事等については充分注意して施工させますが浄水設備ができる迄は暫く御辛抱下さるよう御願ひします

◆……………節水について御願ひ……………◆

私達の通常水の必要量は一日一〇〇〜一五〇ℓと云われています。

現在はこの三〜四倍を消費しています。

飲料水以外は極力節約されるよう御願ひします。

近く計量器を全戸に取付ける予定ですが（料金徴収時期は未定）使用状況の参考にし節水の習慣を作るよう望みます。

〔昭和三十六年六月〜十二月 水道関係書類（二）〕

二 湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

66 飲料水の供給に関する覚書

覚書

湯河原町長高杉茂利を甲とし、真鶴町長尾森東次を乙として飲料水の供給に関して、次の通り覚書を交換する。

第一条 甲が、昭和四十四年度に実施する甲の水道施設拡張事業計画において、当面乙に供給し得る水量は、日量一、〇〇〇m³を確保する。

第二条 甲と乙との間の飲料水の供給措置が恒久化される際の予定送水量は、日量三、〇〇〇m³を確保する。

第三条 供給地点別供給量、供給施設、供給料金等供給に関する具体的事項は、別に協議して定める。

本覚書の証として、本書二通を作り、当時者署名押印のうえ各自一通を保有する。

昭和四三年九月二十六日

甲 足柄下郡湯河原町長 高杉茂利 印

乙 足柄下郡真鶴町長 尾森東次 印

本覚書の交換は、両町議会において承認を得たものである。

湯河原町議会議長 菅沼安正 印

真鶴町議会議長朝倉重治事故につき 青木正一 印

副議長

立会人

湯河原町議会議長 内藤正則 印

広域行政特別委員長 室伏義雄 印

厚生常任委員長 八亀昌美 印

し尿行政改善及び町営化

促進特別委員長

御守嘉一

㊟

足柄下地方事務所長

峯尾則明

㊟

〔飲料水の供給に関する協定書〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

真鶴町は有力な水源に恵まれず、「友情給水」と呼ばれる湯河原からの送水に期待するところが大きかった。

本町は真鶴町とは、し尿処理・火葬場利用などの衛生関係の課題も共有しており、広域行政の見地から協議を続けた。

67 水道料金支払請求に対する御願書

水道料金支払請求に対する御願書

今回城堀簡易水道組合より（昭和四十六年二月）水道料金の支払請求書が参り又昭和四十六年五月簡易水道組合長露木覚雄氏が見え口答を以て水道料金の支払についてお話がありました但従来より左記理由により城

願寺に対する水道料金は免除（無料）されて居りましたので従来通り免除下さる様御願い致します

理由

昔から山川戸の水と言つて冷たい事で有名であり城願寺所有土地に湧水して居りました（村の人が夏になると夕方浴衣姿でヤカンを持って汲みに行き水樽や一升瓶で夏の暑さに山や畑の行き帰り喉を沾し親しまれた水源であつたと言ひ伝えられて居ります）が城堀簡易水道組合が出来てから此の湧水の一部を使用して居り部落の戸数が増加すると共に水道使用数も増え簡易水道組合は水源と貯水槽（マヤ）の土地確保に苦勞して居つた事と聞いて居ります 又此の水源は近隣及び城願寺、城願寺土地内居住者が使用して居りました 偶々昭和三十年十一月先住（山本英春）が〇〇〇〇（〇〇父）氏に懇願され宅地として売渡す事を約束した（但し湧水については城願寺に使用権を置く事）

此の話を聞いて当時の水道組合長露木米次郎、副組合長菅沼正雄外役員の方々が城願寺に来て水道組合の現況を話し現在の城堀水道組合貯水漕(ママ)のある場所を何でも譲渡してほしいとの話があり先住も〇〇氏に譲渡する事にしたと云ふ事で非常に苦慮されたが部落水道組合の事であると云う事で〇〇氏に了解して戴き水道組合に譲渡する事を了承したと云って居りました

その条件として

- 1、〇〇氏に対し水道組合が取得する土地(坪数)に(ママ)変る可き交換の土地を見つけてやる事
- 2 城願寺の使用する水量及び城願寺土地内に居住する者の水道料は免除し無料とする事であったが他の区民にも関係するので城願寺の使用する水道に対しては永久に如何なる理由あるも水道料金は免除し無償とする云う条件の基に〇〇氏譲渡分より分筆し城堀簡易水道組合に譲渡したるもので露木米次郎(当時の組合

長)氏より今日までに来て居ると先住より聞いて居り私も記憶して居ります

而依当時より今日まで水道料金の請求を受けた事は有りません

どうぞ土地譲渡の条件及今日迄の経過竝公共的等を御理解の上従来通り水道料金の免除、無償として下さる様特別の御取計いと慎重なる御審議、御再考御願ひ致し度城願寺役員会議の協議の上御願ひ致す次第で御座居ます

昭和四十六年五月卅一日

城願寺住取 山本光豊 印

城堀簡易水道組合長

露木覚雄 殿

(「城堀簡易水道関係書類」城願寺蔵)

68 真鶴町への飲料水の分水量増量について

昭和四九年五月 日

神奈川県知事 津田文吾 殿

湯河原町長 高杉茂利

真鶴町への飲料水の分水量増量について

新緑萌ゆる候、ますますご清祥のこととおよろこび
申し上げます。

真鶴町と当町とは広域行政の諸問題を、両町の友情
と理解により、幾多の実績を挙げて来ました。最近に
おいて真鶴町の水源枯渇に対し、日量一、五〇〇㎡の
増量給水を二月一日より四月三〇日迄三ヶ月間とつて
きましたが、再び増量給水延期の要望を受けました。

真鶴町が将来水源確保の期待がない場合、分水量増
量の期日の延期は、延期の再延期へと恒久化につな
がる感があります。現在の分水量増量は相応な感謝を受

けても、これは将来停止する場合は、より以上の怨恨
を受ける結果になりかねません。

当町に於いても将来の大規模施設の建設、開発の促
進等水需要の増加には顕著なものがあります。又将来
湯河原上水の供給量不足に対処するため、吉浜上水
も、最大限の活用を餘儀なくされます。

近年真鶴町の発展も目ざましいものがあり、これにと
もない水需要は必然的に増加の一途をたどります。眞
鶴町住民の家庭用水の不足を送水補給することはやぶ
さかではありませんが、急増する営業用水を湯河原町に
て送水補給することは出来ません。従つて当町の将来
の水需要を考へ期的に無制限に分水量を増量する要
望にこたえるわけにいきません。

つきましては、真鶴町の水源確保により一層の努力
を期待し、神奈川県が強力な指導のもと長期的に取水
計画を確立していただきたく御願ひ申し上げます。

(一五四 真鶴分水に関する書類「湯河原町役場蔵」
原資料は横書き。

69 水道緊急連絡管接続等相互応援基本協定

県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等
相互応援の推進に関する基本協定

県西地域広域市町村圏内各市町は、圏域住民の生活基盤の確立、圏域の経済活動の振興等に資するため、それぞれの自助努力により上水道供給事業を推進しているところである。しかし、本圏域全体が『地震防災対策強化地域』に指定され、地震防災対策の対応強化が求められていることに加え、異常渇水、水道施設損傷等の災害緊急時における上水道の安定供給対策が重要な課題となっている。これらを踏まえ、圏域の構成市町である、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河

原町（以下『構成市町』という。）は、昭和五十四年四月一日付けで取り交わされた『日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書』の趣旨に基づき、水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定を次のとおり締結する。

(目的)

第一条 構成市町が緊密な連携と協力の基に、災害緊急時における上水道の安定供給を推進するため、相互応援の確立を図ることを目的とする。

(相互応援の内容)

第二条 構成市町が行う相互応援活動は、次のとおりとする。

- 一 応急給水作業
- 二 応急復旧作業
- 三 応急復旧用資機材の供出
- 四 その他、必要な応援活動

2 前項第一号に規定する応急給水作業を円滑かつ効

果的に推進するため、隣接市町水道事業者間の水道緊急連絡管接続事業を計画実施する。

3 前項の水道緊急連絡管接続事業は、各隣接市町間

の協議の基に計画実施するものとする。ただし、この基本協定締結の時点において、管網の未整備等の理由により、計画が困難な市町間においては、将来事業実施が可能となった時点で相互協力のもとに計画実施し、圏域内全体の相互応援体制確立に向けて努力するものとする。

(相互応援の連絡)

第三条 構成市町は、災害緊急時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当課を定め、毎年四月末日までに相互に連絡責任者名簿等を交換し、応援の要請その他の連絡は当該連絡担当課を窓口として行うものとする。

(応援要請)

第四条 災害緊急時において応援を受けようとする市

町は、次の事項を明示した文書によって応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する時はこの限りではない。

- 一 被害の状況
- 二 応援の場所、予定給水量及び期間
- 三 その他必要な事項

(応援活動の円滑化)

第五条 応援を受ける市町は、応援活動の円滑化を図るため、担当責任者を置くものとする。

2 応援を行う市町は、前項の担当責任者と密接な連携のもとに、応援活動を円滑に推進するものとする。

(費用の負担)

第六条 第二条第一項に規定する応援に要した費用

は、法令その他特別に定めがあるものを除き、応援を受けた市町が負担するものとする。

(細目協定の締結)

第七条 この基本協定の実施にあたり、必要な細部事項については、相互の市町間において細目協定を締結し実施するものとする。

(協議)

第八条 この基本協定の内容に疑義又は変更の必要が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

(施行)

第九条 この基本協定は平成元年十二月十二日から施行する。

この基本協定の締結を証するため、本書一〇通を作成し、構成市町の長が記名押印の上、各自一通を保有する。

原資料は横書き。

(「広域行政契約関係綴(真鶴)」湯河原町役場蔵)

70 湯河原町水道事業給水条例

湯河原町水道事業給水条例(平成十年三月二

十七日条例第十一号)

小田原市長 山橋敬一郎 印

南足柄市長 安藤正夫 印

中井町長 石塚武典 印

大井町長 瀬戸洋二 印

松田町長 平野興二 印

山北町長 真田快尊 印

開成町長 山神輝 印

箱根町長 勝俣茂 印

真鶴町長 御守美房 印

湯河原町長 小澤忠一 印

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 給水装置の工事及び費用（第五条～第十一条）

第三章 給水（第十二条～第二十一条）

第四章 料金・手数料及び水道利用加入金（第二十条～第三十二条）

第五章 管理（第三十三条～第三十八条）

第六章 補則（第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、湯河原町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第二条 湯河原町水道事業の給水区域は、湯河原町営企業の設置等に関する条例（昭和四十三年条例第五号）第三条第二項に定める区域とする。

（給水装置の定義）

第三条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第四条 給水装置は次の二種とする。

一 専用給水装置 一世帯又は一箇所専用するもの

二 私設消火栓 消防用を使用するもの

第二章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第五条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和

三十二年法律第七十七号。以下「法」という。）

第十六条の二第三項の厚生省令で定める給水装置の

軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、

町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し

込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第六条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要す

る費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤

去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要が

あると認めたものについては、町においてその費用

を負担することができる。

（工事の施行）

第七条 給水装置工事は、町長又は町長が法第十六条

の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工

事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給

水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設

計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、

工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければな

らない。

3 第一項の規定により町長が工事を施行する場合に

おいては、当該工事に関する利害関係人の同意書等

の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第八条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止

するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適

切に行えるようにするため必要があると認めるとき

は、配水管への取付口から水道メーターまでの間の

給水装置に用いようとする給水管及び給水用具につ

いて、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管

に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第一項の規定による指定の権限は、法第十六条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第九条 町長が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- 一 材料費
- 二 運搬費
- 三 労力費
- 四 道路復旧費
- 五 工事監督費
- 六 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要

とするときは、その費用を加算する。

3 前二項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第十条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第十一条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第三章 給水

(給水の原則)

第十二条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第一項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても町はその責を負わない。

(給水契約の申込)

第十三条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第十四条 給水装置の所有者が、町内に居住しないと

き、又は、町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

一 給水装置を共有する者

二 給水装置を共用する者

三 その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第十六条 給水量は、町の水道メーター(以下「メー

ター」という。)により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたとときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第十七条 メーターは、町長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠つたために、メーターを亡失又は、き損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第十八条 水道利用者等は、次の各号の一に該当する

ときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

い。

一 水道の使用をやめるとき。

二 用途を変更するとき。

三 消防演習に消火栓又は私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、町長に届け出なければならない。

一 水道の利用者の氏名又は住所に変更があつたとき。

二 給水装置の所有者に変更があつたとき。

三 消防用として水道を使用したとき。

四 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

(私設消火栓の使用)

第十九条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合

のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

- 第二十條 水道使用者等は善良な管理者の注意をもつて、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならぬ。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

- 3 第一項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

- 第二十一條 町長は、給水装置又は供給する水の水質

について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第四章 料金・手数料及び水道利用加入金

(水道料金の支払義務)

- 第二十二條 水道料金(以下「料金」という。)は水道の使用者又は管理人から徴収する。

- 2 共用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

- 第二十三條 料金は、一箇月につき次の表により計算した額とその額に消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二十九条の税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)と、その消費税額に地方

税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十三の税率（以下「地方消費税率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるとときはこれを切り捨てた額）との合計額とする。

種別	用途	基本料金		超過料金一立方メートルにつき
		使用水量	料金	
専用	一般用	一〇立方メートルまで	五五〇円	一立方メートルから 三〇立方メートルまで
	営業用			三立方メートルから 五〇立方メートルまで
臨時用				五立方メートルから 一〇立方メートルまで
				一〇立方メートル以上
				六〇円
				六五円
				七〇円
				七五円

附記

(一) 一般用とは、住宅、官公署、学校、病院、事務所その他これに類するものが使用する場合をいう。

(二) 営業用とは、旅館、寮、保養所、飲食店、喫

茶店その他営業の用に使用する場合をいう。

(三) 臨時用とは、工事その他臨時に使用する場合をいう。

2 一般用で前項の規定による料金の徴収をすることができないものについては、世帯人員による定額料金とし、次の表による料金とその額に消費税率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とその消費税額に地方消費税率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）との合計額を料金として徴収する。

種別	用途	一世帯につき				
専用	一般用	三人まで	四入から 五人まで	六入から 七入まで	八入から 九入まで	九入を超え 一人増すこ とに
		一、四〇〇円	一、九〇〇円	二、五五〇円	三、三〇〇円	四〇〇円

上記の外一般用で世帯人員のないもの及び営業用

に使用する料金は町長が別に定める。

(料金の算定)

第二十四条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、定例日以外の日に又は隔月に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第二十五条 町長は、次の各号の一に該当するとき
は、使用水量を認定する。

- 一 メーターに異状があったとき。
- 二 使用水量が不明のとき。
- 三 その他必要があると認めるとき。

(特別な場合に於ける料金の算定)

第二十六条 月の中途において水道の使用を開始し、

又は使用をやめたときの料金は次の通りとする。

- 一 計量給水使用料について使用日数が十五日を超えず、かつ使用水量が基本水量の二分の一を超えないときは基本水量の二分の一に相当する料金とし、使用日数が十五日を越え又は使用水量が基本水量の二分の一を超えるときは一月とみなして算定する。

(無届使用に対する認定)

第二十七条 給水装置を無届で使用した者は、前使用者に引続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第二十八条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限

りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第二十九条 料金は、納額告知書又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、町長が必要があると認めるときは、予納又は二箇月分をまとめて徴収することができる。

2 給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

(手数料)

第三十条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

一 第七条第一項の給水装置工事業業者の指定をす

るとき

一件につき 一〇、〇〇〇円

二 第七条第二項の設計審査(材料の確認を含む)をするとき 一回につき 一、〇〇〇円

三 第七条第二項の工事の検査をするとき

一回につき 一、〇〇〇円

四 第十九条第二項の消防演習の立会をするとき

一回につき 一、〇〇〇円

五 給水装置工事業業者指定証を再交付するとき

一件につき 二、五〇〇円

(水道利用加入金)

第三十一条 町長は給水装置の新設工事及び改造工事(量水器の口径を増すものに限る。以下同じ。)の申請者から、次の各号に定める額とその額に消費税率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があると

きはこれを切り捨てた額)と、その消費税額に地方消費税率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数

を乗じて得た額(その額に一円未満の端数

第三節 上下水道整備

量水器の口径	加入金の額
一三ミリメートル	量水器一個につき 一〇〇〇、〇〇〇円 (申請者が申請の日の一年前から湯河原町に住所を有しており、自己の居住の用に供し、かつ給水目的が家事用の場合は 三〇、〇〇〇円)
二〇ミリメートル	量水器一個につき 二〇〇〇、〇〇〇円 (申請者が申請の日の一年前から湯河原町に住所を有しており、自己の居住の用に供し、かつ給水目的が家事用の場合は 六〇、〇〇〇円)
二五ミリメートル	量水器一個につき 三〇〇〇、〇〇〇円
四〇ミリメートル	量水器一個につき 六〇〇〇、〇〇〇円
五〇ミリメートル	量水器一個につき 一、〇〇〇〇、〇〇〇円

があるときはこれを切り捨てた額)との合計額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として徴収する。

一 新設工事 量水器の口径に応じ次に掲げる額

七五ミリメートル	量水器一個につき 二、五〇〇、〇〇〇円
一〇〇ミリメートル	量水器一個につき 五、〇〇〇、〇〇〇円
一五〇ミリメートル	量水器一個につき 一〇、〇〇〇、〇〇〇円

二 改造工事 改造後の量水器の口径に対応する前号に規定する額から、改造前の量水器の口径に対応する前号に規定する額との差額

2 共同住宅に設置する家事用給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事(共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。)の申請人は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とその額に消費税率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)と、その消費税率に地方消費税率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)との

合計額を加入金として徴収する。ただし、木造共同住宅については、それぞれ二分の一の額とする。

一 新設工事 一〇〇、〇〇〇円に当該共同住宅の戸数を乗じて得た額

二 改造工事及び増設工事 一〇〇、〇〇〇円に当該共同住宅の増加戸数を乗じて得た額

3 受水槽及びこれに直結する給水用具から、新たに給水を受けようとする者（前項に該当するものを除く。）は、親量水器の口径にかかわらず、子量水器による第一項の規定を準用して得た額を加入金として徴収する。

4 加入金は、給水装置の申請の際、又は前項の規定により新たに給水を受ける際徴収する。

5 既に徴収した加入金は還付しない。ただし、一時用の給水装置を申請後九十九日以内に撤去したときは、日割計算により徴収額を計算し残額を還付す

る。

（料金・手数料・加入金等の軽減又は免除）

第三十二条 町長は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第五章 管理

（給水装置の検査等）

第三十三条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第三十四条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和三十三年政令第三百三十六号）第四条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の

給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第十六条の二第三項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第三十五条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

一 水道の利用者等が第九条の工事費、第二十条第

二項の修繕費、第二十三条の料金、第三十条の手数料、その他の費用を指定期限内に納入しないと

二 水道利用者が、正当な理由がなくて、第二十四条の使用水量の計量、又は第三十三条の検査を拒み、又は妨げたとき。

三 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

四 給水を濫用し、種別の異なる用途に使用し、みだりに他人に分与し、又は販売したとき。

(給水装置の切り離し)

第三十六条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

一 給水装置所有者が、六十日以上所在が不明で、

かつ給水装置の使用がないとき。

二 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めたととき。

(過料)

第三十七条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、一〇、〇〇〇円以下の過料を科することができる。

一 第五条の承認を受けなくて、給水装置を新設、改造、修繕（法第十六条の二第三項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者。

二 正当な理由がなくて、第十六条第二項のメーターの設置、第二十四条の使用水量の計量、第十三条の検査、又は第三十五条の給水の停止を拒み、又は妨げた者。

三 第二十条第一項の給水装置の管理義務を著しく

怠つた者。

四 第二十三条の料金、第三十条の手数料、又は第三十一条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者。

(料金を免れた者に対する過料)

第三十八条 町長は、詐欺その他、不正の行為によつて第二十三条の料金、第三十条の手数料、又は第三十一条の加入金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第六章 雑則

(委任)

第三十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

2 湯河原町水道事業給水条例（昭和三十四年条例第四号。以下「廃止前の条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前になされた廃止前の条例に基づく承認、検査、その他の処分又は申し込み、届け出、その他の手続きは、それぞれこの条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

(二) 下水道関係

71 浄水センター建設計画について

四八湯企第二四八号

昭和四八年八月一四日

門川区長 浅田勝造 殿

浄水センター建設対策

委員長 関野正平 殿

湯河原町長 高杉茂利

浄水センター建設計画について

進展する湯河原町の将来に対処し、また良好なる環境の整備が要求される現代生活のうえからも本事業の重要性についてご理解をいただき、浄水センター建設に関する計画決定について承諾されましたことを御礼申し上げます。

過般における諸事のご迷惑は将来に向つて建設的に対処する所存でありますので、特段のご協力をお願いする次第であります。

本月三日付の承諾文書に示された条件の各項については、それぞれ次のように取扱いたいと存じますが、

具体的事項は委員会に諮つて取扱うこととしますので
ご了承願います。

浄水センター建設に関する事業決定並びに実施計画
及びこれに関連する事項については、門川区の代表を
六名とし、町の代表を五名として委員会を構成し、セ
ンター建設について協議調整を行なうものとします。

なお、委員会構成には前記代表のほか門川区出身町
議会議員を委員に加えることにしたい。

一、終末処理場は地下式埋没とし、造園及び施設利用
上必要な復土（マ）を施すものとし、当該施設の状態を勘
案して道路面との摺付調整を実施する。

二、三、埋立西南端に管理事務所及び門川対策委員会
の望む施設を建設し、この施設に保養施設またはホ
テル等の併設には同意します。

門川対策委員会の希望によつて建設した施設につ
いては、門川区に運営管理を委託します。

四、神社前の地下道を整備し、施設内の通行の利便に
供します。

五、工事公害に対する賠償責任は町並びに施工業者に
おいて負います。なお、排土利用する地先住民には
協力援助します。

六、計画決定を第一年次として積立てる基金制度につ
いては貴意を尊重しますが、基金額は一億円としま
す。基金の用途は公害対策、災害対策及び施設改善
等の費用とします。

基金より生ずる利子は門川区内の公共投資に用うる
ものとし、投資事業は区対策委員会の定めるところ
に従います。

七、その他の事項については、委員会に諮つて取扱
いを定めることとします。

〔下水道関係書類〕湯河原町役場蔵
原資料は横書き。

町は下水処理の拠点として、千歳川河口に近い場所に浄水センターを建設する計画を立てた。

門川区からの協力を得て、建設・稼働に伴う配慮を打ち出した内容である。

72 湯河原町下水道条例

湯河原町下水道条例（昭和五十九年十二月二

十四日条例第十三号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 排水設備の設置等（第三条～第八条）

第三章 公共下水道の使用（第九条～第十七条）

第四章 雑則（第十八条～第二十六条）

第五章 罰則（第二十七条～第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、湯河原町が設置する公共下水道の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 下水 法第二条第一号に規定する下水をいう。

二 汚水 法第二条第一号に規定する汚水をいう。

三 公共下水道 法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。

四 排水設備

法第十条第一項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水

洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除

く。)をいう。

五 除害施設 法第十二条第一項に規定する除害施設をいう。

六 特定事業場 法第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。

七 使用者 下水を公共下水道に排除し、これを使用する者をいう。

八 水道 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第一項に規定する水道をいう。

九 給水装置 水道法第三条第九項に規定する給水装置をいう。

第二章 排水設備の設置等

(排水設備の新設等の基準)

第三条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

一 分流式の公共下水道に下水を流入させるために

設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつてはます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

二 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事実施方法で規則で定めるものによること。

三 汚水を排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認めたとした場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、それぞれ区分に応じて同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長三メートル以下のもの内径は、七十五ミリメートル

ル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径
百五十人未満	百ミリメートル以上
百五十人以上三百人未満	百五十ミリメートル以上
三百人以上六百人未満	二百ミリメートル以上
六百人以上	二百五十ミリメートル以上

四

雨水を排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、それぞれの区分に応じて同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が三メートル以下のものの内径は、七十五ミリメートル以上とすることができる。

排水面積	排水管の内径
二百平方メートル未満	百ミリメートル以上

二百平方メートル以上	百五十ミリメートル以上
六百平方メートル未満	二百ミリメートル以上
六百平方メートル以上	二百ミリメートル以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第四条 公共下水道に下水を流入させるために設ける

排水施設(排水設備及び法第二十四条第一項の規定によりその設備について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等を行うとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 汚水は公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水はます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。

二 堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする

措置が講ぜられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第五条 排水設備又はこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等の工事を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。

2 前項により確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更については、その旨を町長に届け出ることによつてこれに代えることができる。

(排水設備等の工事の実施)

第六条 排水設備等の新設等の工事は、町長が指定した指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）が行わなければならない。

2 前項に規定する指定工事店について必要な事項は、規則で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第七条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完成したその日から五日以内に町長に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けた後でなければ、排水設備等を使用することができない。

(既設排水施設の認定)

第八条 現に使用している排水施設を排水設備等として使用しようとする者は、町長の認定を受けなければならない。

第三章 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第九条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- 一 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満
- 二 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満
- 三 浮遊物質量 一リットルにつき六百ミリグラム未満

四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

- ア 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下

- イ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公

共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)の規定による総理府令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に關し当該各号に定める水質より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置)

第十条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

- 一 温度 四十五度未満
- 二 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満
- 三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

- ア 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下
 - 四 沃^ま素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム未満
- 2 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならぬ。
- 一 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第九条の四第一項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第三項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値とする。
 - 二 温度 四十五度未満
 - 三 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満
 - 四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満
 - 五 浮遊物質量 一リットルにつき六百ミリグラム未満
 - 六 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下
 - 七 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で神奈川県公害防止条例（昭和五十三年神奈川県条例第一号）第三十条の規定により排水基準が定められたもの（第四号に掲げる項目に類似する

項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

(し尿の排除の制限)

第十一条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するとき、水洗便所によつてこれをしなければならぬ。

(使用開始等の届出)

第十二条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならぬ。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用するときは、この限りでない。

2 法第十二条の三、第十二条の四又は第十二条の七の規定による届け出をした者は、前項の規定による届け出をした者とみなす。

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第十三条 使用者は、下水道法施行令第九条第一項第四号に該当する水質又は同令第九条の八若しくは同令第九条の九第一項第三号若しくは第四号に定める基準に適合しない水質(以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質並びに供用開始の時期を町長に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

(使用者の変更の届出)

第十四条 使用者に変更があつたときは、新たに使用

者となつた者が、速やかにその旨を町長に届け出なければならぬ。

(使用料の徴収)

第十五条 公共下水道の使用については、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について納入通知書又は預金口座自動振替の方法により毎使用月の翌月末までに納入しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 納入通知書は、納期限の十日前までに発送するものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、町長は、使用料を前納させる

ことができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届け出があつたとき、その他町長が必要と認めるときに行う。

(使用料の算定方法)

第十六条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。

区分	基本額		加算額	
	排水量	使用料	排水量	使用料
一般汚水	十立方メートル以下の	八百円	十立方メートルを超える	一立方メートルにつき
公衆浴場汚水	排水量一立方メートルにつき	十円		

2 下水使用料について使用日数が十五日を超えず、かつ、使用水量が基本水量の二分の一を超えないときは基本水量の二分の一に相当する料金とし、使用

日数が十五日を超え、又は使用水量が基本水量の二分の一を超えるときは一月とみなして算定する。

3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

一 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

二 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は規則で定める基準により町長が認定する。

三 温泉水を使用した場合は、その使用水量とし、規則で定める基準により町長が認定する。

四 冰雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使

用する水量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して七日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前三号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案し、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(資料の提出)

第十七条 町長は、使用料を算出するために必要と認めるときは、使用者から資料の提出を求めることができる。

第四章 雑則

(行為の許可)

第十八条 法第二十四条第一項の許可を受けようとす

る者は、申請書に次に掲げる図面を添付し、町長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

一 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した図面

二 物件の配置及び構造を表示した図面

（許可を要しない軽微な変更）

第十九条 法第二十四条第一項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（占用の許可等）

第二十条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以

下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して町長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第二十四条第一項の許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

2 前項の占用の許可を受けた者からは、湯河原町道路占用料徴収条例（昭和三十九年湯河原町条例第十六号）又は湯河原町水路に関する条例（昭和三十九年湯河原町条例第十七号）を準用し、占用料を徴収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。

（原状回復）

第二十一条 前条の占用許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了し

たとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならぬ。ただし、原状に回復することが不適当であると町長において認めたときは、この限りでない。

2 町長は、前条の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は現状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができらる。

(手数料の徴収)

第二十二条 指定工事店の登録等については、一万円
の範囲内で別に規則で定める額の手数料を徴収す
る。

(使用料等の減免)

第二十三条 町長は、公益上その他特別の理由がある
と認める者に対しては、使用料、占用料又は手数料

を減免することができる。

(費用の負担)

第二十四条 町長が、使用者の特別の必要により公共
ます及び取付管の新設等を行ったときは、当該使用
者は、その新設等に要した費用を負担しなければな
らない。

(管理人及び代表者)

第二十五条 排水設備等の所有者が、町内に住所又は
居所を有しないときは、この条例に定める事項を処
理させることができる者を管理人と定め、町長に届
け出なければならぬ。

2 排水設備等を共有若しくは共用する者又は給水装
置を共有する者若しくは共用給水装置による使用者
は、この条例に定める事項を処理させるために代表
者を定め、町長に届け出なければならぬ。

3 町長は、前二項の届け出のあつた管理人及び代表

者を適当でないと認めるときは、変更させることができる。

(規則への委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第二十七条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に一万円以下の過料を科することができる。

一 第五条第一項又は第二項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者

二 第六条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者

三 排水設備等の新設等を行つて第七条第一項の規定による届け出を同項に規定する期間内に行わなかつた者

四 第八条又は第十一条の規定に違反した使用者

五 第十二条又は第十三条の規定による届け出を怠つた者

六 第十七条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者

七 第二十一条第二項の規定による指示に従わなかつた者

八 第五条第一項又は第十八条の規定による申請書又は書類、第五条第二項前段、第十二条又は第十三条の規定による届出書、第十六条第三項第四号

の規定による申告書又は第十七条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第二十八条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科することができる

きる。

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二条の過料を科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

都市部に比べ、町村の汚水処理は大きく立ち遅れていた。本条例の前年に全国町村下水道推進協議会が発足し、京都・千葉について本県にも三番目の支部が設立された。その初代支部長に推された小澤忠一町長は、環境衛生や水の再利用を考慮して、国・県の指導の下に積極的に下水道事業を展開した。

73 浄水センターに関する懸案の処理について

五九湯企第五二〇号

昭和五九年一月二二日

門川区浄水センター対策委員会

委員長 寺井五郎 殿

湯河原町長 小澤忠一

浄水センターに関する懸案の処理について

本町の公共下水道事業の推進に關しましては、長い間、御理解御協力を賜り感謝いたしております。特に浄水センターの位置決定から工事施行の途次、諸事情の変化に伴う施行条件の改定に対しましては、その都度、適切大乗的な対応を賜りました。第一次下水道整備計画は、来年四月の供用開始を前に順調な進行を維持いたしております。これも、ひとえに貴区の御理解御協力の賜ものと重ねて衷心からお礼を申し上げる次

第でございます。

更に、貴区と本町は、下水道事業を通じ常に円満裡に諸協議を処理して参ったとは申せ、本町の当初事業計画が数次に亘つて大きく変更されたことなどから、御不満の潜在していることもいなめないところと承知いたしております。

また、従来から継続している泉地区出作農地に対する熱海市焼却場処理場の公害処理、並びに農業振興に關しまして御不満の累積している事情も充分承知いたしております。

本町といたしましては、これらの事情を踏まえ下水道の供用が開始される来年四月には、諸懸案の円満な処理を了したいと存じており、ここにその処理方針を提示いたしますので、本町の意図するところを御理解賜るとともに、今後更に一層の御協力を下さるようお願い申し上げます。

懸案の処理方針

(泉地区を計画区域とした取扱)

一 本町の下水道処理区域に熱海市泉地区を含めたことは、千歳川の浄化対策を目標の一つとする本町の下水道事業の基本的な事項として、門川区の対策協議会が設けられた以前の下水道基本計画策定段階で処理されたことであります。千歳川流域の環境の保全、水質の保全是泉地区の下水道施設化によってその効果が保持されるのでありまして、泉地区を除外した下水道事業は、半身不随と言わねばなりません。下水道事業の本旨にそつた事業計画の推進を図つた訳でありまして貴区の御意向に逆らう意図は毛頭もなかつたことを是非共、御理解いただきたく存じます。しかしながら、門川生産組合と熱海市との諸般の経緯を総合して対策協議会に対する事後説明手続に不行届のあつたことを反省し、深くお詫

びいたします。

(出作農地対策)

二 泉地区への門川区住民の出作農地に対する農業の振興施策につきましては、本町側で取り扱うとする属人制が確認されており、諸事業の処理につきましては、既に本町内の他地区の農業振興対策同様の取扱をいたしておりますので、今後予定される事業等につきましては、お申し出をいただきたいと存じます。

(熱海市焼却場・処理場の公害対策)

三 熱海市焼却場・処理場近傍農地に対する公害対策並びに同施設立地の際の諸条件の履行に關しましては、従前から種々苦情をうかがい及ばずながら共々解決化に努めては参りましたが、熱海市側の対応についての累積する御不満につきましては、本町に於きましても認識を改めるとともにその後進行中の公

害の実態に対応する意味も含めて今後は、発生する公害の実態に応じた補償改善の要求など、積極的、具体的にその処理に対応することを約束いたします。

(下水道基金の取扱)

四 昭和五八年度末積立額一億七、〇〇〇万円の下水道対策基金につきましては、昭和五九年度でこれを二億円に改定し、その管理方法も改善して基金果実を平年度約一、四〇〇万円確保することにいたします。今後は、基金果実の二分の一相当額(約七〇〇万円)を毎年度基金額に積増し、他の二分の一相当額(約七〇〇万円)を門川区公共事業原資として門川区へ補助する取扱といたしたい。公共事業原資の減少分は七の項で補填するものといたします。

(公害監視体制の補充)

五 当初予定したホテル、宿泊施設、会議施設、レス

トラン等の併設による公害防止機能確保の御要望が実現しなかったことに伴って振り替えられた海浜公園施設では、初期の目標達成には不十分と思われるますのでその補完措置として、門川区住民による公害監視機関を常置することにいたしたい。

(海浜公園施設等の管理運営)

六 ア 浄水センターの地先振興対策として海浜公園が有効に利用されることを期するため、公園の管理運営面への門川区の積極的な参加をお願いしたい。

イ 国道筋一帯の整備振興を促進するため、レストラン、売店、駐車場等の経営策を引続き推進するものとします。

(門川区振興事業の実施)

七 門川区を対象とした、明るい社会づくりなどの幅広い公益事業を助長するための施策を第三機関に

よって展開することとしたい。

(第三機関の設立)

八 ア 町が行うべき前記五、六、七の各事項の実施を担当させるため、かつ、その実施を円滑にするため、更にこれら諸事項に門川区の意向を反映させるため、町と門川区による第三機関「湯河原浄水センター環境保全公社(仮称)」を設立したい。

イ 公社の代表者には、門川区からの推せん役員を充てる。

ウ 公社の事業原資は、門川区と協議のうえ、必要な額を町が出捐する。

エ 公社の運営計画は、今後速やかに協議する。

オ 公社は、昭和六〇年四月を目途に設立準備を進める。

以上

(前文について門川区からの回答)

昭和六〇年三月一日

湯河原町長 小沢忠一 殿

門川区長 寺井五郎 印

昭和五九年二月二一日付湯企第五二〇条^(マ)について、

浄水センター対策委員会を再々開会協議、検討去る二月二七日対策委員会に於いて、一、二、三各項については、了解できましたが、四項については、当初約定通りとされたい。

五項に関しては、五九門浄第一号、五九・四・一一文書を再読されたい。
以上申し上げましたが貴意にそえず誠に遺憾ながら宜しく御高配お願い致します。

(「下水道関係書類」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

74 熱海市との下水処理に関する事務委託規約

湯河原町と熱海市との下水の処理に関する事務委託に関する規約(昭和六十一年三月二十
五日告示第十四号)

(委託事務の範囲)

第一条 熱海市は、泉地区における下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公
共下水道の計画処理区域から排除される下水の処理
及びこれに伴い発生する汚泥の処分に関する事務
(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を湯河
原町に委託する。

(経費の負担、負担率及び予算の執行)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費(次項
及び第三項に規定する経費を除く。)は、熱海市の

負担とし、熱海市はあらかじめこれを湯河原町に納付するものとする。

2 湯河原町が施行する下水の終末処理場、汚泥処分施設及び幹線管渠の設置、改築、修繕等（以下「下水道施設の建設等」という。）に要する経費の一部は、熱海市の負担とし、熱海市は、これを湯河原町に納付するものとする。

3 前項に規定する経費の負担率は、湯河原町と熱海市のそれぞれの計画処理水量、計画処理人口及び計画処理面積を基準とし、定めるものとする。

4 前各項の経費の額及び納付の時期は、湯河原町長が熱海市長と協議して定める。この場合において、湯河原町長は、あらかじめ経費の見積りに関する書類（事業計画案、その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を熱海市長に送付しなければならない。

（特別負担金）

第三条 熱海市は、湯河原町が設置する下水道施設の建設等に関し、特別な経費負担をするものとし、その額は、一五七、五〇〇、〇〇〇円とする。

（予算の区分）

第四条 湯河原町長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、湯河原町の歳入歳出予算において計上するものとする。

（経費に残額が生じた場合の措置）

第五条 湯河原町長は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る経費に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、湯河原町長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を、当該年度の出納閉鎖後速やかに熱海市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第六条 湯河原町長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第五項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を熱海市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第七条 湯河原町長と熱海市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(事業計画の変更)

第八条 下水道施設の建設等に係る事業計画を変更する場合は、あらかじめ湯河原町長と熱海市長が協議するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第九条 委託事務に適用される湯河原町の条例等の全

部又は一部が改正された場合においては、湯河原町は、速やかに当該条例等を熱海市に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、熱海市は、速やかに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第十条 この規約に定めるもののほか委託事務に関し必要な事項は、湯河原町長と熱海市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、昭和六十一年三月二十五日から施行する。

2 この規約の施行の際、設置済み又は設置中の下水の終末処理場及び幹線管渠について、当該施設の設定に要した経費の一部及び特別負担金を熱海市の負

担とするものとし、熱海市は、別に定めるところにより、これを湯河原町に納付するものとする。

3 熱海市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する湯河原町条例が熱海市に適用される旨、及びこれらの条例等を公表しなければならない。

4 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもつて打ち切り、湯河原町長がこれを決算する。この場合、決算に伴つて生ずる剰余金は、速やかに熱海市に返還しなければならない。

5 この規約施行前に、「湯河原町と熱海市との公共下水道の設置に関する費用負担の暫定措置に関する協定（昭和五十九年三月三十一日締結）」に基づき、熱海市が湯河原町に支払つた暫定負担金六〇、〇〇〇、〇〇〇円については、規約第二条第二項に規定する負担金の内払とする。

原資料は横書き。

下水道事業は、土地の確保や施設・設備などのほか多様な職種の人員を必要とし、一町村単独での経営には大きな負担が伴う。泉地区の置かれた環境からすると、千歳川河口への排水の集約が合理的であり、町は広域的見地から県の支援も背景に下水処理を受け入れた。この直後に県から真鶴町を加えた下水処理の提言があり、一九九二（平成四）年に議会で協議された。

（湯河原町役場蔵）

75 真鶴町公共下水道の終末処理について

三湯企第三二二二号の二

平成四年三月三日

真鶴町長 三木邦之 殿

湯河原町長 丸山孝夫

真鶴町公共下水道の終末処理について（回答）

平成三年一月一二日付け、真第九二一号をもつて、貴職から書簡により申し入れのありました、真鶴町公共下水道の終末処理を湯河原町の公共下水道終末処理場において処理することについては、湯河原・真鶴地域の自然環境及び公共用水域の水質保全並びに住民の生活環境の改善を図るため、本町だけでなく貴町においても整備されることが必要であると考えます。

平成二年二月二日付けで締結した、「湯河原・真鶴広域公共下水道の建設に係る財政支援に関する覚書」の趣旨を尊重し、広域的見地及び処理場周辺住民の基本的事項に対する理解が得られたこと、また地方自治法の規定に基づく議会の議決がなされたこと（別添のとおり）等により、貴町の下水処理及びこれに伴い発生する汚泥の処分に関する事務の管理及び執行を受託します。

なお、今後事務の手続き（協定書及び確認書、事業

費等の負担）については、貴職と協議調整して行きたいと考えております。

議案第二五号

下水の処理に関する事務委託の協議について
地方自治法第二五二条の一四の規定により、真鶴町公共下水道真鶴処理区の下水の処理に関する事務を、別紙の規約により真鶴町から受託することについて協議する。

平成四年三月三日提出

湯河原町長 丸山孝夫

提案理由

真鶴町における公共下水道の処理区域から排除される下水の処理及びこれに伴い発生する汚泥の処分に関する事務の管理及び執行を受託することについて、地方自治法第二五二条の一四の規定に基づき議会の議決

を要するため、本案を提出するものであります。

平成四年三月三日 原案可決

湯河原町議会議長 青木昭久 印

証第一五号 上記は謄本である

平成四年三月三日

湯河原町議会議長 青木昭久 印

湯河原町と真鶴町との下水の処理に関する事務
の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 真鶴町は、真鶴処理区における下水道法（昭和三十三年法第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道の計画処理区域から排除される下水の処理及びこれに伴い発生する汚泥の処分に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を湯河原町に委託する。

(経費の負担、負担率及び予算の執行)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費（次項及び第三項に規定する経費を除く。）は、真鶴町の負担とし、真鶴町はあらかじめこれを湯河原町に納付するものとする。

2 湯河原町が施行する下水の終末処理場、汚泥処分施設及び真鶴町の汚水が流入する幹線管渠の設置、改築、修繕等（以下「下水道施設の建設等」という。）に要する経費の一部は、真鶴町の負担とし、これを湯河原町に納付するものとする。

3 前項に規定する経費の負担率は、湯河原町と真鶴町のそれぞれの計画処理水量、計画処理人口及び計画処理面積を基準とし、定めるものとする。

4 前三項の経費の額及び納付の時期は、湯河原町長が真鶴町長と協議して定めるものとする。この場合において、湯河原町長は、あらかじめ経費の見積り

に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を真鶴町長に送付しなければならない。

（予算の区分）

第三条 湯河原町長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、湯河原町の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（経費に残額が生じた場合の措置）

第四条 湯河原町長は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る経費に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、湯河原町長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を、当該年度の出納閉鎖後速やかに真鶴町長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第五条 湯河原町長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第六項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を真鶴町長に通知するものとする。

（連絡会議）

第六条 湯河原町長と真鶴町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

（事業計画の変更）

第七条 下水道施設の建設等に係る事業計画を変更する場合は、あらかじめ湯河原町長と真鶴町長が協議するものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第八条 委託事務の管理及び執行について適用される湯河原町の条例及び規則（以下「条例等」という。）

の全部若しくは一部を改正しようとする場合においては湯河原町長はあらかじめ真鶴町長に通知しなければならない。

2 前項の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、湯河原町長は、直ちに当該条例等を真鶴町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、真鶴町長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第九条 この規約に定めるもののほか委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、湯河原町長と真鶴町長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成四年四月一日から施行する。

2 真鶴町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する湯河原町の条例が真鶴町に適用される旨

及びこれらの条例等を公表しなければならない。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、湯河原町長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに真鶴町に返還しなければならない。

(「下水道関係書類」湯河原町役場蔵)
原資料は横書き。

(三) 新幹線工事関係

76 ずい道内湧水の使用願い

湯公事第八八号

昭和三五年七月二八日

日本国有鉄道静岡幹線工事局長

坂本貞雄 殿

湯河原町長 八亀武雄

ずい道内湧水の使用願い

東海道幹線増設工事のうち、湯河原町に關係の深い南郷山、城堀、新泉越ずい道(ママ)の堀さくにて、ずい道内に優良な地下水が湧出することを予想しますので、その湧水を町営水道用水として使用いたしたく特別の詮議をもちまして許可下さるよう御願い致します。

尚 工作物の設置施行等については、御指示御指導下さるよう御願い致します。

〔昭和三六年度 新幹線工事による給水工事書類綴〕

湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

一九五九(昭和三四)年の東海道新幹線着工で、町域には約三kmにわたって二本のトンネルが掘削されることになった。この工事に伴う湧水の利用ができるよ

うになる一方、既存の水利用が脅かされるなどの事態が生じた。

77 新幹線工事に伴う湧水に関する請願・要望等

① 水源湧水量減少等に関する請願書

請願書

この度の東海道幹線増設工事施行中の神奈川・湯河原町地内城堀(ママ)遂道工事の進捗により私共城堀区内の城堀簡易水道組合水源の湧水量の減少並びに附近の井水の枯渇等地下水脈に著しく影響が表われ区民の生活をおびやかす状況であります。

この事については関係各位共、日夜対策に御努力下されている事は承知して居りますが、現状では尚、悪化を予想する今日速やかに、これ等の対策を樹立実施の上、現在の不自由並びに不安を解消下さるよう区民

並びに組合を代表し御願い致す次第でありますので、事情御酌取の上、至急に善処下さるようお願いいたします。

昭和三五年一月五日

日本国有鉄道

静岡幹線工事事長 坂本貞雄 殿

神奈川県湯河原町

城堀区長
城堀簡易水道組合長 菅沼正雄

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

② 尾崎湧水の減少に関する要望書

湯公事第七一号

昭和三十六年九月二日

静岡幹線工事事長

坂本貞雄 殿

湯河原町長 八亀武雄

新幹線工事による尾崎湧水の減少について(要望)

(マヤ)
過古数十年来尾崎湧水を水源として耕作して来まし

た約二町歩の水田(現在一町二反)水源並びに町営水

道尾崎水源が最近特に減少して来ました。

そのため植付不能の水田(九畝一歩)及び植付後

水不足のため減收の恐れのあるもの(四反七畝二九

歩)並びに水道水源の枯渇の杞憂とその対策に苦慮し

ている次第であります。

ついではこの原因を考えますに新幹線工事による影

響以外予想することができないので実状を調査の上早

急に善処されるよう要望いたします。

以上

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

78 国鉄新幹線泉越隧道湧水使用についての協議書

国鉄新幹線泉越隧道湧水使用についての協議書

国鉄新幹線泉越隧道から熱海市泉側に流出している湧水使用について熱海市は市営水道の水源の一部として計画し、湯河原町は新幹線事業で既存水源減少の被害を受けた宮下簡易水道（^{（マママ）} 夔来町宮）の補強措置としてそれぞれ次の約定により協議が成立した。

一．国鉄新幹線泉越隧道から東京寄坑口へ流出する湧水はその全量に対して熱海市六〇％、湯河原町四〇％の比率で使用する。

二．坑口からの取水施設は熱海市の負担で施行するものとする。

三．国鉄からの用地の借上については熱海市が一切の手続を行うものとする。

四．受水槽、分水施設の設置に要する工事費はそれぞれ

れの湧水利用率をもつて負担するものとする。

五．分水施設までの設計等は熱海市が湯河原町と協議して行うものとする。

六．分水後の施設は、それぞれの負担において施行するものとする。

七．分水後湯河原町側の使用水量に余剰が生じた際は（湯河原町側において現在設置してある配水池の満水時等をいう。）必然的に当該余剰水を熱海市が使用でききるような施設を熱海市の負担において施設することを湯河原町は了承する。

八．両当事者においてその他必要な事項はその都度協議を行ない当該湧水を最も効率的に使用出来るよう努めるものとする。

九．この協議は、当該湧水の使用について国鉄から許可を受けた期間中有効とする。

以上熱海市と湯河原町において協議が成立したので、

両当事者記名押印し、後日の証として各々本書一通を保有するものとする。

昭和三九年八月二二日

熱海市長 市川 止 印

湯河原町長 八龜武雄 印

〔昭和三九年度、国鉄幹線工事に伴う湧水利用及補償に関する綴〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

第四節 消防・防災と国民保護

(一) 消防体制

79 緊急の事態における援助協力協定

消防組織法第二十四條第一項の規定に基く緊急の事態における消防の警察に対する援助協力に関し次の通り協定する

昭和三〇年六月十七日

神奈川縣公安委員會 印

湯河原町町長 印

緊急の事態における援助協力協定

一、緊急の事態において湯河原町消防（常設消防及び消防団を含む以下消防という）は神奈川縣警察（以

下警察という）に対し特別な援助協力をを行うものとする。

二、緊急の事態とは騒じよう暴動または大火災 水災

地震 台風の天災の起つた状態（他の地方にその状態が起り警察が出動して手薄になつた場合も含む）をいう

三、緊急の事態に際しては警察は消防の援助及び協力を要請することが出来る

四、警察に対する消防の特別な援助協力は湯河原町々長またはその指定した者の命令によりこれを行うものとする

五、第三号の援助協力の要請は神奈川県警察本部長（以下警察本部長という）が消防長または消防団長（以下警察本部長という）が消防長または消防団長に對して行うことができるものとし かつ 緊急の場合には事案発生地所轄警察署長が管轄区域内消防長 消防署長 消防団長 消防分団長に對して直接行う

ことが出来る

但しこの場合においては警察本部長は速かに消防長に對しこの旨連絡を行うものとする

六、援助協力の要請は次の事項を具し書面をもって行うものとする ただし急を要する場合は電話又は伝令等によつて行うものとする

1、援助要請者の官職氏名

2、援助を必要とする人員

3 到着の日時 場所及び予定所要時間

4 援助要請の理由

5 その他 必要な事項

七、消防の応援を要請する場合において消防応援員に武装をさせ或は消防自動車その他の機具 機械力の出動要請は行わないものとする

八、消防の応援出動の順位は原則として消防団員を第一次とし消防職員を第二次とする

九 消防の応援助員は消防長の監督の下にあるものと

しこれら消防員の活動についての警察命令は原則として消防長またはその指定する者を通してこれをなすものとする

但し消防長又はその指定する者に連絡しようとするれば命令の伝達が遅延するおそれある場合は警察は直接消防員に命令することが出来る

一〇、消防応援員を配置するのは 交通整理 犯罪の予防 警戒及び警察力が他の地方に出勤し警備力の手薄となった場合の需要施設の警備等とする

一一、本協定実施に関する具体的事項について必要ある場合は警察署と関係消防機関との間において更に協議し或は援助協力計画を樹立しておくものとする

緊急の事態における援助協力協定に基く援助

協力計画

一、本計画は小田原警察署（以下警察署という）管内各市町村長と神奈川縣公安委員会が締結した緊急事態における援助協力協定（以下協定という）を実施するに必要な要領を定め円滑な運用を図るものとする

二、消防長又は消防団長は神奈川縣警察本部長（以下警察本部長という）から緊急の事態における援助及び協力の要請があつた場合協定四号に基く市町村長の命令を速かに受ける為め予め市町村長が不在等の場合これに代り命令する者の指定を受けておくものとする

三、小田原警察署管内に緊急の事案が発出し警察署長が管内消防長又は消防団長もしくは消防分団長に対し直接援助協力を要請した場合において急を要し市町村長の命令を持って応援員を召集する暇のない場合は要請を受けた長の判断により召集し指定の日時

場所に応援員を派遣するものとする

四、警察と消防とは常に事態発生にそなえ相互に連絡

を緊密にするため警察においては 署長 次席 主

管係長を常設消防本部及び署においては主管係長以

上の幹部を消防団においては分団長以上の幹部及び

関係事務取扱者を別表第一号様式により作成し取交

すものとする

五、前号の名簿に変更があつた場合は相互に通報し常

に完備して置ものとする

六、援助協力の要請を受けた消防の長は 別表第二号

様式による応援者名簿を作成し小田原警察署長(マ)お通

じ警察本部長に提出するものとする

七、小田原警察署管内に緊急事案が発生し応援派遣を

受けた場合の応援員に対する給食其の他の費用は事

案発生地(マ)の市町村長と警察署長とが其の都度協議し

て負担するものとする

八、消防応援員の長は現地出動の警察幹部と緊急な連

絡を保ち任務の遂行に努めるものとする

(別表省略)

(湯河原町役場蔵)

消防組織法第二四条において、「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力しなければならぬ」という規定に基づき、締結したものである。この協定で、警察が消防を応援する場合、

災害区域内の警察の指揮に関わる部分は、消防が行う

ことになつていた。

なお、その後の消防組織法改正においても、消防と

警察の相互協力については規定している。

80 湯河原町消防団条例

湯河原町消防団条例（昭和三十二年条例第二

十六号）

(通則)

第一条 この条例は、本町の非常勤の消防団員（以下「団員」という）の任免、給与、服務その他の事項に関し必要なことを定めることを目的とする。

(任命)

第二条 消防団長（以下「団長」という。）は町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中より、町長の承認を得て任命する。

一、本町に居住し、年令満十八才以上三十五才未満であること。但し、団長、副団長、本団部長、分団長、副分団長及び運転手等にして特に必要があるときはこの限りではない。

二、団長の場合は、志操堅固、身体強健であつて、団長たるに適するものとして消防団より推薦されたものであること。

(定員)

第三条 団員の定数は三四九人とする。

(退転)

第四条 団員は退転しようとする場合はあらかじめ文書をもつて任命権者に願出で、その許可を受けなければならぬ。

(懲戒)

第五条 団員であつて、次の各号の一に該当する者があるときは、任命権者はこれを懲戒するものとする。

一、消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

二、職務上の義務に違背し又は職務を行つたとき

三、団員たるにふさわしくない非行があつたとき

第六条 前条の懲戒は、次の区別によりこれを行う。

一、免職

二、停転

三、戒告

停職は、一月以内の期間を定めてこれを行う。

(服務規律)

第七条 団員は、団長の招集によつて出勤し、服務するものとする

2 招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し服務に就かなければならぬ。

第八条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第九条 団員であつて十日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、副団長又はその他の者にあつては団長に届け出なければならぬ。但し、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住

地を離れることはできない。

第十条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障ある場所に多数集合したり又は、多数集合して飲酒してはならぬ。

第十一条 団員は次の事項を遵守しなければならない。

い。

一、住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当る心構えを持たなければならない。

二 規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当らなければならない。

三、上下同僚の間互いに尊敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。

い。

四、職務に関し金品の寄贈又は、餐応接待を受け又

はこれを請求する等のことがあつてはならない。
 五 取務上知得した秘密を他にもらしてはならない。
 い。

六、団員は、団又は団員の名義をもつて特定の政党、結社もしくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

七 消防団又は団員の名義^(義)をもつて、みだりに寄附金を募り又は、営利行為をなし若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。

八 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当り取務の外これを使用してはならない。

(給与)

第十二条 団員には次の手当を支給する。

年額手当
 出場手当

訓練手当

警戒手当

技術手当

被服手当

臨時手当

2 前項の手当は別表第一号及び第二号の範囲内で支給する。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

別表第一号

年額二四、〇〇〇	団 長	〇一六、〇〇〇	副 団 長	〇一二、〇〇〇	本 団 部 長	〇一〇、〇〇〇	分 団 長
〇八、〇〇〇	副 分 団 長	〇三、五〇〇	部 長	〇三、〇〇〇	副 部 長	〇一、五〇〇	団 員

別表第二号

区分	支給単位	金額	摘要
出場手当	一 回	一〇〇円	消火に出動した団員に支給する。一日以上にわたるときは一日を単位とする
訓練手当	一 回	一〇〇円	訓練に出動した団員に支給する
警戒手当	一 回	一〇〇円	警戒に出動した団員に支給する
技術手当	一分団年額	一、二〇〇円 <small>(一、二〇〇円)</small>	自動車運転手、機関士に支給する
被服手当	一分団年額	一〇〇円	被服の補習費として支給する
臨時手当			必要に応じ町長が別に定める

(湯河原町役場蔵)

湯河原町・吉浜町・福浦村合併を機会に、九個分団、消防ポンプ車八台、ガソリンポンプ車一台の組織・構成で湯河原町消防団が発足した。この条例は、消防活動に従事する団員の資格・任免・賞罰・服務規律・手当に関して規定したものである。

発足した消防団の差し迫った問題として、分団所有

のポンプ車のことがあった。実は、ポンプ車が古くて役に立たなくなってきたということが指摘されるようになってきた。一九六二(昭和三七)年九月の町議会定例会で、一月の出初式で城堀分団の消防車が、走行がままならないうえに、放水もできなかったということとを町側は報告していた。これは、アメリカ軍が朝鮮戦争で使っていたものの払い下げであったようである。この指摘から、城堀のポンプ車については、起債により購入することが決まった。

また、消防団員の定員について、早くも問題となってきた。資格年齢範囲内の町民が、町外へ移動する傾向がみられるようになったことも影響したものか、団員が集まらないという問題が起こってきた。実際、一九六六年初めには、門川・宮上では定員に満たない状況であった。このような実状から、常備消防体制の整備が求められるようになった。

81 小田原市・足柄下郡消防相互応援協定書

小田原市、足柄下郡消防相互応援協定書

第一条 小田原市、橋町、箱根町、真鶴町及び湯河原

町（以下「関係市町」という）との消防相互応援は、

本協定の定めるところによる。

第二条 本協定は、火災その他の災害（以下「災害」

という）が発生したとき、協定地域内の消防力を活

用して、災害による被害を最小限度に防止し、安寧

秩序を保持することを目的とする。

第三条 相互応援を分けて次の二種とする。

一 普通応援

普通応援とは別表に定める区域内に発生した火

災を認知又は受報した場合に出動応援するものを

いう。

二 特別応援

特別応援とは、関係市町の地域内において大災

害が発生し又は、前号に規定する以外の応援を特

に必要とする場合で、災害地の消防長又は町長の

要請により出動応援するものをいう。

第四条 特別応援の要請を行う場合には、次の事情を

でき得る限り明らかにしなければならない。

一 災害の概況及び応援を要請する事由

二 応援を要請する消防隊等の種類及び数

三 活動内容及び集結場所並びに連絡の方法

四 誘導員または担当責任者

五 その他

第五条 特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象

の事情等に即して応援を行なう市町の消防長又は町

長が決定するものとする。

第六条 火災の認知又は応援の要請（車動出動を命

じ）を受けた市町は、ただちに消防隊を出動させる

ものとする。ただし、災害その他止むを得ない事情がある場合はこの限りでない。

第七条 応援出動部隊は、すべて現場にある被応援地の最高指揮者の指揮により行動するものとする。

第八条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次による。

一 応援のために要した経常的経費は、応援を行つた市町の負担とする。ただし、応援消防隊の活動が長時間にわたり自動車燃料及び給食等を必要とする場合又は機器資材等で要請により調達し、もしくは立替えたものについては応援を受けた市町において考慮するものとする。

二 応援消防隊員が業務により負傷し疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援を行なった市町の負担とする。ただし、応援を受けた市町は見舞金または弔慰金を贈ることができ

る。

第九条 この協定に記載のない事項または疑義を生じたる事項については関係市町（ただし、消防本部を置く市町にあつては消防長）協議の上決定するものとする。

附 則

この協定は、昭和三十九年十月十五日から施行する。この協定を証するため、本書五通を作成し、各一通を保有するものとする。

昭和三十九年十月十五日

小田原市長

橘町長

箱根町長

真鶴町長

湯河原町長

別表

普通応援出動区分表

湯河原町	真鶴町	真鶴町	小田原市	箱根町	小田原市	橘町	小田原市	栗妻発生市町名
全域	全域	全域	早川右岸以西	湯本、湯本茶屋 塔ノ沢地区	板橋、風祭、 入生田 久野山地区	全域	酒匂川以東	災害発生地区 <small>（区域）</small>
真鶴町消防団	湯河原町消防団		真鶴町消防団		箱根町消防団		橘町消防団 本部、一分団	応援出動部隊

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

この協定も、消防組織法の「市町村長は、消防の相互応援に関して協定することができる」（第二十一条）規定に基づいて協定を締結したものである。なお、一九六八（昭和四三）年一月一日施行の「消防相互応援協定書」を新たに締結しているが、協定市町は前記の協定書と同じで、この協定書は文章表現を修正したものに過ぎない。いずれも、のちの消防にかかる広域行政といえる。

82 湯河原町消防本部及び消防署の設置等に関する条

例

湯河原町消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和四十二年十月一日条例第十九号）
（趣旨）

第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律

第二百二十六号) 第十一条第一項の規定に基づき、

消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域について定めるものとする。

(設置)

第二条 湯河原町における消防事務等を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

(名称及び位置等)

第三条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 湯河原町消防本部
 - (2) 位置 湯河原町門川四百三十九番地
- 2 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
- (1) 名称 湯河原町消防署
 - (2) 位置 湯河原町門川四百三十九番地
- (3) 管轄区域 湯河原町全域

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

町の市街地形成と人口集中の状況により、一九六四(昭和三九)年の「消防本部及び消防署を置かねばならない市町村を定める政令」により、順次、指定追加が行われ、湯河原町も常設消防機関を設置しなければならなくなった。湯河原町の常設消防機関の正式発足は、一九六八年四月一日であった。

これまで湯河原町消防団のときの担当は、町役場総務課消防係であったが、ここに町長の指揮下に消防本部・消防署、消防団で構成される常備消防組織が発足した。常備消防組織発足前、旅館一二八軒、世帯数約六〇〇〇戸の湯河原町は、これまで九分団二六三人の消防団に頼る以外になかった。この常備消防が発足する約一か月前には大伊豆ホテルで火災が発生し、八一人が

死傷する大惨事があったばかりであった。消防本部・消防署の位置は発足時、門川四三九番地（現在の役場第二駐車場）であったが、一九七七年四月に土肥一丁目の現在地へ新設移転した。新設総事業費は、一億四五〇〇万円であった。

消防署の発足にあたり、署長の人選には頭を悩ませたようであるが、県内各都市の消防署に候補者の推薦を依頼していたが、最終的に県の推薦により横須賀消防署から署長を迎えた。同年四月一五日、寄贈された消防ポンプ車「火災保険号」と、九消防団及び分団ポンプ車を前にして、消防本部・消防署の発会式が行われた。

なお、救急業務は、県より救急車が配備された関係で、一九六六年六月一日から町役場総務課消防係担当で開始していた。一九七一年二月一日からは新しく救急車を購入して運行し、このときから、けたたましいサイレンを「ピーポー、ピーポー」のサイレンに切り替えた。

83 真鶴町との消防事務受託に関する協議書

協議書

消防事務について、真鶴町は次の規約により湯河原町に事務を委託し、湯河原町はこれを受託する。

昭和五十一年三月一六日

真鶴町長 尾森東次 印

湯河原町長 杉山 實 印

真鶴町及び湯河原町における消防事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第一条 真鶴町は、消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を湯河原町に委託する。

（管理及び執行の方法）

第二条 委託事務の管理及び執行については、湯河原

町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は真鶴町の負担とする。

2 前項の経費の額及び負担の時期は、湯河原町長が

真鶴町長と協議して定める。この場合において、湯

河原町長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の

見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参

考となるべき書類を含む。）を真鶴町長に送付しな

ければならない。

第四条 湯河原町長は、その委託を受けた事務の管理

及び執行にかかる収入及び支出については、湯河原

町歳入歳出予算において分別して計上するものとし

る。

第五条 委託事務の管理及び執行にともない徴収する

手数料等の収入は、すべて湯河原町の収入とする。

第六条 湯河原町長は、各年度において、その委託事

務の執行にかかる予算に残額がある場合において

は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。

この場合においては、湯河原町長は、繰越金の

生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖

後速かに真鶴町長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第七条 湯河原町長は、地方自治法第二百三十三条第

五項の規定により、決算の要領を告示したときは、

同時に当該決算の委託事務に関する部分を真鶴町長

に通知するものとする。

（連絡会議）

第八条 湯河原町長は、委託事務の管理及び執行につ

いて連絡調整を図るため、必要のつど又は真鶴町長の申し出がある場合は連絡会議を開くものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第九条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部若しくは一部が変更された場合においては、湯河原町は、直ちに当該条例等を真鶴町に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、真鶴町は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

1 この規約は、昭和五十一年三月三十一日から施行する。

2 真鶴町長は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する湯河原町の条例等が、真鶴町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合にお

いては、当該委任事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもつてこれを打ち切り、湯河原町長がこれを決算する。この場合、決算にともなつて生ずる剰余金は、速かに真鶴町に還付しなければならない。

(「広域行政契約関係綴(真鶴)」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

地方自治法において、ほかの市町村に消防事務を含む事務委託ができ、受託した市町村が、その事務を処理することができる規定していた。真鶴町が湯河原町に消防事務を委託することになる前、県西湘消防組合発足の計画があつたが、関係市町の足並みが揃わず、組合結成の計画は流れてしまった。

真鶴町も消防機関の常備化を計画したが、真鶴町の財政規模では単独で常備消防機関を置くことができなかった。そこで、真鶴町は、消防団事務を除く消防事

務を湯河原町へ委託することになったわけである。一九七六（昭和五一）年四月一日、湯河原消防署真鶴分署が発足した。真鶴分署は、旧真鶴町役場前の真鶴消防団本部に併設された。

委託により真鶴町民が安心感を得たのは、火災・救急の通報が速報できるようになったことである。これまでは、火災・救急の連絡は真鶴町役場を経由して、それから町役場が次の段取りをするという流れであった。真鶴分署が置かれたことで、火災・救急通報は直接、湯河原消防署が受信することになった。また、真鶴町民は、真鶴分署に消防署員が二四時間勤務していることでも、安心感を得られた。

84 はしご付消防自動車の購入

議案第三五号

はしご付消防自動車の購入について

はしご付消防自動車を次のとおり購入するものとする。

一 購入車の品名及び数量

日機式二四m級はしご付消防自動車

一台

二 購入金額 一金四八、四〇〇、〇〇〇円也

三 購入先 東京都中央区京橋三丁目一番二号

日本機械工業株式会社

東京営業所長 丸山博通

四 納入期限 昭和五五年二月一九日

昭和五四年八月二〇日提出

湯河原町長 杉山 實

同日原案可決

湯河原町議会議長 西山信義 印

（昭和五四年 二号（七月〜十二月） 会議録議決

書）湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

湯河原町の高層集合住宅、いわゆるマンション建設が顕著になるのは、一九七二（昭和四七）年以降のようである。建設に反対する町民の動きも出てきた。一九七一年三月の町議会定例会では、町内のマンション四階建てが三六棟、五階建てが一七棟があると報告されていた。すでに、一九七〇年までに町内には多くのマンションが建設されていたのである。このような現状にもかかわらず町には、はしご付消防自動車を配備していないことが指摘された。消防署長は、マンションの高さが一五メートルを超える建物が一〇棟ある場合は、はしご付消防自動車を配備しなければならないという答弁をしており、もはや、湯河原町もはしご付消防自動車の配備は差し迫った課題として認識されていたようである。一九七九年八月に購入を決めた、このはしご付消防自動車は、一九八〇年二月一三日、湯河原消

防本部に配属された。四連のはしごは、起立角度八〇度の場合で、通常建物の八階近くまで届く機能を持っていた。ただ、はしご傾斜が一五度以上の使用時には、一〇〇平方メートルの空き地に設置しないと操作できないという問題があった。

85 熱海市との救急事務受託に関する規約

湯河原町と熱海市との間の救急事務の委託に関する規約についての協議書

湯河原町と熱海市は、別紙規約により救急事務の委託に関する規約について協議し、これに同意するものとする。

平成五年三月三一日

湯河原町長 丸山孝夫 印
熱海市長 内田 滋 印

湯河原町と熱海市との間の救急事務の委託に
関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 熱海市は、救急に関する事務（泉地域における救急に関する事務に限る。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を湯河原町に委託する。

(管理及び執行の方法)

第二条 委託事務の管理及び執行については、湯河原町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、熱海市の負担とする。

2 前項の経費の額及び負担の時期は、湯河原町長が熱海市長と協議して定める。この場合において、湯河原町長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見

積もりに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を熱海市長に送付しなければならない。

第四条 湯河原町長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、湯河原町歳入歳出予算において計上するものとする。

(経費に残額が生じた場合の措置)

第五条 湯河原町長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、湯河原町長は、繰越金の生じた理由を付記した収支計算書を当該年度の出納閉鎖後速かに熱海市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第六条 湯河原町長は、地方自治法第二百三十三条第

六項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を熱海市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第七条 湯河原町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度又は熱海市長の申し出がある場合に連絡会議を開くものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第八条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部が改正若しくは廃止された場合においては、湯河原町長は、直ちに当該条例等を熱海市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、熱海市長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委任)

第九条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、

湯河原町長と熱海市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成五年四月一日から施行する。

2 熱海市長は、この規約の公布の際、あわせて委託事務に関する湯河原町の条例等が熱海市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、湯河原町長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速かに熱海市に返還しなければならない。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

すでに熱海市との間では、地方自治法に基づき一九七二(昭和四七)年五月に「消防相互応援協定」を締結している。その後、とくに地理的条件と緊急性を踏

まえて、消防事務のうち、熱海市泉地区に限り、救急業務についてのみを熱海市が、湯河原町へ委託する規約を締結した。泉地区が熱海市内から離れた位置にあり、とくに救急業務については湯河原町消防署の緊急出動のほうが迅速対応できるということで委託したものである。一九九三（平成五）年四月一日から受託業務を開始した。

(二) 防災体制

86 湯河原町防災会議条例

湯河原町防災会議条例（昭和三十八年十二月二十四日条例第十九号）

(目的)

第一条 この条例は災害対策基本法（昭和三十六年法

律第二百二十三号）第十六条第五項の規定に基づき、湯河原町防災会議（以下「防災会議」という）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一、湯河原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

三、前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第三条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

2. 会長は町長をもつて充てる。

3. 会長は会務を総理する。

4. 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5. 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一、指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 一人

二、神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 三人

三、神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者 一人

四、町長がその部内の職員のうちから指名する者 六人

五、教育長

六、消防団長

七、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 二人

6. 第五項第七号の委員の任期は二年とする。ただ

し、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7. 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3. 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

一九六一(昭和三六)年一月一日に公布された「災害対策基本法」の第十六条「市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施のため、市町村防災会議を置く」という規定により、防災に関する組織の設置を義務付けたものである。同法による災害とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・地震・津波のほかの異常自然現象、大規模な火事・爆発などを原因として生じた被害のことをいう。この法律が制定された直接的な背景には、一九五九年九月の伊勢湾台風の被害があつた。これまでも、災害対策関係に係る法律は制定されていたが、災害の都度、ほかの法律との整合性を考えないまま法律を制定し、そのため防災行政は十分な効果をあげていなかったので、体系的・総合

的・計画的な災害対策法を制定したものである。

87 湯河原町災害対策本部条例

湯河原町災害対策本部条例(昭和三十八年十月二十四日条例第二十号)

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条第六項の規定に基づき、湯河原町災害対策本部に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2. 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3. 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第三条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2. 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3. 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4. 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第四条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に
関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

この条例も、先の「災害対策基本法」の第二十三条第六項に基づいて制定したものである。すなわち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合は、市町村地域防災計画に定めるところにより災害対策本部を設置することができるが、必要な事項は条例で決めることになっていた。

88 湯河原町地震災害警戒本部条例

湯河原町地震災害警戒本部条例（昭和五十四年九月二十八日条例第十二号）

(目的)

第一条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号。以下「法」という。）第十八条第四項の規定に基づき、湯河原町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者。

二 教育長

三 町長が町の職員のうちから任命する者。

四 町の区域において業務を行う法第二条第七号に

規定する指定公共機関又は同条第八号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者。

六 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

七 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから町長が任命する。

八 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

第三条 本部長は、必要と認めるときは警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第一項の部に部長を置き、本部長が指名する本部

員がこれに当たる。

(雑則)

第四条 前三条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

「大規模地震対策特別措置法」では、内閣総理大臣により地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき、市町村においても地震災害警戒本部を設けることが規定されていた。条例制定の背景には、一九七九(昭和五四)年八月七日に「東海地震に係る地震防災対策強化地域」の指定があり、神奈川県では湯河原町を含む八市一町が指定を受けたことに関係していた。

89 防災アンケート

湯河原町防災アンケート結果 防災への関心は高いが 参加者増、訓練に改善を

湯河原町では去る九月一日、「防災の日」に伴い中央会場の湯河原中学校など町内十一会場において「湯河原町防災総合訓練」を実施したが、この訓練実施に当り、防災アンケート^レを行い、このほどその集計結果がまとまった。回答者数は六百七件で各回答数は次のとおり(○数字①ははい②いいえ③無回答)

▽家族で防災会議・話し合いを開いていますか①四〇〇(六五・九〇%)②二〇〇③七

▽家族の役割・連絡方法を決めていますか①三三七(五五・五二%)②二六一③九

▽いざという時、家族が集まる避難場所を決めていますか①四二〇(六九・一九%)②一七八③九

▽防災訓練の参加について(①いつも②時々③初

①③六二(五九・六四%)②一五九③八六

▽警戒宣言を知っていますか①⑤三四(八七・九

七%)②五八③一五

▽家具類を固定してありますか①二六六(四三・

八二%)②三二一③二〇

▽消火器又は消火用水を常時用意してありますか①

①四八五(七九・九〇%)②一二二③〇

▽小さな地震の時でも、すぐにガスの元栓を締めて

いますか①⑤〇〇(八二・三七%)②九六③一一

▽非常持ち出し袋を用意してありますか①四六八

(七七・一〇%)②二二四③一五

▽非常食・飲料水・医薬品を常時用意してあります

か①④五一(七四・三〇%)②一三六③二〇

▽現居住地の関東大震災による被害状況を御存知で

すか①③〇二(四九・七五%)②二七九③二六

▽非常持ち出し袋の購入を希望しますか①二四九

(四一・〇二%)②三二九③三九

▽地震防災啓発用チラシを家に貼っていますか①

三八二(六二・九三%)②二〇三③二二

また、同アンケートに寄せられた意見の主なものを
みると次のとおり。

▽関東大震災及び伊豆地震時の経験のある方に状況
を話して貰えると参考になると思う▽もう少し多くの
方が参加できるように考えてください▽区で連絡を密に
して多数集まるようにしてください▽子供が初めて防
災訓練に行きました。保育園ですることと違うのでため
になったようです▽毎年行うことが大事です。訓練を
能率的にやった方が効果があると思われまます▽時間的
にスピーディーに運んで欲しいです▽何かもつと変
わった訓練を考えてください▽消火器販売について、
消防署で希望をまとめて販売の段取りをしていただく

と信用できてよいと思います▽避難所に多く車が止めてあるので駐車できないようにしてほしい。

〔相豆新聞〕平成三年九月二日付

一九九一（平成三）年九月一日に、町は「防災の日」

に伴い、「湯河原町防災総合訓練」を実施したが、その

ときに防災アンケートも実施した。調査人数また年齢

層などが不明であるが、最初の防災アンケート実施で

ある。

90 湯河原町立小中学校防災アンケート集計結果

平成二三年七月六日

教育委員会様

湯河原町PTA連絡協議会

湯河原中学校PTA会長 ○○○○

湯河原小学校PTA会長 ○○○○

吉浜小学校PTA会長 ○○○○

東白福浦小学校 保護者と先生の会会長

○○○○

湯河原町立小中学校

防災アンケート集計結果

一、アンケート実施日…二〇一一年五月二三日（月）

（三〇日（月）

二、アンケート方法…アンケート用紙を家庭数で配

布。

各家庭で回答を記入してもら

い、担任を通じて提出しても

らった。

三、回答数…湯河原中学校 三七四名

（対象生徒数六五三名）

湯河原小学校 二五五件

（全家庭数四一六件）

吉浜小学校 二九二件

(全家庭数三九九件)

東台福浦小学校 一〇九件

(全家庭数二二二件)

四、回収率：湯河原中学校五七％、湯河原小学校六

一・三％、吉浜小学校七三％、東台福浦

小学校八九％

五、経緯

二〇一一年三月一日に発生した東日本大震災に

よって、日本の防災体制は、根底から見直しを迫られることになりました。湯河原町もちろん例外ではなく、もしあのような巨大な津波が湯河原を襲えば、町はどうなってしまうのか、そんな時どこへ避難すれば良いのか・・・と、町民の誰しもが未だにその不安の中にいます。

湯河原町立三小学校及び一中学校のPTAとして

は、この大震災を教訓に、町の子どもたちを災害で

人たりとも失わない為に、今後どのような活動をして

いくべきかを協議してきました。その中で、学校が抱える防災上の問題点は何か、学校と保護者との間に認識の違いがあるのではないか、子どもに何を伝えて行くべきなのか、等々の疑問が湧いてきました。そこで、活動の方向性を定める為に、三小学校及び一中学校のPTAで協力し、全保護者を対象としたアンケートを実施することにいたしました。

六、アンケートの目的

以下の点について調査すること。

一、東日本大震災発生で明らかになった、湯河原町の

児童・生徒の災害時の課題

二、保護者が関心をもっている防災上の課題

三、家庭での防災教育の実態

その上で

一、保護者の防災上の不安・疑問に答える。

二、学校と協力して各学校の防災マニュアルを作る。

三、家庭での防災教育の充実を計る。^(ママ)

四、学校や地域など、子どもの生活環境での防災の充実を計る。^(ママ)

ことを目指しています。

*湯河原中学と三小中学校は、それぞれ独自にアンケート結果をまとめました。別紙ご参照ください。

防災に関する保護者アンケートト湯河原中学校 対象

生徒数六五三名 回答数三七四名 回答率五七%

Q一、お子さんの学年は(兄弟姉妹のいる方は複数回

答で)

①一年生 一一〇名 三〇%

②二年生 一五五名 四一%

③三年生 一〇九名 二九%

Q二、ご自分がお住まいの地区は

門川 二八名 八% 東台 三六名二一%

吉浜 三六名一一% 宮下 三三名一〇%

中央 六一名一八% 鍛冶屋 六二名一八%

城堀 八名 八% 土肥 二二名 六%

宮上温泉場 三四名一〇%

Q三、三月一日の東日本大震災が起こった時、湯河原町にも大津波警報が発令されましたが、そのことを知っていましたか?

①知っていた 二二八名 六七%

②後から知った 七三名 二一%

③知らない 三九名 一一%

④その他 一名 一%

(仕事先で情報が入らなかった。)

Q四、Q三で①と答えた方のみお答えください。その事は何で知りましたか?

①テレビの情報で 二〇〇名 六一%

Q五、震災発生後、保護者の方どのような行動をと

りましたか？

保護者、真鶴、保育園、他)

(ラジオ三名、身内六名、職場四名、スーパー、

- ② インターネットで 一一名 三%
- ③ 近所の人から聞いて 二五名 八%
- ④ 町の防災放送を聞いて 六六名 二〇%
- ⑤ 学校からの連絡で 七名 二%
- ⑥ その他 二一名 六%

- ① 学校へ迎えに行った 一一名 三%
- ② 途中まで迎えに行った 一九名 六%
- ③ 学校へ迎えに行くか迷ったが、やめた↓な
ぜですか 三二名 九%

- ・行き違い(マコ)なると困ると思ひ 一五名
- ・下の子がいたので家で待っていた方が安心
心と思つた

- ・学校からのメールを見たため
- ・混乱をさけるため
- ・居場所を動かない方がいいと判断
- ・状況が分からなかったため
- ・吉浜海岸を通行するのは危険だと思つた
ため
- ・学校で安全を確認して帰宅させると思つた
ため

- ・子供と連絡が取れたため
- ・学校からの連絡を待った
- ・下の子が病気だったので
- ④ 学校に問い合わせた↓何を問い合わせました
か 四名 一%
- ・下校の仕方がどうなるのか
- ・子どもがどこにいるのか
- ・電話がなくならなくて不安だった

⑤ 学校に問合せしようと思ったがやめた↓なぜですか
 一二名 三%

⑥ 学校でちゃんと安全を確認してから帰宅させると思ったので安心していった 九二名二七%

⑦ 特に何もしなかった 五〇名一五%

⑧ その他 一二五名三六%

・ 風邪等で学校を休み（早退）子供が家にいた 一二名

・ 家に居た、すでに帰宅していた 三一名

・ 保護者が仕事であった、または外出中だった（対応できなかった、自宅に電話

した、すぐに帰った、他） 四〇名

・ 連絡を待っていた 八名

・ メール配信で下校を知ったが、時間が経っても戻らず心配した

・ 下の子を迎えに行った（保育園）

・ 知人から学校からメールがあった事を聞いた

・ 友人に迎えに行ってもらった（保護者が町内に居なかったため）

・ 友達の家、公園、塾など、学校以外にいた（迎えにいった） 五名

・ 地震発生を知らなかった

・ 家の外に出て、帰ってくるまで待っていた

・ 情報収集に努め、状況判断をしていた

・ 子供が帰宅したらすぐに避難できるように身支度を（着替え、飲み物、等）していた

・ 通学路をすでに中学生が歩いていたので下校したのを知った

・ 電話がつながらなくて連絡が取れなかった

た 三名

・子供の所在確認をした 二名

津波を伴う大規模地震が発生した場合の湯河原中学校の対応

・身の安全を確保したのち、校舎三階へ避難する。(現状では、安全設備が整っていないため、屋上へは上がれない構造になっています。また、三階は海拔一五mで、現状での想定津波の二倍の高さを確保しています。今後ハザードマップの見直しにより、想定津波の高さが変わる事も考えられます)

・津波警報が解除された段階で、広域避難場所へ地区別グループで集団下校する。

現状では、この様な対策が検討されております。特に切迫性が指摘されている神奈川西部地震は地震発生直後に津波が来ると想定されています。現状の対応の中では校舎に留まる事が一番安全であるとの判断がなされています。

Q六、現時点での湯河原中学校の対応について、知り

たい事はありますか？ 特に関心があるもの二つ

に○をつけてください。

①東日本大震災のような地震が近くで起きた時

に、学校がどのような被害に遭うかを知りたい

い 一三四名 二一%

②下校途中または部活途中に災害に遭った場合

の避難場所・避難方法について知りたい

一八七名 二九%

③災害が発生した場合、メール配信での連絡が

届かなかった場合の連絡方法を知りたい

一三〇名 二〇%

④大震災を受けて、学校の防災計画や避難訓練

がどう変わるのかが知りたい

七五名 一一%

⑤地震の際の校舎の安全性について知りたい

一一四名 一七%

⑥その他

一七名 二%

・なぜ二つに絞らなければならないのか？

全部心配です。すべて開示してほしい

・津波が来たとき、三階に避難して、校舎は耐えられるのかどうか、安全性があるのか 五名

・校舎三階以外の避難方法（海浜公園にいた時の対応、マンション避難など）が知りたい 三名

・そもそもそこに学校があるのがどうかと思う

・立地が埋め立て地のため、液状化等について心配

・大震災の時に電話、メールが繋がらなかった（一九時頃届いた）二名

・想定外を考えた対策を考えてほしい 三名

・もし、学校に滞在することになった場合、

合、飲物、食糧、毛布等はあるのか？

二名

・中学校の移転があるのか知りたい

・津波の時、火災の時、地震の時、等、各

災害時の避難所を明確にしてほしい

Q七、町の防災について知りたいことは何ですか？

特に関心があるもの二つに○をつけてください。

○東日本大震災のような地震が近くで起きた時に、湯河原町がどのような津波被害に遭うか

知りたい 一九三名 三三%

○津波が来た場合の住民の避難場所・避難方法について知りたい 一八六名 三一%

○大震災を受けて、湯河原町の防災計画や避難訓練がどう変わるのかが知りたい 一一四名 一九%

○放射能汚染への町の対策について知りたい

⑤その他

九四名 一六%

八名 一%

- ・津波も含めて、町がどのような被害にあうのか知りたい
- ・東海、東南海地震以外の地震も考慮した上での避難方法が知りたい
- ・中学校の場所はそのままですか？
- ・二つに絞りきれない。①～③は特に知りたい
- ・旧中学校跡地は災害時の拠点として活用しますか？
- ・現中学校では津波の高さに対応できないため、もっと安全な場所に移すべき
- ・夢公園に中学校を建てる事も考えてほしい
- い
- ・湯河原中学校は津波の被害が甚大である

と思われるが、町としては生徒の命をどのように守ろうとしているか？

- ・避難の仕方や、小中学校、園児も含め、子ども達の情報を町で放送してくれるのか知りたい

・町が外部から孤立した場合、避難場所の設備、備蓄食糧等、どのぐらいの期間を想定しているのか？

・どこにどれだけの備蓄品があるのか、ハザードマップで表記してほしい

・津波に対する被害だけでなく、火災や交通手段など他の面も不安

Q八、その他、中学校、町の防災についてご意見がありましたら、何でもお書きください。(回答者

一一四名)

中学校の防災について

- ・ 中学校を安全な場所に建て替え、移転してほしい又は旧湯河原中学の場所に戻してほしい 四三名
- ・ 湯河原小学校の空き教室を利用して中学校を移転なども検討してほしい
- ・ 湯中卒業生、住民の寄付を募り、新しい校舎を旧湯河原中学校の場所に建ててほしい
- ・ 現在の校舎の買い取りに反対である。二名
- ・ 現在の中学校では危険、不安である。二名
- ・ 校舎の安全性を調査してほしい（雨漏り、ひび割れがある）
- ・ 校舎の三階に逃げる事が不安である。または危険だと思う。（津波にのみまれるかもしれない）二二名
- ・ 町から車や家、さまざまな物が引き波で流れてきて校舎にあたるかもしれない事を考えると安全とは言えない。
- ・ 三階に逃げて下の階で火災が発生したら？
- ・ 地震直後に津波が来たら、三階に避難する事も無理なのではないか？
- ・ 校舎三階に逃げるより、千歳川対岸の山に逃げる、もしくは高台へ逃げた方が安全ではないか？ 六名
- ・ 中学校が埋め立て地であるという事、液状化、地盤沈下などが心配である 六名
- ・ マンションへの避難を検討してほしい 四名
- ・ 国道の横断が不安である 八名

- ・避難方法が不安である、検討し直してほしい 三名
 - ・近くに高台の避難場所がないのが不安である
 - ・災害時の学校からの連絡方法を知りたい
 - ・避難訓練を繰り返しやってほしい、二～三回では足りない 一〇名
 - ・想定外の津波が来ることを前提にした対策を。リスクを減らしてほしい 六名
 - ・屋上に避難できるようにしてほしい、フェンスを設置してほしい、また、いつまでに完成するのか 四名
 - ・広域避難場所へちゃんと移動できるか
 - ・先生一人一人に危機感を持って指導してほしい
 - ・中学校に、緊急時の備蓄食料、毛布等を
-
- ・用意するのか知りたい 二名
 - ・緊急時の事を考えて、子供の携帯電話の所持を許可してほしい
 - ・校舎階段の閉まっているシャッターを開けてほしい。緊急時に逃げられない
 - ・子どもたちに防災ずきんを持たせてほしい
 - ・町と保護者との意見交換の場を設けてほしい 三名
 - ・避難塔を学校内に設けてほしい
 - ・安全性を専門家に調べてもらい、アドバイスをもらってほしい。
 - ・移転時、「旧湯河原高校校舎使用orプレハブ使用」のアンケートが、いつの間にか旧湯校校舎買い取りに都合よく利用され、納得できません。町長はどのように

- 思っているのか、説明を願いたい 二名
- 放射能測定器でグラウンドを計ってほしい、また、雨の日は屋外での部活動を中止してほしい
- 統計を取るとの事ですが、どのような方法で取り、それによって分かった事はすみやかに知りたい。そして問題点ができた場合はすぐに直してほしい
- ハザードマップで想定津波の高さが変わった場合、避難場所はどこにするのか？
- 大震災が起きたら、中学校はまず助からないのではないかと思っています
- 生徒自らが判断、行動をとれるような訓練方法を見つけてほしい
- 一つだけの対応ではなく、何パターンも

- 考えて頂き、より安全に避難できるように検討してほしい
- 地震だけではなく、大雨、強風などの悪天候の時の通学路の安全性が心配
- 中学校が避難場所ではないという事には問題がある 二名
- 学校、教育委員会は今の場所に中学校がある事を良いと思っているのか知りた
い。「安全」という事を見直すべき
- 川からの被害が心配。防波堤を作ってほしい
- ガソリンスタンド、下水処理場の灯油、タクシーのガスタなど引火したらと考えると不安。対策は考えているのか？
- 下校後であっても、メールにて状況の連絡をもらいたい(三/一は小学生でし

たが、下校後であったため、学校から連絡がこなかった。仕事中心であったため、様子が分からず不安でした。）

- ・保護者、生徒、先生がもつと防災のことを学ぶ機会を作ってほしい
- ・救命胴衣やボートなどの整備、また使用方法などの実施訓練をしてほしい

町の防災について

- ・町の無駄遣いをなくして防災にお金をまわしてほしい
- ・防災マニュアルがほしい
- ・町のホームページに、緊急情報を載せてほしい
- ・町の防災無線が聞きとりにくい 一〇名
- ・消防のテレフォンサービスに連絡してもなかなかつながらない

・行政、教育委員会が町の安全を考えているとは思えない、よく考えてほしい 二名

- ・放射能汚染について、みかんは大丈夫なのか知りたい
- ・モニタリングポスト（放射線を連続的に監視測定する装置）を設置してほしい
- ・旧中学校跡地は宅地になるとのうわさを聞いたが、中央住民はどこへ避難したらいいのか？
- ・ＩＰ回線の電話にすべてするべき
- ・町が陸の孤島になった場合の避難場所、備蓄食料の確認がしたい 二名
- ・土肥、中央周辺田んぼだったため、液状化する事が心配
- ・町民一人一人が危機感や意識を持つこと

で町全体の防災対策も向上するのでは

- ・ 海拔表示板の設置を早急にやってほしい。自分が住んでいる場所の海拔が知りたい 二名

- ・ 門川地区は津波が来たらどこへ避難したらいいか教えてほしい

- ・ 大震災の時、公園に避難したが、誰も避難した人がいなかった。町は防災放送等で、もっと避難を呼びかけるべき

- ・ 津波被害にあう海沿いの地区、門川、吉浜には家庭に個別の防災無線等の緊急避難連絡手段を設置してほしい

- ・ 電気に頼る考え方を見直し、アナログ的なプランも必要かと思う

三 小学校防災アンケート 項目別意見まとめ

		湯河原 小学校	吉浜 小学校	東白福浦 小学校	平均
Q、四	三月二日の東日本大震災が起こった時、湯河原町にも大津波警報が発令されましたがその事を知っていましたか？（％で表示）				
	知っていた人の割合	六五	七二	五八	六五
	後から知った人の割合	一九	一五	二五	二〇
	知らない人の割合	一三	一二	一一	一一
	その他	一	一	一	一
Q、五	大津波警報が発令されたことを知っていた。後から知ったと答えた方へ↓何で知りましたか？（％で表示）				
	テレビの情報で	五一	六九	五六	五七
	町の防災放送を聞いて	二五	二〇	一九	二一
	近所の人から聞いて	五	四	六	五
	インターネットで	二	一	三	二
	学校からの連絡で	一	一	二	一
	その他	三	二	三	三

第四節 消防・防災と国民保護

学校に問い合わせた	三	二	一六	六
学校へ迎えに行こうか迷ったがやめた	二〇	一〇	一二	一四
途中まで迎えに行った	一九	二二	四	一五
学校まで迎えに行った	一四	一四	三二	二〇
Q 七・a 学校で授業を受けていた・下校途中だった・学童にいたと答えた方へ ↓その時、保護者の方は、どのような行動をとりましたか？（％で表示）				
その他	一五	一〇	一四	一三
どこにいるかわからなかった	一	一	四	二
学童にいた	六	四	五	五
自宅で留守番をしていた	四	一五	一八	一二
遊びに行っていた	二	二〇	二三	一五
下校途中だった	三六	九	三	一六
学校で授業を受けていた	三三	一〇	八	一七
保護者と一緒にいた	六	二九	二二	一九
Q 六 三月二日の大震災が起こった時、お子さんはどこで何をしていましたか？（％で表示）				

学校に問い合わせようと思ったがやめた	六	八	〇	五
その他*	三六	三六	五二	四一
*その他…家が学校が近いので、また学校や学童が対応してくれるので安心して、仕事だったので対応できなかった、電話したが繋がらなかった、安全メールを待っていた、子どもとメールで連絡をとりあった、保護者が学校にいたので急いで家に帰ったなど				
Q、七・b 遊びに行っていた・自宅で留守番していたと答えた方へ ↓その時保護者はどのような行動をとりましたか？（％で表示）				
子どもを迎えに行った	二七	四一	六二	四三
迎えに行きたかったが仕事等で行けなかった	三五	三二	一六	二八
影響が大きくなかったので心配ないと 思った	八	五	六	六
その他*	三〇	一五	二四	一三
*その他…祖父母に迎えに行つて（様子を見に行つて）もらった、家で待っていたらすぐ帰つて来た、出先から連絡してすぐに帰つた、いる場所がわからなかったなど				

<p>Q、八 学校の防災について特に関心のあるものを二つまで選んでください。(件で表示、合計のみ*)</p> <p>*合計は、全回答件数の内の割合(じれだけの割合の方がそれぞれの問題に関心を持っているかを示す)</p>	湯河原	吉浜	東台福浦	平均
	小学校	小学校	小学校	
	一四三	一六四	四一	五三%
	一三二	一一五	四二	四四%
	七五	七二	三四	二八%
<p>下校途中に地震、津波が発生した場合の児童の避難場所、避難方法</p> <p>在校中に地震津波が来た場合の児童の避難場所、避難方法</p> <p>災害発生時、学校からどのような方法で連絡が来るか</p> <p>学校の防災計画や避難訓練が今後どう変わるか</p> <p>東日本大震災のような地震が近くで起きるときに、子どもの通う学校が被る被害</p> <p>放射能汚染への対策</p> <p>その他</p>	六二	七八	三二	二六%
五九	六八	三四	二四%	
二三	二八	九	九%	
五	五	五	二%	
<p>Q、九 湯河原町の防災について特に関心のあるものを二つまで選んでください。(件で表示、合計のみ*)</p>				

<p>Q、一〇 学校の防災についての意見・提案</p> <p>(以下、件で表示)</p> <p>○地震の際の校舎の安全性について</p> <p>校舎・体育館の耐震性についての疑問や不安</p>	湯河原	吉浜	東台福浦	合計
	小学校	小学校	小学校	
	一七〇	一七一	五二	六〇%
	一三三	一二七	三五	四五%
	九一	一二四	五五	四一%
	五九	六六	四一	二五%
	二五	二二	一一	九%
	五	七	一	二%
	その他			
	湯河原町の防災計画や避難訓練が今後どう変わるのか			
放射能汚染への対策				
被災の際の町の対策(避難所の情報、備蓄等)				
被る津波が来た場合の住民の避難場所、避難方法				
地震、津波が被る津波被害				
東日本大震災のような地震が近くで起きるときに、湯河原町が被る津波被害				

第四節 消防・防災と国民保護

中学校の校舎の安全性についての疑問や不安	一〇	二	五	一七
校舎・体育館の耐震性については安心している		五		
学校の校舎の災害対策について詳しい説明をしてほしい			二	二
点検・修繕の強化を			二	二
津波	二			二
津波警報が発令された時の対応について				
避難方法の提案(屋上・高台への避難・学校にとどめてほしい)	二二	一三		三四
中学校の安全性が心配	三	一七	五	二五
津波発生時の実際の避難方法について知りたい	二二	六	六	二四
津波を想定した訓練をしてほしい	四	二	二	八
メール配信してほしい	三			三
学校の対応の改善を希望	三			三
町の対応の改善を希望	二			二
学校が高台にあるので安心		二		二

安全な場所へ避難してほしい				一
冷静に対応してほしい				一
救命胴衣を身につけさせてほしい			一	一
③児童の避難方法について				
避難訓練の回数増加・内容の充実	二〇	七	三	三〇
中学校の生徒の避難方法についての疑問や不安	一	四	二	七
屋上・山方向へ避難させたい	三			三
引き取りにしたい	二			二
避難場所を知りたい				一
学校にヘルメットを装備してほしい			一	一
④児童の下校途中の避難について				
下校時が心配・児童に指導する	一四	一〇	一〇	三四
通学路上の避難所の確保・周知	六	七	三	一六
学校に戻る	六	六	二	一四
近隣住民の協力を仰ぐ	四			七
家庭での教育の充実	五		一	七
通学路危険箇所の点検・補修		二	二	四

児童・生徒の犠牲者もいた。多くの犠牲者は、津波によるものであった。この津波により多くの児童・生徒が犠牲になったことで、地震あるいは津波への学校側の対応について取り上げられることが多かった。

この防災アンケートは、地震発生二か月後に実施したことからも、湯河原町立小・中学校PTAが、事態を深刻に受け止めていた証^{あかし}であった。ただ、回収率で見ると小学校は高いほうであるが、中学校は低い。町作成の海拔マップによれば、湯河原中学校の海拔は七メートルで、しかも、海とは至近距離である。その後のアンケート調査は実施されていないようであるが、できれば湯河原中学校の回収率の比較により関心度の変化を知りたいものである。

(三) 国民保護対策

91 湯河原町国民保護協議会条例

湯河原町国民保護協議会条例（平成十八年三月十六日条例第八号）

（趣旨）

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第三十二号）第四十条第八項の規定に基づき、湯河原町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第二条 協議会の委員の定数は、二十人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれ

に当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第六条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に關する条例の一部改正)

2 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に關する条例(昭和四十六年湯河原町条例第七号)

の一部を次のように改正する。

(後略)

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

二〇〇四(平成一六)年九月一七日に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)により、二〇〇五年度は都道府県、二〇〇六年度は市町村において、国民保護計画を策定するための諮問機関となる国民保護協議会を設置しなければならなくなった。

この条例は、湯河原町民の保護に関する計画を作成するために設置する湯河原町国民保護協議会の組織・運営及び委員報酬に関するものである。この条例案は、二〇〇六年三月一日の町議会定例会に上程されたが、湯河原町における危機管理という観点から保護協議会の細部にわたる審査が必要ということで、環境・観光産業常任委員会において付託審査することになった。

常任委員会では、理事者側が、保護計画を策定する

保護協議会の設置について決定を求めているのに対して、議員からは国民保護法の規定を引用しての質問に及ぶことがあった。三月六日、同常任委員会での全員賛成で原案が可決され、三月一五日の本会議に条例案は上程された。本会議では、環境・観光産業常任委員会での審議経過を報告したうえで、原案が全員の賛成で可決したことが報告された。その後、本会議において反対討論・賛成討論が行われて採決となり、賛成多数で湯河原町国民保護協議会条例は成立した。

92

湯河原町国民保護対策本部及び湯河原町緊急対処事態対策本部条例

湯河原町国民保護対策本部及び湯河原町緊急対処事態対策本部条例(平成十八年三月十六日条例第九号)

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十一条及び法律第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基づき、湯河原町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び湯河原町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

（会議）

第三条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十八条第六項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第四条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第五条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

- 第六条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

- 第七条 第二条から前条までの規定は、湯河原町緊急

対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

この条例も、「国民保護法」の規定に基づき、武力攻撃事態等または緊急対処事態が発生し、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべきであると指定された場合に、湯河原町国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部を臨時に設置するための条例である。この条例案も、二〇〇六(平成一八)年三月一日の定例本会議に上程された。

しかし、定例本会議では、細部にわたる審査が必要ということで、環境・観光産業常任委員会に付託された。三月六日の常任委員会では、細部にわたる審査が行われたといえるかどうか、三人の委員から地方指定

公共機関に関する質問のみで終わり、原案は可決され

た。さらに、三月一五日の定例会議においては、この条例案に対する反対討論も出ず、賛成多数というこ
とで条例案は可決された。

93 国民保護計画

目次（省略）

用語集（省略）

第一編 総論

第一章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

一 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(一) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成一六年法律第一一二号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成一七年三月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(二) 町国民保護計画の位置づけ

町長は、その責務にかんがみ、国民保護法第三
五条の規定に基づき、町国民保護計画を作成す
る。

(三) 町国民保護計画の目的

町国民保護計画は、町の国民保護措置の実施体
制、町が実施する住民の避難や救援などの措置に
関する事項、平素からの備蓄、訓練及び啓発に関
する事項などを県国民保護計画に基づき定めるこ
とにより、武力攻撃事態等において、町の国民保
護措置を的確かつ円滑に実施できるようにすると
ともに、町の区域に係る国民保護措置の総合的な
推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、
住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に
よる被害を最小にすることを目的とする。

(四) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画には、国民保護法第三五条第二
項各号に掲げる次の事項を定める。

ア 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進
に関する事項

イ 町が実施する国民保護法第一六条第一項及び

第二項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物

資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する

事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団

体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 上記のほか、町の区域に係る国民保護措置に

関し町長が必要と認める事項

(五) 町国民保護計画の対象となる者

この計画は、国籍を問わず、町の区域内に居住

している者はもとより、武力攻撃事態等の発生の際に、通勤、通学、旅行などで町の区域に滞在するものや、市町村域を越えて町域に避難してきた者も保護の対象とする。

(六) 町国民保護計画の対象地域

町の区域内全域（町域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

二 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成する。

第一編 総論

第二編 平素からの備えや予防

第三編 武力攻撃事態等への対処

第四編 復旧等

第五編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。

三 町国民保護計画の見直し、変更手続

(一) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(二) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第三十九条第三項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、速やかに町議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成一六年政令第二七五号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第二章 国民保護措置に関する基本方針

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び町国民保護計画に基づき、町民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

この場合において、町は、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

一 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合にあっては、その制限は、必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続きの下に行う。

二 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

三 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

四 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機

関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

五 国民の協力

町は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努める。

六 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、

障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確な実施を確保する。

七 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

八 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

また、町は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十

分配慮する。

九 地域特性への配慮

本町は、高齢化率（人口に六五歳以上の人口が占める割合）が高いこと及び年間を通じて多くの観光客が訪れる町であるという地域特性を有しているため、町は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に配慮する。

（後略）

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

「国民保護法」に基づき、「湯河原町国民保護計画」策定に向けて二〇〇六（平成一八）年五月二九日に湯河原町国民保護協議会が発足した。同年一〇月一九日の第二回協議会で、国民保護計画素案（案）が明らかにされた。その後、十一月一日から三〇日までパブリックコメント（意見募集）を実施したが、意見なしとい

う結果であった。この計画素案は、国が作成した市町村国民保護モデル計画や県の国民保護計画と整合性をとりつつ、地域性を加味したものに過ぎなかった。同年一二月六日の環境・観光産業常任委員会で、この素案が提示されたが、継続調査となった。二〇〇七年二月には県との正式協議を終了、協議結果をも反映させた湯河原町国民保護計画を環境・観光産業常任委員会及び議会全員協議会へ報告するに至り、同年三月、公表となった。

この計画書を閲覧する場合、冊子体形式のものは町立図書館に常備されており、電子データでは町役場ホームページで読むことができる。日常的に速やかに行動できる訓練により、つねに緊急対応できるようにしておかなければならず、その事態に対処できるかどうかという課題がある。

第五節 新幹線工事

94 新幹線工事協議記録

① 新幹線対策委員会記録

新幹線対策委員会記録

昭和三五年五月三一日午前九時三〇分役場会議室に

おいて開催

当日出席者

議長 高杉茂利 町長 建設課長
常盤対策委員長 岩本副委員長 菅沼勝義
北村定吉 市川公造 内藤正則 大久保甫
柏木英雄 露木覚雄 橋本健次

国鉄

小川主任技師 小柳伸主席 野元区长 畑区长
斉藤助役 山本主事

一、設計協議最終的結論

小川技師から町側の申入れについて説明あり

国鉄側設計平面図において説明

鍛冶屋南郷山隧道出口副道については委員長が地元
の者の意見もきいて最終調整するものとし本件につ
いては新たに委員会を開催しない。

其の他は全部（陸橋（人道）は巾四・〇^Mとする）
国鉄提示の図面通りとする。

二、捨土の問題

本件については都計の要望であるので国鉄側が特
に都計と話合うことが良い。尚その話合の場につ
いては事務局があつせんする。

三、宮渡橋の利用上の問題は危険であるので仮橋と考
えているが期日的に余裕がないので町側が改修等

する時は國鉄が負担をするから当面そのままで使用する

四、協議書の問題

申し入れ事項については第一回協議は一度行なわれたものだし今日第二回を現地立会の上最終協議がなされたものとして協議書の作成をする。決定書は図面交換による
午前一一時三〇分散会した。

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

② 鍛冶屋地内道路問題等の折衝結果

鍛冶屋地内道路問題等の折衝結果

昭和三十六年二月二三日常盤対策委員長 二見建設課長
坂本局長 小川主任技師の四者会議を来の宮幹線事務

所局長室で行なった。

午前一一時より午後二時迄

議題

- ① 鍛冶屋地内道路問題
- ② 城堀上水道問題
- ③ 宮下神社前(向ヒ田)ポケット地帯となる部分に対する補償問題

① 鍛冶屋地内道路問題は急遽施工の必要が認められるので宮渡橋、柏木竹次郎所有地々先の改良、新設作業用道路の施行を行なうものとして直ちに調査に入るものとする。

國鉄としては用地の買収が出来ないので補償で解決したい町の方針に合致するようにその点満全を期したい。

現地測量は國鉄側において実施する。

② 城堀上水道問題については将来の給水事業がこの際発展出来るような解決方法を選んで行くものと

したい。それには部落、町、國鉄の三者に結果的利益が考えられるような線を見出したい隧道内水源の取扱については國鉄はあくまでも町を対照^(象)として行く方針である。

③ 別の事例があれば簡単に解決出来る問題であるが、事例がないので結論は出し兼ねる。

実情はよく承知しているので出来得る限りの配慮はして行きたい。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

③ 新幹線事業に伴う協議について

新幹線事業に伴う協議について

昭和三十六年五月 日午后三時 遠州屋

国鉄側 局長 小川主任技師 梅田総ム課長 菊地

用地課長補佐 他

町 例

町長 議長 常盤対策委員長 岩本副委員長

他五名

協議事項

一、新幹線工事に伴う町内治安上の問題について

二、道路補修上の問題について

三、鍛冶屋地内作業用道路の問題について

四、宮渡橋架設の問題について

五、其の他

結論

一、新幹線工事に伴う町内治安上の問題について

各関係部落は日、日人夫が多く入つて来て治安

上相当警戒する必要があるとして自警団を作る

とか、街灯の整備をすと云うことをすゝめてい

る。この状況に対しては国鉄として業者者に厳達

して間違いないようする。尚一流業者であり
 今まであまり事故はなかつたが街灯等について
 必要あれば或程度経費の負担をしても差支えな
 い。

二、鍛冶屋地内作業用道路の問題について

現状は必要であると思はれるが、新崎川に沿つ
 たルートと部落内を通過する線が現地で見せて
 もらつたが新崎川沿は橋梁又は既設鉄道下との
 関係あり困難と思はれるが、既設鉄道関係の問
 題については国鉄側で調べてみる

部落内については距離が短かく線形もよいと思
 うが家屋移転が伴うので相当部落の関係者が協
 力しない限りむづかしいのでその点お互に検討
 して早急に結論を出す。
 作ることについては了承する。

三、道路補修上の問題について

四、宮渡橋架設の問題について

特に鍛冶屋地内の土捨の問題等国鉄の当初の計
 画の変更もあり、利用度の点も町内関係地区に
 相当になると考えられる。その点補修を常時行
 なう必要があるが、この件については、継続し
 て利用するので、業者に対してもよく話すが最
 終的には国鉄の責任で諸般の問題を解結する。

宮渡橋は相当古い橋梁で震災直後農道として架
 設され巾員も狭く、先般県土木事務所調査し
 てもらつたところ重車輛の運行は停止すべきで
 あるとの結論が出、当該橋梁を使用することは
 危険であるのが国鉄としてはこれから橋梁等架
 造することは工期的にも不可能であり補強が出
 来れば補強しながら使用したい。この問題は橋
 梁が狭隘で老朽であることはわかるので相当の
 重車輛の運行はさげられない。町側として架替

をする必要あればその時において負担等考
える。後つて国鉄としては落ちるまで現状で使
用させてもらいたいと希望

町としては国策である新幹線事業であるので或
程度の協力はおしまない。

結論として、本橋梁が使用出来なくなつた時は
国鉄側で架替をする。

尚改修等については国鉄側で負担に應じる。

五、其の他

一、駅前区画整理地区については全面的に捨土出
来るよう町側として協力する

二、作付出来なくなる田地にあつては補償する。

三、海岸埋立について話しがあるが、まだ解決す
る迄に相当期間があるのでこの件は出来た時
国鉄側と話しをする。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

95 作業用道路新設につき用地買収について

① 用地買収の専決処分承認を求める議案

専決処分の承認について

議案第四六号

東海道新幹線事業に伴う鍛冶屋地内作業用道路新設
の用地買収について、急施を要したので、不動産取得
の件について別紙のとおり町長において昭和三七年三
月二〇日専決処分に付したからこれを承認せられた
い。

昭和三七年四月二七日提出 同日原案承認

湯河原町議会議長 高杉茂利 印

湯河原町長 八亀武雄

上記は謄本である

湯河原町議会議長 高杉茂利 印

② 専決処分承認に関する町議会議録

日程第二

議案第四六号 専決処分の承認を求める件

議長 議案第四六号を上程します。

朗読終了

議長 提案理由の説明を求めます。

町長 新幹線トンネル工事の捨土を海岸方面へ運搬す

るため鍛冶屋区内の道路を利用してゐるため、町としても区としても、道路がせまく不便であ

り困るので国鉄に対し交渉の結果東側が西側ガードから農協へ至る作業用の道路をつくつて

くれることになり、用地買収も済み三月に入り、ようやく国鉄から金が入ることになり急を

要したので本案の如く専決処分をしたものであります。

議長 本案については建設委員会に於ても再三交渉

等、立会つて裁いており、その経過について建設委員長から御報告願います。

二五番（建設常任委員長） 国鉄に対し地元、町、共に

交渉した結果約六〇〇万円を国鉄で出してくれ

ることになり三六年度で約四五〇万円が入り残額は三七年度分に充てることになり町の費用を

出さないで良い道路が出来ることとなった。買

収責任は町が負うが経費は国鉄から出たもので買収するものであります。

議長 朗読、説明が終了したので質疑に入ります。

二番 東側の現在使用している道路の拡巾は含まれて

いるか。総経費はいくらになるか。

建設課長 東側道路の拡巾の用地買収費も含まれてお

り、工事は一切国鉄で行うので総工費は町では分らない。

用地買収費として三六年度で約四五〇万円を国鉄が出しそれを含めた六〇〇万円を国鉄が出してくれるのである。

二番 竣工はいつころになるか。

建設課長 当初計画では昨年一二月までの予定であったが国鉄の方針が決まらぬ為延びているのであるが工事を始めれば一ヶ月半くらいで出来る上と思う。

一六番 我々が当初考へていたものより良いものが出るので区民の一人として感謝している。一日も速い完成を国鉄に運動してもらいたい。買収は町がしているので町道になると考へてよいか。

建設課長 出来上れば町道となる。

午前一時三〇分 一番市川公造 出席

議長 他に質疑ありませんので質疑を終ります。

「討論省略、採決されたい」の声多数。

議長 討論省略、採決することとしてよいでしょうか

全員 賛成

議長 討論省略採決します

議案第四六号、原案賛成者の挙手を求めます

全員 挙手

議長 全員挙手によつて議案第四六号「専決処分承認を求める件」原案とおりに承認決定しました。

(昭和三七年 会議録「湯河原町役場蔵」)

原資料は横書き。

一九五九(昭和三四)年四月に、東海道本線東京―大阪間線路増設工事が運輸大臣により認可され、同年四月、新丹那トンネル東口での新幹線起工式で、新幹線工事が始まった。新幹線工事は、湯河原町において、

南郷山すい道・城堀すい道・泉越すい道貫通工事が計画されていた。湯河原町議会では、この工事により、とくに宮下・鍛冶屋地区で工事による被害問題が起ると予想されるので、国鉄側と被害者とのあいだにあって、工事被害に対する補償問題を決める機関の設置が必要であるということで、同年七月二七日の臨時町議会において、東海道新幹線敷設に伴う対策特別委員会
の設置を可決した。

ところで、一九六〇年一月から南郷山すい道工事が始まり、その後、城堀すい道工事も始まった。工事で問題となったのが、トンネル掘削で排出される捨て土（ズリ土）を海岸方面へ運搬するにあたり、国鉄側が、現鍛冶屋会館から東海道本線西ガードまでの区間の道路が狭いと指摘していた。そこで、現鍛冶屋会館から西ガードまで作業用道路を新設することになり、国鉄が六〇〇万円で購入し、工事費は一切、国鉄持

ちという条件であった。なお、専決処分とは、この場合、用地買収の決定を急ぐ必要があり、しかも町議会を招集する時間的余裕がないので、町長が専決処分をしたものである。この場合の専決処分は、その後、町議会の承認を得なければならない。

96 工事に伴うずり土の処理について

三七湯建第二九六号
昭和三十七年八月七日

国鉄静岡幹線工事局長 坂本貞雄 殿

湯河原工事区長 畑 良作 殿

湯河原町長 八亀武雄 印

東海道広軌新幹線対策特別委員会

委員長 常盤正雄 印

湯河原都市計画湯河原駅下土地区画

整理審議会 会長 高杉茂利 印

海岸埋立特別委員会

委員長 木村利正 〔印〕

新幹線工事に伴うずり土の処理について

東海道新幹線工事に伴う湯河原地区内のずり土の処分については、国鉄御当局の御協力により、このずり土を前提とする統合中学校新校地の埋立も完了、駅下区画整理事業地内の埋立も一部を残し大半を終ることが出来ました。

海岸埋立事業については民間業者誘致による事業であります。現在尚多量の埋土を必要とする状態であり、駅下区画整理地内の埋立完了をまつて、じ後のずり土は他に捨てることなく、又他地区からの捨土のある場合に於ても、これを全面的に海岸埋立現場への投入を図られるよう要請するものであります。

〔自昭和三四年 海岸埋立事業書類綴〕湯河原町役

場蔵

原資料は横書き。

新幹線トンネル工事で排出されるずり土を、湯河原・吉浜中学校を統合して湯河原中学校新設用地の埋め立てに利用し、また駅下土地区画整理事業の埋め立てに利用し、今後も、ずり土が排出された場合は町内の埋め立てに利用することを明らかにしたものである。このずり土の件は、一九五九（昭和三四）年七月二七日の臨時町議会において、総務課長が報告事項のなかで、「トンネル工事のすて土は約六〇万粒、これは鍛冶屋と駅下耕地を一米位の高さに埋められる程の土の量であり、国鉄では町の計画があれば、これに併せ、この土の処理についての考へ方もあるときいている」と紹介していた。また、一九六〇年一月に開かれた湯河原都市計画湯河原駅下土地区画整理審議会協議会では、国鉄側が泉越ずい道から排出される三〇万立方メートルのずり土に関し、町側に早急に処理方法を決めるよう

要請していた。町側としては、白雲閣の埋め立てに使ってもらう意向のようであった。

97 工事に伴う町道補修費負担問題

国鉄新幹線工事に伴う町道補修費問題

昭和三八年一月一日庁舎三階議員控室に於て

午前一〇時三〇分～午後二時三〇分

出席者 町側 飛田、須藤総務、佐藤建設、二見公営

常盤特対委員長 五名

業者 A 西松 B (熊谷) C (佐藤)

A、検討を継続しているうちに遅くなって どうも、静岡に行かれた話ですが、どうでしたか。

常、国鉄の工事で傷めたことは確かだが 今出すこ

とは大変だから 業者に話してあるから それ

と話し合って欲しいというので、――

須、国鉄では 業者が町の要求に協力しない等はな

いと言っている。

A それでは国鉄はズルイですよ

常 何とか今日は、結論を出して下さい。

A そうなることを希望します。

常 無理な要求だとは思はないのだが

A うわさかも知れませんが 町ではこの問題を新

たな観貞から考えていると言ったときいていま

すが

須、基本的には何も変っていない。貴方の方から

そのような話があったのではないか

A 国鉄工事では三、〇〇〇万位赤字ですが 町か

ら見れば何億の工事をしたのだからバデ(バ)に見え

ても 実情は全く違う。今まで工事金の一部を

保留されて居たのだが 〇〇主任技師に文句を

言って先月ようやく三八〇万貰ったが そのか

わり「町との問題は業者の責任に於て解決す

る」との一札を取られた 将来は訴しようまで
発展するでしょうが このような実情なので二
〇〇万三〇〇万は何でもないと言う論法はこま
る。

常、
そのように考えているわけではないが 町とし
ては妥当な数字を出したものだ

飛、
皆さんと何度か話合った結果 今までの考え方を
少し反省した 例えば隣の建築で作物が倒れ
て自分の家をつぶした際 損害の要求は大工に
出すべきでなく 建築主に出すべきだ。とする
とこの問題は業者をせめるべきでなく 国鉄の
責任だと考える。

A
国鉄の工事で町民が迷惑し 町がその補償をす
ることの責任は 町長はとれない
町としては話をこの辺で撤出発点に戻すべきだ
国鉄に保留金を抑えられていたので 業者はそ

れを取り下げるのに国鉄に念書を出したが 仮
に町がボウ大な要求を出して来た場合 理論と
しては、業者の責任となると言って〇〇さんに
文句を言った。町が国鉄に文句を言った場合
業者にはね返る。

飛、
町の基本的な考え方では この問題の交渉相手
はどこまでも国鉄である 従って皆さんがいく
ら出そうとそれは良い、私はそれをもって国鉄
に要求する。これに応じなければ 町は国鉄を
相手にして行政監理庁に提訴する。本筋は国鉄
の責任で業者^の責任とは思はれないから皆さ
んに御迷惑をかけるとは思はれない。ゆず

A
要求の積算根拠がどうかと言っても結局は水掛
論となるので これから離れてやってはどうか
それは勿論良い。「国鉄の責任」という基本原
則からは離れるが 業者はこれだけ出して呉れ

たのだから あとは国鉄で出せと言った方が解決は早い。

須 業者は今日来るのに話し合いをして来たか

A 一応やっては来たが いくらにしようとは決めてはいない。町の出方を見ながら決めようという事で来た。

須 町の基本的な考えは変わらない。

飛、 町はこの前送った書類の回答が欲しいだけで「国鉄の責任」とする立前から言って 皆さん

の回答の内容はどうでも良いのだ

A、 町の業者に対する要求は七五〇万だったが 今も同じか。

飛 変りない。

A 最初の要求を白紙にかえてして 話し合いをする考えはないのか

佐 白紙にかえずと言う話は 自分から出たと言う

のか。

A そのように記憶している

佐 そのように考えたのなら それは逆だ 国鉄との話し合いで この問題はすべて業者の責任範囲

であるときいたので 町の要求は一、〇〇〇万だから 業者に要求している七五〇万を白紙にかえし 改めて一、〇〇〇万要求すべきではないかと言う意味だ

A それは大変な違いだ

須 業者は今日来るのに何か腹案を持って来たので

はないか

A、 別に腹案を持って来た訳ではないが多少のことであれば 今日決めても良い。

例えば一五〇万で良いと言うのであれば、自分の責任で決めても良いが 三五〇万そのままだと言うのでは むしろ金額は出さないで帰った

方が良い。

(晝食)

午後二時再解^(開)

A、一応結論を出します。

西松〇〇〇万 熊谷〇〇万 佐藤〇〇万 私の方については これ以上は自分ではだめで社長でも呼んでもらわないと

飛、これが最終的な回答ですね

A これが最終です

(散会) A帰る

B C引返して

各社それぞれ事情が違うので 別々に呼んでもらい度い

(昭和三五年 国鉄東海道新幹線工事関係綴) 湯河

原町役場蔵)

原資料は横書き。

新幹線工事で、ずり土運搬や資材運搬による頻繁な

工事車両の往来で、町道の路盤が沈下したり路床が破壊されて水道管の破壊、土留壁・石積にき裂が入るといった問題が起こっていた。これに対する補償問題を、工事を請け負った業者と町側が打ち合わせた内容である。国鉄は町に対して、補償問題は業者と打ち合わせるよう要請し、業者側は、それなりの補償はするものの、業者が全面的に責任を持つものではないと主張、町側も国鉄に責任があるとして、補償金を巡って町・業者と国鉄とのあつれきが生じていた。どのように決着したかは、不明である。

98 被害補償の念書

念書

神奈川県足柄下郡湯河原町管内における東海道新幹線工事施行に伴う下記被害に対する補償として、国鉄

より、城堀ずい道横坑口よりの引水施設並びに一金八、三〇〇、〇〇〇円也の見舞金を受領したうえは下記事項を確約いたします。

記

一 被害事項

(一) 湯河原町城堀地区簡易水道組合水源及び井戸水
枯渇被害

(二) 城堀簡易水道組合水源所有者(〇〇〇〇、〇〇〇〇)の被害

(三) 城堀地区〇〇〇〇〇井戸水枯渇被害

(四) 鍛冶屋地区〇〇〇給水設備配管替

(五) 湯河原町営水道尾崎水源減水被害

(六) 尾崎水源減水に伴う〇〇〇〇所有水田作付不能被害

(七) 南郷山ずい道坑内湧水処理に伴う水田冷害

(八) (一)～(七)のほか、湯河原町管内における幹線工事

に伴う工事補償その他一切の件に
二 確約する事項

(一) 第一項第一号～第八号に基因する損害について、名目の如何にかゝらず今後何らの要求もいたしませんし、又利害関係人において苦情を申し出た際はすべて小職において引き受け、国鉄に対しては一切御迷惑をかけません。

(二) 城堀ずい道横坑口より流出する湧水の自然現象による水量、水質の変化等については、国鉄に責任を問いません。

昭和四〇年一〇月五日

神奈川県足柄下郡

湯河原町長 八亀武雄

日本国有鉄道東京第二工事局

局長 和仁達美 殿

第五節 新幹線工事

(昭和三十九年 国鉄新幹線工事に伴う湧水利用及補償に関する綴「湯河原町役場蔵」)

原資料は横書き。

99 工事に伴う町内残務処理について

(前略)

件名 新幹線工事に伴う町内残務処理について(案)
 上記のことについて次 別紙のとおり処理してよいでしょうか
 幹線工事に伴う最終適^的な処理として兼ねてから国鉄
 当局に要望して来たところ此の度、総額八、三〇〇、
 〇〇〇円の交付を受けたので未整理関係を含め次の
 配分により覚書の主旨によつて処理する。尚本交付金
 は歳入歳出外現金扱とする。

内容(予定)

種別	金額	摘要
城堀〇〇他二名見舞	一、〇〇〇、〇〇〇	誓約書によつて処理

鍛冶屋〇〇〇線	八八、四四〇	工事代金外
作業用道路水道移設	三七、五〇〇	工事代金外
水田作付補償	六二六、二七〇	見舞金、〇〇〇〇外 七名
郡道補修工事費	一六九、六〇〇	補修工事費
道路損傷見舞金	五〇、〇〇〇	鍛冶屋部落
幹線工事に伴う見舞金	一五〇、〇〇〇	〇〇、畑関係 (〇〇)(〇〇)(〇〇)
交際費	一七三、六〇〇	
諸経費	五〇、一八四	
城堀簡水汲水見舞	二、七五〇、〇〇〇	
尾崎水源汲水見舞	七、〇〇〇、〇〇〇 二、六二三、二六六	城堀隧道余水取水施設費を含む
町道八号線九号線補修費他	一四一、一四〇	
計	八、三〇〇、〇〇〇 (マ)	

水田減収見舞金

〇〇 三二一、〇六〇
 〇〇 六五、〇〇〇
 一

①

〇〇〇〇

対照面積 一・〇一五歩 反 收穫皆無

米作、七俵二石八斗 麦、五俵

価額 米、石当、一三、八八〇円

麦、俵当り、二、七三三円

年間 米一三、八八〇×二・八石〓三八、八六四円

麦 二、七三三×五 〓一三、五六五円

計〓五二、四二九。―

対照年数一〇年

五二、四二九×一〇〓五二四、二九〇円

見舞額 五二四、二九〇円

②

〇〇〇〇 対照面積 減収 見舞額

〇〇〇〇 反 二・三七 一・四×二三、八八〇円

〇〇〇〇 反 一・六× 〓一九、四三〇。―

〇〇〇〇

一・一 〇・六× 〓八、三三〇。―

〇〇〇〇 〇・三 〇・二× 〓二、七七〇。―

〇〇〇〇 一・三 一・〇八× 〓一四、九九〇

〇〇〇〇 一・六 一・八七× 〓二五、九五〇。―

〇〇〇〇 一・三 〇・六× 〓八、三三〇。―

〇〇〇〇 一・三 〇・六× 〓一〇一、九八〇。―

〇〇〇〇 一・三 〇・六× 〓一〇一、九八〇。―

〇〇〇〇 一・三 〇・六× 〓一〇一、九八〇。―

計〓一〇一、九八〇。―

〔昭和三九年 国鉄新幹線工事に伴う湧水利用及補償に関する書類〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

新幹線工事で排出されるずり土を駅下地区の区画整

理事業に利用することで、事業は順調に進む一方、新幹線工事による被害も発生した。被害は、飲料水の問題で、これまで使っていた井戸水・湧水の枯渇問題であった。工事によって、観光漁業への影響を懸念する人たちが、あるいは移転により営業継続を懸念する人たちがいた。しかし、そのなかでも大きな問題は、飲料水の枯渇であった。例えば、宮下簡易水道組合では、

一九六〇（昭和三五）年五月頃の湧水量は毎分三〇〇リットルであったが、一九六二年七月頃には毎分一八五〇リットルに減ってしまった。この頃になると、一日五〜六時間の給水制限をする初めての事態となった。幸いにも、一九六四年九月より国鉄との了解のもとに、泉越トンネルの湧水を利用できるようになり、飲料水の問題が解決した。また、尾崎水源では、新幹線工事前は毎時七二トン〜七五トンの湧水であったものが、一九六一年に入ると、毎時二五トン〜三〇トン

に落ち込んでしまった。新幹線工事による水の問題は、深刻であった。町は、これらの問題の善処方を国鉄側に求めていたが、ここに上げた国鉄側からの交付金によって被害補償をしたものである。

第六節 道路の開通

100 真鶴有料道路開通

きょう、開通式 豪華な真鶴有料道路

【湯河原】日本道路公団の根府川から湯河原千歳橋県境を結ぶ延長一〇・一キロ、総工費八億七千六百万円をかけて完成した真鶴有料道路の開通式が、きょう三日午前十時半から小田原市根府川の現地に岸道路公団総裁をはじめ、村上建設大臣など関係者約千二百名を招いて行われる

続いて新道路をバスで試乗し第二会場の吉中校庭で十二時半から内山知事、鈴木小田原市長、八亀町長、橋本真鶴町長主催で開通披露祝賀会が開かれる。

料金

なお真鶴有料道路の料金は次の通り。

- ▽普通乗用車 一三〇円
- ▽小型車 七〇円
- ▽普通貨物 一五〇円
- ▽小型貨物 七〇円
- ▽軽自動車 三〇円
- ▽モーターバイク 二〇円
- ▽自転車 一〇円

〔東海民報〕昭和三四年九月三日付

真鶴道路は現在、新道と旧道がある。一般国道一三五号は、小田原市根府川の県道七四〇号との分岐点から現在の真鶴料金所で分岐し、真鶴駅前を通過して湯河原町を経て、門川先の神奈川・静岡県境に至るルートである。

門川から根府川間が、日本道路公団によりバイパス工事が行われ、工事は、一九五九（昭和三四）年八月

に完了し、同年九月四日から有料の真鶴道路となった。料金所は、現在の真鶴パーキングエリアの位置であった。有料道路とはいうものの、自転車は有料であったが、交差点もあり、歩行者の通行も可能な一般道と同じであった。

そのため、真鶴町内は平面交差での通過、高低差の多い道などに加えて増加する通行量による渋滞が顕著になった。そこで、トンネル通過による立体交差の道路を新設することになり、この工事は一九七〇年三月に始まり、一九八二年四月一五日に開通した。この道路が有料の真鶴道路新道で、ルートは現在の真鶴料金所～岩大橋～岩IC～吉浜橋交差点である。新道に対して、これまでの真鶴駅前経由の真鶴道路は旧道となった。

新道・旧道とも、日本道路公団（現中日本高速道路（株））が管理する有料道路であったが、二〇〇五（平

成一七）年一〇月の日本道路公団の民営化に伴い、同年九月三〇日に神奈川県道路公社が引き継ぎ、二〇〇八年九月四日から、真鶴道路旧道は無料開放となり、神奈川県小田原土木事務所が管理することになった。なお、旧道の無料開放に合わせて新道の愛称を公募し、「真鶴ブルーライン」に決まった。以上が、真鶴道路の沿革である。

ところで、とくに新道真鶴道路の建設については、地元へ工事による影響を与えていた。新道工事を始めた頃、日本道路公団は福浦地区の道路拡幅工事をしてきたが、砂ぼこりと自動車を通るたびに小石が飛ぶという被害が頻発していた。砂ぼこりが舞うために沿道のミカン約三町歩が枯れる、飛んでくる小石で負傷者が出る、福浦小学校や幼稚園、民家のガラスが割れるという被害が出た。福浦地区の沿道の民家が湯河原町沿道被害者連盟を結成するという事態にまで発展した。

連盟はもとより、湯河原町長も公団へ陳情するも、公団側は拡幅工事が完了するまでは、舗装工事はしないと門前払いをする始末であった。

さらに、真鶴町内での交通渋滞が激しくなったことから、先に挙げたトンネル工事を含む真鶴新道の建設が始まったが、真鶴側で工事が中断したため、湯河原町側のトンネル口に位置する福浦地区の埋め立てた道路敷予定地の工事も中断したままであった。一九七三年九月以来の工事の中断で、福浦地区の海岸線は汚水が流れ込み、ゴミのたまり場となっていた。先にみたとように、真鶴新道工事は、一二年もかかった事業であった。

101 温泉場道路のバス運行問題

湯河原の死活問題 八月から温泉場県道のバス運行禁止 拡張など県へ対策迫る

【湯河原】湯河原温泉のメインストリートが八月一日から、いよいよ大型バスの運転が禁止される？

「湯河原と箱根を結ぶ唯一の道路がピンチで、死活問題」と町や関係者は頭をいためているがこのほど県職員が来湯し、八亀昌美道交副委員長の案内で温泉場県道を視察した。

これは、さきに関われた県政広聴会に八亀昌美町議が「八月一日の道交法車両制限令施行によつて温泉場のバス交差運転が禁止される」ことについて津田副知事に質したのに対し、津田副知事が「実情を調べて九月県会に予算措置をとりたい」と述べており、柳井要太郎県議が交通対策特別委員長就任によつて状況が有利になつてきた。

一日約一万台という交通量があつて、定期バスも一日ざつと二百台が往復しているこの県道は両側に旅館、土産品店などが密集し、片側は山、片側は河という不

利な立場条件にある。^(ママ)

現在、巾員五・五メートル以下のところが約二十ヶ所あり、この拡張は七千万円程度という。九月には、第一次分として四千万円補正予算を見込まれ、第二次、そして第三次には抜本的対策に入るものと思われ、その解決策は県道拡張または、県費による町道遊歩道拡張のいづれかに踏み切るものと思われる。

〔東海民報〕昭和四一年七月二三(日付)

湯河原中学校前交差点を起点として湯河原駅を經由し、さらに湯河原温泉・奥湯河原を通り、大観山を越えて箱根町仙石原交差点を終点とする道路が、湯河原―箱根仙石原線(神奈川県道七五号)で、一九五五(昭和三〇)年三月に県道に認定されていた。

この県道の湯河原温泉街中心部四六〇メートルほどの区間は、カーブの多い五メートル前後の道幅で、旅館・みやげ物店・遊戯場・飲食店・一般商店が密集し

ていた。このような道路事情の所へ、大型観光バス・定期バスが通ると、ようやくすれちがうことになり、そのうえ慎重なハンドル操作をするために時間を要し、このためバスや自家用車が渋滞するといった状況であった。このような交通事情は、五所神社前から奥湯河原入口までの三キロで慢性的に発生していた。

神奈川県小田原土木事務所では、一九六一年度から湯河原―箱根仙石原線の改良・舗装工事を進めていたが、東京オリピックまでには工事を完了させる計画であると、土木事務所は明らかにしていた。しかし、湯河原町は、建設中の十国有料道路から奥湯河原へ通ずる鞍掛有料道路が完成すると、温泉街での交通量がさらに増え、温泉街の交通がまひすることを予想していた。そこで、町側も交通難緩和の道路対策を要望していたが、県当局も実情を把握していたこともあり、新道の建設計画に取り組んでいた。

ところが、新道の開通を待つてられない状況が出てきた。それは、一九六六年八月一日から車両制限令の改正により、幅六・五メートル以下の道路は、大型バスの交差運転が禁止されることであった。藤木・千歳川と山に挟まれた位置にある温泉場道路について、町当局も道路の拡幅を検討し、温泉場の遊歩道をつぶして道路拡張を考えたが、地元の反対にあつて、この計画も実現しなかつた。

なお、いつ、どのような手続き・認可によるものか不明であるが、問題となっている温泉街のバス運行については、改正車両制限令施行後も、県知事の特例認可により運行が認められていたようである。

102 湯河原新道（オレンジライン）町へ移管

オレンジライン町道に 一日盛大に開通祝賀式 約300人がミニマラソン

湯河原町宮下と奥湯河原を結ぶバイパス「オレンジライン」が神奈川県道路公社から湯河原町へ移管、「町道オレンジライン」の開通を祝う祝賀式及び祝賀会が一日、オレンジライン起点及び湯河原観光会館で盛大に開催された。

湯河原新道（オレンジライン）は、神奈川県道路公社が、交通の混雑する温泉街のバイパスとして昭和四十年七月に着工、四十三年四月供用開始以米約二十年間にわたつて有料道路として営業を続けてきたが、湯河原町では、かねて町勢発展のため同道路周辺の有効な土地利用の促進と住民生活の利便のため町への移管を要望していたもので、高橋実県議の献身的努力もあつてこの要望が実現、去る三月三十一日をもつて湯河原町に移管され、この日湯河原町道オレンジラインとして新たなスタートを切つたもの。

祝賀式は、一日午前十時五十分より五所神社横のオ

レンジライン起点で開式、小沢町長のあいさつに続いて、小沢町長、市川議長、県行政センター所長、土木事務所長、高橋県議、道路公社、二見宮下区長など七氏が十一時、打ち上げ花火の合図と共にテープカットを行ない新生オレンジラインの開通を祝った。

また、この日オレンジライン開通を記念し湯河原町体育協会による「ミニマラソン大会」を開催、小学生から中学生、高校生、一般など約三百名近い町民がオレンジラインでの三_キ、四_キのミニマラソンに挑戦した。

マラソン大会は十一時五分号砲を合図に一斉にスタート、坂道の多い難コースながら全参加^(者)ともゴールの大滝空地を目指して力走、町長車や来賓車など自動車パレードの応援を受けながら全員完走した。

ゴール地点では、各部三位までの表彰も行なわれ、次の各入賞者に福本教育長からメダルが贈られた。

【小学生低学年の部】

◎男子

▽一位〓高田長大▽二位〓鈴木勝明▽三位〓細野陽

平

◎女子

▽一位〓綾瀬忍▽二位〓岩本恵美▽三位〓松野亜希

子

【小学生高学年の部】

◎男子

▽一位〓細野大介▽二位〓橋本顕克▽三位〓高杉一

成

◎女子

▽一位〓西山妙子▽二位〓佐藤弓▽三位〓北川真澄

【中学生の部】

◎男子

▽一位〓望月勝倫▽二位〓橋本充▽三位〓原信正

◎女子

▽一位⇨平野愛▽二位⇨橋本伸子▽三位⇨武田伸子

【高校・一般の部】

◎男子

▽一位⇨栗原晃広▽二位⇨兵藤一良▽三位⇨増形淳

司

◎女子

▽一位⇨内津恵美子▽二位⇨近藤美枝子▽三位⇨室

伏文代

また、祝賀式に続いて正午からは湯河原観光会館において祝賀会を開催、町道オレンジラインの誕生を祝った。

〔相豆新聞〕昭和六二年四月二日付

温泉場道路のバス運行について問題化していた頃の

一九六四（昭和三九）年一月三〇日、財団法人神奈

川県道路公社が設立された。県道路公社が道路網整備

事業の第一号として計画したのが、総延長三・五四キ

ロ、車道幅員七・五メートル（二車線）の湯河原新道

（湯河原バイパス）であった。

温泉場道路の件で説明したように、温泉街道路は、道路が狭く、カーブが多いところへきて交通量が多く、

渋滞が問題となっていた。そこで、道路公社の初仕事は、

湯河原新道建設となった。湯河原新道は、湯河原町宮

上の東海道新幹線ぎわの湯河原町宮下字丸山を起点と

して県道七五号から分岐、温泉街の北側の山腹を開削

して奥湯河原に向け、不動滝を経て同町宮上字シキオ

で県道七五号に合流する地点を終点とする道路である。

一九六六年一月に着工した新道工事は、一九六八年

三月までに完了し、同年四月一日に開通した。当初予

定では、一九六六年秋完工のはずであったが完工せず、

さらに一九六七年一月末の完工予定も崩れた。工事

が遅れたのは、用地買収が予想以上に難航し、そのう

え雨による工事ストップ、計画変更などが原因であった。総工費は用地買収を含めて約一六億七〇〇〇万円であった。

有料道路とはいえ、湯河原新道の開通で温泉街の交通渋滞が解決したかといえば、依然として温泉街の道路状況は同じであった。つまり、温泉街を通る車両は、予想したほど新道に回らなかったのである。そのため、県では一九六八年に、公社が銀行から借りている建設費総額の立替払い、金利の利子補給など総額一二億九五〇〇万円の補正予算を計上しなければならなかった。新道の利用が少ない理由のひとつとして、通行料金が高いということもあったようである。そこで、補正予算編成時に合わせて通行料金も、普通車二〇〇円を七〇円、小型車一五〇円を五〇円、観光バス七〇〇円を二四〇円に、それぞれ値下げした。しかし、湯河原新道の自動車交通量は増えることなく、県にとっては県

税をただぎ込む赤字路線であった。

ところが、一九七四年三月の町議会定例会議において一議員が、低迷する湯河原温泉対策として、湯河原新道地域の再開発、観光施設・商店・住宅混在による生活環境の悪化、消防活動の障害という観点から、有料の湯河原新道を一般県道に認定させるよう、県に働きかけるべきであるという発言があった。これに對して町長は、温泉場道路が県道であり、湯河原新道も県道にして同じ場所に二本の県道は県として許可しないであろうという答弁にとどまっていた。はたして、この発言が契機となったかどうかは判然としないが、その後、町道移管を道路公社へ働きかけていたようである。一九八七年三月三日をもって、湯河原新道は神奈川県道路公社から湯河原町へ移管となった。

移管とはいっても無償ではなかった。移管に先立ち、同年三月一七日の町議会では「財産の取得について」

の議案が上程され、可決成立した。移管は、道路用地等・管理事務所ともに建設費相当額の一六億五二〇〇万円で購入する。当然、一括支払いは不可能であるので、一九八七年度から二〇〇一（平成一三）年度までの一五年間分割払いとする（原案では、最終支払年度は昭和七六年度となっており、これは、その後の改元で平成一三年である）。一九八七年度から二〇〇〇年度は一億一〇〇〇万円の均等払い、二〇〇一年度だけは一億二〇〇万円であった。こうして、湯河原新道は、町道となった。町道となったのを機会に、沿道にミカン畑が多いということで、オレンジラインという愛称がつけられた。

103 温泉場道路の改修

渋滞解消、新しい街並みへ 温泉場道路完成
祝う 25日関係者多数が出席し

昭和五十年度に着手、以来今年度まで約十四年間の歳月をかけ進められてきた都市計画道路湯河原・箱根仙石原線、温泉場道路の街路整備工事が完成、二十五日(土)午前十一時から厚生年金病院入口でのテープカット、同十一時三十分から湯河原観光会館パノラマラウンジで行われた祝賀会で同道路の概成を祝った。

国道一三五号線と箱根・仙石原を結ぶ湯河原唯一の主要道路である主要地方道湯河原・箱根仙石原線と重複して計画されたこの都市計画道路は、町道千歳通り二号線の交差点から湯河原観光会館までの延長七九〇メートルを事業区間に実施されたもので、同区間は従来六メートルと道幅も狭く、両側に旅館・飲食店等が立ち並び観光シーズンには交通渋滞を引き起し、地域住民や観光客の安全な歩行も困難な状態にあった。

車道七メートル、両側に二・五メートルの歩道と一二メートルの道幅に拡幅しようというこの事業は、全延長七九〇メートルを三地

区に分けて実施、昭和五十年に千歳通り二号線交差点から生長橋までの延長二六〇^ト区間に着工、昭和五十五年には生長橋から両国橋までの延長一九〇^ト、昭和六十年には両国橋から湯河原観光会館までの延長三四〇^トにそれぞれ着手、工事を進めてきた。事業は着工当初は仲々大きな新展をみせなかつたが年を追うに従い進展しはじめ、特に高橋実県議による献身的な努力により数年前からは急速な進行状態となり、今年度計画されていた三区間の全工事了了の運びとなつた。

二十五日祝賀式には、小澤町長、高橋県議、力石議長はじめ県・小田原土木関係者、町議会関係者、地元温泉場区関係者など多数の出席により開会、厚生年金病院入口において中村県土木郡技監、小澤町長、市川温泉場道路促進特別委員長、高橋県議、巻上温泉場区長ら六氏によるテープカットで道路開通、次いで観光

会館での祝賀会で温泉場道路の完成をお祝いした。

なお、この温泉場道路完成に引き続き、平成元年度からは千歳通り二号線交差点から湯河原小学校上交差点までの延長八二〇^トにわたる宮上地区の拡幅改良工事が計画されている。

〔相豆新聞〕平成元年三月二六日付

有料の湯河原新道が開通しても、温泉場道路の交通状況は改善されず、一九六〇年代後半になって、湯河原町商工会は温泉場商店街の改造計画の基本プランを検討することになった。これは、この区間の拡幅と商店街の改造を焦点にしたものであった。しかし、この区間は、川と山に挟まれて住宅・商店が立ち並んでいいため、道路を広げるにも、これらの建造物を後方へ下げることができず、現状のままでの道路拡幅は不可能であった。そこで町では、代替用地への移転計画を立てた。代替地は池峯地区の開発地をあて、湯河原町

土地開発公社が、移転希望者の用地を買収した。

国からの事業認可がおりたことで、オイルショック以来の経済不況による財政悪化をかかえていた県は、県道拡幅工事によりやく着手することになり、第一期工事である千歳通り二号線交差点から生長橋間を、車道七メートル、両側二・五メートルの歩道に拡幅する工事が一九七五年から始まった。三期に分けて進められた拡幅工事は、一九八九（平成元）年三月に完成した。

第四章 教 育

本章では、第一節 幼稚園・小中学校教育（義務教育）、第二節 高等学校教育の二本立てとして教育関係資料の収録に努めた。

第一節の幼稚園教育の分野では、先ず福浦幼稚園の教育目標、湯河原町立幼稚園規則、幼稚園入園に関する陳情書などを採り上げた。また小学校・中学校教育の分野では、学校の実態がわかるように湯河原小学校・中学校の学校経営方針のほか、湯河原町立中学校の統合問題や学校施設の整備・改善に関係した資料などを採り上げた。

特に湯河原町と隣接する熱海市泉地区の合併・分離問題は内閣総理大臣に一任されていたが、一九六一（昭和三十六）年六月二十九日、内閣総理大臣は境界変更

を行わない決断をした。その結果、これまで湯河原小・中学校に通学していた泉地区の児童・生徒らへの教育措置をどのように扱うかが喫緊の課題となった。幸いにも湯河原町・熱海市両教育委員会の間で取り交わした公文書（一〇点）が残存しているので、「熱海市泉地区との合併問題」という一項目を設け、時系列的に並べて理解しやすいように配慮した。

第二節の高等学校教育の分野では、長洲一二県政の主要眼目の一つである「高校百校計画」、真鶴町・湯河原町両町共通の悲願でもあった神奈川県立湯河原高等学校の設立（一九八〇年）までの経緯を編年順に収録した。開校から完校（二〇〇七〔平成一九〕年）までの歩みについては紙面の都合でダイジェスト版のみに止めざるを得なかったが、更に詳細を知りたい方は同校が発行した『湯河原 完校記念誌』（二〇〇八年）を参照されたい。

第一節 幼稚園・小中学校教育（義務教育）

104 プール建設につきPTAの寄附採納について

議案第三二号

寄付採納の件

左記の通り湯河原小学校並に湯河原中学校PTAよりプール建設についてこれが資金の一部として寄付採納の願出があつたのでこれを採納するものとする。

昭和三十一年五月二十三日提出

湯河原町長 八亀武雄

記

寄付採納願

一、金壹百萬円也

但しプール建設資金の一部として寄付致しますので御採納下さい。

尚中学校建設寄付金の未収約壹百貳拾萬円の募金については、湯河原小学校並に湯河原中学校のPTAに於いて責任を以つて協力致しますことを確約致します。

昭和三十一年五月二十二日

湯河原町立湯河原小学校PTA

会長 高杉富藏

湯河原町立湯河原中学校PTA

会長 室伏孝久

湯河原町長

八亀武雄 殿

同日原案可決

湯河原町議會議長 寺井武雄 印

議案第三九号

寄附追加採納の件

湯河原町立湯河原中学校PTA

会長 室伏孝久

左記のとおり湯河原小学校並に湯河原中学校PTA

湯河原町長 八亀武雄 殿

よりプール建設についてこれが資金の一部として寄附

同日原案可決

追加採納の願出があつたのでこれを採納するものとす

湯河原町議會議長 寺井武雄 印

る

〔昭和三十一年 會議録及び議決書類綴〕湯河原町役場蔵

昭和三十一年八月二十四日提出

湯河原小学校並びに湯河原中学校PTAから、プー

湯河原町長 八亀武雄

ル建設資金として合計一二〇万円を寄附したいとの意

記

向が示された。

寄附採納願

105 昭和三十二年度福浦幼稚園教育目標

一、金貳拾萬円也

但しプール建設資金の一部として八月末までに寄

昭和三十二年度福浦幼稚園教育目標

附致しますので御採納下さい。

1、健康で元気がよい。

昭和三十一年六月十八日

2、自分のことは自分でする。

湯河原町立湯河原小学校PTA

3、友達と仲よくあそぶ。

会長 高杉富蔵

4、思うことをよく話しよるこんで他人の話をさく。

5、身の社会事象や自然界のことに興味を持ち、注意してみる。

6、音楽、絵画、手技に興味をもち、見ることに、きくことに共に表現を楽しむ。

教育基本方針

教育計画を立てるに当っては次の基礎的な考えをもとにして最も具体的に幼児に働きかけ、実的な効果を挙げるよう努める。

- 1、幼児の生活にびつたりしていること。
- 2、季節に関連をもつこと。
- 3、行事との関連をもつこと。
- 4、郷土の風俗習慣を考えさせる。
- 5、人間的な様々な陶冶面を考えること。
- 6、学校生活との関連をもたせる。
- 7 日々の教育の実際を十分に生かすことが出来ること。

教育内容

今までに実際に行ってきたことを主として、将来行

われるであろうと予想される具体的な教育活動

1、健康教育 休息と日光浴の時間を入れる。

清潔を重んじる（手洗い、うがい等）

身体、衣服の清潔は家庭と連絡し

合って成果をあげること。

室内の清潔、整頓を重んじること。

食生活については偏食、栄養の問題

を考慮し、食事時の作法の指導を行

う。

2、生活指導 衣服は清潔でボタン、ホック等はき

ちんとかけておく。

紙屑は屑箱に捨てる。

玩具、教具は大切にし、使った後は整頓する。

3、自然観察

持物には必ず名前をつけ、きめられた場所へおく。
他人の物を無断で使わない。
他人に親切にし、玩具遊具は協同で使う。
よろこんでお使い、お手伝いをする。
道路は注意してわたり、危険なあそびはしない。
身辺にあるものをよくみたり、きいたりする。
お玉じゃくし、金魚等の観察をする。
草花や葉をとって観察したりまごごとしてたりする。
果物や野菜を観察する。

4、音楽リズム

星、月、太陽、雲、海等に興味を持ち観察する。
鑑賞する。

5、絵画・製作

音楽を自由な形で表現すること。
音楽と生活を結びつけ、生活の中に音楽の流れをとり入れる。
なるべく大きな紙にのびくと画かせる。
自分の生活の中から取材して自由に画く態度をつくる。
色彩感覚を育て描画を好きにする。
絵画・製作を総合的に取り入れて自由に表現させる。
はさみの使用法は基礎から系統的に取扱う。

校地の面積

校 地		一五九四坪
野外體操場		一二一四〇
校	教室	二六六〇
舍	其他	二一四〇
教室數		一一

(沿革誌「湯河原町立福浦幼稚園蔵」)

106 教育研究会規約並びに実施細則

湯河原町教育研究会規約

第一条 この会は湯河原町教育研究会といい事務所を

会長の在職する学校内におく

第二条 この会は次の会員によつて組織する

- 一、正会員 湯河原町公立学校教職員
- 二、特別会員 本会の趣旨に賛同し入会し

たもの

第三条 この会は会員相互の連絡提携を図り教職員の

資質を昂め本町教育の振興を図ることを目的とする

第四条 この会は前条の目的を達成するため、次のこ

とを行う

- 一、本町教育の推進に関すること
- 二、会員の連絡提携並に研修に関すること
- 三、その他本会の目的達成に必要なこと

第五条 この会に次の機関をおく

- 一、総 会
- 二、評議員会

第六条 総会はこの会の最高機関であつて毎年度始め

に定期総会を開く 但し会員の三分の一以上の要求があつたとき 臨時総会を開かなければならない

第七条 総会は次のことをきめる

第八条

- 一、規約の決定並に変更
 - 二、会長、副会長及会計監査委員の選出
 - 三、この会の主な事業の計画
 - 四、予算の決定及決算の承認
 - 五、特に必要と認める事項
- 評議員会は各校から選出されたそれぞれ一名の評議員で構成し、総会に次ぐ決議機関であつて必要に応じ会長が招集し次のことをきめる
- 一、総会に提出する議案の作成並に検討
 - 二、総会決議事項の具体化
 - 三、実施細則の決定
 - 四、予算の更正に関する事
 - 五、役員の補充に関する事
 - 六、その他評議員会で取扱うことが適當であると認められる事項

第九条

この会の会議は構成員の二分の一以上で成立し、すべての議決は多数決できめる。但し総会の構成員は正会員とする

第十条

この会に次の役員をおく

- 一、会長 一名
- 二、副会長 一名
- 三、幹事 若干名

第十一条

会長、副会長は総会で選出し、幹事は各校から一名を推せんしこれに基き会長が委嘱する

第十二条

会長はこの会を代表し会務を処理する
副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその代理をする

幹事は会長、副会長を加え幹事会を構成し会務を執行する

第十三条

会計書記は幹事がこれに当り会長の命をうけて会計及庶務を掌る

第十四条 会計監査委員は三名とし総会で会員中から

選出する

実施細則

この細則は規約第十九条により定める

第十五条 この会の役員は正会員より選出しその任期

は一ケ年とする。但し重任してもよい。欠

第一章 会員に関する細則

第一条 正会員の会費は月額金十円とし、七月末、

員補充者の任期は前任者の残任期間とする

十二月末の二期に分納する

第十六条 この会の経費は町分担金 会員会費 寄附

第二章 役員及会計監査員の選出に関する細則

金 その他の収入をもつてこれに当てる

第一条 役員及会計監査員の選出に当つては各校一

第十七条 この会の会計年度は毎年四月一日に始ま

り、翌年三月三十一日に終る

成し指名する

第十八条 この会には次の表簿を備える

第二条 指名委員会は指名した候補者に対しあらかじめ通知すると共は(ママ)全会員に公示する

一、会計に関する表簿

第三条 選出は各校一名より成る選挙管理委員会に

第十九条 この規約施行に必要な細則は別に定める

より選挙を行うを原則とする

第二十条 この規約は昭和三十二年七月一日より施行

たゞし定数指名の場合には信任投票とする

する

第四条 当選は選挙の場合には多数決とし信任投票

は有効投票数過半数の信任による

第五条 会計は会計監査委員と同一校であつてはな

らない

（昭和三二年 九月から一二月まで 庶務書類 二

種）湯河原町役場蔵）

107 湯河原町立中学校統合校舎等建設に関する要望書

三六湯教第四六号

昭和三六年一月一七日

湯河原町長 八亀武雄 殿

湯河原町教育委員長 大根田資雄 印

中学校統合校舎等建設について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二三条
第一項により町立湯河原中学校、吉浜中学校二校を廃
し新たに統合中学校を設置するに当り校舎等建設につ
いて委員会の決議事項を添付したので予算の範囲内
において善慮せられるようお願いします。

なお、三五湯総第八八五号（昭和三五年一二月二
日）に対する回答はこれをもつて代えます。

要望書

湯河原町立中学校統合校舎等建設について

一、基本構想

一、学校は教育の直接の場であると同時に、生徒の
あらゆる面における生活の場である。従つて校地
校舎等の機能が教育的に自由に十分に発揮できる
ように計画されることは勿論であるが、常にこれ
らの場が生徒各自にとつて魅力あるものでなけれ
ばならない。言いかえれば、教育の場としての尊
厳さの中にも生徒の心身の発達段階に応えた親近
感を込めた設計でありたいこと。

二、都市計画との関連を検討の上、永久に学校の環
境を良好に保持するよう配慮されたいこと。

- 三、戦後、特に最近急激に進展してきている世界の科学、文化、産業に追いつき追いつく教育を推進していくため、実験実習を通しての教育方法を重視した設計であるとともに、宇宙にაცოგაれをもつた生徒たちの夢の殿堂でありたいこと。
- 四、構造物はすべて、簡易清^(潔)な近代感覚を旨として、明るい住みよい、美しい、そして国際観光地としても誇るに足る将来の大湯河原町を象徴するようなプランでありたいこと。
- 五、衛生上、保安上、遺憾のない建築計画が進められるべきは勿論であるが、進んで日照調整、色彩計画、音響調節、庭園設計等十分に考慮の上豊かな情操を育てる計画でありたいこと。
- 六、校地は九、〇〇〇坪(約三〇、〇〇〇^(マ)m²)を予定されているが、町のスポーツセンター又はコミュニティセンターとして利用されることも考慮

- されるので、より広いことが望まれる。
- 七、鉄筋建造物は言うまでもなく、半永久的なものである。長い将来を見通して、いつまでも飽きのない、進みゆく科学文化にいち早く見捨てられない理想的なものを思いきつて計画してもらいたい。
- 八、学校保健において、学校給食の占める位置が極めて大であることを再確認して、給食関係の計画を重視されたいこと。
- 九、視聴覚教育を充分に取入れた設計でありたいこと。
- 一〇、通路、昇降口から履物による泥を持ち込むことなく、校内が常に清^(潔)に保たれるよう下足処理の研究をせられたいこと。
- 一一、予算の許す範囲内において、簡易な手洗い場所をなるべく多く設置されたいこと。

- 一二、校舎という容れものが立派に完成されても、これを運営する備品類が充実していなければ、十分な教育は不可能である。これに充当する費用をも十分にとつて欲しいこと。
 - 一三、専門家の意見に待つことは勿論であるが、現場教育者の体験をも十分に尊重^(重)すること。
 - 一四、県管理課の平面計画を骨子とせられたいこと（学級教室、特別教室併用型）。
 - 一五、昭和三六年度内に一切を完成せられたきこと。
- 二、校地の選定
 - 一、方位と地形その他、気象関係もからんでくるので一概に言えないが、大体正方形、長方形、南方に開いた梯形などを尊重する。
 - 二、低湿地を極力避ける。
 - 三、排水の便利な地点。
 - 四、都市計画とも関連、附近に緑地帯（小公園、公
- 共建物の広場等）の予定されたところが望ましい。
 - 五、地價低れん、解決の見込の早い地点。
 - 六、四周に道路を持つこと。
 - 七、整地容易なこと（基礎工事を含む）。
 - 八、可能の範囲において、より広くとること。
 - 九、植樹、芝つけ可能なこと、都合により客土を必要とする。
 - 一〇、通学距離があまり不均衡にならぬこと。
 - 一一、埋蔵文化財の考へられる地点の場合は、十分配慮されたいこと。
- 三、校舎について
 - 一、鉄筋コンクリート三階二棟
 - 二、一〇mくらいセットバックして余分のスペースは芝付け植樹をする。
 - 三、学級教室、特別教室併用型

四、普通教室群、特別教室群、管理部門群の適正な配置

五、渡廊下等の利用方法考慮

六、職員室は休養の場でもあること。

七、金工、木工、音楽室の配置を特に注意のこと。

八、屋上天体観測所^(測)の設置

九、給食調理室の位置は本屋から離し、しかも配給に便利な箇所

一〇、同一学年が同じ棟であること。

一一、ガスの配管

一二、正門と玄関昇降口の距離を十分にとり鋪装^(舗)すること。

一三、父兄が気やすく相談できる小室を工夫すること。

一四、全体若しくは一部の暖房装置

一五、水洗便所

一六、塵かいの焼却処理装置

一七、視聴覚教育教室特設

一八、給食運搬エレベーター

四、屋外運動場

一、校舎より一段低くとることが風致上砂防上等の利点が考えられる。

二、南または東側にとること。

三、礫石の処理、砂ぼこりの防除を当初に当って十分に研究工夫する。

四、大運動場は一周二〇〇m～四〇〇mのトラック

と一〇〇m直線コースをとり、ここにフイールド、野球のダイヤモンドを設ける。

五、小運動場にはバスケット、テニス、バレー、各コート、鉄棒砂場、相撲場、跳躍用砂場、足洗場等を設ける。

六、大小運動場それぞれ排水を完全にし、雨後直ち

に使用可能とすること。

七、周囲、その他適当な箇所は植樹芝つけを行い理想的な庭園設計をすること（最初から相当の大樹を持つて来たい）

八、プール（二五mコース）^{（ママ）} ばぜひ設置すること、但し浄水装置をつけること。

五、体育館

一、ステージは固定、講堂を兼倚ねること

二、中二階観覧席を設けること。

三、鉄骨三九三坪

四、バスケットづくりつけ二面、男女更衣室、シャ

ワー室、水洗便所、矯正用鏡、運動具置場を設けること。

五、地下室（講堂用椅子等処理場）

六、外部使用の面も充分考慮して、^{（選）} 適当な位置を送ぶこと。

七、映写室設置、暗幕装置

要望書（その二）

湯河原町立中学校校舎等の設計について

先に基本構想等につき要望書を提出して置いたが、その後更に検討を重ね次のような結果を得たので要望書として提出する。

一、校舎について

一、校舎の配置は、北側校門から管理室群、普通教室群、特別教室群とする。

二、南側特別教室群は平家又は二階建とする。他の

二棟は三階。

三、鉄筋コンクリートは「打ち放し式」が望ましい。

四、従来の廊下式がよい（クラスタ式はとらない）

五、テラスをつけて光りの調節を図る。

六、各階に便所、水飲み場を設ける。

七、普通教室は七m×九mでよい。

八、各階に下足を置く方式はとらない。

九、家庭科として調理、被服（ミシンを含む）作法

（和洋）各室並びに準備室。

一〇、技術として金工（電気）木工製図各室並びに準備室。

一一、調理室、理科（化学）室には排気ファンを設置する。

一二、理科室は物理、化学、生物、地学四室（暗幕用

意）

一三、音楽は二室、一室は小グループ指導、個人指導

の小室を付属する（防音装置）。

一四、図書室は全学年で利用し易い位置に置く。

一五、廊下は磨出しコンクリート。

一六、教室の床はナラ（ブナ）フローリング。

一七、便所は男女別、ピット式（湧水をモーターアツ

プして使用）。

一八、放送式、購買部、子ども銀行、カウンセラー、

プリント、保健、校長、職員、事務、使丁、宿直、

（My）公議、応接、各室、会議室は成績陳列式を兼ねる。

一九、普通教室三〇学級分。

二〇、屋上天体観測気象室。

二一、スピーカーはめ込み。

二二、消火栓、非常階段。

二三、廊下等の腰等すべてコンクリートとする。

二四、アルミ窓枠とする。

二五、天井、吸音テックス。

二六、学園の象徴性、記念性の表現に努めより変化に

富んだ外観を希望する。

二七、視聴覚教室をおき一六mm常時設置（幻灯機、八

mm）

二八、廊下にロッカーを置く。

- 二九、取員室は休養の場であることの工夫。
- 三〇、暖房装置を一部必要な各室に設置する。
- 三一、調理、理科、美術各室はできるだけ隣設^(ママ)して設置する。
- 三二、給食室は本館より離す。しかも三階までリフト使用できるようにする。
- 三三、屋上に校旗掲揚塔。
- 三四、給食室に隣設^(ママ)して一五〇人収容できる食堂が望ましい。これは会議室と兼ねてよい。
- 三五、給食室には車が入る通路が必要である。
- 二、体育館兼講堂について
- 一、本館と別棟とし渡廊下により連結（鉄筋）
- 二、プールを隣接させる（南北）
- 三、ギャラリーを設ける。その下に更衣室、シャワー室、WC、用具室等を設けプールと共通する。
- 四、屋内ステージは奥行三・五間は必要、両側に控室を設けこれらを結ぶ通路をつくる。巾三尺位でよい。
- 五、ステージの下は地下室とし椅子倉庫とする。
- 六、体育館も同時に着工、卒業式以前に数回使用したい。
- 七、暗幕装置、映写室。
- 八、間口は一四間（ギャラリー別）とし、バスケットコート二面とれる工夫をする。奥行は二五間以上。
- 九、ステージは照明装置。
- 一〇、床はナラ（ブナ）フローリング。
- 一一、矯正用鏡（はめこみ）
- 一二、プールは二五m、浄水滅菌装置（町水道使用）
- 一三、体育館、床下換気を充分に。
- 一四、更衣室等一群の建築は耐水材料を用いること。
- 三、屋外運動場

一、ステージ三、四段校舍側に設ける（高低を利用して）

二、トラック二〇〇m、一〇〇m直線コース。

三、野球用固定ネット、ハンドボール用設備、庭球コート三面、バレーコート二面。

四、周囲に金網の塀（塩化ビニール処理）

五、校舎の周囲の花壇、植樹、芝生等の配置は専門

の造園家を依頼して設計実施。

六、客土（耕土）三尺……県保健体育課に依頼設計。

七、野球、庭球等の部室を一部に設ける（ブロック

建築）

八、塵芥防除の施設。

九、体育館に隣接して屋外ステージ。

〔昭和三十六年度 中学校統合関係（二四）〕湯河原町

役場蔵）

原資料は横書き。

町立湯河原中学校と町立吉浜中学校を統合して新しい統合校舎を建設するに際して、多面的・多角的な観点から様々な要望が寄せられた。

108 湯河原町立湯河原中学校の廃止について

三六湯教第四〇九号

昭和三十六年 月 日

湯河原町教育委員会

委員長 大根田資雄 印

神奈川県教育委員会委員長 殿

湯河原町立湯河原中学校の廃止について（届出）

このたび、湯河原町立湯河原中学校を廃止しますのでお届けします。

添付書類

一、廃止の事由及び時期並びに児童又は生徒の処置方

法を記載した書類

二、届出に係る施設及び職員の処置方法を記載した書類。

添付書類

一、廃止の事由及び時期並びに児童等の処置方法

1、廃止の事由

町立吉浜中学校と町立湯河原中学校を統合し
二字抹消
て、町立湯河原中学校（仮称）を新設するた
め。

2、廃止の時期

昭和三十六年四月三十日

3、生徒等の処置

新設校舎に統合收容する。但し昭和三十七年
三月竣工予定期まで現在の校舎をそのまま使
用する。

添付書類

二、申請に係る施設及び職員の処置方法

1、施設の処置

現在両中学校の校地並びに校舎等を賣却、こ
れを主たる財源として新たに校地買収、統合
新設校舎等の建設費に当てる。^(充)

2、職員の処置

吉浜中学校長は他地区に転出（足柄下郡橘中
学校長）

湯河原中学校教頭は他地区に転出（中郡寒川
中学校）

他の職員は現在のみ、勤務。

（昭和三十六年度 中学校統合関係（二四））湯河原町
役場蔵

湯河原町立湯河原中学校の廃止にあたって、廃止の
事由及びその時期並びに生徒等の処置方法、更には施

設及び職員の処置方法を提示。なお、吉浜中学校も同様の書類を提出。

109 湯河原町立中学校の設置について

三六湯教第四一六号

昭和三十六年 月 日

湯河原町教育委員会 印

神奈川県教育委員会 殿

湯河原町立中学校の設置について（届出）

このたび、湯河原町立中学校を設置しますのでお届けします。

添付書類

- 一、目的、名稱、位置及び開校の時期を記載した書類
- 二、校地、校舎等の見取図
- 三、設置理由書
- 四、議会の議決書の騰本^(贈)。
- 五、歳入歳出予算書の写。
- 六、設置環境見取図。
- 七、設置環境説明図。
- 八、校地調書
- 九、校地校舎等の権利の帰属を証する書類
- 十、校地の権利の取得についての農地法に基づく行政庁の許可書の謄本又は土地收容法^(用)に基づく行政庁の業認定通知書の写。
- 十一、仕様書、設計書及び設計図の写。
- 十二、備品目録
- 十三、職員組織表
- 十四、児童等の入学予定者数表。
- 十五、用水等水道見取図。
- 十六、飲料水の定性を証する書類。
- 十七、各室の照度を証する書類。
- 十八、非常時避難及び消火活動見取図。

添付書類

- 一、目的、名稱、位置及び開校の時期を記載した書類。

- 一、目的、現在町内にある二中学校即ち町立湯河原中学校と町立吉浜中学校を廃止、統合新設の中学校を設置する。

- 二、名稱、湯河原町立湯河原中学校

- 三、位置（添付書類七の設置環境説明図参照）

湯河原町吉浜一、七七五番地

- 四、開校の時期 昭和三十六年五月一日

（添付書類二省略）

添付書類

- 三、設置理由書

湯河原町立湯河原中学校並びに湯河原町立吉浜中学校を廃し、新たに両校の全部をもつて一校に新設統合するため。

添付書類

- 九、校地校舎等の権利の歸属を証する書類

- 一、校地について

三十六年二月より買収交渉を始め、現在略契約が完了した状態であり、登記終了後改めて権利の歸属を証する書類を提出する。

- 二、校舎について

現在設計中で、来年三月に竣工の予定である。

添付書類

十、校地の権利の取得についての農地法に基く行政庁の許可書の謄本又は土地收用法に基く行政庁の事業認定通知書の写

本件については、「農地法第五条の規定による許可申請」を三月二十八日付にて、農林大臣宛提出してある。許可書受領後改めて提出する。

(添付書類十一、十二省略)

添付書類 十三、職員組織表

職名	男	女	計
校長	1		
教諭	31	8	39

添付書類

十四、児童等の入学予定者数表

二字抹消 湯河原町立湯河原中学校(仮称) 生徒予定数

学年	生徒数
第一学年	四五七名
第二学年	五三〇名
第三学年	三四七名
計	一、二三四名

(添付書類十五、十八省略)

(昭和三六年度 中学校統合関係(二四) 湯河原町 役場蔵)

この文書は湯河原町立中学校の設置に関わる一八項目にわたる添付書類と、旧校舎の処分方法を明らかにした添付書類からなる。

110 熱海市泉地区との合併問題

① 湯河原小・中学校における泉地区児童等の教育措置について

三六湯総第五三二号

昭和三十六年七月一〇日

熱海市長 小松勇次 殿

湯河原町長 八亀武雄

湯河原小学校及び湯河原中学校に於ける貴市
泉地区児童等の教育措置について

従来貴市と当町との間に於いて貴市泉地区在住の児童生徒を湯河原小学校及び湯河原中学校で教育する措置を慣例として取扱つて居りましたが今般同地区の境界に關し内閣総理大臣の決定によつて永年の紛争が結着したことに鑑み、行政区画を判然とした本来の自治行政の立前からこの際、本教育委託措置については、貴市の豊富な財力によつて貴市が独自に之を取扱うことに改められたいのであります。追つて当町に於いては昭和三十六年九月一日以降従来の措置は廃止致します。ここに文書をもつて通知する次第であります。

〔昭和三十六年 泉合併関係書類綴〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

今般、熱海市泉地区の所屬が確定したことにより、熱海市泉地区出身の児童生徒の教育委託措置を廃止する旨。

② 熱海市P・T・A協議会会長からの要望書

昭和三十六年七月十七日

熱海市P・T・A協議会会長 印

熱海市子供会世話人連合会会長

岩本三郎 印

湯河原町長

八亀武雄 殿

要望書

熱海市内のP・T・A子供会の総意を代表して切に要

望致します。

過般、六月二十九日泉に対する越県合併についての裁定がなされ、それに伴つて、貴町当局より熱海市に対し、泉区の小・中学生の湯河原町立学校への通学を拒否する旨の通知が行われ、熱海市の当局も、泉の父兄も憂慮の極にある様に承りました。

我々は今度の裁定が政治的によどの様な配慮が払われ、又政治的にどの様に變化して行くかなどと云う事はわかりません。

そういう政治的な問題にはふれたくありませんし、又教育の世界に持込みたくないと存じておりますが、我々も子を持つ親として、泉の父兄と共通の立場にあると云う点に於いて今回の措置により、子供達が今迄何年間も共になつかしみ、共にいつくしみ合つてきた、学校や、友達、先生達と離れて、全く環境の違つた学校に子供達の希望に関係なく、強制的に、政治的

配慮の下に転校させられ、併も最悪の場合には、年度の始めの学級切換の時でなく、二学期の当初から行われると云う事は誠に遺憾な事であり、いたづらに子供達の心に困惑と不信の念を起させ、高めるだけだと存ぜられます。

環境は、素質、教育と共に人間形成の重要な要素であり、軽々に変更すべきものでなく、充分にして、周到な考慮の下に行われるべきものと存ぜられます。

又泉区の子供達も、その友達の貴町の子供達もやがては湯河原、熱海の政治、経済の総てを背負つて立つ立場にあると存ぜられます。

現在の彼等の交友関係がお互の大人達から作られた不信で将来の両、市・町の交流に大きな障害をもたらす事を恐れると共に、^(温)暖い人間関係の上に立つての両、市・町が共存共栄の大きな発展を為し得られます様に望むものであります。

どうか、今回の裁定に御不満はあろうかとも存ぜられませんが、何分純真無垢な子供達を対象とした事でありますので、慎重にして穏当な又暖い御配慮を切にお願い致します次第です。

八亀武雄 殿

熱海市長

小松勇次 印

〔昭和三十六年 泉合併関係書類綴「湯河原町役場蔵）

熱海市P・T・A協議会、熱海市子供会世話人連合

会会長が、今回の湯河原町による熱海市泉地区児童生

徒の教育委託措置の廃止に対して、政治的判断のみに

止まらず、大所高所に立った判断をくだしてほしいと

要望したものを。

③ 泉地区児童生徒の教育委託について

熱教庶第一四〇号

昭和三十六年七月一八日

湯河原町長

去る七月一〇日付当市泉地区在住の児童生徒にかか
る湯河原小学校及び湯河原中学校に通学の教育措置に
ついて貴職の通知書を受取りました。

当市といたしましたは、永年に亘り同地区の児童等
を県境を超えて教育していただいてまいりましたこと
について、深く感謝しておりましたところ、このたび、
これが教育委託措置を本年九月一日以降廃止するとの
お知らせに接しましたが、このことにより純心、清浄
なる児童生徒に及ぼす心理的影響の甚大なることは勿
論、父兄の不安もまたはかり知れぬものがあると憂慮
されるのであります。

つきましては、当市としても貴町の御意向に添うよ

う充分努力いたしますので、これら児童生徒の上に思いをいたされ、寛大なる御措置をもつて是非共もう暫く現状のまま教育委託をお受け下さいますよう、ここに懇願申し上げます。

〔昭和三十六年 泉合併関係書類綴〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

熱海市長から湯河原町長に対して泉地区の児童生徒の教育委託措置を延期してほしい旨の懇願書が提出されたが、この件に対し、湯河原町は一九六一（昭和三六）年七月一〇日付三六湯総第五三一号（本資料①）で通知した通りと回答した。

④ 熱海市P・T・A協議会会長への回答書

七月十七日附御要望書を拜見致しました。

熱海市P・T・A協議会長とし、或いは子供会世話人

連合会長としてのお立場からの御意見まことに当を得たものと承りました。

然遺憾ながら貴意に添いかねるのでありまして、この貞悪からず御了承願いたいのであります。

と申しますのは、御承知のことと存じますが、我々義務教育のことにたずさわるものは皆一ように教育基本法や学校教育法に定められた規定によってその区域の学令児童及び生徒の教育を、その目的に従って実施致して居るのであります。云いかえますと、湯河原町は湯河原町民の中で学令に達している児童生徒を湯河原町が設置した小、中学校で教育すればよいのであります。

先般要望書にも御指摘の通り、多年に亘る泉区と湯河原町の合併問題も内閣総理大臣の裁定により現状維持と決定されました。

このことは、如何ような政府の配慮が御座居ましよう

とも泉区と湯河原町は、行政区域を異にすることがよろしいとの確定なのであります。

私共は、この決定に強い不満を持っています。然しいわゆる法治国における地方公共団体がこの決定に従わない訳には参りません。遺憾ながら総理大臣の決定は私共には最高でしかも最後で且つ絶対的なものであります。

私共は、この決定がなされるまで、長い間泉区と湯河原町が真に一体的であり、当然合併すべきであると強く主張して参りました。そして熱海市をはなれてあらゆる面で一体的実を（精神的にも物質的にも）あげて参ったのであります。

貴下が先に要望書に御指摘の通り、泉区の子供達が共にいつくしみ合っている友人や先生や学校と離れて全く環境の違った他校に通学する不幸と不便は想像に難くはありません。

それ程に泉区と湯河原町とは地域的にも社会的にも全く密接不可分の関係にあるのであります。

それ故にこそ合併したいと願う区民のあることは当然でしょう。私共はこの事実を事実として受け入れに立ち上ったのであります。然し結果は前述の通りの決定がされ然も同区民の中にも合併に反対する多くの人々が居られるのであります。その人々が実はこれら子供達の父兄なのであります。

貴下は政治の問題を教育の世界に持ち込みたくないと思されます。貴下の立場から至極妥当な御意見です。然私共のあずかっている行政の中の教育も民生の安定も社会福祉の仕事もともに重要な行政の一面です。

私共には他市の教育のお手伝いを致して居る余裕はありません。

若しあるとすれば、その余力は今後あげて私共の町の教育に傾注すべきであると信じます。

そのため将来両市町の交流に支障が生じ、共存共栄が望まれなくなつたとしてもそれは現在の通りであつて、政府もかく決定され、泉区住民もそれを望んで居られたのであつて見れば、私共には一向差支えないのであります。

貴下は熱海本市に在住されて居るのでありまして、現地の空気はきつとおわかりにならないのではないかと存じます。

私共湯河原町民は、今回の決定によつて熱海市泉区とは一切の情実をはなれ劃然と一線を引く決意を致しました。同時にこれをあらゆる關係に広く声明致しました。

この決意は不退転のものです。

どうか貴意に添い得ないことを遺憾に存じますが御了承下さい。

昭和三十六年七月二十四日

湯河原町長 八亀武雄
熱海市P・T・A連絡協議会

会長 岩本三郎 殿

(昭和三十六年 泉合併関係書類綴「湯河原町役場蔵」)

本資料②の要望書に対する八亀町長の回答書である。

湯河原町の教育は教育基本法・学校基本法の規定に依拠して実施されるものであり、情実に影響を受けるものではない。町長個人としては泉地区と湯河原町は合併すべきであると強く主張してきたが、合併問題も内閣総理大臣の裁定により現状維持と決定した以上は、湯河原町と泉地区は行政区域を異にするのが良いとの確定でもある。今後は湯河原町民は熱海市泉地区とは一線を画すべく不退転の決意で臨む。

⑤ 委託児童生徒の扱い停止について(その一)

三六湯教第七七七号

昭和三十六年八月七日

手配をお願いする旨。

湯河原町教育長 室伏秀平

⑥ 委託児童生徒の扱い停止について（その二）

熱海市教育長 殿

委託児童生徒の扱い停止について

熱教庶 第一五四号

貴市からの委託児童生徒の扱いを、昭和三十六年九月一

昭和三十六年八月一二日

日以降停止するにたち至りました経緯については、す

湯河原町教育長

でに御案内の通りですが、当委員会においては、この

室伏秀平 殿

旨関係小中学校と連絡その準備を進めております。つ

熱海市教育委員会

いては委託児童生徒名簿小中校各一部送付いたします

教育長 武藤正巳 印

ので、早急なお手配をお願いいたします。

委託児童生徒の扱い停止について

（泉委託児童生徒名簿省略）

昭和三十六年八月七日付三六湯教第七七七号標記のこ

〔昭和三十六年八月 泉地区児童生徒教育委託問題〕

湯河原町役場蔵）

とについては、当熱海市において泉区に中、小学校を
建設すべく準備を進めています。昭和三十六年九月一

熱海市からの委託児童生徒の扱いは一九六一（昭和

日までには間に合いませんので、早急に建築を促進し

三六）年九月一日以降をもって停止するので、早急な

ますから校舎の竣工するまで児童生徒の教育に及ぼす

影響の甚大なことを御再考下さいまして、児童生徒の委託を継続して頂きたく懇願いたします。

〔昭和三十六年八月 泉地区児童生徒教育委託問題〕
湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

熱海市泉地区に小中学校を建設中であるが、一九六
一（昭和三十六）年九月一日には間に合わないので、校
舎の竣功するまで児童生徒の委託を継続していただき
たい旨。

⑦ 泉地区児童生徒の教育委託について（その一）

熱議第一八四号

昭和三十六年八月一六日

湯河原町議会議長

高杉茂利 殿

熱海市議会議長 松田国太郎
泉地区児童生徒の教育委託について

泉地区の児童生徒の教育委託について熱海市議会は
昭和三十六年八月一五日開催の市議会全員協議会に於い
て別紙のとおり決定いたしましたので、貴町議会にお
かれては泉地区教育施設の実情を御賢察の上格別の御
高配賜りたく懇願するものであります。

去る、昭和三十六年七月一〇日付貴町長より熱海市泉
地区の小、中学校児童生徒の委託教育については、本
年九月一日廃止する旨の御通知を熱海市長宛いただき
ました。

目下のところ、これら児童生徒をただちに収容する
教育施設が欠けている実情ですから、熱海市といたし
ましては昭和三十六年度中に完成するよう学校建設の準
備を進めております。

つきましては、当市議会におきましても、理事者の方針に対し強力な支持をいたし、昭和三十六年八月臨時議会に於いて所要の経費（予算）を議決いたしましたので、これらのことを十分御賢察をいただき、完成の暁まで委託教育の継続をお取上げ下さるようお願い申し上げます。

昭和三十六年八月一五日

熱海市議会

〔昭和三十六年八月 泉地区児童生徒教育委託問題〕

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

湯河原町からは熱海市泉地区の小中学校の児童生徒の委託教育を廃止する旨の通知をいただいているが、目下当方の教育施設が欠けているのに鑑み、校舎完成まで委託教育の継続をお願いしたい旨。

⑧ 泉地区児童生徒の教育委託について（その二）

熱海市議会

議長 松田国太郎 殿

湯河原町議会

議長 高杉茂利

泉地区児童生徒の教育委託について

泉地区児童生徒の教育委託について本月一六日付書面による貴議会の御意向は本日当町議会全員協議会において議員に報告致しました。

本件措置に関する当議会の意志については、既に七月一〇日付当町長より貴市長宛通知致したところでありますが、当議会においては同月三十一日全員協議会に

において再度これを確認し、町長の措置に対し全面的支持を興^(マ)えているものであります。

尚 貴市においては泉地区に対する行政上の諸施策等に関し合併運動の過程において屢々関係機関にその完全実施方を表明せられており、境界変更に関する今次裁定の主文にいわれる如く今日充分実現せられつゝあるものと信ずるものであつて、当議会においては既に定めた方針に則り、貴議会の御意向に副い得ませんので、こゝに回答致します。

〔昭和三六年八月 泉地区児童生徒教育委託問題〕

湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

熱海市泉地区の児童生徒の教育委託について、熱海市の意向を町議会全員協議会に報告したが、本件につき当該児童生徒の教育委託はできない旨を全員協議会において再度確認し、これを湯河原町の回答とする。

⑨ 児童生徒の入学についての通知

昭和三六年八月二八日

湯河原町教育委員会 印

保護者 殿

児童生徒の入学について(通知)

左記児童生徒は湯河原中 小学校に入学することになりましたのでお知らせします。

記

児童名

生徒名

〔昭和三六年八月 泉地区児童生徒教育委託問題〕

湯河原町役場蔵)

湯河原町と熱海市との間で、本資料①から⑧の経緯はあったものの、⑩のとおり当該児童生徒が本町に転

第一節 幼稚園・小中学校教育（義務教育）

学年	男女別		名簿記載		名簿外		総計	
	男	女	計	男	女	計	男	女
六年	六	七	一三	〇	(一)一	(一)一	八	六
五年	六	七	一三	(一)一	(一)一	(一)一	八	一二
四年	二	三	一〇	(一)二	(一)三	(一)五	九	六
三年	六	四	一〇	(一)二	〇	(一)二	四	四
二年	六	五	一一	(一)二	(一)一	(一)三	八	六
一年	六	七	一三	二	一	三	八	八
計	六	七	一三	二	一	三	八	八
	一六	一六	一四	一六	一四	一六	一四	一六

元泉地区児童

三六・九・六

⑩ 元熱海市泉地区児童

入したことに伴い、湯河原小中学校への入学が決定したので通知する旨。

計	三六	三五	七一	(五)九	(三)七	(八)一六	四五	四二	八七
---	----	----	----	------	------	-------	----	----	----

() 内赤字は未寄留数

〔昭和三十六年八月 泉地区児童生徒教育委託問題〕
湯河原町役場蔵〕

原資料は横書き。

詳細は図表の通りである。

111 昭和三十七年度学校経営要覧

① 湯河原小学校学校経営概要

昭和三十七年度

学校経営の綱領 湯河原町立湯河原小学校

ことは昭和三十三年度に改められた学習指導要領に基づく新しい教育課程を実施して第二年度にあたる。いままで移行措置をとってきた中学校にもいよい

よ新教育課程が実施されることに深い関連をもつて考
え三十六年度の研究を基礎にしてより一その内面深
化をはかる。また本校にとっては学制発布による開校
以来九十周年にあたり、土肥小学校と統合されて七十
周年のめでたい年にあたる。学校と父母と先生の会を
中心に町の協力体制も醸成されつゝあつて学校の教育
振興に役立つ記念術事業等が計画されている。記念術
事業は教育的に仕組まれ教育の進歩向上をめざすもの
をしたものである。

この二つを昭和三十七年度学校経営のめどとして
日々の教育実践活動を充実した活気にみちたものとし
て推しすすめてゆきたい。

一、基礎学力の向上充実をはかる。併せて科学技術
の水準を高める素地の養成につとめる。

一、身体の健康増進につとめ、勤勉で永続して物事
が処理できる強健な体をつくる態度を養う。

一、情操を培い、心ばせのある明るく、正しい、安
定した心情をもつように陶冶^④につとめる。

心身の健康と安定の上に立つて確実な基礎能力を身
につけた現代にふさわしい、そして次の新時代をつく
る有能な民主的日本人の育成に新しい教育課程の実践
をかけて教育の効果を高める。校訓であり 校歌にう
たいこまれた清・強・睦ということも一度思い起して
みたいものである。

学校経営の留意点

一、基礎学力の向上充実（科学技術教育の水準を高め
るを含む）

経験学習のすぐれている点を勘案しながら系統
的知識の指導をより確実に能率的にはこぶの
はどうしたらよいか。つまり系統的学習の手
どきをどうすすめるか実践研究する。

1、国語・算数のあらゆる学習のもととなる教科指

導法を確立する。

- 2、理科に専科教員をあてて、六年生の理科全時間数を担任し、併せて理科教室の経営にあたって常時どの学年どの受持教師によっても理科指導が有効にできるようにし、科学技術教育を充実する。

一週間の指導時間数の平均化のため五・六年の一部に教科担任制を加味する。

- 3、従来どおり家庭科専科において五・六年家庭科を担当、中学校の技術家庭科へのつながりを考慮する。

- 4、教科別年間授業時数の最低基準を割らないように特に学校行事の実施について工夫し選択よろしきをうる。

- 5、新教育課程に基づく備品の整備は本年度予算二四六、六〇〇円について四か年整備計画の中で

急なものの利用度の高いものから有効に実施して

ゆく。

二、学校保健活動を活発にする。

明るく、美しい、安全な教育環境の整備に努力して生々とした健康な子どもと学校をつくる。

- 1、学校保健主事の樹立した保健計画を完全に実施に移し、学校保健のもつ広汎かつ重要な任務を自覚し研修につとめる。

- 2、養護教諭・学校薬剤師の活動、学校医に眼科・耳鼻科の新設を努力する。

- 3、東京オリンピックをひかえて学校内外の美化計画をたて、挙県挙町の環境美化運動の一斑をになう。

三、開校九十周年記念行事を教育的に遂行する。

昭和三十七年度を開校九十年記念の年として特に学校行事と関連して教育的行事として行う。

1、学校とPTAと共同主催で行う。
2、開校記念式及び行事は秋に行う。

3、予定として記念式・記念運動会・記念展覧会及び音楽会・記念誌の発行、教材教具資料室（視聴覚室）の設置、同窓会の設立などであるが、準備委員会をもって協議し実行する。

四、その他経営上考慮すべき点

1、校舎外壁塗装、第二第三校舎照明の努力

2、中学校新校舎落成移転後、第四棟（南側）校舎の使用方法

3、湯河原中学校湯河原教場の校庭東側をプール中心に緑地帯、子ども遊園地として数百坪の整備の運動

4、新町建設実施計画の教育計画

○講堂の改築 昭和三十九年度四百万円余で五十坪増加改築

○第二校舎の老朽があげられて鉄筋三階建が要望され、なお校庭の排水施設の改善、便所の水洗式改装、校舎裏山の砂防などともに昭和四十年までには具体的対策がたてられていない

（後略）

② 湯河原中学校学校経営方針

生徒として常時守るべき事項

一、規律ある生活をする。

二、他人を頼らないで、自分の事は自分です。

三、どんな困難にもくぢけない強い心と実行力をもつ。

四、自己の責任は完全に果す。

五、人に迷惑をかける行動や、いやな感じを与える言動はつゝしむ。

六、身の囲り（周）の清潔整頓につとめる。

七、中学生としての服装をし、礼儀作法を正しくする。

八、他人の立場を尊重し、正しい事には進んで協力する。

九、常に自己の健康に注意する。

十、公・私の別なく物品は大切に扱う。

昭和三十七年度学校経営方針

統合第二年を迎へたのであるが、校舎の建設は予定通り進まず引続いて両教場に分散して教育しなければならぬ事となつた。学習指導に、生活指導に生徒会活動等に円滑を欠く面は多々出て来ると考えられるが、職員各位の一致協力と緊密な連携の下に、きんしつ相和し、教育効果の向上を期して、より力強い努力を期待する。新教育課程実施の年度であり、これが実

践に努めるのは勿論、生徒増に伴い、生徒の生活指導にも道德教育と相まって格段の配慮を必要とし更に生徒の将来、所を得させるため進路、特性に応じ実力の向上を図ることが最も必要である。

次に本年度学校経営の基本的ねらいを挙げ、職員、父兄、地域各方面の協力をお願いする

一、新教育課程のねらいを把握して、これにそうよ
うに努める

新教育課程のねらい「民族の繁栄と国家の発展をめざし国際社会で、信頼と尊敬を受ける日本人を育成する」

1、道德教育を徹底する

知識としてでなく、日常生活に実践と
なつて現れるよう

2、基礎学力の充実をはかる

3、科学、技術教育の向上をはかる

数学、理科教育の充実

技術家庭科を新設して近代技術に対処

4、地理、歴史教育の改善

5、生徒の進路、特性に応じた教育をする

選択教科の種類を多くした。

6、健康教育を重視する

二、新校舎完成後、完全統合に備えての準備態勢を

整える。

1、教科指導内容 2、学校行事

3、学年・学級活動 4、保健計画

5、進路指導

6、生徒会活動（クラブ活動をも含む）

7、図書館運営 8、購買部運営

9、その他

三、生徒の実力の向上を図る

第三学年終了後、生徒が夫々の能力に応じて

所を得らるゝよう、知・徳・体の充実、向上に努める。

1、完全授業 日々の授業を内容的、時間

的に充実する。

2、道徳教育の研究 全職員

3、研究重点教材として、理科・数学

4、教科内容及指導の研究 教科担任相互

で

5、スポーツの奨励

四 生徒指導の徹底を図る

1、安全教育 交通事故防止対策（年含計画）

2、不良化防止 家庭・地域との連絡提携

3、環境美化の実践（年含計画）

4、観光地湯河原の生徒としての態度養成

五、運営機構の刷新強化

運営機構を新にして、おのおのその部署を担当

し、研究と責任をもって遂行し、相寄り相助け
混然一体となり教育効果の向上を図るよう努
める

（後略）

〔学校経営要覧〕湯河原町役場蔵

112 湯河原町立幼稚園規則

湯河原町立幼稚園規則（昭和三十七年四月一

日教育委員会規則第三号）

第一条 湯河原町教育委員会は学校教育法（昭和二十

二年法律第二十六号）第一条に規定する湯河原町立

幼稚園を設置する

第二条 町立幼稚園の名称及び位置は次の通りである

名 称	位 置
湯河原町立福浦幼稚園	神奈川県足柄下郡湯河原町福浦三九三

第三条 町立幼稚園は学校教育法第七十七条及第七十

八条の目的達成のため言語、遊戯、音楽、観察、健
康、体育、図画、手技その他の授業を行う

第四条 町立幼稚園の収容定数は一〇〇名とする。

第五条 町立幼稚園に入園を希望する者は指定の願書
に記入の上定められた期日までに提出教育委員会の
許可を得なければ入園することができない。

第六条 町立幼稚園に入園出来る幼児は満五才から小
学校就学始期に達するまでの幼児とする。

第七条 町立幼稚園の園児の募集期間は次の通りであ
る。

毎年二月一日より二月十五日までとする。

第八条 町立幼稚園の保育期間は次の通りとする。

毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第九条 町立幼稚園の休業日は「湯河原町立小学校及
び中学校管理運営に関する規則第三条」の定めると
ころによる。

第十条 町立幼稚園の教育指導計画は幼稚園の教育指導要領の基準により園長がこれを編制する。

2 前項の教育計画は教科、科目、時間配当、教育指導を重点に記載しなければならない。

第十一条 園長は園児が伝染病にかゝっている疑いがある場合又かかるおそれがある場合は出席を停止することができる。

第十二条 園長は園児の傷害又は死亡事故、集团的疾病の発生を見たときはすみやかに事情を町教育委員会に報告しなければならない。

第十三条 町立幼稚園に入園及び退園に関しては毎年四月一日に許可し退園するときは文書をもつて届出なければならない。

第十四条 入園料、授業料は幼稚園使用料条例の規定により徴収する。

第十五条 教育課程を修了した園児には修了証を授与

する。

第十六条 この規則に定めるものの外必要な事項は教育委員会がこれを定める。

附 則

この規則は公布の日から施行する

〔沿革誌〕湯河原町立福浦幼稚園蔵

原資料は横書き。

113 二つのしゃれた贈り物

しゃれた近代建築 吉浜小の講堂完成

湯河原中にはプラネタリウム

湯河原町吉浜小学校（青木彦八校長）に、よい子たちの一円貯金がきっかけになって建築がすすめられていた講堂兼体育館が完成。また湯河原中学（鈴木英将校長）には一町民の善意によって県下の中学では初のプラネタリウムが完成、生徒たちは新学期を迎えてよ

い贈り物だと喜んでゐる。

吉浜小学校にできた講堂兼体育館は、鉄骨組み四百五十平方^尺建て、ステージ付きのモダンな形をした近代建築。この建て物ができるまでにはつぎのようなきさつがあつた。雨の日でもみんなで使える施設、そして学校全体の行事ができる場所を——という講堂兼体育館建設の声が盛りあがつてきたのがさる三十三年のこと。

当時町も予算などの関係でこうした生徒や住民の要望に答えることができなかった。このとき「よい子たちに夢を持たせなければいけない」と、こども会世話人協議会の岩本キクコ会長が「みんなの一円貯金で講堂を建てましょう」とよい子たちに呼びかけた。こども会のよい子たちはさつそく買い物をつり銭を出し合つたり、こづかいの一部で週一回一円貯金をはじめたところ、この運動はすぐ全校生徒に広がり、三年間

に二十一万円の資金が集まつた。このけなげな努力が父兄や住民の心を動かし「こどもたちの希望をかなえさせてやろう」と、さる三十五年に父兄やおかあさんたちを中心とした吉浜小講堂建設促進委員会が結成され、よい子たちの一円貯金運動が委員会の促進運動に切り替えられた。

そうして一般寄付金と地元財産区からの寄付金合計六百五十万円を町へ寄付したことから町当局が本年度事業に取りあげ、千五百万円の工費でさる五月に着工、五年ぶりによい子たちの夢が実現したもの。

また湯河原中学にできたプラネタリウムは直径八・五^{メートル}、高さ五^{メートル}、いちどに六十人の生徒が、スイツチひとつで湯河原を中心とした日本全国の方角や星の所在を見ることができるようらしい施設。この科学教育施設は生前、教育に非常な関心を寄せていた同町宮上一一四、温泉業、露木昇さんの妻、ヤスさんが「町が

新町建設の三大事業のひとつに中学校舎の建設を取りあげたことは喜ばしいことだ。新校舎の完成を記念して、教育のために役立つ施設を造ってやってほしい」と残していった約九百万円を、娘さんの等々力春枝さん（四六）がその意志をついでさる三月、新校舎の完成を祝って寄付、その資金で造られたもの。

両校ともこの新しい施設の披露を近く行なう予定だが、湯河原中学では「ブラネタリウムは県下で初の施設なので、同校の生徒はもちろん、町内の小学生にも開放、できれば近在の小中学生にも開放して、科学教育のために役立てたい」という。

〔神奈川新聞〕昭和三八年九月一日付

114 湯河原中学校体育館建設書類雑綴

① 体育館兼講堂建設に関する要望書

体育館兼講堂建設に関する要望書

町当局におかれては、湯河原中学校体育館兼講堂の建設について、設計の研究やその財源措置に鋭意努力せられその準備も着々と進展しつつあることを仄聞し、御高配に対し関係者一同衷心から感謝いたしております。

さて、三大事業完成後における湯河原町の経済事情は相当に逼迫し、健全財政の再建に渾心^(ママ)を努力を傾注している時に、難問題を提訴し、わがままな願いをいたすことは、私共の真意ではありませんが、この絶好の機会を逸したら、再び恵まれぬ機会であると思考し、あえて厚顔なお願いをいたす次第であります。本町において、体育館を建設という事は、本町有史以来のことであり、一度作れば将来いつの日に作り得るか。更らに、この体育館は、唯単に学校生徒の教育施設であるばかりでなく、広く町民の行事、社会教育全般に

活用される施設でもあり、又、観光地に存在する大会議場として立派な宿泊施設を背景とする誘客招致の建築物であることを考察したときに、為政者は、この際、卓越した企画のもとに断固たる決意をもって内容外觀ともに雄大にして、充実した体育館兼講堂の建設に邁進すべきであり、この好機を逸し、悔を千載に残さぬよう、特に切望するものであります。

如上の趣旨のもとに、私共が学校教育、社会教育、観光施設の三点を考慮し、町将来の発展図を夢に描いたときに、現在建設される体育館は三階又は、二階建のもので、室内スポーツの総合練習大会の開催、生徒集会、PTA集会、市民集会に利用され、全国的大会議の開催可能のものであらねばならないと確認いたします。

文化の進展は、昔人の常識外であり、すべてに亘って、現在の退^満足は、明日からは退歩の一步であることを考

察すると、恒久的施設は極力将来を見通して建設すべきであります。

あたかも、東京オリンピック開催の年に当り、湯河原町のオリンピック開催記念事業の一事業として理想的な体育館（別添概要図参照）を、現在の苦しみをのり越えて、建設することが、本町将来のため望ましいものと愚考いたし、あえて懇願す次第であります。

何とぞ、私共の意のあるところをおくみとり願ひ、慎重に御検討願ひまして、学校、生徒、PTA一同の願望成就が出来ますよう格別の御配慮を得たく、懇請いたす次第であります。

昭和三十九年六月一日

湯河原町立湯河原中学校PTA

湯河原町教育委員会 殿

（概要図省略）

② 体育館兼講堂建設に関する陳情書

陳情書

湯河原町体育協会

社会体育の面から見た体育館

吾々体育に志す者は、各都市に於て行われて居ります各種大会に参加し、それぞれの施設の充実に羨望の念を禁じ得ません。

吾湯河原町に於ては、中学校々舎は町長を始め、町要職の方々の御骨折に依り、日本一と称される物が完成しました。

事実、視察に来訪された他都市の方々の賞讃の声を聞いてもその通りであります。

今般計画中の体育館もさぞや壮大なる規模の物であると信じ楽しみにして居りました。

が然し、聞く処によりますと、只今審議されてゐる内

容は甚だ不釣合にて残念であります。

これがあの校舎を建設された、同じ理事者の構想とはどうしても考へられません。

生徒数から考へても不合理と思われれます。と同時に社会体育の面からも甚だ不満足なものであります。

吾々が考へますには、財政上豊かでない吾町では、現在も将来も町民に必要な社会体育館（市民体育館）

の建設は不可能であろうと思ひます。いづれ学校施設を利用するものとすれば、此際は充分先を読み活用出来る施設となす可きと思ひます。

失礼ですが、社会体育に関しては、吾々体協の構想も聞いて頂いて不思議は無いと確信しますが、如何でしょうか。ズバリ表明します。本館はインドアースポーツとしてのバスケット二面が最低必要な面積です。此

の坪数約五五〇坪、附属は第二段の構想でも出来る譚です。

主権在民の原則からも広く住民の意志として吾々の声も聞く度量ある政事を願い、出来た建物は大会議場としても活用出来、観光立町にプラスするもの♫でありたいと思います。

（昭和三九年 昭和四〇年 中学校体育館建設書類

雑綴「湯河原町役場蔵」

〔② 陳情書〕の原資料は横書き。

雑綴は、体育館兼講堂建設に関する要望書と陳情書からなる。学校教育・社会教育・観光を三位一体化した施設にしてほしいとしている。

115 幼稚園入園に関する陳情書

陳情書

日ごろ私たちの暮しのために、御配慮下さいましてありがとうございます。

つきましては、昭和四十九年度の幼稚園入園の件で陳

情いたします。

年々全国的に幼児教育が重視され、小学校入学時には、すでに幼稚園、保育所等で幼児教育を経たことを前提とされるようになって来ております。

社会の発展にしたがって、幼児の集団教育が、半ば義務化されていると云って過言ではありません。

湯河原町の将来の発展の基石となる幼児教育の重要性をかんがみ、又始めて^(ママ)集団生活を経験する幼な子の心を傷つけることなく、町内の入園希望児がもれなく入園、入所できますよう御配慮いたゞきたく、次の項について陳情する次第です。

記

一、福浦幼稚園入園希望児に対して、くじびきは絶対におこなわないで下さい。

二、全町内の入園入所希望児に対して、公平にできるだけ良い環境で保育できるように行政上の措置を

行つて下さい。

住所	氏名	印
湯河原町福浦〇〇〇	丸山孝夫 (外二七名省略)	印

(「陳情書要望書に関する書類」湯河原町役場蔵)

吉浜地区でも、一九七三(昭和四八)年一〇月付の陳情書で、同地区内幼児全員の入園措置を講じるよう求めている。

116 八重垣マンション建設反対に関する陳情書

陳情書

拝啓 向寒の砌 益々御健勝町政にご精進を賜わつておりますこと 心から感謝申し上げますとともにお慶び申し上げます。

さて、このたび新東昭開発が吉浜八重垣地域にマンション計画を進めておりますことは 既にご承知の

上、しかるべくご対処を賜わっており 私共全幅の感

謝とご信頼を申しあげておるところでございますが職員、PTA、地域住民より子どもをおもい 教育を大切に考える真情のもとに 種々心配を致しております事態に鑑み 学校、PTAといたしましても 明確にこのことに対する見解を申し上げ 百年の大計の上に立つたご善処を願いたく ここに陳情を申上げる次第です。

現在における新東昭開発の計画によりますと その高さ二五m余 七三・五mの幅員を持ちました高層となり、学校との標高上の格差 景観上の障碍などつまびらかなものは現段階では明らかではありませんが少なくとも学校の真南におおいかぶさるような状況になることは明らかです。

「環境が人を作る」という先賢の言葉が単的に示すように 立派な人間を形成する諸条件の中に 子ども

が育つ場の環境、自然景観が目に見えない影響力をもつということ。しかもそれは非常に強いものであることは、幾多の実例が明らかとしています。

次代をなう子どものために吉浜小学校に用意されたすばらしい自然条件は、先人がその卓抜した先見のもとに設定された極めて貴重な財産です。この先人のご努力に対しても、教育が持つ人類的価値から考えましても、これを損なうことは、それがどれ程些細でありましようとも許されることはありません。

こうした意味あいの上から、設計が変更されるよう特段のご盡力を賜りたく存じます。

次にこの計画における居住の態様についてうかがいまするに、セカンドハウスの性格のものであると聞きます。

そのことはそれなりに存在価値を全面的に否定するものではありませんが、緊急欠くことのできないものと

は、そのおもむきを異にすると思えます。このことに鑑みましても設計の変更は当然の処置と考えられます。

さて、このたびの私共の陳情は純粋に教育のことをみ考えた独自の処置でございますので、新東昭開発のこの計画に関する諸般の動きとは全く独立した陳情でございます。

尚、学校PTAは新東昭開発との間で直接交渉を持つということも全く考えておりません。

このことの進展は町ご当局を通してのみ期したいとの考えに立っております。

以上二点の基本的態度の上に立ち陳情に及びましたものでございます。こゝに私共の見解と姿勢を明確に表明し、ご当局のご努力をひたすら願うものであります。よろしくお願い申し上げます。

昭和四十八年十二月十一日

湯河原町立吉浜小学校長 新井智信 印

全 P T A 会長 力石静夫 印

高杉町長 殿

〔陳情書要望書に関する書類〕湯河原町役場蔵

この陳情書では、八重垣マンション建設を巡る当該地域に属する吉浜小学校・同 P T A からの陳情書のみを採り上げた。これ以外に吉浜地区住民からの陳情書もある。

117 福浦小学校改築に関する陳情書

陳情書

猛暑も過ぎ読書の秋、灯火親しむ秋を迎え益々ご健勝のことと拝察申しあげます。

わが国をめぐる厳しい経済情勢の中で日夜町政にご献身なされる皆様のご労苦はまことに大変なものと拝察いたします。湯河原町立福浦小学校の現校舎は、建

設以来半世紀の永い間風雪に耐えてきました。然しながら木造のためにその老朽化も早く、ご当局のたび重なる営繕補修によって安全の確保をはかっているのが実情であります。さきの昭和五十年度に県に要請して行われた校舎の耐久度測定においては、その老朽度は一部国庫補助金の対象に充てはまり遠くならず建て替えを要する限界に達するであろうという数値でありました。特に近時、駿河湾及び相模湾で大地震が起るのではないかとの論議もやかましく、つい先日町主催のご指導で防災訓練が大々的に実施されたことは周知のところではありますが、災害は学校での授業中に発生するかも知れずこのことを考えます時まことに憂慮にたえないところであります。

本町は、教育行政に対しては常日ごろよきご理解のもと数多くの実績を積みあげておられますが、この辺の事情を篤にご賢察の上早急に改築の業を起されます

ようお願い申しあげる次第です。

過日の福田総理の発言の中に、「日本は資源に恵まれない国ではあるが人的資源という立派なものを充分持ち合わせておりこれを活用して国際社会に貢献をしたい。」との言葉がありました。まさしく学校はその人材を育成する基幹であり、小学校はその根源であります。

生活環境基盤の整備も重要事ではありますが、明日の湯河原、神奈川ひいては日本を支える子どもたちの教育環境の整備充実、教育効果の向上、安全性の確保こそ優先されるべきものと信じます。何とぞ、わたくしどもの微衷をお汲み取りいただき福浦小学校の改築を一日も早く実現くださるようお願い申し上げます。

昭和五十二年九月三十日

湯河原町立福浦小学校父母と先生の会

代表 会長 掬川三男 印

湯河原町長

杉山 實 殿

（五二年度 陳情書・要望書綴 自S五二・一〇至

S五二・一二）湯河原町役場蔵

一九七九（昭和五四）年十一月二日付、一九八〇

年二月二五日付の陳情書・請願書では、「福浦小学校を

現在地に早期改築してほしい」と求めている。

118 平成九年度湯河原町の教育

平成九年度湯河原町教育委員会基本方針及び

重点施策

一 基本方針

問近に迫った二一世紀にむけ我が国は、国際化、科学技術の進歩、情報化、産業構造の変化、高齢化、少子化など様々な局面において広範かつ急速な社会の変化が進んでおり、その傾向はますます拡大し、

加速化することが予想されます。

このように激しく移り変わる社会情勢のなかで、湯河原町の教育は、創造的で活力に満ちた、文化の香り高いものとして進展していくことが期待されております。

そのためには、町民一人ひとりが、ゆとりと潤いのなかで自己実現を図ることができ、多様な個性を發揮できる質の高い人間として成長することが求められており、その使命を果たすのが教育であるといえます。

また、今日、当町のみならず国や地方公共団体を問わず直面する財政問題に対応した行財政改革が行政運営の緊要な課題となっており、このような情勢を踏まえたうえで湯河原町教育委員会は町民憲章に謳われている「健康とよろこび、思いやりに満ちた明るい町」「自然を大切にし、緑と花の豊かな町」

「香り高い文化の町」「教養を深め、時代に先がけた地球民」「世界にはばたく町民」という人づくり、町づくりを目指すなかで、教育が着実にその成果をあげることのできるようお願いをこめて、平成九年度の重点施策を策定いたします。

学校教育は、常に時代を越える変わらない価値の追求と、変わり行く時代への柔軟かつ的確な対応の二面性をどのようにとらえ、教育実践の過程を通して、いかに具現化することができるかが大きな課題となっており、この解決を図るための努力が求められています。

一方、「人生八〇年時代」「文化生活の質的な変化」「地球規模の環境問題」「生涯学習の振興」「生涯スポーツの振興」などの課題にも積極的に対応し、町の教育・文化の向上と発展に寄与してまいります。

湯河原町教育委員会は、このような観点に立脚し

て「生命と人権を尊重する教育」の推進を最大の教育課題として位置づけるとともに「湯河原二世紀計画」の目標の達成にむけて、学校教育、社会教育、社会体育がそれぞれの持つ機能を十分に発揮し、施策の推進を図ってまいります。

二 重点施策

Ⅰ 学校教育の充実

学校教育は、次代を担う創造性豊かな児童・生徒の育成を目指し生涯学習における基盤づくりの役割を自覚し、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間性の育成を図ることを大きな課題として扱います。

そのためには、学習指導をはじめ、学校教育全般について指導のあり方を見直し、児童・生徒の主体的な学びや活動を中心とした学習を支援する教師の指導観を確立することが求められます。ま

た、教師は、教職員研修や研究活動などを通じ研鑽を積み社会の要請に応えることが必要であります。

このことを踏まえ「生命と人権を尊重する教育」を推進する観点から「ふれあい教育」の実践を通して、心豊かな人間性を備えた児童・生徒の育成を図り生命・人権・同和教育の深化・浸透・定着を図るとともにいじめ・登校拒否問題にも意を注ぐものとします。

また、社会の変化に対応した情報教育・環境教育・国際理解教育・学校防災体制の整備充実等、現下の教育課題に対しても、より一層の推進に努めることが重要でありこの対応を図ってまいります。

(一) 学校経営の改善充実

① 学校教育目標の具現化にあたっては、新し

い学力観に立った教育活動の推進を目指し、児童・生徒の発達段階や特性及び地域や学校の実態を十分考慮して、学習指導要領の趣旨を踏まえた創意ある教育課程の編成に努めます。

① 学校の教育課題を明確にとらえ、学校・学年・学級経営等の有機的連携を図るとともに全教育活動を通してその具現化に努めます。

② 学校週五日制の趣旨の徹底を図り、家庭及び地域社会との連携を深めて、効率的な実施に努めます。

③ 個に応じた多様な教育を実現するため習熟度に応じた指導方法やチーム・ティーチング等の工夫に努めます。

(二) 児童・生徒指導の充実

① 教師と児童・生徒の相互理解を深めるとと

もに、児童・生徒が自己実現を図ることのできるよう、全教育活動の中で計画的・組織的に指導にあたります。

① 人間尊重の精神を基盤として、児童・生徒指導にかかわる校内研修を深め、全教職員の共通理解の下、学校や家庭・地域等との連携を図り指導体制の充実に努めます。

② 児童・生徒理解に努め、一人ひとりのよさや可能性を大切にした指導の一層の充実に努めます。

【学校におけるいじめ問題の対応について】

いじめを苦にした中学生の自殺事件が続発していることは、誠に遺憾であり、憂慮に耐えられません。

この問題への対応については、積極的な生徒指導の充実徹底を全教職員が共通の問題として

理解し、対策を強力に推進する必要があるとす。そのために以下の文部省の通知等を踏まえ特段の措置を講じます。

① 全ての児童・生徒に対して人権の大切さについての指導や生きる力を育む指導を徹底する。また、児童・生徒の自殺を食い止めるあらゆる手だてを講じる。

② いじめを受けたり、悩みや困ったことがある児童・生徒に対しては、教師等が必ず相談に応じるとともに、全教職員が些細なことでも親身になって相談に応じるよう対策を講じる。いじめられている児童・生徒を守り通し、いじめから児童・生徒を救うことを明確にした指導を推進する。

③ 児童・生徒等がいじめにかかわる悩みを相談できる窓口として県・町などが設けている

相談所等の積極的な活用と児童・生徒等への周知に努める。

④ 児童・生徒がいじめにより心身の安全が脅かされる恐れがある場合は、保護者の希望や医師、相談機関の専門家等の意見を聞き適切な配慮をする。

また、家庭との十分な連携を図り児童・生徒への指導の機会を確保するなど万全を講じる。

⑤ いじめを見逃ごすことのないよう、学級担任をはじめ全教職員がいじめ問題を最重要課題として認識するとともに、いじめ問題の解決にむけて学校を挙げて取り組む。

⑥ 「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない。」との認識に立って、全教職員は毅然とした態度で臨むこととし、いじめ

る児童・生徒に対する指導としては、いじめの非人間性や他人の人権を侵す行為であることを気付かせるとともに他人の痛みが理解できるよう繰り返し指導を行う。

(三) ふれあい教育の推進

- ふれあい教育の理念に基づき、児童・生徒一人ひとりの個性を生かす教育課程の編成・実施に努めます。

- 家庭や地域との連携を生かした交流活動など、実践的な教育活動を中心に全教育活動を通して、思いやりの心や協調性を育むとともに、お互いの個性を尊重しあうことができる児童・生徒の育成に努めます。

(四) 生命・人権教育の推進

- 人間尊重の精神を基盤として、全教育活動を通して基本的人権を確立する指導の徹底を

図るとともに生命・人権教育の推進に努め、生命を尊び、共に生きる社会を実現しようとする児童・生徒の育成に努めます。

- 児童・生徒理解を十分に図るとともに人間愛に基づく思いやりと連帯感に満ちた学級づくりに努めます。

(五) 環境教育の推進

- 児童・生徒が自然とふれあうことよって生ずる感動する心や生命あるものへの思いやり等、自然や環境に優しい心の育成に努めます。

- 地球的規模で起きている環境問題を理解し、全教育活動を通して積極的な取り組みを展開します。

- 児童・生徒が自らの体験を通して環境問題に関心を持ち、知識や技能、思考力、判断力

を身につけられるよう努めます。

- ④ 身近な生活環境の中で自分の手でできる環境浄化や環境への心づかい、環境に対して責任ある行動がとれる児童・生徒の育成に努めます。

(六) 情報教育の推進

- ① 児童・生徒が急速に進展する高度情報化社会に適切に対応することができるように全教育活動を通して情報教育の推進を図ります。

- ② 情報化社会に主体的に対応できる児童・生徒を育成するために、全教育活動を通して情報及び情報手段を適切に選択・活用していくための基礎的資質である情報活用能力の育成を図ります。

(七) 学校の防災体制の強化

阪神・淡路大震災では、我が国の地震災害史

上特筆すべき多くの被害と多数の尊い人命が奪われました。

このようななか、学校は、避難所として地域コミュニティの中核として大きな役割を果たしたと評価されています。この地震災害の教訓を基に文部省は「学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議」を組織し、学校の防災体制についての多くの課題について詳細な調査を実施し、報告をまとめました。

当町域は、東海地震・南関東地震・神奈川県西部地震の発生による被災が危惧されております。そこで先に述べた学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議の調査報告や国・県の動向、神奈川県地域防災計画、湯河原町地域防災計画などに基づき教職員の防災に対する意識の強化を図るとともに児童・生徒の生命の

安全等に関する対策の強化・充実に意を注ぎます。

① 災害時における児童・生徒及び教職員の安全確保を期すことを第一に学校の防災に関する計画や教職員等の災害時における行動マニュアルの整備を図ります。

② 設備・備品の安全対策、理科実験用薬品等の危険物の管理の徹底に努めます。

③ 災害時における児童・生徒の避難方法、安全指導体制、教職員の役割分担、情報連絡体制について計画を整備するとともにきめ細やかな指導や研修に努めます。

④ 児童・生徒に対し日頃から安全教育の徹底とボランティア意識の醸成に努めます。

(八) 国際理解教育の推進

① 国際化が一層進展する時代にあつて、児

童・生徒が国際社会の一員としての自覚を深めるとともに、我が国と諸外国との文化や人種の違いを越えた人間の尊厳について学ぶことにより、国際平和の実現と人類の福祉の向上に広い視野から貢献し、世界の人々と心を開いて交流のできる人の育成を目指します。

② 新しい時代の変化に対応した教育を推進するなかで、諸外国・諸民族の文化、伝統、価値観などについて理解を深め、我が国の文化や伝統との共通点・相違点を認識して諸外国・諸民族に対する偏見・先入観を排除した基本的人権を尊重する人の育成に努めます。

③ 外国語を正しく理解して、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度を助長することに努めます。

(九) 学校同和教育の推進

II

社会教育の充実

近年、真の豊さを実現できる社会が人々に強く

① 神奈川県同和教育基本方針に基づき、人間

尊重の精神を基盤として、差別をなくそうとする意欲と、これを克服する実践力を培い、差別をさせない人間・差別をしない人間の育成をめざして、児童・生徒の発達段階等に則した同和教育を進めるとともに、教育の機会均等に努めます。

② 全ての教職員は、正しい知識と正しい認識、共通の理解に立つて取り組み、全教育活動のなかで同和問題解決のための指導に努めます。

③ 人間尊重の精神の醸成、連帯感、向上心の育成を通じて、児童・生徒の望ましい人間関係の確立を推進します。

望まれています。この社会的背景としては、所得水準の向上、自由時間の拡大、高齢化の進行等いくつかの要因があげられます。このようなか、特に、生涯学習への関心と地域文化振興への関心の高まりが見られます。

これらの振興と活性化を図るには、人々の学習需要を的確にとらえ、これに応えることのできる体制づくりと特色ある地域文化の創造活動が幅広い分野で展開されさらに地域で培われた創造性豊かな文化が多方面に発信できる土壌づくりが何より重要であると考えられます。

また、近時「いじめ」を苦に中学生が尊い命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しており社会に大きな衝撃と深い悲しみをもたらしています。

このいじめ問題の背景にはいろいろな原因があ

ると考えられますが、学校・家庭・地域の三者が一体となつてそれぞれの持つ教育力を發揮するとともに連携を強化することによって、青少年の心の荒廢を克服することができ、このことによつて親と子の絆と信頼関係が深まり、心の通いあう親と子、大人と子ども、地域社会が構築できると考えられます。そのために学校・家庭・地域のそれぞれが連携を強め、青少年が心健やかに育まれるような青少年育成環境の創造をめざしていくことが肝要と考えられます。

一方、昨今全国的に青少年の間に大麻や覚醒剤などの薬物の乱用が広まりつつあります。

青少年は、罪の意識を持たず薬物に手を染める傾向にあるとも言われている現在、この薬物によつて心身ともに犯され始めていると言つても過言ではありません。

この現実を大人、地域社会がしっかりと受け止め学校・家庭・地域社会が手を携えて、青少年を危険な薬物から守ることが必要です。

社会教育の分野では、このような状況を踏まえ、生涯学習体制の確立と地域文化を育む施策、青少年の健全育成などに意を配した施策の展開に努めてまいります。

(一) 生涯学習の推進

目前に迫つた二一世紀に向けて、創造性豊かな活力ある社会を形成していくためには、人々がいつでも自由に学習の機会を選択して、生涯を通じて学ぶことができ、その成果が適切に評価できるような「生涯学習社会」を着実に作りあげていくことが重要です。このような基本的視点から生涯学習の観点に立つた社会教育のあり方は、「社会連帯意識と自己教育力を備え

た人づくり」の推進であり、人間尊重の精神を基盤とした「健康で明るい」「活動性に富み、自らが教養を深める」町民の育成にあると考えられます。

① 生涯学習社会の創造にむけて平成五年度に実施した「湯河原町生涯学習調査」に基づき、平成七年度に「基本構想」、平成八年度に「基本計画」原案の立案を委託したが、本年度は、この策定をめざします。

② 国・県等の生涯学習施策及び県生涯学習推進協議会の動向に呼应し、（仮称）湯河原町生涯学習推進協議会の設置を図ります。

③ 町有の施設を有効利用した地域密着型の生涯学習施策の推進に努めます。

④ 「いつでも、どこでも、だれでも学ぶ」とができる生涯学習の理念を基に学習者の

ニーズを的確に把握し、時期、課題、内容、方法等の工夫に努めます。

⑤ 学習や趣味、文化的活動の指導者やリーダーの発掘と養成に努めます。

（二）文化活動の振興

文化と社会の関係は、社会が文化を享受することであり、社会は文化を育てるという相関関係を持つものといえます。また、新しい芸術文化の創造や伝統ある文化を継承し、それを社会に発信することが文化活動そのものであるとも考えられます。

このような観点から文化を生かした「町づくり」は、これまで、自然や人間への温かい慈しみと感性を持ち地域をより良くしたいと願う人々の手によって進められてきました。しかし、新しい時代の動きに呼应した新しい地域文

化を創造するには、誰もが積極的にこのような文化活動に参加できる場づくりと文化活動を支援する体制づくりの確立が急務であり、この推進を図ってまいります。

(三) 文化遺産の保存と活用

私たちの祖先が残した貴重な文化遺産である文化財、天然記念物を後世に生きる人々に継承することは、現代を生きる私たちの責務であると考えられます。

この貴重な文化遺産を地域の誇りとして保存し、活用するために調査研究を実施するとともに民俗文化財の後継者育成のために保存団体への支援等に努めてまいります。

(四) 青少年健全育成の推進

急激に変貌を遂げる社会のなかで人々の暮らしに対する考えや生活習慣、社会の仕組みや青

少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

次代を担う子どもたちが健全でたくましく生きていくために多様な体験を身につける機会にふれることは不可欠です。子どもたちが、生活に潤いとゆとりを深め、豊かな体験を積み能力を育てるための様々な機会が持てるよう地域や大人たちとのふれあい、文化やスポーツ活動など多彩な青少年活動を展開します。

また、青少年指導員会、町子ども会連絡協議会、明るい青少年を育てる会等と連携した行事や環境整備などにも積極的な展開を図ってまいります。

青少年相談室は、青少年の非行防止や青少年自身の抱える悩み、不安、心配ごとを直接相談できる相談機能に加え、「より親しみ易く」を目標に新たな業務の推進に努めてまいります。

また、現下の課題であるいじめ問題、薬物乱用防止にも積極的に取り組んでまいります。

【家庭・地域などにおけるいじめ問題の対応について】

① 相談体制の充実・連携と周知

児童・生徒や保護者、教師が気軽に悩みを相談できるよう相談体制の充実を図るとともに、その活動内容などの周知に努めます。

・青少年相談室に専門の相談員二名を配置して相談窓口を開設します。

また、教育相談員^(c)による教育相談窓口も併設し、児童・生徒が気軽に相談できる体制を整えます。

・小田原警察署との共催により、城堀会館を会場に毎月第二金曜日、「出張青少年相談所」を開設します。

② 青少年教育機関、相談機関等との連携

保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校、小田原警察署、西湘地区行政センター青少年課・県民相談室、小田原児童相談所、県教育庁教育相談室、県立教育センター教育相談研究室、横浜地方事務局小田原支局などの青少年教育機関や青少年相談機関等との連携によって適切に問題解決が図られるよう指導体制の強化に努めます。

③ 青少年育成団体等との連携と多様な教育活動の充実

児童・生徒が豊かな生活体験を積み、健全な人間関係を育てていくためには青少年育成団体と協力しながら学校外における多様な体験活動や集団活動の機会を提供していく必要があります。特に地域における異年齢間の交

流や青少年教育施設を利用した活動は、大きな効果が期待できることから青少年育成団体と連携した活動の充実に努めます。

また、町の機関や教育委員会の各課などが主催する「親と子」のための催しは、親子の絆と信頼関係を深めるとともに保護者同士の連携強化と子育て情報の交換が効果的に行われる場としても有効であり、これらの催しなどへの参加について積極的に家庭への働き掛けに努めます。

④ 青少年育成団体等の指導者や保護者への学習機会の提供

教師や青少年育成団体の指導者がいじめなどによる児童・生徒の心の問題に対応するには、高度で専門的な知識を必要とします。そこで青少年の指導にあたる人達が豊富な知識

と経験を得ることができるよう各種の研修会を開催し資質の向上を図ります。

また、児童・生徒の保護者に対しては、家庭教育学級、幼児期学級などの学習活動やPTA活動を通じ、学習機会の提供に努めます。

⑤ 家庭の教育力の活性化と支援

いじめ問題や薬物乱用防止については、家庭の果たすべき役割は重要であり、その教育力の活性化を図るには、保護者への学習機会の提供と相^(株)_(株)接した相談体制、親子で参加できる催しや学習会などの情報の提供など多面的な施策の展開^(社)よって活性化に対する意識の醸成を図るとともに、その支援に努めます。

(五) 図書館活動の充実

公立図書館を取り巻く社会の要請は、大きな変化が生じています。これは、労働時間の短縮

や週五日制の普及、長寿化による自由時間の増大、所得水準の向上、文化的関心の高まりと相俟^{（俵）}った人々の過^{（俵）}ごし方の変化に主な要因があるといわれております。

町立図書館は昭和五四年に開館し、町の文化・学習の拠点として多くの町民に親しまれてきました。貸出冊数は、開館時の三倍にも達し町民の資料要求はますます増大する傾向にあります。

このような社会情勢が著しく変化するなか、町立図書館もまた、時代の動向に^{（ママ）}に呼応した町民の皆さんの要望に積極的に応えていくことが必要であります。

このため、利用者のリクエストを重視した蔵書の整備、教養講座の開講など新しい時代を指向したサービスの向上に努め利用者の要望に応

えます。

(6) 社会同和教育の推進

同和問題は、基本的人権にかかわる問題であり、また人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題であるとの基本的認識のもと、神奈川県同和教育基本方針に述べられている人間尊重の精神を基盤とした社会同和教育を推進します。

また、この教育活動を通じて、差別を解消し人権が真に尊重される明るい社会の実現をめざし、同和問題について正しい理解を深めるよう一層の充実に努めます。

① 同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習の機会の提供に努めます。

② 学習者の実態、地域の実情、学習の形態等、

各種の条件に応じた効果的な学習方法を検討するとともに、学校における同和教育、関係行政機関、社会教育関係団体の活動等と密接な連携のもと学習活動の実践に努めます。

Ⅲ 社会体育の充実

人生をより豊かに充実したものとして生きるため、様々な身体的、精神的なものへの欲求を持ち、その充足を期待する心は、誰しもが抱いているところがあります。

また、その欲求が一段と高まりスポーツを通して体験できるスポーツ文化の創造に全力を傾けることも可能と考えられます。

私たちが、生涯を通じ、スポーツに親しみその中で爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的な充足や汗を流す楽しさ、喜びを体験し、健康の保持増進、体力の向上を図ることは、健康生活を

送るための最大の務めと受け止めることができず。あわせて、スポーツを通して青少年の健全育成、人格形成等を図ることも可能なことです。

以上のような基本的な考えを基に、町民一人ひとりのライフスタイルに適したスポーツプログラムを用意するとともに、スポーツ活動が積極的にできるような各種の教室、講座、大会の開催など多彩なスポーツ振興策を展開いたします。

また、ヘルシープラザの機能を最大限に生かした運営に努め町民のスポーツに寄せる期待になお一層応えてまいります。

さらに、町体育協会を始めとする各種競技団体との連携の強化にも積極的に対応してまいります。

(一) 生涯スポーツの推進

高齢化社会の到来や運動不足、ストレスの増

大などにともなう健康への関心が高まるとともに幅広い年齢層の人々が身近な暮らしのなかで健康づくりとスポーツ活動を楽しんでいます。豊かなヒューマンスポーツライフを実現するため、「スポーツ活動の支援」と「スポーツ環境の整備と活動場所の確保」を推進します。

○ スポーツ活動の支援

・ 多彩なスポーツ活動プログラムの普及と展開

・ 個に応じた適切なスポーツサービスの提供

・ スポーツ指導者の発掘と養成

・ 豊富な学習機会の提供

○ スポーツ環境の整備と活動場所の確保

・ ヘルシープラザ運営の充実

・ 学校開放によるスポーツ施設の確保と提供

・ 運動公園の利用促進

(二) 人と人との交流を深めるスポーツ活動の推進
町民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通して人と人との交流や地域の結びつきを深めることのできるよう施策の推進に努めます。

(三) 家族で楽しむスポーツ活動の普及と推進

家族の全てが楽しくスポーツ活動に親しむことによつて、生きがい・ふれあい・うるおいのある人間性豊かな暮らしの創造に大きな役割を果たすことが期待されます。スポーツ活動を通じ心の安らぎと親子の絆、家族の信頼関係が一層深まるよう家族で楽しむスポーツ活動の普及と推進に努めます。

(四) 豊かな自然との交流を深めるスポーツ活動の推進

湯河原町には、他の地域に誇ることのできる

恵まれた海、山、川などの自然環境があり、この豊かな自然環境に育まれ町民は日々の生活を営んでいます。

この豊かな自然環境のなかで安全で楽しいスポーツ活動ができるようその推進に努めます。

(五) 豊かなスポーツライフを実現するためのスポーツ団体等との連携

スポーツの多様化、個性化はスポーツそのものの拡がりとし楽しみ方の拡がりであり、健康や教育・競技としてのスポーツの枠を越えた文化として展開されています。

町民が豊かなスポーツ文化を享受できるようにスポーツ団体や小・中学校、地域などと幅の広い連携体制の確立をめざします。

(六) ゆめ国体の創造に向けた多彩な推進策の展開
平成一〇年の神奈川国体の開催に向けて、町

の新しいスポーツ文化の創造をめざして施策の推進に努めます。

(後略)

(「教育委員会会議録」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

第二節 高等学校教育

119 湯河原町育英奨学金条例

湯河原町育英奨学金条例（昭和三十八年二月

十二日条例第一号）

（目的）

第一条 この条例は優良な生徒であつて経済的理由により、高等学校課程の修学困難なものに対して学資等を交付して修学を奨励することを目的とする。

（経費の支弁）

第二条 前条の費用は次の資金をもつてこれに充てる。

一、西相信用金庫が預金十億円達成を記念して設

定した西相信用金庫奨学基金より毎年度当町に運用を委託された金額

一、毎年度予算で定める金額

（奨学生、奨学金）

第三条 この条例により学資等の交付を受けた生徒を奨学生といい、交付する学資等を奨学金という。

（交付の条件）

第四条 奨学金を受ける者は、本町に居住し、本県内の高等学校に在学中のものとする。

（交付の金額）

第五条 奨学金交付の額は次のとおりとする。

一、学 資 一人月額二、〇〇〇円
一、交 通 費 実費

一、入学時調達金 一人 五、〇〇〇円

（交付の期間）

第六条 奨学金の交付期間は、高等学校課程の修学業

期間とする。ただしやむを得ない事情により休業する場合はその期間交付を停止する。

(奨学生願書、奨学生推薦書)

第七条 奨学金の交付を希望するものは保証人と連署した教育委員会あての奨学生願書を中学校長に提出するものとする。

2、中学校長が奨学生志望者を教育委員会に推薦しようとするときは、別に定める選考基準によりその資格を審査の上、奨学生推薦書を作成して第一項の奨学生願書とともに教育委員会に提出するものとする。

3、第一項の保証人は、父母、兄弟、又はこれらに代るものであって、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできるものでなければならない。

(奨学生の採用)

第八条 前条によって奨学生願書及び奨学生推薦書が

提出されたとき、教育委員会はその内容につき精細な調査を行い選考委員会に諮問の上、奨学生予定者を決定する。

2、教育委員会は前項の奨学生予定者の高等学校進学が確定した場合は直ちにこれを奨学生として決定する。

3、前二項の決定は、教育委員会が中学校長を通じて本人に通知する。

4、第一項の選考委員会については別に定める。

(奨学金の交付)

第九条 奨学金は毎月始め本人又は保証人に交付する。ただし事情により二月以上をあわせて交付することができ。

(奨学金領収書の提出)

第十条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度直ちに奨学金領収書を収入役に提出しなければならない

ない。

(学業成績の報告)

第十一条 奨学生は毎学年度末に学業成績の写を教育

委員会に提出しなければならない。

(生活状況の異動報告)

第十二条 奨学生は左の事項が生じた場合には、直ち

に届け出なければならない。ただし本人が病氣そ

の他の理由により届出できない場合には保証人が

届出なければならない。

一、休学、復学、転校又は退学した場合

二、本人の身分住所その他重要事項に異動を生じた

場合

(奨学金の辞退)

第十三条 奨学生はいつでも奨学金交付の辞退を申出

ることができる。

(奨学金の停止)

第十四条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めら

れるときは、奨学金の交付を停止又は廃止する。

一、病氣、傷い、その他身体的故障のため成業の見

込みがないと認められたとき

二、学業成績又は操行が不良となったとき

三、奨学金の交付を必要としない事情となったとき

四、本町外に住所を移したとき、又は本県外の高等

学校に転校したとき

五、その他奨学生として適当と認められなくなった

とき

(実施細目)

第十五条 この条例の実施について必要な事項は教育

委員会が規則で定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和三十八年度高

等学校入学者より適用する。

(湯河原町役場蔵)

西相信用金庫奨学基金を運用し、湯河原町在住で県内の高校に在学中の学業優秀な学生に、学資・交通費(実費)などを奨学金として交付する。

120 真鶴町・湯河原町両町共通の要望事項について

昭和五〇年七月三〇日

神奈川県知事 長洲一二 殿

真鶴町長 尾森東次

湯河原町長 杉山 實

両町共通の要望事項について

本日開催の町村長会議に当り、真鶴町並びに湯河原町に於きましては、共通の課題として強くその実現を期待しておりますので県当局の措置並びに援助につき特段の御配慮をいただきたく、要望書提出いたします。

一、両町地域の救急医療対策について(省略)

二、県立高等学校の地域内建設促進について

ア 高校進学の実状

両町の地域には、公私立を問わず高等学校が一校もなく、主として小田原周辺の高校へ進学しているが、最近は高校進学率が高く静岡県下の高校への進学数も多い。通学には、路線バス、国鉄の併用例が多く通学費負担は過重である。両町地域からの高校進学数は一、三〇〇人を超えているにもかかわらず、既存高校は小田原市及び足柄上郡に偏在している現状は著しく均衡を失っており、住民間に高校誘致の要望が強い。

イ 要望の要旨

両町地域からの高校進学数を勘案し、既存高校の地域的偏在を是正するため、両町の地域に県立高等学校を建設されるよう計画の具体化を図つて

戴きたい。

〔湯河原町真鶴町県立高校誘致促進協議会に関する

綴 五一年度 五二年度〕湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

緊急医療対策と県立高等学校の地域内設立は湯河

原・真鶴両町共通の要望事項であることを確認。

121 湯河原町育英奨学基金条例

湯河原町育英奨学基金条例（昭和五十二年六

月二十五日条例第十五号）

（趣旨）

第一条 この条例は湯河原町育英奨学基金の設置及び
管理に關し必要な事項を定める。

（設置）

第二条 湯河原町育英奨学基金条例（昭和三十八年湯河
原町条例第一号。以下「奨学基金条例」という。）に

定める育英奨学金の資金に充てるため湯河原町育英

奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立）

第三条 基金は篤志者からの指定寄付金を積み立てる

ものとする。

（基金台帳）

第四条 前条による寄付者の氏名及び寄付金額等は、
これを基金台帳に登録し、永久保存するものとな

る。

（基金の管理）

第五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その
他最も確実かつ有利な方法により保管しなければな
らない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有
利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して奨学金条例に定める奨学金に充てるものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に

関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

この条例は、篤志家からの指定寄付金を積み立て、『本巻』一一九の「湯河原町育英奨学金条例」を補完するためのものである。

122 湯河原町・真鶴町県立高校誘致促進協議会の県に

対する陳情記録

湯河原町真鶴町県立高校誘致促進協議会の県
に対する陳情記録

一、日 時 昭和五二年五月九日(月)午前一一時

二、場 所 県庁

三 出席者 湯河原町長 高橋議長 大久保総務委員

長 岩本広域委員長 荒井教育長 征矢

企画課長 牧野教委事務長 横井

真鶴町長 青木静議長 青木敏広域委員

長 浅野教育長 三木総務課長 青木啓

教委係長(西山教委委員長所用のため出

席)

四 陳情の内容

榎本県議の紹介により、県教育委員会部局への陳

情のため 午前一一時に県住宅供給公社内教育委員

会へ真鶴町マイクロバスで出かけたが、県庁におい

て 県知事部局と一緒に陳情を受けるとの事で、県

庁で知事の都合を待った。午後〇時五分 県知事、

白根副知事、陌間総務部長、河西市町村課長と秘書

課応接室で会談、会長が陳情の主旨を伝え、県知

事は主旨を理解し出来る限り考慮する旨の発言が

あった。(午後〇時一五分終了)

県教委部局とは 何かの手違であえなかつたため、

湯河原町長、同教育長は他の所用が終つたあと、管

理部長に面会を求め、主旨を伝えた。

陳情書提出先

県知事

県教育委員会

同写の送付先

知事部局 白根副知事

陌間総務部長

河西市町村課長

教委部局 総務室長

管理部長

指導部長

陳情書

県西学区の高等学校教育については平素格別の御高

配を賜り感謝申し上げます。

さて、湯河原町、真鶴町両町は既に御承知のとおり

神奈川県最西端に位置し、その行政区域内に県立の

行政、教育機関を一施設も有しないという特異な地域

であります。

ひるがえつて最近における高等学校への進学率を見

ますと、その増加はまことに著しく、本年三月湯河原

町、真鶴町両中学校卒業生の進学率は九五%の高さを

示しております。しかしながら県西学区においては高等学校はすべて小田原市及び足柄上郡に偏在して著しく均衡を失するのみならず、進学希望者数は学区内公、私立高等学校の収容定数をはるかに上廻り、これがため止むを得ず学区外高等学校へ進学する者は卒業生の二〇%（うち静岡県内へ六〇%）を数えるという現状であります。しかもこれら生徒は、通学には国鉄、私鉄、路線バスを併用することが多く経済的にも時間的にも父兄及び生徒の負担は一層過重の度を加えております。このような実情から湯河原町、真鶴町両町区域内への県立高等学校建設は父兄、生徒のひとしく熱望するところであり、全住民の永年にわたる悲願であります。

こうした住民の熱望を承け、昭和五〇年七月湯河原町、真鶴町両町長名を以て県立高等学校の両町区域内への建設方を要望いたしました。いまだにその端緒

さえ見出し得ないことは誠に残念というほかはありません。

如上の実情を^(ママ)監視、全住民の悲願を達成するため両町議会等の提案にもとづき湯河原町、真鶴町県立高校誘致促進協議会を結成し、全住民一九となつて誘致促進をはかることを決意し、既に二、三の建設候補地を物色検討する等積極的な活動を開始しております。

すでに高等学校教育がほとんど義務教育化している現在湯河原真鶴両町住民の熱望と県西学区の特異性を御賢察下され、当地域に全日制普通課程の高等学校を一校建設することについて特段の御配慮を賜りたく、ここに陳情申し上げる次第であります。

昭和五二年五月九日

湯河原町、真鶴町県立高校誘致促進協議会

会長 杉山 實

神奈川県知事 長洲 一二 殿

(湯河原町真鶴町県立高校誘致促進協議会に関する綴 五一年度五二年度)湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

湯河原町・真鶴町県立高校誘致促進協議会なる組織を立ち上げて県教育委員会部局への陳情を行うもの、波らん含みの様相。

123 県立高等学校建設に関する陳情書

昭和五二年一月一日

神奈川県

議会議長外 殿

湯河原町長	杉山 實	印
真鶴町長	御守美房	印
湯河原町議会議長	高橋 徳	印
真鶴町議会議長	青木敏一	印
湯河原町教育委員会 委員長	西山 清	印

真鶴町教育委員会
委員 長 青木正雄 印

陳情書

県西学区の高等学校教育については平素格別の御高配を賜り感謝申し上げます。

さて、湯河原町、真鶴町両町は既に御承知のとおり神奈川県の最西端に位置し、その行政区域内に県立の行政、教育機関を一施設も有しないという特異な地域であります。

ひるがえつて最近における高等学校への進学率を見ますと、その増加はまことに著しく、本年三月湯河原町、真鶴町両中学校卒業生の進学率は九五%の高さを示しております。しかしながら県西学区においては高等学校はすべて小田原市及び足柄上郡に偏在して著しく均衡を失うのみならず、進学希望者数は学区内公、私立高等学校の収容定数をはるかに上廻り、これがため止むを得ず学区外高等学校へ進学する者は卒業

生の二〇%（うち静岡県内へ六〇%）を教えるという現状であります。しかもこれら生徒は、通学には国鉄、私鉄、路線バスを併用することが多く経済的にも時間的にも父兄及び生徒の負担は一層過重の度を加えております。このような実情から湯河原町、真鶴町両町区域内への県立高等学校建設は父兄、生徒のひとしく熱望するところであり、全住民の永年にわたる悲願であります。

こうした住民の熱望を承け、昭和五〇年七月湯河原町、真鶴町両町長名を以て県立高等学校の両町区域内への建設方を要望いたしました。が、いまだにその端緒さえ見出し得ないことは誠に残念というほかありません。

如上の実情に^(ママ)監み、全住民の悲願を達成するため両町議会等の提案にもとづき湯河原町、真鶴町県立高校誘致促進協議会を結成し、全住民一丸となつて誘致促

進をはかることを決意し、既に二、三の建設候補地を物色検討する等積極的な活動を開始しております。

すでに高等学校教育がほとんど義務教育化している現在湯河原真鶴両町住民の熱望と県西学区の特異性を御賢察下され、当地域に全日制普通課程の高等学校を一校建設することについて特段の御配意を賜りたく、ここに陳情申し上げる次第であります。

〔湯河原町真鶴町県立高校誘致促進協議会に関する
綴 五一年度 五二年度〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

湯河原・真鶴両町一丸となつて、県西地区に全日制普通課程の県立高等学校の誘致を陳情する旨。

124 昭和五八年度神奈川県立湯河原高等学校学校概要

学校概要（昭和五八年度）

神奈川県立湯河原高等学校

一 規模

(一) 土地・建物

土地面積 二八、二二六・八四㎡

(内、運動場 一一、八三九㎡)

建築面積 五、八五九・五六㎡

(建築総面積 一二、八八一・四五㎡)

(二) 建築費総額 二二億円

(三) 学級・生徒数

(最終規模・二四学級 一〇八〇人の予定)

現在 一六学級 七三五人

(男三一七人 女四一八人)

第一学年 八学級 三七五人

(男一五二 女二二三)

二〃 四〃 一八一〃

(〃 八二 〃 九九)

三〃 四〃 一七九〃

(〃 八三 〃 九六)

二 教育内容

(一) 教育方針

① 学力の向上と知性の練ま

② 情操のかん養と人間性の育成

③ 心身の鍛練と実践力の養成

④ 郷土の敬愛と協調性の増進

(二) 学校生活の目標

気力・体力・学力の充実向上

(三) 教育の個性化・特色

① 地域に結びついた特色ある学習活動の展開

「第一・第二海洋教室」

② 個性・特性に应ずる選択科目の設置

一年 不得意科目の克服

(国語・数学・英語の選択)

二年 得意科目の向上

(国語・数学・英語・体育の選択)

三年 個性・進路に応ずる科目の選択

「小集団学習室、一般個性化教室二室」

③ 体育的活動の重視による気力・体力づくりの推進

体育科目の自由選択、部活動の奨励

※ 地域に根ざした課外活動

(武者行列、ヤツサ、芸術祭等)

三 文化のための一％システム

① 校舎の低層化

② 中庭に屋外ステージ・ベンチ・樹木の配置

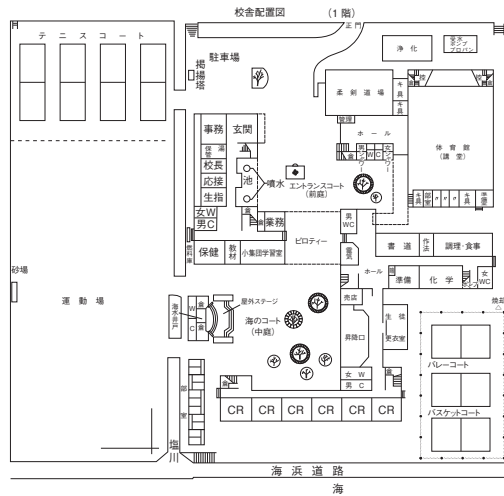
③ 校舎内部に展示ホール(海洋・社会の二箇所)、

談話コーナー(二階・三階の二箇所)の設置

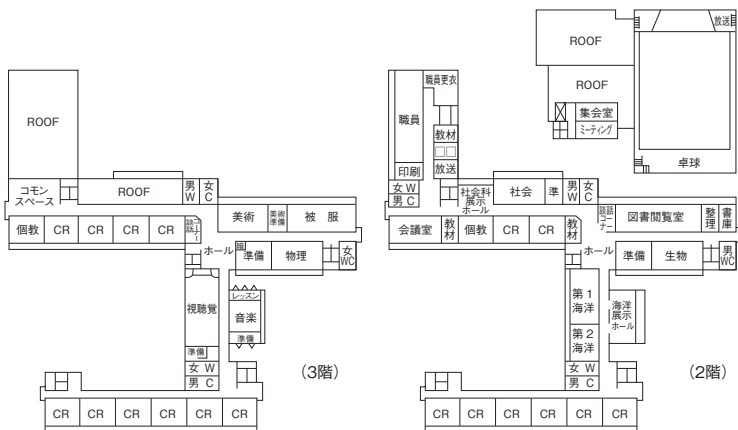
④ 風車(シンボルタワー兼風力発電)と海水井戸

(海洋生物用)

⑤ 花壇に地場産小松石の利用



第二節 高等学校教育



125 湯河原高校隣接の町有地の一体化利用について

① 照会

湯河原・真鶴両町の悲願であった神奈川県立湯河原高等学校は、一九八〇（昭和五五）年四月一日にプレハブ仮校舎にて開校した。本資料は開校四年後の計画だが、地域に根差した特色ある学習活動の展開や積極的な働きかけの姿勢がうかがわれる。

〔昭和五六年度 県立湯河原高校建設対策協議会〕
湯河原町役場蔵）
原資料は横書き。

湯河原町長 小沢忠一様

昭和六一年六月二二日
建第一二号

神奈川県教育委員会

教育長 齋藤莊之助 ㊦

湯河原高校隣接の町有地の一体化利用について（照会）

初夏の候 貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、湯河原高校建設に際しましては、多大なる御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございました。

さて、当高校の建設当初より、グラウンドに隣接する貴町有地の一部を一体化利用する旨の協議がなされてきましたが、現在、高校の諸施設の完成、町有地の海浜公園としての整備進行等諸状況が変化しており、現状で一体化利用を進めるためには、多くの問題が予想されます。よって県では、現段階での一体化利用は断念せざるを得ないと考えますが、これについて貴職の御意見を伺いたく照会いたします。

また、高校敷地と町有地の間には、現在、フェンス

等未整備の状態にあり、将来、管理上の問題がでる可能性があると思われまます。そこで、フェンスの設置等につき、今後貴町と協議をしたいと考えますが、これについても御意見を伺いたく併せて照会いたします。

② 回 答

六一湯企第八九号

昭和六一年六月二七日

神奈川県教育委員会

教育長 齋藤莊之助 殿

湯河原町長 小澤忠一

湯河原高校隣接の町有地の一体化利用について（回答）

梅雨の候、貴職におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、昭和六一年六月一二日付建第三二号^(マ)をもつて照会のありました標記の件について、次のとおり回答いたしますのでよろしくお取り計い下さいますようお願いいたします。

記

県立湯河原高校に隣接する当町海浜公園は、国、県の格段の御配慮を賜り、まもなく全施設が完成する予定となっております。高校グラウンドと海浜公園用地の一体化利用につきましては、昭和五七年七月一九日付建第三二号及び昭和五七年七月二九日付湯企第二三三号の協議により、境界部分に防球ネットが設置されている現状から、公園整備完了後においても一体化利用は困難と考えますので、貴職の御判断に同意いたします。

第二点目の境界部分のフェンス設置等につきまして、公園整備の進捗にあわせて、必要性が生じてきた

段階で、協議してまいりたいと考えますので、よろしく御配慮下さるようお願いいたします。

〔昭和五六年度 県立湯河原高校建設対策協議会〕
湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

湯河原高校に隣接する町有地の一体化利用に関する件は、高校が開校して以来、神奈川県と湯河原町との懸案事項であったが、両者の境界部分の防球ネットが設置されている現状からしても町有地一体化利用は困難であるとの県当局の判断が示され、町側も同意を表明した。

126 県立湯河原高校完校記念誌ダイジェスト

① 湯高二八年の歴史

湯高二八年の歴史

昭和五四（一九七九）年度 創立前年度

県西方面高等学校設立準備開始

県知事、校名を県立湯河原高等学校と定め発表

神奈川県立湯河原高等学校設立告示

志村多見彦初代校長として発令される

県立西湘高等学校内において開校事務開始

校章・制服制定

県立西湘高等学校より仮校舎へ移転

（湯河原町宮上三二―四）

〈主なできごと〉

○東京サミット開催

○インベーダーゲーム流行

〈ベストセラー〉

☆ヴォーゲル「ジャパンアズナンバーワン」

昭和五五（一九八〇）年度 創立初年度

・仮校舎にて開校

・第一回入学式（入学生徒数一八二名）

・PTA設立総会

・教育課程開発研究校の指定（二年継続）

・第一回体育祭

・開校記念式典挙行・校旗制定披露

○イラン・イラク戦争

○山口百恵引退

☆司馬遼太郎「項羽と劉邦」

昭和五六（一九八一）年度 創立第二年度

・第Ⅰ期工事（教室棟）起工・完成

・第二回入学式（入学生徒数一八一名）

・第Ⅱ期工事（体育館・格技場・部室）起工

・第二回体育祭

・一期生 北陸飛騨方面修学旅行

・仮設校舎より本校舎に移転（湯河原町吉浜一五七

六一―三二）

○福井謙一ノーベル化学賞受賞

☆黒柳徹子「窓ぎわのトットちゃん」

☆井上ひさし「吉里吉里人」

昭和五七（一九八二）年度 創立第三年度

高等学校教育個性化推進校に指定

「地域の特性を生かした理科教育（海洋科学）の
推進」

第三期工事（管理棟）起工・完成

校唱歌制定・発表

外構工事・緑化工事完成

・第三回入学式 一八三名入学

・第三回体育祭

・二期生 倉敷・広島・萩方面修学旅行

・第一回卒業式（卒業生徒数一七一名）

○日航機羽田沖で墜落

☆森村誠一「悪魔の飽食」

昭和五八（一九八三）年度 創立第四年度

本県建築コンクールにて優秀賞受賞

・第四回入学式（入学生徒数三七五名）

・校舎落成記念式典挙行

・第一回ゆこう祭 テーマ〈夜明け〉

・第四回体育祭

・三期生 倉敷・広島・萩方面修学旅行

・第二回卒業式（卒業生徒数一七九名）

○大韓航空機事件

○「おしん」ブーム

☆穂積隆信「積木くずし」

昭和五九（一九八四）年度 創立第五年度

高等学校ふれあい教育実践校に指定（二年継続）

・第五回入学式（入学生徒数三七三名）

・第二回ゆこう祭 テーマ〈旅立ち翔びたてゆこ

う YOU CAN FLY〉

・第五回体育祭

・四期生 北陸・信州方面修学旅行

・第三回卒業式（卒業生徒数一六九名）

○江崎グリコ社長誘拐事件

☆フォーサイス「第四の核」

昭和六〇（一九八五）年度 創立第六年度

校歌制定

・第六回入学式（入学生徒数三六六名）

・第三回ゆこう祭 テーマ…（四〇℃の熱気？

～ふれあう心は三七℃～

・第六回体育祭

・五期生 高山・松本方面修学旅行

・第四回卒業式（卒業生徒数三四二名）

○筑波科学万博開幕

○男女雇用機会均等法成立

○豊田商事事件

☆「スーパーマリオブラザーズ完全攻略本」

昭和六一（一九八六）年度 創立第七年度

・第七回入学式（入学生徒数三七五名）

・第七回体育祭

・六期生 平泉・松島方面修学旅行

・第五回卒業式（卒業生徒数三二五名）

○チェルノブイリ原発事故

○スペースシャトル爆発事故

☆渡辺淳一「化身」

昭和六二（一九八七）年度 創立第八年度

・第八回入学式（入学生徒数三七五名）

・七期生 田沢湖方面スキー修学旅行

・第四回ゆこう祭

テーマ…（幼き頃の夢～DREAMIN～）

・第八回体育祭

・第六回卒業式（卒業生徒数三二五名）

○国鉄分割民営化

☆俵万智「サラダ記念日」

昭和六三（一九八八）年度 創立第九年度

・第九回入学式（入学生徒数三八〇名）

・第九回体育祭

・八期生 東北方面わらび座修学旅行

・第七回卒業式（卒業生徒数三四三名）

○ソウルオリンピック開催

☆村上春樹「ノルウェイの森」

昭和六四・平成元（一九八九）年度 創立第一〇年度

・第一〇回入学式（入学生徒数三七三名）

・第五回ゆこう祭

テーマ…〈みつけた！みんなの宝島〉

・第一〇回体育祭

・九期生 田沢湖方面修学旅行

・第八回卒業式（卒業生徒数三〇三名）

○ベルリンの壁崩壊

☆吉本ばなな「TUGUMI」「キッチン」

平成二（一九九〇）年度 創立第一一年度

・第一一回入学式（入学生徒数三六六名）

・第一一回体育祭

・創立一〇周年記念式典挙行

・創立一〇周年記念誌刊行

・一〇期生 田沢湖方面修学旅行

・第九回卒業式（卒業生徒数三三六名）

○バブル経済崩壊

☆盛田昭夫・石原慎太郎「NOと言える日本人」

平成三（一九九一）年度 創立第一二年度

・第一二回入学式（入学生徒数三四四名）

・第六回ゆこう祭

テーマ…〈探せ！永遠の夢の扉を〉

・第一二回体育祭

・ 一期生 田沢湖方面スキー修学旅行

・ 第一〇回卒業式（卒業生徒数三〇〇名）

○ソ連邦解体 長崎普賢岳噴火

☆さくらももこ「もものかんづめ」

平成四（一九九二）年度 創立第一三年度

プール完成

・ 第一三回入学式（入学生徒数三二八名）

・ 第一三回体育祭

・ 二期生 東八幡平方面スキー修学旅行

・ 第一一回卒業式（卒業生徒数三二二名）

○バルセロナオリンピック開催

☆井深大「わが友本田宗一郎」

平成五（一九九三）年度 創立第一四年度

同和教育研究校の指定（二年継続）

県社会福祉協議会ボランティア協力校の指定（三年

継続）

アーチェリー場完成

・ 第一四回入学式（入学生徒数二七九名）

・ 第七回ゆこう祭

テーマ「飛翔！輝く心に夢のせて」

・ 第一四回体育祭

・ 三期生 奥入瀬方面スキー修学旅行

・ 第一二回卒業式（卒業生徒数三〇一名）

○細川護熙連立内閣発足

☆ウオラー「マディソン郡の橋」

平成六（一九九四）年度 創立第一五年度

・ 第一五回入学式（入学生徒数二七九名）

・ 第一五回体育祭

・ 一四期生 田沢湖方面スキー修学旅行

・ 第一三回卒業式（卒業生徒数二七六名）

○大江健三郎ノーベル文学賞受賞

☆永六輔「大往生」

平成七（一九九五）年度 創立第一六年度

・第一六回入学式（入学生徒数二三九名）

・第八回ゆこう祭

テーマ・〈探せ！僕らの心の一頁〉

・第一六回体育祭

・一五期生 奥入瀬方面スキー修学旅行

・第一四回卒業式（卒業生徒数二三五名）

○阪神・淡路大震災

☆ゴルデル「ソフィーの世界」

平成八（一九九六）年度 創立第一七年度

・第一七回入学式（入学生徒数二三四名）

・第一七回体育祭

・一六期生 北海道七飯方面スキー修学旅行

・第一五回卒業式（卒業生徒数二四二名）

○薬害エイズ問題起きる

☆春山茂雄「脳内革命」

平成九（一九九七）年度 創立第一八年度

・第一八回入学式（入学生徒数二三四名）

・第九回ゆこう祭

テーマ・〈好奇心の翼を広げて〉

・第一八回体育祭

・一七期生 宮城県鳴子方面スキー修学旅行

・第一六回卒業式（卒業生徒数一九〇名）

○香港返還

☆渡辺淳一「失楽園」

平成一〇（一九九八）年度 創立第一九年度

・第一九回入学式（入学生徒数二三一名）

・第一九回体育祭

・一八期生 宮城県鳴子方面スキー修学旅行

・第一七回卒業式（卒業生徒数一九七名）

○長野冬期五輪

☆五木寛之「大河の一滴」

平成一一（一九九九）年度 創立第二〇年度

・第二〇回入学式（入学生徒数二三三名）

・第一〇回ゆこう祭

テーマ：「Feel Free」自由を

・創立二〇周年記念式典挙行

・創立二〇周年記念誌刊行

・一九期生 東八幡平方面スキー修学旅行

・第一八回卒業式（卒業生徒数一六九名）

○EU単一通貨ユーロ誕生

☆乙武洋匡「五体不満足」

平成一二（二〇〇〇）年度 創立第二一年度

・第二一回入学式（入学生徒数二三〇名）

・第二〇回体育祭

・二〇期生 北海道網走方面 スキー修学旅行

・第一九回卒業式（卒業生徒数一六〇名）

○ハリポッターブーム

☆大平光代「だからあなたも生き抜いて」

平成一三（二〇〇一）年度 創立第二二年度

・第二二回入学式（入学生徒数二三〇名）

・第一一回ゆこう祭

テーマ：「気合いと根性で、

文化祭を成功させよう」

・二二期生 北海道網走方面スキー修学旅行

・第二〇回卒業式（卒業生徒数一四六名）

○多摩川にアザラシ「タマちゃん」

☆ジョンソン「チーズはどこへ消えた？」

平成一四（二〇〇二）年度 創立第二三年度

・第二三回入学式（入学生徒数二三二名）

・第二一回体育祭

・二三二期生 青森県まかど温泉方面スキー修学旅行

- ・第二一回卒業式（卒業生徒数一六〇名）
- サッカーW杯 日韓共同開催
- ☆日野原重明「生き方上手」
- 平成一五（二〇〇三）年度 創立第二四年度
 - ・生徒指導総合調査研究の指定校（二年継続）
 - ・第二四回入学式（入学生徒数二二八名）
 - ・第一二回ゆこう祭
 - ・二三期生 宮城県オニコウベ方面スキー修学旅行
 - ・第二二回卒業式（卒業生徒数一四五名）
- 十勝沖地震
- ☆養老孟司「バカの壁」
- 平成一六（二〇〇四）年度 創立第二五年度
 - ・個に応じた学習支援重点校に指定（二年継続）
 - ・第二五回入学式（入学生徒数一九五名）
 - ・第二二回体育祭
- ・二四期生 道東方面スキー修学旅行
- ・第二三回卒業式（卒業生徒数一三八名）
- 「冬のソナタ」ヒット・韓流ブーム
- ☆村上龍「一三歳のハローワーク」
- 平成一七（二〇〇五）年度 創立第二六年度
 - ・第二六回入学式（入学生徒数一一七名）
 - ・第一三回ゆこう祭
 - ・第二三回体育祭（最後の体育祭）
 - ・二五期生 北海道富良野方面スキー修学旅行
 - ・第二四回卒業式（卒業生徒数一四〇名）
- マンシヨン等耐震強度偽装問題露見
- ☆山田真哉「さおだけ屋はなぜ潰れないのか？」
- 平成一八（二〇〇六）年度 創立第二七年度
 - ・第一四回ゆこう祭
 - ・テーマ・（最後だよ？ゆこう祭）
- ・二六期生 北海道函館方面スキー修学旅行

・第二五回卒業式（卒業生徒数一一五名）

○荒川静香冬季五輪で金メダル

「イナバウアー」流行語に

☆藤原正彦「国家の品格」

平成一九（二〇〇七）年度 創立第二八年度

（完校年度）

・個に応じた学習支援拠点校に指定

・文化祭

・第二六回卒業式（卒業予定生徒数九二名）

・完校記念式典挙行

・完校記念誌刊行

○「消えた年金記録」問題化

☆坂東眞理子「女性の品格」

原資料は横書き。

第二節 高等学校教育

◆出身中学校別生徒数（一学年一学期）

		1期生	2期生	3期生	4期生	5期生	6期生	7期生	8期生	9期生	10期生	11期生	12期生	13期生	14期生
		昭和55年入学	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元年入学	2	3	4	5
足柄下郡	湯本	1	0	1	0	6	2	0	0	3	1	2	5	4	5
	箱根明星	7	10	9	13	19	14	6	10	7	10	7	11	6	9
	仙石原	1	2	3	9	11	10	9	7	5	14	1	2	2	0
	真鶴	28	23	30	51	36	31	39	24	27	22	11	14	21	13
	湯河原	90	86	65	118	128	100	101	102	86	94	89	66	66	57
小田原市	城山	9	19	15	23	23	12	13	16	13	16	13	5	14	12
	白鷗	2	7	9	7	12	10	12	17	1	6	16	22	14	12
	白山	8	5	16	47	40	27	33	27	35	31	25	36	23	17
	城南	5	2	4	27	12	12	8	19	14	17	12	12	9	4
	鴨宮	10	4	5	30	24	27	25	30	33	28	28	20	17	10
	千代	2	0	3	15	8	20	13	20	12	15	17	17	10	18
	国府津	4	4	0	6	4	15	13	11	19	13	11	13	9	7
	酒匂	4	8	7	6	18	6	13	11	8	22	26	23	18	13
	片浦	1	1	3	4	2	3	2	0	2	0	0	0	0	5
	泉	4	5	3	6	3	13	15	11	27	17	29	32	20	12
	橘	0	0	1	2	5	7	11	13	18	10	9	5	16	19
南足柄市	城北	1	2	1	1	11	10	5	11	13	15	15	7	13	12
	南足柄	2	0	0	1	0	2	7	5	12	0	8	6	6	7
	岡本	2	0	2	3	9	16	17	10	15	10	13	15	12	9
	足柄台	0	0	0	0	0	11	2	6	0	2	11	6	5	2
足柄上郡	北足柄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	湘光	1	0	0	0	0	7	11	5	9	6	6	4	3	7
	文命	0	0	1	0	0	1	5	2	11	1	10	11	4	1
	松田	0	0	0	0	1	5	7	8	7	5	6	5	6	6
	山北	0	0	0	0	0	4	9	2	2	0	2	1	0	1
寄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
熱海・泉		0	0	0	4	2	1	0	2	0	1	0	1	2	2
熱海・小嵐		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	3	5	1	3	2	0	4	3	18	6	6	26	21
計		182	181	183	375	377	368	376	375	382	374	373	345	329	282

② 出身中学校別生徒数

※本表には、転編入者等を含む。

		15期生	16期生	17期生	18期生	19期生	20期生	21期生	22期生	23期生	24期生	25期生	26期生
		平成6年入学	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
足柄下郡	湯本	2	2	3	3	0	2	0	2	2	4	2	1
	箱根明星	6	4	4	2	3	2	3	0	3	2	0	2
	仙石原	1	1	1	4	4	3	1	1	1	2	3	0
	真鶴	8	12	9	8	14	9	10	16	4	8	14	8
	湯河原	39	47	52	45	34	47	39	48	41	42	23	31
小田原市	城山	9	11	2	2	4	9	8	4	5	3	8	3
	白鷗	6	14	5	9	10	17	16	17	12	11	9	9
	白山	21	14	12	19	15	18	15	9	13	8	5	4
	城南	11	9	5	1	2	4	3	6	5	1	4	5
	鴨宮	20	21	12	18	13	14	23	15	10	5	10	7
	千代	16	4	10	8	10	8	9	9	12	10	2	3
	国府津	8	7	8	9	8	11	11	5	1	6	3	2
	酒匂	20	21	17	14	26	24	20	8	18	11	13	7
	片浦	2	0	3	1	0	0	1	2	1	0	1	1
	泉	20	9	15	12	15	12	15	9	15	17	16	4
	橋	12	9	10	12	15	12	15	12	8	2	4	0
城北	11	8	13	6	11	6	7	7	7	7	5	2	
南足柄市	南足柄	4	3	7	2	2	5	3	9	0	1	6	2
	岡本	15	5	7	12	17	6	15	5	6	4	5	5
	足柄台	6	3	4	13	5	1	1	6	8	1	4	1
	北足柄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足柄上郡	湘光	10	5	3	11	3	5	2	8	3	1	4	1
	文命	1	4	7	4	4	2	1	4	1	0	2	2
	松田	6	6	5	4	1	4	0	2	2	3	3	2
	山北	8	3	1	1	2	8	6	1	3	0	1	2
	寄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
熱海・泉	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
熱海・小嵐	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	21	17	19	19	19	9	17	39	52	92	52	22	
計	287	242	235	237	237	238	241	244	233	241	200	126	

※本表には、転編入者等を含む。

第二節 高等学校教育

◆卒業生進路状況

			進 学					就 職			その他		計	
			4 年 生 大 学	短 期 大 学	専 門 学 校 等	予 備 校	公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 等	公 務 員	民 間 企 業	自 営 業	そ の 他	計		
1 期 生	昭和57年度	男	25	0	17	0	0	9	16	0	18	85	昭和58 (1983) 年3月	
		女	0	19	22	0	2	0	36	0	7	86		
	計	25	19	39	0	2	9	52	0	25	171			
			44		41		61							
2 期 生	昭和58年度	男	15	0	18	0	1	9	22	0	18	83	昭和59 (1984) 年3月	
		女	3	19	25	0	2	0	45	0	3	97		
	計	18	19	43	0	3	9	67	0	21	180			
			37		46		76							
3 期 生	昭和59年度	男	11	0	23	0	1	1	23	0	14	73	昭和60 (1985) 年3月	
		女	1	19	23	0	1	0	45	0	9	98		
	計	12	19	46	0	2	1	68	0	23	171			
			31		48		69							
4 期 生	昭和60年度	男	14	3	37	0	0	3	58	3	14	132	昭和61 (1986) 年3月	
		女	5	29	58	0	3	0	98	0	18	211		
	計	19	32	95	0	3	3	156	3	32	343			
			51		98		162							
5 期 生	昭和61年度	男	10	1	44	0	2	7	53	0	28	145	昭和62 (1987) 年3月	
		女	3	29	41	0	3	0	110	0	21	207		
	計	13	30	85	0	5	7	163	0	49	352			
			43		90		170							
6 期 生	昭和62年度	男	14	2	35	14	3	4	63	3	10	148	昭和63 (1988) 年3月	
		女	0	18	33	1	4	1	95	2	23	177		
	計	14	20	68	15	7	5	158	5	33	325			
			34		90		168							
7 期 生	昭和63年度	男	10	0	27	3	14	4	59	0	15	132	平成元 (1989) 年3月	
		女	4	14	46	1	7	0	117	0	22	211		
	計	14	14	73	4	21	4	176	0	37	343			
			28		98		180							

③ 卒業生進路状況

「計」には重複進路先を含む

		進 学					就 職			その他	計		
		4年生 大学	短期 大学	専門 学校等	予備 校	公共職業 能力 開発施設等	公務員	民間 企業	自 営業	その 他			
8 期 生	平成 元 年 度	男	4	0	39	3	8	8	68	4	12	146	平成2 (1990) 年3月
		女	1	12	39	0	4	2	86	2	11	157	
	計	5	12	78	3	12	10	154	6	23	303		
			17	93			170						
9 期 生	平成 2 年 度	男	3	0	53	0	2	4	70	5	9	146	平成3 (1991) 年3月
		女	3	14	54	1	4	0	94	2	18	190	
	計	6	14	107	1	6	4	164	7	27	336		
			20	114			175						
10 期 生	平成 3 年 度	男	2	0	31	0	1	6	97	2	14	153	平成4 (1992) 年3月
		女	1	16	34	0	6	0	82	0	8	147	
	計	3	16	65	0	7	6	179	2	22	300		
			19	72			187						
11 期 生	平成 4 年 度	男	5	1	45	2	2	5	62	4	22	148	平成5 (1993) 年3月
		女	0	16	50	1	1	0	93	0	13	174	
	計	5	17	95	3	3	5	155	4	35	322		
			22	101			164						
12 期 生	平成 5 年 度	男	5	7	44	0	5	1	83	4	17	166	平成6 (1994) 年3月
		女	3	9	27	1	2	0	65	2	26	135	
	計	8	16	71	1	7	1	148	6	43	301		
			24	79			155						
13 期 生	平成 6 年 度	男	2	1	34	0	2	1	81	2	22	145	平成7 (1995) 年3月
		女	2	14	31	0	1	0	51	1	31	131	
	計	4	15	65	0	3	1	132	3	53	276		
			19	68			136						
14 期 生	平成 7 年 度	男	8	1	41	1	0	1	59	0	23	134	平成8 (1996) 年3月
		女	1	8	21	0	1	0	34	0	36	101	
	計	9	9	62	1	1	1	93	0	59	235		
			18	64			94						

「計」には重複進路先を含む

第二節 高等学校教育

		進 学					就 職			その他	計		
		4年生 大学	短期 大学	専門 学校等	予備 校	公共職業能力 開発施設等	公務員	民間 企業	自 営業	そ の 他			
15 期 生	平成 8 年 度	男	3	0	47	0	2	2	44	0	37	135	平成9 (1997) 年3月
		女	2	6	28	0	0	1	33	0	37	107	
	計	5	6	75	0	2	3	77	0	74	242		
			11		77		80						
16 期 生	平成 9 年 度	男	6	0	30	1	0	2	36	2	15	92	平成10 (1998) 年3月
		女	2	17	21	0	0	0	35	0	23	98	
	計	8	17	51	1	0	2	71	2	38	190		
			25		52		75						
17 期 生	平成 10 年 度	男	5	2	34	0	2	1	55	1	15	115	平成11 (1999) 年3月
		女	1	16	20	0	2	0	27	1	18	85	
	計	6	18	54	0	4	1	82	2	33	200		
			24		24		85						
18 期 生	平成 11 年 度	男	9	0	35	2	0	0	14	1	26	87	平成12 (2000) 年3月
		女	3	16	14	1	0	0	20	0	28	82	
	計	12	16	49	3	0	0	34	1	54	169		
			28		52		35						
19 期 生	平成 12 年 度	男	3	0	25	0	2	2	30	0	19	81	平成13 (2001) 年3月
		女	2	3	11	0	1	0	16	0	46	79	
	計	5	3	36	0	3	2	46	0	65	160		
			8		39		48						
20 期 生	平成 13 年 度	男	9	2	18	0	0	0	26	0	27	82	平成14 (2002) 年3月
		女	2	7	12	0	1	0	19	0	23	64	
	計	11	9	30	0	0	0	45	0	50	146		
			20		31		45						
21 期 生	平成 14 年 度	男	6	0	19	0	2	0	16	2	36	81	平成15 (2003) 年3月
		女	2	5	13	0	1	0	21	0	37	79	
	計	8	5	32	0	3	0	37	2	73	160		
			13		35		39						

		進 学					就 職			その他		計
		4年生大学	短期大学	専門学校等	予備校	公共職業能力 開発施設等	公務員	民間企業	自営業	その他		
22期生	平成15年度	男	3	1	20	0	5	1	25	0	31	平成16 (2004) 年3月
		女	0	5	11	0	0	0	13	1	29	
	計	3	6	31	0	5	1	38	1	60		
		9		36			40			145		
23期生	平成16年度	男	10	0	20	1	4	0	28	2	16	平成17 (2005) 年3月
		女	3	5	14	0	0	0	23	0	12	
	計	13	5	34	1	4	0	51	2	28		
		18		39			53			138		
24期生	平成17年度	男	8	0	15	0	1	1	39	2	9	平成18 (2006) 年3月
		女	2	10	15	0	1	0	16	5	16	
	計	10	10	30	0	2	1	55	7	25		
		20		32			63			140		
25期生	平成18年度	男	1	1	16	0	0	2	25	2	17	平成19 (2007) 年3月
		女	1	1	8	0	0	0	20	0	21	
	計	2	2	24	0	0	0	45	2	38		
		4		24			49			115		
26期生	平成19年度	男	2	0	6	0	0	0	20	0	1	平成19 (2007) 年12月 31日現 在の進 路決定 者であ る (在籍 92名)
		女	0	5	4	0	1	0	13	0	3	
	計	2	5	10	0	1	0	33	0	4		
		7		11			33			55		

「計」には重複進路先を含む

第五章 福祉・医療

一九四六（昭和二一）年十一月、日本国憲法が公布された。国民の「健康で文化的な最低限度の生活」が権利として明記され、国家による保障義務が確定した。さらに「社会福祉事業法」など関連法規により、社会福祉制度の枠組みが完成し、民生委員（一九四七年から児童委員を兼ねる）や社会福祉協議会などが福祉事業の基盤を担うことになった。

合併後に不安定だった町の財政は温泉・観光事業やミカン経営が軌道に乗り、ようやく安定に向かい、積極的な行政への転換が実現していった。さらに昭和四〇年代を迎えると、高度経済成長を機に児童や障がい者などの社会的弱者にも配慮した施策が図られるようになった。しかし昭和五〇年代に入ると人口の高齢化が大きく問題化した。本町の高齢化は国や県レベルを

はるかに超える規模と速度で進み、温泉・観光の停滞期を迎えて対応に苦慮する時代に直面することになった。本町は良質な温泉で知られた観光地であり、清潔な環境に対する住民意識が比較的強い土地柄であった。県下の郡部地域における医師数比率は他町村より一貫して多い水準を維持し、医療面での先進地帯でもあった。公的医療機関としては、一九五〇年に従来 of 組合員型診療所が、住民全員を受け入れる国民健康保険の直営診療所に拡大され、次第に診療科の整備が進んでいった。

町の地形は箱根・伊豆方面から派生した山地が広範囲を占め、ここからもたらされる豊富な湧水は簡易水道として長いあいだ利用されてきた。そうした中で、一九七五年春に起こった腸チフス集団感染は、簡易水道の限界を痛感させた。本件は沈静化するまでに四か月以上を要し、町の生命線である観光やその周辺産業に深刻な打撃を与え、町政を大きくゆるがすものとなった。

第一節 福祉事業

127 湯河原町社会福祉協議会会則

湯河原町社会福祉協議会々則

(名称)

第一条 本会は湯河原町社会福祉協議会という。

(事務所)

第二条 本会は事務所を湯河原町役場内に置く。

(目的)

第三条 本会は湯河原町における社会福祉事業関係者並びに社会福祉に関心を持つ、地域居住者が相協力して地域内住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第四条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- 一、町内における社会福祉問題の調査資料の蒐集、対策の協議実施計画の樹立
- 二、前号の実施計画に基づいて、本会が行い或は関係機関にて実施する事項は概ね左のとおりとする。
 1. 社会福祉事業の啓発宣伝活動
 2. 児童福祉の増進
 3. 保健衛生の向上
 4. 生活の改善
 5. レクリエーションその他文化施設の育成
 6. 季節保育その他社会福祉施設の実施
- 三、民生委員等社会福祉奉仕者の連絡
- 四、共同募金運動の実施協力
- 五、その他目的達成に必要な事業

(会員)

第五条 本会は次の者をもって会員とする。

- 一、町長 助役
- 二、町議会議員
- 三、民生委員（児童委員）
- 四、社会福祉に関係ある団体代表者
- 五、社会福祉事業に関心を有する者
- 六、公私社会福祉事業施設及団体の代表者

（役員の種類及び定数）

第六条 本会に左の役員を置く。

- 一、会長 一名
 - 二、副会長 二名
 - 三、理事 若干名
 - 四、監事 若干名
- （役員の選任）

第七条 会長及び副会長は理事会において互選する。

監事は理事会において選任する。

（役員の転務）

第八条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるとき、その転務を代理する。

理事は理事会を組織し事業の執行を計る。

監事は本会の事業運営を監査する。

（理事）

第九条 本会は次の者をもって理事とする。

- 一、町長 助役
 - 二、町議会議長、並に議会厚生委員長
 - 三、民生委員（児童委員）部落会長等社会福祉奉仕者
- （任期及び補充）

第十条 役員の任期は二年とする。但し前条にかかげる役転により理事となりたるものは、その役転を辞したるときは自然退転とする。

補欠により就任した役員の前任期は前任者の残任期間とする

(事務局)

第十一条 本会の事務を処理するため事務局を置く

事務局の長は会長がこれを任免する。

事務局の規定は別にこれを定める。

(会議)

第十二条 会議は理事会、總會の二種とし、会長が召集し、その議長となる。

理事会は必要に応じ随時開催し本会の事業運営に関する事項及び總會に提出すべき事項等を審議する。

總會は通常、臨時總會とし、通常總會は年一回これを開催し、總會は次の事項を議決する。

1. 事業計画に関する事項
2. 才入才出予算及び決算に関する事項
(マ) (マ)
3. 会則の制定及び改廃に関する事項

4. その他重要な事項

(議決方法)

第十三条 會議の議決は過半数の出席により出席者の過半数による。

可否同数のときは議長がこれを決する

(経費支弁)

第十四条 本会の経費は補助金、寄附金及び共同募金の配分金その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終る。

附 則

(施行日)

この会則は昭和三十年 月 日から施行する。

(昭和三〇年 委員会書類綴「湯河原町役場蔵」)

一九五一(昭和二六)年に「社会福祉事業法」が制

定された。これにより社会福祉を実現するための具体

(湯河原町役場蔵)

策が示され、市町村では社会福祉協議会の発足をみる
ことになった。町では官民が協力する体制がとられ、
その後の活動の原型となった。

128 戦没者遺骨の到着について

昭和三十一年七月十日

湯河原町長 八亀武雄

殿

戦没者遺骨の到着について

今般次の戦没者の遺骨伝達式が来る七月十二日^(鶴)鶴見總
持寺に於て執行され、同日午後三時二十一分真鶴^(鶴)駅に
到着いたしますので御通知いたします

記

湯河原町吉浜〇〇〇

故陸軍伍長 〇〇〇〇

129 戦没者遺児靖国神社参拝について

昭和三十二年十一月八日

湯河原町役場 印

殿

アジア・太平洋戦争における町の戦死者は二〇〇名
を超えた。戦後一年を迎えてようやく一人の遺骨が
無言の帰郷を果たした。町には戦争の遺児たちもあり、
戦争は終わっていないという思いを抱える家族は少
くなかった。

昭和三十二年戦没者遺児靖国神社参拝について
本年度もまた例年通り戦没者遺児の靖国神社参拝を
いたすことになりましたが左記の通り行程が決定いた
しましたので行程表により実施致すことになりました
ので通知いたします。

戦没者遺児靖國神社参拜行程表

一、期日 昭和三十三年十一月十八日（月曜日）

二、集合場所及び集合時間 湯河原駅 六時

（六時二十三分発に）

真鶴駅 六時十分

（六時二十八分発に）

三、出発 小田原駅前に七時集合

七時十分貸切バスにて出発

四、県庁正門前集合 八時三十分

五、知事激励の辞 記念品受領 九時

六、靖國神社に到着昇殿参拜 十一時

七、皇居、國會見学后帰路につく 十七時

小田原到着 十九時の予定

周知事項

一、全行程大型貸切バスを使用する。

二、書食は昇殿参拜の前后に休憩所に於て行う。

三、皇居内に於ては特に団体行動を厳守すること。

四、附添は役場係及び遺族会の役員が当る。

五、一切の旅費は遺族会に於て負担する。

携帯品 お辨当（書食）

（名簿省略）

〔昭和三十三年 戦没者（慰霊祭）関係綴〕湯河原町

役場蔵）

昭和期の戦没者は町域で二三〇名を超えており、町全体のおよそ二割の家から戦病死者が出たことになる。したがってそれ以上の遺児たちがあり、不十分ながら奨学・就職面などでの援助はあった。戦後一〇年を経過してなお、その児童・生徒たちを慰め励ます機会があり、春季慰霊祭なども行われていた。これらは国庫を離れた県単独での事業であった。

130 公営住宅入居者公募

湯河原町宮上字孫込地内に建設の町営住宅へ入居を希望する者は左記事項諒知の上申込まれたい

尚入居者は選考委員会が選考基準に基いて選考又は抽せんにより決定する

昭和三十三年三月三日

湯河原町長 八亀武雄

公営住宅入居者公募

一、公募世帯数 第二種公営住宅（木造平家建、八坪

半、六畳、四畳半）二十世帯

二、申込資格 左の各項の条件を具備するものでない

ればならない

1、湯河原町内に住所又は勤務所を有する者

2、現に同居し又は同居しようとする親族（事実上

婚姻と同様の関係にある者、その他婚姻の予約者を含む）があること

3、現に住宅に困窮していることが明らかな者であること

4、入居者の毎月の収入の合計から扶養家族一人につき千円を控除した額が 一万六千円以下で

あつて独立の生計を営み家賃を支払う能力を有する者

三、申込期間 昭和三十三年三月三日から同年三月十

七日まで

四、申込場所 湯河原町役場

湯河原町役場吉浜出張所

湯河原町役場福浦出張所

五、申込方法 申込場所に備付の申込用紙に所定の事項を記入の上提出すること

六、家賃 第二種公営住宅 一ヶ月 約千參百円

七、注意事項 1、入居申込は一世帯につき一戸に限

るものとする

2、申込書は本人又は家族のものが持

参すること

3、当せんした権利は譲れません

4、当せんしても申込書に記載した事

項が^(ママ)実と相違していたときは入

居の許可にならないことがあります

す

(案内図及び配置図省略)

〔昭和三十三年 告示公示関係 庶務書類〕湯河原町

役場蔵)

131 児童福祉施設変更認可申請

三三湯第七五五号

昭和三十三年四月 日

足柄下郡湯河原町長 八亀武雄

神奈川県知事 内山岩太郎 殿

児童福祉法施行規則第三十七条第三項の規定
による児童福祉施設変更認可申請について

このたび左記の趣旨によつて別紙のとおり児童福祉施設
(保育所) 吉浜保育所の変更を致したいと存じます
ので必要書類を添え認可申請致します

記

当吉浜保育所は昭和三十一年度、国、県負担事業として
施行し昭和三十三年五月一日をもつて認可されたの
であります。その規模に於ては収容人員百名を予定し
たものであります。当初、認可の定員は六十名であり
ますが本施設を利用する地区は大半が農家及び農家を
対照とする日稼であり特に婦女子の稼動が目立ち児童
(ママ)
の保育欠如は増加の一途であり、速かにこれが解決を

第一節 福祉事業

計り児童に良い環境のもとで健全なる保育を期し、児童福祉の増進と共に家庭収入の増大を図りたく収容定員九十名の認可を受けようとするものであります

一、名称種類位置

(一)名称 吉浜保育所

(二)種類 保育所

(三)位置 足柄下郡湯河原町吉浜一、七二五

二、建物その他設備の規模及び構造並にその図面

(一)規模 敷地 三六五坪 建坪一一四坪三三

(二)構造

1 玄 関 四、〇〇坪

2 玄 関 ホール 四、〇〇坪

3 事務室
(医務室含) 四、七五坪

4 遊 戯 室 四、五〇坪

5 保 育 室 二四、五〇坪

6 乳 児 室 五、二五坪

7 宿直室 三、五〇坪

8 調理室 五、〇〇坪

9 倉 庫 一、五〇坪

10 便 所 五、八三坪

11 廊 下 一、〇〇坪

計 一一四、三三坪

(三)図面 別紙の通り添付

(四)附設設備 1 足洗場 一、〇〇坪

2 砂 場 二、〇〇坪

3 遊 具 滑台 二

ブランコ 三

遊動木 一

太鼓橋 一

三、運営の方法

別添規則に示すとおり

(一)経営の責任者及福祉の実務に当る幹部職員氏

名経歴

(氏名等省略)

四、収支予算書 別紙のとおり

五、事業開始年月日 御許可の日より

六、設置する者の履歴及び資産状況 別紙のとおり

(図面等省略)

(湯河原町役場蔵)

132 湯河原町民交通傷害保障条例

湯河原町民交通傷害保障条例(昭和四十三年

三月一日条例第十号)

(目的)

第一条 この条例は、交通事故により傷害を受けた者の救済の一助とするため、町民交通傷害保障制度(以下「保障制度」という。)を設けて町民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(保障制度の内容)

第二条 保障制度は、湯河原町を保険契約者、加入者を被保険者とし、保険者を湯河原町の指定する損害保険会社とする市民交通傷害保険契約に基づくものとする。

(加入者)

第三条 保障制度に加入することができる者は、湯河原町に居住する者及び湯河原町内に勤務先を有する者とする。

(費用の負担)

第四条 保障制度に加入しようとする者は、保険料相当額を町に納付しなければならない。ただし、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を受けている者については、規則の定めるところにより保険料相当額を町が負担する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、保障制度に關し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

昭和四〇年代に入ると町に流入する自動車台数が増え、交通事故が急増していった。こうした事態をふまえ、町は条例を制定して町民生活を保護する方針を打ち出した。

133 吉浜保育園新設に関する陳情書

(ママ)
陳状書

過ぐる昭和二十八年、当時の吉浜婦人会が中心となり町民の協力を得て吉浜保育園が設立され、後湯河原町に移管され現在(ママ)に致つている次第で有りますが、其の後の人口増加と環境の変化は入園希望幼児数の激増と

なり收容能力を遙かに上廻る為、遠く宮上迄も保育の場を求めざるを得ない状況となり、幼児の能力、体力から考へても父兄として洵に心労に耐へない次第で御座いました。幸いにして町当局に於かれましては諸般の情勢を明察され此の度、当地区内に保育園用地を確保なされました事は区民一同衷心より(ママ)詫びに耐へない次第で御座居ます。

然も当該用地は位置と云い環境と云い現時点で望み得る最高の地点かとも考察され、且亦敷地面積も充分に確保され望外の詫びを感じおる次第で有ります。

之上は一日も早く建設に着手され出来得れば来年度より保育業務の開始される事を願ふ氣持で一杯で御座います。何卒早急に予算措置を致されます事を御願すると共に併せて左記の点につきましても特段の御配慮を賜ります様、地区内住民の意向を集約お願い申し上げます。

記

1. 将来の人口増を見越し敷地の許す限り多人数を収容出来る様計画され度い。

2. 建設後の問題乍ら通園学区の編成其の他の配慮により、地区内幼児が全員入園出来る担置を考へられ度い。

昭和四十八年十月 日

以上

吉浜区長 貴田清士 印

吉浜婦人会々長 力石みどり 印

吉浜母親クラブ会長 小澤眞子 印

吉浜子供会会長 浅田伊佐子 印

P T A 支部長会々長 力石喜美男 印

湯河原町長 高杉茂利 殿

(「陳情書要望書に関する書類」湯河原町役場蔵)

町では戦前から城堀の城願寺などで農繁期の託児事

業が行われ、とくに戦後のミカン栽培の繁忙期などにはその需要が高まった。さらに幼児教育の必要性が叫ばれ、地区婦人会や農協などを中心に「託児」から「保育」事業へと施設開設への動きが活発化した。

134 湯河原町福祉会館条例

湯河原町福祉会館条例（昭和五十二年三月二十二日条例第四号）

(趣旨)

第一条 この条例は、湯河原町福祉会館の設置及び管理に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第二条 文化福祉活動を助長し、住民の文化と福祉の向上に資するため、福祉会館（以下「会館」という。）を、次により設置する。

名 称	位 置
湯河原町文化福祉会館	湯河原町吉浜九九九番地の二
湯河原町宮上会館	宮上二二九番地の二二
湯河原町鍛冶屋会館	鍛冶屋三七六番地の一
湯河原町福浦会館	福浦一一五番地の一

(使用の承認)

第三条 会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をするにあたり会館の管理上必要な条件を附することができる。

(使用の制限)

第四条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は会館の使用を承認しない。

- 一 公の秩序、または風俗を乱すおそれがあるとき
- 二 施設または設備を破損するおそれがあるとき
- 三 その他管理上支障があるとき

(使用料の徴収)

第五条 町長は、会館の使用についてその承認の際に別表に定める使用料を徴収する。ただし、公益上特に必要と認めるときはその使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第六条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を還付することができる。

- 一 使用者の責によらない理由により使用することができないとき
- 二 使用日の五日前までに使用の取り消しを申し出たとき
- 三 その他町長が特別の理由があると認めるとき

(目的外使用等の禁止)

第七条 使用者は、承認を受けた使用目的以外に会館

を使用し、または、その権利を譲渡し若しくは転貸することができない。

(造作等の制限)

第八条 使用者は、会館に特別の設備をし、または造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りでない。

(使用承認の取消し等)

第九条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認の条件を変更し、または使用承認を取り消すことができる。

- 一 この条例または、この条例に基づく規則に違反するとき
- 二 使用承認の条件に違反したとき
- 三 第四条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき

(原状回復義務)

第十条 使用者は、使用を終了したとき若しくは、前条の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第十一条 使用者は、会館の使用に際し施設、設備等をき損しまたは滅失した場合において前条の規定に基づく原状回復ができないときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 本町は、第九条の規定に基づく使用承認の条件の変更または、使用承認の取り消しによつて使用者が損害をうけても賠償の責を負わない。

(運営協議会)

第十二条 会館の運営に関し、審議し、建議させるため、福祉会館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、町長が委嘱する委員十五人以内で

組織する。

3 運営協議会に關し必要な事項は規則で定める。

(規則への委任)

第十三条 この条例の実施に關し、必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例(以下「新条例」という。)は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 湯河原町文化福祉会館条例(昭和四十六年湯河原町条例第十号)及び湯河原町宮上会館条例(昭和四十八年湯河原町条例第二号)(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 旧条例の規定に基づいて使用承認を受けたもので、その使用日が昭和五十二年四月一日以降のものにあつては、新条例の規定に基づいて承認されたものとみなす。

4 湯河原町非常勤の特別職職員^(ママ)の報酬及び費用弁償

に關する条例(昭和四十六年湯河原町条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表中「文化福祉会館運営協議会」を「福祉会館運営協議会」に改める。

(別表省略)

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

135 湯河原町福祉電話設置事業実施要綱

湯河原町福祉電話設置事業実施要綱(昭和五十二年五月二日告示第十七号)

(目的)

第一条 この事業は、ひとりぐらし老人又は重度心身障害者等に町名儀^(ママ)の福祉電話を貸与することにより、当該老人又は重度心身障害者の安否の確認、緊

急連絡の手段を確保するとともに、各種の相談を関係機関の協力を得て行い、もって孤独感の解消及び各種のサービスの提供をすることを目的とする。

(対象者)

第二条 この要綱により福祉電話の貸与を受けること

ができる者は、本町に引続き三ヶ月以上居住し、かつ住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

により登録されているもののうち、次の各号に該当する者であつて、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条各号の一の保護を受けている者、又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号の一の規定により市町村民税非課税世帯の者とする。

一 満六十五歳以上のひとりぐらしの老人で、定期的に安否の確認等を行う必要がある者。

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八

十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号（以下「別表」という。）の一級又は二級に該当する障害を有する者。

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十五条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条に規定する精神薄弱者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が三十五以下と判定された者。

四 手帳の交付を受け、別表の三級に該当する障害を有する者が、児童相談所又は更生相談所において知能指数が五十以下と判定された者。

五 その他町長が必要と認めた者。

(貸与の申請)

第三条 福祉電話の貸与を受けようとする者は、あら

はじめ福祉電話貸与申請書（第一号様式）を担当地区民生委員の証明事項を付して町長に提出しなければならない。ただし、その者が世帯員の所有家屋以外に居住している場合は、当該家屋所有者者の福祉電話設置承諾書（第二号様式）を添付するものとする。（貸与の決定等）

第四条 町長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、予算の範囲内で貸与の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、申請者に対し、福祉電話貸与決定（却下）通知書（第三号様式）により通知するものとする。

3 前項の貸与の決定をしたときは、福祉電話貸与台帳（第四号様式）に必要な事項を記載しなければなら
ない。

（費用負担）

第五条 福祉電話に係る費用の負担は、次のとおりとする。

- 一 福祉電話の取付け及び撤去は、町長が施行し、これらに要する経費は町の負担とする。
- 二 福祉電話の基本料金は、町の負担とする。
- 三 通話料は、福祉電話の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

（返還）

第六条 借受者が第二条の規定に該当しなくなった場合、又は福祉電話を必要としない事情が生じた場合は、すみやかに福祉電話撤去届（第五号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があった場合又は負担すべき通話料を正当な理由なくして支払わないときは、福祉電話を返還させるものとする。

(借受者の遵守事項)

第七条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 貸与を受けた福祉電話は、これを他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは担保に供してはならない。
- 二 貸与を受けた福祉電話は、常に適切なる管理のもとに使用しなければならない。

(不正利得した場合の措置)

第八条 町長は、偽り、その他不正の手段によりこの要綱による貸与を受けた者があるときは、その者からその貸与に要した費用の全部又は一部を弁償させることができる。

(福祉電話相談員)

第九条 福祉電話により相談等を行うため、福祉電話相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、別に町長が委嘱する。

3 相談員が相談等を行う日時は、日曜日、祭日を除き、月曜日から金曜日の午前九時から午後四時まで、及び土曜日の午前九時から十二時までとする。

(相談等の内容)

第十条 相談員による相談等の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ひとりぐらし老人又は重度心身障害者に対する電話訪問。
- 二 福祉電話による各種の相談及び助言。
- 三 その他必要と認められる福祉電話によるサービス。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和五十二年五月二日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

「福祉電話」は、ひとり暮らし老人対策として一九七
一（昭和四六）年度から豊橋市・福岡市など、九市を
モデルに実施された老人電話相談センターの設置に始
まる。町ではこれをうけて重度心身障害者をもあわせ
て福祉サービスを進めた。

136 高齢者医療保障に関する抜本改革について決議

（ママ）
高齢者医療保障に関する抜本改革について決議

国民皆保険の仕組みの中で、制度的に低所得者層と
老人層を多く抱えている国民健康保険事業は、（ママ）
（ママ）
医療無料化と人口老令化現象の進行とともに、他の社
会保険制度に比し著しく過重な医療費負担を余儀なく
されており、早急に対策を講じなければ、財政破たん

に至ることは明らかである。

本来、老人に対する医療保障は、健康管理、予防、
治療、リハビリ等包括的医療保障の対策が一貫した制
度のもとで行われることが望ましく、尚無料制度を堅
持しつつその費用は、国民が全体で公平に負担する制
度を確立すべきであつて、現行の糊塗的対策によつて
は、本格的な人口の老令化時代（ママ）
（ママ）
に対処し得ないものと
思料される。

本議会は、以上の趣旨により、政府に対しかねて検
討中の（ママ）
（ママ）
高齢者医療保障に関する抜本改革を、昭和五三
年度中に断行するよう要請する。

以上決議する。

昭和五二年一月二十九日

湯河原町議会

（昭和五二年 二号（九月〜十二月） 会議録議決
書）湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

一九七七（昭和五二）年の「厚生労働白書」では高齢者医療方面の財源確保に国民の負担が強調された。老人の医療費や年金支出が上昇したためである。湯河原は当時、六五歳以上人口は八%台だったが県下でも高齢化率が極めて高い地区で大きな危機感を持っていた。

137 湯河原町生活資金等貸付要綱

湯河原町生活資金等貸付要綱（昭和五十六年

三月二十日告示第九号）

（趣旨）

第一条 この要綱は、同和行政として生活環境等の安定向上を図るため、経済的に困窮する者に対して生活資金等の貸付けを行うことを目的とする。

（貸付対象者）

第二条 生活資金等は、経済的理由により、次に掲げる費用の支弁が困難な者（世帯主に限る。）で「同

和对策特別措置法」の対象者として関係団体が証明した者に対し貸付ける。

一 本人又は同居の親族の結婚及び葬祭に関する費用（以下「福祉資金」という。）

二 災害による家屋等（物置、石垣、門、へい等の付属物を含む。）の滅失、き損並びに本人又は同居の親族の疾病及び生計中心者の失業等（自営業者の事業不振を含む。）により生活が一時的に困難な場合に生活に充てる費用（以下「緊急資金」という。）。ただし、生活保護世帯を除く。

三 住居の移転に際し必要とする経費及び給排水設備、入浴設備、電気又は暖房設備を設けるために真に必要なとする費用（以下「生活資金」という。）

（貸付金額）

第三条 貸付金額は、次のとおりとする。

福祉資金 一件につき 十万円以内

緊急資金 一件につき 三十万円以内

生活資金 一件につき 三十万円以内

第四条 貸付金の貸付条件は、次のとおりとする。

一 利率 無利子

二 償還期間

ア 福祉資金 三ヶ月据置 二十回均等月賦償還

イ 緊急資金 六ヶ月据置 三十回均等月賦償還

ウ 生活資金 六ヶ月据置 三十回均等月賦償還

三 償還日 貸付金を交付した日から算出した日

四 連帯保証人 一名以上つけること（同一世帯以

外の者）

（貸付制限）

第五条 福祉資金及び緊急資金、生活資金の貸付け

は、同一世帯主に対して、それぞれ一回限りとする。

ただし、福祉資金及び緊急資金、生活資金のいずれかの資金のうち二種類を限度とし、その貸付額の合計は四十万円とする。

2 貸付金の金額若しくは、福祉資金又は緊急資金、

生活資金のいずれかを全額返済した者に対しては第三条に定める貸付額の範囲内で再度貸付けることができる。

（貸付手続）

第六条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、生活資金等貸付申込書（第一号様式）に必要事項を記入し、町長に提出するものとする。

（貸付決定）

第七条 町長は、生活資金等貸付けをしようとする

ときは、同和行政推進委員会の意見をきき、生活資金等の額を決定し、生活資金等貸付決定通知書（第二号様式）により速やかにその旨を申込者に通知する

とともに、生活資金等借用証書（第三号様式）により貸付金を貸付けるものとする。

（貸付金の返還）

第八条 町長は、貸付金の貸付けを受けた者が貸付金を目的以外に使用したとき又は貸付条件に違反したとき、若しくは不正な手段により貸付けを受けた場合は、貸付金の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第九条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和五十六年四月一日から施行する。
（様式省略）

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

138 湯河原町在宅ねたきり老人一時入所事業実施要綱

湯河原町在宅ねたきり老人一時入所事業実施

要綱（昭和五十六年六月五日告示第十八号）

（目的）

第一条 この要綱は、在宅のねたきり老人を介護している家族が疾病、事故、出産等緊急の事由により、一時的に介護ができない場合、老人を一定期間施設に入所させることにより、老人福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。

（対象者）

第二条 この事業の対象となる老人は、町内に居住するおおむね六十五歳以上のねたきり老人（以下「対象者」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者は対象としない。

- 一 精神衛生法、伝染病予防法等の法律の規定に基

づいて、医療機関等に収容されるべき者。

二 医療機関で医療を受ける必要があると認められる者

(入所の範囲)

第三条 入所の範囲は、次のとおりとする。

一 家族等の疾病、事故、出産等緊急の事由により、老人の介護が一時的にできなくなったとき。

二 その他、町長が特に入所を必要と認めるとき。

(入所の期間)

第四条 入所の期間は、前条各号の事由が解消されるまでの期間とし、原則として二ヶ月を限度とする。

(入所の指定施設等)

第五条 一時入所の指定施設(以下「施設」という。)

は、次のとおりとし、本事業の委託をするものとする。

社会福祉法人湯河原福祉会 湯河原老人ホーム

(入所の申請)

第六条 入所を希望する者(以下「申請者」という。)

は、在宅ねたきり老人一時入所申請書(第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請するものとする。

一 誓約書(第二号様式)

二 健康診断書(第三号様式)(主に伝染性疾患に
関するもの)

三 その他、町長が必要と認める書類

(入所決定及び通知等)

第七条 町長は、前条の申請があったときは、状況を調査し、入所の可否を決定のうえ、在宅ねたきり老人一時入所決定通知書(第四号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により入所者を決定したときは、在宅ねたきり老人一時入所依頼書(第五号様式)

に次の書類を添えて指定施設の長（以下「施設長」という。）に通知するものとする。

- 一 一時入所申請書の写し
- 二 誓約書の写し
- 三 健康診断書の写し
- 四 状況調査書（第六号様式）
- 五 日常生活動作能力調査表（第七号様式）

（緊急時の取扱い）

第八条 町長は、緊急性がきわめて高く、ただちに入所を要すると認めるときは、第六条及び前条の手続を経ずして、入所の取扱いをすることができるものとする。ただし、この場合は、次の事項については事前に調査するとともに、事後において所定の手続を行うものとする。

- 一 対象者の居住地
- 二 前条第二項第四号及び第五号の事項

（入所期間の変更）

第九条 申請者は、入所期間を変更しようとするときは、在宅ねたきり老人一時入所期間変更申請書（第八号様式）により町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、状況を調査し、入所期間を変更できるものとする。

（退所）

第十条 町長は、対象者の入所期限が到来したとき、又は、入所の期間中においても、解除を適当と認めるときは、対象者の引き取り等について、あらかじめ介護者と打ち合せその結果を在宅ねたきり老人一時入所解除通知書（第九号様式）により介護者及び施設長に通知するものとする。

（移送）

第十一条 対象者の移送は、原則として介護者が行うものとする。又施設の入退所に際しては、必要に応

じて、町担当職員が立会うものとする。

(経費等)

第十二条 入所者又はその者の属する世帯の主たる扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)は、一時入所に要する費用のうち、次の算出方法による入所者の飲食物相当額を納付しなければならぬ。ただし、入所者及び扶養義務者が生活保護世帯に属するときは、納付を免除する。

一 算出方法

一日当りの入所者の飲食物相当額(一二〇〇

円)×在所日数(入退所日を含む)

二 納付方法

前号により算出した金額を、退所当日施設に納付するものとする。ただし、入所期間が二ヶ月を超えるときは、原則として七日ごとにその費用を納付するものとする。

2 入所に要する費用のうち、前項に基づき入所者又

は扶養義務者が納付し又は、納付すべき費用、以外の費用については、町は施設長と業務委託契約を締結し支払うものとする。

(委任)

第十三条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和五十六年六月十五日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

(様式省略)

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

町の六五歳以上人口は国や県を大きく上回る速さで増えていた。その速度に町の行政の対応は後手に回ることが多かった。本要綱が発表された一九八一(昭和

五六)年に寝たきり老人の介護の四割近くを「嫁」が担当している、という実態〔農協だより〕一七二号)がある。

139 湯河原町社会福祉基金条例

湯河原町社会福祉基金条例(昭和五十七年九月二十八日条例第十三号)

(趣旨)

第一条 この条例は、湯河原町社会福祉基金の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第二条 湯河原町が行う社会福祉事業の資金に充てるため、湯河原町社会福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立)

第三条 基金は、篤志者からの指定寄付金を積み立て

るものとする。

(基金台帳)

第四条 前条による寄付者の氏名及び寄付金額等は、これを基金台帳に登録し、永久保存するものとする。

(基金の管理)

第五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、次の各号に掲げる社会福祉事業の資金に充てるものとする。

- 一 母子・児童福祉事業

二 心身障害者福祉事業

三 老人福祉事業

四 前各号のほか町長が必要と認める社会福祉事業

(委任)

第七条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日の属する年度に係る運用益金は、次年度の運用益金と合せて運用する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

140 湯河原町在宅重度身体障害者緊急一時保護事業実

施要綱

湯河原町在宅重度身体障害者緊急一時保護事業

実施要綱(昭和六十三年四月一日告示第十二号)

改正 平成元年二月六日

告示第四号

平成二年一月二十九日 告示第二号

(趣旨)

第一条 この要綱は、重度身体障害者を介護している家族が疾病等の理由により居室における介護ができない場合、当該重度身体障害者を一時的に保護指定施設に保護することにより、在宅重度身体障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第二条 この事業の対象者となる重度身体障害者は、町内に居住する十八歳以上の在宅重度身体障害者(以下「対象者」という。)とする。ただし精神保健法、伝染病予防法等の法律の規定に基づいて医療機関に収容されるべき者は、緊急一時保護の対象としない。

(保護の範囲)

第三条 保護の範囲は、次のとおりとする。

一 社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、看護、学校等の公的行事への参加により介護が一時的にできなくなつたとき

二 私的理由

私的旅行等により介護が一時的にできなくなつたとき

(保護指定施設)

第四条 保護指定施設(以下「施設」という。)は神

奈川県知事が指定した施設とする。

(保護の期間)

第五条 緊急一時保護の期間は、社会的理由の場合は

三十日間、私的理理由の場合は七日間を限度とする。

ただし、町長は、保護期間の延長が適当と認めると

きは、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

(保護の申請)

第六条 緊急一時保護を希望する介護者又は対象者(以下「申請者」という。)は、在宅重度身体障害者緊急一時保護申請書(第一号様式)により町長に申請するものとする。

(保護の決定及び通知等)

第七条 町長は、前条の申請があつたときは、緊急一時保護を行う施設及びその期間を決定し、在宅重度身体障害者緊急一時保護委託通知書(第二号様式)により保護指定施設の長(以下「施設長」という。)に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により保護の決定をしたときは、在宅重度身体障害者緊急一時保護決定通知書(第三号様式)により申請者に通知するものとする。

(保護の解除)

第八条 施設長は、保護の委託を受けた後に対象者が第二条のただし書きの規定に該当する場合は、町長に緊急一時保護の解除を申し出ることができる。

2 町長は、保護期間中において保護を解除する事由が生じた場合は、在宅重度身体障害者緊急一時保護解除通知書(第四号様式)により申請者及び施設長(第五号様式)に通知するものとする。

(対象者の移送)

第九条 対象者の移送は、介護者が行うものとする。

(費用)

第十条 町長は、緊急一時保護に要する費用について、別表一の基準により支弁する。

2 利用者の負担は別表二のとおりとし、利用者が施設へ直接納入するものとする。

(協力機関)

第十一条 利用者の状況の把握が困難な場合には、西湘地区行政センターに協力依頼し、適切な保護を行うものとする。

(委任)

第十二条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年二月六日告示第四号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二十九日告示第二号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。

別表一 (第十条第一項関係)

在宅重度身体障害者緊急一時保護費用支弁基準額

私	社会的理由		区	分	基準額(日額)
	「(一)以外の世帯(以下「一般世帯」という)」	「(二)一般世帯」という)			
私	一回の保護期間が十八日まで	一回の保護期間が十九日を超え三十日以内	利用者が生活保護世帯又は町民税非課税世帯及び災害等による場合(以下「生活保護世帯等」という)		六、三〇〇円 六、四四〇円
私	一回の保護期間が十九日を超え三十日以内				五、一〇〇円 四、九六〇円

備考(一)は、事業を委託した先が、消費税納税義務者の場合

務者の場合

別表二(第十条第二項関係)

私	社会的理由		区分	基準額(日額)
	「(一)以外の世帯(以下「一般世帯」という)」	「(二)一般世帯」という)		
私	一回の保護期間が十八日まで	一回の保護期間が十九日を超え三十日以内		六、三〇〇円 六、四四〇円
私	一回の保護期間が十九日を超え三十日以内			五、一〇〇円 四、九六〇円

(後略)

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

当初の公布文ではない。

141 湯河原町精神薄弱者福祉的就労促進事業実施要綱

湯河原町精神薄弱者福祉的就労促進事業実施要綱

要綱(平成四年四月一日告示第十一号)

(趣旨)

第一条 この要綱は、精神薄弱者の職業能力に応じた就労の場の拡大を図るとともに、職場適応能力を向上させることにより一般就労への可能性を高めるため、福祉施策の一環として、事業所の協力を得て、福祉的就労の促進事業(以下「事業」という。)を実施することに関し必要な事項を定める。

(対象者)

第二条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、湯河原町内に居住し、公的評価判定機関(神奈川県職業相談センター、神奈川県障害者更生

相談所その他これらに準ずる機関をいう。)により直ちに一般就労することが困難と判定された精神薄弱者であつて、町長が福祉的就労を適当と認めたとする。

(事業の実施)

第三条 事業は、精神薄弱者の就労に熱意と理解があり、かつ、福祉的就労の場を提供することができる事業所として、町長の推薦に基づき、知事が指定した事業所(以下「協力事業所」という。)の協力により実施するものとする。

(福祉的就労の手続)

第四条 福祉的就労を希望する精神薄弱者又はその保護者は、湯河原町精神薄弱者福祉的就労実習申込書(第一号様式)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあつたときは、対象者とすることの適否を審査し、湯河原町精

神薄弱者福祉的就労実習申込決定・却下通知書(第二号様式)により申込者に通知するとともに、対象者とすることを決定した者については、協力事業所に湯河原町精神薄弱者福祉的就労実習委託書(第三号様式)により、三箇月以内の期間を定めて実習を委託するものとする。

3 協力事業所は、前項の実習を受託する場合は、湯河原町精神薄弱者福祉的就労実習受託書(第四号様式)を町長に提出するものとする。

4 協力事業所は、実習の期間が満了した場合において、当該対象者の就労を決定したときは、湯河原町精神薄弱者福祉的就労協力申出書(第五号様式、以下「協力申出書」という。)を町長に提出するものとする。

5 協力事業所は、第二項の規定により実習が委託された場合において、授産施設等の行う園外実習によ

りあらかじめ当該対象者の職業能力を把握しており、実習期間を要しないと認めて直ちに就労を決定したときは、第三項の規定にかかわらず、前項に規定する協力申出書を町長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第五条 町長は、対象者の実習を受託し、又は対象者の就労を決定した協力事業所に対し、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の額)

第六条 奨励金の額は、対象者一人につき月額三万円とする。

(交付期間)

第七条 奨励金の交付期間は、実習又は就労の開始の日から町長が認める期間とする。

2 前項の交付期間は、月の初日(その日が当該協力事業所の休業日に当たるときは、その翌日)を基準

日として、基準日における実習又は就労の有無により、月をもって定めるものとする。

(奨励金交付の申請)

第八条 奨励金の交付を受けようとする協力事業所は、湯河原町精神薄弱者福祉的就労奨励金交付申請書(第六号様式、以下「交付申請書」という。)により町長に申請するものとする。

2 交付申請書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 四月から六月までに係る分 六月二十日
- 二 七月から九月までに係る分 九月二十日
- 三 十月から十二月までに係る分 十二月二十日
- 四 一月から三月までに係る分 三月二十日

(奨励金交付の決定)

第九条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、湯河原町精神薄弱

者福祉的就労奨励金交付決定通知書（第七号様式）により当該協力事業所に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に当たり、必要な指示又は条件を付けることができる。

（奨励金交付の時期）

第十条 奨励金交付の時期は、第八条第二項で定める交付申請書の各提出期限の翌月とする。

（交付決定の取消等）

第十一条 町長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した奨励金があるときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

一 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

二 その他町長が奨励金の交付を不相当と認めたと

き。

2 町長は、奨励金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により必要が生じたときは、その決定の内容又はこれに付した条件を変更するものとする。

3 前二項の取消又は変更をした場合は、湯河原町精神薄弱者福祉的就労奨励金交付決定（一部）取消・変更通知書（第八号様式）により当該事業所に通知するものとする。

（変更等の届出）

第十二条 協力事業所は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに湯河原町精神薄弱者福祉的^(マコ)就労者就労状況変更届出書（第九号様式）により町長に届け出なければならない。

一 対象者が退職したとき。

二 対象者の就労予定期間を定めた場合において、

当該予定期間を変更したとき。

三 対象者に支給する賃金の額を変更したとき。

四 その他町長が届出を必要と認めたとき。

2 対象者又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、居住地等変更届出書（第十号様式）により町長に届け出なければならない。

一 対象者の氏名に変更があったとき。

二 居住地を変更したとき。

三 その他町長が届出を必要と認めたとき。

（その他）

第十三条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成四年四月一日から施行する。

（様式省略）

（湯河原町役場蔵）

原資料は横書き。

町の障がい者対策は必ずしも十分ではなかった。昭和四〇年代以降、「広報」などで年金受給などに関する情報は提供されるなどしたが、事業としては篤志家の善意に依るところが大きかった。のちに本法のような自立に向けた施策がなされた。なお、「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」（一九九八（平成一〇）年）により「精神薄弱者」は「知的障害者」に改められた。

142 湯河原町ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業実施要綱

事業実施要綱

湯河原町ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業実施要綱（平成五年八月二日告示第三十六号）

（趣旨）

第一条 この要綱は、ひとりぐらし老人又は老人のみ

の世帯に属する者（以下「ひとりぐらし老人等」という。）の健康状態の悪化等による緊急事態に対する不安を解消し、併せて緊急事態発生時の万全な対策を講ずるため、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定める。

（対象者）

第二条 この事業は、次の各号に掲げる者（以下「対象者」という。）に対して行うものとする。

- 一 町内に住所を有する満八十歳以上のひとりぐらし老人
- 二 町内に住所を有するおおむね六十五歳以上のひとりぐらし老人又は老人のみの世帯に属する者で、身体上慢性疾患等により日常生活に注意を要する状態にある者。
- 三 その他町長が特に認めた者

（事業内容）

第三条 この事業は、電話回線を使用し、対象者に携帯用無線発信機、無線受信機及び多機能電話機（以下「貸与機器」という。）を貸与することにより行うものとし、対象者は緊急事態にあつては貸与機器により発報するものとする。対象者が発した通報は誤報、故障等の識別を経て、緊急の場合のみ直ちに処置対策を実施する。

（申請）

第四条 この事業の適用を受けようとする者は、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業申請書（第一号様式）により町長に申請するものとする。

（決定）

第五条 町長は、申請があつた場合はその内容を調査、審査した上で、事業の適否を決定し、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業決定（却下）通知

書（第二号様式）により申請者に通知するものとする。
 書（第二号様式）により申請者に通知するものとする。

（誓約書の提出）

第六条 前条の規定により決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、貸与機器の貸与を受けたときは、速やかに誓約書（第三号様式）を町長に提出しなければならない。

（使用制限等）

第七条 利用者は、貸与機器の原状を変更し、転貸し、又はこの事業の目的以外に使用してはならない。

2 利用者は、貸与機器を損傷又は亡失したときは、直ちに町長に届け出るものとする。この場合において、利用者の故意によるものと認められるときは、利用者はその損害を賠償するものとする。

（費用負担）

第八条 利用者は、緊急時の発報に要する通話料金を

負担する。

（届出）

第九条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにひとりぐらし老人等緊急通報システム事業変更届（第四号様式）により町長に届け出なければならない。

一 住所、氏名、電話番号又は緊急連絡先（別居親族の連絡先を含む。）に変更があったとき。

二 長期間不在にするとき。

（事業の取消し）

第十条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業取消通知書（第五号様式）により申請者に事業の取消しを通知するものとする。

一 第二条の規定に該当しなくなったとき。

二 事業の取消しを申し出たとき。

(関係機関との連携)

第十一条 町長は、この事業の円滑な運営を図るため関係行政機関と密接な連携を保つとともに、民間関係団体等の協力を得るよう努めるものとする。

(備付書類)

第十二条 町長は、この事業に関する必要事項を把握するため、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業利用者台帳(第六号様式)及びひとりぐらし老人等緊急通報システム事業利用者登録簿(第七号様式)により整理しておくものとする。

(委任)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(後略)

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

143 湯河原町長寿健康祝金贈呈条例

湯河原町長寿健康祝金贈呈条例(平成九年三月七日条例第十六号)

(目的)

第一条 この条例は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、合せてその長寿を祝い、長寿健康祝金を贈呈することを目的とする。

(贈呈の対象)

第二条 長寿健康祝金贈呈の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 毎年九月十五日現在の年齢が百歳、九十九歳、八十八歳又は七十七歳の者。

二 毎年九月十五日現在でその日までに引き続き一年以上町内に居住していること。

三 湯河原町に住民登録を有する者。ただし、町長が特に認めた者については、この限りではない。

(贈呈祝金)

第三条 長寿健康祝金の贈呈額及び贈呈対象者は次のとおりとする。

贈呈額	贈呈対象者
五〇、〇〇〇円	九月十五日現在の年齢が百歳の者
三〇、〇〇〇円	九月十五日現在の年齢が九十九歳の者
二〇、〇〇〇円	九月十五日現在の年齢が八十八歳の者
一〇、〇〇〇円	九月十五日現在の年齢が七十七歳の者

(贈呈の時期及び方法)

第四条 長寿健康祝金は、原則として毎年九月十五日から九月二十一日までに、該当者に贈呈する。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(湯河原町長寿健康祝金条例の廃止)

2 湯河原町長寿健康祝金条例(昭和三十四年湯河原町条例第二号)は、廃止する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

144 湯河原町地域福祉センター条例

湯河原町地域福祉センター条例(平成二十二年六月二十一日条例第九号)

(趣旨)

第一条 この条例は、湯河原町地域福祉センター(以下「地域福祉センター」という。)の設置及び管理

に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 町民の地域福祉活動を支援し、地域福祉の推進を図るため、次のとおり地域福祉センターを設置する。

名称	位置
湯河原町地域福祉センター	湯河原町城堀五七番地の六

(事業)

第三条 地域福祉センターは、前条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地域福祉の推進に關すること。
- 二 地域福祉活動に關すること。
- 三 ボランティア活動に關すること。
- 四 心身障がい児者及び精神障がい児者並びにこれらの家族等の地域における生活と社会参加の支援

に關すること。

五 高齢者及びその家族等の地域における生活と社会参加の支援に關すること。

六 子ども及び子育てに係る交流の促進及び地域活動の支援に關すること。

七 地域福祉活動、社会教育活動及び子育て支援活動に係る団体の会議室の利用に關すること。

八 その他町長が必要と認める事業等に關すること。

(利用の承認等)

第四条 地域福祉センターの会議室(以下「会議室」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 前条の事業を行うために地域福祉センターの施設(会議室を除く。以下「施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければ

ばならない。

五 その他管理上支障があると認められるとき。

3 町長は、第一項の承認及び前項の許可（以下「承認等」という。）をするに当たり、当該地域福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。

（利用時間）

第六条 施設等の利用時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（利用の制限）

（使用料の徴収）

第五条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は会議室及び施設（以下「施設等」という。）の利用の承認等をしてしない。

第七条 第四条第一項の規定による会議室の承認を受けた者の会議室の利用については、別表に定める使用料を徴収する。ただし、国又は地方公共団体及び第三条第七号に規定する団体の利用については無料とする。

一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

2 第四条第二項の規定による施設の利用の許可を受けた者の施設の使用料は、無料とする。

二 施設等及びその附帯設備を破損するおそれがあるとき。

3 第一項の規定により徴収する使用料は、前納とする。

三 営利を目的とする興行その他これに類するものを行うとき。

四 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

四 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

（使用料の還付）

第八条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- 一 利用者の責めによらない理由により利用することができないとき。
- 二 利用日の前日までに利用の取り消しを申し出たとき。

三 その他町長が特別の理由があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第九条 施設等の利用の承認等を受けた者(以下「利用者」という。)は、承認等を受けた利用目的以外に施設等を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(設備の変更禁止)

第十条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ町長の

承認を受けたときは、この限りでない。

(利用の承認等の取消し等)

第十一条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認等の条件を変更し、又は利用の承認等を取り消すことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 利用の承認等の条件に違反したとき。

三 第五条各号のいずれかに該当すると認めるとき。

(原状回復の義務)

第十二条 利用者は、施設等の利用を終えたとき又は利用の承認等を取り消されたときは、直ちに施設等又はその附帯設備を原状に回復しなければならぬ。

い。

(損害賠償)

第十三条 利用者は、施設等の利用に際し、施設等、附帯設備等を破損し、又は滅失した場合において原状回復ができないときは、町長の定める損害額を賠償しなければならぬ。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたとときは、この限りでない。

2 町長は、第十一条の規定による利用の承認等の条件の変更又は取消しによって利用者が損害を受けても賠償の責めを負わない。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
別表（第七条関係）

区分	単位	使用料
三〇一会議室	一時間	四〇〇円
三〇二会議室	一時間	三〇〇円
三〇三会議室	一時間	三〇〇円
三〇四会議室	一時間	三〇〇円
三〇五会議室	一時間	五〇〇円
大会議室	一時間	九〇〇円
小会議室	一時間	六〇〇円

備考 利用時間が一時間に満たない場合又はこれに一時
時間未満の端数を生じた場合は、その満たない時
間又はその端数の時間を一時間として計算する。

原資料は横書き。

(湯河原町役場蔵)

第二節 医療・衛生問題

(一) 健康・医療

145 湯河原町国民健康保険条例

湯河原町国民健康保険条例（昭和三十一年二月三日）

第一章 総則

第一条 この町が行う国民健康保険は、法令に定めるもの、外、この条例の定めるところによる。

第二条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため湯河原町国民健康保険運営協議会（以下協議会という）を置く。

第三条 協議会の委員の定数は左の通りとする。

一、被保険者を代表する委員 五人

二、医師又は歯科医師を代表する委員 五人

三、公益を代表する委員 五人

第四条 協議会に関し必要な事項は町長が別にこれを定める。

第二章 被保険者

第五条 被保険者は町内の世帯主及びその世帯に属する者とする。但し左に掲げる者を除く。

一、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の被保険者及びその被扶養者。

二、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の被保険者及びその被扶養者。但し同法第二十条第一項の規定による被保険者及びその被扶養者を除く。

三、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第八十条の規定により日雇労働者健康保険

手帳の交付を受け六月を経過しないもの及びその被扶養者。但し同法第七条の規定による承認を受け同法の被保険者とならない期間内にある者を除く。

四、特別國民健康保險組合^(マ)の被保険者。

五、法律の規定に基いて組織する共済組合であつて、私傷病につき療養の給付をするもの、組合員及び被扶養者。

六、医療従事者又はその世帯にある者にして療養の給付をしない認められる者

七、貧困のため地方税の免除を受ける者及びその世帯にある者。

八、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者及びその世帯にある者。

九、その他特別の事由があるものと認める者。

第六条 世帯主である被保険者又は世帯内に被保険者

がある世帯主はこの条例公布の後十日以内にその住所及び氏名並にその属する世帯の被保険者の氏名、性別、生年月日、及び続柄を届出なければならない。

2 新たに被保険者となつた者があるときは、第一項の規定に準じ届出なければならない

3 前二項に規定する事項中に変更があつたときもまた同様とする。

第七条 世帯主である被保険者が被保険者でなくなつた時は、十日以内にその旨を届出なければならない。

第八条 世帯主である被保険者が世帯主でなくなつたときはあらたに世帯主となつた被保険者は十日以内に世帯主変更の届出をしなければならない。

第九条 世帯主である被保険者はその属する世帯内の被保険者中はその資格をそう失した者があるときは十日以内にその被保険者の氏名及び資格をそう失の事

由を届出なければならない

第十条 第六条第三項並びに第七条乃至第九条の届出については関係ある者の受診証を添えなければならぬ。

第十一条 町長は、被保険者が受診証を毀損又は亡失したときは申請に基づき受診証を再交付することができる。

第三章 保険給付及び保健施設

第十二条 この町においてする保険給付の種類は左に掲げるものとする。

- 一、療養の給付
- 二、助産費の支給
- 三、葬祭費の支給

第十三条 療養の給付の範囲は、左に掲げるものとする。

- 一、診察（往診及び処方箋の交付を含み、初診料健

康診断及び車馬賃は含まない）

二、薬剤又は治療材料の支給（診療以外の薬品及び売薬は含まない）

三、処置、手術その他の手当

四、入院

五、充填及びインレー

六、補綴（有床義歯のみとする）

但し第五号、第六号については、銀合金以外の貴金属類を除く。

第十四条 前条の給付については被保険者は町が定めた療養担当者のうち自己の^(選)進定した者についてこれを受けるものとする。

第十五条 被保険者が左の場合において療養担当者以外の医師、歯科医師その他の者の手当を受けたときは第十三条の規定による範囲の療養の給付に代えて療養費を支給する。

一、湯河原町において療養の給付をすることが困難であるとき。

二、緊急の必要があるとき。

三、その他必要により町長の承認を受けたとき。

第十六条 療養費の額は療養に要した実費とする。但し療養の給付をする場合に要する額から第十八条の規定による一部負担金の額を控除した額を超えることができない。

第十七条 療養の給付は、転帰に至るまでこれをするものとする。但し同一の傷病により入院するものゝ療養の給付開始後三ヶ年とする。

第十八条 被保険者が療養の給付を受けるときは、その属する世帯の世帯主である被保険者はその費用の五割を一部負担金として療養担当者に支払はなければならない。

2 被保険者が結核予防法及びその他の法令の規定に

よる医療を受けるときはその属する世帯の世帯主である被保険者はその医療に要する費用から同法による負担に相当する金額を控除した残額の五割を負担しなければならない。

3 町長は被保険者のうち災害にあい又は貧困である等特別の事由があると認められた場合については申請に基づき一部負担金を減免し又は支払を猶予することができる。

第十九条 伝染病予防法その他の法令の規定により無償で療養を受ける場合は、その限度において療養の給付はこれをしなす。

第二十条 助産費の額は五百円とする。

第二十一条 葬祭費の額は五百円とし葬祭を行う者にこれを支給する。

第二十二条 この町は、被保険者の健康の保持増進のため左に掲げる施設をする。

1 伝染病予防、寄生虫病その他疾病の予防

2 健康診断

3 母性及び乳幼児の保護

4 栄養改善

5 その他健康の保持増進に関する施設

第四章 保険料

第二十三条 保険料は、被保険者である世帯主に対して課する

2 被保険者の資格がない世帯主であつても当該世帯内に被保険者である者があるときは当該世帯主を被保険者とみなして保険料を課する。

第二十四条 前条の者に対して課する保険料の賦課額は世帯主及びその世帯に属する世帯員につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割及び世帯別平等割額の合計額とする。

第二十五条 前条の所得割額はその世帯の構成員の賦

課期日の属する年の前々年の所得に係る地方税法第二百九十二条第四号但書の課税総所得金額に第二十七条に規定する所得割の料率を乗じて算定する。但し世帯の構成員で被保険者でないものがあるときは課税総所得金額合計額をその構成員で除した額に被保険者でない者の人員を乗じた額を合計額から控除する。

第二十六条 第二十四条の資産割額は、その世帯の構成員に賦課された前年度の固定資産税中土地及び家屋に係る分（以下固定資産税という）の合計額を標準とし第二十七条に規定する資産割の料率を乗じて計算をする。但し世帯の構成員で被保険者でない者があるときは、固定資産税合計額をその構成員で除した額に被保険者でない者の人員を乗じた額を合計額から控除する。

第二十七条 保険料の賦課基準割合及び保険料率は左

の通りとする。

一、所得割基準は保険料総額の百分の四十五とし保険料率は第二十五条に規定する課税総所得金額を以つて除して得た数。

二、資産割基準は保険料総額の百分の十とし保険料率は前条に規定する固定資産税額を以つて除して得た数。

三、被保険者均等割基準は保険料総額の百分の三十とし保険料率は被保険者数（第二十三条第二項に規定する世帯主を除く）を以つて除して得た数。

四、世帯別平等割基準は保険料総額の百分の十五とし保険料率は被保険者世帯数を以つて除して得た数。

第二十七条の二 旅館従業員その他個々に収入があり独立世帯とみなすべき者に対する保険料については第二十四条及び前条の規定にかゝらず次の区分による額を賦課徴収する

一、旅館従業員等 年額四八〇円

第二十八条 保険料の賦課期日は四月一日とし、年額を一時に賦課する。

第二十九条 保険料は賦課額の十二分の一の額（以下月割額という）を毎月末日までに納付しなければならぬ。

2 保険料の賦課期日後あらたに被保険者の資格を取得した者の保険料は次の方法により徴する

一、資格取得の日がその月の十五日以前であるときは第二十七条に規定する保険料率をもつて算定した額の月割の二分の一の額

二、資格取得の日がその月の十六日以後であるときは第二十七条に規定する保険料率をもつて算定した額の月割額の二分の一の額

3 被保険者の資格をそう失したものの保険料は次の方法により徴収する。

一、資格そう失の日がその月の十五日以前であると
きは月割額の二分の一の額

二、資格そう失の日がその月の十六日以後であると

きは月割額の全額。

第三十条 保険料の額が決定したときは速やかにこれを世帯主である被保険者に通知しなければならぬ。その額に変更があつたときもまた同様とする。

第三十一条 納付義務者が納期限までに保険料を完納しないときは、町長は納期限後三十日以内に発付の日から十日以内の期限を指定して督促状を発付しなければならぬ。

第三十二条 督促状を発付したときは一通につき十円の督促手数料を徴収する。

第三十三条 延滞金^(ママ)は保険料百円(百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)について一日につき四^(銭)の割合をもつて計算した額を保険料及び手数料

と同時に徴収する。

但し延滞金^(ママ)が十円未満である場合においてはこれを徴収しない。

2 町長は納税義務者が納期限までに保険料を完納しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合は前項の延滞金を減免することができる。

第三十四条 第三十一条の規定による督促を受けたものが督促状の指定期限までに保険料を完納しないときは、町長は督促状の指定期限後六十日以内に滞納処分に着手しなければならない。

第三十五条 滞納処分のため財産の差押をなす当該吏員はその身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第三十六条 町長は納付義務者のうち左の各号の一に該当すると認めた場合は申請により保険料の納期限を延長し又は減免することができる。

一、天災その他の災害により保険料の納付が困難であるとき。

二、その他特別の事由があるとき。

第三十七条 町長は納付義務者の過納又は誤納にかか
る徴収金がある場合これをその納付義務者に還付す
る。但しその納付義務者の未納にかゝる徴収金があ
るときはこれに充当することができる。

第五章 雑則

第三十八条 町は保険給付に要した費用の前三年度の
平均年額に相当する額に達するまで毎年度の剰余金
から該平均年額の百分の五以上に相当する額（剰余
金が該平均年額の百分の五に達しないときはその全
額）を準備金として積立てるものとする。

2 前項の限度内の準備金は保険給付に要する費用に
不足を生じたときでない限りこれを使用しない。

第三十九条 町は、支払上現金に不足を生じたときは

準備金に属する現金を繰替使用し又は一時借入金
をすることができる。

2 前項の規定により繰替使用した金額及び一時借入
金は当該会計年度内にこれを返還する。

第四十条 国民健康保険特別会計に属する財産は左の
各号によりこれを管理する。

一、有価証券は、郵便局に保管を托し又は横浜銀行
湯河原支店、駿河銀行湯河原支店、西相信用金庫、
湯河原町農業協同組合に保護預りとする。

二、現金は郵便貯金とし又は横浜銀行湯河原支店、
駿河銀行湯河原支店及び吉浜支店、西相信用金
庫、福浦、川堀、吉浜、(最位)鍛冶屋各農業協同組合、
湯河原農業協同組合及び同城堀、門川各支所に預
入する。

三 前各号に掲げる以外の財産、管理は議会の議決
を経た方法による。

第四十一条 詐偽その他不正の行為により国民健康保険の徴収金の徴収を免れた者については二千元以下の過料に処する。

第四十二条 この条例に規定するものの外施行に關し必要な事項は町長が別にこれを定める。

附 則

1 この条例は公布の日から施行する

2 この条例施行の際現にその取にある運営協議会委員は、この条例施行後あらたに委員が委嘱されるまでその取にあるものとする

3 この条例施行の際現に湯河原町国民健康保険の世帯主である被保険者は第六条第一項に規定する届出をしたものとみなす。

(湯河原町役場蔵)

企業の従業員や公務員などの職域保険とは別に、一般国民を対象とする地域保健に位置付けられるのがこ

の保険制度である。加入する住民が被保険者に、市町村などが保険者となる。被保険者の病氣・けが・出産・死亡などに際して保険の給付が行われる。

146 湯河原町国民健康保険直営診療所設置条例

湯河原町国民健康保険直営診療所設置条例
(昭和三十三年三月三十一日条例第六号)

第一条 湯河原町に国民健康保険直営診療所を設置する。

第二条 前条の診療所の位置及び名称は次のとおりとする。

位 置	名 称
神奈川県足柄下郡湯河原町 吉浜一五七六番地ノ二	湯河原町国民健康保険直営 吉浜診療所
神奈川県足柄下郡湯河原町 福浦一一五番地	湯河原町国民健康保険直営 福浦診療所

附 則

この条例は公布の日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

町の国民健康保険診療所の設置は古く、一九四三(昭和一八)年に吉浜町役場内に設立されていた。この時点では組合員だけの診療であったが、一九五〇年に国保直営診療所として住民全体の受診が可能になった。のちの町村合併で新たな出発点になったのが本条例である。

なお本条例は一九六〇年九月二九日公布の「湯河原町国民健康保険吉浜診療所条例」(『第二巻』三四八)で廃止された。一九六〇年には増築、内科・外科のほか眼科も整備されてX線設備が導入され、手術もできるようになった。

一九七五年九月一日から鍛冶屋八七二番地の一に「湯河原町国民健康保険湯河原診療所」として開業したが、診療実績の低下傾向が続き、一九八八年二月一日を

もって閉所された。廃止後は民間医療施設として地域医療を担うことになった。

147 診療所の検査室、医療機械器具の整備及び給食の完備について

診療所の検査室、医療機械器具の整備及給食の完備について

医学は日進月歩の発展をとげており、特に日本の医学は他国に比較しても優れている点が多々あります。しかしながら、この日本の発展した医学の恩恵に浴せられるものは大都会の住民、又はある限られた家だけの人々であります。当診療所を振り返ってみますと、旧態依然とした状態であり、何かと少しづつでも内容を整備して新しい医学に少しでも追付いて町民の皆様の福祉に役立てる方向にもつていき、公的医療機関としての存在意義を明確にしなければならぬと考

えます。

触診、打診、聴診のみで診断される疾患は数少くないつております。現在では種々の検査を施行して診断を確定し疾病がどの程度進行しているか、この予後はどうなるかを確実に把握してそれに対する治療方針を定めなければなりません。又治療を行つている場合にも、検査を行つて治療効果を確実にしらねばなりません。そのためには検査室を整備することが急務であります。

内科的及び外科的治療に於ても医者が患者に対して安静療法、薬物治療及び食餌療法が適確に行はれていかどうかを充分に管理指導する必要がありますので、それに該当する疾病に罹患された患者は積極的に入院して頂いて一日も速く健康な社会に復帰して頂く様に努力せねばなりません。現在の診療所は給食の設備がないために入院を拒否される方が多く、入院されても

退院をせがまれる状態で、医者も治療に困難を感じ患者も充分なる療養が出来ず、結局は不完全な治療を繰り返すという事が多いのであります。ですから給食設備を完備して入院しやすい様にしていかねばなりません。将来は完全完護^(ママ)が出来る設備までもつていかねばならないと存じます

次に物療機械、手術器械その他検査器械が不備なために診断治療に不満足な点が多く医師は焦躁の念にかられることが多いのであります。この様な事をより少なくするために医療器械を整備する必要があると存じます。町民の皆様様の健康と福祉のために以上の趣旨を御理解下さいまして診療所の検査室の整備、給食の完備及び医療器械の整備に御盡力をお願い致し度いと存じます。

〔厚生常任委員会会議録〕湯河原町役場蔵

148 公衆浴場設置計画案

公衆浴場設置計画案

現在の旅館組合事務所を無償譲渡を受け都市計画事務所、所在町有地に移築、増築し一般公衆浴場とし開設する。但し単年度では^(財)賤源等に困難性があるので二ヶ年継続事業として三七年六月末迄に完成することとする。以下大要は次のとおりとする。

昭和三六年度実施計画

敷地の整地及び事務所の移築を行ない外壁、内壁等を改造する。

昭和三七年度実施計画

- 一 浴場の増築約一二坪其の他内部仕上げを行う
- 二 必要な附帯設備、配管工事及び便所、下水等の施設を行う

- 三 必要な備品等を購入する

予算額（昭和三六年度分）

移築及び一部改造費

二、〇〇〇、〇〇〇円

^(財) 賤源 一般会計

一、〇〇〇、〇〇〇円

温泉会計

一、〇〇〇、〇〇〇円

（昭和三七年度分）

増築改造費

一、〇〇〇、〇〇〇円

附帯工事費

五〇〇、〇〇〇円

備品其の他雑費

五〇〇、〇〇〇円

計

二、〇〇〇、〇〇〇円

^(財) 賤源 一般会計

一、〇〇〇、〇〇〇円

温泉会計

一、〇〇〇、〇〇〇円

上記については尚細部に涉り設計士により計画を行うものとし当計画の遂行決定により行う。尚具体的改造案等は別図案のとおりとする

収支計算見込額

		(支 出)	
		支 出	
必要経費	月額		
賃 金	三人 月一五、〇〇〇	四五、〇〇〇	
温泉料	保証温泉料金 一〇斗	三三、三〇〇	
電気水道料		七、〇〇〇	
燃料費		三、〇〇〇	
雑 費		一〇、〇〇〇	
小 計		九八、三〇〇	
償却費		三〇、〇〇〇	
計		一二八、三〇〇	
		(収 入)	
普通客	日一七〇人 二〇円	三、四〇〇円	
休憩客	月二〇〇人 一二〇円	二四、〇〇〇	
雑収入	月売店収入	二、三〇〇	
計		一二八、三〇〇	

上記は経営方法により、相当の差違あるものと認められるが夏の海水浴客、秋の密柑客^(ママ)其の他一般町民等の利用により収益は相当上るものと考えられる。

(図案省略)

(昭和三五年 昭和三八年二月 厚生常任委員会)

関係書類綴「湯河原町役場蔵」

原資料は横書き。

昭和三〇年代半ばに、安価で入浴できる浴場の新設が具体化した。候補地として湯河原駅下地点が選ばれた。一階約七一坪、二階四七坪ほどの計画で町民からの期待はあったが、三大事業(役場庁舎・中学校校舎・観光会館建設)が進行中で、財政的困難性があり実現は見なかった。

149 吉浜診療所移転に関する陳情書

湯河原町 町長 高杉茂利 殿

湯河原町 町議会議長 常盤正雄 殿

湯河原町 議会議員 殿

陳情書

私達が常にお世話に成つて居る吉浜診療所の移転問題について、すでに町議会に於て、論議の焦点となり賛否両論慎重に討議なされて居る事を地方新聞、報導(ママ)によつて知るもので有ります。

財政豊ならざる町に於て町民の為の診療所を近代的に建設して下さるといい、町長さん、議員さんには深く感謝するものでありますが、診療所の近隣住民として永い間、使用させてもらつた者としてわがままかも知れませんが、今一度現在位置にあまり遠くない所へ移転する事の御配慮を煩ししたいと思います。(ママ)鍛冶屋の元製紙場あとではあまりにも現在位置よりはなれて町民全体の使用に供する事も出来兼ねる場所であると誰れもが感ずると思ひます。特に現在の診療所近くの住

民ははなはだしく不便を感じて少数ながら連名でお願い致す次第で御座居ます。

上記の件について御回答下さるよう御願ひ申し上げます

陳情署名(ママ)人 壱千壱百貳拾五名 代表者

足柄下郡湯河原町吉浜〇〇〇番地 向笠孝之

(外代表者六名省略)

他(ママ)一、一一九名

(昭和四九年 会議録)湯河原町役場蔵)

原資料は陳情署名以外横書き。

150 湯河原町保健センター条例

湯河原町保健センター条例 (昭和六十年三月十二日条例第六号)

(趣旨)

第一条 この条例は、湯河原町保健センター(以下「保健センター」という。)の設置及び管理運営等に
関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 町民の健康保持増進を図り、併せて公衆衛生
の向上に資するため、次のとおり保健センターを設
置する。

名 称	位 置
湯河原町保健センター	湯河原町門川四三七番地の一

(業務)

- 第三条 保健センターは、次に掲げる業務を行う。
- 一 健康に関する相談、指導及び援助に関するこ
と。
 - 二 予防接種及び健康診査の実施に関すること。
 - 三 妊産婦及び乳幼児の保健指導に関すること。

四 栄養改善及び指導に関すること。

五 公衆衛生の啓発に関すること。

六 その他保健センターの目的を達成するために必
要なこと。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、必要な事項
は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

(湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

151 町立湯河原診療所廃止反対等に関する陳情書

(表紙)

町立湯河原診療所廃止反対、住民医療の拡充
をはかる意見書の採択をもとめる陳情書

紹介議員 鈴木幸雄

湯河原町議会議長

力石静夫 殿

一九八八年九月一六日

陳情
請願人

小田原市久野〇〇〇ノ〇

小田原地区労働組合協議会

議長 森 豊樹

(外二名省略)

一 陳情
請願の主旨

世界にもまれな我が国の急速な高令化社会の到来や急激な社会・経済・産業の構造変化という状況の中で、高令者医療対策や成人病対策の充実に求められており、本町においても、他自治体に比して医療供給体制が進んでいる側面があったとしても、例外ではありません。

とりわけ、地方公共団体として、住民の健康保持、疾病予防、患者治療は日本国憲法の要請、地方自治法の規定から照らしても、自治体固有の責務であり、いささかもないがしろにすることが許されない必須の業務であります。

貴議会において、これらの立場にたつて、左記の事項の実現をはかる意見書を採択され、湯河原町長にご提出されるよう陳情書願いたします。

記

一、住民医療行政の一層の拡充をはかること

二、町立国民健康保険湯河原診療所を廃止せず、運営の充実をはかること

二 陳情
三、診療所職員の身分を採来とも保全すること
請願の理由

町立湯河原診療所は第二次大戦後間もなく、旧吉浜町直営診療所として開設、合併後も湯河原町国保直営診療所として継承され、昭和五十年九月に現在の鍛冶屋地区に新築移転、この間、一貫して町民の健康保持、疾病予防、患者治療に貢献し、所在地区はもとよりのこと、全町民から信頼され、親しまれてきました。

(ママ) 我が国の高令化社会到来という状況の中で、高令者医療対策の拡充、増大する町住民の成人病対策をはじめとする医療行政の充実は、町政の一大根幹として確立されなければならず、町立診療所は、民間医療機関と両々あいまって、地方自治体

の責務として一層重要な役割を果たすことが求められています。

しかるに、町当局は、本年六月以降、町立湯河原診療所を年度中途にもかかわらず、この十月から廃止し、しかも不可解にも同施設を個人医に無償貸与しようとしています。

この計画は予め診療所職員に運営のあり方について意向聴取することすらなく、逆に、一時は管理者を通じて「分限解雇」が口頭で勧告される不穏当な事実もあり、一方的に、不正常的な状態で進められています。

この際、町保健医療行政を抜本的に向上、確立し、町立診療所を存続、充実をはかる必要があると考へ、前記、陳情(ママ)請願主旨に述べる意見書を採択され、町長に対しご提出いただくよう陳情(ママ)請願いたします。

〔昭和六三年 湯河原町議会 第五回定例会（九月）
会議録議決書〕湯河原町役場蔵）

152 国際医療福祉大学病院の誘致を推進する決議書

熱福健第一号

平成一二年四月一二日

湯河原町 町長 米岡幸男 様

熱海市長 川口市雄 印

国立熱海病院の移譲に伴う国際医療福祉大学病

院の誘致を推進する決議書について（お願い）

春暖の候、貴職益々ご清祥の段お慶び申し上げます。

日頃、本市福祉保健行政に対しましては、深いご理解
とご協力を頂きまして誠に有り難く心よりお礼申し上げ
ます。

さて、既にご承知とは存じますが政府においては、
医療行政全般の見直しの中で、国立病院・療養所の再

編成計画が決定されたことにより、統合や移譲による
再編成を目指しており、国立熱海病院についても、平
成一三年三月三十一日までに公的医療機関等への経営移
譲等の計画が打ち出されたところであります。

よって、本市としましては、国立熱海病院の移譲に
伴う国際医療福祉大学病院の誘致^{（ママ）}を推進する決議がこ
の三月定例市議会本会議にて全会一致で可決され、別
紙決議書を大学側に対し、提出してきたところであり
ます。

貴町におかれましては、この国立熱海病院の移譲に
伴う後利用に関しまして、昭和六一年四月二二日付け
国立病院存置について住民署名運動の推進協力要請を
お願いし、同年四月二八日区長連絡協議会に於いて存
置決議がなされ、同年六月二四日民生常任委員会にて
存置決議して頂いたところであります。

この度、前述の経緯の中で存置決議に代わるべき誘

致決議を致したところでありませう。

是非とも国立熱海病院に代わるべき、広域を対象とした総合診療施設としての機能を持つ、国際医療福祉大学病院の誘致について決議方ご配意賜りたくお願ひ申し上げます。

敬具

(別紙決議書省略)

(「国立熱海病院廃止に伴う(要望等)」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

(二) 腸チフス問題

153 各区等放送・通知内容

① 広報車用放送内容(その一)

広報車用

三月一四日の放送内容

城堀地区に腸チフス患者が三人発生しております。

これ以上病気が出ないように地区のみなさんは衛生に充分注意してください。

特に ○石けんで手をよく洗ってください。

○生水・生ものをさけてください。

○熱があつたり、おなかのぐあいの悪いときは早くお医者さんに診てもらってください。

② 広報車用放送内容(その二)

広報車用

三月一八日の放送内容

防疫対策本部からお知らせします。

腸チフス患者が町全域で発生していると言つ、うわ

さが流れていますが、一七日のお知らせのとおり、発生地域は、城堀の一部に限られておりますし、死亡患者も出ておりません。

用便後や食前の手洗いを必ず行い、町からお知らせした注意を守って冷静に対処してください。

③ 各区放送依頼（その一）

三月一九日午後一時

各区長殿

防疫対策本部

放送依頼

お忙しいところ恐縮ですが、貴区の放送施設を通じて、別紙原稿により、地域住民にお知らせ下さるようお願いいたします。

なお三月一八日午後八時三〇分の患者発生状況は別

紙のとおりです。

（患者発生状況省略）

放送用原稿

防疫対策本部からお知らせします。腸チフス患者が町全域で発生しているといううわさが流れています。一七日のお知らせのとおり、発生地域は城堀の一部に限られています。

またこの病気は、早く発見し適切な治りようを受ければ九九%なおりますし、現在のところ死亡患者は出ておりません。

用便後や食事前の手洗いを必ず行い、町からお知らせの注意を守って冷静に対処して下さい。

④ 各区放送依頼（その二）

各区長殿

三月二〇日午後五時

防疫対策本部

放送依頼

御多用中恐縮ですが、放送により別紙原稿のとおり地域住民にお知らせ下さい。

なお三月二〇日午後五時現在の患者名簿は次のとおりです。

(患者名簿省略)

放送用原稿

防疫対策本部からお知らせします。検便をしたかたは、検査の結果がわかるのは、便を出してから五日後になります。

検査の結果、菌の出た方には対策本部から通知がゆきませんが五日過ぎても通知を受けなかった方は菌が出

なかつた方です。

検査の結果がわかるまで外出、通勤をさしひかえて下さい。

⑤ 各病院あて文書(昭和五〇年三月一四日)

あなたは、伝染病の疑いがありますので、特別な検査をしますが、次のことをよく守って下さい。

一 検査の結果が分るまで旅行、遠足などはやめ、出来るだけ家をはなれない様にする。

二 食事前、大小便後の手洗いを石鹼で充分に洗うこと。

消毒薬(逆性石鹼、クレゾール)などが一番よい。

三 生水、生食はさけること。

⑥ 各教育施設長等あて文書

各教育施設
長殿

昭和五〇年三月十五日

神奈川県防疫対策本部

湯河原町防疫対策本部

腸チフス防疫について

三月一五日午後一二時現在の眞性患者及び疑似患者の発生状況は、別紙のとおりです。(名簿中、収容先に病院名の記入のある者は、眞性患者)

児童・生徒及び、その家庭に対し、すでに配付のチラシで、お知らせした注意事項をよく守るよう御指導下さい。

また、疑わしい症状のある者は、すぐ医師の診断を受けるよう、また出来るだけ外出を避けるよう併せて御指導をお願いします。

(別紙省略)

⑦ 各組長あて文書

各組長さんへ

三月十八日

神奈川県
湯河原町
防疫対策本部

家庭の消毒用としてクレゾール液を配付しますので、一びんを約一〇世帯でわけて下さい。

使用上の注意は次のとおりです。

一、薬のうすめ方

洗面器一ぱいの水(約五合 \parallel 〇・九 ℓ)にクレゾール液キャップ一 \sim 一・五はいを入れてうすめる。

二、使い方

(一) 汲取便所にまく。

(二) ドアのとつ手その他手のふれやすい場所をよく
ふく。

(三) 用便後及び食事前の手洗いに使う。

三、水洗便所は、きめられた薬剤の注入を忘れずに。
クレゾールは入れないで下さい。

⑧ 児童生徒の父兄あて文書

昭和五〇年三月二〇日

小学校
中学校
児童生徒の父兄へ

神奈川県
湯河原町
防疫対策本部

防疫対策本部からお願

湯河原小学校・中学校で出席停止されている児童・
生徒の父兄の皆さんに次の点を注意されるようお願い
します。

注意すること

一 患者多発地区の児童・生徒の登校を見合わせてい
るのは、腸チフスがこれ以上ひろがることを防ぐた
めです。

こどもさんに対し、外出、訪問、外食をさけるよ
う指導してください。

二 腸チフス菌は便↓口↓便の順序で感染しますか
ら、このつながりを断ち切ることが最も有効な防疫
方法です。

用便後の手洗い、食事前の手洗いを必ず行ない、
また手のふれやすい場所（ドアの手のかかる部分な
ど）をクレゾール液や逆性石けん液でよくふきとつ
てください。

⑨ 患者家庭あて文書（昭和五〇年三月二九日）

患者さんの家庭で気をつけること

- 一 衣類、寝具類は日光にさらすか、又は乾燥させましょう。
- 二 下着類はクレゾール液に浸し、その後で洗濯をしましょう。
- 三 食器類は全部水に浸し、沸騰消毒をしましょう。
- 四 おもちゃ類はクレゾール液でふきとりましょう。
- 五 本、雑誌類は、約半年位^(ママ)の使用をさけましょう。どうしても必要なものは日光にさらすか、又は乾燥させましょう。

神奈川県防疫対策現地本部

湯河原町防疫対策本部

〔防疫対策本部 広報班〕湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

一九七五(昭和五〇)年三月一三日に本町在住者から法定伝染病である腸チフス発生が確認された。八月初旬に最後の患者が退院して終息するまでの四か月あ

まりの間、町は対策本部を設置して県などと連絡を取りつつ沈静化に努めた。昭和二〇年代を最後に、町域では二桁の患者発生数を見ることはなかった。この異常事態に初期の町内放送などには緊迫感が漂っている。

154 町民あて広報

① 第一号

お知らせ

今、城堀地区に腸チフス患者が三人発生しております。

伝染病ですから、今後も発生のおそれがありますのでこれ以上病気が出ないように地区の皆さんは衛生に充分注意してください。

特に 一 食事前、大小便後の手洗いを石鹸でよくしてください。

二 生水、生食をさけてください。

三 熱があつたり、腹のぐあいが悪い時は、早くお医者さんに診てもらってください。

昭和五〇年三月一日

神奈川県防疫対策現地本部

湯河原町防疫対策本部

② 第二号（昭和五〇年三月一七日）

町民各位

神奈川県
湯河原町
防疫対策本部

防疫対策本部からお知らせ

三月一七日午後一時現在、腸チフス患者の発生は、隔離患者三七人、疑似患者三四人で、地域は一部地域に限定されており、第一次感染患者の発生はどうかやらずをこえたのではないかと考えられます。

県・町の対策本部は、全力をあげて防疫に取り組みでおりますので無用の混乱・恐怖心をあおるような言動を避け、冷静に対処してください。

腸チフスは、潜伏期間が二〜三週間ありますので、第二次感染防止のため、次の注意事項を守ってください。

注意

- 一 用便後及び食事前は石けんで手洗をする。
クレゾール一五〇倍液（洗面器一ぱいの水にクレゾールキャップ一〜一・五はい）か逆性石けんならなおよい
- 二 生水・生食をやめ、火を入れたものを飲食する。
- 三 疑わしい症状（発熱、寒けをともなう頭痛、関節痛、下痢ときに便秘、腹痛等の症状）の人は、すぐに医師の診断を受ける。
- 四 不必要な外出・訪問を避ける。

五 集会における飲食をつつしむ。

六 水道は、当分の間塩素濃度を高くしますので臭いが強くなります。(鯉や金魚の水には使えません。)

③ 第三号

腸チフス情報第三号

昭和五〇年三月二一日

町民各位

神奈川県
湯河原町 防疫対策本部

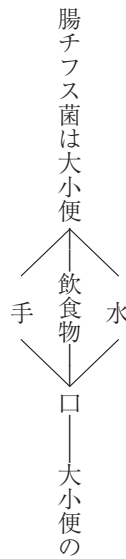
◎原因と区域

現在(二一日正午)の患者数は真性七八人(死亡者なし)になりました。この伝染経路は区宮城堀簡易水道の東海道線海側に給水された水の汚染に原因があると推定されました。(城堀、土肥の一部)したがってこの区域外の人は先づ安心されてよいと考

えられます。

現在この区域に給水されている水は完全に整備改善された水を給水していますので安心して使用できます。

◎第二次感染を防ごう



順序で感染しますからこのつながりを断ち切る事が最も有効な防疫方法です。

第二次感染を防ぐために用便後、食事前の手洗を必ず行ない、また手のふれやすい場所(ドア)の手のかかる部分などをクレゾール液か逆性石けん液でよくふきとって下さい。(クレゾール液か逆性石けん液は、どちらか一つを使って下さい。併用すると効用がなくなります。)

◎外出はひかえよう

検便をした方は、検査の結果が陽性とわかるのは、便を出してから早い人で三日かかります。

検査の結果、菌の出た方には対策本部から通知しますが、六日過ぎても通知がない方は菌が出なかった方です。

検査の結果がわかるまでなるべく外出は遠慮して下さい。

◎流言にきをつけよう

患者が各地に発生したとか、死亡者が出たとか、又は一〇〇人以上患者が出たときは、交通をしゃ断するとか、いろいろうわさが流れていますが、そのようなことはありません。

対策本部からのお知らせによって冷静に対処して下さい。

◎善後策は次号で

町議会でも防疫対策特別委員会を設置して善後策を協議しています。今後の対策については次号でお知らせします。

④ 第四号

腸チフス情報第四号

昭和五〇年三月二三日

町民各位

湯河原町防疫対策本部

◎原因と経路と区域は

現在（二三日午後一時）の患者数は、真性九六人（死亡者なし）となりました。この原因と経路は、次のとおりであると考えられています。

城堀簡易水道組合経営の簡易水道の取水施設の不備から、この水が汚染され、配水タンク内の滅菌施設に欠陥がある状態のまま給水され、東海道線海側

のこの簡易水道組合の給水区域に広がったものと考えられます。

この汚染された区域は、別図のとおりです。したがって、この区域を除く他の簡易水道や町営上水道の区域の方は、まず安心されてよいと思われます。又この汚染された区域の水も、現在では完全に殺菌されていますので、安心して使用できます。

◎城堀の水を飲んだ人は検便を受けましょう

仕事などの関係で、別図の区域内で二月一〇日から三月一五日までの間に、水を飲んだ方は感染の心配があります。この人達の中から少数ですが、患者が発見されていますので、ぜひ検便を受けましょう。

検便については、役場内防疫対策本部検査班に申し出てください。

◎患者世帯に見舞金

防疫対策特別委員会の進言により湯河原町議会は、見舞金の贈呈を決定し、これにより町では隔離された患者の家庭に五万円(ママ)つつ見舞金を差し上げました。

◎生活・営業相談の窓口

また、同様に特別委員会・町議会の決定により、生活相談・営業相談の二つの窓口を町役場内に開設することになりました。

生活相談窓口は、三月二四日からご相談に応じます。

営業相談窓口は、三月二七ごろ開設の予定です。

◎西相信用金庫の緊急融資

西相信用金庫では、今度の事件でおこまりの事業者に対し、次の要領で緊急融資をすることを決めました。

- 一 限度額 二〇〇万円 二 利率 年八・五%
- 三 償還方法 三ヵ月据え置き一年償還
- 四 申込場所 西相信用金庫本・支店

◎浄化槽の消毒の注意

水洗便所の浄化槽は、槽の中でバクテリアが汚物を分解して浄化していますので、この槽にクレゾール液を流し込むと浄化の働きがとまってしまいます。次の点に注意してください。

- 一 手洗いなどに使った消毒液を、便器の中に入れてください。
- 二 消毒液を入れる時には、最後の滅菌槽にだけ入れてください。他の槽には絶対に入れないでください。
- 三 浄化槽の清掃消毒には、できるだけ町や業者の指導を受けてください。

◎用便後、食事前の手洗

第二次感染を防ぐため、大小便後、食事前の手洗いを励行しましょう。

◎外出はひかえましょう

検査をした方は、検査の結果がわかるまで、外出をひかえてください。

検査の結果がわかるのは、便を出してから早くても三日かかります。その結果、菌の出た方には対策本部から通知しますが、六日過ぎても通知がない方は、菌が出なかつた方です。

三月二〇日までに便を出した方で、対策本部から特別に連絡のない方は、陰性ですからご安心ください。

(腸チフス汚染区域図省略)

⑤ 第五号

陽チフス情報第五号

昭和五〇年三月三一日

町民各位

湯河原町防疫対策本部

◎現在の状況

三月二八日以後患者の発生はありません。また、隔離された患者さんたちも比較的軽症で、明るさをとりもどし、快方に向っています。しかし、第二次感染を防ぐため今後也十分注意し今までどおり手洗いや消毒をつづけてください。

◎清潔にしましょう

二度とこういうことを起きぬようみなで注意し合い、次のことを励行しましょう。

(一)宅地及び家屋の内外を掃除する。(二)室内の採光や換気を十分にし、湿気の高い床下も乾燥させ

る。(三)タタミ、敷物などを日光にあててかわかす。

◎薬品の訪問販売に注意を

「クロマイ」と称して、薬の訪問販売をしている者があるようです。この種の薬は医師の処方が必要であれば販売できません。また防疫対策本部では販売を指示したり承認したことはありません。こうした者にあつたら、住所・氏名を聞くとか、または警察に急報しましょう。

◎生活相談の窓口

毎日開いています。お困りの方は、えんりよなく相談に来てください。町役場住民ホール内にあります。

◎営業相談の窓口

こんどの事件で、事業が不振になり、お困りの営業者のための融資相談の窓口が開かれています。次

の場所へご相談ください。

町役場観光課 営業相談窓口

商工会事務所 営業相談窓口

◎納税相談の窓口

国税、県税、町税で期限内に申告・納税できなかった方や、納税にお困りの方は、申請により期限や納税の延長がされます。

四月三日午後一時から観光会館で、四月七日、八日、九日は、商工会で共同の受付をします。また、役場税務課では、いつでもご相談に応じます。

(「防疫対策本部 広報班」湯河原町役場蔵)

原資料は横書き。

学校における伝染病 食中毒発生報告 湯河原小学校 50.3.20現在																																																																																																																																																
1	学校名 神奈川県足柄下郡湯河原町立湯河原小学校																																																																																																																																															
2	学校の所在地 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上11番地																																																																																																																																															
3	①病名 腸チフス																																																																																																																																															
	②発生年月日 昭和50年3月14日（発見通報を受けた日）																																																																																																																																															
	③終えん年月日																																																																																																																																															
	④発生場所 城堀地区 土肥二丁目 及 その周辺の一部																																																																																																																																															
	患者数 欠席者数 および 死者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学年</th> <th colspan="3">児童生徒等の数</th> <th colspan="3">患者数</th> <th colspan="3">欠席者数</th> <th colspan="3">死亡者数</th> <th colspan="2">(登校停止)備考</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一学年</td> <td>142</td> <td>138</td> <td>280</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>58</td> <td>46</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>第二学年</td> <td>104</td> <td>87</td> <td>191</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>第三学年</td> <td>125</td> <td>122</td> <td>247</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>32</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>38</td> <td>31</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>第四学年</td> <td>123</td> <td>92</td> <td>215</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>38</td> <td>30</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>第五学年</td> <td>128</td> <td>132</td> <td>260</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>54</td> <td>50</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>第六学年</td> <td>121</td> <td>101</td> <td>222</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>29</td> <td>26</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>743</td> <td>672</td> <td>1415</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>24</td> <td>68</td> <td>57</td> <td>125</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>239</td> <td>206</td> <td>445</td> </tr> </tbody> </table>	学年	児童生徒等の数			患者数			欠席者数			死亡者数			(登校停止)備考		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	第一学年	142	138	280	3	1	4	14	11	25	0	0	0	58	46	104	第二学年	104	87	191	3	2	5	14	17	31	0	0	0	22	23	45	第三学年	125	122	247	6	2	8	17	15	32	0	0	0	38	31	69	第四学年	123	92	215	2	1	3	8	7	15	0	0	0	38	30	68	第五学年	128	132	260	0	3	3	8	4	12	0	0	0	54	50	104	第六学年	121	101	222	0	1	1	7	3	10	0	0	0	29	26	55	計	743	672	1415	14	10	24	68	57	125	0	0	0	239	206	445
	学年	児童生徒等の数			患者数			欠席者数			死亡者数			(登校停止)備考																																																																																																																																		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計																																																																																																																																
	第一学年	142	138	280	3	1	4	14	11	25	0	0	0	58	46	104																																																																																																																																
	第二学年	104	87	191	3	2	5	14	17	31	0	0	0	22	23	45																																																																																																																																
	第三学年	125	122	247	6	2	8	17	15	32	0	0	0	38	31	69																																																																																																																																
第四学年	123	92	215	2	1	3	8	7	15	0	0	0	38	30	68																																																																																																																																	
第五学年	128	132	260	0	3	3	8	4	12	0	0	0	54	50	104																																																																																																																																	
第六学年	121	101	222	0	1	1	7	3	10	0	0	0	29	26	55																																																																																																																																	
計	743	672	1415	14	10	24	68	57	125	0	0	0	239	206	445																																																																																																																																	
発生 の 経過	不明																																																																																																																																															
4	患者及死亡者発見の動機 町対策本部よりの通知による																																																																																																																																															
5	発生原因 現在のところ不明																																																																																																																																															
6	感染経路 同上																																																																																																																																															
7	臨床病状の概要																																																																																																																																															
①学校の 処置	①14日に17日（月）18日（火）実施予定の学校給食中止の処置 ②患者家族の割出しとその登校停止 ③蔓延防止のため17日（月）より近辺地区児童の登校停止 ④通学児童の健康観察と保健指導（伝染病に対する） ⑤校内の大消毒とクレゾール液による手の消毒の励行 ⑥卒業記念音楽祭 P・T・A総会 謝恩会等の対外部関係の一切の学校行事の中止 ⑦欠席児童の病因の確認 ⑧学校医 学校薬剤師に来校指導を仰ぐ																																																																																																																																															
	②学校管理機関の処置 14日町対策本部設置町長を本部長として対応処置																																																																																																																																															
	③保健所その他の関係機関の処置 14日県対策本部設置小田原保健所長を本部長として対応処置																																																																																																																																															
9	都道府県教委・知事の処置 県対策本部の設置																																																																																																																																															
10	その他参考となる事項																																																																																																																																															

第二節 医療・衛生問題

学校における伝染病発生報告

昭和50年3月22日
湯河原町立湯河原中学校長 小宮三郎 印

1	学校名	湯河原町立湯河原中学校															
2	学校の所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1775															
3	伝染病の発生状況	1)病名 腸チフス															
		(2)発生年月日 推定発病年月日は 昭和50年2月28日(1人) 3月9日(2人) 3月11日(1人)															
		(3)終えん年月日 未定															
		(4)発生場所 自宅															
		(5)患者数 欠席者数 および 死亡者数															
		学年	生徒数			患者数			欠席者数			死亡者数			備考(出席停止者数)		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
		第1学年	193	181	374	0	3	3	8	10	18	0	0	0	38	42	80
		第2学年	157	182	339	0	0	0	11	8	19	0	0	0	29	31	60
		第3学年	185	163	348	1	0	1	3	11	卒業	0	0	0	3	11	卒業
		計	535	526	1061	1	3	4	19	18	37	0	0	0	67	73	140
		(6)発生の経過	高熱を發して醫師の治療をうけ真性或は疑似と診斷された。														
4	患者及び死亡者発見の動機	医療機関の診断による															
5	伝染病発生原因	簡易水道の汚染か															
6	伝染病の感染経路	簡易水道か															
7	臨床病状の概要	高熱を發して醫師の治療を受けたが、その後の病状不明															
8	1)学校の処置	3月14日(金)町教育委員会より1年生3名が疑似患者である旨の通知に接す。(3名とも病気で欠席)															
		3月15日(土)生徒に対し手洗いの励行、生水・生物を食べないよう又、身体の具合が悪い者は早く醫師の診断をうけるよう注意した。(生徒は学習検査採点のため短学活で下校)															
		3月17日(月)患者多発地区(城堀地区、土肥一丁目・二丁目地区)の保護者に対し、自發的に生徒の出席を見合わせるよう勧告した。15日に行なった注意を重ねて行った。手洗い所に石けん、消毒薬を設置した。(生徒は学習検査採点のため短学活で下校)															
		3月20日(木)出席停止者に対して外出、外食を控えるよう、又手洗いをするよう注意した。															
	2)学校管理機関の処置	3月14日 町防疫対策本部を設置し 町教育委員会を通して学校に情報を提供し 防疫上必要な勧告を行なう。															
		3月16日 校舎内全域の消毒を行う。															
	3)保健所その他関係機関の処置	3月14日 現地防疫対策本部を設置して 防疫活動を行なう。															
9	県教育委員会・県知事の処置	3月14日 県防疫対策本部を設置した。															
10	その他参考となる事項	特になし															

※ (うち疑似1)と記入されている。

〔四九年 調査統計〕湯河原町役場蔵

感染性疾患の経路を考えると学校は最も警戒を要する場所である。給水区域内在住の年齢別罹患率（県事例報告書）を見ると、男女とも一四歳以下の比率が高い傾向があり、町内の学校では給食中止や排便時の注意、煮沸したお湯を水筒で持参するなどの指導に追われた。

156 特別売り出しに関する陳情書及び副申

陳情書

此の度、突然発生した腸チフス事件は私共零細商業者にとって誠に痛ましい程、その影響が大きく、

城堀地区では今だ患者の退院もおぼつかない現状にあり、特に発生地となった商工業者は御承知の如く致命的な打撃を受け、一部には折角の救済緊急融資すら受けられない零細業者もみられ、これからの経営にも

暗い様相を感じさせるところであります。

この状況に対し、此の度、せめても、この沈滞するムードを取り除き、一日も早くこの地区に活気をとりもどすことを考え、駅前中央（城堀）商店会々員三七名一致して特別売出を計画し、商工会の後援を得て、これを実施することいたしました。

つきましては、町財政も多難の折、誠に恐縮ですがこの事業費の一部を御援助下さいますよう別紙計画書を添え陳情申しあげる次第です。

昭和五〇年六月三日

湯河原町議会経済常任委員

委員長 八亀民雄 殿

湯河原駅前中央商店会

会長 勝又利夫 ㊦

（別紙計画書省略）

副申

常に町内中小企業者に対し御配慮賜わり、当商工会として深謝申し上げる次第です。

去る三月、突然発生した腸チフス事件は発生以来三ヵ月を経過した今日、未だ終息宣言も出されない状況にあります。この度発生地区の城堀商店会が特にこの地区の商業活動の沈滞を打破して従前の活気を取り戻すべき手段として、特別売出しを企画し、これを実施することとなったことは誠に意義あるものと思えます。当商工会においては五月一九日開催の理事会において満場一致これを支援することに決定いたしました。

つきましては、この事業の意のあるところを御賢察の上、患者発生地区商店会の要望をおきき届け下さいますようお願いいたします。

昭和五〇年六月三日

湯河原町

町長 杉山 實 殿

湯河原町商工会

会長 飛田金次郎 ④

〔経済常任委員会会議録〕湯河原町役場蔵

原資料は横書き。

腸チフス発生は、観光立町を町是とする湯河原にとって致命的ともいえる打撃となった。この事件は、三四日夜のNHKニュースで放送され、翌一五日には新聞各紙が報道するところとなった。宿泊予約の取り消しはもとより、同年五月にかけて湯河原駅降車客数が最大で三八%も落ち込み、商店や飲食店も活気を失った。こうした危機的状況を打開するための取り組みが図られた。

157 湯河原町における腸チフス患者の集団発生

湯河原町における腸チフス患者の集団発生について

わが国における腸チフス患者の発生は終戦を境に激減し昭和四八年の患者数は二五八、発生率は一〇万対〇・二である。本県も同様に減少し同年の患者数は四、発生率は〇・一以下である。

一 患者発生の概要

昭和五〇年三月一三日一〇時三〇分国立熱海病院から入院患者の血液より腸チフス菌を検出した。たち熱海市隔離病舎へ收容した旨電話報告があり、同夜さらに二名患者の発生をみた。翌一四日疑わしい病状を有するもの、臨床症状により入院させたもの等統々と新患者が発生し五月五日を最終として新発生は終息した。六月三日現在の患者数は次のとおりである。

表一 決定区分別入院患者、性別、菌検出数

計	入院				菌陽性
	小計	菌検出	臨床決定		
			菌(+)	菌(-)	
二二三	一一〇	七一	二二二	一六	一
六六六	六〇	三七	一一	一二	〇
五七七	五〇	三四	一一	四	一
九三	九三	七一	二二二	一	一
九三	九三	七一	二二二	一	一

三月三十一日現在、入院患者は一〇三名で、うち転症退院が二名、在院は一〇一名であった。退院第一号は四月三日で以来続々退院が増加したが、四月六日に至り退院者のうち一名が発熱を呈し再燃と診断され再入院した。

以降、再燃あるいは経過者検便により菌検出あり再入院は二六人にのぼった。そのうち退院者は一七人である。さらに五月三〇日再入院退院者のうちから経過

者検便で菌検出が一人ありついに三度目の入院者を出すにいたった。

表二 入退院状況と現在入院数（七月二日現在）

	一次	二次	三次	計
入院者	一一一	二六	一	一三八
退院者	一一〇	一七	一	一二八
現在入院	一	九	〇	一〇

二 防疫措置

患者居室はもちろんのこと患者発発地区^(ママ)周辺（東海道線下側ほぼ全域）の徹底消毒を実施しさらに町では腸チフス情報のチラシを配布し、手洗の完全励行を全町民に要請した。

学校は発生地区の児童、生徒については三月一七日以降学校保健法による登校停止を指示した。同時に学校給食、幼稚園、保育所の給食も停止した。

患者発生の都度、家族および接触者には隔日三回の

検便を指示し、不急の外出を控えること、また飲食物取扱いの営業および従業は三回目の結果判明まで自主的に休業するよう要請した。

三 疫学調査

患者発生の都度、病症聴取ならば、二次感染の防止のための指導を行なった。また入院決定時には入院準備等も指示したが、いずれも保健婦が面接指導した。

発生患者の住所地を地図上に描点するとその大部分は国鉄湯河原駅と町役場を両端とする直径約六〇〇mの範囲におさまりそれは城堀簡易水道の給水区域の南部とはほぼ一致している。

関連患者は小田原市と東京都で各一名発生した。いづれも、患者あるいは給水区域に密接な関連があるが感染日時決定にはいたらなかった。

四 健康診断

患者、疑わしい症状を有する者、およびそれらの家

族接触者の検便はもちろんのこと、食品業者に検便を実施した。さらに給水区域の全住民の検便（二回）を指示したが、それらの検体数は月別に示すとつぎのとおりである。

表三 月別検体種別、検査機関別、検査数

検査機関	検体	三月	四月	五月	六月	計
		小田原保健所	便 四、四六二 血液 九三 尿 一七	六〇三 一一二	三七二 一	
衛生研究所	便 三、七二五 血液 一五 尿 一				三、七二五 一五 一	
藤沢保健所	便 五二五				五二五	
平塚保健所	便 四九一				四九一	
計		九、三〇九	六二七	三七三	二四九	一〇、五四八

五 原因の追求

腸チフスの集団発生は、消化器等伝染病の特性として、食品または水が考えられるので、当然この方面に

原因追求の調査を行なった。

(一) 食品

三月一五日患者と対照群に同一喫食調査票を用い一八品目を更に一八日、一九日に他の調査対象に二〇品目の調査を行なったが、結果についてはいずれも有意差はなく食品が原因であるとの仮説は否定された。

(二) 水

水道は調査の結果滅菌装置不十分ならびに水源より配水池までの導水系統には横浜銀行湯河原寮の汚水排水路との交叉が疑われる部分があったので各種実験の結果確認のため、掘削したところ水路の上ぶた部分に欠落を発見し汚水が混入したものと思われる。

しかし、排水路使用者の追求検査では腸チフス菌を検出するにいたらなかった。しかし次の事項は目下検討中である。

◎横浜市で発生した患者

〇〇〇〇 横浜市旭区川島町

は二月一五日腸せん孔のため横浜赤十字病院にて開腹手術、二月二一日発熱その後解熱せず、菌血症を疑い血液培養を行なったところ二月二八日にいたり腸チフス菌検出、直ちに横浜市立万治病院に收容した。届出（横浜赤十字病院）医師は二月一一日発病と診定しているが、收容時バラ疹の出現をみているので万治病院の主治医は発病日を二月二一日と診断している。

腸チフスの経過からみると発病以前に排菌することごくまれなものと考えられるので、二月二一日発病とすると感染源者ではないとの見方が強い。

六 社会的影響

三月一四日事件発生が報道されて以来観光業界の影響をみると三月二六日までの一二日間に

	旅館、保養所、組合	二三三軒	取 消 数
芸妓	一五〇軒（二〇〇人）	四七、二九六 六三五人	

であり約五〇%の減、宿泊費は二八、八〇〇万円、芸妓組合は九〇〇万円の減と発表されている。菓子組合の出荷停止、返品による見積り損害は二、四三三万円、国鉄湯河原駅の乗降客は前年に比し次の通りである。

比率	三／一五〇三二	四／一〇三〇	五／一〇一五
	△三八%	△二九%	△一一%

七 今後の見通し

今回、入院患者一一一疑わしい症状を有するもの一三計一二四名の発生をみた。腸チフス集団発生事件は五月五日の新患者の出現をもって新たな追加はない。しかし、退院者あるいは治癒再入院は今もって可能性を含み入院中の患者の排菌も時折あり、長期入院は必要である。

八 まとめ

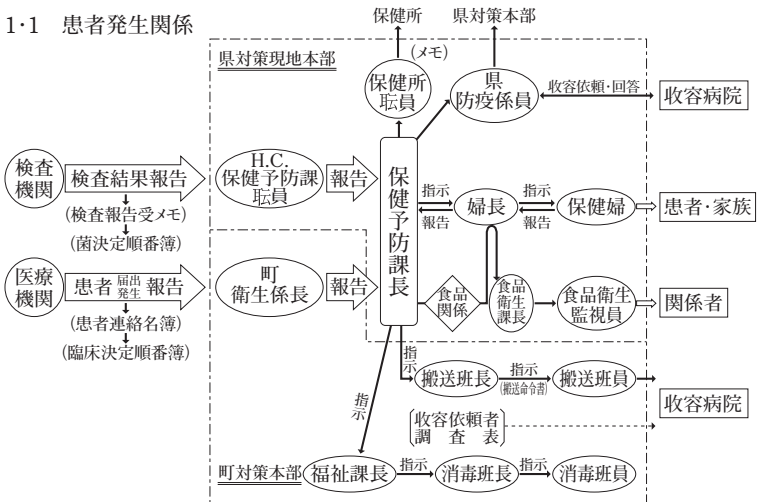
水道流行による腸チフスは戦後まれであり、文献上は二度目である。患者数も屈指の規模を呈した。

流入の日時等について因果関係は結論を出すに至っていない。

今後は小規模流行のくり返しを予防するために患者、家族、全住民の手洗の指導、食品取扱業者の清潔指示、水道管理、等強力な監視指導体制を少くとも数年にわたり継続することが必要と考える。

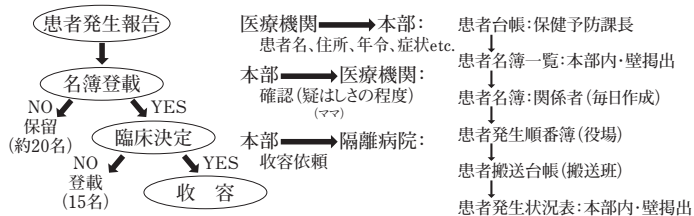
1 情報管理

1.1 患者発生関係

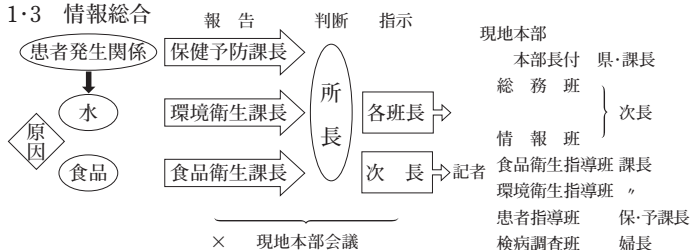


第二節 医療・衛生問題

1・2 患者確認の経路



1・3 情報総合



原資料は横書き。

〔腸チフス関係〕湯河原町役場蔵

別編第一章 六〇年の証言

158 川堀のミカン農家

吉浜 力石康之

一九四三（昭和一八）年二月生

私は昭和三六年に農学校を卒業し、それからずっとミカンに携わっています。

湯河原では戦後すぐは、麦とか陸稻おかほとかを作っていました。昭和三〇年以降は、ミカンに大分替わって見ました。吉浜の藤中里次郎さんという方が原木を見つけた「藤中温州うんしゅう」というミカンができて、それが輸出に向いていました。向こうに着いた頃に丁度熟しているのです。ですからこの辺で作られるミカンは、藤

中温州でした。昭和三〇年代、ミカンは日本中で七〇万トンから八〇万トンしか採れず、生産はまだ伸びると、国や県がお金を貸して増産したんです。昭和四二年までは好景気で雨が降れば五円上がった、一〇円上がったと喜んでいました。その頃はミカンを六反か七反やっていたら、サラリーマンより良い生活ができたから、皆、学校を出ても農家になっていました。昭和三四年頃、一〇キログラムぐらいのフルダン（古いダンボール）のミカンが千何百円と高価でした。農協系の金融機関で働く友達の月給が七〇〇〇〜八〇〇〇円だったときに年収が百何万円とかでした。昭和三六年にダットサン・トラックという車を買いました。そそっかしいから一、二年は古いのに乗れと言われて中古車を買いましたが、それでも四〇万円しました。車を買うまでは収穫したミカンは農道を牛で運んでいました。

また、父親は私が農学校に通っている昭和三四年頃から、夏の終わりの時期に早生ミカンを早く摘果^{とく}して東京の市場に出していました。それは千疋屋や高野が買って「もう秋が来ましたよ」と店飾りに使うためのミカンでした。一斗缶が二本入る石油箱の半分の大きさを半石と言って、ミカンが一ニキログラムぐらい入り、その値段がなれ（平均）で二〇〇〇円でした。一回の出荷で一〇〇キログラム程度、昭和四〇年頃まで出荷していました。

ミカンの収穫時期には援農者を募集して、川堀でも五〇人くらいは来ていました。大きい農家では四、五人、うちも三人、多い時には四人来ました。昭和二〇年頃は親戚の紹介で御殿場の方から、その後は農協の募集で昭和二七年頃から長野県、昭和三四年頃から千葉県、昭和四〇年頃から群馬県、最後の援農者の方は昭和五〇年頃から十年くらい秋田県から来てくれました

た。援農者は家に滞在するので、秋になると母親は布団の支度などで大変でした。援農者の待遇は農家によりますが、ひどい家ではすぐにやめたりして苦情を書かれたりしていました。また、援農者と結婚された方も何人か知っています。うちではいまだに援農者だった方と親戚のような付き合いをしていますよ。

昭和四三年にミカンが大暴落しました。全国で作りすぎたのです。四四年は小康状態、四五年は暴落、これ以上増産するわけにはいかないから、今度は減反だと始まって、それから不況でした。そのなかで私は父親の人脈もあつたので直売に力を入れました。柑橘類のデパートにしようと、冬から夏まで売る物があります。お客さんがおいしくて新しい物を欲しがるから、それにあわせて作らないといけません。また、二二、三年くらい前からブルーベリーも作っています。ブルーベリーは手間が掛かりますが重たくないし、ミカ

ンのルートを使って売ると、一人で三〇キログラム買ってくれる人もいます。送ったり直売所に出したりしています。首都圏の農家はお客さんがいっぱいいますから、目新しい物を作っていれば売れます。タケノコやサトイモも作って送っています。タケノコは鎌倉の料理の先生に送ったりもしています。

(聞き取り日 二〇一六年四月一三日、二〇一七年四月二〇日)

159 福浦の漁師

福浦 高橋虎藏

一九二九(昭和四)年六月生

私は軍隊帰りで、帰ってくると父親が「遊んでいることはない」といって、すぐに定置網船に乗りました。

漁師をやれば手っ取り早く飯を食べられたから、当時は漁師も多かったのです。

帰ってきてすぐに定置網船に乗りましたが、その時分ワラサが一回の網で二千貫、三千貫と取れましたよ。当時はタモですぐわなないで一尾ずつカギでひっかけてとっていました。私はひっかけるのがうまいと、ほめられたことがあります。一本釣りでは今みたいにオキアミなんかなく、ヤリイカでタイを釣っていました。オキアミが出始めたのは昭和三〇年代かな。それを餌にかけてあげれば食いが良かったです。真鶴半島の向こう側の瀬というのかな、そこで当時は大きい船がなかったから、せいぜい一トン半から二トンぐらいの船ばかり五〇艘から六〇艘ぐらいいて、ほとんど福浦の船でした。それでイナダが結構釣れました。オキアミを使い始めて、ものすごく釣れました。

戦後、昭和二四年頃に漁協を始めました。その時の組合員は二五〇人ぐらいだと思います。その当時一二、三トン級のカツオ船が六杯ぐらいあったかな。こ

の港には置けないから小田原とかほかへ行っていました。その時分が一番盛りじゃなかったかな。みんな沖へ沖へとカツオ漁に出て行って、昭和四〇年代くらいまで一〇トンほどの船で八丈島まで行っていました。

昔はみんな木船でした。木というのは七年たつと油が抜けて波上りがしなから沖の商売（漁）は無理だと言われ、船を何杯作ったかわかりません。昭和四六年に利子が安い近代化資金を借りられることになって、初めてFRP（繊維強化プラスチック）の船を造りました。水揚げ量によってお金を貸してくれるというので、弟と二人でやっていたので一〇〇万円くらい借りられ、大工さんと相談して九五万円で作ったかな。大工さんも初めてで、茨城の日立造船から職人が四人ぐらい来てここで造りました。その船は二〇年くらい乗りました。ここの漁師としてFRPの船は早い方で、それからみんなFRPで造り始めました。やは

り色々と考えなくてはいけないと思い、自分では先々を見通してやったつもりです。

ところが、その船で弟と大磯沖にカツオを釣りに行くとき、一〇分か一五分も釣らないうちに、船の周りを大きい遊漁船で囲われ釣られてしまつて商売ができなのです。そこで二人でやるのはやめようと、弟に船を持たせ、それぞれで商売をしました。昭和五〇年前か、その当時、魚はそれほど釣れませんでした。

また、漁に出てもあまり儲からないということで、小田原の試験場の指導でワカメ養殖をやったこともあります。あまりにも採れすぎて千葉県の高崎物産というところと契約して五トンくらい売りました。しかし、ワカメは採るのは良いのですが、後片付けが大変です。乾燥して袋詰めもしなくてはなりません。今の駐車場を干し場にして、組を決めて今日は何組と何組とって、五人か六人の仲間で順番にやっていまし

た。しかし、人件費がかさみ採算が取れなくなりやめました。

結構頑固なこと無理なことをやりました。二回ぐらい死にそうになっているのではないかな。この年まで生きるとは思っていませんでした。考えてみたら沖に行つて、船に揺られて立つたり座つたりしているのが運動になるのかな。だから沖に行つているほうが、調子が良いのです。うちでテレビを見たり、新聞を読んだりしているほうが駄目です。

(聞き取り日 二〇一七年二月二三日)

160 町民大学の歩み

城堀 深澤康男

一九三四(昭和九)年五月生

戦後、青年団の文化部内に青年学級という活動組織が生まれ、伊勢原市出身の白鳥宏先生(元大山小学校

長)や厚木市出身の足立原茂徳先生(神奈川県参与・教育長を経て、のちに厚木市長)らから社会教育のあり方を介して青年を教育するためのご指導を継続して受けてまいりました。

その後、昭和三〇年の町村合併にともない、湯河原町の教育委員も改編されることになりました。その際、その一員でもいらつしやつた綿貫哲雄先生(当時、中央大学教授・福浦村在住)らから「湯河原町民大学」なる新規事業を是非とも立ち上げたいと考えているが、青年学級の会員の皆様方にも是非とも応援していただきたいが如何なものだろうか、との投げかけを受けました。

そしてついに、町民大学は昭和三二年四月に開講を迎えることになりました。開講式は元の湯河原小学校の講堂で行いました。昭和五四年に町立図書館が開館するまでは、講義を聞く場所も固定されず、あちこち

の集会所を間借りしながら実施するという前途多難の幕開けでした。そのため、受講者が少ない時期もありました。

講師陣で驚くべきことは、日本でも有数の学者・先生方がほとんど手弁当同然の待遇で、たくさん湯河原町に來られたことです。綿貫先生のお呼びかけもあつたでしょうが、湯河原町内に別荘をお持ちの我妻栄・田中啓爾・川島武宜先生らの講義も拝聴しました。當時、私は二二歳でしたが、大学への進学率が著しく低迷している時代に、湯河原の地で、それぞれの先生方から自分の専門分野をわかりやすく話していただける機会に恵まれたことは、とても魅力的でした。

講座内容も、政治経済・外交・法律・歴史・文学・医学・健康・評論など多種多様で変化に富んでいます。その結果、町民大学の講座では、色々な講師が來られて、それぞれの立場から自由なものの考え方が語

られました。中には学問一途で來られた方もいるし、聞く側がよく理解しないで真に受けて聞いてしまうと、おかしなことになってしまうなど感じることもありました。それは何回か受講していくうちにわかるようになりました。特に初めて受講される方は、批判的に人の話を聞く姿勢が大切だと思います。

また、年をとっていても勉強することはとても大切なことで、町民大学のように、一つの事だけではなく色々な事を学んで、脳を刺激し活性化させることは良いことだと思います。そうすれば、認知症になることはないでしょう。湯河原町は県下の市町村の中でも老人が多いと言われていますが、一か月に一度、脳に刺激を受ける町民大学の開講はとても貴重な事業であると思います。

ここで、町民大学について若干説明を加えることにしたいと思います。受講者の定員は二〇〇名で申込順

となつています。受講料は当初は四〇〇〇円でしたが、現在は四〇〇〇円となっています。講座は全一二期で、現在は毎月第二土曜日に町立図書館で実施されています。聴講は町民以外の方も申込ができるようになっており、聴講者の六〇七割は女性で、老人の方が多く若い方の参加は少ないように思われます。講座が終わる頃には翌年の講座内容が出来上がっていますから、受講者は楽しみ・励みとしている今年度の受講修了証を受領するとともに、翌年度の講座の申込もできるようにもなっています。

今年度は町民大学が開講されてから六〇年という節目の年を迎えます。町では町村合併六〇周年記念式典を開催しましたが、町民大学のことは一言もふれませんでした。一般の方にはあまり知られていないかもしれませんが、よくぞ六〇年間も続けてきたものだと、町の教育委員会の方々を褒めると同時に、その任務に当

たつてこられた先生方のご努力に敬意を表しなくてはならないと思います。

(聞き取り日 二〇一六年八月二日)

161 旅館・商店経営 (奥湯河原地区)

(旅館経営者)

宮上 鎌田茂之

一九五二(昭和二七)年八月生

私の宿は従業員など含めて二〇名ほどでやっています。繁盛した時は旧館もあり団体客を五〇六〇人くらい受け入れていましたが、今は個人客がほとんどで、宴会も減っています。昭和五二年ごろには一週間に四〇五日間ほど芸者さんが入っていました。見番けんばんは温泉場けんにあり、現在は三〇人くらいの芸者衆ではないでしょうか。かつて多い時は三百人もいて一大産業でした。今では地方じかたさん(三味線を弾く人)もいなくなり

ました。現在の「舞・お座敷券」はお客様も上手に利用しているようです。今は、夕食なし（朝食のみ）・夕食だけと温泉を楽しみに来湯するお客様も増えて様々な宿泊の時代になりました。

旅館の経営は株式会社・有限会社・個人経営とそれぞれあります。現代はインターネット時代なので、各々のホームページを見て比較することが可能になりました。自分としてはそこを意識して自前のプランを考えています。今はホームページで色々な発信をする時代になり、すべて自社で管理しております。

昭和五〇年の腸チフス事件の時は相当の影響がありました。ここは（発生場所から）地域的には離れていたのですが影響はありました。箱根の地震の際にもお客様が一時期かなり減りました。「箱根・湯河原」というくくりで見られているためです。

私が東京から当地に戻った頃、湯河原の人たち皆さ

んが道路をきれいにしていました。ポイ捨てのない町、ということなどは観光地としての意識があるからではないかと思えます。

六〇年前というと、旅館経営者の子供というのは（地元の子供たちから）特別な存在として見られていたようで、いじめられるか、助け舟を出してもらえないか、の両極端でした。当時の湯河原は地元意識が強く、「よそ者」という目で外来の人を見るところがあったように思います。私の場合は地元の消防団に入って活動することによってよく周囲から認められたという感じがします。

旅館に滞在して執筆活動をした作家としては、私の宿では小林秀雄氏や水上勉氏がおられました。水上氏はうちで『飢餓海峡』『越前竹人形』などをお書きになりましたが、最近では長逗留というかたちでの執筆はみられなくなりました。

(商店経営者)

宮上 丸塚久義

一九五二(昭和二七)年一〇月生

私の家はこの地区では一軒だけの雑貨屋で、お酒や食料品などいろいろ扱いました。旅館は戦前から四軒ほどで重光葵^{ましろ}氏の別荘(現在重光葵記念館)や日活の保養所などがありました。

大観山道路とパークウェイが完成し、舗装されたおかげで便利になりましたが交通量が増えたので子供たちの遊び場がなくなりました。商店が少ないので生活用品は買い出しが配達に頼り、野菜などはトラックで売りに来たものを利用しました。現在は、商店はなく自動販売機も二台しかありません。

昭和三〇年ごろ、今の「もみじの郷」に「池峯バンガロー」がありました。そこで使用する飲み物などはうち(商店)が運んでおり、車などは通れないので門

川の農家に協力してもらい牛に荷車をひかせて食料品などを運搬しました。小さいくつかのしつかりしたバンガローで、池にはイモリが生息しておりましたが、私が小学校高学年の頃には池もバンガローもなくなっていました。

自分がかつて旅館でアルバイトをしていたのですが、旅館は人件費のほかに生活様式の変化により清潔な寝具や調度などが要求される時代になったため、設備投資が必要で、こうした努力を払わない宿はどう汰されていきました。予約は旅行会社等のインターネットでの利用が多く電話での申し込みは少ない時代になりました。

昨今ハイキングブームのせいか「もみじの郷」「天照山」のハイキングコースに高齢者や若い家族連れが多く訪れています。特に秋のもみじ狩、黒川紀章設計の茶室での茶会はいへん賑わっております。

注

重光 葵（一八八七—一九五七） 外相 戦後降伏文書

署名日本政府全権

小林秀雄（一九〇二—一九八三） 文芸評論家 文化勲

章受章

水上 勉（一九一九—二〇〇四） 作家 日本芸術院会

員 恩賜賞受賞

（聞き取り日 二〇一六年六月一四日）

162 マッサージをした有名人

宮上 中村フサ子

一九三〇（昭和五）年二月生

私（昭和五年生。同二四年から湯河原在住）は平塚の学校で鍼・灸・マッサージの勉強をしました。資格をとり昭和二四年から湯河原の小松鍼灸院に来て、住み込みで仕事を始めました。その頃の湯河原は殺風景

で駅前から下側は田んぼで、はるか向こうの方に宮下の集落が見え、その奥に門川がありました。海も見えましたが山ばかりでびっくりしたものです。街灯も何もなく温泉場に行くにしたがってだんだんと電気がついて明るくなっていました。

月給は二〜三千円をもらっていたように思います。そのころ給料の金額が間違っていることがあったのですが私は情にもろく、そのことを全盲の経営者の方に言い出せないこともありました。当時はお客が多くて忙しく、一日に十人くらいはざらでよく働きました。「天野屋」などの大きい旅館に行くと団体のバスが三〜四台も来ていました。長時間仕事をし、日によって翌早朝に帰るようなこともありました。こういう時はお客さんが旅館に申し込んでから連絡をもらって出かける場合と、直接電話連絡などが来る場合とがあるのです。団体のお客は面白がってマッサージをする方

もいきましたが、私は真面目に取り組んでおりました。

同業者の組合があつて統一した料金で治療をしましたが、四十分で三百五十円という時期が長かつたのですが、私は性分で早く切り上げるようなことはせず長めに仕事をしました。そのことで指名もされるようになりました。自宅で開業するよりは旅館へ働きに行った方が早くてよかつたのです。

昭和三〇年代の湯河原は「東京の奥座敷」という感じでした。今では田んぼがなくなり、川もふさがれてしまいました。自然は豊かでした。その頃は大臣や、俳優さん、女優さんなど有名な方々が来ておられ、マッサージの人だけで二百人くらいはいました。一つの旅館でも四、五人は入っていました。マッサージ中にお客とお話しをすることもありました。片山哲・池田^{はやと}勇人・重光葵さんたちが私が専門にマッサージしたのですが、山本有三さんも肺炎で亡くなるまでやりま

した。ご本人が亡くなる少し前には、夢の知らせのようなことがありました。山本さんとはよくお話しをしましたが小説の話などはせず、世間話や湯河原の景気などについて話すくらいでした。山本さんは自分の書いた原稿などはそのまましておかず、「やあ来てくれたかい、ありがとう、ごくろうさんね」などと挨拶しながら細かく切つて捨てていました。ご自分の書いたものを見られるのが困るのかもしれませんが、『波』などの小説については奥様と話をしたことがありました。

大蔵大臣の池田勇人さんが「僕は借金で首が回らないのだよ」とおっしゃるので、「先生の首が回らないのなら国民はどうするんですか」と言いましたら、「君は僕を知っているのかい」と言われたのでみんなでワアツと笑つたこともありました。重光葵さんが足を怪我していたのは知っていたのですが、足が無い事は知

らなかつたので、ある日のマッサージで床の間に義足が置いてあつてビックリしました。足の腿のあたりまでマッサージしたところ、ご本人が「そこは気持ち悪いだろうからいいよ」と遠慮されたのですが、「先生、こういう所は血の巡りが悪いですからやりましょう」とマッサージをしました。すると「君、ありがたいね。僕は初めてだよ」と喜んで下さいました。それから指名がかかるようになり、来るたびに「あの子を」と呼ばれるようになったのです。重光さんは私が色々尋ねても嫌な顔をせずに分かるように教えて下さいました。だから偉い方はこうなのだなと思つたものです。片山哲さんの肩もみました、私は違う政党支持なのでそれなりに話を合せていました。河野謙三さんは「向島園」によく来ておられて、誰か偉い人が来ると警察官が立っているのですぐにわかつたものです。温泉付きの文化村に来ている方々へのマッサージにも

出かけたのですが、あまり余計なことはしゃべらずにいました。

人の悪口を言つてはいけなとか、人のなりを見て定めるものではない、人の目を見て話をしなさい、といったことを親から教わつた通りに今まできちんとやってきました。自分はそのおかげで周りを良い人に恵まれたと思つています。

注

片山 哲（一八八七—一九七八）衆議院議員 第四六

代内閣総理大臣

池田勇人（一八九九—一九六五）衆議院議員 第五八

（六〇代内閣総理大臣

山本有三（一八八七—一九七四）作家 参議院議員

日本芸術院会員 文化勲章受章

河野謙三（一九〇一—一九八三）衆議院議員から参議

院に転じる。参議院議長

(聞き取り日 二〇一六年八月二日)

第二節 統 計

年度 \ 分類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	金 額
	人	人	人	人	千円
1991 (平成3)	1,508	1,343	81	1,394	105,029
1992 (平成4)	1,395	1,205	36	1,308	103,386
1993 (平成5)	1,342	1,262	49	1,412	112,563
1994 (平成6)	1,613	1,469	72	1,497	124,917
1995 (平成7)	1,565	1,459	44	1,531	124,851
1996 (平成8)	1,721	1,635	75	1,678	142,198
1997 (平成9)	2,166	1,923	117	1,832	176,349
1998 (平成10)	2,390	2,280	160	2,085	198,580
1999 (平成11)	2,592	2,488	171	2,204	223,973
2000 (平成12)	2,804	2,667	177	2,368	247,474
2001 (平成13)	3,173	2,944	111	2,792	281,247
2002 (平成14)	3,487	3,239	84	3,170	303,266
2003 (平成15)	3,874	3,614	220	3,402	333,235
2004 (平成16)	4,432	4,151	286	3,991	367,729
2005 (平成17)	5,212	4,825	444	4,734	403,185
2006 (平成18)	5,365	4,870	478	4,776	408,218
2007 (平成19)	5,084	4,891	448	4,814	422,608
2008 (平成20)	5,222	5,150	438	4,999	442,958
2009 (平成21)	5,746	5,723	440	5,571	496,212
2010 (平成22)	6,341	6,370	427	5,965	554,813
2011 (平成23)	7,343	7,448	457	6,824	640,549
2012 (平成24)	7,488	7,626	448	7,108	666,025
2013 (平成25)	7,531	7,774	452	7,402	678,066
2014 (平成26)	7,475	7,747	348	7,491	676,658

〔資料〕 『統計要覧』

- 〔注〕
- 1 人数は述べ人数
 - 2 各扶助費の金額を省略し、合計金額のみ記載した。
 - 3 金額欄の（ ）内の数値は、各扶助費の金額を足し上げた金額である。

15 生活保護受給状況

分類 年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	金額
	人	人	人	人	千円
1966 (昭和41)	1,041	531	343	120	11,652
1967 (昭和42)	1,208	622	385	141	14,723
1968 (昭和43)	1,282	705	464	96	18,821
1969 (昭和44)	1,716	1,015	518	82	24,653
1970 (昭和45)	1,824	905	430	61	25,778
1971 (昭和46)	1,615	980	408	60	27,492
1972 (昭和47)	—	—	—	—	—
1973 (昭和48)	—	—	—	—	—
1974 (昭和49)	—	—	—	—	—
1975 (昭和50)	—	—	—	—	—
1976 (昭和51)	1,132	878	307	201	(52,671) 54,094
1977 (昭和52)	2,561	2,044	462	1,717	(76,177) 76,487
1978 (昭和53)	2,540	2,059	502	1,894	(82,555) 83,129
1979 (昭和54)	2,559	1,966	444	1,944	(105,013) 105,003
1980 (昭和55)	2,590	1,940	516	1,903	(99,733) 100,577
1981 (昭和56)	2,600	2,083	484	1,955	(100,591) 104,619
1982 (昭和57)	2,498	2,161	498	1,992	(191,502) 192,513
1983 (昭和58)	2,280	1,947	432	1,756	97,295
1984 (昭和59)	2,133	1,804	398	1,722	80,457
1985 (昭和60)	2,068	1,732	420	1,741	108,533
1986 (昭和61)	1,813	1,529	313	1,394	(108,941) 108,779
1987 (昭和62)	1,620	1,414	250	1,344	93,194
1988 (昭和63)	1,444	1,275	177	1,272	89,786
1989 (平成元)	1,449	1,340	157	1,337	89,112
1990 (平成2)	1,583	1,438	178	1,412	102,210

(カッコ内の数値の単位 人)

年	順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
2003 (平成15)		がん (84)	脳血管障害 (54)	肺炎・気管支炎 (42)	心疾患 (40)	肝硬変 (8)
2004 (平成16)		がん (81)	脳血管障害 (49)	肺炎・気管支炎 (45)	心疾患 (44)	肝硬変、老衰 (8)
2005 (平成17)		がん (93)	心疾患 (63)	肺炎・気管支炎 (50)	脳血管障害 (41)	肝硬変 (11)
2006 (平成18)		がん (98)	心疾患 (58)	肺炎・気管支炎 (53)	脳血管障害 (33)	自殺 (10)
2007 (平成19)		がん (103)	心疾患 (57)	肺炎・気管支炎 (38)	脳血管障害 (30)	腎炎・ネフローゼ (12)
2008 (平成20)		がん (100)	心疾患 (89)	肺炎・気管支炎 (53)	脳血管障害 (41)	老衰 (9)
2009 (平成21)		がん (97)	心疾患 (64)	肺炎・気管支炎 (58)	脳血管障害 (29)	老衰 (16)
2010 (平成22)		がん (87)	肺炎・気管支炎 (73)	心疾患 (54)	老衰 (30)	脳血管障害 (27)
2011 (平成23)		がん (90)	肺炎・気管支炎 (57)	心疾患 (50)	老衰 (20)	脳血管障害 (18)
2012 (平成24)		がん (79)	心疾患 (62)	肺炎・気管支炎 (50)	脳血管障害 (26)	老衰 (25)
2013 (平成25)		がん (95)	肺炎・気管支炎 (63)	心疾患 (53)	脳血管障害 (32)	老衰 (23)
2014 (平成26)		がん (99)	心疾患 (53)	肺炎・気管支炎 (45)	脳血管障害 (28)	老衰 (27)

〔資料〕「統計要覧」(無印)、『保健所年報 (小田原)』(*印)

〔注〕「その他の死因」は順位から除外した。

(カッコ内の数値の単位 人)

年	順位	1位	2位	3位	4位	5位
1983 (昭和58)		がん、脳血管疾患 (35)	心疾患 (30)	肺炎・気管支炎 (17)	自殺 (10)	高血圧性疾患 (5)
1984 (昭和59)		脳血管疾患 (44)	がん (42)	心疾患 (28)	肺炎・気管支炎 (14)	肝硬変、不慮の事故 (8)
1985 (昭和60)		がん (47)	心疾患 (41)	脳血管疾患 (30)	肺炎・気管支炎 (19)	肝硬変、自殺 (7)
1986 (昭和61)		がん (43)	心疾患 (40)	脳血管疾患 (31)	肺炎・気管支炎 (23)	腎炎・ネフローゼ (8)
1987 (昭和62)		心疾患 (52)	がん (51)	脳血管疾患 (26)	肺炎・気管支炎 (12)	老衰 (11)
1988 (昭和63)		がん (53)	心疾患 (45)	肺炎・気管支炎 (27)	脳血管疾患 (25)	肝硬変、老衰 (8)
1989 (平成元)		悪性新生物 (59)	心疾患 (43)	肺炎・気管支炎 (28)	脳血管疾患 (21)	不慮の事故 (8)
1990 (平成2)		がん (62)	心疾患 (52)	肺炎・気管支炎 (38)	脳血管疾患 (33)	不慮の事故 (9)
1991 (平成3)		がん (55)	脳血管疾患 (38)	心疾患 (32)	肺炎・気管支炎 (23)	高血圧性疾患 (10)
1992 (平成4)		がん (55)	心疾患 (46)	肺炎・気管支炎 (34)	脳血管疾患 (32)	老衰 (11)
1993 (平成5)		がん (66)	肺炎・気管支炎 (43)	心疾患 (41)	脳血管疾患 (36)	不慮の事故 (8)
1994 (平成6)		がん (67)	脳血管疾患 (38)	心疾患 (34)	肺炎・気管支炎 (32)	肝硬変 (10)
1995 (平成7)		がん (97)	肺炎・気管支炎 (46)	心疾患 (38)	脳血管疾患 (28)	老衰、不慮の事故 (9)
1996 (平成8)		がん (72)	肺炎・気管支炎 (44)	脳血管障害 (37)	心疾患 (20)	肝硬変 (10)
1997 (平成9)		がん (84)	肺炎・気管支炎 (61)	脳血管障害 (35)	心疾患 (26)	肝硬変 (11)
1998 (平成10)		がん (80)	脳血管障害 (53)	心疾患 (52)	肺炎・気管支炎 (34)	老衰 (10)
1999 (平成11)		がん (80)	肺炎・気管支炎 (45)	脳血管障害 (44)	心疾患 (30)	腎炎・ネフローゼ (10)
2000 (平成12)		がん (75)	肺炎・気管支炎 (52)	脳血管障害 (43)	心疾患 (33)	老衰 (9)
2001 (平成13)		がん (90)	肺炎・気管支炎 (50)	脳血管障害 (41)	心疾患 (33)	肝硬変 (7)
2002 (平成14)		がん (93)	脳血管障害 (43)	心疾患 (31)	肺炎・気管支炎 (20)	腎炎・ネフローゼ (11)

(カッコ内の数値の単位 人)

年	順位	1位	2位	3位	4位	5位
* 1967 (昭和42)		中枢神経系の血管損傷 (42)	悪性新生物 (30)	心臓の疾患 (19)	老衰 (10)	腎炎・ネフローゼ (8)
* 1968 (昭和43)		脳血管疾患 (28)	悪性新生物 (25)	心臓の疾患 (18)	老衰 (14)	不慮の事故 (11)
* 1969 (昭和44)		脳血管疾患 (37)	悪性新生物 (30)	心臓の疾患 (21)	老衰 (14)	不慮の事故 (9)
* 1970 (昭和45)		脳血管疾患 (45)	悪性新生物、心臓疾患 (18)	老衰 (17)	肺炎・気管支炎 (16)	不慮の事故 (5)
* 1971 (昭和46)		悪性新生物 (31)	脳血管疾患 (28)	心臓疾患 (15)	高血圧性疾患 (7)	老衰、肺炎、不慮の事故、自動車事故 (6)
* 1972 (昭和47)		脳血管疾患 (38)	悪性新生物 (35)	心臓疾患 (20)	老衰、肺炎 (11)	不慮の事故 (7)
* 1973 (昭和48)		悪性新生物 (36)	脳血管疾患 (32)	心臓疾患 (19)	肺炎 (12)	老衰、高血圧性疾患 (9)
* 1974 (昭和49)		脳血管疾患 (39)	悪性新生物 (36)	心疾患 (22)	肺炎 (11)	不慮の事故 (8)
* 1975 (昭和50)		脳血管疾患 (36)	悪性新生物 (33)	心疾患 (21)	肺炎 (11)	高血圧性疾患 (10)
* 1976 (昭和51)		脳血管疾患 (46)	悪性新生物 (35)	心疾患 (22)	肺炎・気管支炎 (13)	老衰、高血圧性疾患、自殺、肝硬変 (6)
* 1977 (昭和52)		脳血管疾患 (42)	悪性新生物 (31)	心疾患 (29)	肺炎・気管支炎 (6)	老衰 糖尿病、自動車事故 (5)
* 1978 (昭和53)		脳血管疾患 (43)	悪性新生物 (40)	心疾患 (26)	肺炎・気管支炎 (11)	不慮の事故 (6)
* 1979 (昭和54)		脳血管疾患 (48)	悪性新生物 (31)	心疾患 (26)	肺炎・気管支炎 (9)	肝硬変 (5)
* 1980 (昭和55)		悪性新生物 (49)	脳血管疾患、心疾患 (35)	肺炎・気管支炎 (11)	不慮の事故、老衰 (8)	肝硬変 (6)
1981 (昭和56)		がん (50)	脳血管疾患 (38)	心疾患 (31)	肺炎・気管支炎 (9)	肝硬変、高血圧性疾患 (8)
1982 (昭和57)		がん (39)	脳血管疾患 (31)	心疾患 (23)	肺炎・ネフローゼ (10)	肺炎・気管支炎 (7)

14 町民死因動向

(カッコ内の数値の単位 人)

年	順位	1位	2位	3位	4位	5位
* 1955 (昭和30)	中枢神経系の血管損傷 (19)	悪性新生物 (18)	動脈硬化性及び変性性心臓疾患、肺炎(新生児肺炎を除く) (9)	精神病の記載のない老衰 (8)	心臓の記載のない高血圧 (7)	
* 1956 (昭和31)	中枢神経系の血管損傷 (24)	老衰 (14)	心臓疾患 (9)	呼吸器結核、悪性新生物 (8)	その他の不慮の事故 (5)	
* 1957 (昭和32)	悪性新生物 (28)	中枢神経系の血管損傷 (24)	老衰 (14)	心臓疾患 (12)	心臓麻痺等の疾患 (10)	
* 1958 (昭和33)	中枢神経系の血管損傷 (35)	老衰 (18)	動脈硬化性及び変性性心臓疾患 (13)	悪性新生物、肺炎(新生児肺炎を除く) (8)	呼吸器系の結核、自殺 (7)	
* 1959 (昭和34)	中枢神経系の血管損傷 (31)	精神病の記載のない老衰 (12)	呼吸器結核、胃の悪性新生物 (7)	動脈硬化性心臓疾患、肺炎(新生児肺炎を除く) (5)	気管、気管支及び肺の悪性新生物、子宮の悪性新生物、肝硬変 (4)	
* 1960 (昭和35)	悪性新生物 (22)	中枢神経系の血管損傷 (21)	肺炎(新生児肺炎) (12)	不慮の事故 (11)	心臓の疾患 (9)	
* 1961 (昭和36)	中枢神経系の血管損傷 (34)	老衰 (22)	悪性新生物 (18)	不慮の事故 (16)	心臓の疾患 (13)	
* 1962 (昭和37)	中枢神経系の血管損傷 (32)	悪性新生物 (21)	心臓の疾患 (16)	肺炎・気管支炎、老衰 (12)	全結核 (7)	
* 1963 (昭和38)	老衰 (29)	悪性新生物 (26)	中枢神経系の血管損傷 (25)	心臓の疾患 (10)	全結核、不慮の事故 (6)	
* 1964 (昭和39)	中枢神経系の血管損傷 (34)	悪性新生物 (22)	老衰 (21)	心臓の疾患 (12)	不慮の事故 (7)	
* 1965 (昭和40)	中枢神経系の血管損傷 (37)	悪性新生物、老衰 (20)	不慮の事故 (14)	心臓の疾患 (13)	肺炎・気管支炎 (9)	
* 1966 (昭和41)	中枢神経系の血管損傷 (30)	悪性新生物 (22)	心臓の疾患 (20)	老衰 (16)	不慮の事故 (12)	

第二節 統 計

(単位 軒)

年 \ 分類	旅 館	寮・ 保養所	ホテル	民 宿	その他	合 計
1986 (昭和61)	167	113	—	68	—	348
1987 (昭和62)	153	95	—	64	—	312
1988 (昭和63)	154	94	—	63	—	311
1989 (平成元)	154	92	—	63	—	309
1990 (平成2)	152	92	—	63	—	307
1991 (平成3)	139	89	—	67	—	295
1992 (平成4)	135	88	—	67	—	290
1993 (平成5)	134	87	—	62	—	283
1994 (平成6)	129	83	—	58	—	270
1995 (平成7)	124	82	—	56	—	262
1996 (平成8)	123	72	—	52	—	247
1997 (平成9)	145	74	—	44	—	263
1998 (平成10)	141	73	—	44	—	258
1999 (平成11)	141	64	—	43	—	248
2000 (平成12)	141	63	—	43	—	247
2001 (平成13)	197	—	3	—	35	235
2002 (平成14)	183	—	4	—	34	221
2003 (平成15)	175	—	3	—	35	213
2004 (平成16)	171	—	2	—	33	206
2005 (平成17)	163	—	2	—	32	197
2006 (平成18)	161	—	2	—	30	193
2007 (平成19)	148	—	3	—	31	182
2008 (平成20)	142	—	3	—	26	171
2009 (平成21)	139	—	3	—	28	170
2010 (平成22)	135	—	2	—	26	163
2011 (平成23)	132	—	2	—	27	161
2012 (平成24)	128	—	2	—	27	157
2013 (平成25)	122	—	2	—	25	149
2014 (平成26)	113	—	2	—	25	140

〔資料〕 『統計要覧』（無印）、『保健所年報（小田原）』（*印）

- 〔注〕 1 1975年及び2001年から分類を変更した。
 2 「その他」は「簡易宿所」「下宿」を示す。

13 ホテル・旅館・寮の軒数

(単位 軒)

年	分類	旅 館	寮・ 保養所	ホテル	民 宿	その他	合 計
* 1955 (昭和30)		102	28	—	—	—	130
* 1956 (昭和31)		115	31	—	—	—	146
* 1957 (昭和32)		123	35	—	—	—	158
* 1958 (昭和33)		127	37	—	—	—	164
* 1959 (昭和34)		178 (寮を含む)		—	—	—	178
* 1960 (昭和35)		131	48	—	—	—	179
* 1961 (昭和36)		138	55	—	—	—	193
* 1962 (昭和37)		137	57	—	—	—	194
* 1963 (昭和38)		205 (寮を含む)		—	—	—	205
1964 (昭和39)		132	69	—	—	—	201
1965 (昭和40)		143	84	—	—	—	227
1966 (昭和41)		146	77	—	—	—	223
1967 (昭和42)		159	81	—	—	—	240
1968 (昭和43)		164	85	—	—	—	249
1969 (昭和44)		168	83	—	—	—	251
1970 (昭和45)		163	84	—	—	—	247
1971 (昭和46)		164	84	—	—	—	248
1972 (昭和47)		171	85	—	—	—	256
1973 (昭和48)		—	—	—	—	—	—
1974 (昭和49)		—	—	—	—	—	—
1975 (昭和50)		173	109	—	36	—	318
1976 (昭和51)		178	117	—	37	—	332
1977 (昭和52)		180	121	—	36	—	337
1978 (昭和53)		181	119	—	39	—	339
1979 (昭和54)		184	118	—	43	—	345
1980 (昭和55)		191	101	—	57	—	349
1981 (昭和56)		194	102	—	51	—	347
1982 (昭和57)		188	100	—	68	—	356
1983 (昭和58)		185	113	—	86	—	384
1984 (昭和59)		189	121	—	73	—	383
1985 (昭和60)		188	117	—	68	—	373

第二節 統 計

(単位 千人)

年 \ 区分	日帰り観光客数	宿泊観光客数	合 計
1985 (昭和60)	4,670	1,108	5,778
1986 (昭和61)	5,489	1,289	6,778
1987 (昭和62)	5,531	1,278	6,809
1988 (昭和63)	5,790	1,231	7,021
1989 (平成元)	6,490	1,265	7,755
1990 (平成2)	5,798	1,335	7,133
1991 (平成3)	5,496	1,291	6,787
1992 (平成4)	5,743	1,209	6,952
1993 (平成5)	5,598	1,150	6,748
1994 (平成6)	5,208	1,113	6,321
1995 (平成7)	4,753	1,027	5,780
1996 (平成8)	4,645	1,068	5,713
1997 (平成9)	4,580	1,056	5,636
1998 (平成10)	4,184	1,016	5,200
1999 (平成11)	4,395	972	5,367
2000 (平成12)	3,935	913	4,848
2001 (平成13)	4,711	953	5,664
2002 (平成14)	4,481	909	5,390
2003 (平成15)	4,885	912	5,797
2004 (平成16)	4,313	865	5,178
2005 (平成17)	4,303	832	5,135
2006 (平成18)	4,272	756	5,028
2007 (平成19)	4,530	729	5,259
2008 (平成20)	4,217	726	4,943
2009 (平成21)	4,072	642	4,714
2010 (平成22)	3,827	614	4,441
2011 (平成23)	3,485	577	4,062
2012 (平成24)	3,473	599	4,072
2013 (平成25)	3,350	593	3,943
2014 (平成26)	3,057	577	3,634

[資料] 『統計要覧』(無印)、『郷土湯河原 第7集』(*印)

12 年間観光客数（日帰り・宿泊）

（単位 千人）

年	区分	日帰り観光客数	宿泊観光客数	合計
*	1955（昭和30）	—	189	189
*	1956（昭和31）	—	293	293
*	1957（昭和32）	—	358	358
*	1958（昭和33）	—	406	406
*	1959（昭和34）	—	—	—
*	1960（昭和35）	—	—	—
*	1961（昭和36）	—	941	941
*	1962（昭和37）	—	1,087	1,087
	1963（昭和38）	1,787	1,059	2,846
	1964（昭和39）	1,747	945	2,692
	1965（昭和40）	1,786	988	2,774
	1966（昭和41）	2,281	1,063	3,344
	1967（昭和42）	2,825	1,137	3,962
	1968（昭和43）	2,768	1,141	3,909
	1969（昭和44）	2,860	1,135	3,995
	1970（昭和45）	3,528	1,246	4,774
	1971（昭和46）	3,433	1,212	4,645
	1972（昭和47）	3,627	1,216	4,843
	1973（昭和48）	4,140	1,252	5,392
	1974（昭和49）	5,640	1,214	6,854
	1975（昭和50）	5,342	1,099	6,441
	1976（昭和51）	5,985	1,197	7,182
	1977（昭和52）	5,959	1,163	7,122
	1978（昭和53）	6,681	1,238	7,919
	1979（昭和54）	5,701	1,235	6,936
	1980（昭和55）	6,237	1,175	7,412
	1981（昭和56）	5,639	1,163	6,802
	1982（昭和57）	5,706	1,143	6,849
	1983（昭和58）	5,028	1,098	6,126
	1984（昭和59）	4,991	1,117	6,108

第二節 統 計

(単位 台)

区分 年	総計	登 録 自 動 車									小型 二輪
		計	貨 物 用			乗合用	乗 用		特種 用途	大型 特殊	
			普通	小型	被 けん引		普通	小型			
1997 (平成9)	10,969	10,678	406	1,351	1	61	2,362	6,199	243	55	291
1998 (平成10)	11,021	10,730	421	1,305	1	60	2,590	6,032	266	55	291
1999 (平成11)	11,011	10,703	417	1,256	2	63	2,735	5,884	292	54	308
2000 (平成12)	10,848	10,553	371	1,203	2	62	2,827	5,737	297	54	295
2001 (平成13)	10,729	10,428	357	1,117	1	57	2,925	5,607	309	55	301
2002 (平成14)	10,639	10,336	329	1,106	1	57	3,008	5,484	296	55	303
2003 (平成15)	10,478	10,180	311	1,049	1	55	3,066	5,368	276	54	298
2004 (平成16)	10,199	9,907	270	938	1	54	3,128	5,211	255	50	292
2005 (平成17)	10,018	9,718	251	882	1	54	3,178	5,066	236	50	300
2006 (平成18)	10,009	9,699	273	889	1	59	3,226	4,965	236	50	310
2007 (平成19)	9,867	9,566	283	872	1	61	3,249	4,813	238	49	301
2008 (平成20)	9,647	9,356	275	837	3	59	3,278	4,607	249	48	291
2009 (平成21)	9,451	9,142	259	786	3	61	3,237	4,494	255	47	309
2010 (平成22)	9,287	8,982	245	754	3	44	3,222	4,416	251	47	305
2011 (平成23)	9,147	8,841	245	704	2	45	3,225	4,317	257	46	306
2012 (平成24)	9,126	8,819	225	693	2	49	3,274	4,282	248	46	307
2013 (平成25)	9,100	8,802	224	660	2	47	3,321	4,251	251	46	298
2014 (平成26)	8,984	8,691	220	635	2	48	3,342	4,152	246	46	293
2015 (平成27)	8,794	8,497	214	622	2	47	3,298	4,032	237	45	297

〔資料〕 『県勢要覧』(無印)、(財)自動車検査登録協会発行『市町村別自動車保有車両数』(*印)

〔注〕 各年3月末現在

11 自動車保有車両数

(単位 台)

区分 年	総計	登録自動車									小型 二輪
		計	貨物用			乗合用	乗用		特種 用途	大型 特殊	
			普通	小型	被 けん引		普通	小型			
* 1976 (昭和51)	4,902	4,841	160	1,684	0	54	55	2,783	71	34	61
* 1977 (昭和52)	5,001	4,931	160	1,646	0	36	71	2,924	63	31	70
* 1978 (昭和53)	5,297	5,222	173	1,681	0	33	95	3,136	71	33	75
* 1979 (昭和54)	5,654	5,582	192	1,697	0	33	132	3,412	79	37	72
* 1980 (昭和55)	5,932	5,849	202	1,720	0	36	165	3,601	85	40	83
* 1981 (昭和56)	6,194	6,105	204	1,728	0	39	171	3,832	85	46	89
* 1982 (昭和57)	6,370	6,282	194	1,697	0	44	185	4,035	96	31	88
* 1983 (昭和58)	6,658	6,533	202	1,664	0	46	198	4,295	99	29	125
* 1984 (昭和59)	6,931	6,789	209	1,614	0	48	218	4,557	111	32	142
* 1985 (昭和60)	7,076	6,911	211	1,561	0	52	226	4,712	115	34	165
* 1986 (昭和61)	7,319	7,142	209	1,515	0	54	258	4,944	120	42	177
* 1987 (昭和62)	7,527	7,346	217	1,467	0	55	261	5,174	129	43	181
* 1988 (昭和63)	7,929	7,720	237	1,456	0	54	298	5,493	139	43	209
* 1989 (平成元)	8,345	8,117	259	1,452	0	64	315	5,826	152	49	228
* 1990 (平成2)	8,859	8,628	284	1,427	0	62	427	6,219	158	51	231
* 1991 (平成3)	9,274	9,044	303	1,413	0	62	573	6,462	178	53	230
* 1992 (平成4)	9,684	9,429	350	1,376	0	62	829	6,573	184	55	255
* 1993 (平成5)	9,942	9,680	364	1,366	1	63	1,112	6,534	184	56	262
* 1994 (平成6)	10,144	9,876	378	1,341	1	67	1,383	6,466	183	57	268
1995 (平成7)	10,312	10,057	369	1,330	1	65	1,728	6,338	192	34	255
1996 (平成8)	10,701	10,396	399	1,333	1	60	2,040	6,276	232	55	305

第二節 統 計

(単位 t)

年	分類	海面漁業			養殖業		合計	
		大型 定置網	かつお 漁業	その他	小型 定置網	わかめ 養殖		こんぶ 養殖
1993 (平成5)		202	0	15	56	5	0	278
1994 (平成6)		200	0	12	0	1	0	213
1995 (平成7)		194	0	9	0	0	0	203
1996 (平成8)		276	0	10	0	0	0	286
1997 (平成9)		189	0	12	0	0	0	201
1998 (平成10)		156	0	11	0	0	0	167
1999 (平成11)		121	0	6	0	0	0	127
2000 (平成12)		44	0	9	0	0	0	53
2001 (平成13)		110	0	11	0	0	0	121
2002 (平成14)		106	0	12	0	0	0	118
2003 (平成15)		93	0	8	0	0	0	101
2004 (平成16)		182	0	9	0	0	0	191
2005 (平成17)		246	0	13	0	0	0	259
2006 (平成18)		325	0	16	0	0	0	341
2007 (平成19)		274	0	7	0	0	0	281
2008 (平成20)		361	0	8	0	0	0	369
2009 (平成21)		340	0	8	0	0	0	348
2010 (平成22)		227	0	6	0	0	0	233
2011 (平成23)		245	0	9	0	0	0	254
2012 (平成24)		324	0	13	0	0	0	337
2013 (平成25)		202.0	0	6.5	0	0	0	208.5
2014 (平成26)		237.5	0	7.9	0	0	0	245.4

〔資料〕 『統計要覧』

〔注〕 2013年から小数点第1位までを表示

10 漁獲量

(単位 t)

年	分類	海面漁業			養殖業		合計	
		大型 定置網	かつお 漁業	その他	小型 定置網	わかめ 養殖		こんぶ 養殖
1963 (昭和38)		0	400	214	135	0	0	749
1964 (昭和39)		0	290	100	60	0	0	450
1965 (昭和40)		0	250	130	70	0	0	450
1966 (昭和41)		0	260	140	75	26	0	501
1967 (昭和42)		0	280	143	60	40	0	523
1968 (昭和43)		0	192	111	222	40	0	565
1969 (昭和44)		0	227	106	102	20	0	455
1970 (昭和45)		0	88	39	151	30	0	308
1971 (昭和46)		—	—	—	—	—	—	—
1972 (昭和47)		—	—	—	—	—	—	—
1973 (昭和48)		—	—	—	—	—	—	—
1974 (昭和49)		—	—	—	—	—	—	—
1975 (昭和50)		181	102	20	8	60	0	371
1976 (昭和51)		155	116	22	47	90	0	430
1977 (昭和52)		116	5	38	29	53	0	241
1978 (昭和53)		83	30	16	22	46	0	197
1979 (昭和54)		135	0	33	6	60	0	234
1980 (昭和55)		91	0	26	17	15	0	149
1981 (昭和56)		114	0	76	20	46	0	256
1982 (昭和57)		75	9	34	8	15	0	141
1983 (昭和58)		160	0	22	12	20	0	214
1984 (昭和59)		212	0	26	44	13	0	295
1985 (昭和60)		180	0	18	32	17	1	248
1986 (昭和61)		132	0	44	15	18	1	210
1987 (昭和62)		328	0	34	30	9	0	401
1988 (昭和63)		139	0	36	3	13	0	191
1989 (平成元)		99	0	38	4	16	0	157
1990 (平成2)		158	0	18	5	18	0	199
1991 (平成3)		208	0	20	4	4	0	236
1992 (平成4)		145	0	27	3	6	0	181

第二節 統 計

9 おもな作物収穫面積

分類	年* (昭和35)	** (昭和40)	* (昭和45)	*** (昭和50)	* (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)
水稲	63.32 ^町	1,174 ^a	28 ^a	— ^a	— ^a	— ^a	— ^a
小麦	30.55	117	—	—	—	—	10
ばれいしょ	6.68	137	73	7	17	25	0
かんしょ	7.68	96	48	—	—	5	0
トマト	7.1	14	29	16	8	5	17
なす	1.29	36	26	17	21	19	87
ピーマン	—	—	—	2	1	1	1
きゅうり	1.55	47	33	15	16	17	84
はくさい	5.66	130	42	12	—	4	5
ほうれんそう	6.8	—	—	12	3	8	83
ねぎ	1.3	—	64	48	15	2	3
たまねぎ	1.3	47	29	15	—	3	1
だいこん	12.3	353	237	85	63	63	94
にんじん	2.29	—	16	1	1	0	1
茶	2.0	51	173	491	357	333	140
温州みかん	436.58	47,269	49,910	46,574	44,476	37,344	26,537
なつみかん	—	—	2,191	1,229	738	681	344
キウイフルーツ	—	—	—	—	128	1,005	1,158

分類	年 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)	2010 (平成22)	**** 2015 (平成27)
水稲	— ^a	— ^a	— ^a	— ^{ha}	— ^a
小麦	—	—	—	—	—
ばれいしょ	17	3	—	X	X
かんしょ	5	1	—	—	X
トマト	16	5	X	—	12
なす	15	20	9	—	18
ピーマン	1	1	7	—	9
きゅうり	18	15	12	—	17
はくさい	15	5	21	—	11
ほうれんそう	12	8	20	—	9
ねぎ	13	18	16	—	X
たまねぎ	8	8	5	—	11
だいこん	25	35	41	—	41
にんじん	3	2	5	—	X
茶	129	85	116	—	—
温州みかん	21,013	15,868	15,109	—	9,803
なつみかん	389	444	594	—	—
キウイフルーツ	663	461	403	—	271

[資料] 『統計要覧』(無印)、『世界農林業センサス結果報告書』(*印)、『中間農業センサス結果報告書』(**印)、『農業センサス結果報告書』(***)印)、『農林業センサス神奈川県結果報告』(****印)

[注] 1 単位の「町」は約99.1736 a、「a」は100㎡で換算
2 数値のXは不明
3 2010年に区分の変更、栽培面積表示の変更あり

8 農家戸数

(単位 戸)

年	区分	専業兼業別農家戸数			
		専業	第1種兼業	第2種兼業	総農家数
* 1955 (昭和30)		327	241	318	886
1960 (昭和35)		315	198	353	866
1965 (昭和40)		252	211	343	806
1970 (昭和45)		228	238	322	788
1975 (昭和50)		122	250	342	714
1980 (昭和55)		86	214	396	696
1985 (昭和60)		68	189	410	667
1990 (平成2)		89	114	324	527
1995 (平成7)		86	102	250	438
2000 (平成12)		51	26	191	404
2005 (平成17)		59	39	147	329
2010 (平成22)		65	31	135	287
2015 (平成27)		58	13	102	214

〔資料〕 『統計要覧』(無印)、『ゆがわら 合併10周年記念』(*印)

〔注〕 平成12年以降の総農家数以外は、販売農家の数

(単位 円)

年 度	2005 (平成17)		2010 (平成22)		2015 (平成27)	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
歳 入	8,137,631,000	8,184,509,373	8,756,144,400	8,600,113,404	9,679,813,460	9,446,891,677
町税	4,123,027,000	4,134,789,579	4,030,909,000	4,013,652,116	3,743,238,000	3,769,594,487
町民税	1,256,116,000	1,273,291,209	1,386,058,000	1,386,663,919	1,323,176,000	1,351,952,626
固定資産税	2,095,965,000	2,093,254,983	1,957,728,000	1,940,414,682	1,754,839,000	1,747,019,458
軽自動車税	30,988,000	31,493,700	36,667,000	36,785,700	39,406,000	39,355,214
町たばこ税	237,291,000	237,555,439	203,695,000	208,512,556	230,223,000	236,784,850
入湯税	126,527,000	125,131,350	92,803,000	90,610,450	85,084,000	84,816,950
都市計画税	376,140,000	374,062,898	353,958,000	350,664,809	310,510,000	309,665,389
歳入決算額		8,184,509,373		8,600,113,404		9,446,891,677
歳入決算中の町税比率		50.5%		46.7%		39.9%
歳出決算額		7,934,668,291		8,406,397,692		8,947,444,887
歳入歳出差引額		249,841,082		193,715,712		499,446,790

[資料] 『一般会計歳入歳出決算書』

[注] 1 集計は、5年ごとにした

2 町税比率は、小数点第2位を四捨五入した

(単位 円)

年 度	1990 (平成 2)		1995 (平成 7)		2000 (平成12)	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
歳 入	7,991,355,160	8,049,769,348	11,177,767,000	10,905,255,437	9,257,265,000	9,303,180,324
町税	4,816,134,000	4,808,694,075	5,144,144,000	5,118,161,175	4,726,476,000	4,737,776,596
町民税	2,143,722,000	2,128,753,015	1,732,386,000	1,718,637,384	1,392,074,000	1,409,345,802
固定資産税	1,695,025,000	1,692,637,203	2,390,048,000	2,366,424,622	2,409,773,000	2,400,386,700
軽自動車税	16,511,000	15,756,300	20,166,000	20,371,342	25,085,000	24,622,700
町たばこ税	200,143,000	207,820,600	218,330,000	221,264,991	254,669,000	253,781,867
特別土地 保有税	137,929,000	138,778,000	71,027,000	78,343,800	28,235,000	30,807,400
入湯税	190,886,000	190,167,450	153,084,000	159,675,807	134,788,000	138,723,698
都市計画税	431,918,000	434,781,507	559,103,000	553,443,229	481,852,000	480,108,429
歳入決算額		8,049,769,348		10,905,255,437		9,303,180,324
歳入決算中の町税比率		59.7%		46.9%		50.9%
歳出決算額		7,591,315,530		10,669,478,252		9,034,270,532
歳入歳出差引額		458,453,818		235,777,185		268,909,792

(単位:円)

年 度	1975 (昭和50)		1980 (昭和55)		1985 (昭和60)	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
歳 入	2,589,334,653	2,512,654,718	3,735,420,950	3,714,117,974	5,568,600,800	5,541,262,819
町税	1,125,865,000	1,141,138,510	2,164,161,000	2,179,603,464	3,257,412,000	3,286,921,325
町民税	323,499,000	325,833,586	672,167,000	684,959,494	1,113,264,000	1,142,092,414
固定資産税	457,433,000	461,369,622	866,486,000	866,081,220	1,256,504,000	1,252,456,670
軽自動車税	3,723,000	3,900,655	6,053,000	6,448,150	11,594,000	11,409,260
町たばこ消費税	70,000,000	71,468,910	122,215,000	125,721,320	188,042,000	186,848,711
電気ガス税	30,000,000	31,906,778	79,327,000	80,522,920	110,800,000	112,562,452
ガス税	720,000	1,131,198	550,000	1,014,927	1,500,000	1,724,253
木材引取税	200,000	365,358	1,215,000	1,215,350	10,000	7,600
特別土地保有税	62,267,000	64,895,240	52,153,000	51,757,580	74,651,000	75,611,720
入湯税	86,119,000	87,473,420	173,691,000	172,441,570	169,987,000	172,508,950
都市計画税	91,904,000	92,793,743	190,304,000	189,440,933	331,060,000	331,699,295
歳入決算額		2,512,654,718		3,714,117,974		5,541,262,819
歳入決算中の町税比率		45.4%		58.7%		59.3%
歳出決算額		2,478,218,441		3,616,300,082		5,421,497,831
歳入歳出差引額		34,436,277		97,817,892		119,764,988

年 度	1970 (昭和45)	
	予算現額	収入済額
歳 入	1,106,586,000	1,085,957,943
町税	423,804,000	434,067,502
町民税	103,200,000	108,759,822
固定資産税	165,928,000	167,668,133
軽自動車税	3,490,000	3,497,070
町たばこ消費税	52,093,000	51,770,800
電気ガス税	22,650,000	22,483,174
木材引取税	303,000	303,440
入湯税	41,490,000	44,175,640
都市計画税	34,650,000	35,409,423
歳入決算額		1,085,957,943
歳入決算中の町税比率		40.0%
歳出決算額		1,062,027,780
歳入歳出差引額		23,930,163

7 一般会計歳入歳出決算額及び町税収入の推移

(単位:円)

年 度	1955 (昭和30)		1960 (昭和35)		1965 (昭和40)	
	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
歳 入	151,834,060	116,833,213	238,007,498	214,381,262	341,487,000	333,842,178
町税	88,902,706	64,845,503	91,016,800	98,506,933	227,012,000	231,931,599
町民税	23,086,991	13,897,890	13,576,000	15,987,705	58,521,000	62,079,421
固定資産税	40,233,262	28,541,425	43,822,700	45,601,036	91,987,000	91,430,451
自転車 荷車税	710,670	515,943	635,100	699,750	2,095,000	2,094,670
たばこ 消費税	10,368,280	8,911,250	14,170,000	14,568,330	28,800,000	29,911,800
電 気 ガ ス 税	4,851,939	5,959,081	6,933,000	8,014,561	12,936,000	13,452,396
木 材 引取税	28,401	0	50,000	667,541	100,000	222,000
入湯税	8,727,000	6,909,118	6,710,000	7,678,890	22,050,000	22,262,295
歳入決算額	116,833,213		5,120,000	5,265,295	10,523,000	10,478,566
歳入決算中の町税比率	55.5%		214,381,262			333,842,178
歳出決算額	116,832,548		210,938,427	45.9%		323,590,928
歳入歳出差引額	665		3,442,835			10,251,250

第二節 統 計

(単位 人)

年度	区分	卒業生徒数			進学生徒数			進学以外生徒数		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
1997 (平成9)		295	154	141	287	149	138	8	5	3
1998 (平成10)		282	130	152	277	126	151	5	4	1
1999 (平成11)		268	130	138	263	128	135	5	2	3
2000 (平成12)		266	139	127	260	136	124	6	3	3
2001 (平成13)		270	141	129	257	132	125	13	9	4
2002 (平成14)		249	122	127	246	121	125	3	1	2
2003 (平成15)		250	128	122	242	126	116	8	2	6
2004 (平成16)		250	142	108	248	141	107	2	1	1
2005 (平成17)		255	130	125	252	129	123	3	1	2
2006 (平成18)		239	119	120	232	116	116	7	3	4
2007 (平成19)		226	108	118	222	106	116	4	2	2
2008 (平成20)		210	107	103	207	105	102	3	2	1
2009 (平成21)		228	113	115	224	109	115	4	4	0
2010 (平成22)		208	95	113	205	92	113	3	3	0
2011 (平成23)		209	112	97	202	110	92	7	2	5
2012 (平成24)		230	126	104	225	124	101	5	2	3
2013 (平成25)		214	106	108	213	105	108	1	1	0
2014 (平成26)		188	98	90	188	98	90	0	0	0

〔資料〕 『統計要覧』

〔注〕 1966～1969、1979、1980年の「進学生徒数」と「進学以外生徒数」の合計と「卒業生徒数」が合わない。

6 町立湯河原中学校卒業生徒数と卒業後の進路

(単位 人)

年度	区分	卒業生徒数			進学生徒数			進学以外生徒数		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
1966 (昭和41)		375	180	195	316	143	173	60	38	22
1967 (昭和42)		309	147	162	258	122	136	59	29	30
1968 (昭和43)		326	162	164	274	133	141	58	33	25
1969 (昭和44)		334	150	184	291	138	153	44	13	31
1970 (昭和45)		373	176	197	334	154	180	39	22	17
1971 (昭和46)		289	130	159	262	122	140	27	8	19
1972 (昭和47)		310	161	149	291	148	143	19	13	6
1973 (昭和48)		322	186	136	299	171	128	23	15	8
1974 (昭和49)		346	183	163	327	175	152	19	8	11
1975 (昭和50)		339	154	185	313	138	175	26	16	10
1976 (昭和51)		373	192	181	356	181	175	17	11	6
1977 (昭和52)		350	190	160	323	173	150	27	17	10
1978 (昭和53)		396	202	194	355	178	177	41	29	12
1979 (昭和54)		391	215	176	368	198	170	22	16	6
1980 (昭和55)		396	198	198	373	186	187	22	15	7
1981 (昭和56)		294	157	137	261	136	125	33	21	12
1982 (昭和57)		423	215	208	385	187	198	38	28	10
1983 (昭和58)		432	219	213	397	196	201	35	23	12
1984 (昭和59)		395	222	173	360	196	164	35	26	9
1985 (昭和60)		402	210	192	374	193	181	28	17	11
1986 (昭和61)		419	214	205	394	199	195	25	15	10
1987 (昭和62)		411	241	170	375	212	163	36	29	7
1988 (昭和63)		437	221	216	394	197	197	43	24	19
1989 (平成元)		403	214	189	355	181	174	48	33	15
1990 (平成2)		326	171	155	299	155	144	27	16	11
1991 (平成3)		322	169	153	288	152	136	34	17	17
1992 (平成4)		324	170	154	291	153	138	33	17	16
1993 (平成5)		291	146	145	263	130	133	28	12	16
1994 (平成6)		282	139	143	255	118	137	27	21	6
1995 (平成7)		303	170	133	279	152	127	24	18	6
1996 (平成8)		257	142	115	243	134	109	14	8	6

(児童生徒数・一般学級平均児童生徒数の単位 人、学級数の単位 クラス)

年	学校名 別 公立の別 公私立	(児童生徒数・一般学級平均児童生徒数の単位 人、学級数の単位 クラス)										
		城堀 幼稚園	宮上 幼稚園	湯河原 幼稚園	湯河原 幼稚園	福浦 幼稚園	湯河原 小学校	吉浜 小学校	東台福浦 小学校	湯河原 中学校		
2008 (平成20)	児童生徒数	—	58	私立	34	公立	30	601	592	公立	192	648
	学級数 (特別支援学級含む)	—	3	3	3	2	2	20	21	21	9	20
2009 (平成21)	児童生徒数	—	48	32	31	2	20	586	572	184	649	
	学級数 (特別支援学級含む)	—	3	3	3	2	2	20	21	9	20	
2010 (平成22)	児童生徒数	—	60	24	31	2	20	565	532	175	646	
	学級数 (特別支援学級含む)	—	3	3	3	2	2	20	20	9	20	
2011 (平成23)	児童生徒数	—	72	21	21	36	522	518	167	652		
	学級数 (特別支援学級含む)	—	3	3	3	2	20	20	9	20		
2012 (平成24)	児童生徒数	—	83	10	36	482	504	143	635			
	学級数 (特別支援学級含む)	—	4	2	2	19	19	8	19			
2013 (平成25)	児童生徒数	—	85	—	35	455	497	136	592			
	学級数 (特別支援学級含む)	—	4	—	2	19	20	8	18			
2014 (平成26)	児童生徒数	—	86	—	28	430	480	134	554			
	学級数 (特別支援学級含む)	—	5	—	2	16	19	8	17			

〔資料〕 『統計要覧』

- 〔注〕
- 1 各年5月1日現在
 - 2 城堀幼稚園は昭和55年度で閉園
 - 3 福浦小学校は昭和62年度から「東台福浦小学校」と改称
 - 4 平成11・12年度の私立幼稚園は調査対象外
 - 5 湯河原幼稚園は平成24年度で閉園
 - 6 一般学級平均児童生徒数の数値は原資料のママとした。
なお、1996年からこの数値は原資料にない。

1995 (平成7)	児童生徒数	—	131	69	27	756	599	235	858
	学級数	—	5	3	2	24	20	11	24
	一般学級平均児童生徒数	—	26.2	23.0	13.5	31.5	30.0	21.4	35.8
1996 (平成8)	児童生徒数	—	115	75	23	766	583	247	830
	学級数	—	6	5	2	24	20	11	23
1997 (平成9)	児童生徒数	—	114	79	29	772	598	232	838
	学級数	—	6	3	2	25	20	10	23
1998 (平成10)	児童生徒数	—	111	70	26	759	592	220	816
	学級数	—	5	3	2	24	20	10	24
1999 (平成11)	児童生徒数	—	—	—	24	764	578	203	807
	学級数	—	—	—	2	25	21	8	23
2000 (平成12)	児童生徒数	—	—	—	24	764	578	203	807
	学級数	—	—	—	2	25	21	8	23
2001 (平成13)	児童生徒数	—	78	46	29	749	602	198	763
	学級数	—	4	3	2	25	21	9	23
2002 (平成14)	児童生徒数	—	81	44	39	734	586	185	743
	学級数	—	3	3	2	24	20	7	23
2003 (平成15)	児童生徒数	—	88	43	35	700	604	184	754
	学級数	—	5	3	2	22	19	7	23
2004 (平成16)	児童生徒数	—	99	36	38	666	608	174	750
	学級数 (特別支援学級含む)	—	5	3	2	21	20	7	23
2005 (平成17)	児童生徒数	—	74	40	41	659	617	168	739
	学級数 (特別支援学級含む)	—	3	3	2	22	19	7	23
2006 (平成18)	児童生徒数	—	80	35	40	669	605	178	685
	学級数 (特別支援学級含む)	—	4	3	2	22	19	8	20
2007 (平成19)	児童生徒数	—	75	37	33	636	587	182	670
	学級数 (特別支援学級含む)	—	3	3	2	20	20	8	19

(児童生徒数・一般学級平均児童生徒数の単位 人、学級数の単位 クラス)

年	学校名 公立の別		城堀 幼稚園	宮上 幼稚園	湯河原 幼稚園	福浦 幼稚園	湯河原 小学校	吉浜 小学校	東台福浦 小学校	湯河原 中学校		
	児童生徒・学級数等	公私立の別										
1987 (昭和62)	児童生徒数	—	私立	143	私立	37	公立	954	公立	245	公立	1,249
	学級数	—	—	6	3	3	2	27	18	9	32	32
	一般学級平均児童生徒数	—	—	23.8	12.3	25.0	37.8	36.8	27.2	41.4	41.4	41.4
1988 (昭和63)	児童生徒数	—	—	142	40	50	916	600	258	1,177	1,177	1,177
	学級数	—	—	6	3	2	27	19	9	30	30	30
	一般学級平均児童生徒数	—	—	23.6	13.3	25.0	36.8	33.2	28.6	41.6	41.6	41.6
1989 (平成元)	児童生徒数	—	—	135	42	41	866	628	259	1,061	1,061	1,061
	学級数	—	—	6	3	2	26	18	10	29	29	29
	一般学級平均児童生徒数	—	—	22.5	14.0	20.5	34.5	35.6	25.8	40.3	40.3	40.3
1990 (平成2)	児童生徒数	—	—	112	51	41	807	639	260	973	973	973
	学級数	—	—	5	3	2	25	19	10	27	27	27
	一般学級平均児童生徒数	—	—	22.4	17.0	20.5	33.5	33.6	28.6	38.5	38.5	38.5
1991 (平成3)	児童生徒数	—	—	111	57	44	791	633	247	950	950	950
	学級数	—	—	5	3	2	25	19	10	28	28	28
	一般学級平均児童生徒数	—	—	22.2	19.0	22.0	32.8	33.3	27.1	36.2	36.2	36.2
1992 (平成4)	児童生徒数	—	—	122	53	35	797	627	220	898	898	898
	学級数	—	—	5	3	2	25	20	8	25	25	25
	一般学級平均児童生徒数	—	—	24.4	17.7	17.5	33.1	33.0	31.3	37.2	37.2	37.2
1993 (平成5)	児童生徒数	—	—	156	52	19	791	604	225	878	878	878
	学級数	—	—	5	3	2	24	19	8	25	25	25
	一般学級平均児童生徒数	—	—	31.2	17.4	9.5	34.3	33.4	32.0	36.3	36.3	36.3
1994 (平成6)	児童生徒数	—	—	155	55	24	780	610	239	839	839	839
	学級数	—	—	5	3	2	23	20	11	23	23	23
	一般学級平均児童生徒数	—	—	31.0	18.3	12.0	33.9	33.7	26.1	38.0	38.0	38.0

1978 (昭和53)	児童生徒数	53	173	93	75	1,447	801	154	1,184
	学級数	2	6	3	2	37	24	6	29
1979 (昭和54)	一般学級平均児童生徒数	26.5	28.8	31.0	37.5	39.1	33.3	25.6	40.8
	児童生徒数	46	161	79	92	1,518	856	156	1,085
1980 (昭和55)	学級数	2	6	3	3	37	24	6	26
	一般学級平均児童生徒数	23.0	26.8	26.3	30.6	41.0	35.6	26.0	41.7
1981 (昭和56)	児童生徒数	13	154	73	67	1,482	890	161	1,114
	学級数	1	6	3	3	37	24	6	27
1982 (昭和57)	一般学級平均児童生徒数	13.0	25.7	24.3	22.3	40.0	37.1	26.8	41.3
	児童生徒数	—	141	60	67	1,442	901	163	1,150
1983 (昭和58)	学級数	—	5	3	3	37	25	6	29
	一般学級平均児童生徒数	—	28.2	20.0	22.3	38.9	36.6	27.1	39.7
1984 (昭和59)	児童生徒数	—	135	51	69	1,392	888	155	1,252
	学級数	—	5	3	3	36	24	6	31
1985 (昭和60)	一般学級平均児童生徒数	—	27.0	17.0	23.0	38.6	37.0	25.8	40.3
	児童生徒数	—	125	41	61	1,328	862	161	1,241
1986 (昭和61)	学級数	—	5	3	2	34	23	6	31
	一般学級平均児童生徒数	—	25.0	13.6	30.5	39.0	37.4	26.8	40.0
1987 (昭和62)	児童生徒数	—	113	41	64	1,245	845	143	1,217
	学級数	—	5	3	2	32	22	6	31
1988 (昭和63)	一般学級平均児童生徒数	—	22.6	13.6	32.0	38.9	38.4	23.8	39.2
	児童生徒数	—	118	32	61	1,160	820	148	1,226
1989 (昭和64)	学級数	—	5	3	2	30	21	6	30
	一般学級平均児童生徒数	—	23.6	10.6	30.5	38.6	39.0	24.6	40.7
1990 (昭和65)	児童生徒数	—	126	32	52	1,038	772	150	1,264
	学級数	—	6	3	2	28	20	6	32
1991 (昭和66)	一般学級平均児童生徒数	—	21.0	10.7	26.0	39.6	38.6	25.0	41.7

(児童生徒数・一般学級平均児童生徒数の単位 人、学級数の単位 クラス)

年	学校名 公私立の別		児童生徒数	城堀 幼稚園 私立	宮上 幼稚園 私立	湯河原 幼稚園 私立	福浦 幼稚園 公立	湯河原 小学校 公立	吉浜 小学校 公立	東台福浦 小学校 公立	湯河原 中学校 公立
	児童生徒・学級数等	公私立の別									
1970 (昭和45)	児童生徒数		162		182	90	96	1,336	603	140	957
	学級数		5		6	4	3	34	18	6	25
1971 (昭和46)	一般学級平均児童生徒数		32.4		30.3	22.5	32.0	39.2	33.5	23.3	38.2
	児童生徒数		157		150	93	70	1,355	632	147	918
1972 (昭和47)	学級数		5		6	4	3	34	19	6	24
	一般学級平均児童生徒数		31.4		25.0	23.2	23.3	39.2	33.3	24.5	38.2
1973 (昭和48)	児童生徒数		171		139	87	73	1,415	675	150	972
	学級数		5		5	3	3	35	20	6	25
1974 (昭和49)	一般学級平均児童生徒数		34.2		27.8	29.0	24.3	40.4	40.0	25.0	38.8
	児童生徒数		175		189	108	95	1,368	678	148	1,013
1975 (昭和50)	学級数		5		7	3	4	34	20	6	26
	一般学級平均児童生徒数		35.0		27.0	36.0	23.7	40.2	33.9	24.6	38.9
1976 (昭和51)	児童生徒数		131		203	112	95	1,413	714	146	1,051
	学級数		4		7	4	4	35	21	6	27
1977 (昭和52)	一般学級平均児童生徒数		32.7		29.0	28.0	23.7	40.3	34.0	24.3	38.9
	児童生徒数		106		184	121	74	1,447	755	158	1,073
1975 (昭和50)	学級数		4		7	4	3	36	21	6	27
	一般学級平均児童生徒数		26.5		26.7	30.2	24.6	40.1	35.9	26.3	39.7
1976 (昭和51)	児童生徒数		107		163	114	73	1,422	773	159	1,130
	学級数		3		6	4	3	37	22	6	28
1977 (昭和52)	一般学級平均児童生徒数		35.6		27.1	28.5	24.3	38.4	35.1	26.5	40.3
	児童生徒数		59		183	96	70	1,453	773	144	1,129
1977 (昭和52)	学級数		3		7	3	3	38	23	6	28
	一般学級平均児童生徒数		19.6		26.1	32.0	23.3	38.3	33.6	24.0	40.3

5 学校別児童生徒数・学級数

年	学校名 公私立の別		(児童生徒数・一般学級平均児童生徒数の単位 人、学級数の単位 クラス)									
	児童生徒・学級数等	公私立	城堀 幼稚園	宮上 幼稚園	湯河原 幼稚園	福浦 幼稚園	湯河原 小学校	吉浜 小学校	東台福浦 小学校	湯河原 中学校		
1963 (昭和38)	児童生徒数		80	135	91	75	1,185	605	166	1,261		
	学級数		3	5	3	3	30	15	6	27		
1964 (昭和39)	一般学級平均児童生徒数		26.7	27.0	30.3	25.0	39.5	40.3	27.7	46.7		
	児童生徒数		100	153	120	76	1,135	571	148	1,197		
1965 (昭和40)	学級数		4	5	4	3	28	15	6	26		
	一般学級平均児童生徒数		25.0	30.6	30.0	25.3	40.5	38.1	24.7	46.0		
1966 (昭和41)	児童生徒数		130	161	102	95	1,182	565	159	1,091		
	学級数		5	5	4	3	30	15	6	24		
1967 (昭和42)	一般学級平均児童生徒数		26.0	32.2	25.5	31.7	39.4	37.7	26.5	45.5		
	児童生徒数		150	153	100	87	1,193	559	156	1,009		
1968 (昭和43)	学級数		5	5	4	3	29	15	6	24		
	一般学級平均児童生徒数		35.0	30.6	25.0	29.0	41.1	37.3	26.0	42.0		
1969 (昭和44)	児童生徒数		165	170	102	84	1,186	561	150	965		
	学級数		5	5	3	3	30	16	6	26		
1968 (昭和43)	一般学級平均児童生徒数		33.0	34.0	34.0	28.0	39.5	35.1	25.0	37.1		
	児童生徒数		160	173	102	88	1,003	564	140	1,019		
1969 (昭和44)	学級数		5	5	3	3	31	17	6	26		
	一般学級平均児童生徒数		32.0	34.6	34.0	29.3	38.8	33.2	23.3	39.2		
1969 (昭和44)	児童生徒数		165	184	102	102	1,257	578	144	984		
	学級数		5	6	5	3	32	17	6	25		
	一般学級平均児童生徒数		33.0	30.6	20.4	34.0	39.3	34.0	24.0	39.4		

(単位 事業所)

分類	年	2006 (平成18)	2012 (平成24)
農林漁業		3	6
鉱業		2	1
建設業		139	144
製造業		32	39
卸売・小売業		371	317
飲食店、宿泊業		421	309
金融・保険業		14	13
不動産業		100	113
運輸業		18	16
情報通信業		3	5
電気・ガス・熱供給・水道業		6	3
医療・福祉		83	90
教育・学習支援業		40	31
複合サービス事業		10	7
サービス業		249	55
生活関連サービス業等			133
学術研究、専門・技術サービス			27
公務等		6	
総数		1,497	1,309

〔資料〕 『統計要覧』

- 〔注〕
- 1 1981年までは3年ごと、1986年以降は5年ごと。
 - 2 2002年に産業分類が大幅に変更されたため、2006年から表を分けた。
 - 3 2006年までの事業所・企業統計調査が経済センサス活動調査に統合され、2012年2月1日に実施

4 産業分類別事業所数

(単位 事業所)

分類	年	1960 (昭和35)	1963 (昭和38)	1966 (昭和41)	1969 (昭和44)	1972 (昭和47)	1975 (昭和50)
農林漁業		0	0	2	3	3	4
鉱業		0	2	1	1	2	1
建設業		31	80	76	86	100	123
製造業		29	40	50	38	54	65
卸売・小売業、飲食業		393	454	532	614	664	755
金融・保険業		7	9	10	9	8	12
不動産業		2	12	18	36	41	35
運輸・通信業		14	17	21	19	28	29
電気・ガス・熱供給・水道業		2	7	9	5	6	6
サービス業		313	414	526	512	545	650
公務等		18	25	25	0	6	5
総数		809	1,060	1,270	1,323	1,457	1,685

分類	年	1978 (昭和53)	1981 (昭和56)	1986 (昭和61)	1991 (平成3)	1996 (平成8)	2001 (平成13)
農林漁業		5	5	3	4	1	2
鉱業		1	1	1	1	1	2
建設業		141	142	143	139	133	143
製造業		67	72	53	52	50	50
卸売・小売業、飲食業		824	809	842	813	774	741
金融・保険業		12	15	15	16	18	16
不動産業		69	76	88	110	109	101
運輸・通信業		25	24	26	25	23	27
電気・ガス・熱供給・水道業		6	7	8	8	8	7
サービス業		820	759	703	651	611	584
公務等		6	6	6	6	6	6
総数		1,976	1,916	1,888	1,825	1,734	1,679

(単位 人)

分類	2005 (平成17)		2010 (平成22)		2015 (平成27)	
	男	女	男	女	男	女
第1次産業	288	157	262	153	234	125
農業	263	157	246	151	222	123
林業・狩猟業	10	0				
漁業・水産業	15	0	16	2	12	2
第2次産業	1,929	613	1,595	527	1,400	472
鉱業	17	2	12	3	4	1
建設業	1,117	202	886	164	787	147
製造業	795	409	697	360	609	324
第3次産業	5,090	5,400	4,642	4,984	4,245	4,572
卸・小売業	1,070	1,244	878	1,104	784	986
金融・保険業	69	115	55	108	64	111
不動産業	164	124	175	142	163	126
情報通信業	172	61	134	49	118	41
運輸業	473	64	488	74	414	68
電気・ガス・熱供給・水道業	70	7	50	2	45	5
サービス業	1,176	976	517	332	450	312
複合サービス業	79	43	32	23	41	33
飲食店・宿泊業	995	1,444	956	1,246	815	1,047
医療・福祉	375	1,043	443	1,143	495	1,151
教育・学習支援業	195	205	171	234	164	198
学術研究・専門生活関連等	—	—	211	111	204	111
公務	—	—	288	345	246	311
	252	74	244	71	242	72
	21	13	79	80	105	104
分類不詳						
合計	7,328	6,183	6,578	5,744	5,984	5,273
	13,511	12,322	11,257			

〔資料〕

(注)

『統計要覧』

1 1990年は分類不詳が非常に多く、男・女・計の各総計が実際の計算と数値に合っていない。統計要覧によっても数値が異なる。

2 産業分類

- (1) 第1次産業：農業、林業、漁業
 (2) 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
 (3) 第3次産業：上記及び「分類不能の産業」以外の産業

審
計
監
査
呼

3 産業分類別就業者数

(単位 人)

分類	1955 (昭和30)		1960 (昭和35)		1965 (昭和40)		1970 (昭和45)		1975 (昭和50)				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
第1次産業	1,309	594	1,112	461	1,573	627	1,568	844	622	1,466	667	392	1,059
農業	1,094	591	936	454	1,390	618	1,430	754	616	1,370	608	389	997
林業・狩猟業	15	2	17	0	7	3	9	7	0	7	9	0	9
漁業・水産業	200	1	201	7	176	6	129	83	6	89	50	3	53
第2次産業	1,249	168	1,417	267	2,092	416	2,450	1,843	518	2,361	1,944	526	2,470
鉱業	10	0	10	2	51	3	52	30	2	32	37	6	43
建設業	750	8	758	55	1,246	84	1,337	1,014	90	1,104	1,140	100	1,240
製造業	489	160	649	585	210	732	329	1,061	799	426	1,225	767	420
第3次産業	2,162	2,029	4,191	2,760	5,541	3,587	7,108	4,071	3,878	7,949	4,340	3,993	8,333
卸売・小売業	662	451	1,113	856	1,481	1,057	873	1,286	1,132	2,418	1,384	1,312	2,696
金融・保険・不動産業	55	29	84	65	94	114	89	203	152	137	289	149	204
運輸通信業	436	97	533	498	141	639	151	725	685	131	816	632	67
電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	63	4	67	59	7	66	59	6
サービス業	901	1,418	2,319	1,194	1,956	3,150	3,982	1,687	2,429	4,116	1,910	2,358	4,268
公務	108	34	142	147	30	177	41	201	202	42	244	206	46
分類不詳	0	0	0	0	0	2	0	2	3	2	5	10	12
合計	4,720	2,791	7,511	5,697	3,509	9,206	6,564	11,128	6,761	5,020	11,781	6,961	4,923

別編第二章 年表・統計

(カッコ内の数値の単位 人)

年	順位	1位	2位	3位	4位	5位
1985 (昭和60)		韓国・朝鮮(145)	中国 (14)	フィリピン(6)	アメリカ (4)	タイ、シンガポール、ベルギー (1)
1986 (昭和61)		韓国・朝鮮(146)	中国 (16)	フィリピン、アメリカ (4)	タイ、シンガポール、ベルギー、ブラジル (1)	—
1987 (昭和62)		韓国・朝鮮(148)	中国 (17)	フィリピン(7)	アメリカ (6)	ブラジル (4)
1988 (昭和63)		韓国・朝鮮(136)	中国、フィリピン(13)	アメリカ (8)	ブラジル (5)	シンガポール(1)
1989 (昭和64)		韓国・朝鮮(135)	フィリピン(9)	中国 (7)	ブラジル (5)	アメリカ (3)
1990 (平成2)		韓国・朝鮮(133)	フィリピン(15)	中国 (7)	ブラジル (6)	アメリカ (3)
1991 (平成3)		韓国・朝鮮(137)	フィリピン(15)	アメリカ (11)	中国 (10)	ブラジル (8)
1992 (平成4)		韓国・朝鮮(134)	フィリピン(26)	ペルー (17)	中国 (9)	アメリカ (6)
1993 (平成5)		韓国・朝鮮(140)	フィリピン(39)	ペルー (20)	中国 (10)	ブラジル (7)
1994 (平成6)		韓国・朝鮮(140)	フィリピン(61)	ペルー (23)	ブラジル (17)	中国 (10)
1995 (平成7)		韓国・朝鮮(141)	フィリピン(35)	ブラジル (17)	ペルー (15)	中国 (14)
1996 (平成8)		韓国・朝鮮(139)	フィリピン(53)	ブラジル (39)	中国 (19)	ペルー (16)
1997 (平成9)		韓国・朝鮮(137)	フィリピン(60)	ブラジル (25)	中国 (19)	ペルー (17)
1998 (平成10)		韓国・朝鮮(129)	フィリピン(71)	中国 (22)	ペルー (13)	ブラジル (8)
1999 (平成11)		韓国・朝鮮(127)	フィリピン(78)	中国 (17)	ペルー (13)	ブラジル (5)
2000 (平成12)		韓国・朝鮮(134)	フィリピン(92)	中国 (13)	ペルー (12)	ブラジル (6)
2001 (平成13)		フィリピン(125)	韓国・朝鮮(124)	中国 (25)	ペルー (14)	ブラジル (5)
2002 (平成14)		韓国・朝鮮(120)	フィリピン(93)	中国 (23)	ペルー (19)	ブラジル (5)
2003 (平成15)		韓国・朝鮮(113)	フィリピン(75)	中国 (25)	ペルー (20)	ブラジル (5)
2004 (平成16)		韓国・朝鮮(111)	フィリピン(102)	ペルー (36)	中国 (32)	ブラジル (6)
2005 (平成17)		フィリピン(120)	韓国・朝鮮(108)	ペルー (48)	中国 (28)	ブラジル (8)
2006 (平成18)		韓国・朝鮮(105)	フィリピン(94)	ペルー (63)	中国 (35)	ブラジル (8)
2007 (平成19)		韓国・朝鮮(103)	フィリピン(88)	ペルー (55)	中国 (35)	ブラジル (10)
2008 (平成20)		韓国・朝鮮(103)	フィリピン(70)	ペルー (64)	中国 (36)	ブラジル (9)
2009 (平成21)		韓国・朝鮮(97)	フィリピン(79)	ペルー (69)	中国 (34)	ブラジル (13)
2010 (平成22)		韓国・朝鮮(98)	ペルー (73)	フィリピン(72)	中国 (34)	ブラジル (8)
2011 (平成23)		韓国・朝鮮(90)	ペルー (71)	フィリピン(63)	中国 (37)	ブラジル (8)
2012 (平成24)		韓国・朝鮮(92)	ペルー (75)	フィリピン(62)	中国 (48)	ブラジル (9)
2013 (平成25)		韓国・朝鮮(84)	ペルー (65)	フィリピン(59)	中国 (45)	アメリカ、ブラジル、タイ (6)
2014 (平成26)		韓国・朝鮮(86)	ペルー (58)	フィリピン(55)	中国 (36)	アメリカ、ブラジル (7)
2015 (平成27)		韓国・朝鮮(76)	フィリピン(58)	ペルー (57)	中国 (36)	ブラジル (6)

〔資料〕 『統計要覧』(無印)、『県勢要覧』(*印)

〔注〕 1 国名は略記

2 1955～1975年の集計単位は足柄下郡

3 基準日

(1) 1955、1958～1970年は12月31日

(2) 1956、1957、1971～1975年は翌年の3月31日

(3) 1976～1985年は翌年の4月1日

(4) 1986年以降は1月1日

第二節 統 計

2 外国人登録者数

(カッコ内の数値の単位 人)

年 \ 順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
* 1955 (昭和30)	朝鮮(272)	中国 (22)	アメリカ (9)	韓国 (8)	イギリス (3)
* 1956 (昭和31)	朝鮮(262)	中国 (24)	アメリカ (11)	韓国 (9)	ドイツ (4)
* 1957 (昭和32)	朝鮮・韓国(285)	中国 (23)	アメリカ (11)	ドイツ、イギリス (3)	フランス、スイス (1)
* 1958 (昭和33)	朝鮮・韓国(291)	中国 (20)	アメリカ (12)	ドイツ (5)	イギリス (2)
* 1959 (昭和34)	朝鮮・韓国(110)	アメリカ (4)	—	—	—
* 1960 (昭和35)	朝鮮・韓国(316)	アメリカ (11)	ドイツ (9)	中国 (2)	イギリス (1)
* 1961 (昭和36)	朝鮮・韓国(330)	アメリカ (11)	ドイツ (9)	中国 (2)	イギリス (1)
* 1962 (昭和37)	朝鮮・韓国(338)	アメリカ (14)	ドイツ (7)	中国 (4)	イギリス、スイス (1)
* 1963 (昭和38)	朝鮮・韓国(341)	アメリカ (12)	ドイツ (7)	中国 (5)	イギリス、スイス (1)
* 1964 (昭和39)	朝鮮・韓国(347)	アメリカ (15)	ドイツ (7)	中国 (4)	イギリス、スイス (1)
* 1965 (昭和40)	朝鮮・韓国(338)	アメリカ (9)	ドイツ (8)	中国 (4)	イギリス (1)
* 1966 (昭和41)	朝鮮・韓国(341)	アメリカ (13)	ドイツ (8)	中国 (4)	イギリス (1)
* 1967 (昭和42)	朝鮮・韓国(306)	ドイツ (8)	アメリカ (4)	中国 (2)	イギリス (1)
* 1968 (昭和43)	朝鮮・韓国(294)	アメリカ (11)	ドイツ (8)	中国 (5)	—
* 1969 (昭和44)	朝鮮・韓国(272)	アメリカ (12)	ドイツ (8)	中国 (4)	—
* 1970 (昭和45)	朝鮮・韓国(292)	アメリカ (10)	中国、ドイツ(7)	—	—
* 1971 (昭和46)	朝鮮・韓国(279)	中国 (13)	アメリカ、ドイツ (7)	—	—
* 1972 (昭和47)	朝鮮・韓国(256)	中国 (8)	アメリカ (7)	ドイツ (4)	—
* 1973 (昭和48)	朝鮮・韓国(259)	中国 (12)	アメリカ (5)	イギリス、ドイツ (4)	—
* 1974 (昭和49)	朝鮮・韓国(261)	中国 (22)	アメリカ (8)	ドイツ (5)	—
* 1975 (昭和50)	朝鮮・韓国(269)	中国 (21)	アメリカ (6)	ドイツ (4)	イギリス (1)
1976 (昭和51)	韓国・朝鮮(159)	中国、アメリカ(3)	イギリス (1)	—	—
1977 (昭和52)	韓国・朝鮮(159)	中国 (2)	イギリス、カナダ (1)	—	—
1978 (昭和53)	韓国・朝鮮(158)	中国、アメリカ(2)	—	—	—
1979 (昭和54)	韓国・朝鮮(150)	中国、アメリカ(2)	—	—	—
1980 (昭和55)	韓国・朝鮮(135)	中国 (4)	アメリカ (2)	西ドイツ、ベルギー (1)	—
1981 (昭和56)	韓国・朝鮮(131)	中国 (3)	フィリピン、アメリカ、ベルギー (1)	—	—
1982 (昭和57)	韓国・朝鮮(125)	ベトナム (7)	中国、フィリピン、アメリカ (2)	タイ、シンガポール、ベルギー (1)	—
1983 (昭和58)	韓国・朝鮮(132)	フィリピン(4)	中国 (3)	ベトナム (2)	アメリカ、シンガポール、ベルギー (1)
1984 (昭和59)	韓国・朝鮮(136)	中国 (9)	アメリカ、タイ (4)	フィリピン(3)	シンガポール、ベルギー (1)

2002 (平成14)	183	310	5	123	70	27,226	12,615	14,611	10,458	260	664
2003 (平成15)	173	300	10	142	70	27,171	12,529	14,642	10,536	258	663
2004 (平成16)	176	300	11	144	66	27,127	12,520	14,607	10,568	257	662
2005 (平成17)	152	336	5	134	67	27,431	12,660	14,771	10,806	254	669
2006 (平成18)	174	333	7	121	59	27,252	12,576	14,676	10,823	252	665
2007 (平成19)	167	336	6	118	70	27,130	12,526	14,604	10,818	251	662
2008 (平成20)	169	391	3	115	48	26,983	12,425	14,558	10,877	248	658
2009 (平成21)	142	365	5	107	54	26,838	12,359	14,479	11,006	244	655
2010 (平成22)	149	381	6	118	63	26,848	12,370	14,478	11,002	244	655
2011 (平成23)	151	389	7	84	55	26,642	12,284	14,358	11,076	241	650
2012 (平成24)	152	376	7	99	41	26,432	12,171	14,261	11,103	238	645
2013 (平成25)	124	427	9	91	58	26,098	12,033	14,065	11,084	235	637
2014 (平成26)	110	387	6	88	46	25,749	11,863	13,886	11,045	233	628

〔資料〕『県勢要覧』(無印)、『保健所年報(小田原)』(*印)、『統計要覧』(**印)、『人口統計調査報告』(***)印)
 昭和30～39年は、40.98km²で再計算し、小数点以下は四捨五入(****印)、各数値から計算し四捨五入(*****印)
 〔注〕人口・世帯数・一世帯当たり人員・人口密度は各年10月1日現在

年	出生	死亡	死産	婚姻	離婚	人 口			世帯数	一世帯 当たり人員	人口密度 (1 km ²)
						総数	男性	女性			
1986 (昭和61)	人 269	人 194	人 22	人 154	人 41	人 ** 26,258	人 ** 12,268	人 ** 13,990	世帯数 ** 8,808	人 ** 298	人 ** 645
1987 (昭和62)	211	214	13	146	59	26,587	12,449	14,138	9,069	293	654
1988 (昭和63)	233	198	6	160	57	26,987	12,603	14,384	9,330	289	663
1989 (平成元)	243	200	6	169	51	27,380	12,777	14,603	9,622	285	673
1990 (平成2)	252	255	10	154	29	*** 27,717	*** 12,918	*** 14,799	*** 9,729	*** 285	*** 681
1991 (平成3)	254	218	10	149	60	*** 27,863	*** 13,012	*** 14,851	*** 9,971	*** 279	*** 680
1992 (平成4)	260	242	13	174	45	*** 28,083	*** 13,110	*** 14,973	*** 10,201	*** 275	*** 685
1993 (平成5)	225	274	10	150	63	28,157	13,096	15,061	10,388	271	687
1994 (平成6)	* 259	* 257	5	* 178	44	28,352	13,166	15,186	10,582	268	692
1995 (平成7)	232	286	2	187	61	28,390	13,124	15,266	10,566	269	693
1996 (平成8)	220	258	5	155	62	28,475	13,186	15,289	10,720	266	695
1997 (平成9)	245	301	10	157	83	28,488	13,208	15,280	10,868	262	695
1998 (平成10)	212	323	7	189	79	28,397	13,165	15,232	10,955	259	693
1999 (平成11)	210	294	9	149	71	28,337	13,099	15,238	11,056	256	691
2000 (平成12)	223	293	5	156	71	27,720	12,826	14,894	10,480	265	676
2001 (平成13)	204	305	7	156	93	27,540	12,725	14,815	10,521	262	672

1969 (昭和44)	* 410	* 148	* 5	* 227	*	22	** 23,933	** 11,080	** 12,853	** 6,164	***** 3.88	** 588
1970 (昭和45)	* 419	* 151	* 24	* 253	*	22	** 23,299	** 10,776	** 12,523	** 6,434	***** 3.62	** 573
1971 (昭和46)	* 434	* 141	* 25	* 283	*	45	** 23,609	** 10,946	** 12,663	** 6,683	***** 3.53	** 581
1972 (昭和47)	* 423	* 164	* 32	* 244	*	26	** 24,008	** 11,115	** 12,893	** 6,787	***** 3.54	** 590
1973 (昭和48)	* 441	* 170	* 25	* 207	*	48	** 24,220	** 11,267	** 12,953	** 6,897	***** 3.51	** 596
1974 (昭和49)	* 392	* 165	* 20	* 198	*	28	** 24,775	** 11,652	** 13,123	** 7,498	***** 3.30	** 609
1975 (昭和50)	* 349	* 159	* 17	* 205	*	36	** 24,552	** 11,511	** 13,041	** 7,122	***** 3.45	** 604
1976 (昭和51)	* 339	* 173	* 15	* 145	*	32	** 24,848	** 11,690	** 13,158	** 7,314	***** 3.40	** 611
1977 (昭和52)	286	161	17	176		44	24,794	11,682	13,112	7,410	3.35	610
1978 (昭和53)	269	155	13	131		36	24,801	11,668	13,133	7,457	3.33	610
1979 (昭和54)	271	156	15	162		49	25,187	11,883	13,304	7,764	3.24	619
1980 (昭和55)	262	188	14	147		42	25,456	11,997	13,459	8,148	3.12	626
1981 (昭和56)	250	182	14	148		37	25,508	12,022	13,486	8,254	3.09	627
1982 (昭和57)	229	149	13	147		58	25,515	12,058	13,457	8,303	3.07	627
1983 (昭和58)	256	167	16	179		63	25,719	12,138	13,581	8,472	3.04	632
1984 (昭和59)	259	186	18	173		53	25,919	12,215	13,704	8,612	3.01	637
1985 (昭和60)	215	199	16	144		45	** 26,027	** 12,193	** 13,834	** 8,604	** 3.02	** 640

1 人口動態表

年	出生	死亡	死産	婚姻	離婚	人口			世帯数	一世帯 当たり人員	人口密度 (1 km ²)
						総数	男性	女性			
1955 (昭和30)	329 *	131 *	28 *	149 *	14 *	17,971 **	8,444 **	9,527 **	3,597 **	5.00 ****	443
1956 (昭和31)	249 *	121 *	27 *	148 *	17 *	17,839 **	8,374 **	9,465 **	3,616 **	4.93 ****	440
1957 (昭和32)	244 *	138 *	21 *	133 *	12 *	17,762 **	8,370 **	9,392 **	3,664 **	4.85 ****	438
1958 (昭和33)	296 *	140 *	38 *	155 *	11 *	17,949 **	8,450 **	9,499 **	3,700 **	4.85 ****	442
1959 (昭和34)	286 *	134 *	33 *	155 *	12 *	18,004 **	8,469 **	9,535 **	3,766 **	4.78 ****	444
1960 (昭和35)	319 *	123 *	36 *	192 *	11 *	19,743 **	9,281 **	10,462 **	4,212 **	4.69 ****	487
1961 (昭和36)	297 *	150 *	25 *	183 *	8 *	20,416 **	9,602 **	10,814 **	4,484 **	4.55 ****	503
1962 (昭和37)	366 *	147 *	43 *	195 *	12 *	20,963 **	9,905 **	11,058 **	4,795 **	4.37 ****	517
1963 (昭和38)	363 *	132 *	44 *	246 *	14 *	21,316 **	10,093 **	11,223 **	4,977 **	4.28 ****	525
1964 (昭和39)	401 *	133 *	28 *	259 *	11 *	22,215 **	10,539 **	11,676 **	5,294 **	4.20 ****	547
1965 (昭和40)	393 *	154 *	30 *	223 *	21 *	22,413 **	10,446 **	11,967 **	5,510 **	4.07 ****	551
1966 (昭和41)	327 *	141 *	38 *	230 *	21 *	22,857 **	10,583 **	12,274 **	5,752 **	3.97 ****	562
1967 (昭和42)	415 *	145 *	28 *	224 *	30 *	23,137 **	10,657 **	12,480 **	5,905 **	3.92 ****	569
1968 (昭和43)	442 *	137 *	6 *	240 *	23 *	23,709 **	10,942 **	12,767 **	6,068 **	3.91 ****	583

第二節
統
計

第一節 年 表

出典 No.	出 典
58	「県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定書」(湯河原町役場蔵)
59	「湯河原町子ども・子育て会議条例」(湯河原町役場蔵)
60	『粗大ごみ処理施設(パンフレット)』(湯河原町真鶴町衛生組合蔵)
61	『かながわ・ゆめ国体第53回国民体育大会湯河原町報告書』(湯河原町役場蔵)
62	「湯河原町と真鶴町との下水の処理に関する事務委託に関する規約」(湯河原町役場蔵)
63	『議会ゆがわら』(湯河原町役場蔵)
64	「湯河原町と熱海市との間の救急事務の委託に関する規約」(湯河原町消防本部蔵)
65	『県勢要覧』(神奈川県立公文書館蔵)
66	「地震等災害時の相互応援に関する協定」(湯河原町役場蔵)
67	「湯河原町豊かな景観を育む基本条例」(湯河原町役場蔵)
68	「湯河原町の環境美化促進に関する条例」(湯河原町役場蔵)
69	『創立60周年記念誌2009(湯河原美術協会)』(湯河原町立図書館蔵)
70	「湯河原町「小京都」宣言に関する決議」(湯河原町役場蔵)
71	『湯河原2001プラン前期基本計画』(湯河原町役場蔵)
72	「協定書(し尿処理)」(湯河原町役場蔵)
73	神静民報
74	「食文化推進宣言」(湯河原町役場蔵)
75	「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書」(湯河原町役場蔵)
76	『湯河原完校記念誌(湯河原高校)』(湯河原町立図書館蔵)
77	「大規模災害時における住民等のための協力に関する協定書」(湯河原町役場蔵)
78	「水道緊急連絡管接続等相互給水に関する協定書」(湯河原町役場蔵)
79	「湯河原町告示第1号」1955.4.1(湯河原町役場蔵)
80	「湯河原町防災基金条例」(湯河原町役場蔵)

出典 No.	出 典
29	「湯河原町民交通傷害保障条例」(湯河原町役場蔵)
30	『よしはま(吉浜小学校)』(湯河原町立図書館蔵)
31	産経新聞
32	『湯河原駅下土地区画整理事業完成記念誌』(湯河原町役場蔵)
33	読売新聞
34	『湯河原町総合計画書』(湯河原町役場蔵)
35	『100年のあゆみ(福浦小学校)』(湯河原町立図書館蔵)
36	『10年の軌跡(商工会青年部)』(湯河原町立図書館蔵)
37	伊豆毎日
38	『京浜工業地帯公害年表』(神奈川県立公文書館蔵)
39	「湯河原町公共下水道事業対策基金条例」(湯河原町役場蔵)
40	「湯河原町農業経営安定化対策審議会条例」(湯河原町役場蔵)
41	相豆新聞
42	『国民保護計画』(湯河原町役場蔵)
43	「湯河原町長選挙・湯河原町議会議員選挙結果」(湯河原町役場蔵)
44	「消防相互応援協定書」(湯河原町消防本部蔵)
45	「湯河原町老人クラブ連合会規約」(湯河原町役場蔵)
46	「湯河原町耐震改修促進計画」(湯河原町役場蔵)
47	「真鶴町及び湯河原町における消防事務の事務委託に関する規約」(湯河原町消防本部蔵)
48	「湯河原町真鶴町衛生組合格約」(湯河原町真鶴町衛生組合蔵)
49	『農業技術大系』(神奈川県農業技術センター足柄下地区事務所蔵)
50	「湯河原町青木ヨシ顕彰育英奨学基金条例」(湯河原町役場蔵)
51	『湯河原町新総合計画』(湯河原町役場蔵)
52	「湯河原町日本ジャンボー株式会社創業記念育英奨学基金条例」(湯河原町役場蔵)
53	「大型小売店舗出店反対に関する請願書」(湯河原町役場蔵)
54	「湯河原町鈴木光太郎顕彰社会福祉基金条例」(湯河原町役場蔵)
55	「湯河原町非核兵器宣言に関する決議」(湯河原町役場蔵)
56	「湯河原町と熱海市との下水の処理に関する事務委託に関する規約」(湯河原町役場蔵)
57	『ゆがわら2011プラン湯河原町新総合計画』(湯河原町役場蔵)

年 表 出 典 一 覧

出典 No	出 典
1	「吉浜町役場議案第39号」1955.3.30（湯河原町役場蔵）
2	『湯河原21世紀計画』（湯河原町役場蔵）
3	『湯河原の教育』（湯河原町立図書館蔵）
4	『吉浜財産区記念誌』（湯河原町役場蔵）
5	『創立50周年記念誌（湯河原町体育協会）』（湯河原町立図書館蔵）
6	「湯河原町統計要覧」（湯河原町役場蔵）
7	『湯河原農協30年史』（湯河原町立図書館蔵）
8	『30年のあゆみ（湯河原中学校）』（湯河原町立図書館蔵）
9	『消防年報』（湯河原町消防本部蔵）
10	朝日新聞
11	『国勢調査報告』（湯河原町役場蔵）
12	『湯河原町の文化財』（湯河原町教育委員会蔵）
13	『町村合併50周年記念誌』（湯河原町役場蔵）
14	『広報』（湯河原町役場蔵） 1957.7（1号）～湯河原広報 1974.4（147号）～広報ゆがわら
15	『開校百年記念誌（湯河原小学校）』（湯河原町立図書館蔵）
16	東海民報
17	東海日報
18	神奈川新聞
19	『郷土湯河原資料編 1971 4 湯河原の生活』（湯河原町立図書館蔵）
20	『新町建設基本計画書』（湯河原町役場蔵）
21	「湯河原町章の制定」（湯河原町役場蔵）
22	「湯河原町育英奨学金条例」（湯河原町役場蔵）
23	『学校要覧』（湯河原町教育委員会蔵）
24	「第一回通常総代会」（湯河原町商工会蔵）
25	『ワカメ養殖懇談会報告書』（神奈川県立公文書館蔵）
26	『神奈川県農協二十年史』（宮下 梅原雄蔵氏蔵）
27	『湯河原町民大学 50年の歩み』（湯河原町立図書館蔵）
28	『湯河原中央土地区画整理事業完成記念誌』（湯河原町役場蔵）

年	月日	出 来 事
2012	12・1	新崎川河口付近の「津波情報盤」が稼働開始（〔14〕 611）
2013 (平成25)	9・2	原動機付自転車用オリジナルナンバープレートの交付を開始（〔14〕 618）
	9・12	子ども・子育て会議条例施行（〔59〕）
	10・1	ファミリーサポートセンター開設（〔14〕 621）
	12・25	防犯灯LED化工事（ESCO 事業）完成（〔14〕 620）
2014 (平成26)	1・6	小山みつな氏を「観光大使」に任命（〔14〕 625）
	4・1	地域福祉センターが湯河原郵便局前から教育センター隣接地及び教育センター内へ移転（〔14〕 627）
	4・5	温泉場ぶらりお休み処開所（〔14〕 627）
	4・25	「伊藤屋旅館」が国登録有形文化財に登録（〔12〕）
	5・10	総合運動公園パークゴルフ場「さくらコース」のオープニングセレモニー開催（6月28日から利用開始）（〔14〕 628,〔41〕 2014.6.27）
	5・28	チャレンジデーに初参加（参加人数6,062人、参加率22.7%）（〔14〕 627）
	8・2	大韓民国忠州市趙吉衡市長及び尹範老市議会議長に国際名誉町民の称号を贈呈（〔14〕 632）
	8・28	大韓民国忠州市から富田幸宏町長及び室伏重孝町議会議長に名誉市民証を贈呈（〔14〕 633）
	12・10	消防団第9分団（福浦）詰所完成（旧福浦幼稚園跡地へ移転）（〔14〕 637）
	12・19	「藤田屋旅館本館」が国登録有形文化財に登録（〔12〕）
2015 (平成27)	1・4	町民グラウンド利用開始（2016年11月1日廃止）（〔14〕 632）
	1・5	観光会館に電気自動車用急速充電器を設置し、無料で試行運用を開始（4/1～本格運用開始）（〔14〕 636,〔41〕 2015.4.1）
	2・21	東京都豊島区と文化交流都市提携調印（〔14〕 639）

第一節 年 表

年	月日	出 来 事
2010	11・22	湯河原温泉まちづくり協議会設立（〔14〕 588）
	11・30	ゆがわら2011プラン（湯河原町新総合計画）策定（2011年度～2020年度）（〔57〕）
2011 （平成23）	2・1	ホームページをリニューアル（〔14〕 589）
	2・20	こごめの湯の入場者が300万人に達成（〔14〕 591）
	2・24	役場第1庁舎ホールで議会定例会のライブ中継を開始（〔41〕 2011.2.25）
	3・11	東日本大震災発生（*）
	3・11	東日本大震災に伴い緊急消防援助隊（消防隊1、救急隊1、支援隊1）を派遣（～28日）（〔9〕）
	3・17	東日本大震災に伴い水戸市へアルファ米3千食等の救援物資を輸送（〔41〕 2011.3.19）
	3・22	東日本大震災の避難者受入窓口を開設（〔41〕 2011.3.25）
	3・31	千歳通り2号線遊歩道完成（〔14〕 591）
	4・1	観光立町推進条例施行（〔14〕 590）
	4・1	全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用を開始（〔14〕 591）
	4・24	第15回町長選挙（〔43〕）
	4・24	東日本大震災の被災地支援のため職員を派遣（～7月18日、7名）（△）
	5・6	第15代富田幸宏町長就任：2期目（〔6〕）
	5・19	第1回「議会報告会」を文化福祉会館で開催（〔63〕 79）
	5・26	熱海・箱根・湯河原広域行政推進協議会設立（〔14〕 594）
	6・6	東日本大震災を教訓に防災基金造成（〔80〕）
7・14	第1回「議会一般会議」を青嚮荘で開催（〔63〕 79）	
7・一	「ゆがわら暮らしのガイドブック」を全戸配布（〔14〕 594）	
11・21	戸籍のコンピュータ処理を開始（〔14〕 598）	
2012 （平成24）	1・1	広報マスコットキャラクター「ゆがわら戦隊ゆたぼんファイブ」発表（〔14〕 600）
	2・13	熱海市と「水道緊急連絡管接続等相互給水に関する協定」を締結（〔78〕）
	3・18	第15回町議会議員選挙（定数14）（〔43〕）
	6・15	湯河原駅入口交差点に新歓迎塔「四季彩の塔」が完成（〔14〕 606）
	7・10	図書館資料のインターネット検索・予約が開始され、館内にインターネットコーナーや無線LANフリースポットを設置（〔14〕 606, 607）
	9・24	箱根・小田原・湯河原・真鶴の1市3町に広がる箱根火山周辺地域が「箱根ジオパーク」に認定（〔14〕 610）

年	月日	出 来 事
2008	4・1	公の施設（ヘルシープラザ・ごごめの湯・湯河原海浜公園テニスコート）に指定管理者制度を導入（〔14〕552）
	4・21	防災マップ全戸配布（〔41〕2008.4.24）
	4・23	地籍調査開始（〔14〕557）
	5・1	ゆがわらメールマガジン配信開始（〔14〕556）
	5・31	さつきの郷「友達の鐘」建立（〔14〕557,〔41〕2008.6.1）
	6・1	電話予約や電子申請による住民票の写し・印鑑登録証明書の交付時間延長と休日交付を開始（〔14〕557）
	6・6	アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議（*）
	9・ー	世界金融危機（*）
	この年	鳥獣被害防止計画公表（〔14〕558）
	2009 (平成21)	5・3
8・31		旧湯河原高等学校校舎に湯河原中学校が移転（〔14〕569）
9・1		海浜公園駐車場の通年有料化を実施（〔14〕569）
9・16		民主党中心の連立内閣発足（*）
2010 (平成22)	11・18	県市町村職員共済組合と「大規模災害時における住民等のための協力に関する協定」を締結（〔77〕）
	1・15	「尾崎家住宅」と「上野屋」が国登録有形文化財に登録（〔12〕）
	2・6	全国植樹祭2010かながわサテライト湯河原の桜郷地区で記念植樹（〔14〕578）
	3・1	非常勤職員の登録制度を開始（〔14〕578）
	3・31	耐震改修促進計画策定（〔46〕）
	4・1	「県西地域広域市町村圏協議会」「西さがみ連邦共和国」「あしがら広域圏ネットワーク」を統合し、新たに「神奈川県西部広域行政協議会」を設立（〔14〕580）
	4・1	万葉公園足湯施設「独歩の湯」に指定管理者制度を導入（〔14〕582）
	4・1	非核兵器宣言都市看板完成（〔14〕580,〔41〕2010.4.3）
	6・17	消防本部で統合型位置情報通知システムの運用を開始（〔14〕582）
	9・1	教育委員会が旧分庁舎（湯河原郵便局前）から教育センター（旧湯河原中学校校舎）へ移転（〔14〕584）
	9・1	旧分庁舎（湯河原郵便局前）が「地域福祉センター」としてリニューアル（〔14〕584）
10・1	第19回国勢調査 人口：26,848人（〔11〕）	
11・1	旧湯河原中学校体育館を「湯河原町民体育館」として開館（〔14〕586）	

第一節 年 表

年	月日	出 来 事
2005	9・1	景観法の規定に基づく景観行政団体となる（〔14〕524）
	10・1	第18回国勢調査 人口：27,430人（〔11〕）
	10・1	かながわ電子入札共同システムによる入札参加資格申請を開始（〔14〕525）
2006 (平成18)	12・16	第1回「冬ほたる in 万葉」開催（～25日）（〔41〕2005.12.18）
	2・18	湯河原梅林入園料の徴収を開始（〔14〕528）
	2・23	湯河原梅林で全国梅サミットを開催し、協議会加盟10市3町による「災害時相互応援協定」を締結（〔14〕531）
	3・2	「愛光商会吉浜寮」が国登録有形文化財に登録（〔12〕）
	10・1	「湯河原ゆかりの美術館」が「町立湯河原美術館」としてリニューアルオープン（〔14〕536）
	10・2	食文化推進宣言に関する決議を採択（〔74〕）
	10・13	宮下に温泉モニュメント「月の湯」が完成（〔14〕538）
	11・16	ゆがわら食の専門人材育成特区計画認定（〔14〕540）
	11・23	池峯「もみじの郷」一般公開（～12月10日）（〔14〕538）
	11・28	吉浜財産区解散（〔4〕）
	11・30	「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定」を締結（〔75〕）
2007 (平成19)	2・27	国民保護計画策定（〔42〕）
	2・28	消防庁舎耐震補強工事完了（〔9〕）
	3・—	子ども読書活動推進計画策定（〔14〕544）
	4・1	高機能消防指令センター運用開始（〔14〕542）
	4・1	議会基本条例施行（〔63〕61）
	4・1	自治基本条例施行（〔14〕543）
	4・1	かながわ電子入札共同システムによる電子入札を開始（〔14〕542）
	4・22	第14回町長選挙及び町議会議員補欠選挙（定数4）（〔43〕）
	5・6	第14代富田幸宏町長就任（〔6〕）
2008 (平成20)	5・11	「食の大学院大学」の設立計画を断念（〔14〕545、〔41〕2007.5.13）
	1・31	商工会が新名物「たんたんたぬきの担々焼きそば」を発表（〔41〕2008.2.1）
	3・13	菜畑林道完成（〔14〕555）
	3・17	湯河原テレビ中継局が地上デジタル放送を開始（〔14〕554）
	3・23	第14回町議会議員選挙（定数16）（〔43〕）
	3・—	県立湯河原高等学校完校（小田原総合ビジネス高等学校へ再編統合）（〔76〕）

年	月日	出 来 事
2003	5・6	第13代米岡幸男町長就任：3期目（〔6〕）
	7・1	ごみ収集の一部民間委託を開始（〔14〕 497）
	7・5	二・二六事件の資料館「光風荘」が開館（〔73〕 2003.7.9）
	7・19	ゆり公園完成（〔13〕）
	8・25	住民基本台帳ネットワークシステムの第2次サービスが開始（住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）（〔14〕 498）
	9・1	広報ゆがわら500号発行（〔14〕 500）
	9・6	観光会館で巨木を語ろう全国フォーラムを開催（〔14〕 498）
	9・19	真鶴町湯河原町合併協議会設置（〔14〕 501）
	11・1	富山県中新川郡立山町と友好親善提携調印（〔14〕 503）
	12・29	年末年始のごみ収集を実施（〔14〕 503）
	2004 (平成16)	1・22
3・12		駅前の50階段横にエレベーターが完成（〔14〕 507）
3・21		第13回町議会議員選挙（定数18）（〔43〕）
4・1		町内小中学校で学校二学期制を導入（〔14〕 504）
4・1		合併に関する住民意向調査実施（～15日）（〔14〕 506）
5・10		役場窓口取次サービス「一申多助」開始（〔14〕 508）
7・7		ゆがわら・わんぱく広場「くらまち」開設（〔14〕 510）
8・8		真鶴町住民投票の結果、合併反対票が賛成票を上回る（〔73〕 2004.8.10）
9・25		真鶴町湯河原町合併協議会解散（〔14〕 512）
10・1		大韓民国忠州市と職員人事交流（～2005年3月）（〔14〕 512）
10・9		台風22号による土砂災害等が発生（町観測史上最大の1時間70mmの豪雨）（〔14〕 514）
2005 (平成17)	11・9	浄水センター第2期工事完成（〔13〕）
	3・13	町村合併50周年記念式典開催（〔14〕 519）
	3・13	西村京太郎氏に名誉町民称号を贈呈（〔14〕 519）
	3・13	笹みどり氏、五月みどり氏、船越英一郎氏の3名を観光大使に任命（〔14〕 519）
	3・31	長野県南安曇郡奈川村が松本市に編入合併されたため友好親善提携終了（〔14〕 519）
	4・1	介護サービスセンター開所（〔14〕 519）
	4・1	城堀会館にグループリビングを開所（〔14〕 519）
	5・16	町村合併50周年記念事業として「湯河原温泉宅配サービス」を開始（〔14〕 521）
	7・1	神奈川電子自治体共同運営サービスによる申請・届出のオンラインサービスを開始（〔14〕 522）

第一節 年 表

年	月日	出 来 事
2001	4・1	森下公園完成（〔13〕）
	4・6	FM熱海湯河原が役場内に「湯河原サテライトスタジオ」を開設（〔14〕472）
	6・20	女性防火クラブ発足（〔14〕475）
	7・1	町ホームページから「各種申請書、届出書」等の配信サービス開始（〔14〕474）
	7・5	山翠楼で全国京都会議を開催（〔14〕475）
	9・27	観光ボランティア発足（〔14〕478）
	11・1	熱海市と真鶴町の公の施設の相互利用開始（〔14〕478）
	11・3	第1回「湯河原文学賞（小説・俳句の部）」の表彰式を開催（〔14〕479,〔41〕2001.11.6）
	11・19	西さがみ連邦共和国建国（〔14〕485）
	2002 （平成14）	1・13
4・1		し尿処理の海洋投棄を廃止し、足柄上衛生組合へ委託（〔72〕）
4・1		四季彩のまち出前講座開始（〔14〕483）
4・1		外国籍住民相談窓口開設（〔14〕488）
4・20		さつきでみどりのまちづくり（星ヶ山のさつきの郷で植栽と記念碑建立）（〔14〕485,〔41〕2002.4.21）
4・21		4月からの「学校週5日制」の施行に伴い、毎月第3日曜日を「家庭の日」と制定、町立施設の無料開放（〔14〕483,〔41〕2002.4.20）
5・7		教育委員会・社会福祉協議会・生きがい事業団・たんぼぼ作業所が旧分庁舎（湯河原郵便局前）で業務開始（〔14〕484）
5・31		日韓共催サッカーワールドカップ開催（～6月30日）（＊）
7・1		ドクターヘリコプター運用開始（〔14〕487）
7・ー		こごめの湯の来場者が200万人に達成（△）
8・1		旧分庁舎（湯河原郵便局前）に子育てサロンを開設（〔14〕487）
9・10		真鶴町湯河原町合併推進協議会設立（〔14〕489）
9・17		日朝首脳会談（平壤宣言）（＊）
11・16		西さがみ連邦共和国建国記念大会として、城下町おだわらツアーデーマーチ「湯河原・真鶴コース」を開催（〔14〕491）
2003 （平成15）	1・27	湯河原まちづくりボランティア協会設立（〔14〕493）
	3・8	池峯地区で紅葉の郷づくり植樹祭を開催（〔14〕495）
	3・17	湯河原駅エレベーター・エスカレーター完成（〔14〕495）
	4・1	熱海市と真鶴町の民間施設を市民・町民割引での相互利用開始（〔14〕495）
	4・27	第13回町長選挙及び町議会議員補欠選挙（定数2）（〔43〕）

年	月日	出 来 事
1999	4・4	川堀公園完成（〔13〕,〔41〕 1999.4.6）
	4・25	第12回町長選挙（無投票）及び町議会議員補欠選挙（定数1）（〔43〕）
	5・6	第12代米岡幸男町長就任：2期目（〔6〕）
	5・11	星ヶ山で湯河原さつきの郷づくり植樹祭を開催（〔14〕 449）
	5・26	湯河原美術協会が創立50周年記念展を開催（～30日）し、記念誌を発行（〔69〕）
	6・一	全国京都会議加盟（〔13〕）
	7・1	「総合運動公園」の愛称が「湯河原ゆめ公園」に決定（〔14〕 450）
	7・1	門川簡易水道組合との統合に関する協定書調印（〔14〕 451）
	8・8	県民ジュニア・アーチェリー大会開催（〔5〕）
	8・17	オーストラリア・ポートスティーブンス市と日本文による姉妹都市提携調印（〔14〕 452,〔41〕 1999.8.19）
	9・24	「小京都」宣言に関する決議を採択（〔70〕）
	10・30	駅前ポケットパーク完成、京都フェスタ開催（～31日）（〔13〕,〔41〕 1999.10.31）
	この年	エスポット湯河原店出店めぐり反対運動が起きる（〔41〕 1999.10.23）
	2000 (平成12)	3・19
3・21		図書館にコンピュータシステムを導入（〔14〕 457）
4・1		介護保険事業計画を策定し、介護保険制度を開始（〔14〕 459）
4・1		ベビー・チャイルドシートの無料貸出制度を開始（〔14〕 459）
7・1		コミュニティバスの実証実験が終了し、継続運行決定（〔14〕 462）
8・27		第1回「国内外親善交流フェア」開催（〔14〕 465）
9・11		新火葬場「真鶴聖苑」運営開始（〔14〕 464）
10・1		第17回国勢調査 人口：27,721人（〔11〕）
11・13		「西相信用金庫」が「さがみ信用金庫」に事業譲渡（〔14〕 466）
11・13		商店街連合会が10%のプレミアム付き「四季彩のまち商品券」を販売（〔41〕 2000.11.12）
2001 (平成13)	12・4	ゆがわら2001プラン（基本構想）策定（2001年度～2010年度）（〔71〕）
	12・5	万葉公園足湯施設「独歩の湯」完成（〔14〕 468）
	1・1	万葉公園足湯施設「独歩の湯」オープン（〔14〕 467）
	1・12	消防団第2分団（宮上）詰所完成（宮上会館から移転）（〔14〕 469）
	1・26	箱根町で富士箱根伊豆交流圏市町村サミットを開催（▽）
	2・1	テレホンサービス開始（〔14〕 469）
	3・4	「夫婦の桜を植える会」が記念植樹（10日）（〔14〕 471）

第一節 年 表

年	月日	出 来 事
1997 (平成9)	3・2	幕山公園管理棟2階に「民話の館」を開設（〔14〕421）
	3・31	高齢者医療助成制度廃止（〔14〕423）
	4・1	母子保健サービス等が保健所から保健センターへ移管（〔14〕421）
	4・30	湯河原中学校開校50周年記念式典開催（〔14〕425）
	5・14	アイヌ文化振興法制定（＊）
	5・29	新ごみ焼却施設が完成し、試運転開始（7月2日から本稼働）（〔14〕427,〔18〕1997.5.30）
	7・28	総合運動公園・兎沢道路概成（〔41〕1997.7.30）
	8・9	やまゆり杯高校生アーチェリー大会兼かながわ・ゆめ国体アーチェリー競技リハーサル大会開催（～10日）（〔14〕428）
	8・11	消防二輪機動隊（赤バイ隊）発足（9月から運用開始）（〔9〕,〔41〕1997.8.13）
	9・1	町ホームページ開設（〔14〕429）
1998 (平成10)	10・10	「町民運動会」から改称し、第1回「町民レクリエーションの集い」を開催（〔14〕430,〔41〕1997.10.14）
	2・7	長野オリンピック開催（～22日）（＊）
	3・5	長野パラリンピック開催（～14日）（＊）
	3・30	長野県南安曇郡奈川村と友好親善提携調印（～2005年3月31日提携終了）（〔14〕435）
	3・30	総合運動公園完成（〔13〕）
	3・31	東京駅八重洲口の観光案内所が閉所（〔13〕）
	4・1	環境美化促進に関する条例施行（〔68〕）
	5・11	教育委員会・社会福祉協議会・生きがい事業団が旧黒須病院（図書館近隣）で業務開始（〔14〕437,〔41〕1998.5.10）
	10・1	湯河原ゆかりの美術館（現町立湯河原美術館）開館（〔14〕442）
	10・1	奥湯河原分署に高度救命処置資機材を搭載した救急車を配備（〔14〕442）
	10・12	新福浦立体開通（〔14〕441）
	10・18	町内6区間でかながわ・ゆめ国体炬火リレーを実施（〔14〕441）
	10・25	かながわ・ゆめ国体アーチェリー競技会開催（～27日）（〔14〕441）
11・9	城山公園にアジサイを植栽（〔14〕443）	
11・13	オーストラリア・ポーツステイブンス市と英文による姉妹都市提携調印（〔14〕444）	
1999 (平成11)	3・8	議会本会議の模様をケーブルテレビで収録放映開始（〔41〕1999.3.4）
	4・1	福浦幼稚園が老朽化のため東台福浦小学校に移転（〔3〕）

年	月日	出 来 事
1995	1・19	西宮市災害対策本部へ簡易組立トイレなどの救援物資を輸送 （〔14〕 397）
	2・1	熱海市と「地震等災害時の相互応援に関する協定」を締結（〔66〕）
	2・14	「五所神社本殿」が県指定文化財に指定（〔12〕）
	2・18	湯河原中央土地区画整理事業が終了し、町名地番の変更を実施 （〔14〕 397）
	4・6	湯河原婦人会主催の「50年のつどい」を開催（〔41〕 1995.4.6）
	4・23	第11回町長選挙（〔43〕）
	5・6	第11代米岡幸男町長就任（〔6〕）
	5・10	門川農業公園（もんがわアグリパーク）の中央管理施設が完成 （〔14〕 401）
	7・11	こごめの湯の露天風呂・サウナ利用開始（〔14〕 403）
	8・8	戦後50周年記念式典開催（〔14〕 403）
	9・28	「第53回国民体育大会準備委員会」を解散し、「かながわ・ゆめ国 体実行委員会」を設立（〔61〕）
	10・1	第16回国勢調査 人口：28,389人（〔11〕）
12・—	こごめの湯の来場者が100万人に達成（△）	
1996 (平成8)	1・31	下水道汚泥焼却施設完成（〔14〕 410）
	2・15	豊かな景観を育む基本条例施行（〔67〕）
	2・18	町村合併40周年記念事業として、第1回「梅の宴」の開催予定だっ たが、大雪のため21日以降に延期（〔14〕 409,〔41〕 1996.2.20）
	2・23	県西地域2市8町で「災害時における相互救助に関する協定」を 締結（〔14〕 411）
	3・3	町村合併40周年記念事業として、幕山公園記念碑除幕式及び記念 植樹を実施（〔14〕 411,〔41〕 1996.3.5）
	3・24	第11回町議会議員選挙（定数22）（〔43〕）
	4・1	湯河原老人ホーム内に在宅介護支援センターを開設（〔14〕 411）
	7・1	土肥から城堀へ移転し、新おにわ保育園が開園（〔14〕 414）
	7・1	救命情報システム・救急救命士業務開始（〔14〕 415）
	8・25	かながわ・ゆめ国体関東ブロック大会アーチェリー競技開催 （〔14〕 415）
	9・1	白沼田・天保山・蔵町農園の28区画で「ふれあい農園」の利用開 始（〔41〕 1996.5.26）
11・2	第1回「こども議会」開催（〔14〕 419）	
11・15	東台福浦小学校「開校10年を迎える会」式典・コンサート開催 （〔14〕 419）	

第一節 年 表

年	月日	出 来 事
1991	5・6	第10代丸山孝夫町長就任（〔6〕）
	6・1	亀ヶ原公園完成（〔14〕 353）
1992 (平成4)	6・5	㈱湯河原総合情報センター設立（～2019年3月31日解散、廃業）（〔14〕 356）
	9・—	東台福浦小学校にパソコン教室が完成（〔3〕）
	1・30	第53回国民体育大会の準備委員会を設立（〔61〕）
	3・22	第10回町議会議員選挙（定数22）（〔43〕）
	3・25	消防団第1分団（温泉場・奥湯河原）詰所完成（〔9〕,〔41〕 1992.3.25）
	4・1	真鶴町の下水処理事務を受託（〔62〕）
	6・15	PKO 協力法・国際緊急援助派遣法改正可決（＊）
	6・—	議会だより「議会ゆがわら」創刊（〔63〕 1）
	8・11	生きがい事業団設立（〔14〕 368）
	8・31	湯河原中学校にパソコン教室が完成（〔3〕）
1993 (平成5)	2・6	土曜閉庁による完全週休二日制の実施（〔14〕 373,〔41〕 1993.2.5）
	3・31	大阪駅前及び名古屋市内の観光案内所が開所（〔13〕）
	4・1	熱海市泉地区の救急事務を受託（〔64〕）
	4・1	湯河原温泉観光協会が社団法人として新たにスタート（〔41〕 1993.4.2）
	8・31	大観山通信施設返還（〔65〕）
	9・12	文化協会主催の第1回「文化フェスティバル」が開催（〔14〕 382）
	10・31	第1回「町民アーチェリー大会」開催（〔61〕）
	12・21	高規格救急自動車配備（〔9〕,〔41〕 1993.12.22）
	12・22	役場第3庁舎完成（〔13〕,〔41〕 1993.12.23）
	1994 (平成6)	1・—
3・28		広河原浄水場の整備工事が完成（△）
4・8		兎沢大橋完成（〔14〕 388）
8・—		廃木材処理施設完成（〔14〕 392）
9・20		役場第2駐車場完成（第3庁舎整備事業完了）（〔14〕 393,〔41〕 1994.9.21）
11・2		湯河原駅前に大型LED表示装置が完成（〔14〕 395）
11・6		県西地域2市8町で図書館の広域利用を開始（〔14〕 394）
11・28		大韓民国中原郡（現忠州市）と姉妹都市提携調印（〔14〕 396）
1995 (平成7)	1・17	阪神・淡路大震災発生（＊）
	1・18	阪神・淡路大震災被災地へ町消防署救助隊が出動（〔14〕 397）

年	月日	出 来 事
1987	12・19	川堀歩道トンネル完成（〔14〕 312）
	この年	福浦漁協が直売を開始（〔18〕 1987.8.28）
1988 （昭和63）	2・5	山林火災が発生し、真鶴町・小田原市にまたがる被害が出る（〔18〕 1988.2.6）
	2・22	東台福浦小学校の校章を制定（〔3〕）
	3・26	東台福浦小学校のプールが完成（〔3〕）
	3・27	第9回町議会議員選挙（定数22）（〔43〕）
	4・11	町民憲章碑完成（〔14〕 316,〔41〕 1988.4.12）
	4・27	こごめの湯完成（5月1日オープン）（〔14〕 316,〔41〕 1988.4.28）
	6・29	湯河原海浜公園の全施設が完成（〔14〕 319,〔41〕 1988.6.30）
	7・25	若宮公園完成（△）
	11・10	湯河原農協の本所が完成（〔41〕 1988.11.11）
	12・1	湯河原診療所廃止（廃止後は民間医療機関になる）（〔14〕 321）
1989 （平成元）	3・25	温泉場道路概成（観光会館～千歳通り2号線との交差点（パッキンボウル）：790m）（〔14〕 327,〔41〕 1989.3.26）
	4・1	ヘルシープラザ完成（4日から利用開始）（〔14〕 327,〔41〕 1989.4.2）
	4・2	宮上公園完成（〔14〕 327）
	5・25	旧湯河原中学校（中央）のグラウンド整備工事が完成（〔3〕）
	6・10	第2・第4土曜日の土曜閉庁を実施（〔14〕 329）
	8・31	吉浜小学校のパソコン教室が完成（〔3〕）
	10・1	湯河原老人ホームでデイサービス事業を開始（〔14〕 332）
	12・12	県西地域2市8町と「県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定」を締結（〔58〕）
	12・20	田方地区消防組合と「消防相互応援協定」を締結（〔44〕）
1990 （平成2）	3・25	粗大ごみ処理施設完成（5月30日竣工披露式）（〔60〕）
	3・29	第53回国民体育大会のアーチェリー競技会場地に決定（〔61〕）
	4・1	ごみの完全分別収集を開始（〔14〕 337）
	4・24	図書館の増改築工事が完成しリニューアルオープン（〔14〕 339）
	6・12	さくらんぼ公園完成（〔41〕 1990.6.10）
	6・ー	川端公園にシンボルモニュメントが完成（〔41〕 1990.6.8）
	9・7	湯河原小学校にパソコン教室が完成（〔23〕）
	10・1	第15回国勢調査 人口：27,717人（〔11〕）
1991 （平成3）	3・31	第1回「湯河原温泉オレンジマラソン」開催（〔14〕 349）
	4・1	資源集団回収奨励事業開始（〔14〕 351）
	4・21	第10回町長選挙（〔43〕）

第一節 年 表

年	月日	出 来 事
1984	6・27	湯河原観光会館増改築工事完成（7月1日開館）（〔14〕270,〔18〕1984.6.28）
	7・28	御嶽和也氏がロサンゼルス・オリンピックに出場（バレーボール、～8月12日）（▽）
1985 （昭和60）	4・1	保健センター開所（〔14〕279）
	4・1	浄水センターが完成し、公共下水道の一部供用開始（〔14〕279）
	4・29	湯河原海浜公園が完成し、一部一般開放（〔14〕279）
	6・27	温泉場道路整備事業認可（両国橋～落合橋）（△）
	9・28	非核兵器宣言決議を採択（〔55〕）
	9・30	『湯河原町史』第2巻発刊（②奥付）
	10・1	第14回国勢調査 人口：26,027人（〔11〕）
1986 （昭和61）	2・2	第1回「農林水産まつり」開催（〔14〕289）
	3・1	町村合併30周年記念式典開催（〔14〕291）
	3・1	湯河原町民憲章制定（〔14〕291）
	3・1	町の木（椿・桜）、町の花（みかん）及び町の鳥（めじろ）を制定（〔14〕291）
	3・25	熱海市泉地区の下水処理事務を受託（〔56〕）
	4・1	住民課の窓口業務をオンライン化（〔14〕291）
	6・16	湯河原駅前観光案内所開所（〔14〕293,〔41〕1986.6.17）
	6・25	湯河原海浜公園のプール施設が完成（28日オープン）（〔14〕294,〔41〕1986.6.26）
	6・28	広崎公園完成（〔14〕292）
	9・1	小田原養護学校のスクールバスが運行開始（〔41〕1986.9.3）
9・4	町道権現山線の改良工事が完成（〔14〕297）	
12・23	「（仮称）東部地域小学校」の校名が「東台福浦小学校」と決定（〔3〕）	
1987 （昭和62）	3・25	湯河原21世紀計画策定（1986年度～2000年度）（〔2〕）
	3・27	東台福浦小学校完成（〔3〕）
	3・28	最終処分場完成（〔14〕304,〔41〕1987.3.29）
	3・31	『湯河原町史』第3巻発刊（③奥付）
	4・1	オレンジライン（湯河原新道）が町道へ（県道路公社からの払下げで無料化）（〔14〕303）
	4・1	学区改編により東台福浦小学校が開校（〔3〕）
	4・26	第9回町長選挙（無投票）及び町議会議員補欠選挙（定員3）（〔43〕）
	5・6	第9代小澤忠一町長就任：2期目（〔6〕）
	7・1	柵口公園完成（〔14〕306）

年	月日	出 来 事	
1980	この年	ヤオハン湯河原店出店をめぐり、反対運動が起きる（〔53〕）	
1981 (昭和56)	3・30	宮下会館完成（〔14〕 233,〔41〕 1981.3.21）	
	4・5	土肥実平公銅像建立（〔14〕 281,〔41〕 1981.4.7）	
	4・26	第1回「ふれあい広場商工祭」開催（〔41〕 1981.4.28）	
	5・24	福浦小学校開校100周年記念式典開催（〔3〕）	
	7・1	万葉公園遊歩道完成（〔14〕 234,〔41〕 1981.7.2）	
	7・16	千暮公園完成（△）	
	10・1	特急「踊り子号」運行開始（全列車湯河原駅停車）（〔14〕 237）	
	11・5	星ヶ山公園完成（〔14〕 239,〔41〕 1981.11.5）	
	12・8	中河原橋架替工事完成（〔14〕 281,〔41〕 1981.12.9）	
	12・26	門川会館完成（〔14〕 281,〔41〕 1981.12.18）	
	1982 (昭和57)	1・4	町職員による新春クリーン作戦を実施（〔14〕 240）
3・—		孫込配水池築造工事完成（〔14〕 281）	
3・23		県立湯河原高等学校の第1・2期工事が完成し、校舎が宮上から吉浜（現湯河原中学校）に移転（〔3〕）	
4・14		真鶴道路第3期工事完成（吉浜～真鶴町岩、15日から利用開始）（〔14〕 244）	
5・24		真砂橋架替工事完成（〔14〕 245）	
7・21		福浦海浜プール完成（〔14〕 281,〔41〕 1982.7.20）	
9・28		鈴木光太郎氏からの1,000万円の寄附を基に「湯河原町鈴木光太郎顕彰社会福祉基金」を造成（〔54〕）	
1983 (昭和58)		2・10	防災講演会開催（〔41〕 1983.2.11）
		3・16	吉浜小学校の体育館が完成（〔14〕 281,〔41〕 1983.3.17）
		4・24	第8回町長選挙（無投票）及び町議会議員補欠選挙（定数1）（〔43〕）
	4・27	運動公園完成（美化センター人口）（〔14〕 281,〔41〕 1983.4.28）	
	5・6	第8代小澤忠一町長就任（〔6〕）	
	7・21	川堀会館完成（〔14〕 281,〔41〕 1983.7.22）	
	8・29	防災行政無線放送施設完成（〔14〕 281）	
	11・—	広河原浄水場沈砂池築造工事完成（〔14〕 281）	
	12・5	野猿対策協議会発足（〔41〕 1983.12.4）	
	1984 (昭和59)	2・13	吉浜小学校のプールが完成（〔3〕）
3・25		第8回町議会議員選挙（定数22）（〔43〕）	
3・30		『湯河原町史』第1巻発刊（①奥付）	
6・7		農業振興推進委員会発足（〔37〕 1984.6.9）	
6・26		鍛冶屋で新嘗祭献穀播種式を開催（〔41〕 1984.6.27）	

第一節 年 表

年	月日	出 来 事
1978	3・30	奥湯河原分署完成（区民会館併設、宮上分署廃止）（〔9〕）
	3・31	旧湯河原中学校（中央）のプールが完成（〔14〕 196）
	3・31	福岡市博多駅前の観光案内所が閉所（〔13〕）
	5・8	名古屋市内に箱根湯河原観光案内所を開所（～1993年3月31日）（〔14〕 281,〔41〕 1978.5.5）
	8・12	日中平和友好条約に調印（＊）
	12・25	駅前歓迎塔完成（〔14〕 281,〔41〕 1978.12.26）
1979 （昭和54）	2・1	宮上地区に「ゆがわら UHF テレビ中継局」が開局（〔14〕 205）
	2・16	「サンゴイソギンチャク」が県指定文化財に指定（〔12〕）
	3・1	図書館開館（〔41〕 1979.2.28）
	3・9	温泉場道路整備事業認可（生長橋～両国橋）（△）
	3・29	川端公園完成（〔41〕 1979.3.29）
	4・22	第7回町長選挙（無投票）（〔43〕）
	5・6	第7代杉山實町長就任：2期目（〔6〕）
	8・14	万葉橋完成（〔41〕 1979.8.12）
	11・10	役場第2庁舎が完成し、仮引渡し（〔14〕 215）
	12・21	故青木ヨシ氏の遺族からの2,000万円の寄附を基に「青木ヨシ顕彰育英奨学基金」を造成（〔50〕）
1980 （昭和55）	12・25	消防団第4分団（城堀）詰所完成（〔9〕）
	2・13	はしご付消防自動車配備（〔14〕 218）
	3・1	役場庁舎増改築工事（現第1・2庁舎）完成（△）
	3・23	第7回町議会議員選挙（定数26）（〔43〕）
	3・一	千歳橋歩道橋完成（〔14〕 223）
	4・1	県立湯河原高等学校が湯河原小学校隣接地の仮校舎で開校（〔14〕 216）
	4・30	まさご保育園の新園舎が完成（〔14〕 222,〔41〕 1980.4.25）
	5・28	商工会館完成（〔41〕 1980.5.28）
	6・5	城堀会館完成（〔14〕 222,〔41〕 1980.6.5）
	6・一	藤木橋バス待合所と千歳橋横に湯河原温泉歓迎塔が完成（〔14〕 223）
	9・17	新総合計画策定（1980年度～1989年度）（〔51〕）
	9・18	浄水センター建設工事着手（〔14〕 225,〔41〕 1980.9.19）
	10・1	第13回国勢調査 人口：25,456人（〔11〕）
10・一	上野配水池築造工事完成（〔14〕 281）	
12・17	日本ジャンボ株式会社からの1,000万円の寄附を基に「湯河原町日本ジャンボ株式会社創業記念育英奨学基金」を造成（〔52〕）	

年	月日	出 来 事	
1975	4・1	保育園名の変更（「湯河原保育所」を「おにわ保育園」、「吉浜保育所」を「まご保育園」）（〔14〕 155）	
	4・18	東京駅八重洲口に湯河原、箱根観光案内所を開所（～1998年3月31日）（〔41〕 1975.4.18）	
	4・27	第6回町長選挙（〔43〕）	
	5・6	第6代杉山實町長就任（〔6〕）	
	7・1	国鉄架道橋（宮下ガード）開通（〔41〕 1975.7.1）	
	7・25	県下の市町及び組合と「消防相互応援協定」を締結（〔44〕）	
	9・1	「吉浜診療所」が鍛冶屋へ移転し「湯河原診療所」として開所（〔14〕 163）	
	10・1	第12回国勢調査 人口：24,552人（〔11〕）	
	12・23	温泉場道路整備事業認可（千歳通り2号線～生長橋）（△）	
	1976 (昭和51)	3・28	第6回町議会議員選挙（定数26）（〔43〕）
		3・31	真鶴町の消防事務を受託（4月1日から真鶴分署業務開始）（〔47〕,〔41〕 1976.4.1）
		4・30	湯河原小学校の校舎第3期棟が完成（〔3〕）
4・—		美化センターの管理棟が完成（〔13〕）	
5・25		美化センターの焼却場が完成（6月1日から運転開始）（〔41〕 1976.5.28）	
5・27		湯河原小学校開校100周年記念式典開催（〔3〕）	
8・7		広島県三原市と親善都市宣言調印（〔14〕 175）	
この年		Aコープ湯河原店開店をめぐり、反対運動が起きる（〔41〕 1976.3.18）	
1977 (昭和52)		2・1	湯河原町真鶴町衛生組合設立（〔48〕）
		3・15	福浦会館完成（〔14〕 183,〔41〕 1977.3.16）
	3・26	みやのうえ保育園完成（〔14〕 183,〔41〕 1977.3.27）	
	3・31	城山公園完成（△）	
	4・6	鍛冶屋会館完成（〔14〕 183,〔41〕 1977.4.7）	
	4・11	三原市との親善都市締結記念植樹式を開催（〔14〕 184）	
	4・16	消防庁舎完成（〔14〕 183,〔41〕 1977.4.9）	
	9・—	大津四号が品種登録される（〔49〕）	
	10・1	電子計算事務開始（〔14〕 281）	
	11・7	湯河原中学校開校30周年記念式典開催（〔3〕）	
1978 (昭和53)	1・26	消防団第6分団（鍛冶屋）詰所完成（〔41〕 1978.1.27）	
	2・20	町史編さん事業開始（△）	
	3・9	中央区民会館完成（〔14〕 195）	

第一節 年 表

年	月日	出 来 事	
1972 (昭和47)	2・3	札幌オリンピック開催(～13日)(*)	
	3・22	桜木公園完成(〔14〕281)	
	3・25	第5回町議会議員選挙(定数26)(〔43〕)	
	4・10	菖蒲沢農道完成(吉浜～川堀)(〔14〕124)	
	4・15	町営孫込住宅1号棟完成(〔14〕124)	
	4・—	湯河原駅入口交差点に誘客観光塔が完成(〔14〕124)	
	5・15	沖縄の施政権返還、沖縄県発足(*)	
	5・27	熱海市と「消防相互応援協定」を締結(〔44〕)	
	6・22	駅前広場の上屋が完成(〔37〕1972.6.23)	
	7・19	湯河原小学校の校舎第1期棟が完成(〔15〕)	
	8・24	川堀子ども遊園地が完成(〔14〕128)	
	8・—	川端公園に「明るい少年の町ゆがわら」の標柱第1号が完成(〔16〕1972.8.26)	
	9・29	日中国交正常化の共同声明に調印(*)	
	この年	みかんの価格が大暴落する(△)	
1973 (昭和48)	3・26	宮上会館完成(宮上分署、消防団第2分団(宮上)詰所併設)(〔14〕135)	
	8・1	湯河原温泉夏まつりを「やっさままつり」に改める(〔14〕138)	
	9・8	吉浜児童遊園地完成(〔17〕1973.9.11)	
	10・5	吉浜小学校開校100周年記念式典開催(〔3〕)	
	10・17	OAPEC、石油生産削減と供給制限を決定(第1次石油危機、オイル・ショック)(*)	
	10・22	消防団第3分団(宮下)詰所完成(〔9〕,〔37〕1973.10.17)	
	12・25	都市計画法改正に基づく新用途地域を指定(〔14〕144)	
	この年	椿ライン沿いに町がゴミ600tを不法投棄(〔38〕)	
	1974 (昭和49)	3・18	公共下水道事業対策基金造成(〔39〕)
		5・1	たちばな保育所完成(〔41〕1974.4.26)
7・1		農業経営安定化対策審議会条例施行(〔40〕)	
8・22		湯河原小学校の校舎第2期棟が完成(〔15〕)	
9・3		湯河原警部補派出所完成(〔41〕1974.9.4)	
11・1		湯河原駅開業50周年記念式典開催(〔41〕1974.11.2)	
12・1		公共下水道事業、管渠築造工事開始(〔14〕281)	
12・5		消防団第8分団(川堀)詰所完成(〔14〕155)	
1975 (昭和50)		3・13	腸チフス集団発生(～8月1日、14日に町防疫対策本部を設置)(〔14〕164)
		3・13	八雲保育園完成(〔14〕159)

年	月日	出 来 事
1969	5・30	大阪駅前に箱根、湯河原観光案内所を開所（～1993年3月31日）（〔14〕 89）
	12・23	PTAの大事業による「かぶと山（体育施設小山）」が完成（〔15〕）
1970 （昭和45）	3・14	日本万国博覧会 EXPO' 70開会（大阪、～9月13日）（＊）
	5・11	福岡市博多駅前に箱根、湯河原観光案内所を開所（～1978年3月31日）（〔14〕 101）
	5・18	吉浜小学校の校舎改築第2期工事（中校舎）が完成（〔23〕）
	8・26	万博「神奈川の日」に「湯河原やっさ」を披露（～27日）（〔31〕 1970.8.27）
	9・30	駅下土地区画整理事業、字区域の設定の告示（〔32〕）
	10・1	第11回国勢調査 人口：23,299人（〔11〕）
	10・30	農免道路の拡幅改良工事が完成（川堀～鍛冶屋）（〔14〕 106）
	11・3	町村合併15周年記念式典開催（〔14〕 106）
	この年	湯河原産のお茶を「湯河原茶」の名で商品化（〔33〕 1970.5.21）
1971 （昭和46）	1・16	蔵町公園完成（〔14〕 281）
	3・15	総合計画策定（1970年度～1979年度）（〔34〕）
	3・18	吉浜小学校の校舎改築第3期工事（南校舎）が完成（〔23〕）
	3・24	文化福祉会館完成（4月1日開館、消防団第7分団（吉浜・中央）詰所併設）（〔14〕 111,〔73〕 1971.3.25）
	3・29	万葉公園のプールが完成（7月17日オープン）（〔14〕 115）
	3・31	町村合併15周年記念事業として、旧湯河原中学校（中央）校庭に観覧席と散水施設が完成（〔16〕 1971.5.20）
	4・1	湯河原保育所開園（〔14〕 111）
	4・23	旧湯河原製紙工場敷地を町が買収（〔73〕 1971.4.22）
	4・25	第5回町長選挙（無投票）（〔43〕）
	5・6	第5代高杉茂利町長就任：2期目（〔6〕）
	5・16	新崎川の公害会社がなくなって死の川がよみがえる（〔18〕 1971.5.16）
	5・23	福浦小学校開校90周年記念式典開催（〔35〕）
	5・26	町村合併15周年記念事業として、旧湯河原中学校（中央）校庭にナイター施設が完成（〔14〕 281）
	11・11	商工会青年部誕生（〔36〕）
	11・11	「吉浜の鹿島踊」が国選択無形民俗文化財に選択（〔12〕）
	11・24	消防団第9分団（福浦）詰所完成（〔9〕,〔37〕 1971.11.20）
	12・24	中央土地区画整理事業、事業認可（〔28〕）
	この年	土肥四丁目のブロック会社の工場公害、騒音や黒煙に住民閉口（〔33〕 1971.6.16）

第一節 年 表

年	月日	出 来 事
1966	5・5	毎月5日を「家庭の日」と制定（〔14〕52）
	6・1	救急業務開始（〔14〕53）
	7・22	県が温泉特別保護地区を設定（宮上落合橋～池峯橋付近）（〔14〕56）
	10・8	町民大学10周年記念式典開催（〔27〕）
	11・28	合同事務所（現役場第2駐車場）が完成し、12月1日から中央農協と商工会が業務開始（〔16〕1966.11.25,〔14〕59）
	12・7	宮上子供遊園地完成（〔14〕60）
	12・27	真鶴町営火葬場が完成し、火入れ式を開催（町の火葬場は廃止）（〔14〕60）
1967 (昭和42)	4・28	第4回町長選挙及び町議会議員補欠選挙（定数1）（〔43〕）
	5・5	万葉児童遊園と吉浜鶴舞児童遊園地内に児童館が完成（〔14〕64）
	5・6	第4代高杉茂利町長就任（〔6〕）
	5・10	湯河原中学校創立20周年記念式典開催（〔8〕）
	5・25	兎沢に町営水道が給水開始（〔14〕65）
	7・1	宮上モータープールが県から町に移管され、8月25日から宮上駐車場として営業開始（〔14〕66,68）
	8・19	中央土地区画整理事業の区域決定（～1995年2月17日）（〔28〕）
1968 (昭和43)	9・一	台風22号の余波で白雲閣ビーチが高波浸水（〔16〕1967.9.12）
	11・15	中央土地区画整理事業の都市計画街路決定（〔28〕）
	3・19	御庭公園完成（〔16〕1968.3.19）
	3・30	第4回町議会議員選挙（定数26）（〔43〕）
	3・一	天照山公園整備（〔14〕280）
	4・1	交通傷害保障条例施行（〔29〕）
	4・1	消防本部・消防署発足（〔14〕75）
	4・1	有料道路オレンジライン（湯河原新道）開通（2日から利用開始）（〔14〕75）
	5・27	湯河原小学校の体育館が完成（〔14〕77）
	6・26	小笠原諸島返還（*）
	11・1	真鶴道路の増設車線が開通（〔14〕82）
この年	“藤木川を美しくしよう”という運動が高まる（〔16〕1968.11.23）	
この年	吉浜小学校に特別支援学級を設置（〔30〕）	
この年	国民総生産が資本主義国第2位となる（*）	
1969 (昭和44)	2・4	吉浜小学校の校舎改築第1期工事（北校舎）が完成（〔23〕）
	3・24	温泉送湯本管の改良工事が完成（〔14〕280）
	3・31	白銀林道湯河原分開通（△）

年	月日	出 来 事
1963	11・一	吉浜小学校の体育館が完成（〔23〕）
	12・10	商工会設立（〔24〕）
1964 (昭和39)	この年	福浦でワカメ養殖を始める（〔25〕）
	3・30	第3回町議会議員選挙（定数26）（〔43〕）
	7・14	湯河原小学校のプールが完成（〔15〕）
	7・28	海岸埋立工事完成（〔14〕 34）
	8・一	七つの神社の統一祭礼として「湯河原温泉夏まつり」を開催（〔18〕 1964.7.22）
	8・一	旧湯河原、吉浜両森林組合が合併し、新湯河原森林組合が発足 （〔18〕 1964.6.4）
	10・一	東海道新幹線開業（*）
	10・6	体育協会が東京オリンピック聖火リレーに参加（〔5〕,〔18〕 1964. 10.6）
	10・10	東京オリンピック開催（～24日）（*）
	10・13	小田原市・橋町・箱根町・真鶴町と「消防相互応援協定」を締結 （〔44〕）
	11・8	東京パラリンピック開催（～12日）（*）
1965 (昭和40)	この年	湯河原パークウェイ完成（4月12日から定期バス専用道路として 利用開始、12月27日から一般利用開始）（〔18〕 1964.4.11, 12.16）
	2・7	南ベトナム民族解放戦線、米軍基地を襲撃、米軍、北爆開始（～ 1975年4月30日）（*）
	4・15	老人クラブ連合会発足（7団体）（〔45〕）
	6・22	日韓基本条約調印（*）
	7・22	箱根ターンパイク完成（小田原～大観山、7月23日から利用開始） （〔18〕 1965.7.23）
	7・30	吉浜在住の作家 谷崎潤一郎氏死去（〔18〕 1965.7.31）
	8・一	熱海ビーチライン開通（〔16〕 1965.8.12）
	8・26	湯河原町・真鶴町環境衛生事業推進協議会が結成（〔16〕 1965.8.20）
	9・7	旧湯河原中学校（中央）の体育館が完成（〔23〕）
	10・一	第10回国勢調査 人口：22,413人（〔11〕）
	10・15	大観山道路完成（奥湯河原～元箱根）（〔18〕 1965.10.16）
1966 (昭和41)	11・3	宮上在住の作家 山本有三氏が、町で初の文化勲章を受章（〔16〕 1965.10.30）
	12・20	南郷湧水の第一次配水工事が完成（〔14〕 48）
	3・一	中央農業協同組合設立（〔26〕）
	5・2	湯河原中学校に特別支援学級を設置（〔23〕）

第一節 年 表

年	月日	出 来 事
1959 (昭和34)	3・29	強風で「見附の松」が倒れる（2名死亡）（〔16〕1959.3.31）
	4・1	読書グループの「ホーム図書館」制度開始（〔3〕）
	4・30	第2回町長選挙及び町議会議員補欠選挙（定数1）（〔43〕）
	4・一	大黒崎焼却場操業開始（〔14〕280）
	5・6	第2代八亀武雄町長就任：2期目（〔6〕）
	5・7	千歳川、ふん尿で稚アユ5万尾も死ぬ（〔18〕1959.5.8）
	9・3	真鶴有料道路開通式（根府川～湯河原、4日から利用開始）（〔16〕1959.9.3）
	9・30	湯河原電報電話局が宮上で業務開始（〔19〕）
	1960 (昭和35)	1・19
3・30		第2回町議会議員選挙（定数26）（〔43〕）
8・25		鎌田正司氏がローマ・オリンピックに出場（バスケット、～9月11日）（▽）
10・1		第9回国勢調査 人口：19,743人（〔11〕）
11・28		新町建設基本計画策定（1960年度～1969年度）（〔20〕）
1961 (昭和36)	3・28	湯河原町章の制定（〔21〕）
	5・1	旧湯河原中学校・吉浜中学校を統合し、新湯河原中学校となる（初代校長：鈴木将英）（〔8〕）
	6・29	内閣総理大臣の裁定により、熱海市泉地区との合併が不成立（△）
	6・30	「刀<無銘伝行光>」が国指定重要文化財に指定（〔12〕）
	8・10	湯河原温泉旅館組合が熱海市泉地区の組合員を除外（〔18〕1961.8.11）
	8・一	幕山浄水場完成（〔14〕280）
1962 (昭和37)	12・一	吉浜上水道拡張工事完成（〔14〕17）
	7・7	東海道新幹線の南郷山トンネルが貫通（〔18〕1962.7.8）
	9・12	湯河原小学校の新校章を制定（〔15〕）
	10・26	役場第1庁舎完成（△）
	11・13	湯河原小学校開校90周年記念式典を開催し、記念誌を発行（〔15〕）
1963 (昭和38)	1・20	旧湯河原中学校（中央）の3階建ての新校舎が完成（〔8〕）
	2・11	育英奨学金条例施行（〔22〕）
	3・15	観光会館完成（4月1日から利用開始）（〔14〕23）
	4・30	第3回町長選挙（無投票）及び町議会議員補欠選挙（定数3）（〔43〕）
	5・6	第3代八亀武雄町長就任：3期目（〔6〕）
	8・14	部分的核実験停止条約調印（＊）
	10・28	湯河原郵便局が新局舎で業務開始（〔18〕1963.10.17）
	10・30	旧湯河原中学校（中央）のプラネタリウムが完成（△）

年	月日	出 来 事
1955 (昭和30)	3・30	新町建設計画策定（〔1〕）
	4・1	町村合併促進法により湯河原町・吉浜町・福浦村が合併し、現在の湯河原町が誕生（町長職務執行者：伊藤鶴松）（〔2〕,〔79〕）
	4・1	町村合併に伴い各小・中学校及び福浦幼稚園は湯河原町立となる（〔3〕）
	4・1	町村合併に伴い吉浜財産区を設立（〔4〕）
	4・1	体育協会発足（〔5〕）
	5・6	新生湯河原町第1回町長選挙 初代八亀武雄町長就任（〔6〕,〔43〕）
	5・16	「湯河原町農業協同組合」が第7回通常総会を開催し、名称を「湯河原農業協同組合」とする（〔7〕）
	6・一	旧湯河原中学校（宮上）の総2階校舎が完成（〔8〕）
	7・1	湯河原町消防団発足（初代消防団長：常盤與一、9分団349人）（〔9〕）
	8・一	万葉公園内に万葉館が完成（〔10〕 1956.2.8）
	10・1	第8回国勢調査 人口：17,971人（〔11〕）
	11・1	「土肥椚山巖窟（伝源頼朝隠潜地）」と「土肥一族の墓所」が県指定文化財に指定（〔12〕）
	12・23	吉浜中学校の制服を制定（〔8〕）
	12・23	熱海市泉地区編入紛争に関する調停成立の告示（②747）
	この年	「小作地所有状況調査結果報告書」が出される（③807）
	この年	国連協会の会員募集で、町にも71人の会員獲得目標が割り当てられる（③791）
	1956 (昭和31)	3・8
4・1		吉浜中学校が県より社会福祉事業研究校に指定（〔8〕）
5・24		湯河原駅前サービスセンター開設（△）
5・24		湯河原農協宮上支所開設（〔7〕）
8・27		旧湯河原中学校（宮上）のプールが完成（〔8〕）
8・一		広河原浄水場完成（〔13〕）
10・19		日ソ国交回復の共同宣言調印（*）
12・18		国連総会において日本の国連加盟を全会一致で承認（*）
1957 (昭和32)	4・13	湯河原小学校で町民大学の開校式を開催（〔3〕）
	4・一	駅下区画整理事務所新築（同事業開始は1955年1月）（△）
	5・1	吉浜保育所設置認可（吉浜 1725）（△）
	7・1	「湯河原広報」第1号発行（〔14〕 1）
	7・5	湯河原小学校に特別支援学級を設置（3学年～5学年、10名編成）（〔15〕）
	9・一	湯河原温泉送湯事業開始（〔14〕 2）

凡 例

- 1 この年表は、1955（昭和30）年の町村合併から2015（平成27）年3月時点までの湯河原町域を中心とした歴史的事項を収録した。
- 2 年表の構成は、「年」「月日」「出来事」の3欄とした。
- 3 各事項の文末の（ ）内の典拠を略記した。
（例）・『湯河原町史第1巻』P.747 → (①747)
 - ・典拠が『町史』以外のは、通し番号で表記し、その一覧を本文の次に示した。→ ([1])
 - ・頁が複数に及ぶ場合は「・」で表記した。
→ (②20・25)
 - ・出典が複数に及ぶ場合は「, 」で表記した。
→ ([14] 606, 607)
 - ・時代背景を理解するために、中学校で使用している教科書から抜粋した出来事は（*）で示した。
 - ・「新聞」が典拠の場合は発行年月日、「広報」の場合は発行号数を付した。
 - ・(△)は役場保存の書類で確認したことを、(▽)は当該企業等のホームページで確認したことを示す。
- 4 敬称は省略した。また、団体などの名称についても省略したものもある。

別編第二章 年表・統計

第一節 年表

湯河原町史

第四卷

町村合併六〇年のあゆみ
資料編 行政と教育・福祉

二〇二〇（令和二）年三月二十五日 発行

編集
発行 湯河原町

神奈川県足柄下郡湯河原町

中央二丁目二番地一

電話（〇四六五）六三一二一一

印刷 株式会社 きよひせ
